

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(I-1-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること(施策目標 I-1-1) 基本目標 1 : 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 : 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	担当 部局名	医政局 老健局	作成責任者名	医政局総務課長 姫野 泰啓 総務課医療国際展開推進室長 中西 浩之 歯科保健課長 小椋 正之 看護課長 習田 由美子 医事課長 林 修一郎 医療経営支援課長 和田 昌弘 地域医療計画課長 佐々木 孝治 参事官(特定医薬品開発支援・医療情報担当) 田中 彰子 医薬産業振興・医療情報企画課長 水谷 忠由 老健局老人保健課長 古元 重和
施策の概要	本施策は、以下を柱に実施している。				
	①医療の質向上に向けて、医療の質評価・公表やデータベース整備等を推進する。				
	②歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)等に基づき、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。))に関する施策を総合的に推進し、国民保健の向上に寄与する。 ・ 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯科口腔保健に関する施策について、総合的な実施のための方針、目標等を定めることを目的として「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」(平成24年厚生労働省告示第438号。以下「基本的事項」という。)を策定している。 ・ 基本的事項では、歯科疾患の予防、口腔機能の維持・向上、定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の保持・増進、歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備により、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を図ることとしている。各目標については、平成29年度に中間評価を行い、令和4年度を目途に最終評価を行う予定である。				
	③助産師出向の企画・実施・評価や、助産所と連携する医療機関確保のための調整・支援を行い、医療機関における助産師就業の偏在解消や助産所と連携する医療機関確保の推進等を図る。				
	④新専門医制度の円滑かつ適切な実施による質の高い専門医の養成や総合的な診療能力を有する医師の養成を推進する。 ・ 専門医については、制度を運用する学会が乱立して認定基準が統一されておらず、国民にとって分かりやすい仕組みになっていないとの指摘があり、また、専門医制度は医師の地域偏在、診療科偏在との関係から重要な課題と認識されてきた。 ・ そこで、厚生労働省において、医師の質の一層の向上を図ること等を目的として、平成23年10月より「専門医の在り方に関する検討会」を開催し、専門医に関して幅広く検討を重ね、平成25年4月に報告書を取りまとめた。報告書では、(1)中立的な第三者機関を設立し専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一に行うこと、(2)総合的な診療能力を有する総合診療専門医を専門医の一つとして基本領域に位置づけること、(3)養成数の設定において患者数や研修体制等を踏まえて地域の実情を総合的に勘案すること等とされている。 ・ この報告書を踏まえ、中立的な第三者機関として一般社団法人日本専門医機構が、研修病院に対する専門医の指導医の派遣支援、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一に行うこととされ、平成30年度から新専門医制度による専門医の養成が開始されている。 ・ 新専門医制度開始後も、地域医療や医師のキャリアに対する配慮が継続的になされるよう、専攻医の都市への集中抑制や柔軟な研修を可能とする取組が求められており、新専門医制度の円滑かつ適切な実施を支援することにより、質の高い専門医の養成に資する。 ・ また、近年、特定の疾患に限定することなく幅広い視野で患者を診る必要があること、高齢化に伴う特定の臓器や疾患を超えた多様な問題を抱える患者が増えていることなどから、総合的な診療能力を持つ医師が必要とされているところであり、その養成の支援を行うことにより、効率的かつ質の高い医療提供体制の整備や医師偏在対策に資する。				
	⑤外国人患者が安心して日本の医療サービスを受けられるよう、地域全体で外国人患者の受入れ環境を整備する。 ・ 我が国は、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)において、観光先進国の実現を目指しており、その中で、健康・医療戦略推進本部のもとに設置された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」で、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」が取りまとめられ、関係府省庁が連携して取組を進めている。今や我が国人口の50人に1人は在留外国人であり、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議)に基づき、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めることとしている。 ・ 今後も、日本の医療機関を受診する外国人患者が増加すると思われる中、外国人患者が円滑に医療機関を受診するにあたり、医療機関だけではなく、地方自治体、観光事業者・宿泊事業者等が連携して、地域全体として、外国人患者の受入体制を構築する必要がある。 ・ このほか、外国人の相談・診療が適切に行われるよう、多言語対応体制の確保に必要な支援を行う。				
	⑥病院経営管理指標等の医療施設への提供や持分なし医療法人への移行を促進することによって医療施設の質の向上とともに健全な経営の安定化を図る。 ・ 医療機関は、健全かつ安定した経営を維持した上で、経営上の問題点の改善はもとより、中長期的な展望に立った経営方針や経営戦略を策定することが必要とされている。そのため、病院の機能や規模、地域性に密着した経営状況の実態を係数的に把握し、病院の健全な運営を支援する。 ・ 持分あり医療法人は、社員の退社や死亡により、評価額が巨額となった持分の払戻を請求されるリスクがあるため、持分なし医療法人への移行が進められている。そのため、持分なし医療法人への移行に関する計画の認定に係る事前審査の一部を医療法人制度に精通する事業者に委託することにより、当該審査業務を円滑に進め、持分なし医療法人への移行を支援する。				
	⑦女性医師等の離職防止・復職支援を推進する。 ・ 医療現場における女性の進出が進んでおり、出産や育児といった様々なライフステージに対応して、女性医師等が安心して業務に従事できる環境の整備を進めている。				

	⑧人口構造の変化を見据えつつ、地域の医療ニーズに応じた質の高い効率的な医療提供体制を確保する。 ・医療法(昭和23年法律第205号)により、国は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制(以下「医療提供体制」という。)の確保を図るための基本的な方針を定め、都道府県は、当該方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定める。また、都道府県は、人口構造の変化を見据えつつ、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するため、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能ごとに推計し、地域医療構想として策定する。 ※ 都道府県は、五疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)五事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))及び在宅医療ごとに、必要な医療機能(目標、医療機関に求められる事項等)と各医療機能を担う医療機関の名称等を医療計画に記載し、地域の医療連携体制を構築。「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)により、第8次医療計画(2024年度～2029年度)から、医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加することとされている。 ※ 令和2年度には、第7次医療計画(2018年度～2023年度)の中間見直しに際し、医療計画作成指針を改正。医療部局と介護部局が連携の上、医療計画における在宅医療等の整備目標、第8期介護保険事業(支援)計画におけるサービスの量の見込みを整合的に定めるに当たっての基本的な考え方を整理し、都道府県へ示している。 ・消防法(昭和23年法律第186号)により、都道府県は、傷病者の搬送・受入れの実施基準を定めることとされている。 ・救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)により、国は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図っている。 ・介護保険法における市町村の地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業を位置づけ、市町村を主体とした在宅医療と介護の連携を図っている。	
施策を取り巻く現状	1. 医療の質向上に資するデータベース整備の現状 ・臨床効果データベース整備事業により整備された臨床効果データベースに該当する主要な診療領域の数は、事業開始以降以降一貫して増加している ・医療の質を向上させるため、平成22年度から医療の質の評価・公表の取組を行う病院団体を支援することで、約千の病院が取組を行うようになった。しかしながら、データ収集の負担、医療の質の向上活動を担う中核人材不足を理由とした参加病院数の伸び悩み、団体間での臨床指標やその定義のばらつきなどが課題となっている。 2. 歯科口腔保健に関する施策の現状 ・骨太の方針2023において、生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)に向けた取組の推進等の歯科口腔保健の充実や、歯科専門職の人材確保を含めた歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むことが盛り込まれた。 3.助産師就業の現状 ・就業助産師の人数は増加傾向であり、令和2年末現在で37,940人(衛生行政報告例)となっている。 ・医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスク・シフト/シェアの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要である。 4. 新専門医制度の現状 ・新専門医制度における専門認定医数は、令和3年度が3,966人、令和4年度が7,159人となっており、一貫して増加している。 ・経済財政運営と改革の基本方針2019を踏まえ、大学医学部において、「地域を診る医師」としての役割を担う総合診療医を養成・確保するための拠点(総合診療医センター(仮称))を整備し、一貫した指導体制のもと、卒前教育から専門研修やその後のキャリアパスの構築等を継続的に支援するための事業(「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業」)として令和2年度に予算を確保した。当該事業に応募があった大学から企画競争による総合評価によって6大学(秋田大学、福島県立医大、新潟大学、福井大学、三重大学、島根大学)を採択し、令和2年9月から事業に着手し、令和3年には大分大学が、令和5年には広島大学が採択され、8大学となった。 5. 外国人患者の受入れの現状 ・訪日外国人は、令和元年までの増加の推移(3,188万人(令和元年))を経た後、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少していたが、令和4年10月の水際対策の緩和に伴い、再び増加が見られ、また令和5年5月の5類感染症への移行に伴い、今後も更なる増加が見込まれている。 ・在留外国人についても、約308万人(2022年12月末時点)と増加傾向にある。 6. 病院経営管理及び持分なし医療法人への移行計画の現状 ・高齢化の進展に伴い患者の疾病構造が変化する中で、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善など「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」のため、それぞれの医療施設においても様々な課題に取り組む必要がある。加えて、近年では、新型コロナウイルスや物価高騰の影響など、医療施設の安定的な経営を継続していくには難しい状況がある。 ・「持分なし医療法人」への移行計画の認定制度は、平成26年の制度創設後も累次の期限延長や税制措置の拡充、認定要件の見直しが行われており、令和5年3月31日までに1,712法人が持分あり医療法人から持分なし医療法人へ移行している。 7. 女性医師等の離職防止・復職支援の現状 ・医師国家試験合格者に占める女性の割合は近年全合格者の約3分の1となっており、その結果、年々女性医師数は増加し、女性医師の割合も2000年は14.4%であったが、2010年は18.9%、2020年では22.8%と急激に伸びている。一方、女性医師は出産や育児等のためキャリアを中断したり労働時間が短くなる傾向にある。	
施策実現のための課題	1	根拠に基づく医療(EBM)の浸透や、患者・国民による医療の質への関心の高まり等から、医療の質の向上及び質に関する情報の公表が求められている。
	2	口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差(地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。)を縮小させる必要がある。そのための生活習慣の改善や社会環境の整備等が求められている。
	3	助産師は病院に偏在しており、多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難になっている。分娩を取り扱う医療機関の減少等により、助産所と連携して妊産婦の異常に対応する医療機関の確保が困難になっている。
	4	新専門医制度においては、地域医療や医師のキャリアに対する配慮を行いながら、質の高い専門医の養成が求められている。卒前教育から卒後のキャリア支援までを行う一貫した指導体制の確立による総合的な診療能力を持つ医師の養成が求められている。
	5	外国人患者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、国内の医療機関において、外国人患者受入のための環境整備が不可欠である。

	6	少子高齢化による医療保険制度の持続可能性が問われている近年において、医療施設は地域において医療サービスを安定的に提供し続けることが求められている。	
	7	出産・育児等による離職のため、卒後概ね10年目から20年目付近にかけて、女性医師の就業率が男性医師と比べて大きく低下しており、女性医師の就業者数が減少していると考えられている。	
	8	少子高齢化の進展に対応するため、地域における病床機能の分化・連携を推進するための医療提供体制の構築が課題となっている。	
	9	高齢化の進展に伴い、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ要介護者や認知症高齢者が増加するなど、医療と介護を一体的に提供できる体制が求められており、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まっている。	
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	医療の質向上に資する医療の質評価・公表やデータベース整備等の推進	各医療機関が診療を行っている患者の診断、治療効果等に関する情報を全国的に収集・分析し、分析結果等を公表するためのデータベースを構築することは、医療の質を向上させるために、非常に有益であると考えられるため、国においてもその取組を推進する必要があるため。
	目標2 (課題2)	地域の実情に応じた歯科口腔保健施策の推進	今後の歯科口腔保健施策は、口腔機能の維持・向上や回復、歯科疾患等の予防、重症化予防に対する取組が求められているが、各地域における人口構成や歯科疾患の状況を踏まえつつ、歯科口腔保健に係る歯科医師等歯科医療専門職種や歯科医療機関等の役割の明示・分担を図り、他職種や他分野との連携体制の構築状況等の地域の実情に応じて進めることで、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を図る必要があるため。
	目標3 (課題3)	助産師出向の推進、助産所と連携する医療機関確保の推進	医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設の確保、助産実践能力の向上のため、都道府県単位で協議会を設置しマッチングを行うことで、病院・診療所・助産所間での、助産師出向を推進する必要があるため。 助産所における安全性確保のためには、連携医療機関確保を推進する必要があるため。
	目標4 (課題4)	地域医療に配慮した専門医養成の推進、総合診療科医師を責任者とする総合診療医センターの設置の推進	地域において良質な医療を提供するためには、質の高い専門医を養成する必要があるため。 総合的な診療能力を持つ医師の養成を推進するためには、卒前教育から卒後のキャリア支援までを行う一貫した指導体制を確立する必要があるため、拠点となる総合診療医センターの設置が必要であるため。
	目標5 (課題5)	外国人患者の受入れ環境の整備の推進	外国人患者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療機関を含め地域全体として、外国人患者の受入環境を整備する必要があるため。
	目標6 (課題6)	病院経営管理指標等の医療施設への提供や持分なし医療法人への移行の促進	少子高齢化による医療保険制度の持続可能性が問われている近年において、医療施設は地域において医療サービスを安定的に提供し続けることが求められているため。
	目標7 (課題7)	女性医師の就業の推進	出産、育児等の理由で女性医師の就業率が男性医師と比べて大きく低下しており、女性医師の就業者数が減少していると考えられているため。
	目標8 (課題8)	医療計画に基づく医療提供体制の構築	地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることが必要であるため。
	目標9 (課題9)	在宅医療・介護連携の推進	増大する慢性期の医療・介護ニーズに対しては、在宅医療を含め、医療・介護のネットワーク全体で対応していくことが必要であるため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度			年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	事業により整備された臨床効果データベースに該当する主要な診療領域の数(アウトプット)	0	平成25年度	21	令和5年度	16	19	20	21	21	疾病や診療方法の分析、創薬・医療機器開発、診療ガイドラインの作成等を行うためのデータベースの数が増える事で、医療の質の向上が見込まれるため。	内科系・外科系ともデータベースとして整備すべき疾患領域が全面的にカバーするため、臨床効果データベースに該当する主要な診療領域の数の増加を指標として選定し、当該数値を前年度より向上させることを目標としている。 (参考)平成27年度実績:累計6領域、平成28年度実績:累計8領域、平成29年度実績:14分野、平成30年度実績:累計17分野
						18	19	20	21			
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	医療の質向上のための体制整備事業 (令和元年度)	48百万円	48百万円	48百万円	1	(1)医療の質向上のための協議会(以下「協議会」という。)の設置・運営 協議会においては、医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及のあり方、医療の質向上活動を担う中核人材の養成のあり方、臨床指標の標準化のあり方等について検討を行う。 (2)医療の質向上のための事務局の設置・運営 事務局においては、医療の質向上のための協議会の運営、医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及等を行う。						2023－厚労－22－0136
		48百万円	48百万円									
(2)	臨床効果データベース整備事業 (平成26年度)	0.3億円	0.3億円	0.3億円	1	日本では、治療成績等の前提とすべきデータが不足しているため、関係学会等が取り組む医療の質の向上の検討等に資する、患者毎の治療内容や治療効果等を登録するデータベースの構築に対し財政支援を行う。						2023－厚労－22－0023
		0.3億円	0.2億円									
(3)	医療広告等の監視強化事業 (平成29年度)	0.5億円	0.5億円	0.8億円	1	医療機関のホームページ等に起因する美容医療サービスに関する消費者トラブルが発生し続けていることから、ネットパトロールを実施により、医療等に係るウェブサイト上の広告の監視体制を強化する。また、自治体における相談・指導状況等の実態調査を行うほか、医療広告協議会（有識者会合）において、医療広告規制に係る判断・解釈、指導内容の統一に向けて、現状の課題に関する認識の共有を行うとともに、医療広告規制への関係者の理解を深めるため、事例解説書の更新等を進める。						2023－厚労－22－0034
		0.5億円	0.5億円									

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
②	障害者が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等(第9条)、 歯科疾患の予防のための措置等(第10条)に資する事業の実施増加	152	－	152	令和5年度	－	－	152	152	152	障害者が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等(第9条)、 歯科疾患の予防のための措置等(第10条)に資する事業を実施する地方自治体(都道府県、保健所設置市、特別区)数を指標として選定した。	都道府県、保健所設置市、特別区の自治体、計152すべての事業実施を目標としている。 次回は令和6年に調査予定。
						－	－	74%	－			
3	歯科健診を実施している自治体数の増加 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野23】	79.4%	令和3年度	前年度以上	令和4年度	－	－	－	前年度以上	前年度以上	新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIの目標値として設定されているため。	・ 目標値については、新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIの目標値と同じ値を設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
						－	－	79.4%	集計中 (R6年3月公表予定)			
達成手段2		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(4)	8020運動・口腔保健推進事業費 (平成25年度)	8.0億円	8.3億円	11.5億円	2.3	地域の実情に応じた総合的な歯科口腔保健医療施策を進めるための体制の確保、歯科疾患予防、歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者・高齢者等への対応やそれを担う人材の育成、歯科口腔関連調査研究及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。						2023－厚労－22－0020 2023－厚労－22－0021 2023－厚労－22－0022
		4.3億円	4.3億円									

(5)	歯科健康診査等推進事業 (平成30年度)	2.2億円	3.5億円	5.4億円	2.3	効果的かつ効率的な歯科健診の実施等を検討していくため、以下の事業を行う。 (1)歯科健康診査推進事業 ①健診の効率化に資する取組:自治体や職域における事例を検討し、効果的・効率的な歯科健診の方法について調査・検証 ②健診の導入促進に資する取組:健診受診による医療費への影響等を分析するなど、医療費に対する費用対効果のフォローアップ等 (2)歯周病予防に関する実証事業:歯周病予防対策を強化する観点から、どのような手法による取組が受診率の向上や歯周病予防のためのセルフケア等の定着等に効果的であるのかについて検証する。	2023－厚労－22－0038
		2.1億円	3.3億円				
(6)	歯科保健医療情報収集・分析等推進事業 (令和2年度)	72百万円	66百万円	66百万円	2.3	データ等を有効に活用し、地方自治体等が効果的・効率的に歯科口腔保健施策の企画・立案を推進することを目的として実施する。各地方自治体等が、地域の状況に応じた歯科保健医療の推進・提供体制の確保等に向けた取組を進めていくことができるよう、歯科保健医療に関する各種データの情報収集を行い、それらの精査・分析等を行った上で、見える化やデータ解析ツール作成等を行う。	2023－厚労－22－0050
		60百万円	55百万円				
(7)	ICTを活用した医科歯科連携の検証事業 (令和2年度)	31百万円	31百万円	31百万円	2	歯科標榜のない病院や介護施設と地域の歯科医療機関との間において、口腔衛生の管理等に関する情報通信機器を用いた診療等に関するモデル事業等を実施し、効果的・効率的な歯科専門職の介入方法及び適切な運用・活用方法等の検討を行い、医科歯科連携を推進するためのオンライン診療や情報通信機器を用いた医科歯科連携を含む他職種連携のありかたを検証する。	2023－厚労－22－0049
		28百万円	1百万円				
(8)	歯科疾患実態調査 (令和3年度)	86百万円	45百万円	－	2.3	わが国の歯科保健状況を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。 令和4年度においては、300地区（調査客対数約15,000人）を対象に、対象者の一般的状況（年齢、性別、地区等）、う蝕の罹患及びその処置状況、歯周疾患の罹患状況、歯の喪失及びその処置状況、予防措置状況、歯口清掃状況等の項目の調査を実施した。	2023－厚労－22－0066
		－	28百万円				

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値									
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
○4	助産師出向人数の増加数 (アウトプット)	－	－	前年度以上	令和5年度	前年度(93人)以上	前年度(84人)以上	前年度(42人)以上	前年度(66人)以上	前年度(70人)以上	助産師偏在が拡大しないようにするために、各都道府県における助産師出向が促進される必要があることから、当該事業により出向した助産師数を指標として選定した。	都道府県の周産期医療提供体制の実情に応じて出向する人数や期間を検討する必要があることから、目標値を「前年度以上」としている。	
						84	42	66	70				
5	助産師出向等支援導入事業実施都道府県数 (アウトプット)	－	－	前年度以上	令和5年度	前年度(24都道府県)以上	前年度(25都道府県)以上	前年度(25都道府県)以上	前年度(26都道府県)以上	前年度(25都道府県)以上	助産師偏在が拡大しないようにするために、助産師就業の偏在の実態把握を始めとした取組が各都道府県で実施される必要があることから、当該事業実施県数を指標とした。	産科医師の負担軽減や地域における安全・安心・快適なお産の場の確保は全ての都道府県において実施する必要があるものの、産科医療機関及び助産所の数や助産師の就業状況には差があり、各都道府県の実情に応じて事業実施を支援する必要があることから、毎年度の目標値を「前年度以上」としている。	
						25	25	26	25				
達成手段3		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額	予算額										
		執行額	執行額										
(9)	助産師活用推進事業(旧:助産師出向等支援導入事業)	医療提供体制推進事業費補助金239億円の内数	医療提供体制推進事業費補助金240億円の内数	医療提供体制推進事業費補助金251億円の内数	4.5	都道府県に関係団体や学識経験者等で構成した協議会を設置し、助産師出向の検討や助産師就業の偏在の実態把握、対象施設の選定・調整、運営等の事業の企画・実施・評価を行い、医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設の確保、助産実践能力の向上等を図る。また、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握や、助産所と連携する医療機関を確保するための調整・支援等を行う。 補助先:都道府県 補助率:定額							2023－厚労－22－0003－16
		医療提供体制推進事業費補助金238億円の内数	医療提供体制推進事業費補助金238億円の内数										

達成目標4について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
		基準年度		目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
⑥	日本専門医機構認定の基本領域の専門医数(アウトカム)	18,088人	令和元年度	前年度以上	前年度以上	—	—	—	—	前年度(66,561人)以上	新たな専門医の仕組みにより質の高い専門医を養成するためには、新たに設立された日本専門医機構が認定する基本領域の専門医数とした。	質の高い専門医を多く養成することにより、質の高い効率的な医療提供体制の整備を推進するものであり、基本領域の専門医の養成が現在行われているため、令和5年度目標値については前年度以上とした。	
						25,138人	38,635人	51,751人	66,561人				
⑦	総合診療医センターを整備している大学が所在する都道府県(アウトカム)	6県	令和2年度	前年度以上	令和5年度	—	47都道府県	前年度(6県)以上	前年度(7県)以上	前年度(7県)以上	効率的かつ質の高い医療提供体制の整備や医師偏在対策に資するよう、総合的な診療能力を持つ医師の養成を推進するためには、卒前教育から卒後のキャリア支援までを行う一貫した指導体制を確立する必要があることから、拠点となる総合診療医センターの設置数を指標とした。	総合診療医センターの設置数を増加させることにより、総合的な診療能力を持つ医師の養成数を増やし、質の高い効率的な医療提供体制の整備を推進するものであり、その進捗状況を測る指標として、毎年度の目標値を「前年度以上」としている。	
						—	6県(当該事業採択による)	7県(当該事業採択による)	7県(当該事業採択による)				
達成手段4		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額										
		執行額	執行額										
(10)	専門医認定支援事業 (平成26年度)	2.8億円	2.0億円	1.8億円	6	・指導医の派遣に伴う代替医師雇上費用等について派遣元病院に財政支援を行う。 ・第三者機関が行う以下の事業について財政支援を行う。 ①各都道府県協議会との連絡調整体制の構築、②地域医療確保の観点を踏まえた研修プログラムのチェック業務、③訪問調査を担当するサバイヤーを養成するための講習会の開催、④総合診療専門医の研修プログラムにおける研修プログラム統括責任者及び指導医の養成、⑤専門医に関するデータベース作成、⑥専門医研修に係る相談支援体制の構築 ・新専門医制度の円滑かつ適切な実施を支援することにより、質の高い専門医の養成に資する。							2023－厚労－22－0025
		2.2億円	2.7億円										
(11)	総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業 (令和2年度)	2.9億円	4.0億円	3.4億円	7	・地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医を養成・確保するための拠点(総合診療医センター)を整備する。 ・一貫した指導体制のもと、卒前教育から専門研修やその後のキャリアパスの構築等を継続的に行うことにより、総合的な診療能力を持つ医師の養成が可能となる。							2023－厚労－22－0052
		2.9億円	2.9億円										

達成目標5について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
⑧	外国人患者受入認証病院数(アウトプット)	—	—	前年度以上	令和5年度	前年度(56施設)以上	前年度以(72施設)上	88施設	85施設	前年度(71施設)以上	外国人患者を受け入れる医療機関の質の確保のため、第三者機関により外国人受入体制等について認証を受けた、外国人受入認証病院数を指標とした。 (参考)平成27年度:10施設、平成28年度:19施設、平成29年度:41施設、平成30年度:51施設	第三者機関が、中立・公平な立場で、国際的に高い評価を得ている日本の医療サービスを外国人が安心・安全に享受できる病院として評価・認証することで、外国人受入環境整備を推進している。昨年度今の認証病院数の減少を踏まえ、目標値を前年度以上とした。	
						72施設	78施設	75施設	71施設				
9	医療通訳等配置病院数(アウトプット)	—	—	前年度以上	令和5年度	前年度(45施設)以上	前年度(57施設)以上	222施設	352施設	前年度(358施設)以上	外国人が安心して医療サービスを受けるためには、言語の面において適切なサポートを行う医療通訳者の存在が重要であり、医療通訳者が配置された拠点病院数を指標とした。 (参考)平成27年度:19施設、平成28年度:28施設、平成29年度:37施設、平成30年度:45施設 ※令和2年度より、集計対象を都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」へ変更。	外国人が安心して医療サービスを受けるため、地域の外国人患者受入の拠点となる医療機関における多言語対応等の体制整備を進めている。昨年度の努力・実績を踏まえ、目標値を前年度以上とした。	
						57施設	212施設	302施設	358施設				

10	地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置都道府県数(アウトプット)	—	—	前年度以上(令和元年度以上)	令和5年度	—	前年度以上	47	47	令和元年度以上	地域全体として外国人患者の受入環境を整備するため、都道府県における地域の外国人患者受入れに関する課題の整理及び対応方針を策定するための協議の場等の設置数を指標とした。 ※令和2年度及び令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響による訪日外国人の減少、自治体において感染症対応策等が優先されることを踏まえ、都道府県の事務負担を考慮しアンケート調査を実施しなかった。	外国人が安心して医療サービスを受けるための体制整備は、地域の実情を踏まえ協議する必要がある。地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者が集まり、地域の実態把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議等を行う協議会を設置することを目標とし、目標値を前年度以上とした。
達成手段5		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(12)	外国人受入医療機関認証制度等推進事業 (平成23年度)	6.4億円 2.1億円	10.7億円 2.0億円	11.1億円	8,9,10	外国人が安心して日本の医療サービスを受けられるよう、以下の取組を行う。 ①外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の周知・浸透を図る ②地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大を進め、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指すため、以下を実施 ・医療通訳や医療コーディネーターの医療機関への配置支援 ・地方自治体や病院団体等を通じた電話通訳の促進させることで、電話通訳の利用を促進 ③地域の課題の協議等を行う分野横断的な関係者による協議会の運用支援、医療機関等からの相談に対応できるワンストップ窓口の運用支援 ④医療コーディネーター等養成研修の実施 ⑤希少言語に対応した遠隔通訳サービスの実施						2023—厚労—22—0018

達成目標6について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
⑪	病院経営管理指標の利用者割合(%) (アウトカム)	26.9%	平成28年度	40.9%	令和5年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	経営管理指標をより多くの医療施設が活用することにより、経営上の各種課題に対して客観的な数値に基づいて合理的・効率的な対応を図ることが可能となり、地域医療の安定化に寄与する。 (参考1)平成27年度実績:18.5%、平成28年度実績:26.9%、平成29年度実績30.1%、平成30年度実績:39.5% (参考2)令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者割合の調査が実施できなかったため、実績値は「—」にしている。令和3年度目標(43.7%)については、直近2か年の実績である平成30年度→令和元年度の伸び率(2.1%)を令和元年度実績(41.6%)に加えて算出 (参考3)令和4年度実績値41.1%は、分母:回答者の人数(1,393人)、分子:閲覧・利用したことがある人数(573人)から算出したものの。	
						前年度(39.5%)以上	前年度(41.6%)以上	43.7%以上	44.5%以上	40.9%		
12	持分なし医療法人への移行認定数	210件	令和元年度	200件	令和5年度	100件	200件	200件	200件	200件	持分なし医療法人への移行は安定的な医療提供体制の確立に資することから、認定数を指標とした。 (参考1)医療法上の定めにより令和2年9月に申請期限を迎え、医療法改正により令和3年5月に申請受付を再開した経緯があることから、駆け込み等により令和2年度は多くなり、また申請期限を迎え申請が出来なかった期間が含まれることにより令和3年度は減少していると考えられる。	
						210件	300件	85件	132件			
達成手段6		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(13)	医療施設経営安定化対策費	0.5億円 0.3億円	0.1億円 0.09億円	0.1億円	11	病院経営管理指標等を医療施設に提供することにより、医療施設の経営改善に係る自助努力を支援し、医療施設の質の向上とともに健全な経営の安定化を図る。						2023—厚労—22—0012
(14)	持分なし医療法人への移行計画に関する認定審査等経費	0.1億円	0.1億円	0.09億円	12	持分なし医療法人への移行を促進することにより、健全な経営の安定化を図る。						2023—厚労—22—0039
		0.03億円	0.03億円									

達成目標7について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
⑬	医師調査における女性医師の離職割合※医療施設従事女性医師数(医師・歯科医師・薬剤師調査(隔年))より算出:女性無職者数/女性医師数(アウトカム)	0.80%	平成26年度	基準値以下	2年に1度		基準値(0.8%)以下		基準値(0.8%)以下		・ 出産・育児等による離職のため、卒後概ね10年目から20年目付近にかけて、女性医師の就業率が男性医師と比べて大きく低下しており、女性医師の就業者数が減少していると考えられている。ただし実際の就業率は精緻な算出が必要なため、簡易的に医師調査から離職割合を算出する。 ・ 基準年度については、平成26年から精緻な就業率を算出していることから、簡易的な値も平成26年を基準とする。 ・ 目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師届出が2年に1度実施されていることから、次回届出時点において、現在の離職割合よりも低下していることを確認する。 (参考)平成28年度実績:0.7%、平成29年度実績:データなし(2年に1度の調査のため)、平成30年度実績:0.7%	女性医師の離職割合を下げるためには、医療現場だけでなく社会全体の子育てに対する両性の役割分担や地域の関わり等の意識について変容が必要であり、また子育て支援制度の充実が不可欠である。そのため急激な改善は困難であり、基準値の0.8%以下と設定している。	
達成手段7		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号		
		執行額	執行額										
(15)	女性医師支援センター事業 (平成18年度)	1.4億円	1.4億円			・女性医師バンク事業として、就業を希望する女性医師等と、医師の採用を希望する医療機関等の情報収集を行い、就業希望条件が適合する女性医師等に対して当該医療機関を紹介し、採用に至るまでの間の支援等を行う。 ・再就業等講習会事業として、女性医師等の就業支援に効果のある講習会、講演会等の実施または支援を行う。さらにその他様々な啓発活動の実施に向けての支援を行う。 ・ 臨床医に占める女性医師の割合は約20%、医師国家試験合格者に占める女性の割合は3分の1と近年女性医師数は急増している。一方、女性医師は出産や育児等のため離職したり労働時間が短くなる傾向にある。このため、本事業により、女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図りつつ、もって医師確保対策に寄与する。					2023－厚労－22－0040		
		1.4億円	1.4億円	1.6億円	13								
(16)	子育て世代の医療職支援事業(旧:女性医師キャリア支援モデル普及推進事業※平成27～29年度、女性医療職等の働き方支援事業※平成30～令和3年度)(令和4年度)	0.42億円	0.52億円			・近年医師の女性割合が高まっており、ライフイベントとキャリアの両立が課題となっている。医師の働き方改革を進め、子育てを契機とした離職を防止するためには、子育てを女性だけの問題とせず、男性も含めた医療機関内の意識改革を進めることが重要であるため、子育て世代の医療職支援の先駆的な取組を行う医療機関に対して、地域の医療機関に普及可能な支援策のモデルの構築やシンポジウム等の普及・啓発等のための必要経費を補助する。女性医師等の離職防止を図ることで医師確保対策に寄与する。					2023－厚労－22－0043		
		0.42億円	0.47億円	0.52億円	13								

達成目標8について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
14	一般市民が目撃した心原性心肺停止者の一ヶ月後の生存率(救命率)(アウトカム)	—	—	前年以上	毎年	前年度(13.9%)以上	前年度(13.9%)以上	前年度(12.2%)以上	前年度(11.1%)以上	前年度以上	・ 救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、救急患者を円滑に受け入れ、早期に治療を行うことで生存率(救命率)の向上を図ることは重要な課題である。 ・ また、一般市民が応急手当(心肺蘇生)を行うことで良好な生存率を期待することができることから、一般市民が目撃した心原性心肺停止者の一ヶ月後の生存率(救命率)を測定し、その数値を前年度と比較して向上させることを目標とした。 (参考1)平成28年実績:13.3%、平成29年度実績:13.5%、平成30年度実績:13.9% ※集計は年単位 (参考2)令和3年度実績値12.2%は、分母:一般市民が心原性心肺機能停止の時点を目撃した傷病者の人数(2万6,500人)、分子:1ヵ月後生存者の人数(2,944人)から算出したもの。	生存率(救命率)については、一定水準で推移しており、引き続き向上を図っていく必要があるため、前年度以上を目標値とした。	
						13.9%	12.2%	11.10%	集計中(R5年12月公表予定)				

15	一般市民が目撃した心原性心肺停止者の一ヶ月後の社会復帰率(アウトカム)	—	—	前年以上	毎年	前年度 (9.1%)以上	前年度 (9.0%)以上	前年度 (7.5%)以上	前年度 (6.9%)以上	前年度以上	・ 救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、救急患者を円滑に受け入れ、早期に治療を行うことで救命後の後遺症の軽減等の向上も重要な課題である。 ・ また、一般市民が応急手当(心肺蘇生)を行うことで良好な社会復帰率を期待することができることから、一般市民が目撃した心原性心肺停止者の一ヶ月後の社会復帰率を測定し、その数値を前年度と比較して向上させることを目標とした。 (参考1)平成28年度実績:8.7%、平成29年度実績:8.7%、平成30年度実績:9.1% ※集計は年単位 (参考2)令和3年度実績値7.5%は、分母:一般市民が心原性心肺機能停止の時点を目撃した傷病者の人数(2万6,500人)、分子:1ヵ月後社会復帰者の人数(1,838人)から算出したもの。	社会復帰率については、一定水準で推移しており、引き続き向上を図っていく必要があるため、前年度以上を目標値とした。
16	災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率(アウトプット) 【国土強靱化アクションプラン2017項目関連:1-2】 【アクションプランの重要業績指標】	—	—	前年度以上	毎年度	前年度 (90.7%)以上	前年度 (92.4%)以上	前年度 (93.6%)以上	前年度 (94.6%)以上	前年度以上	・ 災害時に適切に医療を提供する観点から、災害時医療の拠点として、多数発生する傷病者の受入や被災地内の医療機関の支援等を行う災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化を図ることは重要な課題であり、それらの耐震化を促進し、全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率を向上させることを目標とした。 (参考1)平成28年度実績:87.6%、平成29年度実績:89.4%、平成30年度実績:90.7% (参考2)令和3年度実績値94.6%は、分母:回答病院数の件数(771件)、分子:全ての建物に耐震性のある病院の件数(729件)から算出したもの。	災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率については、一定水準で推移しており、引き続き向上を図っていく必要があるため、前年度以上を目標値とした。
17	災害派遣医療チーム(DMAT)養成数(アウトプット)	—	—	前年度以上	毎年度	前年度(56チーム)以上	前年度(60チーム)以上	前年度(1チーム)以上	前年度(7チーム)以上	前年度(19チーム)以上	・ 災害時に適切に医療を提供する観点から、救命医療に携わる医療従事者(災害急性期(発災後48時間以内)に迅速に被災地に赴き活動できるトレーニングを受けた災害派遣医療チーム(DMAT))を養成しており、DMATチーム数の維持・拡充させることを目標とした。 ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、DMAT隊員養成研修の開催が4回に留まった(例年25回程度開催)。 ・ 令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、DMAT隊員養成研修の開催が8回に留まった(例年25回程度開催)。 (参考)平成28年度実績:63チーム、平成29年度実績:59チーム、平成30年度実績:56チーム 災害時に適切に医療を提供する観点から毎年度継続的にDMATチームを養成することが重要であり、目標値は前年度の養成数以上とした。	南海トラフにおける想定は、平成25年度厚生労働科学研究「南海トラフ巨大地震の被害想定に対するDMATによる急性期医療対応に関する研究」において、初動時に必要なDMATチーム数は1,392チームと算出されているところ、令和4年4月時点の全国で、2,040チームがDMAT指定医療機関に登録されているが、引き続き向上を図っていく必要があるため、前年度以上を目標値とした。
18	へき地医療拠点病院の中で主要3事業(巡回診療、医師派遣、代診医派遣)の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合(アウトプット)	65%	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度 (67.2%)以上	前年度 (67.8%)以上	前年度 (66.2%)以上	前年度 (74.2%)以上	前年度以上	・ へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関を増やしていくことは、良質かつ適切なへき地医療を提供する体制の構築につながることから、当該数値を前回と比較して向上させることを目標とした。 (参考1)令和元年度実績値67.8%は、分母:へき地医療拠点病院の件数(323件)、分子:へき地医療拠点病院の中で主要3事業(巡回診療、医師派遣、代診医派遣)の年間実績が合算で12回以上の件数(219件)から算出したもの。 (参考2)令和2年度実績値66.2%は、分母:へき地医療拠点病院の件数(331件)、分子:へき地医療拠点病院の中で主要3事業(巡回診療、医師派遣、代診医派遣)の年間実績が合算で12回以上の件数(219件)から算出したもの。 (参考3)令和3年度実績値74.2%は、分母:へき地医療拠点病院の件数(345件)、分子:へき地医療拠点病院の中で主要3事業(巡回診療、医師派遣、代診医派遣)の年間実績が合算で12回以上の件数(256件)から算出したもの。	へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合は、一定水準で推移しており、引き続き向上を図っていく必要があるため、前年度以上を目標値とした。

19	周産期死亡率(出産1,000対) (アウトカム)	3.5 (3.6)	平成29年度 (平成28年度)	前年度以下	毎年度	前年度 (3.3)以下	前年度 (3.4)以下	前年度 (3.2)以下	前年度 (3.4)以下	前年度以下	・ 周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体、胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療であり、周産期における救命率を向上させることが重要な課題であることから、その死亡率を前年度と比較して低下させることを目標とした。 (参考1) 平成28年度実績:3.6、平成29年度実績:3.5、平成30年度実績:3.3 (参考2) 妊娠満 22週以後の死産数と早期新生児死亡数を出生数と妊娠満 22週以後の死産数で除し、算出したもの(出産1000対)。 【計算式】 (妊娠満 22週以後の死産数＋早期新生児死亡数)÷(出生数＋妊娠満 22週以後の死産数)×1,000	周産期死亡率については、低下傾向にあり、引き続きこの傾向を維持していく必要があるため、前年度以下を目標値とした。
20	幼児(1～4歳)死亡率(人口10万対) (アウトカム)	17.8 (17.7)	平成29年度 (平成28年度)	前年度以下	毎年度	前年度 (16.8)以下	前年度 (17.5)以下	前年度 (12.8)以下	前年度 (13.8)以下	前年度以下	・ 小児医療については、他の先進国と比べ、乳児死亡率は低いものの、1～4歳児死亡率は高くなっており、幼児の死亡率を低下させることは喫緊の課題であるため、1～4歳の死亡率を測定し、その数値を前年度と比較して低下させることを目標とした。 (参考1) 平成28年度実績:17.7、平成29年度実績:17.8、平成30年度実績:16.8％ (参考2) 幼児(1～4歳)死亡数を幼児(1～4歳)人口で除し、算出したもの(人口10万対)。 【計算式】 幼児(1～4歳)死亡数/幼児(1～4歳)人口×100000	幼児(1～4歳)死亡率については、低下傾向にあり、引き続きこの傾向を維持していく必要があるため、前年度以下を目標値とした。
21	重点支援区域として支援した事例数(アウトプット)	—	—	直近3力年度の平均値以上	毎年度	—	—	8例	6例	5例	全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行っており、当該支援を拡大していくことが地域医療構想の推進につながることから、支援事例を増加させることを目標とした。	重点支援区域の設定は、都道府県の申請に基づき実施されるものであり、申請には地域の合意が必要であることから、各年度の申請数に幅が生じてしまうため、3か年度の平均により目標値を設定した。
達成手段8		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(17)	医療施設の施設整備の支援 (昭和31年度)	77.8億円 54.9億円	46.5億円 19.4億円	29.5億円	18	無医地区等における医療の確保を図るため、へき地拠点病院やへき地診療所等が行う施設整備や、都道府県の定める医療計画を推進するため、救命救急センターや周産期医療施設等の施設整備にかかる財政支援を実施。						2023－厚労－22－0015
(18)	へき地における医療提供等の実施 (昭和32年度)	20.0億円 19.1億円	19.8億円 19.8億円	16.6億円	18	無医地区等における医療の確保を図るため、へき地診療所の運営経費、へき地診療所への代診医派遣及び無医地区等での巡回診療等の実施に対する財政支援を実施。						2023－厚労－22－0005
(19)	医療施設の設備整備の支援 (昭和36年度)	125.6億円 105.5億円	27.3億円 25.2億円	20.7億円	18	無医地区等における医療の確保を図るため、へき地拠点病院やへき地診療所等が行う医療機器等の整備にかかる財政支援を実施。						2023－厚労－22－0014
(20)	へき地歯科巡回診療事業運営事業 (昭和45年度)	0.02億円 0.003億円	27万円 27万円	0.02億円	—	へき地の無歯科医地区等における歯科医療の確保を図るため、無医地区等での歯科巡回診療等の実施に対する財政支援を実施。 無歯科医地区等における歯科巡回診療等に対する財政支援を行うことにより、無歯科医地区等における住民への歯科医療提供の促進・充実を図ることができると見込んでいる。						2023－厚労－22－0009
(21)	離島歯科診療班運営事業 (昭和55年度)	0.02億円 0.02億円	0.02億円 0.02億円	0.02億円	—	離島における歯科医療の確保を図るため、離島での歯科診療等の実施に対する財政支援を実施。 離島における歯科診療等に対する財政支援を行うことにより、離島における住民への歯科医療提供の促進・充実を図ることができると見込んでいる。						2023－厚労－22－0010

(22)	へき地における医療提供体制整備の支援 (平成13年度)	2.6億円	2.1億円	2.6億円	18	無医地区等における医療提供体制の整備を図るため、へき地医療対策の総合的な企画・調整等を行う「へき地医療支援機構」に対する運営経費の支援を実施。	2023－厚労－22－0004
		2.1億円	2.1億円				
(23)	災害時における医療提供体制の確保 (平成14年度)	9.1億円	10.6億円	10.0億円	20	災害急性期(発災後48時間以内)に活動できるトレーニングを受けた災害派遣医療チーム(DMAT)養成研修や実働訓練、また、被災状況等を迅速かつ的確に把握するための調査、情報提供等を行う。	2023－厚労－22－0008
		7.7億円	10.3億円				
(24)	医療提供体制推進事業 (平成18年度)	239億円	240億円	251億円	20,21,19,20	都道府県が策定する医療計画に基づく、救急医療対策、周産期医療対策、看護職員確保対策、歯科保健医療対策等の事業を実施するため、医療施設等の運営及び設備整備等に必要な経費に対して財政支援を行う。	2023－厚労－22－0003
		238億円	238億円				
(25)	医療施設指導等経費 (平成18年度)	0.1億円	0.1億円	0.1億円	-	救急・災害・へき地医療及び院内感染に関する諸方策等の検討、医療計画の推進及び医療監視業務等に関する指導を行う。	—
		0.1億円	0.1億円				
(26)	医療施設の耐震化 (平成18年度) 【国土強靱化アクションプラン2017項目関連:1-2)】 【アクションプランの重要業績指標】	0.1億円	12.4億円	0.02億円	16	大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の耐震診断を実施。 (災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化を促進に向けた支援を行うことにより、災害時において適切な医療を提供できる体制の維持を図る。)	2023－厚労－22－0006
		0	13.3億円				
(27)	産科医・産科医療機関の確保 (平成20年度)	2.8億円	2.8億円	2.8億円	18	身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、離島等の産科医療機関不足地に所在する産科医療機関への財政支援を実施。	2023－厚労－22－0007
		2.8億円	2.8億円				
(28)	ドクターヘリの導入促進 (平成21年度)	0.1億円	0.1億円	0.1億円	14,17	ドクターヘリの中など、特殊な場所において高度な救急医療を提供できる医師・看護師等を育成し、迅速な救命救急活動の機会を増加させる。	2023－厚労－22－0095
		0.02億円	0.04億円				
(29)	救急患者の受入体制の充実 (平成22年度)	6.8億円	6.9億円	4.3億円	14,15	救急医療体制の強化を図るため、各地域に設置されているメディカルコントロール協議会への医師の配置及び長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的であっても必ず受け入れる二次医療機関の空床確保等に必要な経費等に対して財政支援を行う。	2023－厚労－22－0013
		6.6億円	6.8億円				
(30)	医療計画に関する見直し等の検討・推進支援経費 (平成23年度)	2.4億円	2.6億円	2.6億円	—	都道府県の医療計画について都道府県が自ら評価し必要な見直しを実施することを支援するため、検討会を開催し、医療計画の評価等を行うための有効な指標の検討や、必要なデータの集計・可視化を行い、都道府県に提供等を行う。また、19基本領域の医師偏在指標を作成する。	2023－厚労－22－0017
		2.2億円	2.2億円				
(31)	医療・介護サービスの提供体制改革のための基金 (平成26年度) 新経済・財政再生計画関連:社会保障分野29 i, ii, ⑩ i】	726億円	775億円	751億円	—	消費税増収分等を財源として活用し、都道府県に基金を創設し、 ・医療提供体制の改革に向けた基盤整備(病床の機能分化・連携等) ・在宅医療の推進 ・医療従事者等の確保・養成 ・勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備 に係る事業について、都道府県が地域の医療関係者等と協議を行った上で、地域の実情に応じて活用していただく。	2023－厚労－22－0033
		562億円	496億円				

(32)	病床機能報告・外来機能報告情報収集経費 (平成26年度)	2.5億円	2.9億円	2.8億円	—	委託事業者を通じて、病床機能報告調査専用サイトの運営、提出されたデータの精査、未報告医療機関への対応等を実施することにより、都道府県が地域医療構想の実現に向けて行う取組に必要な情報を収集・提供する。	2023—厚労—22—0026
		2.3億円	3.0億円				
(33)	病院前医療体制充実強化事業 (平成27年度)	0.05億円	0.05億円	0.01億円	14,15	救急救命士が行う救命救急処置や一般市民が行う救急蘇生法等について、最新の知見を取り入れながら見直しを図り救命率の向上に寄与するための検討等を行う。	2023—厚労—22—0029
		0.01億円	0.01億円				
(34)	医療関係者養成確保対策費(＃8000 対応研修) (令和元年度)	0.02億円	0.02億円	0.02億円	20	地域の小児医療体制の充実を図るため、子ども医療電話相談事業(＃8000事業)対応者の資質向上のための研修を行う。	2023—厚労—22—0140
		0.02億円	35万円				
(35)	医療コンテナ調査分析事業 (令和3年度)	0.2億円	—	—	—	・ 災害時の臨時施設のほか、平時のイベント等における活用が期待され、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)においても、「医療活動訓練等において医療モジュールの実証を推進する」こととされている。 ・ そこで、医療コンテナについて、移動型診療ユニットとしてテント型や自走型と比較した際のメリット・デメリット、過去の災害時等における活用事例等について業者に委託して収集・分析を行うもの。	—
		0.09億円	—				
(36)	広域災害・救急医療情報システム (EMIS)機能拡充経費 (令和3年度)	5.1億円	—	—	—	令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風等により、広範囲の医療機関が停電する等の大きな被害が生じた。例えばそのようなパソコン等が使用できない状況下で、どのようにDMAT活動の情報を収集するか等の課題がある。これを解決するため、EMISのアプリ化を行い、停電時入力情報をアプリに保存できるようにする等、大規模な被害下での経験を踏まえた機能拡充を行う。	—
		5.1億円	—				
(37)	医療提供体制構築を支援する医療機関等情報システム(GMIS)の機能拡充 (令和3年度)	15.4億円	18.5億円	8.7億円	—	・ 新型コロナウイルス感染症対策として、全国の医療機関の医療提供体制関連情報を迅速に収集するために、令和2年度一次補正予算及び二次補正予算による開発・運用以降、G-MISはマスク等の緊急配布要望の把握、医療機関の稼働状況の共有等、医療機関への支援につなげるため活用されている。 ・ 医療機関を対象とした既存の調査を行うプラットフォームとして改修を行い、収集した情報を、地方公共団体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用する。	—
		15.0億円	5.1億円				
(38)	医療施設ブロック塀整備事業 (令和3年度)	1.9億円	1.9億円	—	—	・ 平成30年6月に発生した大阪北部地震において、小学校のブロック塀が倒れて登校中の児童が亡くなり、政府として安全性に問題があるブロック塀への対策を進めているところである。 ・ 厚生労働省が全国の病院を対象に調査を行ったところ、7,334病院中706病院が敷地内に倒壊の危険性のあるブロック塀を保有していると回答している。 ・ 病院が行うブロック塀の改修等に対する支援を行うことで患者や周辺住民への被害を防ぐもの。	2023—厚労—22—0056
		0.13億円	0.03億円				
(39)	災害拠点精神科病院等整備事業 (令和3年度)	5.7億円	7.7億円	—	17	・ 令和2年度中に災害拠点精神科病院の整備が進み、令和元年6月通知で求めた「災害拠点精神科病院を少なくとも各都道府県内に1カ所以上を整備」の達成に向け、指定が始まっている(令和2年4月1日時点の指定都道府県数 8都府県11病院(東京、神奈川、愛知、大阪、奈良、島根、岡山、広島))が、今般の新型コロナウイルス感染症患者の国内の大量発生を受けて各都道府県もその対応に追われていることもあり、同病院の指定のための検討や調整等が進んでいないため、令和2年度中に各都道府県で最低1カ所以上指定という目標の達成は困難であることから、進捗状況に併せて引き続き財政支援を行う必要がある。 ・ 加えて、DPAT先遣隊の装備品については災害拠点精神科病院ではないDPATを保有する病院は自己負担となっており不合理であり、改善するよう四病協からも要望書が提出されている(令和2年6月5日)ためその状態を改善するため、装備品についてはDPAT先遣隊を有する病院に対しての財政支援を行うもの。	2023—厚労—22—0057
		0.06億円	0.9億円				
(40)	医療施設非常用通信設備整備事業 (令和3年度)	0.5億円	—	—	—	・ 災害時において医療機関が都道府県やDMAT等と情報交換を行って患者救助にあたるためには通信の確保が必要である。しかし、令和元年房総半島台風においては、停電による通信障害が発生し、現地に赴かないと被災しているかどうか、また、被災していた場合、どのような支援が必要か等の確認が取れない事例が相次いでおり、指定要件とされている災害拠点病院だけでなく、その他の医療機関についても非常用通信手段の整備について補助をする。 ・ 具体的には、救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所、特定機能病院及び地域医療支援病院の災害時における通信確保を図るため、衛星携帯電話や衛星データ通信等、非常用通信手段を整備するための経費の一部を支援する(補助率1／3)。	—
		0.04億円	—				
(41)	医療施設浸水対策事業 (令和3年度)	2.1億円	2.9億円	—	—	・ 令和元年台風第19号や令和2年7月豪雨など、近年、全国各地で台風や豪雨等による災害が発生し、洪水氾濫等による浸水被害を受けた医療機関においては一部診療を制限せざるを得ない事態となるなど、地域の医療提供体制への影響も生じることとなった。 ・ 近年の被害状況を踏まえると、今後発生する台風・豪雨等に備え、医療機関において浸水対策の強化・充実を図る必要があるため、浸水想定区域に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域から移転することができない医療機関に対し、浸水対策の実施に必要な経費を補助するもの。	2023—厚労—22—0058
		0.09億円	0.1億円				

(42)	医療施設給水設備強化等促進事業 (令和3年度)	3.0億円	3.2億円	-	-	・ 今後発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、平時から医療施設の診療機能の維持を行う必要があり、給水設備等の整備は重要な課題であることから、災害時における医療提供体制の充実・強化を図る。 ・ そのため、病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備(受水槽、地下水利用施設)の設置等の補助対象に特定機能病院及び地域医療支援病院を加え、整備に要する経費の一部を支援する(調整率0.33)。	2023—厚労—22—0059
		0.37億円	3.6億円				
(43)	医療施設非常用自家発電装置施設整備事業 (令和3年度)	2.8億円	5.0億円	-	-	・ 今後発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、平時から医療施設の診療機能の維持を行う必要があり、非常用自家発電装置の整備は喫緊の課題であることから、災害時における医療提供体制の充実・強化を図る。 ・ そのため、病院の診療機能を3日程度維持するために非常用自家発電設備の設置等の補助対象に特定機能病院及び地域医療支援病院を追加し、整備に要する経費の一部を支援する(調整率0.33)。	2023—厚労—22—0060
		1.1億円	6.4億円				
(44)	医療施設等災害復旧費 (平成27年度)	13.3億円	3.8億円	-	-	・ 令和3年福島県沖地震や令和3年8月11日の大雨、令和4年福島県沖地震など、近年全国各地で地震や台風、豪雨等による自然災害が発生し、公的医療機関や政策医療を実施する医療機関等において医療提供体制に影響が生じている。 ・ そのため、被災地域の医療提供体制を早期に再建するため、自然災害により被災した医療機関等の復旧について、その復旧に要する経費の一部について支援を行う。	2023—厚労—22—0030
		4.3億円	2.9億円				
(45)	緊急災害時在宅酸素療法患者支援事業 (令和3年度)	0.1億円	-	-	-	・ 保守点検事業者における患者等の情報管理や災害対応の現状、直近の災害を踏まえた課題等を把握し、今後の災害対応に向けた体制整備等の点検・見直しを回り、在宅酸素供給装置保守点検業務の質の向上、ひいては在宅酸素療法患者が安心できる在宅療養の環境整備を進める。	—
		0.1億円	-				
(46)	新たな救急救命士制度に関する普及啓発事業 (令和3年度)	0.1億円	0.1億円	-	14,15	・ 新たな救急救命士制度について、都道府県担当者、医療従事者等に対する説明会(全国15箇所程度)の開催、国民への周知のためのポスターの作成と全国の医療機関への配布等を通して普及啓発を行う。	2023—厚労—22—0063
		0円	0円				
(47)	中毒情報センター情報基盤整備費 (令和3年度)	0.1億円	0.1億円	0.1億円	-	・ 公益財団法人日本中毒情報センターが行う以下の事業に必要な経費(情報システム運用経費等)について、財政支援を行う。 (1)化学物質等によって起こる急性中毒に関する情報の収集及び提供 (2)(1)により収集した情報の整理集積 (3)急性中毒に関する情報提供に必要な基礎資料の作成 (4)24時間体制で医師の適切な指示が受けられる体制の確保	2023—厚労—22—0001
		0.1億円	0.1億円				
(48)	救急医療従事者の育成・確保 (令和3年度)	0.5億円	0.5億円	0.5億円	-	・ 子ども医療電話相談事業(≒8000事業)における相談内容等の情報を収集し、相談対応者の質の向上及び均てん化を図るとともに、分析結果を保護者等に広報するなど、病氣、けが等の対応等についての啓発を行う。 ・ 救急医療を担う医師、看護師及び救急救命士の知識・技術の向上やチーム医療による質の向上を図るための研修等を行う。 ・ 保健所勤務保健師等を対象に、救急蘇生法を教える指導者の養成を図るための講習会を行う。 ・ 救急救命士養成所の専任教員の養成確保を図るため、専任教員希望者を対象に救急救命士の養成所専任教員講習会を行う。	2023—厚労—22—0002
		0.4億円	0.5億円				
(49)	医療問題調査費 (平成13年度)	0.3億円	0.3億円	0.3億円	—	我が国における医療体制の一層の質的な充実等を図るため、現在の医療体制の問題やあり方等について検討会を開催して、有識者を招聘し検討を行う。	2023—厚労—22—0011
		0.3億円	0.3億円				
(50)	2020東京オリンピック・パラリンピック大会開催に伴う救急医療提供体制整備事業 (令和3年度)	1.2億円	-	-	-	・ 大会開催地である東京都等との事前打ち合わせ、大会開催時の救急医療体制の確保や毒劇物によるテロ災害対策について体制整備の支援を行う。	—
		0.1億円	-				
(51)	医療提供体制施設整備交付金 (平成18年度)	35.9億円	24.2億円	25.6億円	—	医療計画に定める医療提供施設の整備の目標等に関し、整備に要する経費の一部に充てるために国が交付するものであり、もって、良質かつ適切な効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成功力の充実等を図ることを目的とし、支援を行う。	2023—厚労—22—0016
		33.8億円	22.9億円				

(52)	HPKI普及方策検証事業 (令和4年度)	0.16億円	0.16億円	-	-	診療録等の電子的記録やネットワーク利用が進展する中、医師のなりすまし等のリスクに対応するため、電子的な資格確認を可能とするHPKI(Health Public Key Infrastructure)を普及するために、周辺環境整備も含め、普及方策について調査研究等を行う。	2023-厚労-22-0138
		0.15億円	-				
(53)	医療用物資の備蓄等事業 (令和4年度)	593.5億円	467.3億円	454.1億円	-	・ 国において医療用物資の備蓄を行い、安定的な物資の供給を行う。	2023-厚労-22-0054
		482.4億円	326.2億円				
(54)	マスク等国内生産・輸入実態把握調査事業 (令和4年度)	50百万円	505百万円	7.6百万円	-	・ マスク等の安定的な供給体制の構築のため、国内生産・輸入実態の調査を行う。	2023-厚労-22-0055
		5百万円	366百万円				
(55)	人工呼吸器の確保等事業 (令和2年度)	11.4億円	0	0	-	・ 2020年新型コロナウイルス感染症発生当初、各国政府が人工呼吸器の積極的な確保対策を行った結果、人工呼吸器の需給が逼迫したため、令和2年度、人工呼吸器の増産や輸入拡大を要請するとともに、在庫リスクを保障するため一定期間が経過しても医療機関等に購入されなかった人工呼吸器を厚生労働省において購入する。令和3年度、引き続き感染拡大に備え、購入した人工呼吸器を医療機関へ無償譲渡を行った。 施策目標に対して、人工呼吸器の早期確保により、重症患者への医療提供体制の整備に寄与した。	—
		5.9億円	0				

達成目標9について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
22	在宅患者訪問診療件数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	1,228,040件	平成29年度	前回調査以上	次回調査年度(令和5年度)	-	前回調査 (1,228,040件)以上	-	-	前回調査 (1,477,229件)以上	在宅患者訪問診療件数が増加することが、在宅医療の提供体制の充実につながることから、当該数値を前回調査と比較して向上させることを目標とした。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	当該数値は、医療施設調査(静態)の数値であり、次回調査年度は令和5年度となるため。
						-	1,477,229件	-	-			
達成手段⑨		令和3年度	令和4年度	令和5年度	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額									
(56)	在宅医療・介護の推進 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】 (平成23年度)	0.2億円	0.4億円	0.4億円	22	・在宅医療を担う医師等に対する研修を実施。 研修により、国主導の在宅医療参入の動機付けを進めつつ、研修受講者が地域で横展開を進めることで、在宅患者訪問診療件数の増加に寄与するものとする。 ・在宅医療の災害時における医療提供体制強化を支援することにより、災害時等においても在宅医療の提供を維持することができるようになることから、在宅患者訪問診療件数の増加に寄与するものとする。						2023－厚労－22－0019
		0.2億円	0.3億円									
(57)	人生の最終段階における医療体制整備等事業 (平成26年度)	1.0億円	1.1億円	0.6億円	－	人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の意思決定を支援する医療・ケアチームを育成する研修や、国民全体が、人生の最終段階における医療・ケアについて、ACP等の概念を盛り込んだ意思決定及びその支援の取組の重要性をより深く理解できるよう、国民向けの普及啓発を実施。 毎年度、医療従事者等向けの研修を実施することにより、人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の意思決定を支援する医療機関数の増加を図ることが期待される。 また、毎年度、普及啓発のイベントを実施することで、一定数以上の国民が参加することが期待される。						2023－厚労－22－0027
		0.7億円	0.8億円									
(58)	医療・介護サービスの提供体制改革のための基金 (平成26年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 29 i, ii, iii】	726億円	775億円	751億円	－	消費税増収分等を財源として活用し、都道府県に基金を創設し、 ・医療提供体制の改革に向けた基盤整備(病床の機能分化・連携等) ・在宅医療の推進 ・医療従事者等の確保・養成 ・勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備 に係る事業について、都道府県が地域の医療関係者等と協議を行った上で、地域の実情に応じて活用していただく。						2023－厚労－22－0033
		562億円	496億円									

	(59)	在宅医療・介護連携推進事業 (平成27年度)	1,942億円の 内数 地域支援事 業によって実 施	1,928億円の 内数 地域支援事 業によって実 施	1,933億円の 内数 地域支援 事業によ って実施	—	市町村が主体となって地域の医療・介護関係者と協議しながら、地域の実情にあった在宅医療と介護の連携の推進を図る。	—					
			同上	同上									
	(60)	在宅医療・介護連携推進支援事業 (平成28年度)	0.3億円	0.2億円	0.2億円	—	在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村及び事業を市町村から受託する関係団体や事業所に対する研修を実施。 在宅医療・介護連携推進事業の考え方や、本事業を構成する事業項目の活用方法等に関する研修をすることで、地域の課題に応じた在宅医療と介護の連携推進が図られることが期待される。	—					
			0.2億円	0.2億円									
	(61)	全国在宅医療会議経費 (平成29年度)	0.04億円	0.04億円	0.04億円	22	在宅医療に関する国民への普及啓発を強化するため、普及啓発等の在り方や、エビデンスの収集について議論する有識者会議等を実施。 国民への普及啓発を進め、患者と医療機関の相互理解が深まることで、在宅医療に参入しやすい環境が醸成され、在宅患者訪問診療件数の増加が期待できる。	2023－厚労－22－0035					
			0億円	0億円									
	(62)	在宅医療・救急医療連携セミナー (平成29年度)	0.2億円	0.2億円	0.2億円	—	人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の意思を、地域の医療機関や消防機関等、関係機関間で共有する連携ルールを策定するため、自治体・在宅医療・救急医療の関係者向けセミナーを実施。 本セミナーの実施により、医療機関以外の機関も含めた地域の連携体制の構築が進むことが期待できる。	2023－厚労－22－0036					
			0.2億円	0.1億円									
	(63)	かかりつけ医機能の強化・活用に係る 調査・普及事業 (令和3年度)	0.5億円	0.7億円	0.7億円	－	医療関係団体に対するヒアリング等を基に令和3年度に作成した事例集及び令和4年度事業において収集した医療関係団体によるリカレント教育・地域医療支援病院の研修内容に関する情報等に基づき、引き続きかかりつけ医機能に関する要件についての検討を行うとともに、地方公共団体におけるかかりつけ医機能報告運用に係る調査・研究事業を実施し、かかりつけ医機能報告の運用に係る基礎データを収集し、かかりつけ医機能報告運用支援となる指針の骨子を作成する。かかりつけ医機能の強化・活用に向けた取組が具体化され、かかりつけ医機能の質・量の向上に繋がることが期待できる。	2023－厚労－22－0062					
			0.5億円	0.5億円									
	(64)	遠隔医療の普及推進にかかる事業 (令和4年度)	0	－	0.2億円	－	遠隔医療に関する事例を収集・調査し、専門家による意見に基づき、遠隔医療の普及に資する事例について事例集としてまとめる。また、オンライン診療の適切な実施に関する指針の内容に基づいた、オンライン診療の手引き書やチェックリスト等の作成を行う。 遠隔医療の好事例の横展開や、遠隔医療の導入時の手引き書等の活用を通じて、遠隔医療の幅広く適正な普及が期待できる。	2023－厚労－新23－0001					
			0	－									
施策の予算額(千円)			令和3年度			令和4年度			令和5年度			政策評価実施予定 時期	令和7年度
			194,064,973			170,931,785			116,262,151				
施策の執行額(千円)			153,709,705			122,745,935							
施策に係る内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)			施政方針演説等の名称				年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
			第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				2022年2月25日			医療分野では、今般の感染症対応で得られた知見を踏まえつつ、地域医療構想、医療従事者の働き方改革、そして医師偏在対策を一体的に進めます。			
										また、団塊の世代が全て七十五歳以上となる二〇二五年に向けて地域包括ケアシステムの構築を推進するため、感染症や災害への対応力を強化するとともに、介護予防、認知症施策の推進、人材確保、生産性向上等に取り組みます。			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅰ－1－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		医療従事者の働き方改革を推進すること(施策目標Ⅰ－1－2) 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること			担当 部局名	医政局	作成責任者名	医事課長 林 修一郎 看護課長 習田 由美子 総務課長 姫野 泰啓				
施策の概要		本施策は、以下を柱に実施している。 医師の働き方改革の推進 ・「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、医師については、医療界の参加の下で検討の場を設け、2年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとされた。 ・これに伴い、平成29年8月より「医師の働き方改革に関する検討会」において検討を重ね、平成31年3月に報告書を取りまとめた。報告書においては、労働時間管理の適正化に加え、労働時間短縮を強力に進めていくための具体的方向性として、 ① 医療機関内のマネジメント改革(管理者・医師の意識改革、医療従事者の合意形成のもとでの業務の移管や共同化(タスク・シフティング、タスク・シェアリング)、ICT等の技術を活用した効率化や勤務環境の改善) ② 地域医療提供体制における機能分化・連携、プライマリ・ケアの充実、集約化・重点化の推進(これを促進するための医療情報の整理・共有化を含む)、医師偏在対策の推進 ③ 上手な医療のかかり方の周知 があげられている。 ・また、同時に医師からのタスク・シフティング/タスク・シェアリングを受け止める看護職の業務効率化も進める必要がある。 ・また、令和元年7月より「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を開催し、当該報告書で引き続き検討することとされた論点の検討を行い、令和2年12月に「中間とりまとめ」を公表し、以下の内容を盛り込んだ改正医療法が令和3年5月に成立した。 ①勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成 ②地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設 ③当該医療機関における健康確保措置(面接指導、勤務間インターバル規制等)の実施 ④医療関係職種がより専門性を活かせるようにする観点から、各職種の業務範囲の拡大 等										
施策を取り巻く現状		2024年4月の医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用開始後も、医療従事者を含めた国民全体の理解促進のため働き方改革に関する制度の周知を行うとともに、医療機関における労務管理の徹底や、特定行為研修制度の更なる推進によるタスク・シフト等により、長時間労働の医師がいる全ての医療機関において労働時間の短縮をはじめとした働き方改革を推進していく必要がある。 そのうえで、大学病院や地域の中核医療機関から行われている医師派遣により、地域医療が確保されている実態を踏まえ、上限規制の適用に当たり、都道府県や病院を対象に、施行に向けた準備状況や医療提供体制への影響に関する実態を把握しながら、都道府県と緊密に連携をとりつつ必要な対応を行っていく必要がある。										
施策実現のための課題		1	医師の長時間労働の背景には、個々の医療機関における業務・組織マネジメントの課題のみならず、医療の需給や偏在、医師の養成の在り方、地域医療提供体制における機能分化・連携が不十分な地域の存在、医療・介護連携や国民の医療のかかり方等における様々な課題が絡み合っており存在している。また、個々の医師の健康確保、医療の質や安全を確保するに当たっては、医療現場への影響や医師の勤務実態も勘案しながら、医師の健康確保措置の枠組み及び医師の労働時間の短縮のあり方等について議論を行う必要がある。同時に、医師との協働をする看護職の業務についても効率化を図ることが求められている。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由						
		目標1	医師の働き方改革の推進 (課題1)				医師の働き方改革は、全ての人が医療を受ける可能性があることに鑑みても、国民全体・社会全体で考えられるべき課題であり、各医療機関が令和6(2024)年4月からの平成30年改正労働基準法に基づく新たな時間外労働に対する規制内容を遵守できる条件整備を図る観点からも推進していくことが求められる。					
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
				年度ごとの実績値								
1	医療のかかり方普及事業を認知している成人の割合(アウトカム)	23.8%	令和元年度	30.0%	令和4年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	・医療のかかり方普及事業を通じて、国民に適切な医療のかかり方を普及することを目的としていることから、当該事業を認知している成人の割合を指標とした。 (参考)令和4年度実績値26.3%は、分母:回答者の人数(6,100人)、分子:回答「内容まで詳しく知っている」「見聞きしたことがある程度」の人数から算出したもの。	・目標値については、普及の促進を図ることも目的とし、初年度以上としている。 ・令和3年度は子育て層をターゲットとし、Web広告に重点を置いたため、高齢者層の値が大きく低下したが、令和4年度についてはTVCM等も含めて広く認知を広げた。令和5年度は「上手な医療のかかり方」アワードの刷新やラジオ番組とのタイアップ等の新規施策を実施し、更なる認知度の向上を図る。
						-	前年度以上	25%	25.0%	30.0%		
						24%	24.4%	23.0%	26.3%			

②	病院長等に対する労務管理に関するマネジメント研修の受講者数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野44-iii】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	1,512人	令和元年度	令和3年度から令和5年度の期間に述べ4,500人	令和5年度	-	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	病院長等に対する労務管理に関するマネジメント研修の実施等を通じて、医療機関における労務管理を担う人材を育成することを目的としていることから、指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	2024年4月からの時間外労働の上限規制の施行に向けマネジメント層の意識改革を後押しする必要があることから、受講者の年度目標は引き続き1,500人とし、2021年度から2023年度の期間に延べ4,500人の受講者を目標としている。
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	医療従事者勤務環境改善推進事業 (平成29年) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野33】	0.5億円 0.2億円	0.3億円 0.2億円	0.3億円	-	・医療機関の勤務環境の改善により、医療従事者の健康を守るとともに良質な医療を確保することで、「医療の質」が向上し、患者の満足度が向上する。それに伴って、医療機関の経営の安定化にも資することを目的とする。 ・都道府県職員やアドバイザーを対象とした研修のための教材開発および有識者による助言・指導などの会議・委員会を実施する。 ・支援センター実施団体及びアドバイザーが効果的に助言を行えるよう、全国の病院に対し勤務環境の実態調査を実施する。 ・支援センターを運営する都道府県への個別訪問・医療機関への有識者派遣を実施する。						2023一厚労一22一0077
(2)	医師の働き方改革の推進関連事業 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野33】	4.3億円 3.7億円	2.7億円 2.3億円	2.5億円	1、2	・適切な医療のかかり方について国民が理解しやすいように、分かりやすく情報を整理したウェブサイトの構築、啓発資料を作成する。 ・多様な取組主体が参画し、国民運動を広く展開していくためのイベント開催等を実施する。 ・医師の働き方改革に向けた地域リーダー育成のためのトップマネジメント研修や都道府県単位の病院長向け研修を実施する。 ・医療機関の医療専門職支援人材確保・定着を支援するため、リーフレットやポスター、PR動画等の作成を行い、関係者等へ周知・啓発を行う。						2023一厚労一22一0082
(3)	看護業務効率化先進事例収集・周知事業 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野44-i】	0.27億円 0.27億円	0.27億円 0.27億円	0.2億円	-	・看護業務の効率化や生産性の向上、看護サービスの質の向上等に資する医療機関の取組を募集し、選考委員会を設置して汎用性が高く効果のある取組や先進的な取組を選定するとともに、そうした取組を行う医療機関を表彰し、取組を周知する。先進的な取組の選定にあたっては、選考委員会を設置し、評価指標に従い選定するとともに、取組事例の内容についての動画を事業ポータルサイトで公開する。 ・令和2年度以降は、前年度に表彰された取組を他の医療機関において試行し、その取組のプロセスと結果を厚労省へ報告する。報告された内容は、事業ポータルサイトで公表する。						2023一厚労一22一0083
(4)	病院薬剤師を活用した医師の働き方改革推進事業 (令和2年度)	0.16億円 0.16億円	0.4億円 0.35億円	0.32億円	-	・病院薬剤師のタスク・シフト/シェアの取組は、薬物療法の有効性・安全性をさらに向上させるとともに、医師の業務負担軽減に繋がっているが、これらの取組が実施されているのは一部の病院に留まっている。本事業では、以下の取組により病院薬剤師のタスク・シフト/シェアの取組を全国に普及するための仕組みを構築し、医師の働き方改革を推進するもの。 ・病院薬剤師のタスク・シフト/シェアに関連する取組を収集し、有識者による検討、評価等の分析を行う。 ・収集した取組事例について、病院長等の管理者を含めた普及・啓発活動を実施する。 ・全国の病院薬剤師の詳細な勤務実態調査等を行い、標準化・効率化の観点から現状課題の抽出、論点整理等を行う。						2023一厚労一22一0079
(5)	医療勤務環境改善好事例普及展開事業 (令和3年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野33】	0.1億円 0.09億円	0.07億円 0.07億円	-	-	・医師の時間外・休日労働の上限規制が開始される2024年度に向けて、令和元年度より令和3年度までの補助事業で得られた勤務環境改善や労働時間短縮に係る取組の好事例や効果を全国的に普及・展開していくことで、今後、勤務環境改善や労働時間短縮が必要とされる医療機関の取組を後押しするもの。 ・令和3年度までの補助事業を実施した医療機関の中から、好事例と思われる機関にヒアリングを行い、実態を詳細に分析。 ・好事例を冊子等にしてまとめ、関係団体等への周知及び、HP等における掲載を行う。 ・勤務環境改善を図ろうとしている病院向けに、好事例の普及を目的とした研修会を行う。						2023一厚労一22一0080
(6)	長時間労働医師への面接指導の実施に係る研修事業 (令和3年度)	0.11億円 0.08億円	0.1億円 0.1億円	0.1億円	-	・平成30年の労働基準法改正に基づき、2024年4月から診療に従事する医師に対する時間外・休日労働の上限規制が適用される。併せて、時間外労働の上限時間数を踏まえ、医師の健康確保の観点から、連続勤務時間制限や勤務間インターバル確保、面接指導等の追加的健康確保措置が講じられることとなることを見据え、長時間労働の医師が所属する医療機関は、面接指導に必要な知見に係る研修を受けた医師を早急に育成、確保する必要がある。 ・そのため、長時間労働の医師への面接指導に係る研修の資材(e-learning等)の開発及び研修の実施を行うもの。						2023一厚労一22一0081

(7)	集中的技能水準向上に向けた対応事業(令和4年度)	0.5億円	0.6億円	0.6億円	－	令和6(2024)年4月から診療に従事する医師に対する時間外・休日労働時間の上限規制が適用される。医師の時間外労働時間の上限水準のうち、公益上必要とされる分野において一定期間集中的に高度特定技能の習得に関連する診療業務を行う医師を対象とする(C)ー2水準の高度特定高度技能の審査を行うに当たって、医療機関の教育研修環境(設備、症例数、指導医等)及び各分野の医師から提出される高度特定高度技能育成計画を個別に審査する必要があるため、様式、審査方法、審査基準等を確定し、審査体制を構築する必要がある。令和4年度においては審査組織の運用を行うことを目的とする。 ・特定高度技能研修の医療機関および技能研修計画の審査に向けた「相談窓口システム」「申請システム」「審査システム」を含む審査組織ホームページの構築及び運用を行う。 ・審査組織の運用に当たって審査委員会、統括委員会の運用と共にシステム構築に向けた検討会および各種委員会等を開催する。	2023－厚労－22－0078				
		0.5億円	0.6億円								
(8)	医療機関勤務環境評価センター運営費補助金(令和4年度)	－	1.3億円	1.3億円	－	・ 2024年4月から適用される医師の時間外労働上限規制に向け、連携B・B又はCの特例水準の指定申請を行う医療機関の評価(労働時間管理体制、健康確保措置の実施体制等)を実施する「医療機関勤務環境評価センター」に対し、一定の財政支援を行うことでセンターの安定的な組織運営を図り、評価事業の確実な遂行を目的とする。 ・ 改正医療法に基づく医療法施行規則等により、厚生労働大臣は医療機関勤務環境評価センターを担う団体として令和4年度より日本医師会を指定している。連携B・B又はC水準の指定を受けることを希望する医療機関は、医療機関勤務環境評価センターによる評価の受審が必要であるため、医師の時間外・休日労働の上限規制が開始される2024年度に向けて、令和4年10月より医療機関への評価受審の受付を開始したする。	2023－厚労－22－0084				
		－	1.3億円								
(9)	勤務医等を対象とした働き方改革周知・啓発事業(令和4年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保険分野33】	－	0.1億円	0.1億円	－	・ 医師の働き方改革を進めるにあたり、個々の医療機関が労働時間短縮・医師の健康確保を進めていくことが重要とされており、医療機関管理者に対する研修会を令和元年度から実施している。しかし、医師の働き方改革を進めるためには、医療機関管理者のみならず実際に現場で働く多忙な勤務医等の理解も必要であることから、現場で働く勤務医に対して、今回の医師の時間外労働の上限規制の制度趣旨等について、周知・啓発等進めていく必要がある。本事業では勤務医への該当制度の周知理解に向けた資材・企画の設定を目的とする。 ・ 勤務医を対象とした医師の働き方改革制度に関するセミナー、教育コンテンツ(周知啓発資材)の作成などを通じて、医師の働き方改革制度の周知を図る。	2023－厚労－22－0085				
		－	0.06億円								
(10)	医師の働き方改革に係る地域医療への影響等に関する調査事業(令和4年度)	－	0.8億円	－	－	・ 2024年4月から医師の時間外労働上限規制が適用されることから、時間外労働時間の現状や各医療機関の取組状況を把握するとともに、大学病院から関連病院への医師派遣の影響等についても調査を実施することにより、大学病院で勤務する医師の上限規制時のシミュレーションを行い実態把握することを目的とする。 ・ 勤務実態調査および医師の働き方改革の地域医療への影響に関する調査の実施、集計、分析を行う。	2023－厚労－22－0086				
		－	0.7億円								
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度		政策評価実施予定時期	令和7年度
		592,033			663,683			541,633			
施策の執行額(千円)		504,929			590,582						
施策に関係する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				2022年2月25日		二〇二四年度からの第八次医療計画の策定に向けた検討を本格化させるとともに、二〇二四年四月の医師の時間外労働上限規制の施行に向けて、丁寧に準備を進めます。			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅰ－2－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	今後の医療需要に見合った医療従事者を質・量両面にわたり確保するとともに、医師等の偏在対策を推進すること（施策目標Ⅰ－2－1） 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標2：必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	担当 部局名	医政局医事課 歯科保健課 看護課 特定医薬品開発支援・ 医療情報担当参事官室 地域医療計画課	作成責任者名	医事課長 林 修一郎 歯科保健課長 小椋 正之 看護課長 習田 由美子 特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室長 田中 彰子 地域医療計画課長 佐々木 孝治
施策の概要	【Ⅰ－1：医療人材の確保（医師養成数）】 ・ 全国レベルで医師数は毎年3,500～4,000名ずつ増加してきた一方で、人口減少に伴い将来的には医師需要が減少局面となるため、医師の増加のペースについては見直しが必要である。 ・ 令和6年度以降の医学部定員については、「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会第5次中間とりまとめ」（令和4年2月）に基づき、「第8次医療計画等に関する検討会」等における議論を踏まえ、検討を進めていく。				
	【Ⅰ－2：医師の偏在対策～医師養成課程を通じた偏在対策～】 ・ 医師の地域偏在や診療科偏在に対応するため、以下のような取組を実施。				
	① 大学医学部教育における偏在対策 ・ 地域枠（※1）の設定により、地域・診療科偏在対策を実施。 ※1 医学部入学定員に、特定の地域での就業や、例えば、特定の診療科で診療を行うこと等を条件とした選抜枠。		② 医師臨床研修制度における偏在対策 ・ 都道府県別募集定員上限の設定。 ・ 全国の研修希望者に対する募集定員の倍率を縮小。		③ 専門研修における偏在対策 ・ 日本専門医機構が、都道府県別・診療科別採用上限数（シーリング）を設定。
	【Ⅰ－3：医師の偏在対策～医師確保計画等を通じた医師偏在対策～】 ・ 三次医療圏・二次医療圏ごとに、医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示すため、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢構成等を踏まえた、医師偏在指標の算定式を国が提示。 ・ 都道府県は、三次医療圏・二次医療圏ごとに、医師確保計画において以下の事項を定め、3年ごとに見直しを実施。 ①医師偏在指標の大小、将来の需給推計を踏まえ、地域ごとの医師確保方針 ②確保すべき医師の数（目標医師数） ③目標医師数を達成するための具体的な施策 ・ また、産科・小児科における医師偏在対策の検討は、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、医師確保計画では、産科・小児科における医師偏在指標も踏まえ、三次医療圏、周産期・小児医療圏ごとに、医師確保の方針、偏在対策基準医師数、偏在対策基準医師数を踏まえた具体的な施策を盛り込んでいる。 ・ 外来診療についても、都道府県ごとに「外来医療の提供体制の確保に関する事項」（外来医療計画）を策定し、地域ごとの外来医療に関する情報の可視化、新規開業希望者等への情報提供、外来医療に関する協議の場の設置等を盛り込んでいる。				
	【2：医療人材の確保（看護職員）】 ・ 看護職員の確保策については、新規養成・復職支援・定着促進の3本柱の推進に加え、地域の実情に合わせた地域・領域別偏在の調整を行っている。 ・ 地域偏在については、平成29年度より都道府県ナースセンターが軸となり、都道府県や医師会、病院団体等と連携の上、地域の実情に応じて対象領域を絞った確保策を計画・展開する「地域に必要な看護職の確保推進事業」が実施されている。 ・ 領域偏在については、病院等で働く看護師等が、多様なキャリアを選択できるよう、訪問看護事業所や介護保険施設等での研修の実施、看護管理者に対する多様な背景を持つ看護職員の活用に関する研修の推進等を行っている。				
	【2－2：医療人材の確保（歯科衛生士）】 ・ 地域包括ケアシステム構築の観点から、歯科衛生士は重要な役割を果たすと考えられるが、免許登録者のうち業務従事者は47.8%（約14万人）にとどまる。 ・ 新人歯科衛生士に対する技術修練や相談等の早期離職防止及び復職支援の取り組みを実施している。				
	【3：質の確保（医療従事者）】 ・ 医師・歯科医師の臨床研修の充実を図ること、医療従事者に対する研修を実施すること等を通じて、医療従事者の資質向上を図ることで、質の高い医療サービスを提供できる体制を整備するために実施している。				

施策を取り巻く現状		1. 平成20年度から、特定の地域等での勤務を条件とした地域枠を中心に、医学部定員を臨時的に増員しており、医師数は、平成22年から令和2年までの10年間で、全国で、約29万5千人から約34万人へ、約4万5千人増加してきている。令和2年のデータを用いた医師偏在指標の暫定値は、平成28年のデータを用いた医師偏在指標と比較し、医師少数県の約4割、医師少数区域の約3割において、当初の下位1/3の基準である目標医師数を超えている。令和5年3月に「医師確保計画ガイドライン」を发出し、都道府県において、令和6年度から開始する医師確保計画（第8次前期）を策定中である。												
		2. 新規養成・復職支援・定着促進を三本柱とした看護職員確保対策を進めており、令和元年度（基準年度）の就業看護職員総数が168万人であったのに対して令和2年度は173万人へ増加している。今後は、訪問看護については需要の増加が見込まれている。 ・骨太の方針2023において、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保を含めた歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むことが盛り込まれた。												
		3. 医師の臨床研修医採用数は、令和3年度が9,023人、令和4年度が9,165人と増加傾向にある。また、臨床研修の満足度調査においても基準値以上の満足度となっている。歯科医師の臨床研修医採用数は、令和3年度が2,094人、令和4年度が1,937人と一定数となっている。また、臨床研修の満足度調査についても一定の水準を維持している。												
施策実現のための課題		1	・ 医師の養成には8年の期間を要することから、中長期的な観点で考える必要があるため、直近の需給推計では、医師数が増える一方で、人口が減少していくことから将来的には供給過剰となることが見込まれており、今後の医師増加のペースについて検討が必要である。 ・ また、医師数は増加している一方で、地域間や診療科間での偏在が存在しているため、偏在対策を講じる必要がある。											
		2	・ 地域医療構想の実現に向けて、看護職員の総数不足への対応策だけでなく、看護職員の地域偏在や、病棟から訪問看護・介護領域への移行の必要といった領域偏在が課題である。 ・ 歯科衛生士は、他職種と同様に、ライフイベント後の復職が課題である。また、歯科疾患の予防や重症化予防に対するニーズの高まりから、歯科衛生士に対する需要が増大している。											
		3	・ 医師・歯科医師の資質の向上のためには、その基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な能力を習得することが必要であるとともに、高齢化の進展が見込まれる中で、今後必要とされる医療ニーズに適合できる医師・歯科医師の養成が課題である。 ・ 看護職員については、免許取得も継続的にその資質の向上を図り、質の高い看護職員を育成することが課題である。											
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係						達成目標の設定理由						
		目標1	医療需要に見合った医師数の確保及び医師の偏在を是正すること。						将来にわたって適正な医師数を確保していくため、人口減少・高齢化といった人口構造の変化やこれに伴う医療ニーズの変化など、中長期的な要素を踏まえながら定期的に医師需給推計を行った上で、需要に見合った医師数の確保を進めるとともに、医師養成課程を通じて医師偏在は是正に向けた取組を行っていく必要があるため。					
		（課題1）												
		目標2	看護職員の量的確保を図るとともに、領域偏在を是正すること。 歯科衛生士の量的確保を図ること。						看護職員については、団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すると、今後の医療需要の高まりに対応するための量的確保とともに、地域包括ケアシステムの円滑な構築に向けて、領域偏在の是正が求められている。また、歯科疾患の予防・治療、口腔機能の維持・向上等、歯科保健医療の需要が多様化する中で歯科衛生士を確保していくことが必要であるため。					
		（課題2）												
目標3	臨床研修の充実により質の高い医師及び歯科医師を養成すること。 資質向上に関わる研修推進により、新人看護職員や質の高い看護職員を育成すること。						臨床研修の充実を図ることで、資質の高い医師及び歯科医師を養成することができ、結果として質の高い医療サービスを提供する体制の整備に資するため。 看護職員の資質の向上のためには、看護職員が必要な研修を受けることができるよう、研修の推進を図る必要があるため。							
（課題3）														
達成目標1について														
測定指標（アウトカム、アウトプット） ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値（参考値）						測定指標の選定理由	目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値										
1	診療科別医師数の増減割合（平成6年を1.0とした場合）（アウトカム）	小児科：1.26倍 産科・産婦人科：0.97倍 外科：0.99倍	平成26年度 前回調査以上	2年に1度		前回調査（小児科：1.30倍、産科・産婦人科：0.99倍、外科：0.99倍）以上		前回調査以上		・ 診療科別医師数の指標として、医師の不足が指摘されることの多い診療科の医師数の増減割合を評価することが妥当。	・ 目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、次回調査時点において、診療科偏在対策の効果検証を行い、今後の検討材料とするため、それぞれの診療科の現在の医師数よりも増加していることを確認する。 （参考）平成28年度実績 小児科：1.27倍、産科・産婦人科：1.00倍、外科：0.99倍 ・ なお、令和4年度実績値は、令和5年12月目途に公表予定であり、令和5年7月に本指標の令和4年度実績値を評価する際は、令和2年度までの目標値と実績値の状況によって評価を行う。			
						小児科：1.35倍 産科・産婦人科：1.03倍 外科：0.99倍		集計中（R5.12月目途公表予定）						

(2)	医政局国家試験等電算化経費 (昭和55年度)	1.5億円	0.9億円	0.9億円	—	・医師等国家試験業務において、受験者データ、採点、合否判定データ等を電算化し、試験事務を迅速化するとともに、医師等国家試験の試験作成委員会において、試験問題の作成支援のため、既出問題、公募問題をプールしたものを使用し、試験問題を作成し、今後の試験問題作成支援のため良質な試験問題を揃えておくもの。 ・医師等14の医療関係職種については、合格発表(毎年3月下旬から4月上旬)直後に約9万人の免許申請が医事課試験免許室に集中するが、合格者データ等を電子化することにより速やかな新規免許登録に資する。また、紙媒体である登録者籍簿の電子化により、年間5万人を超える氏名等の訂正(籍訂正)事務の効率化を図る。さらに、平成19年度から稼働している医師等資格確認検索システムにあっては、ホームページ上で医師等の氏名を検索できるようにすることにより、国民が医師等の資格を確認できるようにし、医師等でない者からの医療の提供を避けることを可能とする。加えて、登録済証明書をICT化し、WEB上で登録状況の確認を可能とすることで、免許登録業務の迅速化や申請者の利便性の向上を推進する。 ・医師等国家試験業務において、国家試験業務の迅速化を図るとともに、各試験委員の試験問題の作成支援等のために、プール制に伴う試験問題の蓄積・編集を行う。また、新規免許登録事務や籍訂正事務等を電子化など、国家試験事務を効率化することにより、医師確保対策に寄与する。	2023-厚労-22-0089
		1.5億円	0.9億円				
(3)	医師等国家試験実施費 (平成12年度)	25.4億円	9.2億円	13.1億円	—	・医師、歯科医師等の国家試験の実施に係る願書受付、受験票の交付、試験会場の借上げ、試験会場設営、試験監督、合格発表等の実施。 ・医師、歯科医師等の国家試験の実施業務については、国民の生命身体に直接影響すること、国民の健康な生活や安全な食生活の実現に資するといった観点から、各資格者として必要な知識及び技能について試験を実施し、もって各資格者として必要な知識及び技能を身につけた医療従事者の確保に寄与する。 ・令和4年度においては、令和2年度、令和3年度に引き続き、政府機関が公表した新型コロナウイルス感染症対策及び業種別ガイドラインに記載された内容を基に検討した感染防止対策として、37.5度以上の発熱者又は体調不良者に対して、試験会場の入口で迅速抗原検査を実施し、陽性者については試験会場に入れない等の措置を講じた。	2023-厚労-22-0093
		23.9億円	8.7億円				
(4)	医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業等 (平成30年度)	4.5億円	1.5億円	1.5億円	1,2,3	・医師偏在対策の一環として、医師不足地域へ派遣される地域枠出身の若手医師等のキャリア形成や勤務負担軽減を図るため、具体的な方策をモデル的に実施し、その効果を検証するとともに全国へ公表(他の都道府県へ横展開)する。また妊産婦モニタリングシステムの体制整備を促進することにより、他の診療科と比較して少数かつ長時間勤務が余儀なくされている産科医療に従事する医師の勤務環境を改善する。さらに、医師少数地域等において一定期間勤務した医師を認定する制度が医師偏在の解消に資するよう、認定を取得した医師が医師少数地域等で診療を継続する等のキャリア形成等の取組を支援する。 ・これらの事業は医師偏在の解消に寄与する。	2023-厚労-22-0088
		0.4億円	0.6億円				
(5)	医師等の地域偏在・診療科偏在対策に向けた調査事業 (令和3年度)	0.3億円	0.2億円	0.1億円	—	医師等の偏在対策等を推進する上で必要な分析・調査を進めるため、医師等のマクロ需給推計、都道府県別診療科別必要医師数の推計等を実施する	2023-厚労-22-0064
		0.05億円	0.1億円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
5	就業看護職員総数 (アウトカム)	1,683,295人	令和元年度	1,801,633人以上	令和8年度	前年度 (1,683,023人)以上	前年度 (1,683,295人)以上			1,750,916	・ ①看護職員の業務密度・負担が高くなっていること、②患者本位の質の高い医療サービスを実現するため、看護職員を質・量ともに確保することが求められていることを踏まえ、就業看護職員総数を測定指標として設定した。就業看護職員総数は医療施設(静態)調査及び衛生行政報告例(隔年報)に基づき算出する。 ・ なお、従前は、病院の看護職員数については、毎年実施される病院報告に基づき算出していたが、病院の看護職員数に関する調査が病院報告においては行われなくなり、3年に一度の医療施設(静態)調査において行われることとなったことを踏まえて、就業看護職員総数を3年ごとに算出することとしている。	・ 目標値の設定の根拠は、「看護職員需給分科会中間とりまとめ」(令和元年11月15日)で推計された令和7年度における就業看護職員総数の需要数1,801,633人を、実績値の把握が可能な令和8年度の目標値として設定したものを。
						1,683,295	1,734,025					
6	訪問看護ステーション及び介護保険施設・事業所の就業看護職員数 (アウトカム)	218,291人	平成30年度	299,971人以上	令和8年度				259,131人以上		地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後、訪問看護ステーション及び介護保険施設・事業所において看護職員確保のニーズが特に高まることから、訪問看護ステーション及び介護保険施設・事業所の就業看護職員数を測定指標として設定した。なお、訪問看護ステーション及び介護保険施設・事業所の就業看護職員数は、衛生行政報告例(2年ごと)に基づき把握していることから、2年ごとに実績値を把握する。	・ 目標値の設定の根拠は、「看護職員需給分科会中間とりまとめ」(令和元年11月15日)で推計された令和7年度における訪問看護ステーション及び介護保険施設・事業所の就業看護職員数の需要数を、実績値の把握が可能な令和8年度の目標値として設定したものを。
							240,629人		集計中(R6.2月目途公表予定)			
7	就業歯科衛生士数 (アウトカム)	123,831人	平成28年度	前回調査以上	2年に1度		前回調査 (132,629人)以上		前回調査 (142,760人)以上	前回調査以上	・ 歯科疾患の予防・治療、口腔機能の維持・向上等、歯科保健医療の需要が多様化する中で、歯科衛生士の人材確保が求められていることから、就業歯科衛生士数を測定指標として選定した。 ・ 令和4年度の目標値を「前回調査以上」とした理由は、歯科保健医療の多様化に伴い、歯科衛生士の需要が高まっている中、まずは就業歯科衛生士の量的確保が必要であるため。 ・ なお、令和4年度実績値は、令和6年1月目途に公表予定であり、令和5年7月に令和4年度実績を評価する際は、令和2年度までの目標値と実績値の状況によって評価を行う。	
							142,760人		集計中(R6.2月目途公表予定)			

達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(6)	中央ナースセンター事業 (平成4年度)	16.2億円	2.3億円	5.3億円	5.6	・看護師等に対して都道府県ナースセンターが行う、病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師等の状況に関する調査、訪問看護その他の看護についての知識及び技能に関する研修、看護師等に対する無料の職業紹介事業、看護に関する啓発活動などの事業について連絡調整、指導その他の援助を行う事業を実施する。 ・保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の未就業者の就業促進など、看護職員の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等、都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与する。	2023-厚労-22-0041
		16.2億円	2.3億円				
(7)	看護職員確保対策特別事業費(団体分) (平成5年度)	0.4億円	0.4億円	0.4億円	5	・厚生労働大臣が認める者が総合的な看護職員確保対策を推進するために行う特別事業に対して補助を行う。 ・厚生労働大臣が認める者が創意工夫を凝らし、地域の実情に応じた効果的・効率的な看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する特別事業について助成し、より具体的な事業展開を図り、総合的な看護職員確保対策の推進に資する。	2023-厚労-22-0042
		0.4億円	0.4億円				
(8)	学生実習国民向けPR経費 (平成20年度)	88万円	88万円	88万円	5	・患者・家族をはじめとした国民に対し、看護学生が実施する臨地実習についての理解を深め、看護学生が受け持ちとして関わる事を受け入れていただくなど臨地実習への協力を求めるため、臨地実習の目的や内容、臨地実習に行くまでの看護学生の学びの状況などについて様々な媒体を用いて周知・広報を行っている。	2023-厚労-22-0091
		27万円	89万円				
(9)	看護師等学校養成所報告管理運用事業 (平成22年度)	0.2億円	-	-	5	・都道府県、厚生労働省において、データの活用及び養成所に対する指導監督を行うものである。また、看護師等学校養成所の情報を公開するものである。	-
		0.2億円	-				
(10)	看護師養成所における社会人経験者受入事業 (平成26年度)	119万円	119万円	119万円	5	・看護師等養成所における社会人経験者受入れ促進のために、看護師等養成所のPRや、必要な情報、学習環境の整備方法等の周知を行う。	2023-厚労-22-0094
		23万円	95万円				
(11)	歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業 (平成29年度)	0.7億円	1.4億円	0.9億円	7	・育児・介護等によって離職していた歯科衛生士や、免許取得直後の新人歯科衛生士を対象とした技術修練等、また「歯科衛生士復職支援共通ガイドライン」及び「新入歯科衛生士技術支援共通ガイドライン」の作成やそれを実践するための研修を実施し、歯科衛生士の復職支援及び離職防止を推進することで、歯科衛生士の人材確保を図る。	2023-厚労-22-0045
		0.6億円	0.3億円				
(12)	医療現場における暴力・ハラスメント対策普及啓発事業 (令和2年度)	0	0	0	-	・看護師については、精神障害の事案の割合が多く、その発病に関与したと考えられる業務によるストレス要因は、患者からの暴力や入院患者の自殺の目撃等の「事故や災害の体験・目撃をした」が約8割とされており、患者からの暴力等に対する対策が必要である。 ・本事業は、令和元年度特別研究の「看護職等が受ける暴力・ハラスメントに対する実態調査と対応策検討に向けた研究」においてとりまとめられた内容を活用し、施設種別によって、暴力・ハラスメントに対する対応方針等が異なることから、病院・診療所・在宅の施設別にeラーニングによる暴力・ハラスメントに関する教材を作成・周知を行い、暴力・ハラスメントに対する組織的対応を促すものである。	-
		0	0				

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑧	研修医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合) (アウトカム)	70%	平成25年度	基準値以上	毎年度	基準値以上	基準値以上	基準値以上	基準値以上	基準値以上	・ 医師の質の向上を指標として評価することは非常に困難であるが、臨床研修医が満足しているということは、臨床研修制度や臨床研修病院等における研修内容が充実しているということでもあり、医師の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用いている。 ・ なお、令和2年度開始の臨床研修より、各研修医の到達目標の達成状況について、各分野・診療科の研修終了時に、医師及び医師以外の医療職が「研修医評価票」を用いて評価するとともに、2年間の臨床研修終了時には、各臨床研修病院の研修管理委員会において、それまでの「研修医評価票」を勘案し「臨床研修の目標の達成度判定票」を作成し、全ての項目を達成している場合に、臨床研修の修了を認めており、修了が認められた者に対し、満足度調査を行っている。	・ 臨床研修は、医師の基本的な診療能力を習得するために毎年度実施しているものであり、臨床研修の質の向上は医師の質の向上に資することから、毎年度の目標値を基準値の70%としている。 ・ なお、令和4年度実績値は、令和6年1月目途で公表予定であり、令和5年7月に本指標の令和4年度実績値を評価する際は、令和3年度までの目標値と実績値の状況によって評価を行う。 (参考)令和3年度実績値71.7%は、分母:臨床研修修了者アンケートにおける『問45 臨床研修全体の満足度について』回答者の人数(7,153人)、分子:『問45 臨床研修全体の満足度について』において、『4 』若しくは『5 』と回答した人数(5,129人)から算出したもの。
						75.7%	80.1%	72%	集計中 (令和5年中に集計予定)			

9	研修歯科医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合) (アウトカム)	83.3%	平成26年度	前年度以上	毎年度	前年度 (76.2%)以上	前年度 (78.3%)以上	前年度 (75.7%)以上	前年度以上	前年度以上	・ 歯科医師の質の向上を指標として評価することは非常に困難であるが、臨床研修歯科医が満足しているということは、臨床研修制度や臨床研修病院等における研修内容が充実しているということでもあり、歯科医師の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用いている。 ・ なお、研修歯科医の評価については、多面評価を推進するため、指導歯科医の他、研修歯科医に関わる関係者により研修の進捗状況を把握・評価するとともに、研修期間の終了時には、各臨床研修施設の研修管理委員会において、それまでの研修期間中の評価及び到達目標の達成度の評価が基準に到達している場合に、臨床研修の修了を認めており、修了が認められた者に対し、満足度調査を行っている。	・ 毎年度の目標値を「前年度以上」としている理由は、臨床研修制度や臨床研修病院等における研修内容の質の更なる向上のためである。 ・ なお、令和4年度実績値は、令和5年12月目途で公表であり、令和5年7月に本指標の令和4年度実績値を評価する際は、令和2年度までの目標値と実績値の状況によって評価を行う。 (参考)令和3年度実績値64.6%は、分母:臨床研修終了者アンケートにおける『問58 全体の満足度について』回答者の人数(1663人)、分子:『問58 全体の満足度について』において、『満足している』若しくは『やや満足している』と回答した人数(1074人)から算出したもの。
10	新人看護職員がいる300床未満の病院における新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修を実施している病院の割合 (アウトプット)	78%	平成26年度	前回調査以上	3年ごと		平成29年度 (81%)以上		前回調査以上	前回調査以上	・ 新人看護職員研修実施病院の割合が増加することは、看護師等の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用いている。 ・ なお、医療施設静態調査の結果より、300床以上の病院に比べ、300床未満の病院では新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修の実施割合が低下する傾向にあるため、研修推進の観点から中小規模の病院における実施率を指標とすることとした。	・ 令和4年度の目標値を「前回調査以上」としている理由は、次のとおり。 ・ 平成21年7月の保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正により、平成22年4月1日から新たに業務に従事する看護職員の臨床研修等が努力義務となっている。よって、質の担保のために研修率低下につながらないよう前年度以上を目標にしていなければならない。 ・ なお、今回の実績値については、医療施設静態調査の結果を、参考2の計算式を用いて実績値を求めることにより評価を行う(令和6年4月目途) (参考)平成26年度実績値78%は、分母:新人看護職員がいる300床未満の病院数、分子:新人看護職員研修ガイドラインに沿ったを実施している病院数から算出したもの。
11	看護師の特定行為研修に係る指定研修機関数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野50 i】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	87機関	平成30年度	380機関	令和5年度				360機関	380機関	・ 特定行為研修を実施する指定研修機関数の増加は、看護師等の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用い、前回の実績を上回ることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・ 新経済・財政再生計画改革行程表のKPIでは2023年度までに300機関と設定されているが、この目標値については令和3年度で達成した。 ・ 看護師等の資質の向上を図るためには、より多くの看護師等が特定行為研修を受講できる体制の整備を引き続き推進する必要がある。 ・ 令和3年度に全ての都道府県において指定研修機関1カ所以上を達成したことから、今後は地域の実情に応じた指定研修機関の確保を推進する方針であることを勘案して令和5年度の目標を設定した。
12	ドクターヘリ従事者研修の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合) (アウトカム)	92.0%	令和元年度	前年度以上	毎年度	70%以上	前年度 (91.6%)以上	前年度 (93.1%)以上	前年度 (95.7%)以上	前年度 (95.7%)以上	・ ドクターヘリにおいて提供される医療の質を評価することは非常に困難であるが、ドクターヘリ従事者研修者が研修に満足しているということは、研修内容が充実しているということでもあり、ドクターヘリによる救急医療提供体制の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を選定した。 ・ なお、研修講師の評価については、多面評価を推進するため、研修講師の他、研修講師に関わる関係者により研修の進捗状況を把握・評価するとともに、研修期間の終了時には、それまでの研修期間中の評価及び到達目標の達成度の評価が基準に到達している場合に、ドクターヘリ従事者研修の修了を認めており、修了が認められた者に対し、満足度調査を行っている。	・ 目標値を「毎年度:前年度以上」としている理由は、満足度については一定の目標を定めるのではなく、研修内容の改善を図り年々増加させていくことが適当であると考えられるため、当該目標値を設定したものである。 (参考)令和4年度実績値95.7%は、分母:満足度調査の回答者の人数(7094人)、分子:満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の人数(6799人)から算出したもの。

達成手段3 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(13)	医療関係者問題調査検討会等経費 (昭和63年度)	0.19億円	0.2億円	0.2億円	8	①医師研修研究経費 ②医療関係者問題調査検討会費 ③外国医師等臨床修練認定経費 我が国の医師等の資格を有しない外国医師等が医療技術を習得するために、その研修に必要な範囲において、医療行為を行うことを認める臨床修練の認定を行う。 ④医師等資質向上対策費 行政処分を受けた医師等の再教育を行う。 効果的な臨床研修の検討や医療関係者問題についての検討、その他医師等の再教育等を行うことにより、医療関係者の質の向上を図る。	2023-厚労-22-0097
		0.11億円	0.06億円				
(14)	医療関係職種実習施設指導者等養成 講習会費 (平成8年度)	0.03億円	0.03億円	0.03億円	9	歯科衛生士養成施設の教育内容を充実するため、養成施設の教員に対する講習会を実施し、高齢者や在宅養老者への歯科診療や食育支援等の歯科衛生業務範囲の広がりにも対応できる歯科衛生士の養成を図る。	2023-厚労-22-0099
		0.02億円	0.03億円				
(15)	歯科医師臨床研修費 (平成9年度)	14億円	14億円	14億円	9	臨床研修施設における指導歯科医等の確保、研修プログラムの企画立案・管理、研修歯科医の受け入れのための環境整備等に係る経費に対する財政支援を行う。 平成18年度からの歯科医師臨床研修の必修化を踏まえ、臨床研修開始時点における研修歯科医の歯科医師としての資質を確保するとともに、研修歯科医が臨書研修に専念できる環境を整備すること、研修歯科医が臨床歯科医として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な歯科診療能力を身に付け、効果的な臨床研修の実施と歯科医師としての資質の向上に寄与する。	2023-厚労-22-0032
		14億円	13億円				
(16)	歯科関係者講習会 (平成10年度)	0.04億円	0.08億円	0.08億円	9	歯科医療従事者に対してエイズや肝炎等の感染症予防や院内感染防止対策等に関する講習を行い、安心で安全な歯科医療環境の確保を図ることを目的とする。	2023-厚労-22-0098
		0.04億円	0.03億円				
(17)	臨床研修関係システム運用経費 (平成15年度)	0.25億円	-	-	9	「歯科医師臨床研修プログラム検索サイト」の保守・運用を行う。 臨床研修施設が法令に基づく年次報告書等を提出する際に、インターネットを通じての提出を可能とし、臨床研修施設の事務担当者の事務の簡素化を図る。また、当該情報を一般に公開することにより、歯科医学生の臨床研修施設の選択に資するとともに、臨床研修施設の間の競争を促し、臨床研修の質の向上を図る。	—
		0.22億円	-				
(18)	死体検案講習会費 (平成17年度)	0.3億円	0.6億円	0.6億円	—	警察医や一般臨床医で、検案に従事する機会の多い医師を対象として検案業務に関する講習会を開催。 【講習期間及び内容】 ①座学2日間・・・死体解剖保存法などの法律講義、検案制度の国際比較、死体検案書の書き方、検案の実施方法等 ②監察医務院や各大学法医学教室などにて見学実習（スクリーニング）。1検案あたり2時間程度の見学実習を3回程度経験 ③座学1日間・・・家族への対応についての演習（グループワーク）、見学実習を受けての症例報告 検案業務に従事する機会の多い一般臨床医、警察医を対象に、検案業務に関する講習会を開催し、検案能力の向上を図る。	2023-厚労-22-0096
		0.3億円	0.03億円				
(19)	歯科医師臨床研修指導医講習会費 (平成18年度)	0.3億円	0.3億円	0.2億円	9	臨床研修施設における指導歯科医等の確保、研修プログラムの企画立案・管理、研修歯科医の受け入れのための環境整備等に係る経費に対する財政支援を行う。 平成18年度からの歯科医師臨床研修の必修化を踏まえ、臨床研修開始時点における研修歯科医の歯科医師としての資質を確保するとともに、研修歯科医が臨書研修に専念できる環境を整備すること、研修歯科医が臨床歯科医として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な歯科診療能力を身に付け、効果的な臨床研修の実施と歯科医師としての資質の向上に寄与する。	2023-厚労-22-0100
		0.09億円	0.1億円				
(20)	外国人看護師・介護福祉士受入事業 (平成19年度)	0.62億円	0.63億円	0.63億円	—	経済連携協定（EPA）に基づき外国人看護師候補者として入国した者が、看護師国家試験合格へ向けてEPAの趣旨に則り、受入れ施設において適切な就労・研修が行われる環境を整備することを目的に、（公社）国際厚生事業団が行う日本語研修や外国人看護師候補者の各種相談対応などの事業について補助を行うものである。	2023-厚労-22-0046
		0.62億円	0.63億円				
(21)	臨床研修修了者アンケート調査費 (平成22年度)	0.02億円	0.05億円	0.05億円	8	毎年3月末までに臨床研修を修了する全ての医師にアンケート調査を実施。 医師臨床研修を終了する医師から、各自が経験した臨床研修のプログラム、進路希望、希望勤務地等の情報をアンケート調査により収集し、へき地や離島、産科・小児科等の診療科への医師の誘導策を検討する材料とするとともに、臨床研修制度の評価及び普遍的な見直しの検討の材料とすることで、臨床研修の質の向上を図る。	2023-厚労-22-0102
		0.02億円	0.03億円				
(22)	新人看護職員研修推進費 (平成22年度)	527万円	527万円	527万円	10	新人看護職員研修に関するガイドラインの普及を図り、病院等において新人看護職員卒後研修の着実な実施を促進する。	2023-厚労-22-0101
		495百万円	329万円				
(23)	看護師の特定行為に係る研修機関支 援事業 (平成26年度)	6.57億円	7.02億円	7.6億円	11	特定行為に係る看護師の研修制度の円滑な施行・運用を図るため、指定研修機関の設置準備や運営等に必要な経費に対する支援を行う。	2023-厚労-22-0101
		6.56億円	6.67億円				

(24)	保健師等再教育研修費 (平成22年度)	55万円	178万円	178万円	—	保健師・助産師・看護師に対する再教育研修及びその後の評価会議に必要な謝金等を支給する。	2023-厚労-22-0104		
		30万円	51万円						
(25)	看護教員等養成講習推進費 (平成22年度)	57万円	57万円	57万円	10	看護教員等の養成を円滑に行うため、ブロック単位での需給調整を行い、教員養成講習を開催するための調整会議を開催するために必要な経費である。	2023-厚労-22-0103		
		31万円	26万円						
(26)	外国人看護師候補者学習支援事業 (平成22年度)	0.9億円	1.0億円	1.0億円	—	経済連携協定(EPA)に基づいて入国した外国人看護師候補者の受入れ施設において、適切な学習支援を行うことで、外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入れ実施のための環境を整備することを目的とし、公募で選定された団体に対して、看護師国家試験合格へ向けた模擬試験の実施や国家試験対策などの学習支援事業に対して補助を行う。	2023-厚労-22-0047		
		0.9億円	1.0億円						
(27)	実践的な手術手技向上研修事業 (平成24年度)	0.87億円	0.92億円	0.92億円	—	現在は一部の大学で限定的に行われているサージカルトレーニングの取組について、「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」を踏まえて、より多くの医師が参加し、その手術手技の向上につなげられるものとするため、他大学や医療機関の医師を含めて受け入れる取組みを支援するとともに、トレーニングの効果や運営上の問題点等について整理・検討を行う。(委託先)医科系大学 医師に死体を利用した実践的な手術手技を習得させるための研修体制を整備することにより、医師の医療技術の向上および国民に対する安全・安心な医療の提供を図る。	2023-厚労-22-0105		
		0.87億円	0.90億円						
(28)	看護教員養成支援(通信制教育)改善経費 (平成24年度)	811万円	811万円	811万円	—	看護教員養成講習会の未受講者の解消を図り、安定的に看護教員を養成するための、通信制教育(e-ラーニング)の補助を行う。	2023-厚労-22-0106		
		811万円	811万円						
(29)	遠隔医療従事者研修事業 (平成26年度)	0.07億円	0.07億円	—	—	遠隔医療に関心のある医療従事者や一般国民等を対象に、遠隔医療の目的、機能や運用していくためのポイントなどについて研修を行う。	2023-厚労-22-0107		
		0.06億円	0.06億円						
(30)	看護教員教務主任養成講習会事業 (団体分) (平成27年度)	0.11億円	0.11億円	0.11億円	—	看護師等養成所の教務主任となる者に対して、養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門知識・技術を修得させ、養成所における看護教育の充実及び質の向上を図ることを目的とした講習会を実施する事業者に補助を行う。	2023-厚労-22-0108		
		0.09億円	0.11億円						
(31)	オンライン研修の推進事業 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野41】	0.2億円	0.2億円	0.2億円	—	平成30年3月に発出された「オンライン診療の適切な実施に関する指針」では、その他オンライン診療に関連する事項の「医師教育/患者教育」で、医師はオンライン診療に責任を有する者として、医療関係団体などによる研修の受講等により情報通信機器の使用や情報セキュリティ等を含むオンライン診療の実施に関連した知識の習得に努める必要があるとしている。従って、オンライン診療の実施に必要な知識の習得が可能なe-learningを実施することで、適切なオンライン診療の推進を図るものである。	2023-厚労-22-0139		
		4百万円	6百万円						
(32)	OSCEの在り方・評価者養成に係る調査・実証事業 (令和3年度)	0.7億円	0.7億円	0.7億円	—	歯科医師の資質向上に向け、卒前・卒後の一貫した歯科医師養成を推進するため、共用試験(CBT、OSCE)の公的化を含む歯科医師法の改正がされた。共用試験OSCEの公的化に向けた課題として、試験の内容及合格基準の検証、評価者の養成・質の向上及び評価基準の検討等に関する調査・実証事業に係る経費を補助するものである。	2023-厚労-22-0065		
		0.7億円	0.7億円						
(33)	ドクターヘリの導入促進 (平成21年度)	0.11億円	0.11億円	0.11億円	13	ドクターヘリという特殊な場所において高度な救急医療を提供できる医師・看護師等を育成する。 ドクターヘリの導入を推進することで、ドクターヘリを用いた迅速な救命救急活動の機会を増加させる。	2023-厚労-22-0095		
		0.02億円	0.04億円						
(34)	補聴器販売者の技能向上研修経費	41百万円	41百万円	41百万円	—	補聴器販売者が適切な補聴器の選定或使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための研修を実施する。 補聴器の安全で効果的な使用に資することを目的に、補聴器に関する情報等についての普及啓発を実施する。	2023-厚労-22-0109		
		41百万円	41百万円						
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和5年度
		8,060,751		4,602,567		5,076,297			
施策の執行額(千円)		7,318,070		4,152,903					

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説	令和3年3月5日	(地域医療体制の整備、地域包括ケアシステムの構築等) 医療分野では、今般の感染症対応で得られた知見を踏まえつつ、地域医療構想、医療従事者の働き方改革、そして医師偏在対策を一体的に進めます。
	第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説	令和4年2月25日	医療分野では、今般の感染症対応で得られた知見を踏まえつつ、地域医療構想、医療従事者の働き方改革、そして医師偏在対策を一体的に進めます。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅰ-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)				医療等分野におけるデータ活用や情報共有の推進を図ること(施策目標Ⅰ－3－1) 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標3 医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること				担当 部局名		医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室 大臣官房情報化担当参事官室		作成責任者名		医政局参事官(特定医薬品開発支援・医療情報担当) 田中 彰子 大臣官房参事官(情報化担当) 岡本 利久									
施策の概要				質の高い医療提供体制の構築のためには、医療サービス利用者も含めた関係者間での適時適切な情報共有が不可欠であり、情報通信技術(ICT)の活用は情報共有に有効な手段であることから、保健医療分野における情報連携を推進する。																			
施策を取り巻く現状				我が国においては、世界的にも類をみない早さで高齢化が進行しており、併せて、総人口についても、長期にわたる人口減少過程に入っているところ、国民の健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていけるようにしていくことが、今後の我が国の継続的な発展のために不可欠であり、こうした中で、保健・医療・介護の情報について、その利活用を積極的に推進していくことが、個人の健康増進に寄与するとともに、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的・効果的な医療等各種サービスの提供を行っていく上で、非常に重要となっている。																			
				毎年のように各地で自然災害が発生し、新型コロナウイルス感染症の流行が我が国のあらゆる分野に大きな影響を与えている状況にあり、安全保障や危機管理の観点からも、こうした情報の利活用を積極的に推進していくことが不可欠となっている。																			
施策実現のための課題				1	質の高い医療提供体制の構築等のためには、医療サービス利用者も含めた関係者間での適時適切な情報共有が不可欠であり、情報通信技術(ICT)の活用は情報共有に有効な手段である。一方で、情報通信技術(ICT)の活用方法は多様化するとともに、互換性が必ずしも十分に確保されていないという課題もある。そのため、医療に係る情報の特性を踏まえた個人情報保護に十分に配慮しながら、標準的な規格に基づいた相互運用性の確保や将来の拡張性を考慮しコスト低減に努める等、情報通信技術(ICT)の活用を持続可能なものとして進めていくことが重要である。																		
各課題に対応した達成目標				達成目標/課題との対応関係							達成目標の設定理由												
				目標1		保健医療分野における情報連携の推進					医療サービス利用者も含めた関係者間での適時適切な情報共有を推進することで、個人情報保護に配慮しつつ、標準的な規格に基づいた相互運用性の確保や将来の拡張性を考慮した、質の高い医療提供体制の構築等につなげるため。												
				(課題1)																			
達成目標1について																							
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標				基準値		基準年度	目標値		目標年度		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由				目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
											年度ごとの実績値												
1		電子カルテの普及率(一般病院400床以上) (アウトカム)		77.5%	平成26年度	90%	-	-	90%	-	-	-	-	-	・保健医療分野における情報連携を進める上で、その基盤となる医療情報システム(電子カルテ)の普及率を指標とする。				・日本再興戦略(閣議決定)等において、「2020年度までに400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を90%」にするとの目標を掲げている。 ・当該普及率については、厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室が実施している「医療施設(静態)調査」を利用する。(3年に一度の調査) (参考) 令和2年度実績値91.2%は、分母:400床以上の一般病院の数(668)、分子:400床以上の電子カルテを導入している一般病院の数(609)から算出したもの。 ・なお、令和2年度に実績値が91%となり目標を達成したことから、目標年度及び令和5年度目標値は設定していない。				
②		全国の医療機関における電子カルテ普及率(一般病院200床以上)(アウトカム)		80.5%	令和2年度	85%	令和5年度	-	-	-	-	-	85%	・保健医療分野における情報連携を進める上で、その基盤となる医療情報システム(電子カルテ)の普及率を指標とする。 ・一般病院(400床以上)における電子カルテ普及率については、令和2年度に91.2%を達成しているところ。電子カルテ未導入の一般病院(400床以上)も含め、一般病院(200床以上)における電子カルテの普及率を測定指標とする。				・一般病院(200床以上)について、まずは療養病床単独の病院を除く病院において電子カルテの普及を進めるため、この数値を目標として掲げる。 ・当該普及率については、厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室が実施している「医療施設(静態)調査」を利用する。(3年に一度の調査) (参考) 令和2年度実績値80.5%は、分母:200床以上の一般病院の数(1909)、分子:200床以上の電子カルテを導入している一般病院の数(1537)から算出したもの。					
達成手段1 (開始年度)				令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等										令和5年度行政事業レビュー事業番号					
				執行額	執行額																		
(1)		医療情報システム普及啓発等経費 (平成15年度)		41万円	0.4百万円	0.4百万円	1	医療情報システムの標準化等の普及啓発及び、各重要インフラ分野との連携体制の構築を図る。										2023-厚労-22-0118					
				6万円	0円																		
(2)		医療情報システム等標準化推進事業 (平成16年度)		0.33億円	0.33億円	0.83億円	1	電子カルテ等医療情報システムで使用するため、必要な共通の情報基盤となる用語・コードについて整備・維持管理・普及促進を行い、医療機関が無償でダウンロードできるようにしている。										2023-厚労-22-0117					
				0.32億円	0.32億円																		

(3)	医療情報セキュリティ等対策経費 (①平成22年度、②平成29年度)	72百万円	51百万円	102百万円	-	①医療情報化人材育成事業 地域の医療機関に対し、情報化に関する助言・指導・計画の策定と実施を行うための人材を育成するため、「病院情報システムの構築方策」、「地域医療連携の確立方策」、「医療安全を考慮したシステム運用」、「システムのセキュリティとプライバシー保護」、「医療分野のIT化のための目標を達成するための計画策定方策」等について研修を行っている。 ②医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業 厚生労働省においては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を策定し、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策を推進している。本事業では、本ガイドラインに則したサイバーセキュリティ対策の実態について調査・検証等を行い、対策の充実を図る。	2023-厚労-22-0116		
		51百万円	40百万円						
(4)	EBM普及推進事業 (平成23年度)	1.57億円	1.57億円	0.67億円	-	EBMの普及・啓発等を進めていくため、インターネットの普及が進んだ現代社会において、診療ガイドラインや国内外の医学文献等について科学的に評価を行った上でデータベースとして整備し、インターネットを中心に広く国民へ提供する。このことにより、EBMの推進を図り、良質な医療提供体制を確保することができる。	2023-厚労-22-0119		
		1.37億円	1.53億円						
(5)	社会保障分野での情報化・情報連携の推進に関する経費 (平成23年度)	0.69億円	0円	0円	-	社会保障分野での情報化・情報連携を一層推進する観点から、情報連携に求められる技術要件の明確化、技術開発などや制度面の検討を行う。	-		
		0.58億円	0円						
(6)	保健医療福祉分野の公開鍵基盤 (HPKI)普及・啓発事業 (平成25年度)	0.38億円	2.2億円	0.14億円	-	医師等の個人が電子署名を活用できるよう、公的資格等の確認機能を有する保健医療福祉分野における公開鍵基盤(HPKI)を普及・啓発するために必要な経費について財政支援を行う。	2023-厚労-22-0120		
		0.32億円	2.2億円						
(7)	保健医療情報利活用推進関連事業 (平成30年度～令和元年度までは保健医療記録共有サービス実証事業であり、令和2年度に事業名変更)	18.30億円	16.55億円	5.39億円	1	保健医療情報を医療機関等で確認出来る仕組みの検討に当たっては、費用対効果を重視し、最新の技術動向を踏まえた仕組みの検討、医療機関でデータを確認出来るようにするための電子カルテデータの標準化を進めていく必要があり、そのための実証事業や調査事業を実施する。	2023-厚労-22-0121		
		13.63億円	9.74億円						
(8)	保健医療情報利活用推進関連事業 (利用者認証機能) (平成30年度)	0.5億円	0円	0円	-	「保健医療記録共有サービス」等を提供するための基盤となる全国的な保健医療情報ネットワークについて、セキュリティ対策、利用者認証等の技術や運用要件を検討し、各機能の要件定義、セキュリティのガイドライン策定等を行う。	-		
		0	0円						
(9)	データヘルス改革推進サービス全般プロジェクト管理支援業務 (令和元年度)	0.88億円	0.81億円	0.81億円	-	データヘルス改革にて提供する各種サービス(保健医療記録共有サービス等)を効率的かつ効果的に構築するため、進捗管理、品質管理、リスク管理等のプロジェクト管理を一体的に行い、効率的かつ効果的な構築を実現する。	2023-厚労-22-0122		
		0.73億円	0.81億円						
(10)	全国医療情報プラットフォーム開発事業 (令和4年度)	-	-	23.20億円	-	オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、電子カルテ等の医療機関等が発生源となる医療情報(介護含む)について、クラウド間連携を実現し、自治体や介護事業者等間を含め、必要なときに必要な情報を共有・交換できる全国的なプラットフォームを構築する。	2023-厚労-22-0123		
		-	-						
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度		令和5年度	政策評価実施予定時期	令和8年度
		1,365,128		2,202,251		3,207,007			
施策の執行額(千円)		1,107,382		1,498,881					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第211回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明			令和5年3月8日		医療DXについては、質の高い医療の提供や医療情報の更なる利活用の観点から、電子カルテ情報の標準化等を進めるとともに、全国医療情報プラットフォームの創設やその基盤となるオンライン資格確認等システムの導入徹底、診療報酬改定DXに取り組みます。		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅰ－3－2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部局名	医政局総務課 医政局地域医療計画課 医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室 医政局医事課 医政局歯科保健課	作成責任者名	総務課長 姫野 泰啓 地域医療計画課長 佐々木 孝治 地域医療計画課医療安全推進・医務指導室長 松本 晴樹 医事課長 林 修一郎 歯科保健課長 小椋 正之
施策の概要	医療安全確保対策の推進を図ること(施策目標Ⅰ－3－2) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標3：医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること				
	・ 医療は、多職種からなるチームによって提供されていることから、個々の要素の質を高め、システム全体として安全性の高いものにしていくため、以下のような取組を実施している。 【1. 病院等の医療安全管理体制の整備】 ・ 病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の管理者に対し、以下の①～③の措置を講ずることを医療法において義務付けている。 ①医療の安全を確保するための指針の策定 ②従業者に対する研修の実施 ③その他当該病院等における医療の安全を確保するため措置				
	【2. 医療事故情報収集等事業】 ・ 医療機関から収集した事故等事案やヒヤリ・ハット事例を分析し、報告書や年報、医療安全情報を作成。これらを報告された事例とともにホームページで公開するとともに、本事業参加医療機関を対象に研修会を実施している。 ・ なお、本事業では、医療機関の任意参加により、事故等事案だけではなく、ヒヤリ・ハット事例についても情報を収集している。				
	【3. 医療事故調査制度】 ・ 対象となる医療事故が発生した医療機関は、遺族への説明、医療事故調査・支援センター(以下「センター」という。)への報告、必要な調査の実施、調査結果について遺族への説明及びセンターへの報告を行う。 ・ 医療機関又は遺族から調査の依頼があったものについて、センターが調査を行い、その結果を医療機関及び遺族への報告を行う。 ・ センターは、医療機関が行った調査結果の報告に係る整理・分析を行い、医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行う。				
	【4. 医療安全支援センター】 ・ 医療安全支援センターとは、医療法の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に設置されており(努力義務)、医療に関する苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行っている。				
	【5. 医療安全対策の推進に関する診療報酬】 ・ 組織的な医療安全対策の実施に対する評価として、「医療安全対策加算」を設けている。 ・ 医療安全対策に関する複数の医療機関の連携に対する評価として、「医療安全対策地域連携加算」を設けており、互いに医療安全対策に関する評価を行うことを要件としている。 ・ 医療従事者と患者との対話を促進するため、患者又はその家族等に対する支援体制の評価として、「患者サポート体制充実加算」を設けている。				
	【6. 産科医療補償制度】 ・ 安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的としている。				
施策を取り巻く現状	【1. 病院等の医療安全管理体制の整備】 平成14年(無床診療所・助産所については平成19年)より、医療安全管理のための体制確保を義務化した。さらに平成28年に高難度新規医療技術・未承認新規医薬品等を用いた医療提供における安全管理体制確保、平成31年に診療用放射線にかかる安全管理体制確保を義務化した。				
	【2. 医療事故情報収集等事業】 報告義務医療機関数275施設、参加登録申請医療機関は894施設(令和5年3月末現在)と増加傾向である。				
	【3. 医療事故調査制度】 医療事故調査・支援センターにおいて、全国医療機関より毎年300件前後の医療事故発生報告および、300件前後の院内調査結果報告を受けている。また、医療機関または遺族からの調査依頼を受けて毎年30件前後の調査(センター調査)を実施している。				
	【4. 医療安全支援センター】 令和4年11月現在、全国に396箇所設置されており、毎年10万件以上の相談を受け付けている。				
	【6. 産科医療補償制度】 令和5年3月現在、5,174件の審査を行い、そのうち3,915件が補償対象となっており、補償申請の受付件数の増加現象は落ち着いてきている状況である。				
施策実現のための背景・課題	1	医療事故情報収集等事業等の制度を通じ、医療機関にフィードバックした情報を院内の医療安全対策を検討・実施するうえで活用することで、各医療機関で医療安全における平時の質改善活動を実施することによって、医療安全向上を図っていく必要がある。			
	2	医療安全支援センターは、医療機関、患者・住民の双方に関わり、医療安全確保対策において重要な役割を果たしていることから、同センターの機能が広く患者・住民に周知され、かつ有効に機能することが求められる。			

各課題に対応した達成目標				達成目標/課題との対応関係						達成目標の設定理由		
				目標1 (課題1)		医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止					医療事故を減らしていくためには、医療事故を収集し分析することで、再発防止策を普及啓発し、医療事故発生の予防をしていくことが必要であるため。	
				目標2 (課題2)		医療安全支援センターをはじめとした、医療の安全確保のための体制整備					安全に医療が提供されるためには、安全管理のための指針の整備や職員研修の実施、院内感染対策のための体制の確保や医薬品・医療機器の安全管理、安全使用のための体制確保が必要であるため。 また、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行っている医療安全支援センターが有効に機能することは、医療安全確保の体制整備に資するものであるため。	
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度		目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
①	医療事故情報収集等事業における公開データ検索、医療安全情報、報告書・年報のWebアクセス件数(アウトプット) ※年単位(1月1日～12月31日)	245,276件	平成29年度	295,000件以上	毎年度	前年度(293,731件)以上	前年度(290,664件)以上	295,000件以上	295,000件以上	295,000件以上	・ 医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検証をした情報を医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集、分析し、医療機関等へ情報提供を行う事業である。 ・ 医療事故情報やヒヤリ・ハット事例の報告事例、医療安全情報等を医療機関等へフィードバックすることで、より一層の医療安全の向上がはかれるため指標として選定した。	・ 各医療機関は継続的にPDCAサイクルを回すことで安全管理に努めているところ、今後も各医療機関が継続的に当該事業の情報にアクセスしながら医療安全対策の推進を図っていくことが重要である。 ・ そのため、数値目標は上記の医療機関が継続的におこなっている改善プロセスに沿うよう、過年度の実績を踏まえて設定している。
						290,664件	258,650件	210,954件	204,049件			
②	産科医療補償制度の再発防止に関する分析件数(アウトプット) ※年単位(1月1日～12月31日)	1,606件	平成29年度	3,100件以上	毎年度	前年度(2,113件)以上	前年度(2,457件)以上	2,600件以上	2,800件以上	3,100件以上	分娩時の医療事故の発生予防・再発防止のためには、より多くの事例について原因分析を行い、再発防止策を講じることが重要であるため指標として選定した。 ・ 各分娩機関は継続的にPCDAサイクルを回すことにより産科医療の質や安全性の向上に努めているところ、当該事業の再発防止に関する報告書においては、より多くの事例について原因分析を行い、各分娩機関における発生予防策・再発防止策の向上につなげることが重要である。 ・ そのため、数値目標は上記の分娩機関が継続的におこなっている改善プロセスに沿うよう、過年度の実績を踏まえて設定している。	
						2,457件	2,527件	2,792件	3,063件			
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
3	医療事故調査制度における医療事故発生報告件数(アウトカム) ※年単位(1月1日～12月31日)					373件	324件	317件	300件		医療事故調査制度は、対象となる医療事故が発生した場合、医療事故調査・支援センターに報告するものであるため、医療事故発生報告件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
4	医療事故情報収集等事業における医療事故報告件数(アウトカム) ※年単位(1月1日～12月31日)					4,532件	4,802件	5,243件	5,313件		医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検討をした情報を、医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集・分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行う事業であるため、医療事故報告件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
5	産科医療補償制度における補償対象件数(アウトカム)					338件	295件	312件	306件		分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するための制度であるため、補償対象件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	医療事故情報収集等事業 (平成16年度)	0.9億円	0.9億円	0.9億円	1, 4	医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検討をした情報を、医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集・分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行うことによって、医療事故の発生予防・再発防止に寄与する。					2023-厚労-22-0124	
		0.9億円	0.9億円									
(2)	産科医療補償制度運営費 (平成20年度)	1.0億円	1.1億円	1.1億円	2, 5	分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償する産科医療補償制度の運営組織が、事故原因等の分析をすることにより、再発防止に寄与する。					2023-厚労-22-0125	
		1.0億円	1.1億円									
(3)	医療事故調査・支援センター運営費 (平成27年度)	7.5億円	7.5億円	7.5億円	3	医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関(医療事故調査・支援センター)が収集・分析し、再発防止のための普及啓発を行うことにより、医療安全の確保に寄与する。					2023-厚労-22-0131	
		7.5億円	7.5億円									
(4)	支援団体等連絡協議会運営事業 (平成29年度)	0.6億円	0.7億円	0.5億円	3	支援団体等連絡協議会は、 (1)病院等の管理者が、医療事故に該当するか否かの判断や医療事故調査等を行う場合に、参考とすることができる標準的な取扱いについて意見交換を行うこと (2)病院等の管理者が行う報告及び医療事故調査並びに支援団体が行う支援の円滑な実施のための研修を行うこと (3)各都道府県の支援団体の窓口となり、病院等の管理者の求めに応じて、個別の事例に応じて適切な支援を行うことができる支援団体を紹介すること等の役割が求められており、支援団体等連絡協議会の活動に対する支援を通じて、医療事故調査制度の円滑な運営を図ることにより、医療事故の再発防止策の普及啓発に寄与する。					2023-厚労-22-0132	
		0.6億円	0.6億円									

(5)	歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 (令和3年度)	0.08億円	0.98億円	0.45億円	-	歯科医療機関にインシデント報告システムを普及させ、インシデント等を収集・分析し、情報提供を行うことによって、インシデント等の発生予防・再発防止および歯科医療機関における医療安全体制の向上に寄与する。		2023-厚労-22-0133				
		0.08億円	0.98億円									
(6)	死因究明拠点整備モデル事業 (令和4年度)		0.5億円	0.5億円	-	死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画(令和3年6月1日閣議決定)において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルを形成する。		2023-厚労-22-0143				
			0.2億円									
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度		
6	診療報酬の施設基準「医療安全対策加算」の届出医療機関の割合 (アウトプット) 医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置しているなどの要件を満たした医療機関が対象	23.2%	平成29年度	27.8%以上	毎年度	前年度 (24.8%)以上	前年度 (25.9%)以上	27.8%以上	27.8%以上	27.8%以上	医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置する医療機関に対する診療報酬上の評価であり、医療機関における医療の安全確保のための体制整備が促進されることで、この割合が増加するため指標として選定した。 ※算出方法:「医療安全対策加算」届出医療機関数÷全国の病院及び一般診療所(有床)の数	医療安全対策加算は医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置する医療機関に対する診療報酬上の評価であり、医療機関における医療の安全確保のための体制整備が促進されることでこの割合が増加することを踏まえ、毎年度の目標値を設定した。
						25.9%	26.8%	27.6%	集計中 (R5年10月目途公表予定)			
⑦	都道府県、保健所設置市及び特別区の医療安全支援センターへの相談件数 (アウトプット)	97,376件	平成29年度	104,000件以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	104,000件以上	104,000件以上	104,000件以上	・ 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療安全支援センターを設けるよう努めなければならないとされており、患者等からの医療に関する苦情・相談への対応や医療安全の確保に関する必要な情報提供や支援を業務としており、全国に396箇所設置されている(令和4年11月末現在)。 ・ 医療安全支援センターの相談機能がどの程度活用されているかを把握するため、相談件数を指標として選定した。	医療安全支援センターの相談機能がどの程度活用されているか把握するための指標であることを踏まえ、毎年度の目標値を104,000件以上と設定した。
						103,509件	101,055件	102,231件	集計中 (R5年12月目途公表予定)			
8	院内感染対策講習会受講者に占める初回受講者数の割合 (アウトプット)	80.5%	平成29年度	基準値以上	毎年度	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上	・ 近年、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)、VRE(バンコマイシン耐性腸球菌)、多剤耐性緑膿菌、多剤耐性アシネトバクター及びノロウイルスをはじめとした各種の病原体に起因する院内感染の発生や、医療技術の高度化による感染症に対する抵抗力が比較的低い患者の増加などから、医療機関においては、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策の実施が求められており、そうした対策については医療機関全体として取組むことが重要であることから、医療従事者に対する講習会を実施してきた。 ・ 当該講習会の開催は、医療安全確保のための体制整備に資すると考えられることから、指標として選定した。	・ 最新の科学的知見に基づいた適切な知識を幅広く伝達することで、わが国における院内感染対策をより一層推進することができることから、当該数値を毎年度、基準年度における基準値以上とすることを目標とした。 ・ なお、平成29年度実績値を基準値とした理由は、事業の見直しを行い当該指標を選定した初年度を基準としているためである。 ・ 直近の実績値である令和4年度実績値は、分子:院内感染対策講習会受講者に占める初回受講者数7970人、分母:院内感染対策講習会受講者の受講者全体8909人から算出したもの。 (参考) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、講習会の受講対象を全ての医療従事者に拡大したため受講者の集計をしていない。
						77.1%	-	82.3%	89.5%			
9	病院の立入検査における検査項目(事故報告等、医療の安全の確保を目的とした改善のための方策)の遵守率(アウトプット)	98%	平成26年度	前年度以上	毎年度	前年度 (98.4%)以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	・ 都道府県等が実施する立入検査の実施状況、検査項目の遵守状況を効率的に把握し、全国的に遵守率が低い検査項目を特定した上で、その結果を都道府県に情報提供することにより、次回立入検査の際に遵守率が低い項目を重点的に指導する等の対応が可能となる。 ・ 検査項目のうち、「病院内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策」が講じられているかどうかに着目し、遵守率を測定指標として選定した。 ・ なお、本指標は、平成27年度から令和元年度の実績が非常に高い水準となっているが、高い水準を維持することが病院における医療安全体制の確保に繋がる一方、当該項目の遵守率が高いことにより、病院における医療安全が確保できていることを確認できるという理由から、引き続き測定指標とすることが適当である。	・ 遵守率の向上及び高い遵守率を維持することにより、医療安全、医療の質の向上が期待できることから、当該数値を前年度より向上させることを目標とした。 ・ なお、令和4年度の実績値は、令和7年7月公表予定であるため、令和5年7月に実績評価を行う際は、令和2年度の実績値により評価を行う。 (参考1)平成27年度実績:98.2%、平成28年度実績:98.6%、平成29年度実績:98.5% (参考2)令和元年度実績値98.7%は、分母:検査施設数(7,733施設)、分子:適合施設数(7,631施設)から算出したもの。
						98.7%	集計中 (令和5年9月頃公表予定)	令和5年度集計予定 (令和6年8月頃公表予定)	令和6年度集計予定 (令和7年8月頃公表予定)			

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(7)	院内感染対策 (平成5年度)	0.3億円	0.2億円	0.1億円	8	院内感染の発生や、医療技術の高度化による感染症に対する抵抗力が比較的低い患者の増加などから、医療機関においては、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策の実施が求められており、そうした対策については医療機関全体として取組むことが重要であることから、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を幅広く伝達することで、院内感染対策の向上に寄与する。	2023-厚労-22-0128					
		0.1億円	0.1億円									
(8)	医療機関行政情報システム改善事業費 (平成5年度)	0.1億円	-	-	9	都道府県等からの立入検査結果報告データの集積システムを構築することにより、医療法第25条の規定に基づく医療機関への立入検査(医療機関が医療法等関連法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否か等について検査)の結果について迅速かつ正確に報告・集計し、各都道府県等に情報提供等を行うことにより、遵守率の向上に寄与する。	-					
		0.1億円	-									
(9)	患者安全推進(PSA)事業 (平成13年度)	0.03億円	0.03億円	0.03億円	6	医療安全対策に関する医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに、国民の理解と認識を深めることを目的とし、毎年11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置づけ、厚生労働省ホームページ上での告知や、都道府県や医療関係団体等へのポスターの配布等を通じて、同週間の周知を行うことにより、医療安全対策に関する医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組みの促進等が図られるとともに、国民の理解と認識が深められることに寄与する。	2023-厚労-22-0126					
		0.01億円	0.02億円									
(10)	医療安全支援センター総合支援事業 (平成13年度)	0.2億円	0.2億円	0.2億円	7	医療安全支援センターにおける相談等に適切に対応するため、専門的知識、能力の習得や、相談困難事例の調査・分析及び対処方法等にかかる研修を行うことにより、全国の医療安全支援センターの相談員の能力が高められるとともに、国民からの相談等へ適切に対応するための環境整備に寄与する。	2023-厚労-22-0127					
		0.2億円	0.2億円									
(11)	死因究明等体制の推進に向けた支援 (平成22年度)	1.6億円	1.4億円	1.4億円	-	異状死死因究明の体制づくりを推進するための事務局経費、解剖を行うための経費及び死亡時画像診断を行うための経費を都道府県等に対して支援するとともに、異状死の死因究明のため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、放射線科医の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施することにより、公衆衛生の向上に寄与する。	2023-厚労-22-0129					
		1.4億円	1.2億円									
(12)	統合医療に係る情報発信等推進事業 (平成23年度)	0.1億円	0.1億円	0.1億円	-	「統合医療」の有効性・安全性に関する国内外の科学的知見について、ウェブサイト上で分かりやすい形で情報発信を行うことにより、医師及び国民における統合医療に関する療法の適切な選択を促し、安全性の向上に寄与する。	2023-厚労-22-0130					
		0.1億円	0.1億円									
(13)	医師法と刑事責任との関係等についての調査検討事業 (平成29年度)	0.2億円	0.2億円	0.1億円	-	医療行為と刑事責任との関係等について、必要に応じて医療や司法の専門家等による議論の場において論点を整理するなどし、どのような医療行為に刑事責任を問うべきか等の調査・検討を行うことにより、医療界が不必要に萎縮せず医療を行える体制の構築に寄与する。	2023-厚労-22-0134					
		0.08億円	0.02億円									
(14)	特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業 (平成30年度)	0.1億円	0.1億円	0.1億円	-	高度な医療を提供する特定機能病院において、病院間の相互立入を行い安全管理に係る技術的助言等を受けることにより、一層の安全確保に寄与する。	2023-厚労-22-0135					
		0.1億円	0.1億円									
(15)	あはき柔整等の広告適正化事業 (令和元年度)	0.2億円	0.2億円	0.02億円	-	違反広告に対する指導・監視体制を確立するため、全国の施術所を対象にあはき柔整等に係る広告の実態を調査するとともに、広告規制に違反する疑いのある事例に対する通報受付先を設置し、広告規制に違反する疑いのある事例について都道府県に情報提供する。これにより、広告の実態調査を実施し、不適切な広告について指導を行うことで、国民が適切な施術を選択できる環境が整備され、もって、医療安全対策の一層の推進を図ることに寄与する。	2023-厚労-22-0141					
		0	0									
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度			政策評価実施予定 時期	令和5年度
		1,293,642			1,409,622			1,299,659				
施策の執行額(千円)		1,220,842			1,297,273							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		-				-		-				

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅰ－4－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)				政策医療を向上・均てん化させること(施策目標Ⅰ－4－1) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標4：国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること					担当 部署名	医政局医療経営支援課 大臣官房厚生科学課	作成責任者名	医療経営支援課長 和田 昌弘 大臣官房厚生科学課長 伯野 春彦			
施策の概要				歴史的・社会的な経緯等により他の設置主体での対応が困難な医療や、国民の健康に重大な影響のある疾患に関する医療については、国の医療政策として担うべきもの(政策医療)として、全国的な病院ネットワークを有する国立病院機構や国立高度専門医療研究センター(ナショナルセンター)において着実に実施しているところであり、引き続き、こうした医療の提供等を確実に実施していくことにより、政策医療を向上・均てん化させる。 (なお、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、独立行政法人国立病院機構及び国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターの評価については、主務大臣が評価を実施している。)											
施策を取り巻く現状				将来にわたり、セーフティネット分野の医療を着実に提供しつつ、今後、更なる高齢者の増加と生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができよう、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供するための体制整備に一層努めることが重要である。また、国立高度専門医療研究センター(以下、NC)が担う疾患に対する研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、NC共通の課題として、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る、ゲノム医療や医療情報基盤など 6NC の分野横断的な領域については、6NC での相互連携が重要である。											
施策実現のための課題				1	政策医療(国の医療政策として担うべき医療)を継続的に実施すること。										
各課題に対応した達成目標				達成目標/課題との対応関係						達成目標の設定理由					
				目標1		医療の提供、臨床研究、教育研修及び情報発信などを行い、効率的かつ効果的に、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させる。						政策医療(国の医療政策として担うべき医療)を提供するため、独立行政法人通則法第30条及び第35条の5で定める中期計画及び中長期計画から、必要な指標を設定している。			
				(課題1)											
達成目標1について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値		年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
			基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
①	治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む) (アウトプット)	2,078件	令和3年度	第5期最終年度目標値を第4期最終年度比で5%増	令和8年度	平成28年度実績に対して12%増(1,751件)	平成28年度実績に対して16%増(1,813件)	平成28年度実績に対して20%増(1,876件)	令和3年度実績に対して1%増(2,099件)	令和3年度実績に対して2%増(2,120件)	独立行政法人国立病院機構及び国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターは、中期計画及び中長期計画において治験を推進することを目標としている。	新薬・新医療機器等の研究及び治験を実施することで、その有効性や安全性の検証のもと新規開発が促進される。より良い医療をより早く患者に提供することを目的とした政策医療推進のため、臨床研究における治験受入件数を測定指標とし、過去の実績等を踏まえ目標値を第5期最終年度目標値を第4期最終年度比で5%増とした。			
②	発表論文数(掲載に専門家の審査が必要となる国際的に評価される専門的科学雑誌に掲載された科学論文) (アウトプット)	3,684件	令和3年度	第5期最終年度目標値を第4期最終年度比で5%増	令和8年度	平成28年度実績に対して6%増(5,380件)	平成28年度実績に対して8%増(5,481件)	平成28年度実績に対して10%増(5,583件)	令和3年度実績に対して1%増(3,721件)	令和3年度実績に対して2%増(3,758件)	国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターの中長期計画において臨床研究を推進することを目標としている。	国際的に評価される専門誌等で論文を発表することで、新たな知見の普及や更なる研究の推進につながることから、発表論文数を測定指標とし、過去の実績等を踏まえ目標値を第5期最終年度目標値を第4期最終年度比で5%増とした。			
③	研修会受入人数 (アウトプット)	90,499件	令和3年度	第5期最終年度目標値を第4期最終年度比で5%増	令和8年度	平成28年度実績に対して9%増(390,395件)	平成28年度実績に対して12%増(401,140件)	平成28年度実績に対して15%増(411,885件)	令和3年度実績に対して1%増(91,404件)	令和3年度実績に対して2%増(92,309件)	国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターは、中長期計画において医療従事者の育成を積極的に行うことを目標としている。	研修会を実施することで、医療従事者の育成を積極的に行い、先端医療の習得と普及を促進する。このような教育研修を通じて政策医療を推進するため、研修会受入人数を測定指標とし、過去の実績等を踏まえ目標値を第5期最終年度目標値を第4期最終年度比で5%増とした。			
4	ホームページアクセス件数 (アウトプット)	136,825,178件	令和3年度	第5期最終年度目標値を第4期最終年度比で5%増	令和8年度	平成28年度実績に対して12%増(111,221,739件)	平成28年度実績に対して16%増(115,193,944件)	平成28年度実績に対して20%増(119,166,149件)	令和3年度実績に対して1%増(138,193,430件)	令和3年度実績に対して2%増(139,561,682件)	国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターは、中長期計画において情報の発信を行うことを目標としている。	ホームページにおいて医療従事者のみならず一般国民を対象とした医療情報(疾病予防対策やセミナー開催等国立高度専門医療研究センターの取組)を発信することで、全国民が医療への理解を深め医療への参画機会を得ることができる。このような情報発信を通じて政策医療を推進するため、ホームページアクセス件数を測定指標とし、過去の実績等を踏まえ目標値を第5期最終年度目標値を第4期最終年度比で5%増とした。			

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	独立行政法人国立病院機構運営費 (平成16年度)	0	0	0	1,2,3,4	独立行政法人国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構が行う医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	-
		0	0				
(2)	独立行政法人国立病院機構運営費補助金 (令和3年度)	10億円	10億円	12億円	1	独立行政法人国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。 独立行政法人国立病院機構運営費補助金を交付することにより、同機構が行う医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	2023-厚労-22-0145
		10億円	10億円				
(3)	独立行政法人国立病院機構施設整備費補助金 (令和3年度)	8億円	8億円	0	1	独立行政法人国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。 独立行政法人国立病院機構施設整備費補助金を交付することにより、同機構が行う医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	2023-厚労-22-0144
		0	8億円				
(4)	国立研究開発法人国立がん研究センター運営費 (平成22年度)	65億円	66億円	67億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立がん研究センターは、がんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同センターの業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立がん研究センター運営費を交付することにより、同センターが行うがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	2023-厚労-22-0146
		65億円	66億円				
(5)	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費 (平成22年度)	42億円	38億円	38億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターは、精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同センターの業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	2023-厚労-22-0148
		42億円	38億円				
(6)	国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費 (平成22年度)	41億円	38億円	41億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立循環器病研究センターは、循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同センターの業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	2023-厚労-22-0147
		41億円	38億円				
(7)	国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費 (平成22年度)	67億円	68億円	68億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同センターの業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	2023-厚労-22-0149
		67億円	68億円				
(8)	国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費 (平成22年度)	11億円	8億円	13億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	2023-厚労-22-0154
		7億円	0				
(9)	国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費 (平成22年度)	34億円	35億円	33億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同センターの業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	2023-厚労-22-0150
		34億円	35億円				
(10)	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費 (平成22年度)	31億円	29億円	30億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同センターの業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	2023-厚労-22-0151
		31億円	29億円				
(11)	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費 (平成22年度)	10億円	0	3億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	2023-厚労-22-0156
		9億円	0				
(12)	独立行政法人国立循環器病研究センター設備整備費補助金 (平成25年度)	0	0	0	1,2,3,4	国立研究開発法人国立循環器病研究センターは、循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立循環器病研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	-
		0	0				

(13)	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金 (平成25年度)	0	0	0	1,2,3,4	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターは、精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	—			
		0	0							
(14)	独立行政法人国立長寿医療研究センター設備整備費補助金 (平成25年度)	0	0	0	1,2,3,4	国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	—			
		0	0							
(15)	独立行政法人国立がん研究センター設備整備費補助金 (平成26年度)	0	0	0	1,2,3,4	国立研究開発法人国立がん研究センターは、がんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立がん研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行うがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	—			
		0	0							
(16)	独立行政法人国立国際医療研究センター設備整備費補助金 (平成26年度)	0	0	0	1,2,3,4	国立研究開発法人国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立国際医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	—			
		0	0							
(17)	独立行政法人国立成育医療研究センター設備整備費補助金 (平成26年度)	0	0	0	1,2,3,4	国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立成育医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う成育に係る疾患に係る医療に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	—			
		0	0							
(18)	国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費 (平成27年度)	0	0	0	1,2,3,4	国立研究開発法人国立循環器病研究センターは、循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	—			
		0	0							
(19)	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費 (平成28年度)	21億円	15億円	15億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターは、精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	2023-厚労-22-0153			
		20億円	15億円							
(20)	国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費 (平成28年度)	9億円	7億円	3億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う成育に係る疾患に係る医療に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	2023-厚労-22-0155			
		5億円	4億円							
(21)	国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費 (令和2年度)	2億円	1億円	4億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立がん研究センターは、がんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行うがんその他悪性新生物に係る医療に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	2023-厚労-22-0152			
		1億円	0							
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定時期	令和7年度
		34,950,853			33,120,202		32,670,522			
施策の執行額(千円)		33,138,790			31,140,430					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		-				-		-		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅰ－5－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること(施策目標Ⅰ－5－1) 基本目標Ⅰ「安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること」 施策大目標5「新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること」	担当 部署名	健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課 健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課 健康・生活衛生局がん・疾病対策課 肝炎対策推進室	作成責任者名	感染症対策課長 荒木 裕人 予防接種課長 堀 裕行 肝炎対策推進室長 岡野 和薫
施策の概要		以下の3つの施策を、各根拠法に基づき推進することで、公衆衛生の向上及び増進を図ることとされている。 ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を行い、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。(根拠法:「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)) ②伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種における健康被害の迅速な救済を図る。(根拠法:「予防接種法」(昭和23年法律第68号)) ③肝炎の予防や早期発見の推進、肝炎医療の均てん化、肝炎研究の推進等の肝炎対策を総合的に推進する。(根拠法:「肝炎対策基本法」(平成21年法律第97号)) このほか、新型コロナウイルス感染症対策として以下を実施している。 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の創設 ・人工呼吸器の確保 ・新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担 ・検疫所における検疫・検査体制の強化 ・検査体制の確保 ・クラスター発生地域への専門家の派遣 ・新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口等の設置、広報の充実 ・地域外来・検査センターの設置とPCR・抗原検査の実施 ・検査試薬・検査キットの確保 ・抗体検査による感染の実態把握 ・感染症拡大防止システムの拡充・運用等 ・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムの拡充 ・新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施 ・ワクチンの確保等				
施策を取り巻く現状		新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、輸入感染症等の報告数は少なくなっているが、新型コロナウイルス感染症の類型見直しに伴う国際的な往来の再開による流入が想定されることから、新型コロナウイルス感染症も含め、感染症の発生状況を注視しつつ、次の感染症危機に備える必要がある。 結核は、罹患率及び患者数ともに減少傾向にあり、令和4年の罹患率は8.2と、前年に引き続き結核低まん延国の水準を達成している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響も要因として考えられるため、今後の結核の発生動向を注視する必要がある。 「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)、「風しんに関する特定感染症予防指針」(平成26年厚生労働省告示第122号)において、国は、都道府県を通じ、各市町村に対し、第1期及び第2期の定期接種率がそれぞれ95%以上となるよう積極的に働きかける必要があるとされているが、令和3年度の接種率は93.7%となっている。 B型肝炎ウイルス患者はウイルスの排除ができないことから医療費助成対象者数が増加傾向にある。また、C型肝炎ウイルスの治療に係る受給者証の交付件数は、根治を目的とした治療薬の普及を背景に近年減少傾向にある。				
施策実現のための課題		1	新興・再興感染症等の様々な感染症に対し、感染症対策の充実・強化が喫緊の課題となっている。			
		2	感染症の発生及びまん延の予防のため、予防接種の実施等の必要な措置を講ずることが必要である。			
		3	肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがあるため、関係者全てが肝炎に対する理解を深め、肝炎患者等が安心して生活できる環境作りに取り組むことが必要となっている。			
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由	
		目標1 (課題1)	感染症の発生状況を把握するとともに、患者への医療提供体制の整備、感染症の発生予防措置の徹底を図る。			感染症の発生の予防・まん延の防止のためには、感染症の発生の状況を把握するとともに、患者への医療提供体制を整備し、感染症の発生予防措置を徹底して講じる必要があるため。
		目標2 (課題2)	定期の予防接種の接種率を向上させ、また、高い接種率を維持する。			予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種法に基づき策定された、「予防接種に関する基本的な計画(平成26年3月28日 厚生労働省告示第121号)」において、定期の予防接種の接種率の向上を目標としているため。
		目標3 (課題3)	肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させる。			課題の解決のため、地方公共団体、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を推進することを通して、達成を図るものとしたため。

達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
					目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
①	第一種感染症指定医療機関を設置している都道府県数(結核感染症課調べ)(アウトプット)	42	平成27年度	47	令和6年度	47	47	47	47	47	第一種感染症指定医療機関は感染症の患者を入院させ、かつ、感染症法に基づく公費負担医療を担当するものである。平成30年度に、全ての都道府県で第一種感染症指定医療機関の設置を達成したが、次の感染症危機に備え、引き続き感染症発生時の都道府県ごとの医療提供体制を維持する必要があることから、当該数値を測定指標とした。 (感染症指定医療機関の指定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html) (参考)平成27年度実績:42、平成28年度実績:44	平成11年3月19日付健医発第457号厚生省保健医療局長通知において、第1種指定医療機関の配置基準は「都道府県の区域ごとに1カ所2床」と記載されている。		
2	結核患者罹患率の推移(結核登録者情報調査年報集計結果による)(アウトカム)	17.7	平成23年度	10.0以下	令和6年度	10.8以下	10.0以下	10.0以下	10.0以下	10.0以下	結核の新規登録患者数は年々減少しているものの、なお年間約1.02万人(令和4年)の結核患者が発生しており、引き続きの対策が必要とされている。平成28年11月に「結核に関する特定感染症予防指針」の改定を行い、令和4年の罹患率は8.2と、前年に引き続きWHOが示している結核低まん延国の水準(人口10万対結核罹患率10.0以下)を達成しているが、引き続き水準を維持する必要があることから、当該目標を測定指標とした。 (2022年結核登録者情報調査年報集計結果—URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000175095_00010.html) (参考)平成27年度実績:14.4、平成28年度実績:13.9	左記のとおり。		
3	人口1,000人あたりの一日抗菌薬使用量(アウトカム)	15.0	平成25年度	8.85以下	令和9年度	11.3以下	10.0以下	10.0以下	10.0以下	10.0以下	抗微生物薬の不適切な使用は、薬剤耐性(AMR)の拡大の要因の一つとされており、抑制される必要がある。令和5年に改定された「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン2023-2027」において、それを評価する成果指標として、「2027年までに人口1,000人あたりの一日抗菌薬使用量を2020年の水準から15%減少させる」ことを掲げていることから、当該目標を測定指標とした。 (2013-2022 全国抗菌薬販売量サーベイランス URL: http://amrcr.ncgm.go.jp/surveillance/020/20190902163931.html)	左記のとおり。		
達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額 執行額	予算額 執行額											
(1)	結核研究所補助(昭和14年度)	4.8億円	4.8億円	4.8億円	2	① 結核研究所補助金:結核研究所の人件費、結核研究所運営事業費(光熱水料、施設管理の業務委託等)及び研究費(結核対策のための研究(基礎、臨床、疫学等)・分析)等。 ② 政府開発援助結核研究所補助金:国際協力に関わる日本人の派遣専門家研修事業、現地で活動する結核国際移動セミナー事業等。 これらを実施することにより、結核の罹患率の減少につながるものである。							2023-厚労-22-0170	
(2)	ワクチン等対策事業(昭和24年度)	5.8億円	6.2億円	8.6億円	—	・保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めるため、抗毒素やワクチン等の買上げ、ワクチンの安定供給のために必要な検討及び需要予測調査、新型インフルエンザの発生に備えて、適切なワクチン株の選択・確保等を目的としたウイルスの抗原性の検討、新型インフルエンザワクチンの品質管理試験を行うために不可欠な標準品の作成等に取り組む事業。 ・動物に由来するヒトの感染症が海外から侵入することを防ぐ。 ・新型ウイルス系統調査・保存を実施することにより、新型インフルエンザの大流行等に備え、ワクチンを緊急に製造するための体制整備をする ・抗インフルエンザ薬に対する耐性株監視を行い、疾病に対する有効かつ確かな治療対策の構築を図る。 ・感染症情報や通知について、医療現場などに直接届けるための専用のメール配信システムを運用する。 ・必要な標準試薬を作製・提供すること等により、都道府県等における病原体検査の精度確保・標準化及び危機管理上の検査体制の維持を図る。							2023-厚労-22-0178	
(3)	感染症発生動向等調査費(昭和37年度)	229.9億円	83.0億円	27.7億円	2	・感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集し、専門家による解析、国民・医療関係者等に対する還元を行い、疾病に対する有効かつ確かな予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止する。 ・集団免疫の現状把握および病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と合わせて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図る。 ・動物に由来するヒトの感染症が海外から侵入することを防ぐ。 ・新型ウイルス系統調査・保存を実施することにより、新型インフルエンザの大流行等に備え、ワクチンを緊急に製造するための体制整備をする ・抗インフルエンザ薬に対する耐性株監視を行い、疾病に対する有効かつ確かな治療対策の構築を図る。 ・感染症情報や通知について、医療現場などに直接届けるための専用のメール配信システムを運用する。 ・必要な標準試薬を作製・提供すること等により、都道府県等における病原体検査の精度確保・標準化及び危機管理上の検査体制の維持を図る。							2023-厚労-22-0210	
(4)	感染症対策特別促進事業費(昭和54年度)	10.1億円	3.2億円	3.8億円	2	結核対策として都道府県等が行う健康診断、直接服薬確認事業等に要する経費を補助することにより、結核の罹患率の減少につながるものである。							2023-厚労-22-0157	
(5)	エイズ発生動向調査経費(昭和59年度)	2.8百万円	2.4百万円	2.4百万円	—	都道府県からのエイズ患者、HIV感染者の報告をとりまとめ状況を分析し、今後のエイズ、HIV感染の流行を阻止するための施策へ活用することで、エイズ対策を推進する。							2023-厚労-22-0187	
		2.3百万円	2百万円											

	(6)	エイズ予防対策事業委託費 (昭和63年度)	286百万円	257百万円	257百万円	—	HIV感染者・エイズ患者の社会生活を支援し生活の質を高めることや、個別施策層である同性愛者や医療従事者等をはじめとして広く国民に対しエイズに関する正しい知識の普及等を行うことにより、エイズ対策を推進する。	2023-厚労-22-0184
			286百万円	257百万円				
	(7)	エイズ対策促進事業 (平成5年度)	403百万円	550百万円	475百万円	—	・「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に基づき各都道府県等において、地域の実情に応じたきめ細かなエイズ予防対策を総合的に促進するためのエイズ対策推進協議会等の設置及び各種事業に要する経費へ補助を行うことで、エイズ対策を推進する。 ・エイズ治療地方ブロック拠点病院に対して、ブロック内のエイズ治療拠点病院への情報提供、医療従事者に対する教育、治験の実施等に要する経費へ補助を行うことで、エイズ対策を推進する。 ・エイズ治療地方ブロック拠点病院の医療体制確保に必要な人員を充足させるのに要する経費へ補助を行うことで、エイズ対策を推進する。	2023-厚労-22-0185
			403百万円	550百万円				
	(8)	感染症指定医療機関運営費 (平成11年度)	9.6億円	7.8億円	7.8億円	1.2	感染症指定医療機関の運営に必要な光熱水料、燃料費、備品購入費等に対し補助を行うことにより、感染症指定医療機関の医療提供体制の維持に寄与し、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	2023-厚労-22-0163
			1.5億円	2.7億円				
	(9)	特定感染症検査等事業費 (平成11年度)	119.5億円	107.46億円	131.42億円	—	「性感染症に関する特定感染症予防指針」に定められる性感染症(性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症の5疾患)に関する検査及び相談事業並びに、HTLV-1(ヒト細胞白血病ウイルス1型)に関する検査及び相談事業、風しん抗体検査事業を行い、それに対して補助を行っている。	2023-厚労-22-0158
			70.15億円	63.27億円				
	(10)	保健所等におけるHIV検査・相談事業 (平成11年度)	252百万円	257百万円	288百万円	—	保健所等において、無料・匿名でHIV抗体検査を実施するとともに、利用者の利便性に配慮した検査・相談体制の整備、検査の必要性が高い対象者や当該対象者の多い地域に対する検査・相談支援の重点化等を行うことで、エイズ対策を推進する。	2023-厚労-22-0159
			252百万円	257百万円				
	(11)	感染症予防事業費等負担金(感染症発生動向調査事業を除く) (①②平成11年度、③昭和56年度)	639億円	929.5億円	13.5億円	2	① 感染症予防事業費 都道府県等が感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するために必要な措置を講じる事業に要する経費の一部を負担することにより、公衆衛生上の向上及び増進を図ること。 ② 感染症患者入院医療費 都道府県等が負担した感染症患者(結核除く)の医療に要する経費の一部を負担することにより、感染症患者に対し良質かつ適切な医療提供を行うこと。 ③ 密入国検疫等事業費 密入国者検疫及び検疫港以外の港等において、保健所長が検疫措置を行うために必要な経費を負担すること。 上記①～③の事業を適正に行える体制を整備することで、感染症の患者が発生した際に、感染症指定医療機関へのスムーズな搬送等が実施可能となり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	2023-厚労-22-0160
			592.8億円	925.8億円				
	(12)	感染症予防事業費等負担金(感染症発生動向調査事業) (平成11年度)	2057.9億円	3,664.6億円	1342.1億円	2	感染症発生動向調査事業費 国内の感染症に関する情報を迅速に収集、解析、還元するための発生動向調査事業に要する必要な経費の一部を負担することにより、感染症の患者の発生をより迅速に感知し、感染症指定医療機関へのスムーズな搬送等が実施可能な体制が整うものであり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	2023-厚労-22-0208
			1353.5億円	1,618.6億円				
	(13)	検査業務に必要な経費 (平成11年度)	1,622.3億円	2,170.6億円	789.0億円	—	我が国に常在しない感染症の病原体が、船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するため、検疫法に基づき、外国から来航した船舶等にて来航した者に対して診察、病原体の有無に関する検査などを行うとともに、患者を発見した場合には、隔離、停留、消毒等の措置を講ずる。また、港湾・空港区域の衛生状態を把握するため港湾衛生調査を実施するとともに、必要な衛生措置を講ずる。	2023-厚労-22-0182
			1,549.6億円	1,311.5億円				
	(14)	エイズ対策費 (平成13年度)	5百万円	5百万円	5百万円	—	・エイズ拠点病院を始めとする医療機関の医師や医療従事者に対し、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に基づくHIV感染の拡大抑制及び患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等に係る連絡会議を行うことで、エイズ対策を推進する。 ・「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に基づく施策の評価や今後のエイズ対策の検討等を実施することで、エイズ対策を推進する。	2023-厚労-22-0186
			3百万円	3百万円				
	(15)	結核患者療養諸費・結核医療費補助金・結核医療費負担金 (平成19年度)	33.4億円	32.8億円	32.1億円	2	沖縄県の県外委託治療患者に要する渡航費、日用品費等について補助を行い、また感染症法第37条の2に基づく都道府県、政令市及び特別区が行う結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部を補助し、さらに感染症法第19条、20条に基づく都道府県、政令市及び特別区が行う入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部を負担することにより、新たな結核の発生を予防し、及びそのまん延を防止することで、結核の罹患率の減少につながるものである。	2023-厚労-22-0164
			25.2億円	24.8億円				
	(16)	新型インフルエンザ等対策費 (平成20年度)	3209.9億円	2822.7億円	991億円	—	・最新の医学、疫学的知見、諸外国における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を踏まえて、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進めている。 ・新型インフルエンザ発生に備え、最低限の社会機能を維持するために必要なプレパレンデミックワクチン原液(特に必要と認められる水際対策の従事者等に、速やかにワクチン接種が行えるよう一部製剤化)の備蓄等を進めている。 ・新たに新型インフルエンザ等感染症に対応した抗原検査キットの購入・備蓄を進めている。	2023-厚労-22-0166
			3131.4億円	2236.9億円				
	(17)	感染症予防対策費 (平成20年度)	36.8億円	23.4億円	0.4億円	2	感染症予防に係る検討会、地方自治体職員等に対する研修や特定感染症予防指針に基づく予防対策等を検討する検討会等の実施、動物由来感染症対策として地方自治体の担当者を対象とした研修会や地域対策推進会議の実施、新型インフルエンザ対策として国民が適切な医療を受けることができる体制を整備するため、医療従事者に対する必要な情報の共有や医療従事者や検査機関などの関係機関との関係機関の職員へ研修を実施するものであり、感染症の患者が発生した際に、感染症指定医療機関へのスムーズな搬送等が実施可能となり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	2023-厚労-22-0171
			6.2億円	37億円				
	(18)	感染症危機管理費 (平成20年度)	16.7億円	10.3億円	0.2億円	2	感染症危機管理体制の整備と強化を図るための検討会の開催、感染症に関する相談窓口の設置、病院内での院内感染を防止するための自治体職員や医療機関関係者等に対する感染症に関する研修経費及び感染症指定医療機関等の医師に対して、海外の感染症例の診察・診療を行うための研修を実施することにより、感染症指定医療機関全体の資質の向上につながり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	2023-厚労-22-0209
			4.7億円	5.7億円				

(19)	病原体等管理体制整備事業 (平成19年度)	82百万円	14百万	14百万	-	以下により、生物テロを含む人為的な感染症の発生及びまん延を防止する対策の強化を図る。 ・ 一種病原体等指定業務、二種病原体等許可申請業務、三種病原体等届出業務 ・ 特定病原体等取扱施設に対する定期的な立入検査業務及び特別な立入検査業務 ・ 特定病原体等の盗取等又は感染事故等に対する対応 ・ 運搬業者を対象とした、病原体等管理についての知識を有する者を養成するための講習会の開催	2023-厚労-22-0177
		65百万円	3百万				
(20)	HTLV-1対策推進費 (平成24年度)	2百万円	1百万円	10百万円	-	「HTLV-1総合対策」に基づく重点施策を推進するにあたり、患者団体、学識経験者その他の関係者から意見を求めるため、HTLV-1対策推進協議会を開催するための経費。	2023-厚労-22-0181
		0.2百万円	-				
(21)	麻しん・風しん排除対策推進費 (平成27年度)	5百万円	5百万円	5百万円	-	自治体に対する風しん対策の技術支援や予防の普及啓発、風しん発症地域における風しんの発生経路等の調査・分析を行うことで、風しん排除及び風しん予防接種の接種率向上につながるものである。平成28年度から当該対策推進費と麻しん排除対策推進費を統合。麻しんについては、引き続き排除状態を維持することを目標としている。	2023-厚労-22-0182
		2.5百万円	-				
(22)	AMR対策推進費 (平成29年度)	4.2億円	4.7億円	15.6億円	3	令和5年4月に新たに取りまとめられた薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2023-2027)に基づき、薬剤耐性に関する各種施策を推進することにより、薬剤耐性感染症の発生・蔓延を防止することを目的とする。	2023-厚労-22-0188
		4.1億円	4.6億円				
(23)	結核対策推進費 (令和2年度)	1億円	1億円	1億円	2	近年、結核の罹患率の高い国の出生者が日本滞在中に結核を発症する事例が増加している状況を踏まえ、入国前に結核健診を受診し、結核を発症していないことの確認を求める入国前スクリーニングを導入することとしている。 入国前の結核健診は、日本政府が選定した各スクリーニング対象国の医療機関で実施することから、その質を維持していくために、各健診医療機関において健診の精度管理を行うものである。 (1)健診医療機関査察事業 入国前結核スクリーニングとして結核健診を実施する医療機関として選定した各国の健診医療機関に対して、現地査察を行い直接的評価を行う。 (2)データ解析・評価等事業 各健診医療機関から提出される健診データ及び年次報告書について、データ解析及び評価を行う。	2023-厚労-22-0191
		1億円	1億円				
(24)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(健康局分) (令和2年度)	41,342億円	38,384億円	4,309億円	-	・ 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的とする。 ・ インフルエンザ流行期に備えた医療提供体制を確保するために支援をおこなうことで感染症対策の強化を図ることを目的とする。	2023-厚労-22-0192
		32,511億円	33,643億円				
(25)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(児童福祉施設等分) (令和2年度)	0.78百万円	-	-	-	児童福祉施設等に対し、職員からの相談等に対応するため、医療機関等による相談窓口や、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等について体制整備を行う。また、衛生用品や感染防止のための備品の購入や、感染症対策の徹底を図りながら事業を実施していくために必要なかき増し経費について支援を行う。さらに、濃厚接触者等の子どもを一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合に迅速に関係機関との連携を図るための体制を構築する。	-
		0.78百万円	-				
(26)	令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分) (令和2年度)	-	-	-	-	障害福祉サービス等は障害児者やその家族等を支えるうえで必要不可欠なものであり、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い障害児者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があるため、新型コロナウイルスの感染拡大防止等について、都道府県の取組を包括的に支援することを目的とする。	-
		-	-				
(27)	ワクチン生産体制等緊急整備基金 (令和2年度)	29,595.2億円	4,750億円	-	-	・ ワクチン生産体制等緊急整備基金：ワクチンの生産体制を整備し、新型コロナウイルス等の感染症の予期せぬ発生・流行時に必要なワクチンをより迅速に製造できる体制を確保する。 ・ 新型コロナワクチンの購入等：新型コロナワクチンを国において購入し、保管をする。併せて、保管しているワクチンを、各医療機関に配送する。 ・ 新型コロナ治療薬の購入：新型コロナ治療薬を国において購入し、必要な患者が治療を受けられるよう、医療機関等に配送する。	2023-厚労-22-0193
		29,595.2億円	4,750億円				
(28)	ワクチン接種体制確保事業 (令和2年度)	14,959.5億円	1,073.3億円	4,755.5億円	-	・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備・接種の実施：新型コロナウイルスワクチンについて、自治体や国における接種体制の構築及び自治体における接種の実施に要する経費を補助する。 ・ 自治体においてワクチン接種に要する経費について負担金により措置を行う。 ・ ワクチン接種体制確保事業：ワクチンの大規模な接種を実現するため、接種に必要なシリンジ(注射器)・注射針を必要量確保し、適切に保管・管理するとともに、接種に当たってはワクチンの数量に合わせて各医療機関・集団接種会場への配送を行う。	2023-厚労-22-0194
		14,375.5億円	1,022.7億円				
(29)	ワクチン接種円滑化標準システム開発運用事業 (令和2年度)	83.4億円	97.1億円	42.9億円	-	ワクチンの供給量に応じた効率的なワクチン等の配布、ワクチン接種を実施する医療機関等の調整など、国民(希望者)が混乱なく接種予約できる体制を構築し、多くの方への接種を円滑に実施するため構築したワクチン接種円滑化システム(V-SYS)の改修や運用を行う。	-
		63.9億円	54.3億円				
(30)	令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分) (令和2年度)	103億円	-	-	-	・ 介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持するうえで不可欠なものであり、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があるため、新型コロナウイルスの感染拡大防止等について、都道府県の取組を包括的に支援することを目的とする。 ・ 介護サービス事業所・施設等に対し、感染症対策に必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するための支援を導入する。また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていた介護職員に対して慰労金を支給する。さらに、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組について支援を導入する。(実施主体：都道府県、補助率：国10/10) なお、本事業は令和2年度に既に終了済み。(令和3年度は地方繰越のみ)	-
		56.5億円	-				
(31)	介護施設等に対するマスクの配布 (令和2年度)	119.0億円	-	-	-	・ 我が国におけるマスク等の需給状況の逼迫を踏まえ、国においてマスク等の物資を確保し、介護施設等(障害児者、児童、生活困窮者向け施設等を含む)へ安定的に供給することにより、介護施設等における感染拡大防止を図る。 ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、介護施設等にマスク等を安定的に供給できるよう、国がメーカーから直接買い上げた上で、地方自治体を経由して配布する。 なお、本事業は令和3年度に既に終了済み。	-
		98.9億円	-				

(32)	医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業 (令和2年度)	- -	- -	-	-	人工呼吸器を利用する上で必要なアルコール綿等の衛生用品等については、新型コロナウイルスの感染防止にも活用できることから、需要が逼迫する中で、人工呼吸器等を利用する在宅の医療的ケア児者が入手しづらくなっている。アルコール綿等を優先的に確保できるスキームを構築し、もって、人口呼吸器等を利用する医療的ケア児者に必要となる衛生用品等の確保を図る。	-
(33)	新興・再興感染症データバンク事業 (令和2年度)	63.2億円 25億円	38.2億円 14.3億円	2.1億円	-	新型コロナウイルス感染症を克服するとともに、今後、新たに発生する新興・再興感染症に対し、科学的根拠に基づく対策を実施するため、臨床情報・検体等を迅速に収集し、疾患の重症度や感染力等を評価するなど、感染症対策や診療に資する情報を把握するとともに、集積されたデータを用いて、企業等が検査方法や治療薬・ワクチン等研究開発に資するための基盤を整備する。	2023-厚労-22-0202
(34)	新型コロナウイルス感染症治療薬実用化支援事業 (令和2年度)	276億円 41.3億円	206億円 70.5億円	-	-	新型コロナウイルス感染症に対する有効な治療薬の開発を支援し、実用化を進めることで、国民の保健衛生の向上に寄与することを目的とし、新型コロナウイルス感染症に対する治療薬開発を戦略的に進め、有力な治療薬開発を重点的に支援し、早期の薬事承認を目指す。	2023-厚労-22-0196
(35)	ワクチンの安定供給に向けた体制の整備・強化 (令和3年度)	0.3億円 0.2億円	- -	-	-	・ ワクチン不足は、自然災害や感染症の流行等、様々な要因で発生し、近年頻発している。ワクチン不足・偏在化を改善するため、ワクチンの流通情報(偏在情報)の見える化による効率的な供給の仕組みの構築等を行い、ワクチンの安定供給に向けた体制の整備・強化を行うもの。 ・ 製造されたワクチンの流通情報を見る化することにより、偏在をなくし、効率的な供給を行うための仕組みを構築するため、民間事業者(シンクタンク等)への調査分析を委託する。	-
(36)	新型インフルエンザ等対策事業費負担金 (令和3年度)	50百万円 0	45百万円 -	45百万円	-	新型インフルエンザ等対策特別措置法第69条に基づき、都道府県等が支弁する予防接種費、予防接種健康被害救済給付費、臨時の医療施設における医療の提供に係る経費、埋葬及び火葬費、損失補償費、実費弁償費、損害補償額の一部を国庫負担する。	2023-厚労-22-0199
(37)	重症者治療搬送調整等支援事業 (令和3年度)	270百万円 152百万円	107百万円 75百万円	-	-	新型コロナウイルス感染症患者への治療提供について、集中治療【特に体外式膜型人工肺(ECMO)、人工呼吸器管理等】に習熟した専門家のネットワーク等により医療機関のサポートを行い、全国での医療提供体制を支えることを目的とする。	2023-厚労-22-0200
(38)	新型コロナウイルス感染症収束を見据えた感染症対策強化事業費 (令和4年度)	- -	202百万円 77百万円	202百万円	-	・ 医療機関や保健所に調査等を行うことにより、感染症対策の現状の把握と評価を行い、包括的な見直し・強化を行う。 ・ 国際感染症危機管理に対応できる人材の育成のために各種研修を実施し、人材の管理等を行う。	2023-厚労-22-0203

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
④	予防接種の接種率(麻しん) (予防接種課調べ) (アウトプット)	94.5%	平成19年度	95%以上	毎年度	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	世界保健機関において、2回の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしているほか、平成24年に改正した「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)においても、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしていることから、当該目標を測定指標とした。 (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html) (参考)平成27年度実績:第1期96.2%/第2期92.9%、平成28年度実績:第1期97.2%/第2期93.1%、平成29年度実績:第1期96.0%/第2期93.4%	世界保健機関において、2回の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしているほか、平成24年に改正した「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)においても、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしている。
						94.7%	99%	93.7%	集計中 (R5年11月目途公表予定)			
⑤	予防接種の接種率(風しん) (予防接種課調べ) (アウトプット)	94.8%	平成19年度	95%以上	毎年度	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	風しんの予防接種は先天性風疹症候群(CRS)予防のために開始されたが、接種率が不十分で、平成16年にはCRSが年間10例報告されており、接種回数が2回に増やされている。なお、麻しんワクチンとの混合ワクチンで接種されるため、麻しんの予防接種の接種率と同じ測定指標とした。また、平成26年4月に策定された「風しんに関する特定感染症予防指針」において、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にされており、29年度以降の目標を95%以上とした。 (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html) (参考)平成27年度実績:第1期96.2%/第2期92.9%、平成28年度実績:第1期97.2%/第2期93.1%、平成29年度実績:第1期96.0%/第2期93.4%	風しんの予防接種は、麻しんワクチンとの混合ワクチンで接種されるため、麻しんの予防接種の接種率と同じ目標にしているほか、平成26年4月に策定された「風しんに関する特定感染症予防指針」において、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしている。
						94.7%	99%	93.7%	集計中 (R5年11月目途公表予定)			

達成手段2		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(39)	予防接種事故救済給付費 (昭和46年度)	11.9億円 10.7億円	11.9億円 10.6億円	11.9億円	－	予防接種法第15条に基づき、定期の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金、死亡一時金、葬祭料の給付を行う。	2023-厚労-22-0162					
(40)	予防接種対策費 (昭和52年度)	212百万円 190百万円	38百万円 30百万円	38百万円	4.5	① 予防接種事故発生調査費：予防接種による健康被害発生時に、市区町村で事故調査委員会を設置し、被害発生に関する実態調査を検証するもの。 ② 予防接種センター機能推進事業費：予防接種の専門医を配置した医療機関の接種体制を充実させることにより、接種体制の整備を図るもの。 ③ ポリオ生ワクチン2次感染対策事業費：ポリオワクチンによる2次感染者（間接接触感染者）の健康被害を救済するもの。 これらを実施することにより予防接種率の向上につながるものである。 ④マイナンバー情報連携体制整備事業、ロタウイルスワクチンが令和2年10月から定期接種化されることに伴い、令和3年6月にマイナンバー情報連携に係るデータ標準レイアウトが改正され、ロタウイルスワクチンに係る予防接種情報のマイナンバー情報連携が可能となる。このために必要となる自治体における予防接種のシステム改修を行うもの。	2023-厚労-22-0161					
(41)	予防接種健康被害者保健福祉相談事業費 (昭和52年度)	1.4億円 1.4億円	1.1億円 1.1億円	1.1億円	－	予防接種による健康被害者の保健福祉の向上を図るため、健康被害者及びその保護者に対して必要な保健福祉に関する相談指導、相談指導を行う者及び介護家族等を対象とした研修等を行う。また、より安全な予防接種の実施を図るため、予防接種に関する適切な情報を提供する等正しい知識の普及啓発を行う。さらに、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により予防接種を受け、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法によりワクチン接種と健康被害の因果関係が認められた者のための健康管理支援を行うもの。	2023-厚労-22-0205					
(42)	予防接種対策推進費 (昭和58年度)	7百万円 5百万円	7百万円 7百万円	7百万円	4.5	予防接種に係る訴訟事務を行うとともに、予防接種に関する各種調査・検討会を実施することにより、予防接種率の向上につながるものである。	2023-厚労-22-0172					
(43)	予防接種従事者研修事業費 (平成6年度)	6百万円 6百万円	6百万円 6百万円	6百万円	4.5	自治体等において、予防接種に従事する医師、保健師等を対象に予防接種における専門家等や行政の担当者から最新の知識や情報を伝達することを目的とした研修を実施することにより、予防接種率の向上につながるものである。	2023-厚労-22-0173					
(44)	予防接種後副反応報告制度事業費 (平成6年度)	2,572百万円 2,558百万円	133百万円 128百万円	99百万円	4.5	①予防接種副反応報告整理・調査事業費（平成25年度からの事業） 予防接種後の副反応報告を法定化し、薬事制度上の副反応等報告と一元的に取扱うとともに、個々の副反応の評価を実施することとしており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構で副反応情報の整理・調査を実施する。 ②予防接種副反応報告システム導入・運用経費（平成25年度からの事業） 予防接種副反応報告整理・調査を実施するためのシステム導入・運用経費。 ③予防接種後副反応・健康状況調査事業費 予防接種後の副反応の発生状況を正確に把握し今後の適切な予防接種行政の遂行に資するため、予防接種後副反応に関する健康状況調査を実施し、その集計結果を市町村及び医療機関等に提供することにより、より安全な予防接種の実施を図り、予防接種率の向上につながるものである。	2023-厚労-22-0174					
(45)	新型インフルエンザ予防接種事故救済給付費 (平成22年度)	80百万円 17百万円	73百万円 5.5百万円	77百万円	－	新型インフルエンザに係る予防接種による健康被害者に対する救済措置として、国が支給する医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料に必要な経費。	2023-厚労-22-0179					
(46)	予防接種の有効性・安全性の効果測定に関するデータ収集等経費 (平成30年度)	65百万円 62百万円	27百万円 24百万円	27百万円	4.5	予防接種歴と疾患の関連性等を迅速に把握し、ワクチンの有効性や安全性の適切な評価につなげるため、国内の医療情報データベース等を活用した効率的な情報収集の方策を調査する。	2023-厚労-22-0189					
(47)	予防接種健康被害者実態調査費 (平成30年度)	－ －	－ －	－	－	予防接種による健康被害としての認定を受けて障害児養育年金または障害年金を受給している者について、本人や家族がおかれている状況、各種サービスの利用状況、特に希望するサービス、予防接種健康被害救済制度等への要望等を調査する。	－					
(48)	予防接種事務の電子化に係る実証実験事業 (令和3年度)	1億円 1億円	－ －	－	4.5	「子育てノンストップサービス」は2023年度中の全国展開を目指しているが、課題の確認を行うため、現場での実証実験を実施することとしている。子育てアプリを介して、保護者が接種スケジュールの案内を受信・管理するとともに、予診票の電子化により自治体や医療機関の事務の簡素化・利便性の向上を図れるよう、複数の現場で実証実験を行い、課題の確認を行う。	2023-厚労-22-0198					
達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑥	都道府県における肝炎対策に関する数値目標を含んだ計画等の策定数 (肝炎対策推進室調べ) (アウトプット)	31	平成27年度	47	毎年度	47	47	47	47	47	平成28年度に改定された肝炎対策基本指針において、国は、都道府県に対して、肝炎対策にかかる計画、目標の設定を図るよう促しており、その中で、具体的な指標等を設定することを求めているため。 (参考)平成27年度実績：31件、平成28年度実績：35件	左記のとおり。
						43	44	44	集計中 (令和5年12月頃)			

(参考)指標				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由		
7	肝炎医療コーディネーターを設置している都道府県(肝炎対策推進室調べ)			47	47	47	集計中 (令和5年12月頃)		平成28年度に改定された肝炎対策基本指針において、「地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成に取り組む。」と定めたところであり、平成29年4月に発出した肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等に係る通知に基づき、都道府県が要綱を定め育成を進めることとしている。 (参考)平成27年度実績:34都府県、平成28年度実績:37都府県		
達成手段3		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(49)	特定感染症検査等事業費(ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業) (平成14年度)	11.0億円 11.0億円	20.0億円 10.7億円	20.0億円	6	保健所等で行う肝炎ウイルス検査事業、肝炎ウイルスに関する相談事業及び陽性者への受診勧奨(フォローアップ事業)に対して補助を行うことで、感染の早期発見及び重症化を防止を図り、結果として慢性肝炎患者から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させるものと見込んでいる。				2023-厚労-22-0169	
(50)	肝炎患者等支援対策事業費 (平成18年度)	3.1億円 3.1億円	3.1億円 3.1億円	3億円	6	都道府県等において肝炎患者等への支援がなされるよう事業(肝疾患連携拠点病院への助成含む)が行われることにより、結果として慢性肝炎患者から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させるものと見込んでいる。				2023-厚労-22-0167	
(51)	肝炎総合対策費 (平成18年度)	2.9億円 2.7億円	3.0億円 2.9億円	3.4億円	6	肝炎に係る啓発(肝炎総合対策推進国民運動事業)及び肝炎情報センターへの支援等を通して国民や肝炎患者等へ情報提供等を図ることで、肝炎検査や治療の必要性が認識され自ら対応を行うことにより、結果として慢性肝炎患者から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させるものと見込んでいる。				2023-厚労-22-0176	
(52)	肝炎治療特別促進事業費 (平成20年度)	42.0億円 42.0億円	74.2億円 38.6億円	72.0億円	6	都道府県で行うインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療又は核酸アナログ製剤治療が必要なB型肝炎患者及びC型肝炎患者に対する医療費助成に対して補助を行うことにより、早期治療を促進し、肝硬変・肝がんへの重症化予防や二次感染予防が図られ、結果として慢性肝炎患者から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させるものと見込んでいる。				2023-厚労-22-0175	
(53)	肝炎研究基盤整備事業 (平成21年度)	29百万円 28百万円	28百万円 27百万円	28百万円	6	国立感染症研究所において、肝疾患に関する研究の方向性の調整、研究成果の情報収集・解析・公開、研究者の育成を行うことで研究基盤の整備を図ることで、肝炎研究の進展がなされ、結果として慢性肝炎患者から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させるものと見込んでいる。				2023-厚労-22-0173	
(54)	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金 (平成23年度)	1,328.7億円 1,328.7億円	1,175.8億円 1,175.8億円	1,177.6億円	-	本事業は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金を支給するための社会保険診療報酬支払基金に達成する基金及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるために資金を交付することにより、肝炎の発生・まん延の防止に繋がると見込んでいる。				2023-厚労-22-0180	
(55)	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 (平成30年度)	5.4億円 5.4億円	14.2億円 4.9億円	14.0億円	6	肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成などに取り組むことで、肝がん・重度肝硬変の治療と研究が促進される。				2023-厚労-22-0190	
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和8年度
		7,382,975,314			5,506,172,489			151,690,873			
施策の執行額(千円)		8,552,842,389			5,324,157,225						
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明					2022年2月25日		目下の課題は新型コロナウイルス感染症の対策です。国民の皆様のため、引き続き最優先で対応してまいります。		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅰ-5-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)			感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること(施策目標Ⅰ－5－2) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5：新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること				担当 部局名	健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課 大臣官房厚生科学課		作成責任者名	感染症対策課長 荒木 裕人 厚生科学課長 伯野 春彦		
施策の概要			本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・厚生労働省における感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処する健康危機管理体制を整備すること ○根拠法令等 ・「厚生労働省健康危機管理基本指針」(平成9年1月事務次官決裁) ・「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」(平成13年1月厚生労働省訓令第4号) ・「感染症健康危機管理実施要領」(平成25年10月厚生労働省健康局一部改正)										
施策を取り巻く現状			新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、輸入感染症等の報告数は少なくなっているが、新型コロナウイルス感染症の類型見直しに伴う国際的な往來の再開による流入が想定されることから、新型コロナウイルス感染症も含め、感染症の発生状況を注視しつつ、次の感染症危機に備える必要がある。										
施策実現のための背景・課題			1	感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処する体制整備が喫緊の課題となっている。									
各課題に対応した達成目標			達成目標/課題との対応関係							達成目標の設定理由			
			目標1	感染症による健康危機発生時に、感染症の発生状況を把握するとともに、迅速かつ適切に対処する体制を整備する						感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処するためには、感染症の発生の状況を把握するとともに、患者への医療提供体制などを整備する必要があるため。			
			(課題1)										
達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標			基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績値						
①	健康危機管理調整会議の定期開催件数(アウトプット)	-	-	月2回	毎年度	令和元年度 月2回	令和2年度 月2回	令和3年度 月2回	令和4年度 月2回	令和5年度 月2回	健康危機管理調整会議を定期的に開催し、健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化を図ることが、感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処する厚生労働省の健康危機管理体制の整備にも資するため、指標として選定した。	健康危険情報に対する適切なリスクアセスメントを行うためには、概ね15日に1回の会議を開催することが必要との趣旨から、月に2回の開催を目標値としている。ただし、突発的な健康危機管理事案が発生した場合は、月に2回に限らず、その都度開催することとしている。 (参考)平成30年度実績：25件、令和元年度実績：27件、令和2年度実績：25件、令和3年度実績：26件	
達成手段1 (開始年度)			令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
			執行額	執行額									
(1)	健康危機管理体制の整備 (平成10年度)	162百万円 158百万円	221百万円 216百万円	185百万円	1	医薬品、食中毒、感染症、飲料水等により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務を行うため、健康危機が疑われる各種情報の収集・分析、並びに省内各部局間の横断的かつ緊密な連携及び短時間での的確な政策調整を行い、また、世界健康安全保障行動グループ(GHSI)等の国際会議に出席し、健康危機管理の向上及びテロ行為に対する準備と対処に係る各国との連携を図ることで、省内における健康危機管理に対する体制整備に資する。					2023-厚労-22-0424		
(2)	感染症発生動向等調査費 (昭和37年度)	229.9億円 158.9億円	83.0億円 32.5億円	27.7億円	-	・ 感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集し、専門家による解析、国民・医療関係者等に対する還元を行い、疾病に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止する。 ・ 集団免疫の現状把握および病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と合わせて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図る。 ・ 動物に由来するヒトの感染症が海外から侵入することを防ぐ。 ・ 新型ウイルス系統調査・保存を実施することにより、新型インフルエンザの大流行等に備え、ワクチンを緊急に製造するための体制整備をする ・ 抗インフルエンザ薬に対する耐性株監視を行い、疾病に対する有効かつ的確な治療対策の構築を図る。 ・ 感染症情報や通知について、医療現場などに直接届けるための専用のメール配信システムを運用する。 ・ 必要な標準試薬を作製・提供すること等により、都道府県等における病原体検査の精度確保・標準化及び危機管理上の検査体制の維持を図る。					2023-厚労-22-0210		
(3)	感染症予防事業費等負担金(感染症発生動向調査事業) (平成11年度)	2057.9億円 1353.5億円	3,664.6億円 1,618.6億円	1342.1億円	-	感染症発生動向調査事業費 国内の感染症に関する情報を迅速に収集、解析、還元するための発生動向調査事業に要する必要な経費の一部を負担することにより、感染症の患者の発生をより迅速に感知し、感染症指定医療機関へのスムーズな搬送等が実施可能な体制が整うものであり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。					2023-厚労-22-0208		

(4)	感染症危機管理費 (平成20年度)	16.7億円	10.3億円	0.2億円	-	感染症危機管理体制の整備と強化を図るための検討会の開催、感染症に関する相談窓口の設置、病院内での院内感染を防止するための自治体職員や医療機関関係者等に対する感染症に関する研修経費及び感染症指定医療機関等の医師に対して、海外の感染症例の診察・診療を行うための研修を実施することにより、感染症指定医療機関全体の資質の向上につながり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	2023-厚労-22-0209	
		4.7億円	5.7億円					
(5)	新興・再興感染症データバンク事業 (令和2年度)	63.2億円	38.2億円	2.1億円	-	今般流行している新型コロナウイルス感染症を克服するとともに、今後、新たに発生する新興・再興感染症に対し、科学的根拠に基づく対策を実施するため、臨床情報・検体等を迅速に収集し、疾患の重症度や感染力等を評価するなど、感染症対策や診療に資する情報を把握するとともに、集積されたデータを用いて、企業等が検査方法や治療薬・ワクチン等研究開発に資するための基盤を整備する。	2023-厚労-22-0211	
		25億円	14.3億円					
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度	政策評価実施予定 時期	令和8年度
		236,791,112		242,345,453		1,907,840		
施策の執行額(千円)		154,218,909		236,817,003				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性 令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定			2022年6月17日		次の感染症危機に備え、感染の初期段階から、より迅速に、より効果的に対策を講ずるための司令塔機能の強化や保健・医療提供体制の方向性は、次のとおりとする。 (略) 厚生労働省における平時からの感染症対応能力を強化するため、各局にまたがる感染症対応・危機管理に関係する課室を統合した新たな組織として「感染症対策部(仮称)」を設ける。新設する「日本版CDC」(後述)を「感染症対策部」が管理することとし、平時から日本版CDC や関係自治体等と一体的に連携する。 (略) 医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を一体的に運用するため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織として、いわゆる日本版CDC を創設する。	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(I-6-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	難病等の予防・治療等を充実させること(施策目標 I-6-1) 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標6 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること	担当 部局名	健康・生活衛生局難病対策課 健康・生活衛生局がん・疾病対策課 医政局医療経営支援課	作成責任者名	健康・生活衛生局難病対策課長 山田 章平 健康・生活衛生局がん・疾病対策課長 西嶋 康浩 医政局医療経営支援課国立ハンセン病療養所対策室長 藤岡 裕樹
施策の概要	【1.難病・小児慢性特定疾病対策等】 ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、難病及び小児慢性特定疾病患者に対する良質かつ適切な医療の確保や療養生活環境の質の向上を図る。 ・ また、難病法附則に基づく施行5年後見直しについて、2021年7月、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会の合同委員会において取りまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」等を踏まえ、2022(令和4)年12月16日に難病法や児童福祉法の一部改正を含む「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第104号)が公布されたところであり、地域協議会を活用した難病患者等への支援体制の強化等の円滑な施行に向けた取組を進めている。 ・ 慢性疼痛対策については、①病態解明等の研究の推進、②患者を支援するための相談支援体制の整備、③慢性疼痛に係る医療体制の構築等を目的として、各種事業を実施している。 ・ 慢性腎臓病(CKD)の重症化予防を徹底するため、国民や医療従事者等に慢性腎臓病に関する正しい知識の普及啓発や研修等を行っている。 ・ 2040年までに3年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少を目指して、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を総合的に推進する。 【2.ハンセン病対策】 ・ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)等に基づき、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図る。 また、2019年11月に成立・公布された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」(令和元年法律第55号)に基づき、対象となるハンセン病元患者家族の方々に補償金を支給している。 ・ ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資することを目的として、2021年度から「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」を設置し、2023年3月に報告書が取りまとまったところ。 【3.アレルギー疾患対策】 ・ 「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)に基づき、アレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を目指して、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として、国・地方公共団体が取り組むべき方向性を示すものとして、平成29年3月に「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(令和4年3月改定。以下「アレルギー基本指針」という。)を策定した。 ・ アレルギー基本方針を踏まえて、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めるため、令和4年3月までに、47都道府県でアレルギー疾患医療拠点病院(以下「都道府県拠点病院」という。)が選定された。 ・ このほか、平成31年1月に策定した、免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づく重症化予防と症状の軽減に向けた研究の推進や、アレルギーポータルサイトを通じて、アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報提供の実施を行っている。				
施策を取り巻く現状	・ 難病及び小児慢性特定疾病の医療受給者証の交付は、対象疾病の追加等を背景に近年増加傾向にある。 ・ 難病相談支援センターにおける相談は、新型コロナウイルス感染症流行の影響等を背景に近年減少傾向にある。 ・ 地域協議会の設置率は、保健所等の人材不足や新型コロナウイルス感染症への対応などによる業務逼迫等を背景に、難病は約6割、小児慢性特定疾病は約5割にとどまっている状況である。 ・ 慢性の痛みを抱える患者からの電話相談は、一般市民への周知等を背景に近年増加傾向にある。 ・ わが国における慢性腎不全による透析は年々増加傾向にあり、令和3年末には約35万人が透析療法を受けている。また、腎疾患患者は年々増加傾向にあり、年間新規透析導入患者数は約4.1万人にのぼる。 ・ 循環器病は、心疾患が我が国の死因の第2位、脳血管疾患が第4位と、がんに次ぐ我が国の主要な死亡原因であり、特に急性期突然死の原因に占める割合は、循環器病が最も多い。さらに、循環器病は介護が必要となる主な原因のひとつであるとともに、医科診療医療費に占める割合が最も高く、社会的な影響が大きい疾患群である。 ・ 我が国では、依然としてアレルギー疾患を有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われている。アレルギー疾患には急激な症状の悪化を繰り返し生じさせるものがあり、さらに生活の質が著しく損なわれる場合も多いほか、アレルギー疾患に関する膨大な情報があふれており適切な情報を選択するのは困難な状況にある。 ・ 居住する地域にかかわらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、各都道府県でアレルギー疾患医療の拠点となる都道府県拠点病院を選定するとともに、当該病院と日々のアレルギー疾患医療を行っている診療所や一般病院との間のアレルギー疾患の診療連携体制を整備している。 ・ また、①診療、②情報提供、③人材育成、④研究、⑤学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言・支援といった役割を担う、都道府県拠点病院の活動実績等を定期的に評価し、適宜選定の見直しを行っている。				

施策実現のための課題	1	・ 難病は発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立されていない希少な疾病であって、長期にわたり療養が必要であること等から、医療費助成や治療研究を含む医療に関する支援を行う必要がある。 ・ また、地域において安心して療養生活及び日常生活を営むことができるよう、共生社会を実現するための支援が不可欠であり、疾病特性や個々の状況等に応じて多様な、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等のニーズに適切に対応するため、地域における関係者の一層の関係強化を図っていくことが重要である。 ・ さらに、難病相談支援センターによる支援の質の向上及び底上げを図り、患者のニーズに対応できる体制づくりを進めていくこと及び各都道府県等における地域協議会の設置率の向上を図った上で、当該協議会を活用した難病患者等への支援体制の強化が重要である。 ・ 慢性の痛みを来す疾患は、筋骨格系及び結合組織の疾患、神経疾患等の内科的疾患、線維筋痛症や複合性局所疼痛症候群等の原因不明のものまで多種多様な一方で、客観的な評価が困難で、標準的な評価法や診断法は未確立のため、慢性の痛みを抱える患者は周囲から理解を得られにくく一人で悩みを抱えている。また、慢性疼痛の診療においては、身体的のみならず、心理的、社会的な問題に対する総合的なアプローチが必要である。 ・ 慢性腎臓病(CKD)は、患者の生命や生活の質に重大な影響を与えうる重篤な疾患であるが、適切な対応を行うことで予防・治療や進行の遅延が可能な疾患であることから、正しい知識の普及を図り、早期発見・診断、良質で適切な治療の早期実施・継続につなげ、重症化予防を徹底するための施策等を行う必要がある。 ・ 循環器病は、加齢とともに患者数が増加する傾向にあり、急激に発症し、生命にかかわる重大な事態に陥り、突然死に至ることがあり、重度の後遺症を残すこと等があるため、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を行う必要がある。
	2	・ ハンセン病対策については、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)前文及び第11条並びにハンセン病問題の解決の促進に関する法律前文及び第18条に基づき、国は、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図ることとされている。 ・ こうした中、普及啓発事業全般の在り方について検討を行う「ハンセン病資料館等運営企画検討会」がとりまとめた、「ハンセン病問題に関する普及啓発の在り方について(提言)」(平成29年3月)に基づき、ハンセン病問題に関する普及啓発を医療従事者を含め、国民に広く充実し、ハンセン病問題に対する正しい理解を広げ、偏見・差別の解消を推進していく必要がある。 ・ また、2019年11月に議員立法である「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立・公布されたことを踏まえ、同法に基づく補償金の支給を円滑に行う必要がある。
	3	・ 我が国では、乳幼児から高齢者まで国民の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われており、居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう、医療従事者の質の向上等に取り組む必要がある。 ・ また、アレルギー疾患が患者の生活に与える影響に鑑み、アレルギー疾患に関する正しい知識が習得できる体制を整備するとともに、生活の質の維持向上のための支援体制を整備する必要がある。

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
	目標1 (課題1)	難病及び小児慢性特定疾病等の患者に対する良質かつ適切な医療の確保、難病等の患者の療養生活の質の維持向上及び小児慢性特定疾病の患児等の健全な育成のため、難病・小児慢性特定疾病対策等を推進すること					難病患者や小児慢性特定疾病児童等の医療費の負担軽減や、療養生活の環境整備を進めるためには、難病法等に基づく基本方針を踏まえた施策を講じる必要がある。				
	目標2 (課題2)	ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等を図るため、ハンセン病対策を推進すること					ハンセン病問題の解決の促進を図るため、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講じる必要がある。				
	目標3 (課題3)	アレルギー基本指針に基づき、アレルギー疾患の重症化の予防や症状の軽減に向けた対策を推進すること					突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上に取り組む必要がある。				

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	衛生行政報告例による難病法に基づく医療受給者証交付件数(アウトプット)	986,071	平成28年度	前年度以上	令和5年度	前年度(912,714件)以上	前年度(946,110件)以上	前年度(1,033,770件)以上	前年度(1,021,606件)以上	前年度(1,021,606件)以上	難病法に基づく医療費助成は、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策であることから、医療費助成制度の活用状況を測る指標として、医療受給者証交付件数を設定している。	目標値については、対象疾病の追加により医療受給者証の交付を必要とする難病患者数が増加する見込みであるため、前年度実績値以上とするが、目標値設定時点で前年度の実績値が公表されていないことから、令和5年度目標数値は暫定的に令和3年度の実績値(1,021,606件)とした。
						946,110件	1,033,770件	1,021,606件	集計中(R5年12月目途公表予定)			
2	難病拠点病院を設置している都道府県数(アウトプット)	-	平成29年度	47	令和5年度	47	47	47	47	47	難病の医療提供体制の整備については、基本方針において、都道府県は難病の患者に対する必要な医療提供体制の構築に努めることとしており、体制の整備状況を測る指標として、都道府県の難病診療連携の拠点となる病院を設置している自治体数を設定している。	目標値については、平成30年度より都道府県毎に少なくとも1か所拠点病院が整備されることを目標として、「47」としていたが、令和4年度実績値では、45都道府県81病院となった。引き続き、各都道府県に難病診療の連携の拠点となる病院を整備する必要があるため、これを早期に達成するため、令和5年度の目標値も47とした。
						37	43	44	45			

3	難病相談支援センターにおける相談件数 (アウトプット)	103,686	平成28年度	前年度以上	令和5年度	前年度 (108,374件)以上	平成30年度 (108,374件)以上	平成30年度 (108,374件)以上	前年度 (95,507件)以上	令和3年度 (95,507件)以上	難病相談支援センター事業は、難病の患者の療養生活の質の維持向上や難病の患者及びその家族の生活の質の向上を図る上で重要な施策であることから、当該センターの活用状況を測る指標として相談実績件数を設定している。	目標値については、難病患者等からの相談数を予め把握することができず、具体的な目標値を設定することは困難であるため、前年度実績値以上とするが、目標値設定時点で前年度の実績値が公表されていないことから、令和5年度目標数値は暫定的に令和3年度実績値(95,507件)とした。 (参考)平成28年度実績:103,686件、平成29年度:105,517件
						未調査	未調査	95,507件	今後、調査実施予定 (R6年2月目途公表予定)			
4	衛生行政報告例による児童福祉法に基づく医療受給者証交付件数 (アウトプット)	113,751	平成29年度	前年度以上	令和5年度	前年度 (113,709件)以上	前年度 (116,013件)以上	前年度 (123,693件)以上	前年度 (115,012件)以上	前年度 (115,012件)以上	児童福祉法に基づく医療費助成は、小児慢性特定疾病の医療の確立及び普及、小児慢性特定疾病児童等への医療費の負担軽減を図る上で重要な施策であることから、医療費助成制度の活用状況を測る指標として、医療受給者証交付件数を設定している。	目標値については、対象疾病の追加により医療受給者証の交付を必要とする小児慢性特定疾病患者数が増加する見込みであるため、前年度以上とするが、目標値設定時点で前年度の実績値が公表されていないことから、令和5年度目標数値は暫定的に令和3年度実績値(115,012件)とした。
						116,013件	123,693件	115,012件	集計中 (R5年12月目途公表予定)			
5	慢性疼痛に関する電話相談実績件数 (アウトプット)	459	平成28年度	前年度以上	令和5年度	前年度 (797件)以上	前年度 (667件)以上	前年度 (766件)以上	814件以上	前年度 (1,104件)以上	・「慢性の痛み」を来す疾患には、多くの患者が罹患しており、多額の医療費を要し、社会的損失も大きい。 ・また、慢性疼痛の診療においては、身体的のみならず、心理的、社会的な問題に対する総合的なアプローチが必要であると考えられている。 ・そのため、慢性の痛みを抱える患者からの相談への対応及び周囲の理解促進を含む患者の支援のための事業を実施することにより、患者・家族へのサポート体制の整備を図る必要があることから、当事業の活用状況を図る指標として電話相談実績件数を設定している。	目標値については、患者等からの相談数を予め把握することができず、具体的な目標値を設定することは困難であるため、令和5年度目標を直近の実績である令和4年度実績以上とした。
						667件	766件	1,010件	1,104件			
6	腎疾患特別対策事業費申請自治体数 (アウトプット)	36	平成28年度	47自治体以上	令和5年度	前年度以上	前年度以上	前年度以上	47自治体以上	47自治体以上	・慢性腎臓病(CKD)の重症化により透析に至る患者は年々増加しており、国民のQOL低下を招いている。 ・新規透析導入数の抑制には、地域の実情に応じた重症化予防の取組が必要であることから、自治体の取組状況を把握できる指標として腎疾患特別対策事業費申請自治体数を設定している。	・特別対策事業費の対象自治体は都道府県、政令市、中核市であり、国1/2、自治体1/2負担となっている。 ・令和4年度の目標値は、まずは47都道府県において地域の実情に応じた重症化予防の取組が行われることを目指し、47自治体以上と設定している。
						42	38	41	44			
7	循環器病特別対策事業費申請自治体数(アウトプット)	44	令和4年度	47自治体以上	令和5年度			-	-	47自治体	都道府県循環器病対策推進計画に基づき、地域の実情等を反映させた各種施策を着実に実施することにより、循環器病対策を推進することが重要であるため。	目標値については、全ての都道府県において循環器病対策を推進することが重要であることから47自治体とした。
								-	44			
8	難病対策地域協議会設置率 (アウトプット)	61	令和3年度	100	令和5年度	100	100	100	100	100	各都道府県等において、難病対策地域協議会を設置することは、難病患者への支援体制の強化を図るうえで重要であることから、全国の難病対策地域協議会の活用状況を測る指標として、難病対策地域協議会設置率を設定している。	目標値については、全ての都道府県等において難病対策地域協議会が設置されること(設置率100%)とした。
						未調査	62	61	今後、調査実施予定(R6年2月目途公表予定)			
9	小児慢性特定疾病対策地域協議会設置率 (アウトプット)	45	令和3年度	100	令和5年度	100	100	100	100	100	各都道府県等において、小児慢性特定疾病対策地域協議会を設置することは、小児慢性特定疾病児童等への支援体制の強化を図るうえで重要であることから、全国の小児慢性特定疾病対策地域協議会の活用状況を測る指標として、小児慢性特定疾病対策地域協議会設置率を設定している。	目標値については、全ての都道府県等において小児慢性特定疾病対策地域協議会が設置されること(設置率100%)とした。
						未調査	53	45	今後、調査実施予定(R6年2月目途公表予定)			

(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由
10	都道府県において、難病医療の拠点となる病院の設置数 (アウトプット)					70	79	79	81		・ 難病の医療提供体制の整備状況を測る指標として、都道府県の難病診療連携の拠点となる病院数を設定している。 ・ 測定指標2の目標値については、都道府県毎に少なくとも1か所拠点病院が整備されることを目標として、「47」としているが、全国で設置された病院数を把握するため本指標を参考指標としている。 (参考)平成28、29年度実績:なし
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	特定疾患治療研究費補助金 (昭和47年度)	7.4億円 7.4億円	8.5億円 8.3億円	8.5億円	1.2	難病法に基づく医療費助成制度が平成27年1月1日から施行されたことに伴い、難病法の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた特定疾患のうち、難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病以外の疾病については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額であるので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、引き続き当該患者の医療費の負担軽減を図ることで難病対策を推進する。					2023-厚労-22-0225
(2)	特定疾患等対策費 (昭和47年度)	35百万円 26百万円	26百万円 21百万円	26百万円	1.2	特定疾患等対策、ハンセン病対策、腎疾患対策の各施策が円滑に実施されることを目的に行う会議、情報収集・調査及び都道府県への指導・助言などを実施することで難病対策を推進する。					2023-厚労-22-0226
(3)	代謝異常児等特殊ミルク供給事業 (昭和55年度)	2.6億円 2.6億円	2.5億円 2.5億円	2.8億円	-	先天性代謝異常等に罹患している児童に対し、特殊ミルクの供給体制を整備して必要量の確保を図り、当該児童に対する障害の発生を予防する。					2023-厚労-22-0238
(4)	難病情報センター事業費補助金 (平成8年度)	73百万円 71百万円	64百万円 59百万円	64百万円	1.2	難病患者や家族の療養上の悩みや不安に的確に対応するため、難病に関する情報の提供等を行うことにより、その療養生活の一層の支援等を図り、また、各都道府県及び指定都市において実施している難病指定医向けの研修について、オンライン用の研修プログラムを提供することで、現行の指定医研修を合理化するとともに、研修コンテンツの共通化及び充実を図ることで難病対策を推進する。					2023-厚労-22-0219
(5)	難病特別対策推進事業 (平成10年度)	9.1億円 6.5億円	8.3億円 8.2億円	16億円	1.2,8	難病患者に対し、総合的な相談支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、地域における難病患者対策の一層の推進と安定した療養生活の確保、難病患者及びその家族の生活の質(QOL)の向上を図ることで難病対策を推進する。					2023-厚労-22-0222
(6)	慢性腎臓病(CKD)特別対策事業 (平成21年度)	34百万円 15百万円	34百万円 15百万円	35百万	-	①患者等一般向けの講演会等の開催 ②病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施 ③CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供 ④事業実施の評価 ⑤慢性腎臓病(CKD)診療連携構築事業 上記①～⑤によりCKDの予防・治療を推進する。					2023-厚労-22-0224
(7)	難病患者サポート事業 (平成23年度)	21百万円 21百万円	20百万円 20百万円	19百万円	1.2	患者の不安やストレスを解消するための精神的、心理的サポートを行う様々な事業を実施する。自立した患者団体の育成を目的に経営マネジメントや運営管理の研修等を実施し、患者の支援を図ることで難病対策を推進する。					2023-厚労-22-0229
(8)	からだの痛み相談支援事業 (平成24年度)	14百万円 14百万円	12百万円 12百万円	13百万円	5	患者の症状や境遇に合わせた適確な相談や助言ができる信頼性の高い相談窓口等患者の受け皿的機能を設け、次の事業を行う。 ①痛みに関する電話相談②痛みに関する普及啓発活動 ③相談対応支援 上記①、②及び③により慢性疼痛対策を推進する。					2023-厚労-22-0230
(9)	難病対策の推進のための患者データ登録整備事業経費 (平成25年度)	10億円 9.7億円	80百万円 74百万円	80百万円	1.2	難病患者データの精度の向上と有効活用を図り、患者・国民・医療現場に成果を還元するためのシステムを整備することで難病対策を推進する。					2023-厚労-22-0231
(10)	難病医療費等負担金 (平成26年度)	1,152億円 980億円	1,247億円 1,027億円	1,273億円	1.2	難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病の治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援することで難病対策を推進する。					2023-厚労-22-0232
(11)	小児慢性特定疾病対策等総合支援事業 (平成27年度)	3.9億円 2.8億円	2.6億円 2.4億円	5.3億円	9	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し日常生活用具を給付すること等により、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立支援を推進する。 ①小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 ②小児慢性特定疾病対策地域協議会運営事業 ③小児慢性特定疾病医療事務費 ④小児慢性特定疾病指定医育成事業 ⑤移行期医療支援体制整備事業					2023-厚労-22-0233
(12)	小児慢性特定疾病データベース登録システム整備事業 (平成26年度)	81百万円 81百万円	- -	-	4	小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、研究者等に当該データを提供することにより、小児慢性特定疾病の治療研究を推進する。					-

(13)	小児慢性特定疾病医療費負担金 (平成26年度)	162億円	164億円	167億円	4	○対象者：小児慢性特定疾病医療費の助成の対象とする者(厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の状況が、厚生労働大臣が定める程度であるものであって、18歳未満の児童) ○給付内容：小児慢性特定疾病医療費 小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等の家庭の医療費の負担軽減を図ることにより、小児慢性特定疾病児童等の健全育成を推進する。	2023-厚労-22-0236
		162億円	161億円				
(14)	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金 (平成26年度)	9.2億円	9.2億円	9.2億円	-	小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことにより、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を推進する。 ①相談支援事業(必須事業) ②実態把握事業(努力義務事業) ③療養生活支援事業(努力義務事業) ④相互交流支援事業(努力義務事業) ⑤就職支援事業(努力義務事業) ⑥介護者支援事業(努力義務事業) ⑦その他の自立支援事業(努力義務事業)	2023-厚労-22-0235
		1.9億円	1.8億円				
(15)	小児慢性特定疾病情報管理事業 (平成26年度)	24百万円	24百万円	24百万円	-	小児慢性特定疾病児童等の治療・療養生活の改善や疾病にかかる理解促進等に資するポータルサイトを構築し、各自治体の担当窓口の紹介や対象疾病の検索、関係する研究成果などの情報を一元化して運用することで、児童やその家族、医療機関など関係者に対して広く情報を発信し、児童の健全育成を推進する。	2023-厚労-22-0234
		23百万円	24百万円				
(16)	小児慢性特定疾病児童等支援者養成事業 (平成27年度)	17百万円	15百万円	15百万円	-	小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消し、移行期医療支援体制の構築を図るため、移行期医療に従事する者等に対し、移行期医療に関する研修を実施することにより、移行期医療支援体制の構築の推進を目的とする。	2023-厚労-22-0237
		9百万円	11百万円				
(17)	療養生活環境整備事業 (平成27年度)	8億円	8.1億円	8.4億円	3	難病の患者及びその家族等に対する相談支援や、難病の患者に対する医療等に係る人材育成、在宅療養患者に対する訪問看護を行うことにより、難病の患者の療養生活の質の維持向上を図る。	2023-厚労-22-0223
		5.7億円	5.8億円				
(18)	慢性腎臓病(CKD)診療連携構築モデル事業 (令和元年度)	15百万円	15百万円	-	-	①糖尿病対策や日本腎臓学会の地域担当者等との連携体制の構築 ③評価指標等に基づく対策の都道府県単位による進捗管理 上記①～④によりCKDの予防・治療を推進する。	-
		(6)に含まれる	(6)に含まれる				
(19)	慢性疼痛診療システム均てん化等事業 (旧：慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業) (令和2年度)	1.1億円	1.1億円	1.1億円	5	都道府県間で診療体制の均てん化を図るため、厚生労働科学研究等の研究事業で得られた最新の診療ノウハウの普及等を実施する。 ①痛みセンターを中心とした県内の診療連携体制の構築 ②痛みセンターにおいて、各県の痛み診療の人材を受入・要請 ③ブロックの中核となる痛みセンターから各県の痛みセンターに対して、最新の研究成果を踏まえた診療ノウハウを普及 ④痛みセンター未設置の県において、関連する疾病分野の中核的医療機関での痛みセンター立ち上げ支援等の実施 ⑤介護施設等の民間向け啓発研修会の実施 等	2023-厚労-22-0242
		1億円	1億円				
(20)	循環器病特別対策事業 (令和3年度)	2.2億円	1.1億円	1.1億円	-	地域に身近な都道府県が地域特性等を踏まえた施策を実施することにより、循環病対策がより一層推進されることを目的に以下の①～⑦の事業について補助を行う(補助率1/2) ①都道府県循環病対策推進事業 ②循環器病医療提供体制の促進等に資する事業 ③循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業 ④循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業 ⑤循環器病の相談に資する事業 ⑥循環器病対策に資する多職種連携推進事業 ⑦脳卒中・心臓病等総合支援センター事業	2023-厚労-22-0243
		35百万円	56百万円				
(21)	難病等制度推進事業 (令和3年度)	57百万円	45百万円	45百万円	-	難病・小児慢性特定疾病研究・医療WG、難病・小児慢性特定疾病地域共生WG等において、特に今後検討をすべきとされた事項や国の支援が必要とされた事項について、実態把握等を行い、制度の更なる普及と次期見直しを見据えた実態把握を行うもの。具体的には、以下の3つを行う。 ①小児慢性特定疾病児童等自立支援事業推進事業立ち上げ支援 ②移行期医療支援体制実態調査 ③難病医療提供体制の整備状況に関する検証のための基礎情報の整理	2023-厚労-22-0244
		32百万円	45百万円				
(22)	難病の全ゲノム解析等実証事業 (令和3年度)	88百万円	3.3億円	-	-	研究・医療両面から、難病患者等のよりよい医療につながるゲノムデータ基盤の構築につなげることを目的としている。 具体的には、本格解析に向けて、持続可能な運営主体が以下の①～③を行う。 ①拠点医療機関から新規の検体・臨床情報をゲノム基盤に直接送付し、全ゲノム解析の一連の作業を実証 ②AMEDの研究班のゲノム・臨床データを試験的に移行 ③難病遺伝子パネル検査の運用の実証	2023-厚労-22-0245
		82百万円	1.2億円				
(23)	脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業 (令和4年度)		2億円 1.9億円	2.8億円	-	専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関となる脳卒中・心臓病等総合支援センターを配置し、都道府県と連携を取りながら、地域の医療機関と勉強会を開催し、支援方法などの情報提供を行うなど協力体制を強化することで、包括的な支援体制を構築し、地域全体の患者支援体制の充実を図るべく、モデル的に全国で10事業所程度において先行的に実施し、検証を行う。 【補助率10/10】	2023-厚労-22-0246

(24)	難病ゲノム医療専門職養成研修事業 (令和4年度)		8百万円 4百万円	7百万円	-	全ゲノム解析等の患者還元体制を見据え、医学的知識を有するバイオインフォマティシャンや難病医療の観点で踏まえた遺伝カウンセリングが可能な人材等の育成を目的とする。 具体的には、委託事業により以下の①及び②を行う。 ①全ゲノム解析に必要なバイオインフォマティクスや遺伝カウンセリングに関する基礎的な知識を習得するためのテキストを作成する。 ②上記テキストを用いて研修を行い、医学的知識を有したバイオインフォマティシャンや遺伝カウンセラーを育成する。	2023-厚労-22-0247
(25)	難病ゲノム等情報利活用検証事業 (令和4年度)		- -	3.3億円	-	全ゲノム解析等で得られた全ゲノムデータ等について、難病患者の心情や個人情報の取扱いに留意しつつ、製薬企業等(学術研究機関を含む。)が利活用できる仕組みを試行的に構築し、検証することを目的とし、難病の全ゲノム解析等実証事業及び国立研究開発法人日本医療研究機構が支援する全ゲノム解析等に係る研究等において得られた全ゲノムデータ等を用いて、製薬企業等が難病の早期診断、新たな治療法の開発等を行う際に必要となる仕組みを構築及び検証し、手順書を作成する。	2023-厚労-22-0249
(26)	慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業(令和5年度)			21百万円	-	慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制の構築、多職種連携による療養指導等を実施し、慢性腎臓病(CKD)の重症化予防及び患者のQOLの維持向上を図ることを目的とする。具体的には、以下の①～⑤を行う。 ①腎疾患の診療体制の構築や多職種連携を行うための会議体の設置 ②療養指導等が必要な対象者の抽出及び医療機関への受診勧奨の実施 ③研修会の実施及び啓発資料の配付・提供 ④多職種連携による療養指導及び両立支援の実施 ⑤事業実施における成果報告や課題点の抽出	2023-厚労-新23-0003

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
11	ハンセン病資料館事業実施状況報告によるハンセン病資料館の入館者数 (アウトカム)	31,660人	平成29年度	前年度以上	令和5年度	前年度 (31,457人)以上	前年度 (33,963人)以上	37,000人以上	前年度(4,302人)以上	前年度(17,605人)以上	国の隔離政策によりハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、とりわけ、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及と啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る必要があることから、ハンセン病資料館の入館者数を測定指標として設定した。	・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前は、来館者数は年間3万人以上で、毎年来館者数を増加させるような目標設定が可能であったが、新型コロナウイルス感染拡大以降は、来館者数が従来の約1／10まで減少している。 ・ また、国立ハンセン病療養所多磨全生園の敷地内に設置されており、療養所内への新型コロナウイルスの感染を防止する観点から、多磨全生園及び入所者の方々から、来館者の方への制限等も求められている。 ・ 以上より、来館者数をコロナ禍以前のように拡大させるようなことは現時点ではできず、よって具体的な目標設定を行うことができない。	
12	中学生向けパンフレットの印刷及び発送部数 (アウトプット)	-	-	目標年度における中学校生徒数 (1,054,898人)	令和5年度	目標年度における中学校生徒数 (1,075,280人)	目標年度における中学校生徒数 (1,102,488人)	目標年度における中学校生徒数 (1,080,717人)	目標年度における中学校生徒数 (1,080,717人)	目標年度における中学校生徒数 (1,054,898人)			ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットを作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及と啓発を実施する必要があることから、当該指標を選定した。
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由		
13	補償金の支給件数					1,056件	5,559件	691件	362件		「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」に基づき補償金を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。		
14	ハンセン病療養所退所者給与金、ハンセン病療養所非入所者給与金及び特定配偶者等支援金の受給対象者数					1,193人	1,167人	1,140人	1,095人	1,060人	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づき、社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助を行うため、各給与金を支給しており、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進を図る上で、重要な指標である。		
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和5年度行政事業レビュー事業番号
(26)	国立ハンセン病療養所運営費 (昭和5年度)	103億円 98億円	103億円 101億円	102億円	11, 12	国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、国立ハンセン病療養所の運営を行うことでハンセン病対策を推進する。							2023-厚労-22-0213
(27)	国立ハンセン病療養所施設費 (昭和24年度)	29億円 26億円	42億円 39億円	76億円	11, 12	国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、国立ハンセン病療養所の建物、その他の施設の整備を行うことでハンセン病対策を推進する。							2023-厚労-22-0212
(28)	私立ハンセン病療養所補助金 (昭和26年度)	1.0億円 0.6億円	0.9億円 0.6億円	0.8億円	11, 12	私立ハンセン病療養所入所者に必要な療養、療養所の管理運営等を行うことでハンセン病対策を推進する。							2023-厚労-22-0218
(29)	国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費 (昭和29年度)	18百万円 12百万円	16百万円 10百万円	16百万円	11, 12	ハンセン病療養所入所者の親族で生活困難者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて援護を行うことでハンセン病対策を推進する。							2023-厚労-22-0216

(30)	ハンセン病対策事業委託費 (平成5年度)	8.6億円	8.5億円	8.6億円	11, 12	①ハンセン病に関する討論会、ハンセン病講座の開催、地域啓発の促進、国立ハンセン病資料館及び重監房資料館の運営を行う。 ②ハンセン病療養所入所者の社会復帰者の支援等を行う。 ③沖縄県におけるハンセン病の外來診療所への財政支援、社会復帰者への自立助長、ハンセン病に関する知識の啓発普及を行う。 ④ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書の提言を検討し、その検討結果を活用するための施策の実施状況等の検討を行う。 ①、②、③及び④によってハンセン病対策を推進する。	2023-厚労-22-0217
		8.2億円	8.0億円				
(31)	ハンセン病療養所入所者等補償金 (平成13年度)	8百万円	8百万円	8百万円	11, 12	国外ハンセン病療養所元入所者がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するため、対象者に補償金を支給することでハンセン病対策を推進する。	2023-厚労-22-0228
(32)	退所者等対策経費 (平成14年度)	25億円	24億円	23億円	11, 12	①ハンセン病療養所退所者に対して、退所者給与金を支給する。 ②裁判上の和解が成立したハンセン病療養所非入所者に対して非入所者給与金を支給する。 ③退所者給与金受給者の配偶者等に対して、支援金を支給する。 上記①、②及び③によってハンセン病対策を推進する。	2023-厚労-22-0214
		21億円	20億円				
(33)	名誉回復事業 (平成14年度)	1.5億円	0.4億円	1.8億円	11, 12	①中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットも作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する。 ②各療養所の納骨堂に眠る遺骨について、親族等の墓に改葬するための費用の支給を行う。 ③ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図り、正しい知識の普及啓発等を行うため、ハンセン病療養所における歴史的建造物の補修等を行う。 ④国立ハンセン病資料館の常設展示や企画展示、教育啓発活動等の充実を図り、これらの普及啓発活動を効果的に実施するための新たな収蔵庫の整備を行う。 上記①、②、③及び④によってハンセン病対策を推進する。	2023-厚労-22-0215
		0.7億円	0.3億円				
(34)	国立ハンセン病資料館収蔵庫増設経費 (令和4年度)		5.0億 2.2億	8.4億円	11, 12	国立ハンセン病資料館の常設展示や企画展示、教育啓発活動等の充実を図り、これらの普及啓発活動を効果的に実施するための新たな収蔵庫の整備を行う。	2023-厚労-22-0248

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
		基準年度		目標年度								
15	アレルギーポータル年間ページ閲覧数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野25】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	3,329,027	令和4年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	-	前年度以上	・ アレルギー疾患については、インターネット等に溢れている情報から適切な情報を選択することが非常に困難となっている現状に鑑み、アレルギー疾患に関する正しい知識が習得できるよう、指標として選定した。	・ 目標値については、より多くの国民がアレルギー疾患に関する正しい知識が習得できるよう、前年度以上と設定した。
						-	-	-	3,329,027PV			
16	中心拠点病院での研修に参加した累積医師数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野25】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	0人	平成29年度	800人	令和5年度	-	-	100人	800人	4237人	・ アレルギー基本指針において、中心拠点病院協力のもと、専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進することが求められており、中心拠点病院での研修等を通じ、全国的な医療水準の向上のための医療従事者の育成を行うことが必要である。 ・ このため中心拠点病院での研修参加状況を指標とした。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・ オンラインを活用した研修の実施により、新経済・財政再生計画改革工程表の目標値は既に達成しているものの、より多くの専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進することが重要であり、前年度以上と設定した。
						64人	107人	463人	4237人			
17	食物によるアナフィラキシーショック死亡者数ゼロ (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野25】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	-	-	0人	令和10年度	-	-	-	0人	0人	上記の測定指標の総合的な結果として、食物によるアナフィラキシーショックの発症、重症化予防に寄与し、もって死亡者を発生させないことが必要であるため指標とした。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・ 当該測定指標については令和10年度を目標年度とするものではないが、各年度においても死亡者数ゼロとすることを目標として設定した。
						1人	2人	0人	1人			

達成手段3 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号				
		予算額	予算額								
		執行額	執行額								
(35)	リウマチ・アレルギー対策費 (平成13年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保 障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表 のKPI関連】	2百万円	4百万円	4百万円	15,16	①リウマチ対策を総合的・体系的に実施するための検討会を開催する。 ②「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、「アレルギー疾患対策基本指針」を策定・見直しをするための検討会を開催する。 上記①及び②によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、本事業によって都道府県の取り組みの効率的な推進を検討することによって、 測定指標の都道府県数を伸ばす効果があると見込んでいる】	2023-厚労-22-0227				
		0百万円	2.7百万円								
(36)	リウマチ・アレルギー特別対策事業 (平成18年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保 障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表 のKPI関連】	91百万円	68百万円	69百万円	15,16	①アレルギー疾患医療連絡協議会の開催(地域政策の策定) ②医療従事者、保健師・助産師、福祉施設従事者向け研修の実施 ③患者カードの配布の促進並びに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施 ④喘息死並びにリウマチ及びアレルギー系疾患診療担当医師(医療機関)名簿や医療連携事例集の作成等による医療情報の提供 等 上記①～④によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の都道府県数を伸ばす効果があると見込 んでいる】	2023-厚労-22-0221				
		35百万円	38百万円								
(37)	アレルギー情報センター事業費補助金 (平成19年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保 障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表 のKPI関連】	43百万円	42百万円	42百万円	15,16	①アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成、運営 ②リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の実施 ③アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者向け研修資料の作成 等 上記①～③によりアレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述の①において、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の設置状況や啓発 事業等の先行事例を掲載し、測定指標の都道府県数を伸ばす効果があると見込んでいる】	2023-厚労-22-0220				
		43百万円	42百万円								
(38)	アレルギー疾患医療提供体制整備事 業 (平成30年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保 障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表 のKPI関連】	55百万円	55百万円	56百万円	15,16	①アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築 ②アレルギー疾患医療の診断等支援 ③アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業 ④一般国民等からのアレルギーに関する相談事業 上記①～④によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の研修参加医師数を伸ばす効果があると 見込んでいる】	2023-厚労-22-0240				
		55百万円	55百万円								
(39)	免疫アレルギー疾患患者に係る治療と 仕事の両立支援モデル事業(令和5年 度)			38百万円	-	免疫アレルギー疾患患者が安心して仕事の継続や復職に臨めるよう、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院に「両立支援コーディネーター」を配置し、患者または その家族の個々の治療、生活、勤務状況等に応じた、治療と仕事の両立に係る計画を作成し、就労支援を実施する。	2023-厚労-新23-0004				
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和5年度
		155,451,020			170,152,561			173,070,280			
施策の執行額(千円)		134,198,276			139,772,938						
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説				2022年2月25日		難病対策については、制度の見直しを進めるとともに、総合的な支援策を推進します。 ハンセン病問題対策については、元患者の御家族への補償制度を着実に実施するとともに、ハンセン病に対する偏見、 差別の解消に全力で取り組みます。			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(I-6-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		適正な移植医療を推進すること(施策目標Ⅰ-6-2) 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標6 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること		担当 部局名	健康・生活衛生局難病対策課 移植医療対策推進室	作成責任者名	移植医療対策推進室長 野田 博之					
施策の概要		・平成22年に施行された改正後の「臓器の移植に関する法律」(平成9年法律第104号)に基づき、臓器の提供のあっせん体制の確保及び臓器移植に関する普及啓発等を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。 ・「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」(平成24年法律第90号)に基づき、白血病等の治療に用いる造血幹細胞(骨髄・末梢血幹細胞及び臍帯血)の適切な提供を推進するため、造血幹細胞移植医療の普及啓発を行うとともに、あっせん体制を整備し、造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図る。 等										
施策を取り巻く現状		1. 臓器移植の現状 ・平成9年の臓器移植法施行から令和4年12月末までの間の脳死下の臓器移植者は896名。 ・近年、臓器移植件数は増加傾向にあったが、新型コロナウイルスが発生している状況下において、令和2年度の臓器移植件数は減少した。令和3年度は、医療提供体制の確保等により、新型コロナ前の水準に向けて回復してきている。 ・移植希望者数は17,835人(令和5年3月)であり、移植希望者数と移植件数に乖離がある状況。 2. 臓器提供施設の体制整備 ・脳死下での臓器提供体制を整えている施設数は437施設(R4年度)。 ・一方で、10例以上臓器提供を実施した施設がある一方、臓器提供を一度も経験したことがない施設が約6割存在し、臓器提供の経験に差がある状況。 ・臓器提供に関する院内体制を整備する院内体制整備支援事業の実施施設数は、新型コロナウイルスが発生している状況下において令和2年度は減少したが、令和3年度はコロナ前の水準に向けて回復し、令和4年度は脳死下臓器提供が過去最高数となった。 3. 臓器移植の普及啓発の状況 ・臓器提供に関心がある者の割合は65.5%(令和3年10月)であり、これまでの調査で最も高い数値であった。 ・一方で、臓器提供に関する意思表示をしている者の割合は10.2%にとどまっており、近年横ばいとなっている。 ・家族や親しい人と臓器提供について話をしたことがある者の割合は43.2%。 4. 造血幹細胞移植に係る状況 ・骨髄バンクドナー登録者数は増加傾向にあるが、最も多い年齢層は50歳(10年前は40歳)と高齢化が見られる。 骨髄・末梢血幹細胞の提供を行える年齢は54歳以下のため、今後、年齢上限による取消等によりドナー登録者数の減少が懸念される。また、高齢者のドナーは健康理由等から 骨髄・末梢血幹細胞の提供まで至らない割合も高い。 ・出生数が減少する中で、臍帯血の公開本数(移植に使用できる数)は、ここ数年横ばい傾向にある。										
施策実現のための課題		1	脳死下での臓器提供事例は着実に増加しているが、全体として移植希望者数には届かない状況であり、体制の整備と普及啓発を行う必要がある。									
		2	造血幹細胞移植の治療成績は向上しているが、少子高齢化によって今後骨髄バンクドナー登録者数の減少や臍帯血公開本数の減少が見込まれることから、引き続き、国民(特に骨髄バンクドナーや臍帯血提供者となりうる可能性の高い若年層)への理解・協力を求める必要がある。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由						
		目標1 (課題1)	国民の臓器提供に関する意思を尊重し、臓器提供数を増加させるため、体制の整備を図るとともに、命の大切さを考える中で意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増加させることを目的とした普及啓発に取り組む。				臓器移植については、国民における認知度や理解はある一方、自らの意思表示について家族との共有等ができていないことや、医療機関の体制整備が十分でないことが、国民の臓器提供に関する意思が十分に活かされず、臓器移植に結びついていない理由であると考えられるため。					
		目標2 (課題2)	造血幹細胞移植を必要としている患者が造血幹細胞移植を受ける機会が十分に確保されるよう、特に骨髄バンクドナーや臍帯血提供者となりうる可能性の高い若年層への普及啓発に取り組み、骨髄バンクドナー登録者数並びに臍帯血公開本数の一定規模以上を確保する。				造血幹細胞移植は、患者と医療機関だけでは成立せず、任意・善意に基づく提供者(ドナー)がいてはじめて成立する医療であり、そのためには国民の理解・協力が不可欠であることから、普及啓発に取り組む必要があるため。					
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
①	臓器提供者数 (アウトカム)	103名	平成28年度	前年度以上	毎年度	令和元年度 前年度 (100名)以上	令和2年度 前年度 (120名)以上	令和3年度 120名以上	令和4年度 120名以上	令和5年度 前年度 (122名)以上	臓器移植推進に関する施策の最終目標は、提供者の増加であるため、臓器移植対策の施策の指標としてに有用である。 (参考)平成27年度実績:86名、平成28年度実績:103名、平成29年度実績:106名、平成30年度実績:100名 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ	・臓器移植の推進については、臓器提供に関する意思を汲み取り、提供に繋げることが重要であるため、目標値を前年度以上としている。 ・なお、臓器の提供は法的脳死判定を受けた者または心臓が停止した者の存在があって成り立つものであることから、具体的な数値目標の設定は性質上困難である。

2	脳死下臓器提供体制を整えている施設数 (アウトカム)	435施設	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度 (441施設) 以上	前年度 (440施設) 以上	前年度 (436施設) 以上	前年度 (449施設) 以上	前年度 (437施設) 以上	・ 脳死下臓器提供を行うためには5類型施設(大学附属病院、日本救急医学会の指導医指定施設、日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設、救命救急センターとして認定された施設、日本小児総合医療施設協議会の会員施設)かつ脳死下臓器提供体制を整えている必要がある。 ・ 当該施設数により、院内体制整備支援事業・臓器提供施設連携体制構築事業の効果を測定できる。 (参考)平成27年度:426施設(平成27年6月30日時点)、平成28年度:435施設、平成29年度:445施設、平成30年度実績441施設 (出典:移植医療対策推進室調べ)	・ 脳死下臓器提供施設を拡充するために、院内体制整備支援事業・臓器提供施設連携体制構築事業の両事業にて臓器提供体制整備を進めていることから、目標値を前年度以上としている。
3	あっせん事業の従事者に対する研修会実施回数(アウトプット)	21回	令和4年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	-	前年度(21回)以上	・ 公益社団法人日本臓器移植ネットワークにおいて、あっせん業務の公平、公正、適切かつ安定的な実施を図るため、コーディネーター(都道府県コーディネーターを含む)の養成及び資質の向上を目的として研修を実施している。当該研修を実施することは、臓器提供件数を増加させるための体制の整備に繋がることから、指標として有用である。 ・ 当該研修回数により、最終的な政策効果よりも手前の段階にある、戦術目標的な測定が可能である。 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ	・ あっせん業務の公平、公正、適切かつ安定的な実施を図るため、あっせん事業の従事者を教育することが重要であるため、目標値を前年度以上としている。 ・ なお、事業参加施設が毎年変動することから、具体的な数値目標の設定は性質上困難である。 ・ 令和5年度事前分析表から設けた指標であるため、基準年度・基準値は令和4年度と当該年度における実績値とした。
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	測定理由	
4	臓器提供意思登録システム現登録者数					150,066名	154,391名	159,722名	163,292名		この臓器提供意思登録システムの現在の意思登録者数を測定することで、臓器移植に関する普及啓発の効果の測定ができる。 (参考)平成27年度登録者数:133,221名、平成28年度登録者数:136,696名、平成29年度登録者数:141,076名、平成30年度登録者数:145,496名 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ	
5	院内体制整備支援事業実施施設数					112施設	92施設	105施設	111施設		国民の臓器提供に関する意思を活かすための医療機関の体制整備の取組として、臓器移植対策事業の中で院内体制整備支援事業を実施している。この事業を実施した施設は、臓器提供施設として体制整備に取り組んでいる施設であることから、事業実施施設数により、医療機関の体制整備状況測定できる。 (参考)平成27年度:17施設、平成28年度:66施設、平成29年度:85施設、平成30年度:89施設 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ	
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	臓器移植対策事業 (平成15年度)	989百万円	966百万円	1,112百万円	1,2,3	①臓器移植のあっせんに関する事業 重い病気により臓器の機能が低下し、他の治療法がない場合に行う臓器移植を公平に実施するため、臓器移植法第12条に基づくあっせん機関として臓器移植に係る連絡調整を行う。 ②臓器移植あっせん事業体制の整備に関する事業 適切に脳死判定・臓器提供が行われるよう医療機関の体制整備を支援するとともに、あっせん事業の従事者に対する研修を行う。 ③臓器移植に係る普及啓発に関する事業 広く国民に移植医療の知識や理解を深めてもらうとともに、臓器提供に関する意思表示をしていただける環境を整えるための普及啓発を行う。 普及啓発事業の実施により、臓器移植に対する国民の理解が増し、日本臓器移植ネットワークの臓器提供意思登録システムへの登録者数が増加することが期待される。また、本事業の実施により、臓器あっせん業務が公平かつ効果的に遂行され、更に国民の臓器提供に関する意思をより活かすことができる体制が構築され、結果、適切な移植医療の推進に繋がるものとする。						2023-厚労-22-0250
(2)	移植対策費 (平成19年度)	30百万円	32百万円	32百万円	1,2	①適正な臓器移植の実施に必要なガイドライン等の改正に向けた検討を実施するため、各種作業班を開催する。 ②脳死下での臓器提供事例が発生した際、手続きが適正に行われたかの検証を実施する。 ③臓器等を提供したドナーに対し臓器提供者等感謝状を送付する。 ④臓器移植の普及啓発を目的として全国の中学校へ教育用パンフレットを送付する。 医学の進歩等を踏まえたガイドライン等の改正、個々の脳死下臓器提供事例の検証等により、適切な移植医療の推進に繋がるものとする。また、感謝状や教育用パンフレットの送付により、臓器移植に対する国民の理解が増し、日本臓器移植ネットワークの臓器提供意思登録システムへの登録者数が増加することが期待される。						2023-厚労-22-0252
		26百万円	29百万円									

達成目標2について														
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
⑥	骨髄バンクドナー登録者数(アウトカム)	470,270名	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(509,263名)以上	前年度(529,965名)以上	前年度(530,953名)以上	前年度(537,820名)以上	前年度(544,305名)以上	造血幹細胞移植を必要としている患者が造血幹細胞移植を受ける機会が十分に確保されるためには、一定規模以上の骨髄バンクドナー登録者数を確保するための普及啓発を行うことが必要であることから、当該指標を普及啓発の効果の測定指標とした。 (出典):(公財)日本骨髄バンク調べ。年度末時点の登録者数。	・ 目標値を毎年度前年度以上とせざるを得ない理由は、 ①ドナー登録対象年齢(18～54歳)の人口が年々減少傾向であること、 ②ドナー取消者数が毎年度異なること、 ③造血幹細胞の提供は国民の任意・善意の下で進められるものであること、 以上から「前年度以上」とすることが適切であるため。 ・ また、時代による移植適応の疾患の変化や治療技術の進歩等もあり、移植に用いる造血幹細胞の総需要の予測は困難である。		
						529,965名	530,953名	537,820名	544,305名					
⑦	臍帯血新規公開本数(アウトカム)	2,597本	平成28年度	前年度の臍帯血移植件数+1,000本以上	毎年度	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,355本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,430本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,431本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,316本)以上	前年度の臍帯血移植件数(2,241本)+1,000本以上	臍帯血公開本数が10,000本維持できれば、臍帯血移植を希望する患者の95%以上にHLA(ヒト白血球抗原)が5/6適合する臍帯血が得られることが示されていることから、新規公開本数により臍帯血移植体制の整備状況を測定できる。 (出典):日本赤十字社調べ (参考)臍帯血公開本数実績(毎年度末時点) 令和2年度:9,316本、令和3年度:9,617本、令和4年度:9,674本	・ 臍帯血の公開期間は10年であることから、10,000本を維持するためには、年度に使用する臍帯血に加えて更に1000本ずつ公開する必要があることから、前年度の臍帯血移植件数+1000本以上を毎年度の目標値として設定している。		
						2,272本	2,572本	2,450本	2,241本					
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由			
8	造血幹細胞移植件数					2,662件	2,527件	2,489件	2,415件		移植件数は、ドナー・患者の都合等によって左右されるものであることから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。 (出典):(公財)日本骨髄バンク、日本赤十字社調べ			
9	骨髄バンクの新規患者登録者数に対する骨髄・末梢血幹細胞移植件数の割合					55.7%	52.3%	55.4%	55.1%		移植件数は、ドナー・患者の都合等によって左右されるものであることから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。 (出典):(公財)日本骨髄バンク調べ			
10	コーディネート期間における採取行程日数(中央値)					61日	61日	61日	63日		骨髄等の採取行程日数は、ドナー・患者の都合等によって左右されるものであることから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。 (出典):(公財)日本骨髄バンク調べ			
達成手段2(開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号		
(3)	移植対策(造血幹細胞)事業(平成15年度)	2,511百万円	2,500百万円	2,033百万円	6,7,8,9,10	①骨髄等のあっせんに関する事業 白血病等の治療に有効な骨髄移植や末梢血幹細胞移植を公平に実施するため、第三者機関である骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者があっせん機関として骨髄移植等に係る連絡調整を行う(国際的なあっせんを含む)。また、骨髄等提供登録者(ドナー)の登録内容の定期的更新等を行う。 ②骨髄移植等に係る普及啓発に関する事業 一人でも多くの患者に骨髄移植等の機会を提供できるよう、骨髄等提供希望者を確保するための普及啓発事業、骨髄等提供希望者への説明を行うボランティアに対する研修事業、ドナー登録会の開催及び低所得者の患者負担金免除事業を行う。 ③普及啓発事業 当事業の実施により、骨髄ドナー登録者数が増加することが期待される。また公平、適正なあっせん業務が遂行され、更に患者負担の軽減により一人でも多くの患者に骨髄移植等の機会が提供でき、結果、適切な移植医療の推進に繋がるものとする。						2023-厚労-22-0251		
		2,511百万円	2,500百万円											
(4)	造血幹細胞移植医療体制整備事業(平成25年度)	402百万円	402百万円	402百万円	8,9,10	3種類の移植術(骨髄移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植)のうち、患者の疾病の種類やステージに応じて最適な移植術を選択し実施できる体制を整備する。また、白血病等に対する造血幹細胞を用いた早期治療(採取の積極的実施、緊急の移植受入)の実践を行うとともに、造血幹細胞移植に関する人材育成、治療成績の向上及び研究を促進させるための基盤整備を図る。						2023-厚労-22-0253		
		333百万円	353百万円											
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和6年度	
		3,932,558				3,899,895				3,577,780				
施策の執行額(千円)		3,858,751				3,848,300								
施策に関係する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称							年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		-							-		-			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅰ－6－3))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		原子爆弾被爆者等を援護すること(施策目標Ⅰ-6-3) 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標6 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること				担当 部局名	健康・生活衛生局総務課指導調査室	作成責任者名	指導調査室長 比嘉 敏充		
施策の概要		本施策は、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講じる観点から、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)」に基づき、被爆者に対して医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を実施するとともに、被爆の実相を世代や国境を越えて伝えるため、被爆建物・樹木の保存や、被爆体験の伝承者を国内外へ派遣する事業を推進する。									
施策を取り巻く現状		現在、原爆被爆から75年以上経過しており、被爆者の平均年齢は85歳を超えた。被爆者は年々減少しており、令和5年3月末現在被爆者数は、113,649人となっている。被爆者に対する手当の受給者数としては、健康管理手当の受給者が93,603人と一番多く、加齢に伴う慢性的な疾患をもつ被爆者が多いことが予想される。 被爆者数の推移は、平成30年:145,844人、令和元年:136,682人、令和2年度:127,755人、令和3年度:118,935人となっており、毎年約9千人減少している。 ※令和4年度については、「黒い雨」訴訟により、被爆者認定の数が増加し、減少数が5千人程度となっている。									
施策実現のための課題		1	原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「特殊の被害」であることに鑑み、援護施策として、健康診断や医療費の支給等を行う。 被爆後75年以上が経過し被爆者の高齢化が進む中、介護等の必要性も高まっており、引き続き、被爆者に寄り添い、施策を実施していく必要がある。(令和5年3月末現在:被爆者数:113,649人。平均年齢:85.01歳)								
		2	これまで、被爆者本人が被爆体験を語ることで、戦争を知らない世代への語り継ぎが行われていたが、被爆後75年以上が経過し、すでに被爆者の多くが亡くなり、現在生存している被爆者も高齢化しているため、被爆の実相・平和への思いを次世代へ継承することが課題となっている。 これに対して、被爆者に代わり、被爆者の家族などの被爆者でない者が「被爆体験伝承者(家族・交流証言者)」として被爆体験談を受け継ぎ、小中学校の生徒など若い世代に講話や朗読を行う取組が広島市及び長崎市において行われているところ。厚生労働省では、その取組を全国及び海外へも広げるため、「被爆証言者(被爆者本人)」、「被爆体験伝承者(家族・交流証言者)」及び「被爆体験記朗読ボランティア」(これらを総じて「被爆体験伝承者等」)。以下同様。)の派遣にかかる調整や費用の支援を平成30年度から行っている。								
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係						達成目標の設定理由			
		目標1 (課題1)	被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策として、健康診断の実施や医療費、手当の支給等を講じる。					原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため。			
		目標2 (課題2)	世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを国内・国外に伝えていく。					世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを国内・国外に伝えていくため。			
達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
①	被爆者健康診断受診率 (アウトプット)	前年度受診率 ×過去3年の平均増減率	前年度受診率 ×過去3年の平均増減率	毎年度	61.1%	58.7%	45.7%	39.8%	46.7%	・ 被爆者に対する健康診断の実施(原則年2回)は、各被爆者の健康状況を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となり、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段であることから、この受診率を測定指標として選定した。 ・ なお、少なくとも年1回の受診により各被爆者の健康状況を把握することで、健康の保持・増進に資することから、受診率は受診件数を被爆者健康手帳所持者数で除したものである。	・ 被爆者が高齢化し、長期入院等のため受診者数は減少傾向にある中で、受診率の直近の減少トレンドを考慮した受診率(＝前年度受診率×過去3年の平均増減率)を目標値としつつ、減少トレンドより上回る受診率の達成を目指す。 (参考)令和3年度実績:49.8%(59,265件)、令和4年度実績:49.9%(56,664件)
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	原爆被爆者健康診断費交付金 (昭和32年度)	23.6億円 14.3億円	24.7億円 14.0億円	23.3億円	1	被爆者健康手帳受診者証所持者及び健康診断受診者証所持者(第1種)に対し年間、定期2回、希望2回(うち1回をがん検診とすることができる)の健康診断を行う。 この健康診断の結果により、さらに精密な検査を必要とする者については、精密検査を実施する。 健康診断受診者証所持者(第2種)に対しては、年1回の健康診断を行う。 平成27年度の被爆者健康診断受診率は68.8%となっており、今後も被爆者健康診断を実施することによって、疾病の早期発見・早期治療が可能となり、被爆者の健康の保持・増進を図れると見込んでいる。				2023-厚労-22-0264	
(2)	原子爆弾被爆者医療費 (昭和32年度)	274.3億円 228.9億円	288.5億円 217.2億円	281.5億円	-	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し医療費を支給する。 認定疾病医療費:原子爆弾の傷害作用に起因する疾病について、医療費を全額国費で給付する 一般疾病医療費:認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給する。 原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者に対し、必要な医療の給付を行うことにより、その症状の改善及び治癒等を図る。				2023-厚労-22-0255	
(3)	原爆被爆者介護手当等負担金 (昭和43年度)	12.5億円 8.5億円	14.2億円 8.1億円	14.1億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に規定する介護手当について、同法第43条第2項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の一部を負担することにより、被爆者の福祉の向上を図る。				2023-厚労-22-0263	

	(4)	原爆被爆者手当交付金 (昭和43年度)	732.1億円	754.7億円	720.7億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に規定する介護手当について、同法第43条第2項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の一部を負担することにより、被爆者の福祉の向上を図る。	2023-厚労-22-0265
			582.5億円	541.7億円				
	(5)	原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金 (昭和43年度)	60.0億円	71.1億円	61.4億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に規定する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	2023-厚労-22-0262
			55.8億円	56.1億円				
	(6)	原爆被爆者葬祭料交付金 (昭和44年度)	22.9億円	24.4億円	24.4億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に規定する葬祭料について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う葬祭料及び同支給事業に要する経費を交付する。 都道府県、広島市及び長崎市が行う原子爆弾被爆者葬祭料支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげるとともに、その福祉の向上を図る。	2023-厚労-22-0266
			19.0億円	20.1億円				
	(7)	原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の生物試料の保管及び活用に関する研究) (昭和44年度)	0.02億円	0.0億円	0.0億円	-	今後の科学技術の発展によって、原爆放射線が原爆被爆者に及ぼした影響について更なる解明が期待されることから、原爆被爆者の生物試料を収集し、長期間保管するための体制の在り方について研究を行う。更に、生物試料の分析結果については遺伝子に関する情報も含まれる可能性もあることから、その活用に際して倫理的な問題等に関する研究を行う。	2023-厚労-22-0256
			0.0億円	0.0億円				
	(8)	原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の臨床情報の保管及び活用に関する研究) (昭和49年度)	0.1億円	0.1億円	0.1億円	-	今後の科学技術の発展によって、保管された生物試料を活用して放射線による健康影響の研究を行う際には、原爆被爆者の疾病の罹患状況や治療内容等に関する臨床情報は不可欠である。そのため、原爆被爆者の臨床情報を長期間保管するための体制の在り方等に関する研究を行う。	2023-厚労-22-0257
			0.1億円	0.1億円				
	(9)	毒ガス障害者対策費 (昭和49年度)	0.01億円	0.0億円	0.0億円	-	旧陸軍造兵廠忠海製造所、旧陸軍造兵廠菅根製造所又は旧相模海軍工廠に従業員として従事していた者等であって、毒ガスの影響により今なお健康上特別の状態にある者が行う健康管理手当等の申請について、支給の認定に係る事項を審査することにより、認定された毒ガス障害者の健康の保持及び増進を図る。	2023-厚労-22-0271
			0.002億円	0.0億円				
	(10)	特定疾患調査委託費 (昭和49年度)	5.2億円	4.5億円	4.5億円	-	第二次大戦中、広島県大久野島にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた方の中に、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多く見られることから、これらの方に対し、健康診断及び相談指導の実施、医療費(医療保険自己負担分)の支給、各種手当の支給等を行うことにより、毒ガス障害者の健康の保持及び増進を図る。	2023-厚労-22-0272
			4.0億円	3.4億円				
	(11)	放射線影響研究所補助金 (昭和50年度)	18.1億円	17.6億円	17.5億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条第2項及び日米交換公文に基づき、平和目的の下に、放射線の人体に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究するため、公益財団法人放射線影響研究所に対し補助する。 放射線の人 に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究し、被爆者の健康保持及び福祉の向上に貢献するとともに、人類の保健福祉の向上に寄与する。	2023-厚労-22-0269
			18.1億円	17.6億円				
	(12)	被爆二世健康診断調査委託費 (昭和54年度)	2.3億円	2.5億円	2.5億円	-	被爆二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状に鑑み、希望者に対し健康診断を実施することにより、被爆二世の健康不安を解消し、その健康の保持及び増進を図る。	2023-厚労-22-0259
			2.4億円	2.4億円				
	(13)	老人保健事業推進費等補助金(原爆分) (昭和57年度)	5.6億円	5.6億円	5.6億円	-	広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺の市町村のうち、被爆者老人の割合が広島市、長崎市と同等以上である市町村に対し、後期高齢者医療費(一般疾病)の自治体負担分の増加の軽減を図る。また、広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺で両市より被爆者割合の高い市町村において、被爆者特有の健康上の不安を払拭するため、原爆被爆者のための放射線関連疾病予防事業、こころの健康づくり事業、生きがいづくり事業、健康増進等に関する調査研究事業等に対し補助する。 これにより、多数の被爆者老人を抱えているために相当の財政負担増となる地方公共団体の負担が緩和される。また、被爆者に対し、きめ細やかな保健、医療、福祉にわたる総合的な対策を実施することにより、被爆者特有の健康上の不安を払拭するとともに、被爆者に多い疾病の予防及び健康の保持及び増進に寄与する。	2023-厚労-22-0254
			5.6億円	5.6億円				
	(14)	原爆被爆者対策費 (昭和61年度)	0.4億円	0.4億円	0.4億円	-	原爆被爆者対策の行政事務に必要な経費を支出する。 原爆被爆者対策の各種行政事務を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	2023-厚労-22-0270
			0.3億円	0.3億円				
	(15)	国際交流調査研究事業 (平成8年度)	0.04億円	0.0億円	0.0億円	-	外国における放射線被曝医療等に関する指導、技術支援、医療情報の提供等の援助協力を行うため、日本の専門家の派遣及び外国からの研修医師等の受け入れ等を実施する。 世界唯一の被爆国として我が国のこれまでの調査研究によって得られた経験と知識を広く世界に還元するとともに、放射線被曝医療等に関する専門医の育成等に寄与する。	2023-厚労-22-0258
			0.0億円	0.0億円				
	(16)	在外被爆者渡日支援事業等委託費 (平成14年度)	9億円	9.2億円	9.2億円	-	在外被爆者に対して、居住する国の医療機関で適切な医療を受けることができるよう、保健医療費等の助成事業等を行う。 在外被爆者に対して、渡日支援や現地での健康診断・健康相談・医療費等の助成・支援等を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	2023-厚労-22-0261
			8.2億円	8.2億円				
	(17)	土地借料 (平成14年度)	0.3億円	0.3億円	0.3億円	-	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館を、広島市の所有する平和記念公園及び長崎市の所有する平和公園内にそれぞれ設置しているため、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき、広島市及び長崎市に対し土地借料(使用料)を支払う。 国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記して哀悼の意を表すとともに、永遠の平和を祈念し、併せて原爆の惨禍に関する全世界の人々の理解を深め、その体験を後代に継承する。	2023-厚労-22-0267
			0.3億円	0.3億円				
	(18)	被爆体験者精神影響等調査研究委託費 (平成14年度)	8.3億円	8.2億円	12.2億円	-	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する方を対象に、精神疾患(合併症含む)の治療等に係る医療費の支給を行うことにより、その症状の改善及び治癒等を図る。	2023-厚労-22-0260
			8.3億円	8.2億円				
	(19)	広島原爆体験者に対する相談支援事業 (平成25年度)	0.6億円	0.6億円	0.6億円	-	広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対し、広島市等で、保健師等による個別面談を通じた継続的な保健指導と健康教育等を実施する。また、健康不安を訴える方に対して専門医によるケアを実施することにより、その症状の改善を図る。	2023-厚労-22-0273
			0.3億円	0.3億円				
	(20)	広島原爆体験者調査等委託費 (令和3年度)	1.5億円	6.2億円	1.7億円	-	「黒い雨地域」の再検討を行うため、これまで蓄積されてきたデータを最大限活用する等により、最新の科学技術を用いて可能な限りの検証を行うもの。	2023-厚労-22-0274
			0.4億円	5.4億円				

達成目標2について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度		目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
②	被爆体験伝承者等の派遣件数 (アウトプット)	422件	平成30年度	前年度以上	毎年度	—	—	—	前年度以上	前年度以上	・被爆の実相・平和への思いを次世代へ継承する必要があることから、広島市・長崎市が養成、研修している被爆体験伝承者等を国立原子爆弾被爆者追悼平和祈念館において、国内、国外へ派遣した件数を測定指標に選定した。	・被爆体験伝承者等を国内・国外へ派遣することで、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを伝承されることが期待されるため、毎年度の目標値は、前年度以上とした。		
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(21)	原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費 (平成14年度)	6.0億円	6.0億円	6.2億円	—	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条の規定に基づき、国が設置した国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営に資する。 委託先は、被爆地である広島、長崎に設置した国立原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営を行うとともに、被爆者が記した手記や体験記、その他の被曝関連資料や被曝医療及び平和に関する情報等の存在を調査・収集・整理し、祈念館において、これらを入館者等へ広く情報発信する事業等を行う。 国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記して哀悼の意を表すとともに、永遠の平和を祈念し、併せて原爆の惨禍に関する全世界の人々の理解を深め、その体験を後代に継承する。						2023-厚労-22-0268		
		6.0億円	6.0億円											
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度			政策評価実施予定 時期	令和5年度
		118,277,695				122,498,338				118,678,021				
施策の執行額(千円)		96,258,050				91,515,196								
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話						令和3年7月27日(閣議決定)		政府としては、本談話をもってこの判決の問題点についての立場を明らかにした上で、上告は行わないこととし、84名の原告の皆様には被爆者健康手帳を速やかに発行することいたします。また、84名の原告の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します。				
		第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説						2022年2月25日		原子爆弾被爆者援護施策については、広島黒い雨訴訟判決を踏まえた運用を本年四月から開始し、救済できるよう迅速に取り組むとともに、保健、医療、福祉にわたる総合的な援護施策を進めてまいります。				

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(I-7-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	担当 部署名	医薬局	作成責任者名	医薬品審査管理課長 中井 清人 医療機器審査管理課長 中山 智紀
施策の概要	有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること(施策目標I-7-1) 基本目標I:安心・信頼てかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標7:品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること			
	○ 本施策は、申請・届出の効率化、未承認薬の各国の承認状況等の情報収集等により、優れた医薬品、医療機器等の安全・迅速・効率的な提供を行うことを目的としているもの。			
	【1.「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第63号。以下「改正薬機法」という。)の円滑な運用】 ○ 改正薬機法のうち、患者アクセスの迅速化に資する承認審査制度の合理化を図るための①～③の改正が令和2年9月1日に施行されており、これらの円滑な運用を通じて、有効性・安全性の確保を前提とした上で、イノベーションの推進、製品の早期実用化を推進している。 ① 先駆け審査指定制度の法制化、特定用途医薬品等の優先審査等の法制化 ・ 平成27年から通知により運用されていた「先駆け審査指定制度」を法制化するもの。世界に先駆けて開発され早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる医薬品等を厚生労働大臣が指定し、優先審査等の対象とする仕組み。 ・ 小児の用法・用量が設定されていない医薬品等、医療上のニーズが著しく充足されていない医薬品等を「特定用途医薬品等」として厚生労働大臣が指定し、優先審査等の対象とする仕組み。 ② 条件付き早期承認制度の法制化 ・ 平成29年から通知により運用されていた「条件付き早期承認制度」を法制化するもの。重篤で有効な治療方法が乏しい疾患の医薬品等で、患者数が少ない等の理由で検証的臨床研究の実施が困難なものや、長期間を要するものについて、承認申請時に検証的臨床試験以外の臨床試験等で一定程度の有効性・安全性を確認した上で、製造販売後に有効性・安全性の再確認等のために必要な調査等を実施すること等を承認条件により付与することにより、重篤な疾患に対して、医療上の有効性が高い医薬品の速やかな患者アクセスの確保を図る仕組み。 ・ 承認後に実施される調査等の結果を再審査を待たずにタイムリーに評価し、安全対策等に反映させることとしている。 ③ 医療機器の特性に応じた承認制度の導入 ・ AIを活用した医療機器のように市販後に恒常的に性能等が変化する医療機器について、変更計画を審査過程で確認し、計画された範囲内の迅速な承認事項の一部変更を認めることにより、継続した改良を可能とする仕組み。			
	【2. 医薬品等の申請・届出手続のオンライン化の推進】 ○ 現状では、医薬品等の申請・届出は、審査に必要な膨大な資料が紙媒体等により提出されてきたことから、行政手続きの簡素化・迅速化、事業者の負担軽減を図るため、企業が行う医薬品・医療機器等の申請・届出手続きを完全にオンライン化することに取り組み、医薬品等に関する届出については令和3年度、申請については令和4年度からオンラインによる書類提出を開始。			
施策を取り巻く現状	【3. 医薬品等の規制の国際調和等の推進による国際化への対応】 ○ 医薬品、医療機器、再生医療等製品等が、国、地域を越えて世界規模で開発開発・製造・流通される中で、日本国民が革新的な製品にいち早くアクセスできるようにするために、各国における規制の国際調和及び国際協力が一層重要となっており、欧米・アジア諸国等との規制調和、WHO等の国際機関との協働などの国際的な薬事規制調和に向けた取組を進めている。			
	【1. 改正薬機法の円滑な運用】 ① 先駆け審査指定制度の法制化、特定用途医薬品等の優先審査等の法制化 ② 条件付き早期承認制度の法制化 ・海外で使用されている医薬品、医療機器が日本で上市又は開発されておらず使用できないという、いわゆるドラッグ・ラグやデバイス・ラグの問題については、かつては国内での承認審査に長期間を要していたこと等により生じていたが、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による承認審査の迅速化や国際共同治験の推進等により、これらの問題の解消を図っている。国民のニーズに応える優れた医薬品、医療機器等を、より一層、安全・迅速・効率的に提供するため、令和元年に薬機法改正し、先駆的医薬品等指定制度や条件付き承認制度を導入した。 ③ 医療機器の特性に応じた承認制度の導入 ・疾病の治療等に用いるプログラム医療機器については、薬事規制の枠組みを継続的に整備しており、国内で研究開発が活発に行われている。このような状況を踏まえ、令和3年4月より、薬事・食品衛生審議会にプログラム医療機器の審議・検討を行う調査会 厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課及びPMDAにそれぞれプログラム医療機器の審査に係る専門部署 を新設して行政側の体制強化を図っている。また、一般的に、プログラム医療機器は、重篤な疾病を対象としない、医師の治療・診断を補助・支援するといった特性を有することから、既存の先駆的医療機器指定制度における指定要件(対象疾患の重篤性、対象疾患に対する極めて高い有効性又は安全性等)を満たすことが難しいという課題があったため、プログラム医療機器に係る優先的な審査等の対象品目を指定し、優先的な相談・審査、コンシェルジュ対応等を令和4年9月から試行的に実施している。さらに、「規制改革推進に関する中間答申(規制改革推進会議)」(令和4年12月22日付)に基づき、プログラム医療機器を早期に臨床現場に導入するため、二段階承認の考え方を含め、プログラム医療機器の特性に合った薬事承認制度の在り方を整理した。			
	【2. 医薬品等の申請・届出手続のオンライン化の推進】 医薬品等の許可に係る申請手続・審査事務を迅速に行うため、厚生労働省、地方厚生局、都道府県及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構を専用回線をつないだ「医薬品等申請・審査システム」を構築し、その運用を行ってきたところ(約8,000社が利用、総手続き件数は年間約20万件)。「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(平成14年法律第151号)及び「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成15年厚生労働省令第40号)に基づき、さらなる申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、各種申請・届出手続きのオンライン提出を令和3年度から一部で開始し、令和4年度(令和5年1月)には全ての手続きで開始した。令和4年度末時点のオンライン提出システムのユーザー登録者数は約2,800人で対前年同月比で2倍、オンラインでの提出件数は約29,000件で、手続き全体の14%。全ての手続きのオンライン提出が可能となってからわずかな期間しか経っていないため、今後さらなる利用拡大が見込まれる。			
	【3. 医薬品等の規制の国際調和等の推進による国際化への対応】 医薬品、医療機器等の国際調和等は、多国間及び二国間の規制調和活動の組み合わせで行う必要がある。多国間の規制調和は、ICH(医薬品規制調和国際会議)、ICMRAサミット(薬事規制当局サミット)、IMDRF(国際医療機器規制当局フォーラム)等の場を通じて、医薬品、医療機器等の国際的な規制基盤を整備し、規制調和・規制協力・情報共有を進めている。また、二国間の規制調和は、先進国とは守秘情報の交換に関する取り決めをもとにした情報交換・規制協力、開発途上国とは協力覚書(MOC)や二国間シンポジウム・規制当局間会合による対話・協力を行っている。更に、PMDAのアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを通じ、アジア等の各国規制当局職員を対象としたトレーニング・セミナーを日本国内及び現地で実施することで、各国当局職員の規制能力の向上や国際的な規制基盤であるICH、IMDRFなどのガイドラインの普及を行っており、これらの組み合わせにより、規制調和が進められているところである。			

施策実現のための課題		1	・ PMDAの人員強化、相談業務の拡充、審査体制の強化等により、ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグについては、開発ラグ(※1)は年によってばらつきがあるものの、審査ラグ(※2)はほぼ解消されているが、引き続き有効性・安全性の高い新医薬品等の迅速な承認審査の堅持と一層の質の向上を図る必要がある。 ※1 当該年度に国内で新規承認申請された新薬について、米国における申請時期との差の中央値 ※2 当該年度(米国においては暦年)における日米間の新薬の新規承認された総審査期間(中央値)の差 ・ また、改正薬機法に基づき法制化された、先駆け審査指定制度、条件付早期承認制度など審査迅速化に向けた対応を強化することで、必要な医薬品等への患者アクセスの一層の迅速化を図る必要がある。 ・ 加えて、行政の事務効率化を図るとともに、事業者負担の軽減を図るため、薬事に関する申請・届出のオンライン化を進める必要がある。 ・ このほか、近年では、医療機器プログラム(SaMD)の実用化に関して承認数に国内外差が広がりつつある状況にある。この差を解消し、デジタル技術を活用した最先端の医療機器の開発・導入を促進するための取組みを進める必要がある。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係								達成目標の設定理由		
		目標1	審査業務の迅速かつ適切な実施								・ 「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向上を図ることとされているため。 ・ 改正薬機法により法制化された「先駆け審査指定制度」等の活用による革新的医薬品等の早期実用化を図ることや、必要な医薬品等への患者アクセスの向上が期待されるため。	
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
1	新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(タイル値)(アウトカム)	7.2か月(50%)	平成25年度	9か月(80%)	令和5年度	9か月(80%)	9ヶ月(80%)	9ヶ月(80%)	9ヶ月(80%)	9ヶ月(80%)	「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向上を図ることとされていることから指標として選定	独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第4期中期計画(平成31年度～令和5年度)等を踏まえ、目標を9か月(80%)とした。 なお、タイル値とは、データを小さい順に並べたとき、初めから数えて全体の100 α %に位置する値を100 α パーセンタイルと言う($\leq \alpha \leq 1$)。 (参考)平成26年度実績:8.8か月、平成27年度実績:8.7か月、平成28年度実績:8.8か月
						8.7か月(80%)	9.0か月(80%)	8.5か月(80%)	8.9か月(80%)			
②	新医薬品(通常審査品目)の総審査期間(タイル値)(アウトカム)	11.3か月(50%)	平成25年度	12か月(80%)	令和5年度	12か月(80%)	12ヶ月(80%)	12ヶ月(80%)	12ヶ月(80%)	12ヶ月(80%)	「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向上を図ることとされていることから指標として選定	独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第4期中期計画(平成31年度～令和5年度)等を踏まえ、目標を12か月(80%)とした。 (参考)平成26年度実績:11.9か月、平成27年度実績:11.3か月、平成28年度実績:11.6か月
						11.8か月(80%)	11.9か月(80%)	11.7か月(80%)	11.7か月(80%)			
3	新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(タイル値)(アウトカム)	9.0か月(50%)	平成25年度	10か月(80%)	令和5年度	10か月(80%)	10か月(80%)	10か月(80%)	10か月(80%)	10ヶ月(80%)	「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向上を図ることとされていることから指標として選定	独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第4期中期計画(平成31年度～令和5年度)等を踏まえ、目標を10か月(80%)とした。 (参考)平成26年度実績:8.8か月、平成27年度実績:7.9か月、平成28年度実績:8か月
						7.3か月(80%)	8.4か月(80%)	8.9か月(80%)	8.8ヶ月(80%)			
④	新医療機器(通常審査品目)の総審査期間(タイル値)(アウトカム)	6.3か月(50%)	平成25年度	14か月(80%)	令和5年度	14か月(80%)	14か月(80%)	14か月(80%)	14か月(80%)	14ヶ月(80%)	「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向上を図ることとされていることから指標として選定	独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第4期中期計画(平成31年度～令和5年度)等を踏まえ、目標を14か月(80%)とした。 (参考)平成26年度実績:5.6か月、平成27年度実績:10.1か月、平成28年度実績:12か月
						11.1か月(80%)	10.8か月(80%)	11.9か月(80%)	12ヶ月(80%)			
5	RS戦略相談(医薬品等)の実施率(アウトカム)	-	-	100.0%	令和5年度	-	-	-	100.0%	100.0%	「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向上を図ることとされていることから指標として選定	独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第4期中期計画(平成31年度～令和5年度)等を踏まえ、目標を100%とした。 RS戦略相談(医薬品等)の実施率: (RS戦略相談件数)/(RS戦略相談申込件数)×100 (参考)令和4年度実績:454件/454件×100=100%
						-	-	-	100%			
6	オンラインによる申請・届出件数割合(アウトプット)	-	-	40%	令和5年度	-	-	40%	40%	40%	「デジタル・ガバメント実行計画」においてKPIとしていることから指標として選定	独立行政法人医薬品医療機器総合機構における申請電子データのオンライン提出にかかる初年度利用率等を踏まえ、目標を40%とした。 オンラインによる申請・届出件数割合: (オンラインで提出された申請・届出の件数)/(薬機法及び関係法令に基づき行政機関に提出される各種手続きの総数)
						-	-	9%	14%			
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
7	先駆け審査指定制度 指定医薬品品目数					5品目	4品目	1品目	4品目		未来投資戦略2018に革新的医薬品等について早期承認に向けた審査体制の整備を進めるという主旨の記載があるため。	
8	先駆け審査指定制度 指定医療機器品目数					3品目	0品目	0品目	0品目		未来投資戦略2018に革新的医薬品等について早期承認に向けた審査体制の整備を進めるという主旨の記載があるため。	

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	日本薬局方調査事業 (昭和24年度)	0.23億円	0.22億円	0.2億円	1、2	○ 第十七改正日本薬局方作成基本方針(平成23年7月22日薬事・食品衛生審議会答申)に基づき、日本薬局方の作成及び ・平成29年度は、第十七改正日本薬局方の追補版作成及び第十七改正日本薬局方の追補版の英文版の作成、第十八改正日本薬局方に向けた調査研究を実施。 ・平成30年度は、第十七改正日本薬局方の第二追補版作成、第十八改正日本薬局方に向けた調査研究を実施。 ・令和元年度は、第十七改正日本薬局方の第二追補版の英文版の作成、第十八改正日本薬局方に向けた調査研究を実施。 ・令和2年度は、第十八改正日本薬局方の作成及び第十七改正日本薬局方第二追補の英文版の作成を行う。 ・令和3年度は、第十八改正日本薬局方の邦文版及び英文版の作成、第十九改正日本薬局方に向けた調査研究の実施。 ・令和4年度は、第十八改正日本薬局方第一追補の作成及び同英文版の作成を行う。 ○ 医薬品医療機器法第41条に規定する日本薬局方は、医療上重要な医薬品を収載し、医薬品の性状及び品質の適正化を図るための公的な規範書であり、日本薬局方の全面改正及び追補版作成により、医薬品の性状及び品質の適正化を図ることができると見込んでいる。	2023-厚労-22-0275
		0.3億円	0.22億円				
(2)	医薬品等承認審査費 (平成10年度)	2.71億円	2.38億円	2.82億円	1、2、4	・ 一般用医薬品の承認基準作成、スイッチOTC化の推進、血液製剤・ワクチン類等について承認前実施検査を実施する。 ・ 国内未承認薬・適応外医薬品の解消のため、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」を開催、運営するとともに、新医薬品の迅速な承認のため、必要な海外情報を収集・把握し、承認審査に向けて整理する。 ・ 日本発シーズの実用化に向け、大学・ベンチャー等を対象に、治験に至るまでに必要な試験や有効性・安全性の評価法等に関する相談に応じるほか、産学官からなる懇談会を設置する。 ○ これらの取組を行うことにより、審査の迅速化・高度化等の促進を図ることができると見込んでいる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表どおり、スイッチOTC化が適当と考えられる候補品目の選定等について、多様な主体で構成する評価検討会議を設置し、新しい評価スキームの運用を行う。】	2023-厚労-22-0277
		2.23億円	2.07億円				
(3)	申請・審査システム電子化経費 (平成15年度)	2.52億円	1.93億円	1.63億円	1、2、5	・ 医薬品等の許認可に係る各種申請・届出の受付、審査等の事務処理を迅速に行うための厚生労働省、地方厚生局、都道府県、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を専用回線でつないで「医薬品医療機器申請・審査システム」の運用及び保守管理を行う。なお、令和元年度より、行政手続の電子化の観点から、オンライン申請・届出が可能となるよう必要な改修を行っており、届出については令和3年度、申請については令和4年度からオンラインによる書類提出を開始。 ・ 承認原義の委託倉庫における保管・管理、出入庫・配送業務及び保存期間が満了した承認原義の廃棄業務を行う。 ○ 医薬品等の申請手続、審査事務等を迅速及び効率的に実施するための電子化事業であり、かかる手続等の迅速化及び効率化を図ることにより、医薬品等を国民により早く提供することができると見込んでいる。	2023-厚労-22-0276
		2.43億円	1.18億円				
(4)	医薬品等国際化対策事業 (平成15年度)	2.63億円	2.87億円	2.84億円	1、2	・ 薬事規制の調和に向け、諸外国における最新の薬事規制に関する情報等を収集・分析するための調査を行う。 ・ 国際会議(ICH、ICMRA)等への出席や各国とのシンポジウム・バイ会合の開催を通じ、世界的な規制調和や、承認審査や市販後安全対策に関する各国との情報共有等を促進する。 ・ PMDAアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア諸国等の規制当局担当者を対象とした薬事規制にかかる研修等を実施し、我が国の薬事制度に対する理解・信頼を高めるとともに、アジア諸国の規制調和を推進する。また、途上国等で調達される医薬品等を審査するWHOの事前認証制度において、PMDAの審査結果が活用されるよう、PMDAとWHOの協働関係の構築を進める。 ○ 医薬品等の承認審査に係る国際整合化の動き及び規制調和に対応するためのものであり、より有効で安全な医薬品等を欧米先進国に遅れることなく国民に提供することができると見込んでいる。	2023-厚労-22-0278
		1.19億円	1.48億円				
(5)	再審査・再評価調査事業 (平成15年度)	1.08億円	1.05億円	1億円	1、2	・ 再審査に関するGLP査察、申請品目について審議会にて調査審議するための資料の整備、結果の公示、申請企業への通知等を行う。 ・ GPSP基準の遵守状況の調査及び再審査・再評価申請資料等の信頼性を確保するため、GPSP査察を実施する。 ・ 後発医薬品に関して、(独)医薬品医療機器総合機構の相談窓口へ寄せられた意見等について、国立医薬品食品衛生研究所において検討会を開催し検討を行う。また、国立医薬品食品衛生研究所等において、後発医薬品に関する試験検査を実施し、試験結果について検討会において検討し、その結果を公表する。 ○ 医薬品医療機器法に基づく再審査、再評価は、医薬品の品質、安全性、有効性等を確保するためのものであり、有効で安全な医薬品を国民に提供することができる」と見込んでいる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表どおり、後発医薬品の信頼性向上のため、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報等の公表を行う。】	2023-厚労-22-0279
		0.87億円	1.04億円				
(6)	医療機器審査体制基盤強化費 (平成17年度)	2.29億円	2.19億円	2.52億円	3、4	○ 有効性・安全性の高い新医療機器の迅速な承認審査に寄与し、有効で安全な医療機器をより早く医療の現場に提供するため、以下の事業を実施する。 ・ 医療機器規制のあり方に関する検討及び調査。 ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律42条基準及び承認基準の作成・見直し。承認不要範囲の拡大、承認手続きの簡素化、臨床試験データのあり方等の検討。JIS規格の見直し。 ・ 体外診断薬の承認手続き等の検討、診断の誤りが生命及び健康に影響を及ぼす恐れのある感染症についての標準血清パネルの作成等。 ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員による、規格審議国際会議等への積極的参加を促進。 ・ 「研究用試薬」等の迅速な性能評価を可能にする体制の構築、認証・届出への移行が見込まれる体外診断用医薬品の性能を担保するための較正用標準物質の開発・作製及び性能評価ガイドライン原案を作成。 ○ これらの取組を行うことにより、審査の迅速化・高度化等の促進を図ることができると見込んでいる。	2023-厚労-22-0281
		1.985億円	2.04億円				

	(7)	医療機器審査体制基盤強化費(審査事業) (平成17年度)	1.11億円	1.18億円	1.14億円	3、4	○ 医療機器審査体制の基盤の強化に寄与し、有効で安全な医療機器をより早く医療の現場に提供するため、以下の事業を実施する。 ・ 次世代医療機器の性能及び安全性に関する検討会の開催や評価指標ガイドラインを作成。 ・ 医療現場のニーズを調査・把握し、早期承認に向けた施策を検討するための検討会を開催。 ・ 関係学会の協力の下、事前に新医療機器の使用条件等に係る基準を策定。 ・ 日米二国間協議を通じた医療機器同時開発・審査・承認のため、検討会や打合せを実施。 ・ 医療機器国際規制調和のため、国際会議出席、情報収集。 ・ 一部の体外診断用医薬品について、海外の規制の実態を考慮し、我が国における承認の必要性について検討。 ・ 中小・ベンチャー企業等が開発を行う新医療機器等に係る相談・承認申請手数料を軽減。 ・ 軽微変更届出を適切かつ円滑に確認するための人員をPMDAに設置。 ・ 日米間での小児用医療機器国際共同試験を進めるため、開発の課題や論点をまとめる調査を実施。 ・ 小児用医療機器にかかる承認申請手数料を軽減。 ○ これらの取組を行うことにより、審査の迅速化・高度化等の促進を図ることができると見込んでいる。	2023-厚労-22-0282		
			0.827億円	0.67億円						
		(8)	第三者認証制度等適正推進費 (平成17年度)	0.01億円	0.01億円	0.01億円	3、4	○ 第三者認証制度を適正に運用するためには、認証機関の認証行為レベルを一定水準以上に維持させるとともに、各認証機関の間で認証行為の質に格差が生じない環境を整備する必要があるため、以下の事業を実施する。 ・ 認証行為を行うために必要な制度等に関する研修を実施することにより、適正な認証の実施を推進する。 ・ 医療機器製造施設への訪問調査及び第三者認証制度に関する意見交換を行う。 ○ 登録基準が作成され、認証対象品目が拡大されることにより、申請者としても申請のための負担が軽減されることとなる。 さらにPMDAにおいても革新的な医療機器の審査に専心できるようになるため、革新的な医療機器が迅速に世に送り出されることにつながる。	2023-厚労-22-0280	
				0.0002億円	0.0001億円					
施策の予算額(千円)			令和3年度		令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定時期	令和4年度
			1,258,420		931,248		1,270,309			
施策の執行額(千円)			983,044		858,535					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)			施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
			-			-		-		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅰ－7－2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること(施策目標Ⅰ－7－2) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標7：品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できる ようにすること		担当 部局名	医薬局	作成責任者名	総務課長 衣笠 秀一 副作用被害対策室長 谷 俊輔 医薬安全対策課長 野村 由美子 監視指導・麻薬対策課長 佐藤 大作
施策の概要	【1.医薬品の販売制度】 ・ 一般用医薬品の適正使用の推進のためには、適切な専門家が適切な情報を提供するとともに、購入者からの相談に応じて必要な情報を提供することが必要であり、下記の医薬品の販売ルールを徹底させ、医薬品販売の適正化を図る。 ・ さらに、厚生労働省のホームページに、一般用医薬品のインターネット販売を行うサイトのリストを掲載し、安心して一般用医薬品を購入できるようにするための措置を行っているほか、一般消費者を調査員として、全国の薬局・店舗販売業等を対象とした、医薬品の販売ルールを遵守しているかを確認する調査を行っている。					
	【第1類】		【第2類】		【第3類】	
	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特にその注意が必要なもの		その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品		第1類及び第2類以外の一般用医薬品	
	(対応する専門家) 薬剤師		(対応する専門家) 薬剤師又は登録販売者		(対応する専門家) 薬剤師又は登録販売者	
	(患者・購入者への情報提供) 義務		(患者・購入者への情報提供) 努力義務		(患者・購入者への情報提供) -	
	(購入者から相談があった場合の応答) 義務		(購入者から相談があった場合の応答) 義務		(購入者から相談があった場合の応答) 義務	
	(取扱場所) 薬局又は店舗販売業		(取扱場所) 薬局又は店舗販売業		(取扱場所) 薬局又は店舗販売業	
	(特定販売：インターネットによる販売) 可		(特定販売：インターネットによる販売) 可		(特定販売：インターネットによる販売) 可	
	【2.医薬品等による健康被害への対応】 ・ 医薬品等による健康被害にあった被害者等に対し、裁判の和解等に基づく支援事業等を行うとともに、薬害に関する理解を深めてもらうことを目的として薬害教育の推進を図る。また、PMDAが実施する医薬品副作用被害救済制度等の運営・医薬品等による健康被害を受けた方に対する支援業務を円滑に実施する。					
	【3.医療用医薬品の品質確保対策】 ・ 薬機法に基づき、地方厚生局及び都道府県が製造販売業者への立入検査や不良品の回収指導等を行い、医薬品等の品質の確保を図っている。また、偽造医薬品を含む個人輸入のリスク情報の収集と周知を図る。 ・ 後発医薬品の使用促進のため、品質に対する信頼性確保のための取組として、市場で流通している後発医薬品の検査を行うことで、患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、一層の品質確保を図る。 ・ また、令和2年12月以降に後発医薬品製造販売業者が行政処分を受ける事案が続いたことから、類似事案の再発防止、医薬品の適切な品質と安全性を確保するため、①医薬品製造販売業者等に対する法令遵守体制の整備、②製造業者に対する無通告立入検査の強化、③行政処分基準の厳格化などの措置を講じている。					
施策を取り巻く現状	【1.一般用医薬品の販売制度】近年、若年者の間で一般用医薬品の濫用が問題になっている。濫用等のおそれのある医薬品について、販売ルール(個数制限)が設けられており、遵守率を一般用医薬品販売制度実態把握調査事業において把握に努めているところ。遵守率は、実店舗においては近年7～8割程度で推移しており、また、インターネット販売においては平成30年度以前の5割前後から改善し、令和4年度は8割となっている。 【2.医薬品等による健康被害への対応】 薬害被害者の高齢化が進んでおり、医療面だけでなく福祉・生活面でも新たな困難が生じるケースが増加している。薬害被害者の身体面での特性を踏まえて、医療、介護、障害福祉サービスなど関連施策を適切に組み合わせて、包括的に支援していく必要がある。 【3医療用医薬品の品質確保対策】 近年、医薬品の品質に関連して、医薬品製造業者等の行政処分事案が複数発生している。こうした状況を受け、都道府県による薬事監視体制の継続的な向上と後発医薬品の品質に対する信頼の確保が急務となっている。					
施策実現のための背景・課題	1	平成26年6月に新たな一般用医薬品の販売制度が見直され、医薬品が適正に使用されるよう、医薬品販売の適正化を図る必要がある。				
	2	医薬品の使用により生じた健康被害に関しての和解などに基づき、PMDAが実施する医薬品副作用被害救済制度等の運営及び医薬品等による健康被害者に対する支援業務を円滑に実施する必要がある。				
	3	・ 厚生労働省は、都道府県及び(独)医薬品医療機器総合機構とともにひとつのGMP(※)査察当局として、平成26年7月にPIC/S(医薬品査察協定及び医薬品査察協同スキーム。欧州、アメリカ、アジア、豪州等の医薬品GMP査察当局が参加し、医薬品GMPに係る指針を作成し、国際整合性を図るとともに、当局間の相互査察が進むよう活動を行っている団体)に加盟している。 ※「GMP」(Good Manufacturing Practice)は、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準 ・ 医薬品の製造は自国内で完結しない場合も多く、国際的な生産がなされる中で、より国際的な監視体制の構築や査察内容の他国との共有等を目的としPIC/Sに加盟しているが、今後もPIC/S加盟当局の一員として各当局と同等の査察が行えるよう、都道府県を含めた調査当局の査察能力の向上に努め、引き続き国際水準の調査体制の維持・向上を図る必要がある。				
	4	・ 昨今、後発医薬品製造販売業者において、重大な健康被害が多数生じることとなった事案の発生や、製造管理上の法令違反が発覚し行政処分の対象となるなど、後発医薬品の品質や安全性に対する国民の信頼を失墜させる事案が続いて発生したため、後発医薬品等の信頼回復に向けて必要な監視指導の強化など対応を継続する必要がある。 ・ 後発医薬品使用割合は、全国平均は77.9%まで上昇している。ただし、90%近い使用割合の県もある一方で、32都道府県で80%未満となっている(NDBデータ2020年3月時点)。このような中で、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定。以下「骨太2021」という。)において、後発医薬品の数量シェアを、2023(令和5)年度末までに全ての都道府県で80%以上とする、という新たな目標が定められている。				

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由	
	目標1 (課題1)	一般用医薬品の販売制度の徹底		国民が安心・安全に医薬品を購入できるようにするために、販売制度の遵守が必要であるため。	
	目標2 (課題2)	医薬品等副作用被害救済制度等 による適正かつ迅速な救済の実施		医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要であるため。	
	目標3 (課題3)	都道府県のGMP調査に係る薬事監視体制の向上		都道府県も、厚生労働省及び(独)医薬品医療機器総合機構とともにひとつの当局として、PIC/Sに加盟しており、国際水準の調査体制の維持・向上をはかるためには、都道府県のGMP調査に係る薬事監視体制の平準化・向上が必要であるため。	
	目標4 (課題4)	医療関係者や一般国民における後発医薬品の品質に対する信頼の確保		・ 後発医薬品の信頼性確保のためには、科学的な分析・評価を踏まえた対応が必要である。 ・ また、骨太2021において、後発医薬品の数量シェアを、2023(令和5)年度末までに全ての都道府県で80%以上とすることが新たな目標として決定されたため、その目標を達成するために医療関係者や一般国民における後発医薬品の品質に対する信頼の確保を図る必要がある。	

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	第1類医薬品販売の際の情報提供の実施率(アウトカム) 薬局及び店舗販売業	90%	平成29年度	90%以上	毎年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	・ 薬機法第36条の9第1項第1号の規定により、第1類医薬品を販売・授与する際は、薬剤師に販売させ、又は授与させなければならないこととされており、同法第36条の10第1項において、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に情報提供させなければならないこととされている。 ・ 平成26年6月の法改正以降、薬剤師が、第1類医薬品が適正に使用されると認められると判断した場合でなければ、情報提供は免除されないことに変更されたため、第1類医薬品販売時の薬剤師による説明の実施状況を把握するため、測定指標として選定した。	目標値は、例年の結果を踏まえ、毎年度：90%以上と設定している。 ※ 実施率は、調査員が調査対象薬局で第1類医薬品を購入した際に、情報提供が実施された件数から算出している。なお、令和4年度実績値については、一般用医薬品を販売している薬局・店舗販売業者3,054件を対象とし、うち、第1類医薬品については867件を対象に情報提供の実施状況等の調査を実施した。
						89.7%	94.3%	92.7%	93.5%			
2	第1類医薬品販売の際の情報提供の実施率(アウトカム) 特定販売(インターネット))	80%	平成29年度	90%以上	毎年度	-	-	80%以上	90%以上	90%以上	・ 平成26年6月の法改正以降、全ての一般用医薬品において、特定販売(インターネット販売等)を行うことが可能となったが、特定販売の場合であっても、測定指標1同様に、薬剤師が、第1類医薬品が適正に使用されると認められると判断した場合でなければ、情報提供は免除されない。 ・ そのため、特定販売における、第1類医薬品販売時の薬剤師による説明の実施状況を把握するため、測定指標として選定した。	目標値は、例年の結果を踏まえ、毎年度：90%以上と設定している。 ※ 実施率は、調査員が調査対象薬局で第1類医薬品を購入した際に、情報提供が実施された件数から算出している。なお、令和4年度実績値については、特定販売の届出を行い、インターネットで一般用医薬品を販売しているサイト505件を対象とし、うち、第1類医薬品については93件を対象に情報提供の実施状況等の調査を実施した。
						81.5%	88.1%	91.6%	87.1%			
3	濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした時の対応 薬局及び店舗販売業	60%	平成29年度	70%以上	毎年度	-	-	70%以上	70%以上	70%以上	・ 薬機法施行規則第15条の2第1項第1号の規定により、濫用等のおそれのある医薬品を販売又は授与するときは、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて購入し、又は譲り受けようとする場合はその理由を確認することとされている。 ・ 上記対応について実施状況を把握するため測定指標として選定した。	目標値は、例年の結果を踏まえ、毎年度：70%以上と設定している。 ※ 実施率は、調査員が調査対象薬局で濫用のおそれのある医薬品を購入した際に、適切な対応がなされた件数から算出している。なお、令和4年度実績値については、一般用医薬品を販売している薬局・店舗販売業者3,054件を対象とし、うち、濫用等のおそれのある医薬品については1,238件を対象に複数購入しようとした時の対応等の調査を実施した。
						69.4%	73.3%	82.0%	76.5%			
4	濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした時の対応 特定販売(インターネット))	40%	平成29年度	70%以上	毎年度	-	-	70%以上	70%以上	70%以上	・ 平成26年6月の法改正以降、全ての一般用医薬品において、特定販売(インターネット販売等)を行うことが可能となったが、特定販売の場合であっても、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて購入し、又は譲り受けようとする場合はその理由を確認することとされている。 ・ そのため、特定販売における実施状況を把握するため、測定指標として選定した。	目標値は、例年の結果を踏まえ、毎年度：70%以上と設定している。 ※ 実施率は、調査員が調査対象薬局で濫用のおそれのある医薬品を購入した際に、適切な対応がなされた件数から算出している。なお、令和4年度実績値については、特定販売の届出を行い、インターネットで一般用医薬品を販売しているサイト505件を対象とし、うち、濫用等のおそれのある医薬品については111件を対象に複数購入しようとした時の対応等の調査を実施した。
						45.8%	72.8%	67.0%	82.0%			

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(1)	一般用医薬品販売制度実態把握調査事業 (平成21年度)	11百万円	11百万円	11百万	1	一般用医薬品販売についての実態把握調査により販売ルールの遵守状況を確認し、結果に応じて、地方自治体や関係団体等を通じて販売者に対し、販売ルールの遵守徹底を求める。 第1類医薬品販売時の薬剤師による説明を徹底させることにより、当該医薬品を使用する国民の安全・安心に資することができると見込んでいる。	2023-厚労-22-0284					
		11百万円	11百万円									
(2)	一般用医薬品等の販売状況調査事業 (令和2年度)	4百万円	-	-	1	一般用医薬品等の販売実態を把握し、一般用医薬品等の安全かつ適切な使用に必要な施策を検討するための基礎資料とするため、薬局及び店舗販売業を対象に、一般用医薬品等の販売実績や販売経路(店舗による販売、特定販売(カタログ、インターネット等))、販売時の対応状況(対応した専門家、説明・相談の有無、等)に関する調査を実施し、一般用医薬品等の販売実態を把握する。 また、一般用医薬品等の安全かつ適切な使用に必要な施策を検討する。	-					
		4百万円	-									
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)	測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
						年度ごとの実績値						
						令和元年度 度	令和2年度 度	令和3年度 度	令和4年度 度	令和5年度 度		
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方々に対する救済事業であり、達成すべき水準としての測定指標を設定することはなじまないため、参考指標を記載している。	
(参考指標)						令和元年度 度	令和2年度 度	令和3年度 度	令和4年度 度	令和5年度 度	選定理由	
5	医薬品副作用被害救済制度、生物由来製品感染等被害救済制度における支給件数(アウトプット)	1,287件	1,342件	1,214件	1,152件						PMDAが実施する医薬品副作用被害救済制度等の事務処理に必要な費用を補助する事業であるため、救済給付の支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
6	重症スモン患者介護費用支給者数(アウトプット)	76人	69人	61人	55人						裁判上の和解等に基づき国と和解が成立したスモン患者のうち介護を必要とする重症者に対する介護費用の支払いを行うものであり、対象者数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
7	エイズ患者遺族等相談事業、ヤコブ病サポートネットワークにおける相談件数(アウトプット)	5,038件	5,134件	4,579件	4,612件						裁判上の和解等に基づき遺族等に対して必要な支援を行い、精神的な苦痛の緩和を図るものであるため、対象者数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
8	サリドマイド被害者生活支援等事業における相談件数(アウトプット)	3,872件	3,678件	3,553人	4,099件						裁判上の和解等に基づき被害者に対して必要な支援を行い、精神的な苦痛の緩和を図るものであるため、対象者数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
9	C型肝炎訴訟における和解者数(アウトプット)	37人	39人	34人	42人						「特定フィリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成20年法律第2号)」に基づき給付金を請求するために必要な国を被告とした訴訟に対応するものであり、裁判の進捗状況等により左右されるため、和解者数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(3)	医薬品副作用等被害救済事業等補助 (昭和54年度)	315百万円	316百万円	315百万円	5.6	① 医薬品副作用被害救済事業 昭和55年5月1日以降に医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病、障害及び死亡に対して、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の給付を行う。 ② 生物由来製品感染等被害救済事業 平成16年4月1日以降に生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず感染したこと等による疾病、障害及び死亡に対して、医療費等の給付を行う。 ③ 保健福祉事業 先天性の血液凝固異常症であり、その治療のため、血液凝固因子製剤の投与を受けたことによりC型肝炎ウイルスに感染した者で、慢性C型肝炎が進行して肝硬変又は肝がんに疾患している者を対象として、調査研究を実施している。 上記①～③にかかるPMDAの事務費、事業費を補助することを通じて、医薬品副作用被害救済制度等の運営及び医薬品等による健康被害者に対する支援業務の円滑な実施に寄与する。					2023-厚労-22-0285	
		315百万円	316百万円									
(4)	医薬品事故障害者対策事業 (昭和55年度)	44百万円 36百万円	40百万円 33百万円	35百万円	6	国と和解が成立したスモン患者のうち、介護を必要とする重症者について、介護費用の支給を行い、和解確証書に基づくスモン患者への支援に寄与する。					2023-厚労-22-0283	
(5)	エイズ患者遺族等相談事業 (平成9年度)	150百万円	138百万円	138百万円	7.8	①エイズ患者遺族等相談事業 血液製剤によるHIV感染により家族を亡くした遺族等のための相談や相談員を対象とした研修会等を行う。 ②ヤコブ病サポートネットワーク事業 ヒト乾燥硬膜の移植によりクローンツェルト・ヤコブ病を発症し家族を亡くした遺族等のための相談や相談員を対象とした研修会等を行う。 ③サリドマイド被害者生活支援等事業 医療・介護等に専門的知識を有する相談員(社会福祉士等)を配置して、被害者からの生活全般における相談等を行う。 上記①～③を通じて、和解等に基づくエイズ患者、ヤコブ病、サリドマイド被害者への支援に寄与する。					2023-厚労-22-0287	
		150百万円	138百万円									
(6)	医薬品等事故対策事業 (平成9年度)	230百万円	234百万円	234百万円	9	① 医薬品等による健康被害に関して係争中の損害賠償請求事件の事実調査、出廷等の訴訟関連業務 ② 医薬品副作用被害救済制度給付不服申立検討会等の運営業務 ③薬害に係る普及・啓発業務 上記①～③を通じて、訴訟の和解履行や、PMDAの不支給決定への不服申立の円滑な処理、薬害教育の推進に寄与する。					2023-厚労-22-0286	
		82百万円	92百万円									

(7)	特定C型肝炎ウイルス感染者等救済給付金支給等業務費交付金	-	2281 百万円	-	9	平成20年1月16日、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」が施行され、同法に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に設立された基金を財源として、特定C型肝炎ウイルス感染者等に対して、給付金の支給を行い、感染者等への支援に寄与する。	2023-厚労-22-0300
		-	2281 百万円				

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○10	都道府県・独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)でのGMP査察研修の受講者に対して実施したアンケートにおいて、GMP査察について理解が高まったと回答した受講者の割合(アウトカム)	-	令和4年度	90%以上	毎年度	-	-	-	90%	90%	・ 受講者に対して実施したアンケートにおいて理解が高まったと回答した受講者の割合には、GMP調査担当者の質の向上が反映されていると考えられるため、当該指標を測定指標として選定した。	当該指標については、令和4年度医療・衛生WGの議論を踏まえ設定したものであり、正式には令和5年度から算出を行う。令和4年度実績値については、代替値として、厚生労働省が主催した2回の模擬査察を対象として算出した(アンケート回答人数(11人)のうち、「GMP査察について理解が高まった」と回答した人数(11人))。
						-	-	-	100%			
11	都道府県・独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)でのGMP査察研修の実施回数(アウトプット)	24回	毎年度	24回	毎年度	24回	24回	24回	24回	24回	・ 研修内容や研修実施体制を強化することにより、都道府県のGMP調査に係る職員の質の向上を図ることができるため、当該研修の実施回数を測定指標として選定した。	目標値は、全都道府県を7ブロックに分け、7ブロックと厚労省においてそれぞれ3回研修を実施することを目標に、毎年度:24回と設定している。
						24回	3回	6回	22回			
達成手段3 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額									
(7)	医薬品迅速分析法等作成事業(昭和56年度)	0.6百万円	0.6百万円	0.6百万円	—	都道府県の地方衛生研究所が無承認無許可医薬品の検査を行うために必要な分析法を作成する。 都道府県の地方衛生研究所で実施している医薬品の収去試験において迅速かつ再現性よく定性・定量できる分析法を作成することにより、都道府県における監視・取締りの効率化を図ることができると見込んでいる。						2023-厚労-22-0294
		0.4百万円	0.5百万円									
(8)	医薬品等監視指導対策費(平成元年度)	778百万円	404百万円	177百万円	—	1. 地方厚生局及び都道府県の薬事監視行政の指導等を行う。 2. 健康食品と称して販売されている製品の試買・検査、医薬品成分を含有する製品を販売する業者への指導・取締り等を行う。 3. 偽造医薬品、健康食品と称して販売されている無承認無許可医薬品及び指定薬物等に関する情報を収集し、注意啓発を行う。 監視・指導等を通じて医薬品の品質確保を図るとともに、国民への啓発を通じて保健衛生上の危害を防止することを見込んでいる。						2023-厚労-22-0293
		252百万円	378百万円									
(9)	医薬品等GMP対策事業(平成4年度)	83百万円	131百万円	131百万円	10,11	他のPIC/S加盟当局との情報共有や都道府県におけるGMP調査の質の向上と全国的な整合化を図るため、国やPMDA、都道府県による職員研修を充実させる。 都道府県のGMP調査担当者の質を向上させ、国際水準で医薬品の品質確保を図ることにより、PIC/S加盟当局として期待される水準を維持していくことが見込まれる。						2023-厚労-22-0295
		66百万円	72百万円									
(10)	医薬品等GVP(製造販売後安全管理基準)対策事業(平成17年度)	4百万円	4百万円	4百万円	10,11	製造販売業許可に際してのGVP適合性調査及び指導業務を円滑に実施するため、また、都道府県間の指導内容の平準化を図るために、製造販売業者における実際の事例を使用した複数の都道府県薬事監視員合同による模擬査察研修を実施する。						2023-厚労-22-0291
		0.2百万円	3百万円									

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○12	後発医薬品の品質確認に必要な溶出試験等の検査の実施件数 【アウトプット】 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野54】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	900品目	毎年度	900	900	900	900	900	後発医薬品の品質確保を図るため、品質確認に必要な検査を実施しており、この検査件数は品質に対する信頼の確保に資する取組と考えられることから、測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	目標値は、当該試験検査を実施する国立医薬品食品衛生研究所、国立感染症研究所及び地方衛生研究所の検査能力を踏まえ、毎年度900品目と設定している。
						833	528	552	集計中 (R6年10月目途公表予定)			
13	後発医薬品の使用割合(最低の都道府県) 【アウトカム】 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野54】	70%	令和2年度	80%	令和5年度				77.2%	80.0%	骨太2021において、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上」とされていることから、測定指標として設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	「経済財政運営と改革の基本方針2017」で定めた「後発医薬品の使用割合80%」に代わる新たな使用促進の数値目標について、都道府県の使用割合にばらつきがあることや前目標の80%に及ばなかったことも踏まえ、「2023年度末までに、全ての都道府県で後発医薬品の使用割合を80%以上」としている。
										73.0%		

達成手段3 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(11)	医薬品国家検定事業 (昭和23年度)	9百万円	18百万円	18百万円	—	品質上の問題が生じる恐れのある医薬品について、その品質を確保するため、国による品質検査(国家検定)等を行う。 品質上の問題が生じるおそれのある医薬品について、国による品質検査(国家検定)等を行うことにより、当該医薬品の品質を確保できると見込んでいる。	2023-厚労-22-0297					
		16百万円	16百万円									
(12)	後発医薬品品質確保対策事業 (平成10年度) 【新経済・財政再生計画関係:社会保 障分野54】 【新経済・財政再生計画 改革工程表 のKPI関連】	187百万円	184百万円	184百万円	12.13	都道府県の薬事監視員が後発医薬品を製造販売又は製造する業者へ立入検査を行い、①GMPの実施状況等の指導及び②国・都道府県が選定した品目において流通する製品の品質の確認検査を行い、後発医薬品の品質確保を図る。 後発医薬品の品質の確認検査を行うことにより、医療関係者及び一般国民が安心して後発医薬品を使用することができるようにと見込んでいる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の後発医薬品の品質確認検査の実施件数を平成27年度に比べて225%押し上げる効果があると見込んでいる】	2023-厚労-22-0296					
		173百万円	176百万円									
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
14	後発医薬品の品質確認に必要な溶出試験等の検査における適合割合					100%	100%	99.8%	集計中 (R5年10月別途公表予定)		後発医薬品の品質確保を図るため、品質確認に必要な検査を実施しており、その適合割合については後発医薬品の品質が担保されていることの指標として適切と考えられることから指標として選定した。なお、直近5年の実績値が次のとおりであることから、測定指標ではなく参考指標として設定した。 (参考)平成28年度:99.6%、平成29年度:99.7%、平成30年度:100%、令和元年度:100%、令和2年度:100%)。	

施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和5年度
		1,816,612		3,776,931		1,253,449			
施策の執行額(千円)		1,114,070		3,533,889					

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
	経済財政運営と改革の基本方針2021				令和3年6月18日閣議決定		後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取組を進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で80%以上とする	
	第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説				2022年2月25日		医薬品、医療機器産業については、医薬品産業ビジョン二〇二二に基づき、革新的な医薬品等の開発を促進する環境の整備や、医薬品等の品質及び安定供給の確保等に取り組みます。また、薬剤師の対人業務の推進や薬局の機能強化の方策について、更に検討を進めてまいります。加えて、医薬品等行政評価・監視委員会の御意見等も尊重し、医薬品等の安全性の確保や薬害の再発防止に一層取り組んでまいります。	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅰ－7－3))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	医薬品の適正使用を推進すること(施策目標Ⅰー7ー3) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標7:品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適正に利用できるようにすること		担当 部局名	医薬局	作成責任者名	総務課長 衣笠 秀一
施策の概要	・ 薬局は、平成19(2007)年4月に施行された「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第84号)により、医療提供施設として位置づけられ、地域医療計画の下に、在宅医療や医薬品などの供給を通じて地域医療に貢献することが期待されている。また、医薬品の適正使用の観点から、医薬分業の推進にも努めている。					
	・ 平成27年10月に、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能を示した「患者のための薬局ビジョン」を策定・公表しているが、高齢化の進展による多剤投与や外来で治療を受けるがん患者の増加など、在宅を含めた薬物療法が重要となっている状況の下で、薬剤師・薬局の機能を強化するとともに、薬局と医療提供施設等との情報共有・連携強化を図り、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第63号。以下「改正薬機法」という。)において、薬剤師・薬局に関しての以下のような見直しを行った。 ①薬剤師が調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務を法制化(令和2年9月1日施行) ②患者が自身に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局の都道府県知事の認定制度(名称独占)を導入する(令和3年8月1日施行) ③服薬指導について、対面義務の例外として、一定のルールの下で、オンライン服薬指導の実施を可能とする(令和2年9月1日施行) ・ また、令和2年7月に設置された「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」において、薬剤師の今後の養成やあるべき姿について検討を進めているところである。					
施策を取り巻く現状	1. 薬剤師や薬局の概況 ・ 約6.1万の薬局があり、そこに約19万人の薬剤師が従事。病院と診療所に従事する薬剤師はそれぞれ約5.6万人、約0.6万人。 ・ 店舗あたりの薬剤師数が1人又は2人の薬局が半分以上。 ・ 薬局の立地に関する現状については、診療所の近隣が約6割と最も多く、次いで病院の近隣が約2割、その他(面薬局等)が約1割である。					
	2. 薬局ビジョンへの対応状況 ・ 患者のための薬局ビジョンでは、患者本位の医薬分業の実現に向けて「2025年までに、すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す。」との目標を定めている。 ・ 薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことにより、患者の薬物治療を一元的・継続的に管理するとともに、患者が医薬品、薬物治療に関して安心して相談を受けられるようになることで、調剤後のフォローアップやポリファーマシー等の対応を通じた医薬品の適正使用の推進が期待できる。 ・ また、薬局ビジョンでは、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて積極的な健康サポート機能(セルフケア・セルフメディケーションの支援等)を有する薬局について、「健康サポート薬局」として住民に公表する仕組みを設けることで、薬局の積極的な取組を後押ししていくことも示しており、平成28年10月から健康サポート薬局の届出制度を開始した。 ・ このほか、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になる令和7(2025)年を目途に住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が推進されているところ、薬局ビジョンでは、薬物療法に関して、薬剤師・薬局もその一翼を担うべく、すべての薬局がかかりつけ薬剤師を配置し、その機能を発揮することも目指している。 ・ モデル事業の実施、令和元年の機法改正(認定薬局制度、調剤後の継続的な服薬指導や服薬状況等の把握の義務化)、診療報酬改定等における対応を講じてきた。 ・ しかし、薬局ビジョンで掲げられた目標を達成しているとは言い難い。					
施策実現のための課題	3. 薬剤師の業務・資質向上 ・ 将来的に薬剤師が過剰になると予想される(令和27年の需要推計範囲:33.2～40.8万人、供給推計範囲:43.2～45.8万人)。 ・ 一方で、医薬分業率が70%に達する中で、医薬品の適正使用を推進するために、かかりつけ薬剤師・薬局の推進や、医療事故の発生予防・再発防止、チーム医療、地域医療に貢献する薬剤師の養成等が必要。 ・ このため、業務・資質の向上に向け、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化・高度化の方策等を検討。					
	4. 薬局薬剤師DX ・ 電子処方箋システムをはじめとする医療情報基盤が整いつつあり、こうしたデジタル技術への対応が必須。 ① レセプト薬剤情報や特定健診情報等のマイナポータル経由での閲覧(令和3年10月～) ② オンライン診療・服薬指導の恒久ルール策定(R3年度) ③ 電子処方箋システムの運用開始(令和5年1月～) ④ PHR(Personal Health Record)、コミュニケーションツールとして電子版お薬手帳の利活用推進					
施策実現のための課題	1	医薬品の適正使用を推進するためには、処方箋受付時以外の対人業務(調剤後のフォローアップやポリファーマシー等の対応)や、セルフケア・セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務等の更なる充実を通じて、薬剤師・薬局が果たす役割への国民・患者の理解を浸透させていく必要がある。 また、薬剤師・薬局が地域包括ケアの一翼を担うものとして多職種・他機関と連携し積極的に地域活動に関わり、地域の身近な薬剤師・薬局として患者や住民により良い薬物治療等を提供することも、医薬品の適正使用の観点から重要である。				
	2	医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化・高度化するためには、薬剤師のITリテラシーの向上、IoTデバイス等を効果的に活用・管理できる知識・技能の習得が必要となっている。 また、薬局薬剤師DXに向けた活用事例の共有も必要とされている。				

各課題に対応した達成目標		達成目標・課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	かかりつけ薬剤師・薬局の推進				医薬品の適正使用のためには、処方箋受付時以外の対人業務や、セルフケア・セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務等の更なる充実のほか、地域の身近な薬剤師・薬局が患者や住民により良い薬物治療等を提供する体制が重要であるため。					
		(課題1)										
		目標2	電子処方箋の普及				医薬品の適正使用のためには、薬歴管理が重要性であり、薬歴管理による国民医療の質の向上を一人でも多くの国民が実感できることが重要であるため。また、ITリテラシー発揮等の前提となる基盤の整備を通してITリテラシーの向上等を図るため。					
(課題2)												
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	地域連携薬局の数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野59】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	2,434件	令和3年度	3,651件以上	令和6年度	-	-	-	2,840件	3,246件	外来受診時だけではなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局を「地域連携薬局」として認定する制度を令和3年8月1日から開始したため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。	・当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、新経済・財政再生計画では令和6年度までに令和3年度と比べて50%増加とされているため設定。 ・各年度の目標値は、令和6年度までの目標増加件数を年度数で除し、前年度の件数に加えた件数を設定している。
						-	-	2,434件	3,672件			
2	健康サポート薬局の届出数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野59】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	2,964件	令和3年度	3,854件以上	令和6年度	前年度 (1,355件) 以上	前年度 (2,070件) 以上	2,033件以上	3,261件	3,558件	かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う薬局が「健康サポート薬局」と表示・公表できる制度を平成28年10月から開始したため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 (参考)平成27年度:一、平成28年度:267件 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。	・当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、新経済・財政再生計画では令和6年度までに令和3年度と比べて30%増加とされているため設定。 ・各年度の目標値は、令和6年度までの目標増加件数を年度数で除し、前年度の件数に加えた件数を設定している。
						2,070件	2,515件	2,964件	3,077件			
3	国及び都道府県による健康サポート薬局の周知活動の実施回数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野59】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	48	令和元年度	48	毎年度	48	48	48	48	48	かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う薬局が「健康サポート薬局」と表示・公表できる制度を平成28年10月から開始したため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。	当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、国及び都道府県において、それぞれ1回以上健康サポート薬局を推進するための周知活動を行うべきであるため設定した。
						48	44	48	48			
4	健康サポート薬局を活用した施策を行った都道府県数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野59】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	4	令和3年度	8	令和6年度	-	-	-	5	6	かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う薬局が「健康サポート薬局」と表示・公表できる制度を平成28年10月から開始したため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。	当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、都道府県において、健康サポート薬局を活用した施策を行うべきであるため設定した。
						-	-	4	集計中(9月末集計予定)			
達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(1)	医薬品適正使用推進事業(普及啓発に係る部分) (昭和50年度)	29百万円	29百万円	29,000千円	1, 2	・厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会の主催で実施する「薬と健康の週間」(毎年10月17日～23日)において、医薬分業の趣旨を盛り込んだポスター及びリーフレットを作成・配布し、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい知識を広く国民に浸透させることにより、保健衛生の維持向上を図る事業。 ・啓発資材配布数(ポスター57,000部、リーフレット97,000部)。 ・かかりつけ薬剤師・薬局推進指導者協議会開催回数1回の実施。						2023-厚労-22-0301
		27百万円	23,000千円									

(2)	薬局医療安全対策推進事業 (平成20年度)	63百万円 63百万円	63百万円 63,044千円	53,042千円	1.2	・薬局におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、分析・評価を行うことにより、再発防止に役立て医療安全の確保を目的とする事業。 ・ヒヤリ・ハット事例の収集のため、本事業への参加薬局数の増加を促進する。 ・分析・評価した内容を関係者に周知する。	2023-厚労-22-0302
(3)	薬剤師生涯教育推進事業 (平成22年度)	14百万円 10百万円	31百万円 20.2百万円	11,000千円	1.2	・病院や薬局等に勤務している薬剤師を対象として、病院や地域におけるチーム医療に貢献するために必要な知識及び技術を習得させるため、医療現場等において医師や看護師等と協働した高度な医療に関する実務研修等を行う事業。 ・チーム医療や地域医療の推進に貢献する薬剤師を養成する研修を行うこと等により、地域包括ケアシステムの一翼を担う薬剤師の増加を推進する。	2023-厚労-22-0303
(4)	全国薬局機能情報提供制度事業 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関係：社会保障分野56】	134百万円 111百万円	0 0	184,277千円	-	かかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局やそれぞれの在宅業務の実施実績等の情報を地域住民へ見える化するための薬局機能情報提供制度について、各都道府県での全国的な公表システムの設計・作成・運営に係る調査・検討を実施している。これにより、地域住民への薬局機能の見える化が実現し、患者の利便性向上につなげることに資するものである。	-
(5)	認定薬局等整備事業 (令和2年度、令和3年度)	8百万円 6百万円	0 0	0	1	・薬局の機能強化を推進するため、改正薬機法において新たに位置付けられた認定薬局(地域連携薬局・専門医療機関連携薬局)に関して、地域における薬局と医療機関等との連携構築のための取組や、専門性を有する薬剤師を養成する学会等の取組への支援等を行う。 ①地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局において求められる役割である医療機関等との連携体制構築に向けて、地域における先進的で効果的な取組が全国的に広がるよう、当該取組を支援する。 ②専門医療機関連携薬局に必要とされる専門性を有する薬剤師を養成する学会等の取組を支援する。 ※令和3年度は、②の事業のみ引き続き実施。	-
(6)	災害時における薬剤師の対応体制整備事業 (令和2年度)	6百万円 2百万円	0 0	0	-	災害時に円滑かつ迅速に医薬品を提供できるよう、薬剤師を活用した医薬品の提供体制の整備を支援し、災害時においても、速やかに平時と同様の医薬品提供体制が確保できることにより、被災地における医療救護活動に寄与する。 (1)連携体制の構築のための検討会等の開催 災害時の地域の連携体制の構築のための検討会等を開催する。 (2)災害時対応資材等整備への支援 災害時に医薬品を適切に提供するために必要な資材等の整備を支援する。	-
(7)	成育医療等分野の専門性の高い薬剤師養成のための取組支援事業 (令和3年度)	6百万円 6百万円	0 0	0	-	地域における医療的ケア児等に対する専門性の高い薬剤師の養成及び小児分野の医療機関等と薬局との連携体制構築に向けた取組を支援する。	-
(8)	薬剤師確保のための調査・検討事業 (令和3年度)	24百万円 22百万円	24百万円 18百万円	23,691千円	-	医療機関、薬局の薬剤師の地域偏在等に対応するため、各都道府県における薬剤師を確保するため、取組事例等を収集し、その内容を踏まえて薬剤師の偏在状況と課題を把握することにより、地域偏在等に対応するための効果的な方策等を調査・検討する。	2023-厚労-22-0308

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○5	オンライン資格確認システムを導入した施設における電子処方箋システムの導入状況(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野10】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関、薬局での導入	令和6年度	-	-	-	-	オンライン資格確認システム運用開始施設数の90%	【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については電子処方箋利用申請より集計。	・ 当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関、薬局で導入すべきであるので設定した。 ・ ただし、当該指標については、各施設への導入に影響する諸状況を考慮し、必要に応じて見直しを検討する。
6	医療機関等向けポータルサイトでの電子処方箋利用申請完了施設数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野10】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関、薬局での導入に向けて増加	令和6年度	-	-	-	-	オンライン資格確認システム運用開始施設数の90%	電子処方箋を導入し運用を開始するためには、全国システムの運用主体である社会保険診療報酬支払基金に対して利用申請を行う必要がある。その後システム改修等の上、アウトカム指標としている電子処方箋システムの導入が可能となることから、利用申請開始完了施設数をアウトプット指標に設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については電子処方箋利用申請より集計。	・ 当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関、薬局で導入すべきであるので設定した。 ・ ただし、当該指標については、各施設への導入に影響する諸状況を考慮し、必要に応じて見直しを検討する。

達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(9)	医療情報化等推進事業 (令和元年度)	4百万円	38百万円	14,000千円	-	特定の地域で電子処方箋を運用し、その医療上のメリットや既存のガイドライン(「電子処方せんの運用ガイドライン」等)の課題の検証を行うとともに、調査研究を行う事業。 実施した実証事業を通じて把握した課題を踏まえ、オンライン服薬指導や電子処方箋のより効果的・効率的な仕組みを構築するための調査・検討を実施している。	2023-厚労-22-0304					
		4百万円	26百万円									
(10)	電子処方箋管理システム構築事業 (令和3年度)	1334百万円	3401百万円	5,592,494千円	-	オンライン資格確認の基盤を活用した重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、令和4年夏を目途に運用開始できるよう、電子処方箋システムの開発を行う。【補助率:10/10】 また令和4年度の電子処方箋の稼働に向けて全国の医療機関・薬局やそのシステムベンダーに対して電子処方箋導入のための説明会、周知広報等を実施する。	2023-厚労-22-0306					
		1235百万円	3,384,740千円									
(11)	薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査検討事業 (令和3年度)	64百万円	18百万円	81,000千円	-	新型コロナウイルス感染拡大防止対策等に資するため、ICTを活用した技術の進展や画期的な新薬の開発などの医療の変化に対応した業務を薬剤師が適切に実施するための研修に向けた取組として、以下の調査・検討を実施する。 ①ICTを活用した業務について、医療の安全を確保しつつ、適切に実施するために必要な薬剤師の知識、技能及びその研修の在り方【補助率:10/10】 ②近年のチーム医療の進展や薬物療法の高度化・複雑化等に対応するため、免許取得後の薬剤師に対し、医療機関等で卒業研修を行うモデル事業の実施及び全国で用いられる共通のカリキュラムの作成【補助率:10/10】	2023-厚労-22-0307					
		48百万円	18百万円									
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度			政策評価実施予定 時期	令和6年度
		1,686,680			3,604,191			5,988,504				
施策の執行額(千円)		1,533,712			3,552,984							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		-				-		-				

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅰ－8－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部局名	医薬局	作成責任者名	血液対策課長 山本 圭子 総務課医薬品副作用被害対策室長 谷 俊輔
【血液事業の推進】 ・ 我が国の血液事業は、昭和39年の閣議決定等において、すべての血液製剤を国内献血により確保するとされた。また、我が国は、過去において、血液凝固因子製剤によるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染問題という、深甚な苦難を経験しており、これを教訓として、今後、重大な健康被害が生じないよう、血液製剤の安全性を向上するための施策が進められてきた。これらの経緯等を踏まえ、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和31年法律第160号。以下「血液法」という。)により、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保、国内自給の確保、献血の推進、適正使用の推進について、施策・計画を策定し、実施している。 ・ なお、血液製剤の安定供給確保については、毎年度、国が「献血の推進に関する計画」(以下「献血推進計画」という。)及び「血液製剤の安定供給に関する計画」(以下「需給計画」という。)を策定し、献血により確保すべき血液や原料血漿の確保目標量を定めている。一方、実際の確保量については、国民の善意に基づく貴重な献血血液を可能な限り無駄に廃棄しないよう確保する必要があるため、医療機関における日々の血液製剤の需要に応じて必要量を確保している。 ・ 少子高齢化が進む中、血液の安定した供給体制を確保するため、平成26年に日本赤十字社が実施した血液需給将来推計シミュレーションの結果等を踏まえ、平成27年度から令和2年度までの6年間を目標期間とする中期目標「献血推進2020」を策定し、①若年層(10代から30代)の献血者数の増加、②安定的な集団献血の確保、③複数回献血の増加、④献血の周知度の上昇を目標に掲げ、献血推進の取組みを強化してきたところ。中期目標に掲げた項目のうち「献血の周知度の上昇」以外の数値目標は未達成となったが、①については、令和元年度の若年層の献血者数は前年度を上回るとともに、総献血者数も約10年ぶりに増加傾向に転じた。 ・ 令和3年2月に、令和3年度から令和7年度までの5カ年を対象とする新たな中期目標「献血推進2025」を策定した。①若年層の献血者数の増加②安定的な献血の確保③複数回献血の推進④献血Webサービスの利用の推進の4つの項目について数値目標を設定し、献血推進の取組を強化していくこととしている。 ・ 新型コロナウイルス感染症の発生を受け、感染拡大を防止する観点から、各種イベントの中止、企業等におけるテレワーク・時差出勤の実施等の影響を受け、企業等で実施予定の献血が中止になるなど、短期的・局所的に献血血液の確保に影響が生じた。これまで血液製剤の安定供給に支障は生じていないものの、献血は医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和2年4月7日、令和3年1月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の医療関係者には「献血を実施する採血業」が含まれていることを地方自治体に周知した。また、令和3年度の献血推進計画から、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図る取組を支援することを記載した。					
【HIV訴訟を踏まえた恒久対策の実施】 ・ HIV訴訟和解確認書(平成8年3月29日)に基づき、血液製剤投与によりHIVに感染した者やエイズ発症者に対して、健康管理費用の支給(調査研究事業(※1))や健康管理手当の支給(健康管理支援事業(※2))を実施している。 ※1 エイズ発症前のHIV感染者(血液製剤の投与により感染した者)に対し、発症予防に役立てるための調査研究を実施。症状に応じ月額37,800円又は53,800円を支給。 ※2 エイズ発症者(血液製剤の投与により感染した者であり和解が成立した方)に対し、健康管理に係る費用負担軽減等のため、月額15万円を支給。					
【血液事業の推進】 血液製剤の原料となる血液は献血によって安定的に確保する必要があるが、献血者数は、特に10代～30代の若い世代で献血に触れる機会の減少もあり、近年減少傾向にある。また、少子高齢化による人口構造の変化により、献血可能人口が2020年約8,357万人から15年後の2035年には約7,198万人と約1,159万人(約13.9%)の減少が見込まれることから、若年層を含む国民全体への普及啓発活動の強化が必須となっている。 令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」に、「献血への理解を深める」として、「小中学校現場での献血推進活動を含む」と記載されたことから、献血可能年齢前からの普及啓発を進めることとしている。					
【HIV訴訟を踏まえた恒久対策の実施】 和解が成立して今年で27年が経つ。HIV感染者やエイズ患者の高齢化が進んでおり、医療面だけでなく福祉・生活面でも新たな困難が生じるケースが増加している。医療、介護、障害福祉サービスなど関連施策を適切に組み合わせて、包括的に支援していく必要がある。					
施策実現のための課題	1	・ 医療需要に応じて、日々計画的に採血を行い、過不足なく安定的に供給に必要な血液量を確保する必要がある。 ・ 一方で、10代から30代の献血者数はこの10年で約34%減少しており、全献血者に占める若い世代の割合は減少している(※3)。 (※3) 延べ献血者数に占める割合(年代別の割合は端数処理しているため、合計が必ずしも100%にはならない。) 平成24年度(延べ献血者数 約525万人): 10代(5.7%)、20代(18.49%)、30代(23.2%)、40代(27.5%)、50代・60代(24.6%) 令和4年度(延べ献血者数 約51万人): 10代(4.3%)、20代(13.9%)、30代(15.0%)、40代(24.1%)、50代・60代(42.6%) ・ 国内自給により血液製剤の安定供給を確保するためには、その原料である血液を献血によって安定的に確保する必要があるが、少子高齢化によって今後献血可能人口(※4)の減少が見込まれることから、引き続き、国民一人一人に献血への理解と協力を求める必要がある。特に、近年減少が顕著な10代～30代の若年層への普及啓発活動を強化していく必要がある。 (※4) 全血献血については69歳まで可能だが、65歳以上の方の献血は、献血いただく方の健康を考慮し、60～64歳の間に献血経験のある方に限る。			
	2	平成8年3月のHIV訴訟和解確認書において、エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業(健康管理費用の支給)及び血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業(健康管理手当の支給)を継続、または実施することとされており、これらの金銭給付を遅延なく実施する必要がある。			

各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係								達成目標の設定理由		
		目標1	・ 献血推進計画及び需給計画に基づき、献血による血液220万ℓ、原料血漿120.0万ℓを確保して血液製剤を安定供給できるように、効果的な広報手段を検討し、確実に実施する。 ・ 血液製剤の安全性の向上及び安定供給を確保する。 -								・ 毎年度「献血推進計画」により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定している。 ※令和5年度の献血の推進に関する計画（令和5年厚生労働省告示第44号） ・ 毎年度「需給計画」により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定している。 ※令和5年度の血液製剤の安定供給に関する計画（令和5年厚生労働省告示第137号）	
		（課題1）										
		目標2									HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であり、達成目標の策定には馴染まない。	
		（課題2）										
達成目標1について												
測定指標（アウトカム、アウトプット） ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値（参考値）					測定指標の選定理由	目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	安定供給に必要な血液量の確保状況（アウトカム）	—	—	220万ℓ	令和5年度	213万ℓ	221万ℓ	222万ℓ	226万ℓ	220万ℓ	毎年度、「献血推進計画」において、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。	献血により確保すべき血液の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。 （参考）平成29年度実績：187万ℓ、平成30年度実績：200万ℓ
						215万ℓ	224万ℓ	225万ℓ	223万ℓ			
②	安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況（アウトカム）	—	—	120.0万ℓ	令和5年度	112万ℓ	120万ℓ	122.3万ℓ	125.3万ℓ	120.0万ℓ	毎年度、「需給計画」において、血液製剤の安定供給を確保することを目的とし、当該年度に献血により確保されるべき原料血漿の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。	献血により確保すべき原料血漿の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。 （参考）平成29年度実績：92.0万ℓ、平成30年度実績99.3万ℓ
						114.4万ℓ	125.2万ℓ	124.8万ℓ	125.8万ℓ			
3	献血推進活動に協力いただける企業・団体数（アウトカム）	60,854社	令和2年度	70,000社	令和7年度	—	60,000社	62,000社	64,326社	66,130社	企業等への働きかけを強化し集団献血を行うことにより、安定的な献血者の確保が図られることから、測定指標として選定した。	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和4年度実績値との差分を均等割りしたものを令和5年度の目標値として設定している。
						59,280社	60,854社	62,435社	64,195社			
4	献血Web会員サービスの登録者数（アウトプット）	2,468,899人	令和2年度	500万人	令和7年度	—	—	270万人	346.7万人	391.8万人	献血推進の取り組みにおいて、献血者の利便性を向上させる取り組みについては、今後の継続的な献血に繋がることが期待される他、献血の取り組みに関する周知度を計るものとして、測定指標として選定した。	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和4年度実績値との差分を均等割りしたものを令和5年度の目標値として設定している。
						2,035,145人	2,468,899人	2,955,408人	3,377,319人			
（参考指標）						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
5	若年層の献血率の割合					10代：5.5% 20代：5.7% 30代：5.5%	10代：4.2% 20代：5.5% 30代：5.6%	10代：4.5% 20代：5.5% 30代：5.5%	10代：4.8% 20代：5.5% 30代：5.4%		少子高齢化が進む中、将来の献血基盤の確保という観点から、10代（※）～30代の若年層の献血率を増加させる必要があることから、参考指標として選定した。 ※ 10代とは献血可能年齢である16～19歳を指す。	
6	複数回献血者数					983,351人	1,024,863人	1,049,530人	1,051,670人		20代・30代については、18歳、19歳をピークに30代半ばにかけて減少する傾向が見られるため、一度献血を経験された方が、継続して繰り返し献血に協力いただくことが求められることから、参考指標として選定した。	
7	出前講座回数及び参加人数					2,847回 237,484人	1,063回 107,630人	1,341回 132,889人	1,682回 167,390人		将来の献血を支える若年層の献血への理解を深めるため、学校教育の一環として、献血についての正しい知識の普及啓発を計る必要があることから、参考指標として選定した。	
達成手段1 （開始年度）		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(1)	血液安全・安定供給等推進事業 （平成25年度）	441百万円 419百万円	147百万円 125百万円	146百万円	1.2	感染症の発生等を踏まえた血液製剤の安全体制の強化、献血に対する意識の向上や献血者が安心して献血できる環境の整備、血漿分画製剤の国内自給体制の整備、医療機関における血液製剤の使用実態の把握と適正使用に向けた体制整備を行う。 毎年度、献血により確保すべき血液の目標量の90%以上を確保						2023-厚労-22-0310

達成目標2について																	
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
						年度ごとの実績値											
		基準年度		目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度								
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であり、達成目標の策定には馴染まない。						
						-	-	-	-	-							
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由						
8	エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数(アウトプット)					491	486	481	471	-	HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であるため、対象者数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。 (参考) 指標8:エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数 平成29年度実績:509人、平成30年度実績:496人 指標9:血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数 平成29年度実績:119人、平成30年度実績:120人						
9	血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数(アウトプット)					119	120	120	120	-							
達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額	予算額														
		執行額	執行額														
(2)	エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究等事業 (平成5年度)	497百万円	503百万円	493百万円	8,9	①血液製剤によりHIVに感染し、エイズ未発症の者に対し、健康管理費用としてCD4(T4)リンパ球が1マイクロリットル当たり200以下の方に月額53,800円、それ以外の方に37,800円を支給。 ②裁判上の和解が成立した者であって、エイズを発症している者に対し、「発症者健康管理手当」として月額150,000円を支給。 ※HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であるため、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。						2023-厚労-22-0309					
		497百万円	503百万円														
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度				政策評価実施予定 時期		令和4年度	
		938,008				628,111				638,733							
施策の執行額(千円)		915,675				627,206											
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)						
		-						-			-						

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅰ-9-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること(施策目標Ⅰ－9－1) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標9：革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること		担当 部局名	医政局医薬産業振興・医療情報企画課 医政局研究開発政策課 医政局総務課医療国際展開推進室	作成責任者名	医薬産業振興・医療情報企画課長 水谷 忠由 研究開発政策課長 中田 勝己 医療国際展開推進室長 中西 浩之				
施策の概要		本施策は、革新的な医療技術の実用化を図るとともに、医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握し、振興を図るために実施している。 このほか、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、医薬品安定確保のための原薬等設備整備の支援を実施している。									
施策を取り巻く現状		○ 医薬品産業は今後の経済成長の中核となる重要な産業であるとともに、国民の生命の維持に直結する生命関連産業である。国連機関による医療分野での調達の市場規模は、2020年には5,472百万ドルであったのに対し、2021年は10,643百万ドルと急増し、国際的なニーズが高まっている。一方で、日本起源の医薬品が減少し、国内市場の縮小・世界市場に占めるシェアが減少するなど、わが国の医薬品産業の国際競争力・体力は低下している状況。 ○ こうした状況の背景には、世界市場における売上トップがベンチャー企業起源のバイオ医薬品に占められている等、創業の主体やモダリティが変化した一方で、わが国は依然として大手製薬企業由来の創業が主流となっているほか、バイオ医薬品の分野においても遅れを取っているなど、世界的な創業の潮流に立ち後れていること、すなわち創業力の低下が挙げられる。 ○ 特に、近年の医薬品研究開発の複雑性や専門性の高まりから、革新的新薬の創出はベンチャー企業が中心となっている。世界の医薬品売上高シェアでは、大手製薬企業が64%、ベンチャー企業が14%である一方、開発品目数ではベンチャー企業が80%を占めているとされている。このように世界的には創業開発の担い手はベンチャー企業となっているが、日本国内におけるベンチャー企業の開発品目数の割合は2%に過ぎず、ベンチャー企業の育成やエコシステムの構築が十分とは言えない現状。 ○ 先発医薬品に比べて薬価が低い後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資する。後発医薬品の使用促進に係る数量シェアは伸長しているが(令和2年78.3%、令和3年79.0%)、安定供給の確保に留意しつつ引き続き使用促進を進めていく必要がある。									
施策実現のための課題		1	○ 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では高付加価値・知識集約型の医薬品・医療機器産業を我が国の経済成長を担う重要な産業と位置づけ、「健康医療戦略」(平成26年7月22日閣議決定)においても医薬品、医療機器等及び医療技術関連分野における産業競争力の向上を目指すとともに、医療の国際連携や国際貢献を進めることとしている。 ○ また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、2020(令和2)年9月までに後発医薬品の使用割合を80%とすることや、バイオ医薬品・バイオシミラーの研究開発支援方策を拡充することが明記され、併せて、医薬品産業の競争力を強化する観点から、「医薬品産業強化総合戦略(2015(平成27)年9月厚生労働省策定)」の見直しを行う」とされ、2017(平成29)年12月に「医薬品産業強化総合戦略」の改定を行った。 ○ この戦略は、AIの開発やがんゲノム医療の進展など、治療や開発アプローチの変化を捉え、低コストで効率的な創業を実現できる環境整備を進めることで、海外市場にも展開する「創業大国」の実現を目指している。 ○ さらに、我が国において、アカデミア等で発見された優れたシーズの実用化を促進するため、医薬品・医療機器・再生医療等製品の研究開発・実用化を目指すベンチャーを育てる好循環(ベンチャーのエコシステム)の確立を図ることが課題となっているが、厚生労働省において、厳格に規制するだけでなくスピードを重視したきめ細かい支援を行うことを原則として、①エコシステムを醸成する制度づくり、②エコシステムを構成する人材の育成と交流の場づくり、③「オール厚労省」でのベンチャー支援体制の構築を3つの柱とした取組みを行っている。				2	先発医薬品に比べて薬価が低い後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものである。また、効率化できた医療費を新しい技術や新薬に向けることも可能になる。このような観点から、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上」としている。			
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由						
		目標1 (課題1)	医薬品・医療機器産業の振興、及び革新的医薬品・医療機器の創出促進			医薬品・医療機器産業は「日本再興戦略」において成長産業と位置付けられており、革新的医薬品・医療機器の創出を促進し、国際的な産業競争力を強化することは、我が国の経済活性化において極めて重要である。					
		目標2 (課題2)	後発医薬品の使用促進			医療費の効率化が求められている中、後発医薬品の数量シェア拡大を図る必要がある。					
達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
1	新たに大臣告示された先進医療Bの件数(アウトカム)	18	平成28年度 前年度以上	毎年度	前年度(7件)以上	前年度(9件)以上	前年度(9件)以上	前年度(9件)以上	前年度(11件)以上	・ 保険診療との併用が可能な先進医療の大臣告示の件数を増やすことで、アカデミア主導の臨床研究を活性化させ、その結果、患者に新規医療技術を提供する機会が増大することが期待されるため、新たに大臣告示された先進医療Bの件数を指標として選定した。	・ 「「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う手続き等の取扱いについて」の一部改正について」(令和元年10月31日付け医政研発1031第1号・薬生薬審発1031第6号・薬生機審発1031第1号・保医発1031第4号厚生労働省医政局研究開発振興課長、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長及び保険局医療課長連名通知)により先進医療の告示にかかる審査の日数が短縮されたところであり、また、先進医療評価の迅速・効率化推進事業においても事前相談や評価による審査過程の迅速化を図るなど毎年改善を図っている。 ・ こうした施策を評価するにあたっても前年比は重要な観点であり、前年度以上を目標値とすることが適切である。
					9件	9件	9件	11件			

2	再生医療等安全性確保法において新たに届出された再生医療等提供計画(臨床研究に限る)の件数(アウトカム)	—	—	前年度以上	毎年度	前年度 (145件)以上	前年度 (131件)以上	前年度 (130件)以上	前年度 (109件)以上	前年度 (108件)以上	・ 特に開発が期待されている再生医療分野の臨床研究を促進するため、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)における再生医療等提供計画の新規の届出件数(臨床研究に限る。)を指標として選定した。	・ 令和元年度以降、コロナ感染症拡大の影響で臨床研究が減少していることを受け、提供計画の届出件数が減少しているが、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第93号)により、災害等のやむを得ない事由が発生し、緊急に再生医療等提供計画を提出する必要がある場合は、書面による審査を可能とするなど審査等の業務の迅速化を図るなど改善を図っている。 ・ こうした施策を評価するにあたっても前年比は重要な観点であり、前年度以上を目標値とすることが適切である。
③	臨床研究登録情報の検索ポータルサイト閲覧数(アウトカム)	1,063,838件	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度 (1,867,637件)以上	前年度 (4,710,655件)以上	前年度 (3,783,294件)以上	前年度 (4,767,995件)以上	前年度 (3,019,108件)以上	・ サイト閲覧数の増加は国民・患者にとっての利用のしやすさの向上を表していると考えられるため、その数値を指標として選定した。	・ 「経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)」において「患者の治験情報アクセス向上のためデータベースの充実を推進する。」とされている。ポータルサイトに掲載されている臨床研究データベース(RCT)がより多くの人に使われるような施策を評価するにあたり、前年比は重要な観点であり、前年度以上を目標値とすることが適切である。
4	医薬品・医療機器産業等の国際展開を支援する事業の実施件数(アウトプット)	—	—	30件以上	毎年度	—	—	30件以上	30件以上	30件以上	・ 日本の医療技術に精通する諸外国の医療従事者を育成し、WHO事前認証や国際公共調達の活用等に取り組む日本企業を支援することは、医薬品・医療機器産業の国際展開及び国際貢献に資することから、支援事業の実施件数を目標とした。	・ これまでの実績値を考慮した上で、予算規模内で適切な支援が提供できる事業件数を目標とした。
5	企業ニーズに応じて支援を行ったレジストリの改修数(アウトカム)	—	—	4件	毎年度	—	4件	4件	4件	4件	・ レジストリ保有者と企業とのマッチングを実施の上、企業ニーズに応じたレジストリの改修を支援し、レジストリ情報の質の向上や利活用促進を図ることは、医薬品開発のための基盤整備を推進すると考えられるため、その数値を指標として選定した。	・ 補助事業における1レジストリの改修費用を約3千万とし、予算内で支援が可能な件数の上限を目標値として設定した。
6	医療情報の品質管理・標準化についてMID-NETの経験を含む研修を受けた医療機関数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野47】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	15機関	令和5年度末まで	—	—	—	14機関	15機関	・ MID-NETで行っている医療情報の品質管理・標準化の手法の習得に関し、最大限可能な実施機関数を指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・ 令和5年度末までに全ての臨床研究中核病院の経験を求めている、全臨床研究中核病院である15機関を目標値として設定した。
7	臨床研究中核病院において実施実績のあるRWDを用いた研究数(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野47】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	1件	令和5年度末まで	—	—	—	—	1件	・ 臨床研究中核病院の体制整備を行うに当たり、医療情報の品質管理・標準化の手法を習得した人材が適切に活動できる研究数を指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・ 現在、臨中ネット(臨床研究中核病院における病院情報システム内の医療情報データを研究等にも利活用できる体制)を構築しているところであり、まずは臨中ネットを活用した研究の実施実績を出すことが重要であることから、1件を目標値として設定した。
8	臨中ネット(臨床研究中核病院における病院情報システム内の医療情報データを研究等にも利活用できる体制)に参加する臨床研究中核病院数(アウトプット)	—	—	15件	令和5年度末まで	—	12件	12件	13件	15件	・ 医療分野のリアルワールドデータの構築に当たり、臨中ネットに参加する臨床研究中核病院数が直接的で、かつ継続して安定的に実績を測定するのに適した指標と考えられるため、その数値を指標として選定した。	・ 令和5年7月1日時点で承認されている臨床研究中核病院の数に基づき、目標と課題を共有し、リアルワールドデータ創出に取り組む事が出来る最大施設数を目標値として設定した。
9	医師、CRC研修等の受講修了証発行人数(アウトプット)	—	—	933人	令和5年度末まで	900人	856人	869人	791人	933人	・ 臨床研究中核病院の体制整備を行うに当たり、人材育成の観点から医師、CRCの研修等の受講は重要と考えられるため、その修了証発行人数を指標として選定した。	・ 厚生科学審議会臨床研究部会で「臨床研究・治験の推進に関する今後の方向性について(2019年版)とりまとめ」を作成し、人材育成の強化において、「支援を受ける医師・研究に携わる者がその役割を適切に果たせるように、必要な研修事業を強化するなどの取組を行う。」とされている。継続的な取組として人材を着実に増やしたり、前年度の実績は重要な観点であり、前年度以上を目標値として設定した。
10	バイオシミラー等のバイオ医薬品の技術研修に参加する企業数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野53】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	0	年10社以上	毎年度	—	—	10社以上	10社以上	10社以上	・ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえ、新経済・財政再生計画改革工程表における社会保障分野のKPIのうち、医療・福祉サービス改革の一つとして、バイオシミラー等のバイオ医薬品の技術研修に参加する企業数(10社以上/年)が設定されているため。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・ バイオシミラー等のバイオ医薬品の技術研修に参加する企業数の目標値の水準については、過去の研修参加企業数の実績、研修受入施設の状況等を踏まえて設定している。

11	バイオシミラーの品目数(成分数ベース)(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野54】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	5品目	平成29年度	20品目以上	令和5年度まで		-	10品目以上	-	10品目以上	20品目	・「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「バイオシミラーの医療費適正化効果額・金額シェアを公表するとともに、2023 年度(令和5年度) 末までにバイオシミラーの品目数倍増(成分数ベース)を目指す」とされたことを受け、社会保障分野のKPIのうち、医療・福祉サービス改革の一つとして設定されているため。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、2020(R2)年度末までに10成分を目標値としていたところであり、「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえ、バイオシミラー等のバイオ医薬品の技術研修に参加する企業数(10社以上／年)が設定されているため、これを勘案して「経済財政運営と改革の基本方針2021」において目標値(20成分)が設定されたところ。	
12	ベンチャー企業等への相談支援の実施件数(アウトプット)	-	-	200件	毎年度		180件	200件	200件	200件	200件	・ 研究開発、知財、薬事・保険、経営管理、国際展開等、医療系ベンチャーが各段階で抱える課題に対して、豊富な知見を有する国内外の人材(サポート人材)を登録し、知財相談、薬事承認申請相談、経営相談、製薬企業等との提携相談、海外展開相談等、医療系ベンチャー企業に対して各開発段階で生じた課題等に総合的な支援を行うとともに、これらのサポート人材について、医療系ベンチャー企業のニーズに応じたマッチングを行うことは、医療系ベンチャーの振興に資するものであるため、指標として選定した。	・ 相談支援の実施は、対応数と提供するクオリティの両立が求められる。医療系ベンチャーのワンストップ相談窓口となるMEDISO事業においては、例年の実績を踏まえて、相談対応の目標値を200件としている。(なお、リポーターによる同品目の相談は何度対応してもカウントは1件としており、新規問合せを増やすための広報活動と並行して、既存ユーザーの成果に繋がるための伴走支援を実施している。)	
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等								令和5年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額											
(1)	医薬品等価格調査費 (昭和27年度)	1.49億円	1.53億円	1.51億円	-	健康保険法第76条第2項の規定に基づく診療報酬中の薬剤料の算定基準である「使用薬剤の薬価」(薬価基準)の改正等の基礎資料を得ること。(医薬品等の市場実勢価を把握することで、診療報酬決定時に薬価等を適正な水準に見直しすることが可能となる。)								2023-厚労-22-0312
		1.02億円	1.09億円											
(2)	医薬品等産業振興費 (昭和27年度) 【AP改革項目関連:社会保障分野②】	2.95億円	2.99億円	2.83億円	-	① 不適切な取引慣行を改善するために、懇談会を開催し検討を行うとともに、医薬品卸売業者が出席する全国地区会議に出席し流通改善に向けた取組状況の把握・指導等を行うことにより、流通の適正化を図る。 ② 「医薬品産業実態調査報告書」及び「医療機器産業実態調査報告書」を作成するにあたって、調査票・報告書の印刷用経費、調査対象に対する調査票の発送用経費、報告書作成のための集計用経費。 ③ 医薬品及び医療機器のコード化に向けた取組は、厚生労働省通知に基づき業界の協力を得ながら推進しているところであり、取組の進捗状況を把握することにより、表示状況を踏まえた普及促進を図る。 ④ 医療機器メーカー以外の業種(異業種)が医療機器開発に参入しやすくなるため、異業種と臨床現場・関連学会との連携を強化するにあたり、海外の先進事例について情報収集を図る。 ⑤ 革新的バイオ医薬品及びバイオシミラーの開発支援の拡充を行うとともに、医療従事者・国民に対してバイオ医薬品等への理解の促進を図る。								2023-厚労-22-0313
		1.43億円	2.55億円											
(3)	医薬品安定供給支援事業 (令和2年度)	10.50億円	60.13億円	60.11億円	-	医療現場において汎用され、必要不可欠な医薬品であって、原薬・原料の国外依存度が高いものについて、感染症パンデミック発生時や海外での製造や輸出の停止等により国内の安定確保が困難となり、医療体制確保に支障が生ずることがないよう、国内製造所の新設・設備更新等を支援し、国内における医薬品の安定供給体制を整備することを目的とする。								2023-厚労-22-0311
		10億円	21.01億円											
(4)	医療用医薬品提供情報緊急調査事業 (令和5年度)	-	-	0.15億円	-	日本製薬団体連合会において3ヶ月に1回の頻度で実施している医薬品の供給状況にかかる調査について、より迅速かつ頻回の調査及び情報提供を行うことで医療現場が供給状況を把握できるよう、調査頻度を毎月に向の上せるとともに調査内容の充実化及び調査体制強化を図ることを目的とする。								2023-厚労-23-0005
		-	-											
(5)	抗菌薬原薬国産化事業 (令和4年度)	-	552.97億円	-	-	抗菌薬は、「供給が途絶すると国内での手術ができなくなり、国民の生存に直接かつ重大な影響が出る」と、「供給が特定少数国に偏っており供給途絶が発生した場合には甚大な影響が生じ得ること」、「外部から行われる行為により供給途絶が発生する蓋然性が認められること」等により、国内での供給途絶リスクが考えられるため、国内での原薬製造及び備蓄体制構築支援を行うことにより、国民の生存に必要な不可欠な抗菌性物質製剤の安定供給を確保することを目的とする。								2023-厚労-22-0328
		-	552.97億円											
(6)	医薬品等研究開発推進費 (昭和63年度) ※平成29年度予算より「医薬品等研究開発動向等調査費」から事業名を変更	2.5億円	3.29億円	2.6億円	-	先進的な研究開発の動向や振興策が必要な各研究分野の状況を把握し、今後の施策の方向性を検討すること等により、医薬品等の研究開発を促進する。 ①小児医薬品開発ネットワーク支援事業 ②クリニカル・イノベーション・ネットワーク中央支援事業 ③クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業								2023-厚労-22-0315
		2.09億円	1.93億円											
(7)	薬事工業生産動態統計調査業務費 (平成12年度)	0.56億円	0.57億円	0.53億円	-	統計法に基づく基幹統計調査として、医薬品、医薬部外品、衛生材料、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産(輸入)等の実態を明らかにする「薬事工業生産動態統計」を作成している。「薬事工業生産動態統計」を作成するにあたっての、調査支援業務(電話督促及び紙調査票のデータ入力業務)、年報・月報冊子の印刷配布用経費、調査用資材の印刷・購入経費(システムにかかる経費を除く)。								2023-厚労-22-0314
		0.56億円	0.54億円											
(8)	薬事工業生産動態統計システム経費 (平成12年度)	0.17億円	0円	0円	-	統計法に基づく基幹統計調査として、医薬品、医薬部外品、衛生材料、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産(輸入)等の実態を明らかにする「薬事工業生産動態統計」を作成している。統計を効率的に作成するため、「薬事工業生産動態統計システム」を運用することにより、迅速に統計表を公表することを目的とする。								2023-厚労-22-0314
		0.11億円	0円											
(9)	再生医療臨床研究対策費 (平成21年度)	0.08億円	0.08億円	0.08億円	2	再生医療臨床研究等を実施する機関における研究の実施状況、海外における再生医療等に係る指針の整備状況等について調査を行い、調査結果を再生医療推進のための企画・立案に役立てることにより、再生医療臨床研究等を促進する。								2023-厚労-22-0316
		0.08億円	0.01億円											
(10)	先進医療制度対策費 (平成21年度)	0.32億円	0.32億円	0.27億円	1	薬事承認等を得ていない医薬品・医療機器を用いた医療技術等を、一定の要件の下に「先進医療B」として認め、保険診療と併用できるとし、保険収載や薬事承認申請等につながる科学的評価可能なデータ収集の迅速化と、広く対象患者へ該当医療の提供機会の促進を図る。								2023-厚労-22-0317
		0.25億円	0.25億円											

	(11)	先進医療評価の迅速・効率化推進事業(平成25年度)	0.25億円	0.25億円	0.23億円	1	厚生労働省と外部機関の2箇所で事前相談や評価を実施することによる業務の効率化により審査過程の迅速化を図るとともに、先進医療の大臣告示の数を増やす。	2023-厚労-22-0318
			0.23億円	0.21億円				
	(12)	臨床研究登録情報の検索ポータルサイト運営事業(平成26年度)	0.55億円	0.4億円	0.4億円	3	臨床研究・治験環境を整備するために厚生労働省と文部科学省で策定した「臨床研究・治験活性化5か年計画2012」及びそのアクションプランについては、平成29年10月26日開催の厚生科学審議会臨床研究部会においてこれまでの取り組みの総括、今後の臨床研究・治験活性化施策についての基本的な考え方、当該部会において今後の施策のあり方について議論を行っていくことについて了解を得た。今後はそれらの場において示された施策を実施するとともに、国民・患者が利用しやすい臨床研究情報の検索ポータルサイトのシステムの構築・管理・運営を引き続き行う。	2023-厚労-22-0319
			0.51億円	0.3億円				
	(13)	再生医療促進事業費(平成26年度)	1.07億円	1.07億円	1.18億円	2	・病院等以外の細胞培養加工施設について、当該施設の構造設備等が再生医療等の安全性の確保等に関する法律の基準に適合するかどうかについて調査する。 ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づき、厚生労働省に提出された再生医療等提供計画等の提供状況を管理するとともに、国民に再生医療等の提供状況を分かりやすく伝えるための公表資料を作成する。	2023-厚労-22-0320
			0.34億円	0.99億円				
	(14)	医薬品・医療機器産業海外展開推進事業(平成26年度)	8.35億円	2.05億円	1.68億円	4	日本の医療サービス、医薬品及び医療機器の諸外国への展開を推進する。 ・新興国等の生活・社会環境等を含めて、求められている医薬品・医療機器のニーズ及びそれらに関する規制等の調査 ・国際機関における調達の情報収集と国際機関の調達枠組活用に向けた日本企業の支援 ・日本企業の医薬品・医療機器等の展開を目的に、WHOの事前認証やWHO推奨の取得、WHO推奨医療機器要覧掲載に向けた取組の支援	2023-厚労-22-0028
			2.42億円	1.73億円				
	(15)	外国人医師等研修受入推進事業(平成26年度)	2.65億円	4.33億円	4.43億円	4	国際的な課題や日本の医療政策、社会保障制度等に見識を有する者の諸外国への派遣、又は諸外国からの研修生の受け入れをし、相手国の公衆衛生水準の向上に貢献するとともに、日本の医療の国際展開を推進する。	2023-厚労-22-0024
			2.65億円	3.43億円				
	(16)	保険適用申請相談事業(平成27年度)	0.05億円	0.05億円	0.05億円	-	革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善として、新たな医薬品・医療機器の開発に当たり、既存の価格算定ルールの内容や注意事項、価格の見通し等について、治験前・薬事承認審査前、保険収載前の各段階に応じて、随時、厚生労働省に相談可能な仕組みを整備する。 保険適用希望書提出の窓口となる職員を地方に定期的に派遣し、医薬品・医療機器開発企業や研究機関を対象として保険適用に関する相談会を現地で開催する。	2023-厚労-22-0321
			0.03億円	0.04億円				
	(17)	医薬品・医療機器産業競争力強化事業(平成28年度)	0.10億円	0.10億円	0.10億円	-	各EPA等国際交渉において必要な情報を収集するため、コンサルティング会社等への依頼や自ら海外に赴き調査を行う等、国内や海外における医薬品・医療機器に係る制度やデータ等の状況について調査を行う。	-
			0.09億円	0円				
	(18)	医療機器に係る安全管理の促進事業(平成28年度)	0.02億円	0.02億円	0.02億円	-	医療機関の職員を対象に、医療現場における医療機器の安全性をより高めるための知識の習得及び普及を図ること等を目的に、医政局職員を講師として派遣し、医療機器安全管理に関する研修会を年1回程度実施。	2023-厚労-22-0322
			0.02億円	0.01億円				
	(19)	医療機器の研究開発から保険適用までのガイドブック作成事業(令和4年度)	-	0.05億円	-	-	新たに医療機器産業に進出をはかる企業をはじめ、多くの企業のご担当者に参考としていただき、出口戦略、保険適用を見据えた医療機器の開発及びスムーズな上市に資することを目的に、令和4年度診療報酬改定に対応した制度の説明のみならず、保険適用希望書記載の留意事項やAI・デジタル技術を活用したプログラム医療機器に係る保険適用申請など、企業のご担当者が実務上参照できる実践的な保険適用申請手引きを作成する。	2023-厚労-22-0326
			-	0.04億円				
	(20)	サプライチェーン実態把握による医療機器安定供給確保事業(令和4年度)	-	-	4.35億円	-	医療機器のサプライチェーン上の構造的なリスク等を把握するとともに、供給リスクに応じた安定供給に向けた方策を検討し、業界団体等に対するガイドラインの策定等を行う。	2023-厚労-22-0329
			-	0				
	(21)	臨床研究実施体制確保対策費(平成28年度)	80万円	80万円	80万円	-	医療法(昭和23年法律第205号)第25条第3項の規定に基づく立入検査により、臨床研究中核病院がその有する人員若しくは医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、臨床研究中核病院を科学的で、かつ、適正な臨床研究を行う場にふさわしいものとする。	2023-厚労-22-0323
			22万円	60万円				
	(22)	臨床研究適正化等推進事業(平成28年度)	2.3億円	0.84億円	0.84億円	-	・臨床研究安全性確保事業：臨床研究において生じた有害事象について報告を受付し、安全性の確保を図る。	2023-厚労-22-0324
			1.4億円	0.84億円				
	(23)	医療系ベンチャー育成支援事業(平成29年度)	4.43億円	4.37億円	4.37億円	12	「医療のイノベーションを担うベンチャー企業の振興に関する懇談会」の提言を踏まえ、ベンチャー発のイノベーションを促進するため、次の振興策を展開し、医療系ベンチャーのエコシステムの確立を図る。 ① ベンチャーポータルサポート事業 ② 医療系ベンチャーサミット開催運営経費 ③ 医療系ベンチャー振興推進協議会開催運営等経費	2023-厚労-22-0325
			4.34億円	4.61億円				
	(24)	臨床研究総合促進事業(令和元年度)	5.40億円	4.72億円	3.86億円	-	医療法に基づく臨床研究中核病院が備える臨床研究支援基盤を、日本全体の臨床研究基盤へと押し上げるために、これまで実施してきた事業を臨床研究中核病院等に集約化し、他の医療機関の模範となり得る体制の構築を行うと共に、平成30年4月に施行された臨床研究法の円滑な運用を図るため、施行状況等を調査し、必要な措置を講じる。	2023-厚労-22-0142
			3.91億円	3.85億円				
	(25)	リアルワールドデータ研究利活用基盤整備事業	0.18億円	0.18億円	0.18億円	-	昨今の医療領域におけるRWD利活用機運の高まりにより、レジストリ等を含む各種のデータのレギュラトリーサイエンス領域での利活用に向けた検討が急速に進められている中、本事業においては臨中ネットの安定した運用の一つの方向性として、臨中ネットと既存の他データベース事業との連携など、様々な出口戦略を見据えた今後のあり方等について引き続き議論を進める。 具体的には、臨床研究中核病院、PMDAその他必要な関係者の意見を集約し、仕様書の作成及び他データベースとの連携に必要な整備事項のとりまとめを行う。	2023-厚労-22-0051
			0.15億円	0.09億円				

(26)	治験・臨床研究参画コーディネートモデル事業	0.32億円	0億円	0億円	-	患者背景に応じて、治験・臨床研究への参加調整について、電話等による案内を実施するを行う事業を実施する。この際、JRCTや臨床研究情報ポータルサイトなどの情報を活用し、これらに登録されている全ての治験・臨床研究を対象に情報提供等業務を行うとともに、患者・国民等からの問い合わせ内容等の実績を蓄積する。また、本事業について患者・国民及び関係者等へ広く周知を行う。	-					
		0.27億円	0億円									
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
13	後発医薬品安心使用促進事業の実施都道府県数【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野54】(アウトプット)	37	平成26年度	42	令和5年度	前年度(41都道府県)以上	前年度(42都道府県)以上	42都道府県以上	42都道府県以上	42都道府県以上	・「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上」とされているところ、後発医薬品の使用促進にあたっては地域の実情に応じた取組を進めることが重要であることから、都道府県に対し後発医薬品安心使用促進事業の実施を促しているため指標として選定し、都道府県の後発医薬品の使用促進への取り組み状況を踏まえ設定した。	・ 測定指標の選定理由を踏まえ、前年度(令和4年度)の実績及び都道府県の後発医薬品の使用促進への取り組み状況を踏まえ設定した。
						42	42	42	42			
14	後発医薬品の使用割合【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野52】(アウトカム) ※令和2年度まで	47%	平成25年度	80%	令和2年度		80%	80%			・ 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「2020年(令和2年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する」とされていることから、指標として設定した。	・ 測定指標の選定理由を踏まえ、後発医薬品の使用割合を80%(薬価調査)という目標を達成していくことを踏まえ設定した。
	後発医薬品の使用割合(最低の都道府県)【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野54】(アウトカム) ※令和3年度以降	70%	令和2年度	80%	令和5年度			75%	77.2%	80.0%		
達成手段2(開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(27)	医薬品等産業振興費(昭和27年度)(再掲) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野54】	295百万円	299百万円	283百万円	13	ロードマップで定めた取組を進めていく。さらにその取組状況についてモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要な促進策をロードマップに追加し実行していく。 ①後発医薬品使用促進のため、普及啓発の推進や、各都道府県において後発医薬品使用促進のための協議会を設置し地域の実情に応じた使用促進を行う等の環境整備に関する事業を実施する。 ②後発医薬品の使用促進が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し実施する。 【関連するKPIが新経済・財政再生計画 改革工程表において設定されている】						2023-厚労-22-0313
		225百万円	255百万円									
(28)	後発医薬品使用割合の「見える化」事業(令和4年度)	-	-	36百万円	13	地域や医療機関等の別の集計データを作成のうえ都道府県ヘデータセットを提供し、都道府県は、後発医薬品使用促進協議会や保険者協議会等の場において、使用促進策の検討に活用し、効果的な使用促進策を実施することにより後発医薬品使用全体の底上げを図る。						2023-厚労-22-0327
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度			政策評価実施予定 時期	令和7年度
		4,325,435			64,007,563			9,012,976				
施策の執行額(千円)		3,366,872			59,565,844							
施策に関係する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明					令和4年2月25日		医薬品、医療機器産業については、医薬品産業ビジョン二〇二一に基づき、革新的な医薬品等の開発を促進する環境の整備や、医薬品等の品質及び安定供給の確保等に取り組む。			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅰ－10－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること(Ⅰ－10－1) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標10：全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること		担当 部局名	保険局総務課	作成責任者名	保険局総務課長 池上 直樹
施策の概要	○ 高齢化の進行や医療の高度化等により医療費の増大が進んでいる中、全ての国民が今後も安心して必要な医療を受けられるよう、国民皆保険を堅持していくことが課題となっている。 ○ また、国民の健康寿命が延び医療に対する国民のニーズが多様化する中で、保険者に対し、予防・健康づくりに資する保健事業の充実等が求められている。 ○ こうした状況を踏まえ、 ① 保険適用、保険料の徴収や給付の適正化等により医療保険財政の安定化を図るとともに、 ② レセプト・健診情報等のデータの分析に基づき効率的・効果的に保健事業を実施する等、データヘルスの推進により健康寿命の延伸と医療費適正化を同時に図る。 ○ 具体的には、以下の施策を実施する。 ・ NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム)や介護DBなどの各種データベースで保有する健康・医療・介護情報を連結して分析可能とする環境整備に向けた取組を行う。(データヘルス分析関連サービス) ・ データヘルス計画に基づいて実施される個別の保健事業の実態把握・分析等を行うとともに、その中で、保健事業に係る効果検証を適切に実施し、かつ成果を出している保険者における取組状況の把握・分析を行い、市町村への情報提供等を行う。 (データヘルス計画に基づく保健事業の実態把握・分析) ・ データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。(大規模実証事業) ・ 被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和及び特定保健指導等の実施に対する助成を行う。(高齢者医療運営円滑化等補助金) ・ 被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る都道府県及び当該都道府県内の市町村の取組を支援する。(国民健康保険保険者努力支援交付金) 等 ○ 上記に加え、 ・ 人生100年時代の到来と現役世代の減少という新たな少子高齢化の進行を見据えながら、医療保険制度を将来世代に引き継いでいく必要があることから、「全世代型社会保障改革の方針」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、団塊の世代が後期高齢者となるタイミングにおいて、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の安心を広く支えるための改革を着実に実施するため、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(以下「令和5年改正法」という。)を令和5年通常国会に提出し、成立。 ・ 令和5年改正法について、令和5年4月1日より、後期高齢者負担率の設定方法について見直しが施行された。引き続き被保険者や広域連合等の関係者に対して丁寧な周知・広報を行うとともに、医療保険制度における給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、後期高齢者医療制度の保険料賦課限度額の引上げを含む保険料負担の在り方等、負担能力に応じた負担の在り方等の総合的な検討を進める。 ○ この他、新型コロナウイルス感染症対策として、以下を実施している。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険等の保険料の減免を行った市町村等に財政支援を行う。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により休業又は事業縮小した医療機関等が独立行政法人医療福祉機構等からの融資を受けるまでの対策として、令和2年6月に審査支払機関から診療報酬等の一部概算払いが行われるよう、審査支払機関が市中銀行から必要な資金を借り入れた際の利子等について、国庫補助を行う。					
施策を取り巻く現状	国民健康保険の保険者努力支援制度では、市町村・都道府県について、医療費適正化に向けた取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金を交付している。同制度で設定している評価指標について、例えば特定健康診査受診率、特定保健指導実施率、後発医薬品使用割合の達成状況は向上しており、市町村国保全体として見ると、被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進の取組等について進展が見られる。 ・ 特定健康診査の受診率が政府目標値である60%を達成した市町村数：(R1'交付金) 83 → (R5'交付金)127 ・ 特定保健指導の実施率が政府目標値である60%を達成した市町村数：(R1'交付金) 347 → (R5'交付金)554 ・ 後発医薬品の使用割合が政府目標値である80%を達成した市町村数：(R1'交付金) 163 → (R5'交付金)1,048 特定保健指導については、財政状況等の理由により特定保健指導等の実施が困難な健康保険組合に対して、健康保険組合連合会が複数の健康保険組合と共同で特定保健指導を行う事業に対し、その費用の一部の助成を行っているところであり、健康保険組合連合会の各都道府県連合会において当該事業を実施している。 ・ 被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和については、被用者保険において、高齢者医療制度を支えるための拠出金負担が増加する中で、被用者保険者の負担の重さに応じた財政支援を実施している。(高齢者医療運営円滑化等補助金) 2008年度の制度開始以来、特定健診対象者数・特定保健指導対象者数ともに増加傾向であり、実施率においても、増加傾向である。 大規模実証の結果等を踏まえ、令和6年度から開始する特定保健指導においては、特定保健指導の成果等についての見える化やアウトカム評価を導入する。					
施策実現のための課題	1	○ 高齢化の進行や医療の高度化等による医療費の増大が進み、また、国民の健康寿命が延び医療に対する国民のニーズが多様化する中、保険者に対し、予防・健康づくりに資する保健事業の充実等が求められている。 ○ 健康寿命の延伸と医療費適正化を同時に図るためには、レセプト・健診情報等のデータの分析に基づき効率的・効果的に保健事業を実施する等データヘルスの推進を図る必要がある。				
	2	○ 高齢化の進行や医療の高度化等により医療費の増大が進んでいる中、全ての国民が今後も安心して必要な医療を受けられるよう、国民皆保険を堅持していくことが課題となっている。 ○ こうした中で、医療保険財政の安定化を図るため、各保険者により、適正な運用・徴収・給付が実施される必要がある。				

各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係									達成目標の設定理由		
		目標1	データヘルスの推進による保険者機能の強化									保険者は、加入者の立場に立って健康の保持増進を図り、もって病気の予防や早期回復を図る役割が期待されている。 医療保険制度を持続可能なものとするためには、保険者がその役割に基づき、レセプトや健診情報等のデータ分析に基づく効率的・効果的な保健事業を行い、国民の予防健康づくりを推進することで、医療費を適正化していくことが必要であるため。	
		(課題1)											
		目標2	保険者による適用・徴収・給付適正化等による医療保険財政の安定化									医療保険制度を持続可能なものとするためには、保険の適用、保険料の徴収や給付の適正化等につとめることで、医療保険財政の安定化を図ることが必要であるため。	
(課題1)													
1	加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供等に取り組む保険者の数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野16】	293 保険者	令和2年度	2,000 保険者	令和7年度	-	-	-	-	-	本指標は、予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供および上手な医療の係方を広める活動に取り組む医療保険者を測定するものである。データヘルス等の取り組みを通じ、医療保険者の加入者や企業におけるヘルスリテラシーの向上を目指し、ひいては医療費の適正化に寄与するものであり、データヘルスの推進による保険者機能の強化状況を参照する指標として選定した。	目標値・目標年度については「新経済・財政再生計画 改革工程表」および「「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」(宣言4)」で設定されているものと同じである。	
	健康保険組合	98	令和2年度	-	-	-	-	-	前年度以上	前年度以上	-	-	
	全国健康保険協会	4	令和2年度	-	-	-	-	-	前年度以上	前年度以上	-	-	
	市町村国保	182	令和2年度	-	-	-	-	-	前年度以上	前年度以上	-	-	
	国保組合	3	令和2年度	-	-	-	-	-	前年度以上	前年度以上	-	-	
						-	98	118	集計中(令和5年11月目途公表予定)				
						-	4	3	集計中(令和5年11月目途公表予定)				
						-	182	199	10月数値確定予定				
						-	3	12	10月数値確定予定				

後期高齢者広域連合	4	令和2年度	-	-	-	-	-	前年度以上	前年度以上	-	-
					-	4	4	集計中(令和5年10月目処公表予定)			
アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する保険者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野27.28】	-	-	-	令和6年度	-	-	-	-	-	データヘルス計画は、保険者がレセプト・健診情報等のデータ分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するために作成するものであり、国民の予防健康づくりに資する。またアウトカムベースでの適切なKPIを設定することでデータヘルス計画の標準化の進展に繋がる。したがって、データヘルスの推進による保険者機能の強化状況を参照する指標として選定した。	目標値・目標年度については新経済・財政再生計画 改革工程表で設定されているものと同じである。
健康保険組合	-	-	100%	令和5年度	-	-	-	前年度以上	100%	-	(参考) 令和3年度実績値89.4%は分母:健康保険組合総数(1,385組合)、分子::アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する健康保険組合数(1,193組合)から算出したもの。
					-	-	86.1%	集計中(令和5年11月目途公表予定)			
全国健康保険協会	-	-	100%	令和5年度	-	-	-	前年度以上	100%	-	(参考) 令和3年度実績値100%は分母:全国健康保険協会の47支部、分子:アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する全国健康保険協会の支部数(47支部)から算出したもの。
					-	-	100%	集計中(令和5年11月目途公表予定)			
市町村国保	-	-	100%	令和5年度	-	-	-	-	100%	-	(参考) 令和3年度実績値91.3%は分母:市町村国保総数(1716保険者)、分子:アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する市町村国保数(1567保険者)から算出したもの。
					-	-	91.3%	集計中(令和5年10月目処公表予定)			
国保組合	-	-	100%	令和5年度	-	-	-	-	100%	-	(参考) 令和3年度実績値60.6%は分母:国民健康保険組合総数(160組合)、分子:アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する国民健康保険組合数(97組合)から算出したもの。
					-	-	60.6%	集計中(令和5年10月目処公表予定)			

	後期高齢者広域連合	-	-	100%	令和5年度	-	-	-	前年度以上	100%		(参考) 令和3年度実績値89.4%は分母：後期高齢者医療広域連合の47、分子：アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する後期高齢者医療広域連合42から算出したもの。
3	保険者とともに健康経営に取り組む企業数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野㉒ii】	-	-	10万社	令和7年度	-	-	-	前年度以上	前年度以上	保険者が、より効果的、効率的にデータヘルスを実施していくためには、事業主と役割分担や職場環境の整備等、積極的に連携していくことが重要である。本指標は経済産業省が調査を行い、取り組んでいるものであるが、厚生労働省としても、健保組合等のデータヘルスを推進するために、健保組合等が事業主と連携することを促している。したがって、データヘルスの推進による保険者機能の強化状況を参照する指標として選定した。	目標値・目標年度については「新経済・財政再生計画 改革工程表」および「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」(宣言3)で設定されているものと同じである。
		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	医療保険給付費国庫負担金等 (大正15年度等) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野2.5.6.7.17.18.51 ii .㉒v】	9兆8,528億円	9兆9,149億円	10兆619億円	1	健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、各医療保険者に対し医療費等に要する費用の一部を負担する。(主な国庫負担割合：協会けんぽ：164/1000、市町村国保：32/100及び9/100、後期高齢者医療：3/12及び1/12 等)もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。						2023-厚労-22-0332
(2)	健康保険組合事務費負担金 (大正15年度)	27億円	27億円	27億円	-	健康保険組合が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用の負担金。事務費負担金は、各健康保険組合の被保険者数に応じて負担することになっているが、社会保障関係費の量的縮減目標に資するため、平成10年度から20年度までは対象経費の1/4を削減し、平成21年度以降は1/2を削減している。						2023-厚労-22-0347
(3)	医療保険統計分析等経費 (昭和29年度)	3百万円	3百万円	2百万円	-	医療保険各制度の事業状況等を把握し、月報・年報等について取りまとめ公表する。もって各制度の事業状況等を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。						2023-厚労-22-0354
(4)	医療保険実態調査費 (昭和37年度)	2百万円	2百万円	2百万円	-	各制度の年齢構成や保険料賦課状況等を把握し、実態調査報告書として取りまとめ公表する。もって医療保険各制度の実態を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。						2023-厚労-22-0355
(5)	行政指導費 (昭和40年度)	59百万円	59百万円	59百万円	-	主意書及び会議資料の印刷にかかる費用を支出する。職員が使用する保険制度資料等を作成し、効率的かつ円滑に事業を行うことを目的とする。						2023-厚労-22-0348
(6)	医療保険制度改革経費 (昭和45年度)	386百万円	378百万円	378百万円	-	・制度改革に伴う法律改正に係る法律案を作成し、印刷会社へ印刷製本を発注し、国会へ提出する。 ・保険局が主催主体となる検討会、有識者会議を開催する。 上記により、法律・政令等の法案の印刷及び制度改革資料を作成し、国民への制度改革内容等の周知の徹底、その他、保険局職員の円滑な業務に寄与している。						2023-厚労-22-0366
(7)	国民健康保険保険者等指導費 (①昭和52年度、②平成12年度)	7百万円	7百万円	7百万円	1,2,5,6,7	①国民健康保険事業の発展に資する活動で、他の模範とするにふさわしい活動を表彰して、その功績を讃えることにより、当該活動の前進、拡大を図る。 ②都道府県、政令指定都市及び中核市の国民健康保険主管課(部)長を対象とした会議の開催、研修や講演の実施等をととして、国民健康保険の適切な運用の在り方等を周知することにより、医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している						2023-厚労-22-0351
(8)	国民健康保険団体連合会等補助金 (昭和52年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野2.5.6.7.39 iii】	41億円	79億円	23億円	1,2	国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会が行う国保保険者の共同の目的を達成するための事業に対し、国庫負担を行う事業(国民健康保険団体連合会等補助金)を実施している。もって国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。						2023-厚労-22-0345

	(9)	医療費供給面統計システム (平成8年度)	100百万円 32百万円	143百万円 76百万円	17百万円	-	医療供給サイドからの医療費データを収集し、体系的に管理することにより、医療機関の種類、規模別や制度別、被保険者・被扶養者別等に医療費の動向を分析する。もって制度改正や診療報酬改定等の医療保険行政の政策決定に寄与している。	—
	(10)	医療費情報総合管理分析システムに要する経費(平成8年度)	411百万円 285百万円	415百万円 391百万円	288百万円	-	医療保険の医療費データを制度別、地域別、保険者別、月別等に総合的、体系別に管理することにより、医療費分析を迅速かつ的確に行う。医療保険各制度の事業状況並びに実態を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。	—
	(11)	レセプト電算処理システムの推進に必要な経費 (平成12年度)	767百万円 826百万円	393百万円 354百万円	509百万円	-	・診療報酬請求については、平成21年11月の請求省令改正により、完全義務化から原則化とし紙媒体による請求も可能となったが、保険医療機関等、審査支払機関及び保険者を通じた電子レセプト請求の促進を進める。 ・「高齢者の医療の確保に関する法律」により、レセプト情報・特定検診等情報を収集し、医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査及び分析を進める。また、正確なエビデンスに基づく施策の推進のために利用する行政機関や、医療サービスの質の向上等を旨とした研究又は学術の発展に資する目的で行う研究に対して、当該情報の提供を行う。	2023-厚労-22-0373
	(12)	保険医療機関等管理システムに要する経費 (平成20年度)	1,672百万円 1,564百万円	- -	-	-	・R4予算からデジタル一括計上経費として計上し当省予算では計上していない。	—
	(13)	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 (平成20年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野2,5,6,7】	141億円 53億円	189億円 77億円	130億円	-	糖尿病性腎症重症化予防等の保険者等が行う事業及び都道府県ごとに組織される保険者協議会において実施する各医療保険者等のデータヘルス事業や、都道府県内の医療費分析等の事業について補助するものである。こうした保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2023-厚労-22-0333
	(14)	後期高齢者医療制度事業費補助金 (平成20年度)	50億円 50億円	50億円 50億円	49億円	1.2,7,8	後期高齢者医療に係る事業を円滑に実施するため、後期高齢者医療広域連合に対し健康診査及び特別高額医療費共同事業に要する経費の一部について補助する。もって保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2023-厚労-22-0338
	(15)	後期高齢者医療制度関係事務事業費補助金 (平成20年度)	13億円 13億円	9億円 9億円	9億円	-	後期高齢者医療制度に関する事務を効率的かつ円滑に実施するため、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会が行う事業(第三者求償事業、レセプト電算処理システム推進事業等)に要する経費の一部について補助する。もって保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2023-厚労-22-0339
	(16)	高齢者医療運営円滑化等補助金 (平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野2,5,6,7,17,18】	798億円 760億円	774億円 747億円	758億円	2,3,4,5,6	高齢者医療制度の基盤の安定化を図るため、被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和及び特定保健指導等の実施に対する助成を行う。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2023-厚労-22-0340
	(17)	DPCデータベース管理運用システム等に要する経費 (平成26年度)	180百万円 627百万円	33百万円 26百万円	33百万円	-	DPCデータの一元管理及びDPCデータの利活用を可能とするためのデータベースを運用し、第三者提供を行う。もって医療サービスの質の向上に寄与している。	2023-厚労-22-0385
	(18)	医療介護総合確保促進会議に要する経費 (平成27年度)	4百万円 1百万円	4百万円 3百万円	4百万円	-	地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針の策定等に当たって、関係者の意見を反映させるための会議を開催する。もって安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築に寄与する。	2023-厚労-22-0381
	(19)	地域における医療・介護の連携強化の調査研究事業 (平成27年度)	28百万円 20百万円	28百万円 18百万円	28百万円	-	地域における医療と介護の連携を強化するための調査研究事業を実施する。もって安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築に寄与する。	2023-厚労-22-0382
	(20)	データヘルス分析関連サービス (平成30年度)	888百万円 802百万円	33百万円 20百万円	-	-	NDBは、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、レセプト情報と特定健診等データの匿名化情報を保険者から収集し、医療費適正化計画の作成・実施及び評価のための調査分析を行うとともに、これらの情報を行政機関や医療サービスの質の向上等を旨とした研究又は学術の発展に資する目的で行う研究に対して提供することにより、国民の健康増進と医療費適正化の推進に寄与している。本事業は、NDBの性能を向上させるとともに、介護データベース等の各種データベースとの連携の機能を整備することにより、さらに健康・医療・介護分野での保健医療データの研究活用の推進等につながる。	2023-厚労-22-0388
	(21)	データヘルス計画に基づく保健事業の実態把握・分析 (令和2年度)	17百万円 16百万円	17百万円 12百万円	17百万円	-	データヘルス計画及び当該計画に基づく個別の保健事業の実態把握・分析を行うとともに、その中で、保健事業に係る効果検証を適切に実施し、かつ成果を出している保険者における取組状況の把握・分析を行い、市町村への情報提供等を行うことにより、国民健康保険の加入者の予防・健康づくりを推進する。	2023-厚労-22-0390
	(22)	大規模実証事業に必要な経費 (令和2年度)	1.5億円 1.2億円	1.5億円 1.2億円	40百万円	-	「経済財政運営と改革の基本方針」(令和元年6月21日閣議決定)において、「データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う」とされていること等を踏まえ、制度改革に必要なエビデンスの収集等を行うことを目的としている。	2023-厚労-22-0391

6

全国健康保険協会	-	-	前年度以上	毎年度	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	-	(参考1)平成27年度実績:97.8%、平成28年度実績:98.0% (参考2)令和3年度実績値97.2%は分母:調定額(11,180,593,123,690円)/分子:収納額(10,869,987,540,883円)から算出したもの。
					5,399億円	6,183億円	2,991億円	4,319億円			
市町村国保	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	-	(参考)令和3年度実績値6,352億円は市町村国保が提出する令和3年度決算を参照したもの。
					4,110億円	7,750億円	6,352億円	集計中(R6年7月目途公表予定)			
国保組合	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	-	(参考)令和3年度実績値▲65億円は国保組合が提出する令和3年度決算を参照したもの。
					125億円	246億円	▲65億円	集計中(R6年7月目途公表予定)			
後期高齢者広域連合	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	-	(参考)令和2年度実績値8,219億円は後期高齢者広域連合が提出する令和2年度決算を参照したもの。
					3,607億円	8,219億円	5,823億円	集計中(R6年7月目途公表予定)			

7

各医療保険制度における保険料(税)の収納率 (アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	医療保険者ごとの保険料(税)収納の適正化状況を参照するための指標として選定した。	各医療保険者の保険料(税)収納は個別に行われるため、各年度において全体の目標値を立てることは困難であることから前年度以下とした。
健康保険組合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(99.83%)以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	-	(参考)令和3年度見込値99.96%は分母:保険料決定額(8,268,224,671千円)、分子:保険料収入額(8,265,168,529千円)から算出したもの。
					99.97%	99.66%	99.96%(見込)	集計中(R5年9月目途公表予定)			
全国健康保険協会	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(98.3%)以上	前年度(98.4%)以上	前年度(96.8%)以上	前年度(97.2%)以上	前年度以上	-	(参考1)平成28年度実績:98.0%、平成29年度実績:98.2% (参考2)令和4年度実績値97.3%は分母:調定額(11,293,814,232,908円)/分子:収納額(10,987,221,031,561円)から算出したもの。
					98.4%	96.8%	97.2%	97.3%			
市町村国保	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(92.85%)以上	前年度(92.92%)以上	前年度(93.69%)以上	前年度(94.24%)以上	前年度以上	-	(参考1)平成30年度実績:92.85% (参考2)令和3年度実績値94.24%は分母:調定額(2,525,491,750千円)、分子:収納額(2,380,058,442千円)から算出したもの。 ※収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。
					92.92%	93.69%	94.24%	集計中(R6年7月目途公表予定)			

8	国保組合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度 (99.97%) 以上	前年度 (99.97%) 以上	前年度 (99.97%) 以上	前年度 (99.98%) 以上	前年度以上	-	(参考1)平成30年度実績:99.97% (参考2)令和3年度実績値99987%は分母:調定額(562,178,755千円)、分子:収納額(562,052,124千円)から算出したもの。 ※収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。
						99.97%	99.97%	99.98%	集計中 (R6年7月 目途公表 予定)			
	後期高齢者広域連合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度 (99.40%) 以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	-	(参考1)平成29年度実績:99.36%、平成30年度実績:99.40% (参考2)令和3年度実績値99.54%は分母:調定額1,390,535,628千円)、分子:収納額(1,384,173,267千円)から算出したもの。 ※収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。
						99.40%	99.53%	99.54%	集計中 (R6年7月 目途公表 予定)			
	各医療保険制度における後発医薬品差額通知実施保険者の割合(アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	健康保険組合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度 (74.40%) 以上	前年度 (78.10%) 以上	前年度 (77.6%) 以上	前年度以上	前年度以上	-	(参考1)平成27年度実績:65.1%・平成28年度実績:68.3%(平成26年度実績:68.53%) (参考2)令和3年度実績値80.7%は分母:全数調査に回答した健康保険組合総数(1,334組合)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしていると全数調査で回答した健康保険組合数(1,077組合)から算出したもの。
						78.10%	77.60%	80.7%	集計中(令和5年11月目途公表予定)			
	全国健康保険協会	-	-	前年度以上	毎年度	前年度 (100%)以上	前年度 (100%)以上	前年度 (100%)以上	前年度 (100%)以上	前年度以上	-	(参考1)平成27年度実績:100%、平成28年度実績:100% (参考2)令和3年度実績値100%は分母:全国健康保険協会の47支部、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている全国健康保険協会の支部数(47支部)から算出したもの。
						100%	100%	100%	集計中(令和5年11月目途公表予定)			
	市町村国保	-	-	前年度以上	毎年度	前年度 (98.06%) 以上	前年度 (98.60%) 以上	前年度 (98.72%) 以上	前年度 (99.18%) 以上	前年度以上	-	(参考1)平成29年度実績:96.68%、平成30年度実績:98.08% (参考2)令和3年度実績値99.18%は分母:市町村国保総数(1,716市町村)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている市町村国保数(1,702市町村)から算出したもの。
						98.60%	98.72%	99.18%	集計中(R6年7月目途公表予定)			

9	国保組合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度 (75.31%) 以上	前年度 (80.25%) 以上	前年度 (80.12%) 以上	前年度 (83.23%) 以上	前年度以上	-	(参考1)平成29年度実績69.33%、平成30年度実績:75.31% (参考2)令和3年度実績値83.23%は分母:国保組合総数(161組合)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている国保組合数(134組合)から算出したもの。
	後期高齢者広域連合	-	-	前年度以上	毎年度以上	前年度 (100%)以上	前年度 (100%)以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	-	(参考1)平成29年度実績:100%(47/47広域連合)、平成30年度実績:100%(47/47広域連合) (参考2)令和3年度実績値100%は分母:後期高齢者広域連合総数(47広域連合)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている後期高齢者広域連合数(47広域連合)から算出したもの。
	後発医薬品の使用割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野52】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 ※令和2年度まで	47%	平成25年度	80%	令和2年度	前年度 77%	80%	-	-	-	「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「2020年(令和2年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する」とされていることから、指標として設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	測定指標の選定理由を踏まえ、後発医薬品の使用割合を80%(薬価調査)という目標を達成していくことを踏まえ設定した。
	後発医薬品の使用割合(最低の都道府県) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野58】(アウトカム) ※令和3年度以降	69.70%	令和元年度	80%	令和5年度	前年度 70%	72%	74.7%	77.2%	80.0%	「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体手で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取組を進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」とされていることから、指標として設定した。	測定指標の選定理由を踏まえ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上(NDB)という目標を段階的に達成していくことを踏まえ設定した。
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額	予算額								
		執行額	執行額	執行額								
(24)	保険料等交付金に必要な経費(年金特別会計健康勘定) (平成20年度)	109,262億円	109,10269億円	110,23401億円	6	国において徴収した保険料等を毎月定期的に遅滞なく全国健康保険協会へ保険料等交付金として交付しており、安定的な保険財政に寄与している。						2023-厚労-22-0375
(25)	国民健康保険組合事務費負担金 (昭和21年度)	22.0億円	21.8億円	21.7億円	5.6	国保組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国庫負担を行う事業(事務費負担金)を実施している。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。						2023-厚労-22-0372
(26)	過誤納保険料の払い戻し等に必要な経費(年金特別会計健康勘定) (昭和22年度)	44億円	54.16億円	43.48億円	6	国において徴収した保険料について、被保険者の資格・標準報酬月額に関する手続きが遡及して行われた場合等に、結果として徴収すべき保険料の過不足が生じることがある。納付義務者ごとに適切な保険料負担を求める観点から、徴収不足が生じた場合にはあらためて納入の告知を行い、また、過徴収が生じた場合には、納付義務者へ保険料の還付を行うもの。						2023-厚労-22-0376
(27)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬剤師等病棟業務実態調査費) (平成23年度)	7百万円	7百万円	2百万円	5.6	全病院から抽出した保険医療機関を対象に、勤務医の薬物療法関連についての負担意識や薬剤師の病棟における業務の状況等についてアンケート調査を行い、提出された調査票の集計、分析を行い、その分析結果について内容の検証、評価を行う。 中央社会保険医療協議会の令和4年度診療報酬改定に係る答申書附帯意見においては、「医師の働き方改革の推進や、看護補助者の活用及び夜間における看護業務の負担軽減、チーム医療の推進に係る診療報酬上の見直しについて、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、実効性のある適切な評価の在り方等について引き続き検討すること。」とされているところであり、薬剤師や関係職種の病棟配置やチーム医療への貢献に関する評価方法について検討・検証するために、薬剤師や関係職種の病棟業務に係る実態等の調査を行う。						2023-厚労-22-0377

(28)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬局のかかりつけ機能に係る実態調査費) (平成23年度)	8百万円	8百万円	4百万円	5.6	全保険薬局から抽出した施設を対象として、在宅患者に対する訪問薬剤管理指導その他の薬剤師の関わり方等、薬局のかかりつけ機能、医療提供体制に関する書面調査を行う。 地域医療における薬局のかかりつけ機能をさらに強化するため、これまで行ってきた調剤報酬改定を踏まえた薬局における患者への指導等の実態等を調査し、課題等を明らかにするとともに、訪問薬剤管理指導の実態やあるべき姿、現場での新たなニーズなどを調査し、次回診療報酬改定に向けて、評価体系を整理することができる。	2023-厚労-22-0378
		3百万円	3百万円				
(29)	医療技術の費用対効果を評価するために必要な経費 (平成25年度)	1,517百万円	967百万円	875百万円	5.6	平成31年度より医薬品・医療機器の償還価格設定について費用対効果評価の実施が制度化された。高額な医薬品や医療機器の増加が想定される中で、それらの医療技術の効率性(費用対効果)について精緻に評価を行い、償還価格について検討を行う。また評価対象品目の拡充等も求められている中で、その実施体制等の充実を行う。	2023-厚労-22-0379
		877百万円	834百万円				
(30)	診療内容及び薬剤使用状況調査費 (昭和25年度)	9百万円	9百万円	9百万円	5.6	医薬品の価格決定システムや後発医薬品の使用促進策等、我が国の薬剤給付のあり方の検討に必要な調査項目について、文献調査を行うとともに、海外に調査団を派遣し、各国の薬局、薬剤師会、保険担当部門、医療機関、製薬団体等を訪問し、実地調査を行う。 政府決定等において、薬価制度上の革新的医薬品の適切な評価や後発医薬品の使用促進が重要課題として挙げられていることから、これらの施策の推進を図る必要があり、諸外国の医薬品に係る制度改革の実態・取り組みを把握し、我が国の今後の薬剤使用の一層の適正化に向けた価格システム、薬局・薬剤師の役割、その評価のあり方等の検討・考察を行うとともに、後発医薬品使用促進にかかる検討を的確に行うための基礎資料を収集することができる。	2023-厚労-22-0353
		5百万円	8百万円				
(31)	医療担当者指導費 (昭和25年度)	66百万円	28百万円	62百万円	5.6	以下により、診療報酬改定を円滑に行うとともに、医療指導を行う者に対し、その業務を支障なく行わせることに資する。 ・中央社会医療保険協議会に必要とする診療報酬改定関係等資料の印刷。 ・診療報酬改定関係業務に必要な書籍等を購入するための経費 ・診療報酬改定に際し、改定内容の周知徹底等の業務を行うことによる職員への旅費等。	2023-厚労-22-0352
		62百万円	11百万円				
(32)	国民健康保険組合出産育児一時金等補助金 (①昭和37年度・②平成15年度)	48.4億円 48.4億円	48.4億円 48.4億円	54.3億円	5.6	国保組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国庫負担を行う事業(①出産育児一時金補助金、②高額医療費共同事業補助金)を実施している。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2023-厚労-22-0371
(33)	医療経済実態等調査費 (昭和42年度)	157百万円	12百万円	159百万円	5.6	医療機関等に関する以下の調査を実施することで、医療機関等における医薬経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することができる。 ・病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局に対する施設全体の収支状況を把握するための調査(医療機関等調査) ・医療保険の保険者の財政状況の実態を把握するための調査(保険者調査) ・訪問看護ステーションの訪問看護療養費の実態を把握するための調査(訪問看護療養費実態調査) ・柔道整復、はり・きゅう、あん摩マッサージ、治療用器具等の療養費の実態を把握するための調査(療養費実態調査)	2023-厚労-22-0361
		125百万円	11百万円				
(34)	薬価基準改正経費 (昭和51年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野51 ii】	14百万円 10百万円	14百万円 11百万円	14百万円	5.6	既収載医薬品(約2万品目)の薬価算定の基礎資料とするため、厚生労働省が過去3か年間に実施した薬価調査のデータ及び隔年で実施する薬価本調査のデータを用いる等により、全薬価基準収載医薬品について薬価調査結果の概要を整え、品目ごと、薬効群ごと等の薬価ベース取引金額、使用量の推移等が解析できるデータなど、必要なデータの集計・整理等を行う。 診療報酬改定に併せて「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」の規定に基づき定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号)」の改正を行うに際し、当該基準既収載品の薬価の算定を正確かつ精密に行うために必要なデータの集計・分析・整理を行うことができる。	2023-厚労-22-0358
(35)	国民健康保険保険者等指導費 (①昭和52年度、②平成12年度)	7百万円 1百万円	7百万円 2.7百万円	7百万円	1,2,5,6,7	①国民健康保険事業の発展に資する活動で、他の模範とするにふさわしい活動を表彰して、その功績を讃えることにより、当該活動の前進、拡大を図る。 ②都道府県、政令指定都市及び中核市の国民健康保険主管課(部)長を対象とした会議の開催、研修や講演の実施等をおして、国民健康保険の適切な運用の在り方等を周知することにより、医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している	2023-厚労-22-0351
(36)	医療指導監査官の活動に要する経費 (昭和54年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野㉗(v)】	20百万円 10百万円	32百万円 23百万円	34百万円	5.6	・保険医療機関等を対象に、保険医療機関及び保険医療養担当規則等に定められている保険診療の取扱、診療報酬の請求について周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図る。 ・医療指導監査官の指導監査等に係る旅費、医療指導監査部門の職員が使用するマニュアル作成経費等。	2023-厚労-22-0362
(37)	衛生検査所検査料金調査費 (昭和56年度)	3百万円 2百万円	- -	2百万円	5.6	「臨床検査技師等に関する法律」に基づき登録している全国の全ての衛生検査所を対象とし、保険診療に関する検査の有無、取り扱い検対数などについて、調査票によるアンケート調査を実施する。衛生検査所が実施する臨床検査料について、実態を調査し、診療報酬点数の評価を行い、もって診療報酬の適正化を図るための基礎資料を得ることができる。	2023-厚労-22-0364

(38)	健康保険組合指導等に必要な経費 (昭和57年度)	33百万円	168百万円	126百万円	3.6	①加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況を分析、経営者に通知する健康スコアリングレポート事業の実施。 保険者と事業主における健康課題等の共有を促進し、コロナヘルス強化による取組の活性化のきっかけづくりを支援することにより、医療保険制度の安定的・効率的な運営に寄与している。 ②毎年度開催する健康保険組合及び社会保険資料報酬支払基金功績者大臣表彰に係る大臣表彰状の印刷、舞台設置の実施等。 大臣表彰を実施することにより、医療保険制度の事業運営の発展に寄与している。	2023-厚労-22-0350
		10.5百万円	130百万円				
(39)	顧問医師等の雇上げに要する経費 (昭和59年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野⑦（v）】	3.1百万円	3百万円	3百万円	5.6	顧問医師団会議を開催。保険医療機関等の指導・監査に際し、医療技術の進歩が著しい中、診療内容の当・不当の判断等について、医学的に高度かつ専門的な判断を求められる事例に対し、専門的見地から助言をお願いしている医療技術参与にご参集いただき、指導・監査に関し共通認識を持っていただくことができる。	2023-厚労-22-0359
		1百万円	1百万円				
(40)	歯科技工料調査費 (昭和62年度)	8百万円	-	8百万円	5.6	歯科医療機関と歯科技工所を対象とし、歯科医療機関については、歯科技工所から納入された歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科技工所については、当該歯科技工料を納入面から調査する。 歯科医療機関については、1,300力所(母集団約7068,000力所)、歯科技工所については、1,120力所(母集団約4,0900力所)を無作為に抽出し、これらの調査客体に出納された歯科技工物についての歯科技工料を調査する。 上記調査により、診療報酬改定を含む歯科保険医療について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	2023-厚労-22-0363
		4百万円	-				
(41)	保険医療材料等の価格情報収集費 (平成6年度)	38百万円	-	38百万円	5.6	海外調査については、英、米、独、仏、豪等について調査を実施し、現地の情報について、政府機関が公表している資料の収集及び必要に応じて現地の専門家へのヒアリングを行い、実態を調査する。 国内調査については、保険医療材料を購入している保険医療機関に対して、購入費用に関するアンケート調査を実施し、材料購入の状況に関する調査を実施する。 上記調査結果については、診療報酬改定に向けた保険医療材料制度の見直しに関する検討を行うための判断材料とする。	2023-厚労-22-0360
		32百万円	-				
(42)	保険診療の効率化に関する調査検討費 (平成10年度)	15百万円	15百万円	13百万円	5.6	・保険医療機関が毎年地方厚生(支)局に対して実施する7月1日時点の施設基準等の届出状況の報告について、各地方厚生(支)局の事務所ごとに報告内容についての提出を受け、記載された入院基本料に関連した事項についての集計を行い、診療報酬改定を実施するに当たっての基礎資料とするために必要な情報についての出力を実施する。また、施設基準の届出医療機関に対する調査を実施する際の情報を得る。 ・また、医療機関から提出される先進医療を実施した実績報告の集計を行い、新規保険導入、既存診療報酬点数の適用の可否及び存続の可否に係る検討等を行う。	2023-厚労-22-0365
		13百万円	12百万円				
(43)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(「急性期の包括評価に係る調査に要する経費」及び「DPC制度の見直しに係る調査経費」) (平成15年度)	615百万円	535百万円	517百万円	5.6	本調査は、中央社会保険医療協議会の付託を受けた診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会の下、DPC制度導入による診療内容等の影響評価及び今後のDPC制度の継続的な見直しのために必要なデータを得るための調査を行うこと、また、診療報酬改定に向けた検討に際し、中央社会保険医療協議会や入院医療等の調査・評価分科会等の要請による資料作成などの調査関連補助業務を行うことなどを目的とする事業であり、その上で、適切な診療報酬を設定することにより、医療保険財政の安定化に寄与する。	2023-厚労-22-0369
		517百万円	527百万円				
(44)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(入院医療等の評価に関する調査研究) (平成16年度)	126百万円	126百万円	84百万円	5.6	一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料、特定集中治療室管理料等の入院料の見直し等による影響の調査・検証及びそのあり方等についての検討を行うため、患者の状態像等を把握し、中央社会保険医療協議会等における議論や次期診療報酬改定の検討に資するデータを収集・分析することを目的とする事業であり、その上で、適切な診療報酬を設定することにより、医療保険財政の安定化に寄与する。	2023-厚労-22-0370
		72百万円	97百万円				
(45)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(診療報酬の見直しに係る意見募集に必要な経費、見直し後の診療報酬体系についての評価に係る調査及び先進医療に関する調査研究) (平成18年度)	123百万円	108百万円	109百万円	5.6	適切な診療報酬を設定することで、医療の質の向上と医療保険制度の持続性を両立させるために、以下の調査等を実施し、診療報酬改定の議論に資する資料を得る。 ・5～6項目の調査項目について調査票により調査を実施し、提出された調査票の集計、分析を行い、その分析結果について内容の検証、評価を行う。 ・関係学会等から提出された医療技術の評価・再評価希望書について評価を行う(診療報酬改定年度のみ)。 ・厚生労働省ホームページを利用してパブリックコメントを実施し、広く国民の意見を募集する(診療報酬改定年度及び令和2年度以降薬価改定は毎年度)。	2023-厚労-22-0368
		98百万円	89百万円				
(46)	後期高齢者医療制度事業費補助金 (平成20年度)	50億円	50億円	49億円	1.2,7,.8	後期高齢者医療に係る事業を円滑に実施するため、後期高齢者医療広域連合に対し健康調査及び特別高額医療費共同事業に要する経費の一部について補助する。 もって保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2023-厚労-22-0338
		50億円	50億円				
(47)	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 (平成20年度)	78百万円	27百万円	13百万円	5.6	高齢者医療制度の円滑な実施を図るため、70歳から74歳の高齢者(誕生日が昭和19年4月1日までの者に限る)の医療費の自己負担を1割とするための費用及び低所得者の保険料を軽減するための費用を交付する。もって保険者等への交付を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2023-厚労-22-0344
		66百万円	15百万円				

(48)	全国健康保険協会事務費負担金 (平成20年度)	65億円	59.57億円	56.03億円	6	以下により、全国健康保険協会の事務費の一部を国が負担することで、被保険者らの保険料負担を軽減し、安定的な保険財政に寄与する。 なお、全国健康保険協会においては、毎年前年の水準を下回ることを目標に事務費の削減を行っている。 ①全国健康保険協会の健康保険事業の事務の執行に要する費用の負担金 ②全国健康保険協会の船員保険事業の事務の執行に要する費用の負担金 ③退職手当引当金	2023-厚労-22-0346
		65億円	59.57億円				
(49)	後期高齢者医療企画指導費 (平成20年度)	39百万円	39百万円	48百万円	5.6	都道府県ブロック会議を開催するなど、後期高齢者医療制度に関わる都道府県及び後期高齢者医療広域連合への指導等を行うことを通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2023-厚労-22-0356
		15百万円	12百万円				
(50)	再審査事件等処理システムに要する経費 (平成20年度)	10百万円	3百万	3百万	-	社会保険審査会は、社会保険各法(健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等)に関する処分再審査請求等に係る裁決機関であり、その事務局である社会保険審査調整室は、すべての事件のデータ管理のため「再審査請求等事件管理システム」を構築するなど、事務処理の効率的、効果的な遂行を図っている。	2023-厚労-22-0374
		8百万円	1百万				
(51)	国民健康保険の財政対策に必要な経費 (平成20年度)	8百万円	0.6百万円	0.6百万円	5.6	① 各種補助金等の適正かつ効率的な交付決定を行うための「国民健康保険総合データベースシステム」にかかるシステム改修(R3まで。R4以降デジタル一括計上のため対象外) ② 国民健康保険組合の所得状況等報告補助金等執行事務の効率化を図り、国民健康保険保険者への各種補助金等の適正かつ効率的な執行を確保すること等を通じて医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している。	2023-厚労-22-0357
		7百万円	0				
(52)	高齢者医療運営円滑化等補助金 (平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野2.5.6,7,17,18】	798億円	774億円	758億円	2.3.4.5.6	高齢者医療制度の基盤の安定化を図るため、被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和及び特定保健指導等の実施に対する助成を行う。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2023-厚労-22-0340
		760億円	747億円				
(53)	全国健康保険協会業績評価関係経費 (平成21年度)	0.5百万円	0.5百万円	0.5百万円	6	健康保険法第7条の30の規定に基づき、全国健康保険協会の行う健康保険事業等の事業年度ごとの業績について評価を行う。全国健康保険協会の事業における評価を適切に行うことで健康保険事業の適正化を図る。	2023-厚労-22-0367
		0.9百万円	1.1百万円				
(54)	特定健診・保健指導における医療費適正化効果検証事業 (平成27年度)	63百万円	1.1億円	51百万円	5.6	レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)のデータを用いて、特定健診・特定保健指導による検査値改善への効果等や、医療費適正化効果について分析を行う。	2023-厚労-22-0380
		48百万円	1億円				
(55)	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 (平成28年度)	31.6億円	21.4億円	10.3億円	5.6	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)の成立により、平成30年度以降、都道府県は当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険事務を行う。都道府県及び市町村が行う国民健康保険事務の効率的な執行等を支援するための標準的な電算処理システムの開発に要する経費を補助することにより、医療保険の安定的運営に寄与している。 ※平成30年度より、「国民健康保険制度関係業務事業費補助金」に名称が変更。	2023-厚労-22-0383
		27.9億円	20.4億円				
(56)	患者申出療養に関する経費 (平成28年度)	17百万円	10百万円	7百万円	5.6	患者申出療養評価会議等における審査運営業務等を支援するとともに、患者申出療養として認められた医療技術について、厚生労働省ホームページを通じた広報等に用いるデータベース等の作成等を行う。	2023-厚労-22-0384
		7百万円	7百万円				
(57)	療養費制度の見直し等に要する経費 (平成29年度)	52百万円	36百万円	56百万円	5.6	・あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の審査業務の適正化、効率化及び申請内容のデータ化・分析精度向上を図ることを目的として、電子請求の導入に向けた事前調査等を実施する。 ・治療用器具について、既製品の適正な基準価格の設定のため、実勢価格の調査等を実施する。 ・その他、制度の見直しを行うために必要な調査を行うための費用を要求するものである。	2023-厚労-22-0386
		9百万円	10百万円				
(58)	高齢者医療特別負担調整交付金 (平成29年度)	100億円	100億円	100億円	5.6	高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入に伴い、被用者保険者の負担が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施するため、平成29年度から拠出金負担が重い保険者への負担軽減対策の対象を拡大し、拡大分に該当する保険者の負担を保険者相互の拠出と国費の折半により軽減することとしている。	2023-厚労-22-0387
		100億円	100億円				
(59)	国民健康保険保険者努力支援交付金 (平成30年度)	141,162百万円 133,163百万円	141,162百万円 134,732百万円	121,162百万円	1.9	都道府県が行う国民健康保険法第75条の2第1項の「国民健康保険保険給付費等交付金」の交付等に必要な費用の一部として、都道府県に対して交付金を交付する。もって、保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2023-厚労-22-0389

	(60)	審査支払機関における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議に必要な経費 (令和2年度)	3百万円 0百万円	3百万円 0百万円	3百万円	-	審査支払機関における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議を運営するため必要な、諸謝金、委員等旅費、庁費を支払う。	2023-厚労-22-0392	
	(61)	診療報酬体系見直し後の評価等にかかる調査に必要な経費(外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査研究)(令和5年度)	- -	- (補正 249百万円)	(繰越し 249百万円)	-	本調査は、外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価のために必要なデータを得ることを目的とした「外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査」を実施するとともに、当該調査により収集したデータにより、その目的達成又は中央社会保険医療協議会の要請に基づき医療機関の機能や役割を分析・評価するため、適宜集計・分析等を行う業務を実施するものであり、その上で、適切な診療報酬を設定することにより、医療保険財政の安定化に寄与する。	2023-厚労-22-0396	
	(62)	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援(医療保険) (令和2年度)	- 15,422百万円	- -	-	-	新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等に対して国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者が行った保険料(税)の減免の特例措置の実施による負担額を補助し、国民健康保険及び後期高齢者医療の事業の円滑・適正な運営を確保する。	—	
	(63)	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援(介護2号保険料分) (令和2年度)	- 1,967百万円	- -	-	-	新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等に対して国民健康保険の保険者が行った保険料(税)の減免の特例措置の実施による負担額を補助し、国民健康保険事業の円滑・適正な運営を確保する。	—	
施策の予算額(千円)			令和3年度		令和4年度		令和5年度	政策評価実施予定時期	令和8年度
			10,149,449,917		10,193,680,265		10,330,142,040		
施策の執行額(千円)			10,129,809,056		10,181,309,055				
施策に係る内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)			施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
			第208回国会 衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明			令和4年2月25日		社会保障の機能強化については、子供から子育て世代、お年寄りまで、誰もが安心できる全世代型の社会保障の構築に向け、全世代型社会保障構築会議における議論を踏まえ、取組を進めてまいります。	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅰ-10-2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること(施策目標Ⅰ－10－2) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標10:全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること				担当 部局名	保険局医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室	作成責任者名	保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室長 堤 雅宣			
施策の概要		○ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)では、制度の持続可能な運営を確保するため、保険者・医療関係者等の協力を得て、住民の健康増進や医療費の適正化を進めるべく、6年を1期として、国において医療費適正化基本方針を定めるとともに、都道府県において医療費適正化計画を定め、目標の達成に向けて取組を進めることとしている。 ○ 第3期医療費適正化計画(2018～2023年度)では、 ① 入院医療費については、都道府県の医療計画(地域医療構想)に基づく病床機能の分化・連携の推進の成果を反映させて推計し、 ② 外来医療費は、糖尿病の重症化予防、特定健康診査(以下「特定健診」という。)*特定保健指導(※1)の推進、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用による、医療費適正化の効果を織り込んで推計することとしている。 ○ このうち、特定健診・特定保健指導は、運動・食事・喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満、脂質異常、血糖高値、血圧高値から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、保険者が共通に取り組む保健事業である。 ※1 特定健診・保健指導は、保険者が健診結果により、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等のリスクに応じて対象者を選定し、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげるよう、専門職が個別に介入するものである(法定義務)。										
施策を取り巻く現状		2008年度の制度開始以来、特定健診対象者数・特定保健指導対象者数ともに増加傾向であり、実施率においても、増加傾向である。 2021年度の特定健診実施率は2020年度と比較して3.1ポイント向上しており、特定保健指導実施率は2020年度と比較して1.6ポイント向上している。 また、特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の人数においても、増加傾向であるが、2021年度のメタボリックシンドロームの減少率(対2008年度比)は、13.8%であり、2020年度と比較して2.9ポイント向上している。										
施策実現のための課題		1	令和3年度時点の特定健診の受診者は約3,039万人であり、平成20年度時点の受診者約2,000万人と比較して増加している。特定健診の実施率は全保険者平均で56.5%であり、目標の70%には及ばないものの、保険者、医療機関、健診実施機関、専門職等の取組によって着実に実施され、実施率は向上している。他方、令和3年度時点の特定保健指導の全保険者平均の実施率は24.6%であり、目標の45%を上回る優良な保険者も一部あるが、保険者間の差が大きく、特定保健指導の趣旨への理解は十分とは言えない。特定健診・特定保健指導ともに被扶養者への実施が行き届かない課題もあり、制度への一層の理解が必要である。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	特定健診・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する。					特定保健指導は、保険者が健診結果により内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等のリスクに応じて対象者を選定し、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげられるよう、専門職等が個別に介入するものである。こうした対象者の個別性を重視した効果的な保健指導の実施により、加入者の健康の保持・向上や医療費適正化等がはかられるため。				
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度		目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和5年度
①	特定健診実施率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連：社会 保障分野16】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	—	—	・毎年、前 年度以上 ・令和5年 度において 70%以上	毎年／令和5年度	前年度 (54.7%)以上	前年度 (55.6%)以上	前年度 (53.4%)以上	前年度 (56.5%)以上	前年度以上	高齢者医療確保法第8条第1項の規定に基づき定める医療費適正化計画(第2期(2013年度～2017年度)及び第3期(2018年度～2023年度))に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定している。	第3期医療費適正化計画においては、2023年度に40歳から74歳までの対象者の70%以上が特定健診を受診することを目標としており、当該目標を達成するため、各年度において前年度以上の実施率とすることを目標値とする。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
②	特定保健指導実施率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連：社会 保障分野16】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	—	—	・毎年、前 年度以上 ・令和5年 度に45% 以上	毎年／令和5年度	前年度 (23.2%)以上	前年度 (23.2%)以上	前年度 (22.7%)以上	前年度 (24.6%)以上	前年度以上	高齢者医療確保法第8条第1項の規定に基づき定める医療費適正化計画(第2期(2013年度～2017年度)及び第3期(2018年度～2023年度))に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定している。	第3期医療費適正化計画においては、2023年度に特定保健指導が必要と判定された対象者の45%以上が特定保健指導を受けることを目標としており、当該目標を達成するため、各年度において前年度以上の実施率とすることを目標値とする。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
3	メタボリックシンドロームの該当者・ 予備群の減少率(アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	—	平成20年 度	・毎年、前 年度以上 減少 ・令和5年 度において 平成20 年度と比 べ25%以上 の減少	毎年／令和5年度	前年度 (13.7%)以上	前年度 (13.5%)以上	前年度 (10.9%)以上	前年度 (13.8%)以上	前年度以上	高齢者医療確保法第8条第1項の規定に基づき定める医療費適正化計画(第2期(2013年度～2017年度)及び第3期(2018年度～2023年度))に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定している。	第3期医療費適正化計画においては、2023年度にメタボリックシンドロームの該当者及び予備群が2008年度と比べて25%以上減少することを目標としており、当該目標を達成するため、各年度において前年度以上の減少とすることを目標値とする。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額 執行額	予算額 執行額						
(1)	特定健康診査・保健指導に必要な経費 (平成20年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野2.5】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	236億円	211億円	182億円	1.2.3	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する経費の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって医療費の適正化を図る。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の数値を上昇させる効果があると見込んでいる】	2023-厚労-22-0400		
		200億円	195億円						
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度		令和5年度	政策評価実施予定 時期	令和8年度
		23,609,627			21,148,763		18,203,168		
施策の執行額(千円)		20,020,874			19,478,013				
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		—				—		—	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅰ－11－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		新興感染症への対応を含め、地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること(施策目標Ⅰ－11－1) 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること		担当 部署名	健康・生活衛生局健康課保健指導室 健康・生活衛生局総務課指導調査室	作成責任者名	保健指導室長 五十嵐 久美子 指導調査室長 比嘉 敏充				
施策の概要		○ 本施策は、地域保健法(昭和22年法律101号)に基づき、地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ることで、地域保健体制の確保を図るために実施している。 ○ 厚生労働省では、地域保健対策の円滑な実施や総合的な推進を図ることを目的として、地域保健法に基づき地域保健対策の推進の基本的な方向や、保健所及び市町村保健センターの整備・運営に関する基本的事項を定める等しているが、地方自治体における保健師等の地域保健従事者については、地域の実情と特性を踏まえた中で各自治体がその裁量により人材確保を行う点に留意する必要がある。 ○ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師を、令和3年度及び令和4年度の2年間で約900名増員(令和2年度の1.5倍に増員。令和3年度は約2,250名、令和4年度は約2,700名)するため、必要な地方財政措置を講じ、保健師の恒常的な人員体制強化を図っている。 ○ また、感染拡大時に備え、国において保健師等の都道府県間の応援派遣体制を構築するとともに、学会・関係団体等から派遣可能な保健師、医師、看護師、管理栄養士等の専門人材を確保し、必要な場合すぐに派遣できる体制を整備(I HEAT:Infectious disease Health Emergency Assistance Team)している。国は潜在保健師等のリストを各都道府県に提供し、各都道府県はこのリストに基づき、IHEATを設置し管内の保健所に必要な時に派遣を行うスキームとなっている。加えて、感染拡大時に即座に対応できるよう、IHEAT登録者には、都道府県や国での研修を毎年実施することとしている。									
施策を取り巻く現状		【保健所体制等に関する現状】 ○ 保健所数は令和5年度で468箇所あり、過去5年で見ると横ばいである。 ○ 全国の常勤保健師数は、令和3年度末時点で27,979人であり、都道府県が設置する保健所に3,905人、政令市・特別区に8,737人、政令市・特別区以外の市町村に15,337人となっている。過去5年で見ると微増傾向である。 ○ 保健所及び地方自治体における医師数は令和3年度末時点で898人であり、過去5年で見ると横ばいか微減傾向である。 ○ 保健所における地域保健医療協議会等の開催回数は令和3年度時点で、802回である。 ○ 保健所における地域・職域連携推進協議会の開催回数は令和3年度時点で、465回である。 ○ 上記の保健所における連絡調整会議の開催回数は、過去5年で見ると年度によってややばらつきがあり、経時的な増減傾向は見られない。これは、新型コロナウイルス感染症や各種災害の発生が影響していると考えられる。(上記データは地域保健・健康増進事業報告より集計) 【地域の健康危機(感染症)の応援派遣体制に関する現状】 ○ 保健所における健康危機管理関連会議の開催回数は令和3年度時点で、2381回ある。 ○ 上記の保健所における健康危機管理関連会議の開催回数は、過去5年で見ると年度によってややばらつきがあり、経時的な増減傾向は見られない。これは、新型コロナウイルス感染症や各種災害の発生が影響していると考えられる。(上記データは地域保健・健康増進事業報告より集計)									
施策実現のための課題		1	地域保健対策については、一人一人の暮らしと生きがいを共に創る「地域共生社会」の実現に向け、ソーシャルキャピタルと呼ばれる地域の様々な資源、活力を生かした取組を活用しつつ、各自治体において、地域の実情に即した具体的施策を推進しているところであるが、急速な少子高齢化の進行などにより、地域保健をめぐる環境は大きく変化している。また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、保健所等の人員体制の強化が急務となっている。こうした状況を踏まえ、地域保健に関する新たな課題に対応できるよう、一層の体制整備等を図っていくことが重要である。								
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由					
		目標1 (課題1)	少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の流行などの環境変化による新たな課題に対応できる地域保健体制の整備等を図ることにより、地域保健対策を推進すること				今後も、地域で増加する健康課題に対応する保健師について、適正な人員確保を推進するとともに、地域の保健師の資質の向上がより一層図られるようより質の高い研修を実施するなど、効果的・効率的な実施を目指して、必要に応じた施策を講じていくことが必要であるため				
達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)				測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
①	保健所保健師及び市区町村保健師数 (地域保健・健康増進事業報告による)(アウトカム)	25,624人	平成28年度	前年度以上	毎年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
						前年度 (26,342人)以上	前年度 (26,912人)以上	前年度 (27,298人)以上	前年度 (27,979人)以上	前年度以上	
						26,912人	27,298人	27,979人	集計中 (R6年3月公表予定)	・ 各地方自治体においては、がん対策、新型コロナウイルス等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努める必要があることから、その数値を向上させることを目標とした。	各地方自治体における保健師数については、今後も増加する保健師業務に対応する必要があることから、その数を増加させることを目標としており、対前年度比増となるように目標値を設定している。
								地域保健・健康増進事業報告 URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001030884&requestSender=dsearch			

2	市町村保健師向け研修の受講者に対して実施したアンケートにおいて、「今後の管理者として必要な能力の発揮に役立つと思う」と回答した割合（アウトプット）	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	-	・ 各地方自治体においては、がん対策、新型コロナウイルス等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師自身の資質向上に努める必要がある。研修内容が充実しているということは、保健師の資質向上につながるものであると考えられるため、当該指標を選定し、今後役立つとの回答を100%得ることを目標とした。 (参考) 令和4年度より保健師管理者能力育成研修事業は、都道府県等が地域の看護系教育機関と連携して各自治体の管理期保健師が獲得すべき能力を育成することができる研修を企画、実施及び評価できるよう、計画的・継続的な人材育成体制の構築を推進するためのアドバイザー支援事業に変更し、研修の見直しを行っているため、アンケートは行っていない。令和6年度以降の研修については検討中。	各地方自治体における保健師の資質向上のため、研修内容を充実させる必要があることから、当該目標値を設定している。
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
3	保健師未設置又は1人配置市町村数					22自治体	17自治体	17自治体	29自治体		・ 各地方自治体においては、がん対策、新型コロナウイルス等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努める必要がある。 (参考) 平成29年度実績：29自治体、平成30年度実績：22自治体	
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	保健衛生施設等施設・設備整備費補助金（保健衛生施設等災害復旧費補助金含む） (昭和53年度)	12,492百万円 3,165百万円	6,764百万円 3,171百万円	6,588百万円	-	地方公共団体等が設置する感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、精神科病院等の保健衛生施設等の施設及び設備整備に要する経費を補助する。また、当該保健衛生施設等について、災害により発生した被害を復旧するために必要な経費を補助する。これらにより、公衆衛生の向上に必要な施設及び設備の整備が進み、地域住民の健康の保持・増進が図られる。						2023-厚労-22-0408
(2)	医療社会事業従事者（医療ソーシャルワーカー）指導強化費 (昭和63年度)	0.7百万円 0.5百万円	0.7百万円 0.4百万円	0.7百万円	-	医療ソーシャルワーク部門のリーダーが病院内外のソーシャルワーク活動を戦略的にマネジメントするために必要な知識・技術を習得するための研修を実施している。地域における指導者を養成し医療ソーシャルワーカー全体の資質が向上することで、患者等が安心して退院、社会復帰でき、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。						2023-厚労-22-0407
(3)	地域保健活動普及等委託費 (平成5年度)	27百万円 27百万円	- -	-	2	令和4年度より(4)地域保健活動普及等経費へ統合						-
(4)	地域保健活動普及等経費 (平成6年度)	32百万円の内数 9百万円	68百万円 48百万円	69百万円	2	保健師活動領域調査にて、保健師の活動領域の実態を的確に把握することにより、今後の保健師活動に関する様々な施策を検討・実施するための基礎データを得る。また、保健師中央会議において、地方自治体の統括保健師が厚生労働省の動向や保健活動を行う上で必要な知識・技術を習得することで、地域の実情に応じた効果的な保健医療福祉対策の推進が図られる。						2023-厚労-22-0406
(5)	地域保健活動検討経費 (平成17年度)	114百万円 6百万円	113百万円 102百万円	13百万円	-	公衆衛生に従事する医師の育成・確保に向けた取組を行うほか、地域・職域連携推進協議会の設置・運営を支援している。保健所等の機能強化や、生涯を通じた継続的な健康づくり体制の構築により、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。						2023-厚労-22-0405
(6)	地域保健従事者現任教育推進事業 (平成18年度)	39百万円 32百万円	29百万円 29百万円	31百万円	2	地方自治体の地域保健従事者の現任教育体制を構築し、保健師の人材育成を担当する者の人材育成能力を向上させるとともに、保健師の実践能力を育成し社会状況の変化や住民の多種多様なニーズに対応できる保健指導技術と知識の向上が図られる。						2023-厚労-22-0402
(7)	地域・職域連携推進事業費 (平成18年度)	64百万円 64百万年	58百万円 57百万円	58百万円	-	都道府県単位または二次医療圏単位で地域・職域連携推進協議会を設け、管内の地域保健と職域保健が連携して実施する保健事業等について企画・立案・実施・評価等を支援している。地域保健と職域保健の連携により各々が有する保健事業を有効活用し、地域住民に対する保健サービスが充実することにより、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。						2023-厚労-22-0403
(8)	地域保健総合推進事業費 (平成18年度)	147百万円 147百万円	128百万円 128百万円	128百万円	1	全国衛生部長会、全国保健所長会等の全国組織を活用し、地域の特性を踏まえた地域保健活動の現状把握を行い、地域保健対策に関する調査研究事業等を支援している。広域的な保健・医療・福祉の連携した施策の推進や、地域住民への保健意識への啓発等を行い、地域保健医療施策を総合的に推進することにより、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。						2023-厚労-22-0404
(9)	保健師管理者能力育成研修事業 (平成22年度)	9百万円 7百万円	- -	-	2	令和4年度より(4)地域保健活動普及等経費へ統合						-
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度			政策評価実施予定 時期	令和7年度
		12,922,634			7,606,591			6,887,558				
施策の執行額(千円)		3,456,175			3,516,543							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		経済財政運営と改革の基本方針2023					2023/6/16		次なる感染症危機への対応に万全を期すため、感染症危機管理の司令塔機能を強化するとともに、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応の検証を踏まえて政府行動計画を見直す。また、医療措置協定締結の推進、保健所や地方衛生研究所等の体制強化、臨床研究の基盤整備、人材育成や災害派遣医療チーム(DMAT)の対応力強化等に取り組む。			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅰ－11－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	担当 部局名				健康・生活衛生局健康課	作成責任者名	健康課長 山本 英紀
施策の概要	○ 本施策は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき定められた「健康日本21(第二次)」(平成25年度から令和5年度)を推進し、国民の生活習慣の改善等による健康寿命の延伸を図るために実施している。 (健康日本21(第二次)のURL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html) ○ 健康日本21(第二次)では、以下の5つを健康増進に関する基本的な方向としている。 ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小 - 生活習慣の改善や社会環境の整備によって達成すべき最終的な目標。 - 国は、生活習慣病の総合的な推進を図り、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。 ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防) - がん、循環器疾患、糖尿病、COPD(慢性閉塞性肺疾患)に対処するため、一次予防・重症化予防に重点を置いた対策を推進。 - 国は、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動内容の変容や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導に取り組む。 ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上 - 自立した日常生活を営むことを目指し、ライフステージに応じ、「こころの健康」「次世代の健康」「高齢者の健康」を推進。 - 国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援等を推進。 ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備 - 時間的・精神的にゆとりある生活の確保が困難な者も含め、社会全体が相互に支え合いながら健康を守る環境を整備。 - 国は、健康づくりに自発的に取り組む企業等の活動に対する情報提供や、当該取組の評価等を推進。 ⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善 - 上記を実現するために、各生活習慣を改善するとともに、国は対象者ごとの特性、健康課題等を十分に把握。 ○ 健康日本21(第二次)については、令和4年8月に「厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会」において取りまとめた最終評価の結果等も踏まえ、令和4年9月より次期国民健康づくり運動プラン策定に向けた検討を行っている。また、①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進、②地域・保険者間の格差の解消に向け、「自然に健康になれる環境づくり(健康な食事や運動ができる環境、居場所づくりや社会参加)」や「行動変容を促す仕掛け(行動経済学の仕組み、インセンティブ)」など新たな手法も活用し、健康寿命延伸に係る取組を推進することを内容とした、「健康寿命延伸プラン」(令和元年5月29日)を策定した。						
	施策を取り巻く現状	1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小(2010年と2019年の対比) - 健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)は、男性で2.26年、女性で1.76年増加(2010年と2013年の対比:男性0.77年、女性0.59年、2010年と2016年の対比:男性1.72年、女性1.17年)。同期間における平均寿命は男性で1.86年、女性で1.15年増加(2010年と2013年の対比:男性0.66年、女性0.31年、2010年と2016年の対比:男性1.43年、女性0.84年)したことから、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を達成。なお、「日常生活動作が自立している期間の平均」を補完的に用いている。 - 健康寿命の都道府県格差を、最も長い県と短い県の差で見ると、男性は2.79年から2.33年に縮小した一方で女性は2.95年から3.90年に拡大。 47都道府県間のバラツキの大きさを標準偏差で示すことで都道府県格差の指標(地域格差指標)とした場合でも、男性は格差縮小、女性は格差縮小とは言えない。					
2. 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 (2010年と2019年の対比) 「糖尿病が強く疑われる者」の人数(推計値)は国民健康・栄養調査の大規模調査年に推計しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で平成28年以降調査されていない。厚生労働科学研究において参考としてこれまでの国民・健康栄養調査の結果から令和元年値を予測したところ、約1,150万人で1,000万人を上回ったが、健康日本21(第二次)の目標策定時に予測されていた1,270万人を下回るという予測であった。 - 糖尿病治療継続者は2010年(63.7%)に対し2019年(67.6%)と有意な増減はなく、経年的な推移でも有意な増減なし。 - 血糖コントロール不良者の割合は2009年(1.2%)と比較して、2019年(0.94%)は改善。							
施策の実現のための課題	1	○ 生活習慣の改善等による健康づくり・疾病予防について、第4次国民健康づくり運動として、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に健康増進法に基づき「健康日本21(第二次)」を平成25年度から令和5年度にかけて推進しており、生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底や社会生活を営むために必要な機能の維持・向上等も基本的な方向として位置付けており、具体的な目標設定を定め、各目標の達成を推進している。 ○ 健康寿命の更なる延伸のためには、健康な食事や運動ができる環境づくり、居場所づくりや社会参加ができる環境整備など、自然に健康になれる環境づくりの推進が重要である。 ○ これに加え、健康無関心層も含めた予防・健康づくりを推進していくためには、行動経済学(ナッジ理論等)の活用等により、個人の行動変容を促す仕掛けを構築していくことが課題となる。					

各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係								達成目標の設定理由		
		目標1	栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等に関する生活習慣の改善等による健康づくりを効果的に推進する。								我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣の改善等による健康づくりを効果的に推進し、健康寿命の延伸等を実現するため。	
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	健康寿命 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野15】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	男性 70.42年 /72.14年 女性 73.6年 /74.79年	平成22年度/平成28年度	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加/健康寿命を男女とも3歳延伸し、75歳以上とする	令和5年度/令和22年	-	-	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加(令和3年度の健康寿命は算出予定なし)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加(令和4年度の健康寿命は令和6年冬頃算出予定)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加(令和5年度の健康寿命は算出予定なし)	・ 日常生活に制限のない期間の平均として、国民生活基礎調査の調査結果を基に三年に一回算出している。平均寿命の延伸とともに、健康な期間だけでなく、不健康な期間も延びることが予想される。 ・ 平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味するため、この差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できる。 ・ この考えのもとに、健康日本21(第二次)において本目標値を設定している。 (健康日本21(第二次)のURL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ・ 生活習慣の改善等による健康増進への効果を短期間で測ることは難しく、評価を行うには一定の期間を要することを踏まえ、三年に一回算出される値で評価を行う。直近では令和3年末に最新値(令和元年度)を公表しており、次回は令和6年冬頃に算出予定の令和4年度の値を評価する予定である。 (参考) 【健康寿命】平成22年: 男性70.42年、女性73.62年 平成25年: 男性71.19年、女性74.21年 平成28年: 男性72.14年 女性74.79年 【平均寿命と健康寿命の差】平成22年: 男性9.13年、女性12.68年 平成25年: 男性9.02、女性12.4年 平成28年: 男性8.84年、女性12.35年 (出典: 厚生労働科学研究 「健康日本21(第二次)の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究」 研究代表者: 辻 一郎)	・ 日常生活に制限のない期間の平均として、国民生活基礎調査の調査結果を基に三年に一回算出している。 ・ 平均寿命の延伸とともに、健康な期間だけでなく、不健康な期間も延びることが予想される。平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味するため、この差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できる。 ・ この考えのもとに、健康日本21(第二次)において本目標値を設定している。 (健康日本21(第二次)のURL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考) 【健康寿命】平成22年: 男性70.42年、女性73.62年 平成25年: 男性71.19年、女性74.21年 平成28年: 男性72.14年 女性74.79年 令和元年: 男性72.68年、女性75.38年 【平均寿命と健康寿命の差】平成22年: 男性9.13年、女性12.68年 平成25年: 男性9.02、女性12.4年 平成28年: 男性8.84年、女性12.35年 令和元年: 男性8.73年、女性12.06年
2	健康づくりに関する活動に取り組む、自発的に情報発信を行う団体登録数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野19】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	420団体	平成24年度	7,000団体	令和5年度	-	-	(目安) 6,550団体	(目安) 7,000団体	(目安) 7,000団体	・ 国民の健康づくり対策を積極的に推進していく上で、行政と産業界(企業)や産業界間の連携は不可欠であり、健康づくりを国民運動として、より実効性のあるものとするためには、国民の健康意識の向上や行動変容をサポートする関連情報を積極的に発信する活動主体(発信源)としての企業の役割が重要である。 ・ このため、健康日本21(第二次)において参画企業数3,000社(令和4年度)を設定している。 ・ 地域のつながりは企業のみならず、自治体や組合等の相互互助が重要であるため、平成30年9月に第41回地域保健健康増進栄養部会で、「健康づくりに関する活動に取り組む、自発的に情報発信を行う団体登録数の増加」(7,000団体、令和4年度)を追加することが了承された。 ・ 企業数の目標はすでに達成していることから、目標を団体数に置き換えた。(参画団体数: 自治体数+団体数+企業数) (健康日本21(第二次)のURL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考) 平成28年度実績: 3,673団体 (出典): スマート・ライフ・プロジェクトの参加団体数	・ 国民の健康づくり対策を積極的に推進していく上で、行政と産業界(企業)や産業界間の連携は不可欠であり、健康づくりを国民運動として、より実効性のあるものとするためには、国民の健康意識の向上や行動変容をサポートする関連情報を積極的に発信する活動主体(発信源)としての企業の役割が重要である。 ・ このため、健康日本21(第二次)において参画企業数3,000社(令和4年度)を設定している。 ・ 地域のつながりは企業のみならず、自治体や組合等の相互互助が重要であるため、平成30年9月に第41回地域保健健康増進栄養部会で、「健康づくりに関する活動に取り組む、自発的に情報発信を行う団体登録数の増加」(7,000団体、令和4年度)を追加することが了承された。 ・ 企業数の目標はすでに達成していることから、目標を団体数に置き換えた。(参画団体数: 自治体数+団体数+企業数) (健康日本21(第二次)のURL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考) 平成28年度実績: 3,673団体

3	適正体重を維持している者の割合 ①20～60歳代男性の肥満者の割合 ②40～60歳代女性の肥満者の割合 ③20代の女性のやせの割合 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障関連15】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	①31.2% ②22.2% ③29.0%	平成22年 度	28% 19% 20%	令和5年度	-	-	(目安) ①30.4% ②20.2% ③20.2%	(目安) ①28.0% ②19.0% ③20.0%	(目安) ①28.0% ②19.0% ③20.0%	・ ライフステージを通して、体重は日本人の主要な疾患や健康状態との 関連が強く、肥満は循環器疾患、がん、糖尿病等の生活習慣病との 関連があるため、重要な指標として当該指標を設定した。 ・ なお、肥満は近年増加傾向にあるが、自然増により見込まれる肥満 者の割合を15%程度減少させた値として、健康日本21(第二次)におい て本目標値を設定している。 ・ 一方で、やせについては、特に20歳代女性でその割合が高い傾向 にあるが、若年女性のやせは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等 との関連があることが示されていることから、この割合を改善させること が望ましく、健康日本21(第二次)において設定している値を目標値とし て設定している。 (健康日本21(第二次)のURL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html) (平成29年 国民健康・栄養調査結果の概要のURL: https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000351576.pdf) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表 すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)①平成28年度実績:32.4% ②平成28年度実績:21.6% ③平成28年度実績:20.7% (出典):国民健康・栄養調査	直近の実績値から目標の差分を残り年数で按分し算出している。
4	成人の喫煙率 (アウトカム)	19.5%	平成22年 度	12%	令和5年度	-	-	-	(目安) 12%	(目安) 12%	・ たばこによる健康被害は、国内外の多数の科学的知見により因果 関係が確立している。 ・ また、現状の科学的視点からは、健康リスクを回避できる「閾値」を 設定することは困難であり、喫煙率は目標が低ければ低いほど望まし い。 ・ 一方で、たばこは我が国において長年その使用が容認されてきたも のであって、目標値については社会的・経済的要因を考慮し、現実的 で到達可能なものとする。 ・ なお、未成年・妊娠中の喫煙においてはその健康リスクの大きさか ら、目標値を0%としている。 (健康日本21(第二次)のURL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html) (平成29年 国民健康・栄養調査結果の概要のURL: https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000351576.pdf) (出典):国民健康・栄養調査	・ たばこによる健康被害は、国内外の多数の科学的知見により因果 関係が確立している。 ・ また、現状の科学的視点からは、健康リスクを回避できる「閾値」を 設定することは困難であり、喫煙率は目標が低ければ低いほど望まし い。 ・ 一方で、たばこは我が国において長年その使用が容認されてきたも のであって、目標値については社会的・経済的要因を考慮し、現実的 で到達可能なものとする。 ・ なお、未成年・妊娠中の喫煙においてはその健康リスクの大きさか ら、目標値を0%としている。 (健康日本21(第二次)のURL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html) (平成29年 国民健康・栄養調査結果の概要のURL: https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000351576.pdf)
5	日常生活における歩数 (上:20～64歳) (下:65歳以上) (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野19】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	男性 7,841歩 5,628歩 女性 6,883歩 4,584歩	平成22年 度	男性 9,000歩 7,000歩 女性 8,500歩 6,000歩	令和5年度	-	-	(目安) 男性 8,409歩 6,335歩 女性 8,288歩 5,799歩	(目安) 男性 9,000歩 7,000歩 女性 8,500歩 6,000歩	(目安) 男性 9,000歩 7,000歩 女性 8,500歩 6,000歩	・ 歩数(身体活動量)は、平成12年から平成21年までの10年間で減少 傾向にあり、将来の生活習慣病発症や社会生活機能低下の一因とし て強く懸念されるため、当該指標を設定した。 ・ なお、歩数を1日1,500歩増加させることにより、非感染性疾患の発 症・死亡リスクが低下するという研究があるため、これを踏まえた値とし て、健康日本21(第二次)において本目標値を設定している。 (健康日本21(第二次)のURL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html) (平成29年 国民健康・栄養調査結果の概要のURL: https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000351576.pdf) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表 すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)男性 平成28年度実績:(20～65歳)7,769歩 (65歳以上)5,744 歩 女性 平成28年度実績:(20～65歳)6,770歩 (65歳以上)4,856 歩 (出典):国民健康・栄養調査	・ 歩数(身体活動量)は、平成12年から平成21年までの10年間で減少 傾向にあり、将来の生活習慣病発症や社会生活機能低下の一因とし て強く懸念されるため、当該指標を設定した。 ・ なお、歩数を1日1,500歩増加させることにより、非感染性疾患の発 症・死亡リスクが低下するという研究があるため、これを踏まえた値とし て、健康日本21(第二次)において本目標値を設定している。(1日1,500 歩の増加は、NCD発症及び死亡リスクの約2%減少に相当し、血圧 1.5mmHg減少につながる。) (健康日本21(第二次)のURL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html) (平成29年 国民健康・栄養調査結果の概要のURL: https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000351576.pdf) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表 すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)男性 平成28年度実績:(20～65歳)7,769歩 (65歳以上)5,744 歩 女性 平成28年度実績:(20～65歳)6,770歩 (65歳以上)4,856 歩

6	運動やスポーツを習慣的にしている 子どもの割合 (アウトカム)	1週間の総 運動時間 60分未満 の子どもの 割合 小学5年生 男子 10.5% 女子 24.2%	平成22年 度	減少傾向 へ	令和5年度	-	-	減少傾向 へ	減少傾向 へ	減少傾向 へ	・ 生涯を通じ健やかで心豊かに生活するためには、子どもの頃からの健康が重要である。 ・ 子どもの健やかな発育とよりよい生活習慣を形成することで、成人期、高齢期等の生涯を通じた健康を推進していくことができる。 ・ 健康な運動習慣を有する子どもの割合を増やすことで、心身の健康の保持、増進や体力の向上をはかり健康で活気に満ちた長寿社会の実現につなげることが重要である。 ・ これまで健康日本21(第二次)では、運動やスポーツを習慣的にしている子どもの指標を「週に3回以上」としていたが、健康な運動習慣という観点では、積極的に運動やスポーツに取り組む子どもの割合よりも、健康リスクを有する運動不足の子どもの割合を把握することの方が国民全体の健康を高める目的に合致していると考え、平成30年9月に第41回地域保健健康増進栄養部会で、指標を「1週間の総運動時間が60分未満の子供の割合」に変更することが了承された。 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査のURL: http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/136822.htm) (出典):全国体力・運動能力・運動習慣等調査	・ 幼児期の遊びを含む運動・スポーツ活動は、その後の運動習慣に影響を与え、生涯を通じ健やかで心豊かに生活するためには、子どもの頃からの健康が重要である。 ・ 子どもの健やかな発育とよりよい生活習慣を形成することで、成人期、高齢期等の生涯を通じた健康を推進していくことができる。 ・ 健康な運動習慣を有する子どもの割合を増やすことで、心身の健康の保持、増進や体力の向上をはかり健康で活気に満ちた長寿社会の実現につなげることが重要である。 ・ これまで健康日本21(第二次)では、運動やスポーツを習慣的にしている子どもの指標を「週に3回以上」としていたが、健康な運動習慣という観点では、積極的に運動やスポーツに取り組む子どもの割合よりも、健康リスクを有する運動不足の子どもの割合を把握することの方が国民全体の健康を高める目的に合致していると考え、平成30年9月に第41回地域保健健康増進栄養部会で、指標を「1週間の総運動時間が60分未満の子供の割合」に変更することが了承された。 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査のURL: http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/136822.htm)
7	糖尿病有病者数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野16】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	890万人	平成19年 度	1,000万人	令和5年度	-	-	(目安) 1000万人	(目安) 1,000万人	(目安) 1,000万人	・ 我が国の糖尿病有病者数は、平成19年国民健康・栄養調査において、「糖尿病が強く疑われる人」は約890万人、「糖尿病の可能生が否定できない人」が約1,320万人であった。 ・ 「糖尿病が強く疑われる人」は10年前の1997年と比べて約1.3倍に増えており、わが国の人口構成の高齢化に伴って、増加ペースは家族することが予想される。 ・ このため健康日本21(第二次)では糖尿病の一次予防として「糖尿病有病者の増加の抑制」を目標値に設定している。 (参考) 平成19年度実績:約890万人、平成24年度実績:約950万人、平成28年度実績:約1000万人、平成元年の予測値(参照):約1,150万人 ※ 平成9年・14年・19年にかけての性・年齢階級別糖尿病有病率の傾向が以降も続く場合、令和4年度予測値は1,410万人 (平成29年 国民健康・栄養調査結果の概要のURL: https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000351576.pdf) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (出典):国民健康・栄養調査	・ 我が国の糖尿病有病者数は、平成19年国民健康・栄養調査において、「糖尿病が強く疑われる人」は約890万人、「糖尿病の可能生が否定できない人」が約1,320万人であった。 ・ 「糖尿病が強く疑われる人」は10年前の1997年と比べて約1.3倍に増えており、わが国の人口構成の高齢化に伴って、増加ペースは家族することが予想される。 ・ このため健康日本21(第二次)では糖尿病の一次予防として「糖尿病有病者の増加の抑制」を目標値に設定している。 (参考) 平成19年度実績:約890万人、平成24年度実績:約950万人、平成28年度実績:約1,000万人、平成元年の予測値(参照):約1,150万人 ※ 平成9年・14年・19年にかけての性・年齢階級別糖尿病有病率の傾向が以降も続く場合、令和5年度予測値は1,410万人 (平成29年 国民健康・栄養調査結果の概要のURL: https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000351576.pdf) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (出典):国民健康・栄養調査
8	野菜摂取量の平均値 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野19】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	282g	平成22年 度	350g	令和5年度	-	-	(目安) 327g	(目安) 350g	(目安) 350g	・ 野菜・果物の摂取量の増加は、体重コントロールに重要な役割があること、循環器疾患、2型糖尿病の一次予防に効果があることが報告され、日本でも、果物摂取と循環器疾患との関連が報告されている。 ・ また、野菜・果物は、消化器系のがん、果物は肺がんに予防的に働くことが報告され、日本でも食道がん、胃がんとの関連が示され、不足しないことが奨励されている。 ・ このようなことから、健康日本21(第二次)では、野菜と果物の摂取量の増加を目標に設定しており、野菜に関する目標値としては、令和45年度において、野菜摂取量の平均値350gとすることを目標としている。 (参考)平成28年度実績:276.5g 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (出典):国民健康・栄養調査	直近の実績値から目標の差分を残り年数で按分し算出している。

9	食塩摂取量の平均値 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会 保障分野19】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	10.6g	平成22年 度	8.0g	令和5年度	-	-	(目安) 8.7g	(目安) 8.0g	(目安) 8.0g	・ 減塩が血圧を低下させ、結果的に循環器疾患を減少させることにつ いては、立証されており、消費者の啓発や食品中の塩分量の規制が、 高血圧対策において費用対効果が高いこと、さらに、食塩・高塩分食品 摂取が胃がんのリスクを上げることも示されている。 ・ このようなことから、健康日本21(第二次)では、食塩摂取量の減少 を目標に設定しており、目標値としては、令和5年度において、食塩摂 取量の平均値8gとすることを目標としている。 (参考) 平成28年度実績: 9.9g 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表 すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (出典): 国民健康・栄養調査	直近の実績値から目標の差分を残り年数で按分し算出している。
10	住民が運動しやすいまちづくり・環 境整備に取り組む自治体数 (アウトカム) 【健康寿命延伸プランの行程表のK PI】	17 都道府県	平成24年 度	47 都道府県	令和5年度	-	-	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	・ 身体活動や運動習慣は個人の意識づけだけでなく、身体活動の増 加に対する人々の協調行動の活発化を形成するための生活環境や社 会支援が関係する。 ・ 情報通信技術(ICT)の発展に伴い、今まで以上に身体活動が減少 しやすい社会環境に変化し、ますます身体活動不足が蔓延する可能 性がある。 ・ このため、身体活動や実施しやすい環境をあらゆる場面において整 備していくことが重要であり、健康日本21(第二次)では、健康格差対 策に取り組む自治体の増加(課題となる健康格差の実態を把握し、健 康づくりが不利な集団への対策を実施している都道府県の数)を目標 に設定しており、目標値としては、令和5年度において47都道府県とし ている。 【健康寿命延伸プランの行程表のKPIは、施策の達成状況を表すもの になっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・ 身体活動や運動習慣は個人の意識づけだけでなく、身体活動の増 加に対する人々の協調行動の活発化を形成するための生活環境や社 会支援が関係する。 ・ このため、健康日本21(第二次)では、健康格差対策に取り組む自 治体の増加(課題となる健康格差の実態を把握し、健康づくりが不利な 集団への対策を実施している都道府県の数)を目標に設定しており、目 標値としては、令和5年度において47都道府県としている。 【健康寿命延伸プランの行程表のKPIは、施策の達成状況を表すもの になっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (出典): 健康局健康課による把握
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	管理栄養士国家試験費 (昭和38年度)	57百万円 54百万円	53百万円 60百万円	56百万円	1	適正に管理栄養士国家試験の実施及び管理栄養士免許証の交付・登録等を行い、管理栄養士の資質を確保することで、健康づくりの推進を図る。					2023厚労220415	
(2)	生活習慣病対策推進費 (平成10年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保 障分野05】	1,525百万 円 1,274百万 円	1,323百万 円 1,121百万 円	1,356百万円	1,2,3,4	「健康日本21(第二次)」を国民の自主的な参加による国民運動として、普及推進するために、スマートライフプロジェクト等を通じ、広く国民、健康関連団体等の参加を得て、シンポジウムや先進的な取り組みに対するアワード等を開催し、健康づくりに関する情報交換や交流の場とするとともに、具体的な取組の進め方に関する情報の発信や健康づくりに関する正しい知識の啓発等により、生活習慣病の予防を推進する。					2023厚労220413	
(3)	国民健康・栄養調査委託費 (平成15年度)	19百万円 13百万円	181百万円 123百万円	181百万円	1,2,3	国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにすることで、国民の健康の増進の総合的な推進を図る。					2023厚労220411	
(4)	健康的な生活習慣づくり重点化事業 (平成17年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保 障分野02,05,09】	829百万円 543百万円	732百万円 483百万円	616百万円	1,2	未成年者喫煙防止対策や受動喫煙防止対策、禁煙を希望する者に対する支援体制を整備する。また、運動施設等を活用した肥満予防・改善のための体験機会の提供や民間産業と連携したメニュー改善に向けた取組を推進し、親子ワークショップ、講演会等の開催並びに民間産業、商店街等と連携した糖尿病予防対策等を実施することにより、国民の生活習慣を改善し、病気の発症予防や重症化予防が図られる。					2023厚労220410	
(5)	管理栄養士専門分野別人材育成事業 費 (平成18年度)	40百万円 40百万円	40百万円 -	-	1	複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養管理の実施および食事指導の拠点となる栄養ケア・ステーションの機能強化に向け、高度な専門性を発揮できる管理栄養士を育成することを目的とし、各専門領域におけるリーダーを対象とした専門研修プログラムを作成することで、水準の高い栄養ケアを効率良く提供する。					-	
(6)	健康増進事業 (平成20年度) (関連: 29-(X-1-2))	3,603百万 円 3,193百万 円	3,338百万 円 3,204百万 円	3,321百万円	1,2,3	健康教育や健康相談、健康診査などを実施することにより、壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療の促進が図られる。					2023厚労220409	
(7)	健康増進総合システム(保守・運用) (平成20年度)	9百万円 9百万円	0 0	0	1,2,3	最新の科学的知見に基づいた情報提供、個人に合わせた専門指導を行うためのプログラム等の運用を行うことで、国民が生活習慣を改善するための支援を図る。					-	
(8)	健康増進総合システム(情報提供) (平成20年度)	16百万円 14百万円	16百万円 14百万円	16百万円	1,2,3	最新の科学的知見に基づいた情報提供、個人に合わせた専門指導を行うためのプログラム等の運用を行うことで、国民が生活習慣を改善するための支援を図る。					2023厚労220414	

	(9)	糖尿病の重症化・合併症の発症予防のための地域における診療連携体制推進に資する事業(平成23年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野02.05】	17百万円	17百万円	17百万円	1.7	都道府県健康増進計画の各種目標等の実現・達成のために、糖尿病の重症化・合併症の発症予防のための地域における診療連携体制の推進に資する事業を実施する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、糖尿病有病者の増加を抑制する効果があると見込んでいる】	2023厚労220417	
	(10)	栄養ケア活動支援整備事業 (平成24年度)	30百万円	20百万円	19百万円	1	増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援を行う人材が圧倒的に不足していることから、潜在管理栄養士等の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を行う公益法人等の取組の促進・整備を行うことで、栄養ケアを担う人材を確保する。	2023厚労220416	
	(11)	健診結果の様式の標準化整備事業 (令和2年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野12.13】	2,945百万円	0	0	1	特定健診のみならず、それ以外の健診・検診においても、健診結果を標準的な電磁的記録の様式で提供できるよう、通知にてその標準的な様式を定めるとともに、市町村において、速やかに標準的な電磁的形式を活用出来るように、様式の標準化に係る整備(データ標準レイアウトの改版に伴う市区町村のシステム改修等)に必要な経費について補助する。【補助率1/2】 これにより、転居時に市区町村間で健康診査情報が引き継がれる仕組みや、マイナポータル等を活用した個人の健診・検診結果情報を一元的に確認できる仕組みを構築するものである。また、個人の健康状態等を本人や家族が把握することで、日常生活の改善や健康増進につながり、ひいては健康寿命の延伸に寄与すると考えられる。	-	
施策の予算額(千円)			令和3年度		令和4年度		令和5年度	政策評価実施予定時期	令和6年度
			9,089,739		5,720,202		5,621,768		
施策の執行額(千円)			8,028,387		5,065,872				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)			施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
			第210回国会 衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明			令和4年10月21日		国民の健康を増進し、健康寿命の延伸を図るため、次期「国民健康づくり運動プラン」策定に向けた議論を進めるとともに、予防・重症化予防・健康づくりの政策効果に関する実証事業を着実に実施します。	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(I-11-3))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		総合的ながん対策を推進すること(施策目標Ⅰ-11-3) 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること			担当 部局名	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	作成責任者名	がん・疾病対策課長 西嶋 康浩		
施策の概要		本施策は、がん対策基本法に基づき策定された「がん対策推進基本計画」に基づき、がん患者を含めた国民が、がんの克服を目指し、がんに関する正しい知識を持ち、避けられるがんを防ぐことや、様々ながんの病態に応じて、いつでもどこに居ても、安心かつ納得できるがん医療や支援を受け、尊厳を持って暮らしていくことができるよう、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」を3つの柱として取組みを進める。具体的には、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、患者本位のがん医療の実現、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を図ることとしている。								
施策を取り巻く現状		がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されており、がんは国民の生命と健康にとって重大な問題となっている。 がん検診は、がんの早期発見・早期治療につながるものであるが、我が国のがん検診の受診率は依然として諸外国に比べて低い状況にある。 がん患者の約4人に1人は、20歳から64歳までの就労可能な年齢でがんに罹患しており、20歳から64歳までのがん罹患患者数は増加している(平成14年:約19万人→令和元年:約24万人)。 我が国の全がんの5年相対生存率は上昇しており、がん患者・経験者が長期生存し、働きながらかん治療を受けられる可能性が高まっている。このため、がんになっても自分らしく活き活きと働き、安心して暮らせる社会の構築が重要であり、がんの治療と学業や仕事を両立し、また、治療後も同様の社会生活を維持する上で、がんの治療に伴う外見の変化に対する支援が重要となっている。また、将来こどもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者にとっては、妊孕性の温存は大きな課題である。								
施策実現のための課題		1	がん検診について、引き続き受診率向上に向けた対策を講じる必要がある。 また、がんによる死亡率を減少させるためには、がん検診において、適切な検査方法の実施も含めた徹底した精度管理が必要である。							
		2	がん医療の高度化や少子高齢化・人口減少という今後の人口動態の変化を踏まえ、がん医療提供体制の均てん化と集約化を進める必要がある。							
		3	がんになっても安心して生活し、尊厳を持って 生きることのできる 地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の生活の質の向上を目指すことが必要である。							
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由				
		目標1	国民が利用しやすい検診体制を構築し、がんの早期発見・早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんの死亡者の減少を実現する。			がん検診は、一定の集団を対象として、がんに罹患している疑いのある者や、がんに罹患している者を早期に発見し、必要かつ適切な診療につなげることにより、がんの死亡者の減少を目指すものである。そのため、科学的根拠に基づくがん検診の受診や精密検査の受診は、がんの早期発見・早期治療につながるため、がんの死亡者を更に減少させていくためには、がん検診の受診率向上及び精度管理の更なる充実が必要であるため、当該目標を設定した。				
		(課題1)								
		目標2	地域の実情に応じ、均てん化を推進するとともに、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進する。			がん医療が高度化する中で、引き続き質の高いがん医療を提供するために重要な施策であることから、当該目標を設定した。				
		(課題2)								
目標3	ライフステージに応じたがん対策を推進することで、全てのがん患者及びその家族等の生活の質の向上を目指す。			がん患者・経験者の生活の質の向上において、治療と学業や仕事の両立や、アビランスケア等のサバイバーシップ支援や、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者に対する妊孕性温存等のライフステージに応じたがん対策が重要であることから、当該目標を設定した。						
(課題3)										
達成目標1について										
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	がんの年齢調整死亡率(75歳未満) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野18-i;】 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	人口10万対73.6人	平成29年度と比べて低下	毎年度	平成29年度(人口10万対73.6人)以下	平成29年度(人口10万対73.6人)以下	平成29年度(人口10万対73.6人)以下	平成29年度(人口10万対73.6人)以下	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されている。このため、がん対策推進基本計画に基づき、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、患者本位のがん医療の実現、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を図り、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させることとしている。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:人口10万対78.0人、平成28年度実績:人口10万対76.1人	第3期がん対策推進基本計画(平成29年度～令和4年度)においては、75歳未満のがんの年齢調整死亡率を低下させることとしていた。第4期がん対策推進基本計画(令和5年度～令和10年度)においても最終アウトカムの1つとして75歳未満のがんの年齢調整死亡率を設定している。75歳未満のがんの年齢調整死亡率はほぼ一貫して減少し続けているが、引き続き推移を注視する。

2	がん検診受診率 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野18-i】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 (アウトプット)	○男性 胃がん: 46.4% 肺がん: 51.0% 大腸がん: 44.5%	平成28年	男性 胃がん: 50%60% 肺がん: 50%60% 大腸がん: 50%60% 子宮頸がん: 50%60% 乳がん: 50%60%	令和10年	-	-	男性 胃がん: 50% 肺がん: 50% 大腸がん: 50% 子宮頸がん: 50% 乳がん: 50%	男性 胃がん: 50% 肺がん: 50% 大腸がん: 50% 子宮頸がん: 50% 乳がん: 50%	男性 胃がん: 60% 肺がん: 60% 大腸がん: 60% 子宮頸がん: 60% 乳がん: 60%	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかるかと推計されている。このため、がん対策推進基本計画において、男女とも対策型検診で実施される全てのがん種におけるがん検診の受診率の目標値を5060%としている。 なお、本指標については、国民生活基礎調査の大規模調査年の調査結果により実績値を算出しているが、次回の実施年は令和47年度である。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※ 基準値(平成28年実績値)の一部変更について ・ 国民生活基礎調査は3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施することとしている。 ・ 同調査では、平成16年に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成10年3月31日厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知別添)の一部が改正されたことを踏まえ、平成22年から平成28年の大規模調査までは、子宮頸がん検診及び乳がん検診について、「過去1年間」及び「過去2年間」の受診状況を調査していたが、過去3回の調査結果が比較可能となったことや、平成20年に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添)において、子宮頸がん検診及び乳がん検診については、2年に1回の受診回数としていることを踏まえ、令和元年調査以降は、子宮頸がん検診及び乳がん検診については、「過去2年間」の受診状況のみ調査することとした。 ・ これまで、子宮頸がん検診及び乳がん検診の基準値は、他のがん検診との平仄から平成28年調査における「過去1年間」の受診率を記載していたが、上記を踏まえ、これを「過去2年間」の受診率に変更している。 (参考)変更前の子宮頸がん検診及び乳がん検診の平成28年における受診率は、子宮頸がん検診: 33.7%、乳がん検診: 36.9%。	左記のとおり、がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかるかと推計されていることから、第4期がん対策推進基本計画(令和5年度～令和10年度)において、男女とも対策型検診で実施される全てのがん種におけるがん検診の受診率の目標値を60%としている。
		○女性 胃がん: 35.6% 肺がん: 41.7% 大腸がん: 38.5% 子宮頸がん: 42.4% 乳がん: 44.9%				女性 胃がん: 50%60% 肺がん: 50%60% 大腸がん: 50%60% 子宮頸がん: 50%60% 乳がん: 50%60%	-	-	○男性 胃がん: 48.0% 肺がん: 53.4% 大腸がん: 47.8%	○男性 胃がん: 47.5% 肺がん: 53.2% 大腸がん: 49.1%	○女性 胃がん: 37.1% 肺がん: 45.6% 大腸がん: 40.9% 子宮頸がん: 43.7% 乳がん: 47.4%	○女性 胃がん: 36.5% 肺がん: 46.4% 大腸がん: 42.8% 子宮頸がん: 43.6% 乳がん: 47.4%
3	精密検査受診率 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野18-i】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 (アウトプット)	胃がん: 80.7% 肺がん: 83.0% 大腸がん: 70.6% 子宮頸がん: 75.4% 乳がん: 87.8%	平成28年度	胃がん: 90% 肺がん: 90% 大腸がん: 90% 子宮頸がん: 90% 乳がん: 90%	令和5年度	-	前年度以上	胃がん: 90% 肺がん: 90% 大腸がん: 90% 子宮頸がん: 90% 乳がん: 90%	胃がん: 90% 肺がん: 90% 大腸がん: 90% 子宮頸がん: 90% 乳がん: 90%	胃がん: 90% 肺がん: 90% 大腸がん: 90% 子宮頸がん: 90% 乳がん: 90%	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかるかと推計されている。このため、がん対策推進基本計画において、精密検査受診率の目標値を90%としている。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※基準値(平成28年度実績値)及び実績値(平成29年度実績値)の変更について ・ 前年度までは、地域保健・健康増進事業報告の概要版(算出対象年齢: 40歳から69歳(子宮頸がんのみ20歳から69歳))を引用していたが、市町村等ががん検診の事業評価を行うための参考として作成された「今後のわが国におけるがん検診事業評価の在り方について」(平成20年3月、がん検診事業の評価に関する委員会)において、数値設定の対象年齢は40歳から74歳(子宮頸がんのみ20歳から74歳)と示されていることを反映させるために変更している。 (参考)変更前の実績値 平成28年度(地域保健・健康増進事業報告の概要版にて公表された平成27年度の精密検査受診率)における受診率は、胃がん検診: 80.4%、肺がん検診: 83.1%、大腸がん検診: 68.8%、子宮頸がん検診: 74.3%、乳がん検診: 87.2%。 平成29年度(上記概要版にて公表された平成28年度の精密検査受診率)における受診率は、胃がん検診: 80.1%、肺がん検診: 83.4%、大腸がん検診: 69.5%、子宮頸がん検診: 76.3%、乳がん検診: 87.5%	左記のとおり、がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかるかと推計されていることから、第4期がん対策推進基本計画(令和5～10年度)において、精密検査受診率の目標値を90%としている。
		胃がん: 84.1% 肺がん: 83.0% 大腸がん: 69.8% 子宮頸がん: 74.6% 乳がん: 89.2%				精査中 (公表時期未定)	集計予定 (令和6年3月公表予定)	集計予定 (公表時期未定)				
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	がん診療連携拠点病院機能強化事業費等(平成18年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野18-i】	7,495,304千円	7,995,126千円	6,597,531千円	1	がん診療連携拠点病院が実施するがん専門医等の育成、がん診療ネットワークの構築、がん患者やその家族に対する相談支援等の事業を行う。地域におけるがん診療連携の円滑な実施が図られ、質の高いがん医療等の提供体制を確立することにより、がんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようになるため、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の低下が見込まれる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標のがんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させる効果があると見込んでいる】					2023-厚労-22-0418	
		7,495,304千円	7,976,413千円									

(2)	がん医療に携わる医師等に対する研修事業等(平成18年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野18-i】	1,633,650千円	1,305,744千円	834,685千円	1	国立がん研究センターにより、がん登録やがん診療連携拠点病院等の取組状況に関する情報収集・分析等を行うとともに、希少がん診断のための病理医を育成するための研修、がん医療に携わる医療従事者に対する緩和ケア研修、ゲノム医療に携わる人材や小児がん患者の長期フォローアップを担当する多職種協働チームを育成するための研修、がん患者・経験者、がん医療に携わる医療従事者に対するピアサポートや患者サロンに関する研修、在宅医療に従事する医療従事者を育成に必要なテキストや研修プログラムの開発等を実施する。また、職域におけるがん検診にかかるデータを収集等が出来るような仕組みを構築していくため実態調査を実施していく。これにより、がん対策推進基本計画に盛り込まれた、がんと診断された時からの緩和ケアの推進や、ゲノム医療、小児がん患者フォローアップ、ピアサポート等の体制の整備を図り、がん医療の質を向上させることができるようになるため、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の低下が見込まれる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標のがんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させる効果があると見込んでいる】	2023-厚労-22-0421					
		1,621,185千円	1,297,997千円									
(3)	がん検診総合支援事業費等(平成19年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野18-i】	1,621,924千円	1,576,519千円	1,562,799千円	1、2、3	がん検診の受診率を向上させるための方策として、対象者の網羅的な名簿管理に基づく個別受診勧奨・再勧奨を行うとともに、初年度対象者に子宮頸がん検診、乳がん検診のクーポン券を送付する。また、精密検査未受診者に対して受診再勧奨を行うとともに、胃内視鏡検査を行う医師の育成や企業等と連携した働く世代に対する取組や科学的根拠に基づきがん検診受診率向上に向けた効率的な手法についての検証を行っていく。これにより、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の低下が見込まれる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標のがんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させ、がん検診受診率及び精密検査受診率を上昇させる効果があると見込んでいる】	2023-厚労-22-0419					
		1,512,473千円	1,540,272千円									
(4)	都道府県健康対策推進事業(平成22年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野18-i】	648,213千円	683,042千円	640,175千円	1、2、3	都道府県ががん対策推進計画の各種目標等の実現・達成のために、地域の実情等を反映させた各種施策を実施することで、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の低下が見込まれる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標のがんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させ、がん検診受診率及び精密検査受診率を上昇させる効果があると見込んでいる】	2023-厚労-22-0420					
		643,165千円	681,415千円									
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
4	がんの年齢調整死亡率(75歳未満) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野18-i.5】 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	人口10万対73.6人	平成29年度	平成29年度と比べて低下	毎年度	令和元年度 平成29年度(人口10万対73.6人)以下	令和2年度 平成29年度(人口10万対73.6人)以下	令和3年度 平成29年度(人口10万対73.6人)以下	令和4年度 平成29年度(人口10万対73.6人)以下	令和5年度 平成29年度(人口10万対73.6人)以下	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されている。このため、がん対策推進基本計画に基づき、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、患者本位のがん医療の実現、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を図り、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させることとしている。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:人口10万対78.0人、平成28年度実績:人口10万対76.1人	第3期がん対策推進基本計画(平成29年度～令和4年度)の期間内であり、引き続き第3期基本計画に基づき75歳未満のがんの年齢調整死亡率を低下させることとしている。第4期がん対策推進基本計画(令和5年度～令和10年度)においても最終アウトカムの1つとして75歳未満のがんの年齢調整死亡率を設定している。75歳未満のがんの年齢調整死亡率はほぼ一貫して減少し続けているが、引き続き推移を注視する。
5	役割分担に関する議論が行われている都道府県の数 【第4期がん対策推進基本計画評価指標211101】	—	—	47都道府県	令和10年度				47都道府県	47都道府県	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されている。国はこれまで、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(以下「整備指針」という。)に基づき、拠点病院等を中心として、がん医療提供体制の質の向上や均てん化に向けた取り組みを進めてきた。また、令和4年8月に整備指針の見直しを行い、地域の実情に応じ、均てん化を推進するとともに、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進する観点から、都道府県がん診療連携協議会の役割と機能を強化した。また、令和5年3月に閣議決定された「第4期がん対策推進基本計画では我員医療提供体制の均てん化と集約化を推進することとして。令和5年度からは、都道府県がん診療連携協議会において、都道府県内の各拠点病院等及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担について議論した都道府県数を増やすこととしている。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html)	左記のとおり。
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度予算額	関連する 指標番号							令和5年度行政事業レビュー事業番号
(5)	がん診療連携拠点病院機能強化事業費等(平成18年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野18-i】	7,495,304千円	7,995,126千円	6,597,531千円	4、5	がん診療連携拠点病院が実施するがん専門医等の育成、がん診療ネットワークの構築、がん患者やその家族に対する相談支援等の事業を行う。地域におけるがん診療連携の円滑な実施が図られ、質の高いがん医療等の提供体制を確立することにより、がんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようになるため、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の低下が見込まれる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標のがんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させる効果があると見込んでいる】					2023-厚労-22-0418	
		7,495,304千円	7,976,413千円									
(6)	がん検診総合支援事業費等(平成19年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野18-i】	1,621,924千円	1,576,519千円	1,562,799千円	4	がん検診の受診率を向上させるための方策として、対象者の網羅的な名簿管理に基づく個別受診勧奨・再勧奨を行うとともに、初年度対象者に子宮頸がん検診、乳がん検診のクーポン券を送付する。また、精密検査未受診者に対して受診再勧奨を行うとともに、胃内視鏡検査を行う医師の育成や企業等と連携した働く世代に対する取組や科学的根拠に基づきがん検診受診率向上に向けた効率的な手法についての検証を行っていく。これにより、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の低下が見込まれる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標のがんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させ、がん検診受診率及び精密検査受診率を上昇させる効果があると見込んでいる】					2023-厚労-22-0419	
		1,512,473千円	1,540,272千円									

(7)	都道府県健康対策推進事業(平成22年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野18-i】	648,213千円	683,042千円	640,175千円	4	都道府県がん対策推進計画の各種目標等の実現・達成のために、地域の実情等を反映させた各種施策を実施することで、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の低下が見込まれる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標のがんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させ、がん検診受診率及び精密検査受診率を上昇させる効果があると見込んでいる】	2023-厚労-22-0420
		643,165千円	681,415千円				
(8)	がん医療に携わる医師等に対する研修事業等(平成18年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野18-i】	1,633,650千円	1,305,744千円	834,685千円	4	国立がん研究センターにより、がん登録やがん診療連携拠点病院等の取組状況に関する情報収集・分析等を行うとともに、希少がん診断のための病理医を育成するための研修、がん医療に携わる医療従事者に対する緩和ケア研修、ゲノム医療に携わる人材や小児がん患者の長期フォローアップを担当する多職種協働チームを育成するための研修、がん患者・経験者、がん医療に携わる医療従事者に対するピアサポートや患者サロンに関する研修、在宅医療に従事する医療従事者を育成に必要となるテキストや研修プログラムの開発等を実施する。また、職域におけるがん検診にかかるデータを収集等が出来るような仕組みを構築していくため実態調査を実施していく。これにより、がん対策推進基本計画に盛り込まれた、がんと診断された時からの緩和ケアの推進や、ゲノム医療、小児がん患者フォローアップ、ピアサポート等の体制の整備を図り、がん医療の質を向上させることができるようになるため、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の低下が見込まれる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標のがんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させる効果があると見込んでいる】	2023-厚労-22-0421
		1,621,185千円	1,297,997千円				

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
6	仕事と治療の両立ができる環境と 思う人の割合の増加数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野18-ii】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	27.9%	平成28年度	40%	令和7年度	平成28年度 (27.9%) 以上	-	-	-	令和元年度 (37%) 以上	がん患者の約34人に1人は、20歳から64歳までの就労可能な年齢で がんに罹患している。このため、がん対策推進基本計画に基づき、がん 患者の離職防止や再就職のための就労支援を充実し、がんになっても 自分らしく活き活きと働き、安心して暮らせる社会を構築し、仕事と治療 の両立ができる環境と思う人の割合を40%にすることを目標としている。 なお、本指標については、がん対策に関する世論調査により実績値を 算出している。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表 すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)令和元年度実績値37.1%は分母:有効回収数(1,647人)、分子: 「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」と回答した人(611人)から 算出したもの。	がん患者の仕事と治療の両立については、「がん患者の就労に関する 総合支援事業」において、がん診療連携拠点病院等に就労に関する専門 家の配置等により環境整備を進めている。 がん診療連携拠点病院等で治療を受ける患者の数や、がん相談支援 センターを活用する患者の数の増加等によって、割合が基準値から年 1.5%ずつ上昇すると推計し、目標値を40%と設定した。
						37%	-	-	- (世論調査 実施なしに つき実績 もなし)	集計予定 (R5年10 月頃)		
7	がん診療連携拠点病院において、 「治療と仕事両立プラン」等を活用し て支援した就労に関する相談件数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野18-ii】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	13,506件 (推計)	平成28年	25,000件	令和10年度	前年 (29,070 件)以上	平成30年度 (29,070) 以上	前年 (29,528件) 以上	25,000件 以上	25,000件 以上	がん患者の約34人に1人は、20歳から64歳までの就労可能な年齢で がんに罹患している。このため、がん対策推進基本計画に基づき、がん 患者の離職防止や再就職のための就労支援を充実し、がんになっても 自分らしく活き活きと働き、安心して暮らせる社会を構築し、がん診療連 携拠点病院において、「治療と仕事両立プラン」等を活用して支援した 就労に関する相談件数を年間25,000件とすることを目標としている。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表 すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※実績値は、暦年単位で集計・公表しているため、目標値も暦年でのもの としている。また、目標値については平成29年時点では令和3年度ま でに20,000件としていたが、平成29年度に目標を達成したため、2019 年に令和4年度までに25,000件に修正。	目標値20,000件の設定の根拠として、平成28年6～7月の間の就労に 関する相談件数が2,251件から年間13,506と推計し、その1.5倍として設 定した。 目標値25,000件の設定の根拠として「がん患者等の仕事と治療の両立 支援モデル事業」による支援件数の増加(1.18倍)を参考に設定した。
						-	29,528件	26,891件	集計予定 (R5年9月 頃)			
8	現在自分らしい日常生活を送れて いると感じるがん患者の割合 (アウトカム)	70.5%	平成30年度	71%	令和5年度	-	-	-	-	平成30年度 (70.5%) 以上	患者の視点からのがん対策評価を行うため実施されている「患者体験 調査」において、がん患者及びその家族の生活の質の向上に関して は、「自分らしい日常生活を送れていると感じる人の割合」を調査してい り、がん対策推進基本計画においても、同調査結果が評価指標として 採用されている。	「患者体験調査」は過去2回しか実施されておらず、調査項目の改善率 の推計が立てづらいことから、前回実施時点(平成30年度)以上の値を 目標値として設定した。
						-	-	-	-			
9	「小児・AYA世代のがん患者等の妊 孕性温存療法研究促進事業」に係 る助成の実施件数 (アウトプット)	1,061件	令和4年度	前年度と比 べて増加	令和5年度	-	-	-	前年度 (1,061件) 以上	前年度以上	妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生 殖補助医療等に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減 を図るとともに、患者からの臨床情報等のデータを収集し、エビデンス 創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の研究を促進する ことを目的とした「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究 促進事業」を令和3年度から実施している。 小児・AYA世代の患者等が、将来に希望をもって治療に取り組むた め、必要とする方に妊孕性温存と温存後生殖補助医療に係る助成を適 切に実施することを目標としている。	妊孕性温存については、対象となる患者全てに実施するものではなく 希望者に対して実施するものであることから、目標値(絶対数)を定め ていないが、一方で、妊孕性温存に関する相談や意思決定支援、助成 に関する周知等が不足しており希望をしていても機会を逸した患者が これまで存在するという想定のもと、対前年度での助成件数増加を目標 と設定している。
						-	-	1,061	集計予定 (R5年12 月頃)			

10	外見の変化に関する相談ができた患者の増加数(アウトカム)	28.3%	平成30年度	前回と比べて増加	令和5年度	-	-	-	-	前回 (28.3%)以上	がんの治療と学業や仕事との両立を可能とし、治療後も同様の生活を維持する上で、治療に伴う外見変化に対する医療現場におけるサポートの重要性が認識されている。「患者体験調査」によると、がんの治療に伴う外見の変化(爪、皮膚障害、脱毛等)に関する相談ができたがん患者の割合は、成人で28.3%(平成30年度)であり、一定の取組がなされていることが明らかとなったが、さらなる取組が求められている。	外見の変化に関する悩みへの相談は、外見の変化が起こった患者全てが相談を希望するものではなく、相談希望者に対して実施するものであることから、目標値(絶対数)を定めていないが、一方で、外見の変化に関する相談を希望をしても機会を逸した患者がこれまで存在するという想定のもと、相談支援体制の構築や普及啓発等の取組が進むことで、相談件数が増加することを目標として設定している。			
						-	-	-	-						
達成手段3		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号			
(9)	がん診療連携拠点病院機能強化事業費等(平成18年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野18-ii】	7,495,304千円	7,995,126千円	6,053,691千円	6、7、8	がん診療連携拠点病院が実施するがん専門医等の育成、がん診療ネットワークの構築、がん患者やその家族に対する相談支援等の事業を行う。地域におけるがん診療連携の円滑な実施が図られ、質の高いがん医療等の提供体制を確立することにより、がんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようになるため、仕事と治療の両立ができる環境とと思う人の割合の増加等が見込まれる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、仕事と治療の両立ができる環境とと思う人の割合を増加させる効果があると見込んでいる】						2023-厚労-22-0418			
		7,495,304千円	7,976,413千円												
(10)	都道府県健康対策推進事業(平成22年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野18-ii】	648,213千円	683,042千円	640,175千円	6	都道府県ががん対策推進計画の各種目標等の実現・達成のために、地域の実情等を反映させた各種施策を実施することで、仕事と治療の両立ができる環境とと思う人の割合の増加等が見込まれる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、仕事と治療の両立ができる環境とと思う人の割合を増加させる効果があると見込んでいる】						2023-厚労-22-0420			
		643,165千円	681,415千円												
(11)	小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業(令和3年度)	1,129,427千円	773,140千円	1,095,766千円	8、9	妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に要する費用の一部を助成するとともに、患者からの臨床情報等のデータを収集・管理する。これにより、対象者の経済的負担の軽減や、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究の促進が期待できることから、自分らしい日常生活を送れていると感じるがん患者の割合の増加等につながるが見込まれる。						2023-厚労-22-0422			
		266,768千円	328,301千円												
(12)	アピアランス支援モデル事業(令和5年度)	-	-	26,360千円	8、10	がん診療連携拠点病院等のがん診療を行う医療機関において、アピアランスケアを必要とするがん患者に対し、研修を受けた医療従事者による情報提供や相談支援等を行い、効果的な支援体制について検証することで、自分らしい日常生活を送れていると感じるがん患者の割合や外見の変化に関する相談ができた患者の増加等につながるが見込まれる。						2023-厚労-新23-0011			
		-	-												
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度				政策評価実施予定時期	令和7年度
		12,528,518				12,333,571				10,757,316					
施策の執行額(千円)		11,538,895				11,824,398									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称							年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
		第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説							2022/2/25			がん対策については、基本計画に基づき、がん検診の受診率向上、がんゲノム医療の体制整備、治療と仕事の両立支援等を推進します。			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅰ－12－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	平時から情報収集を行うとともに、国民の健康等に重大な影響を及ぼす緊急事態の際の情報集約や意思決定を迅速に実施する体制を整備すること(施策目標Ⅰ－12－1) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標12：健康危機管理・災害対応力を強化すること		担当 部局名	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室	作成責任者名	健康危機管理・災害対策室長 安清 崇
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・健康危機管理体制を整備すること ・地域における健康危機管理体制の整備を図ること ○根拠法令等 ・「厚生労働省健康危機管理基本指針」(平成9年1月事務次官決裁) ・「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」(平成13年1月厚生労働省訓令第4号) ・「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年12月厚生労働省告示第374号) ・「厚生労働省防災業務計画」(最終改正 令和3年9月)					
施策を取り巻く現状	1. 国の健康危機管理体制 ・ 医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき必要な体制を整備。 【平時】 ・ 関係部局や国立試験研究機関を通じて内外からの情報を収集 ・ 部局横断組織である「健康危機管理調整会議」において、毎月2回情報交換を実施 【有事】 ・ 緊急の調整会議の開催、対策本部の設置、職員や専門家の現地派遣、健康危機情報の発信等					
	2. 自治体の健康危機管理体制 ・ 地域における健康危機管理は、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」、「地域健康危機管理ガイドライン」を参考に健康危機管理体制を整備することが求められている。 ・ 地域の健康危機管理の拠点となるのが保健所等だが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症対策における保健所等の役割の重要性が改めて認識された。 ・ その体制の強化を図るため、感染症業務従事保健師の増員に係る地方財政措置やIHEAT要員の確保等が行われている。					
	3. 気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化 ・ 水害・土砂災害等をもたらす大雨・短時間強雨の頻発化、「平成30年7月豪雨」、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」をはじめ、毎年のように豪雨災害による被害が生じている。 ・ 災害の発生時に、被災都道府県の保健医療福祉調整本部、保健所の指揮調整機能等への支援のため、「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)」の応援派遣を調整。 ・ DHEATは、医師、保健師、管理栄養士等、専門的な研修・訓練を受けた被災都道府県以外の都道府県等職員の中から、1班あたり5名程度で構成され、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援するが、被災都道府県等の体制や災害の状況等に応じて柔軟な活動を行う。					
施策実現のための課題	1	医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康を脅かす事態に対して、迅速かつ適切に対応するための体制整備が必要である。				
	2	① 感染症・災害等の対応や、保健所のマネジメント等の支援を行うことができる人材を養成することが必要である。 ② 平時より健康危機管理に関する体制の整備や広域的な連携体制の整備が必要である。				
	3	地震や台風、大雨等の災害に対して、迅速な災害対応を実施するための平時からの備えが必要である。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	緊急事態に迅速かつ適切に対応できる体制を整備するため、健康危機の兆候を速やかに察知すること		医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康を脅かす事態に対して、その兆候を速やかに察知し、迅速かつ適切に対応するための体制を整備しておくことが求められるため。		
	目標2 (課題2)	地域における健康危機管理体制の確保を図ること		多様化する健康危機事例の未然防止及び拡大抑制のため、平時より健康危機管理に関する体制の整備や広域的な連携体制の整備、危機管理に関する研修の実施等により、地域における健康危機管理体制の強化を図り、安心で健康な国民生活の確保を図ることが求められているため。		
	目標3 (課題3)	災害に対する事前の訓練等によるシミュレーションを行い、対応力を強化すること		近年頻発化している地震、台風、大雨等の災害に対応するための研修の実施により、災害時に迅速かつ円滑な災害対策を行うことが求められるため。		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
①	健康危機管理調整会議で共有された健康危機等における情報の数(アウトプット)	-	-	前年度以上	毎年度	16件	17件	14件	19件	前年度以上	- 厚生労働省関連部局及び関係研究機関を構成員とする健康危機管理調整会議を定期的に開催し、健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化を図ることにより、健康危機事業に対する対応体制を整備している。 - 健康危機管理においては、危機の端緒となる情報の収集及び省内担当部局での適切なアセスメント並びにその情報の共有が必要とされるところ、こうした危機情報を共有する役割を当該会議が担っている。 - このため、当該会議において取り上げられる数が多いことは、健康危機の端緒となりうる情報に対して適切な対応が行われていることを表しているものと考えられることから、指標として設定している。 (出典):大臣官房厚生科学課による把握 なお、複数回の会議で同一の議題が共有されたものについては、通しで1件として計上している。	健康危険情報に対する適切なリスクアセスメントを行うためには、国内外で発生している健康危機事業を適切に共有していくことが必要である。これらの事業発生の状況は年によって異なることから、一瞬の目標設定は困難であるため、情報共有が前年度以上に行われることを目標とした。
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		令和3年度 執行額	令和4年度 執行額									
(1)	健康危機管理体制の整備 (平成10年度)	162百万円	220百万円	170百万円	1	医薬品、食中毒、感染症、飲料水等により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務を行うため、健康危機が疑われる各種情報の収集・分析、並びに省内各部局間の横断的かつ緊密な連携及び短時間での的確な政策調整を行い、また、世界健康安全保障行動グループ(GHSI)等の国際会議に出席し、健康危機管理の向上及びテロ行為に対する準備と対応に係る各国との連携を図ること、省内における健康危機管理に対する体制整備に資する。					2023—厚労—22—0424	
		158百万円	215百万円									

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
		令和元年度	令和2年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度					
②	国が実施する都道府県、保健所設置市・特別区の本庁・保健所等の職員を対象とした健康危機関連の研修の受講者数(アウトプット)	-	-	300人	毎年度					300人	・ 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や災害等の重大な健康危機管理事業に対応することや、各地域における危機管理研修を企画・実施することのできる保健所等の自治体職員を養成するために国が実施する研修に係る参加者数を指標として選定した。 (出典)：健康局健康課地域保健室による把握	都道府県ごとに統括的な役割を果たす職員を1人、また感染症や災害等の対応やマネジメント等の支援を行う人材を約5人とし、計300人とした。	
③	保健所が実施した市町村職員に対する健康危機管理に関する研修(指導)の実施回数・参加延人員(地域保健・健康増進事業報告による)(アウトカム)	344回・7,369人	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(402回・9,656人)以上	前年度(402回・9,656人)以上	前年度(255回・5,397人)以上	前年度(226回・4840人)	前年度以上	・ 地域で健康危機管理を担う保健所職員及び保健所所管区域内の市町村職員を対象として、上記研修を受講した保健所長等のリーダーシップの下で実施される復命研修を含む各種研修の実施回数及び参加者数を指標として選定した。 地域保健・健康増進事業報告 URL: https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&itoukei=00450025&tstat=000001030884	目標値を毎年度前年度以上とせざるを得ない理由は、健康危機管理については、非常時に万全の対応を期するため、一人でも多くの職員が担い、研修の実施回数や参加者数が毎年度着実に増加することが望ましいためである。 (参考)平成29年度実績：362回・7,079人、平成30年度実績：402回・9,656人	
達成手段2(開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額	予算額										執行額
(2)	健康危機管理体制整備推進費(平成5年度)	200百万円	198百万円	200百万	2	多様化する健康危機事例に的確に対応するため、保健所長及び保健所の管理職員等を対象として、実際の健康危機事例発生時の対応に関する演習、必要な知識等の取得を内容とした研修を実施することで、地域における健康危機管理に対する体制整備に資する。						2023―厚労―22―0425	
		197百万円	195百万										
(3)	健康危機管理情報収集事業費(平成14年度)	16百万円	16百万円	16百万	―	地域における健康危機管理情報の収集や解析等を行うことにより、地域における健康危機事例発生時の迅速かつ適切な解決に向けた対応を支援する。						2023―厚労―22―0426	
		10百万円	11百万										
(4)	地域健康危機管理対策事業(平成18年度)	424百万円	476百万円	608百万	3	保健所を中核とする健康危機管理体制の整備や緊急時に求められる保健活動への対応などに対して支援を行うことで、健康危機管理体制の充実を図る。						2023―厚労―22―0423	
		28百万円	33百万										
(5)	災害時公衆衛生従事者緊急派遣事業(平成24年度)	2百万円	2百万円	2百万	―	保健師等を中心とした公衆衛生従事者を被災地に派遣し、迅速かつ確かな支援体制を確立するため、災害時における派遣ガイドラインの作成や派遣者の養成研修を実施することで、災害時の健康危機管理に対する支援体制整備に資する。						2023―厚労―22―0427	
		0.2百万円	0.01百万										

達成目標3について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
④	厚生労働省職員(地方厚生局職員向け)災害対応研修	-	-	年1回	毎年度	-	年1回	年1回	年1回	年1回	災害対応を迅速かつ円滑に実施するためには、定期的に研修を開催し、実際に被災地対応を行うことが想定される各地方厚生局災害担当職員の災害対応力強化を図ることが有効と考えられるため、指標として選定。 (出典):大臣官房厚生科学課による把握	毎年必ず研修を行うのが適切であるとの趣旨から、年1回を目標と設定。		
達成手段3 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額	予算額											
		執行額	執行額											
(6)	災害対応者能力向上事業 (令和2年度)	23百万円 15百万円	15百万円 10百万円	15百万円	4	厚生労働省職員(地方厚生局職員)の能力向上に資する研修を通じて、災害応急対策や業務継続体制の構築等に向けた更なる取組推進を図る。						2023－厚労－22－0424		
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和6年度	
		826,078				876,754				1,010,576				
施策の執行額(千円)		408,794				465,921								
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		-						-		-				

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅱ－1－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標Ⅱ－1－1) 基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標1：食品等の安全性を確保すること	担当 部署名	健康・生活衛生局 総務課	作成責任者名	総務課長 岡部 史哉
施策の概要	1. 食品安全行政の概要 ○ 本施策は、食品衛生法等に基づき、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としている。 (1)規格基準の設定及び見直し ・ 残留農薬・食品用容器包装等の規格基準の策定等を計画的に進めている。特に、食品中の残留農薬の暴露評価について、国際的な整合化を図るため、手法の高度化に向けた取組を実施している。 ・ また、新たな育種技術(ゲノム編集技術等)や従来にはない新規食品(培養肉等)について、最新の科学的知見や海外の取組状況等の収集及び安全性確保に係る検証を実施している。 (2)計画に基づく監視指導 ・ 食品衛生法に基づく監視指導を効率的かつ効果的に実施するため、「食品衛生に関する監視指導に実施に関する指針」に基づき、輸出国対策及び輸入時対策については厚生労働省が、国内流通時対策については都道府県等が地域の実情に応じて、毎年度、監視指導計画を策定、公表の上、適切な監視指導を実施している。 (3)輸入食品の安全性確保 ・ 毎年度「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際対策、③国内流通時の三段階で対策を実施している。 ・ 輸出国における衛生対策としては、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施、担当官の派遣・調査等を実施している。 ・ 輸入時の対策では、輸入業者に対して、輸入の都度、届出を義務付け、事業者からの輸入前相談に対応するとともに、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施している。モニタリング検査における違反状況を踏まえ、違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品については、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。 ・ 国内流通時の対策では、都道府県等監視指導計画に基づき、都道府県等が店舗等から輸入食品を抜き取り、検査や指導を行っている。 (4)食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施 ・ 食品安全に対する消費者の意識の高まり等に対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行っている。				
	2. 食品衛生法の改正について ○ 平成15年の食品衛生法等の改正から約15年が経過し、共働き世帯や高齢者単身世帯の増加を背景に、調理食品、外食・中食への需要の増加や健康食品への関心の高まりなど食のニーズの多様化や輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった我が国の食を取り巻く環境が変化している。 ○ このような変化の中で、都道府県等を超える広域的な食中毒事案の発生や、食中毒の発生数の下げ止まり傾向があり、事業者における一層の衛生管理や、行政による的確な対応が喫緊の課題となっている。さらには、食品の輸出促進等も見据え、国際標準と整合的な食品衛生管理が求められている。 ○ こうした状況を踏まえ、食品の安全を確保するため、以下のような点を改正内容とする「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号)が順次施行されており、令和3年6月には完全施行された。 【改正の概要】 (1)広域的な食中毒事案への対策強化〔平成31年4月1日施行〕 ・ 広域的な食中毒事案の発生・拡大防止のため、国と関係自治体が相互に連携・協力を行うための場として、地域ブロックごとに新たに「広域連携協議会」を設置し、緊急時には、協議会を活用して広域的な食中毒事案に対応する。 (2)HACCPに沿った衛生管理の制度化〔令和2年6月1日施行(1年間の経過措置あり)〕 ・ HACCP(ハサップ)とは、原料の受入から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法。 ・ 一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を、原則としてすべての食品等事業者に対して求める。＜HACCPに基づく衛生管理＞ ・ ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を求める。＜HACCPの考え方を取り入れた衛生管理＞ (3)特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出を義務化〔令和2年6月1日施行〕 ・ 厚生労働大臣が定める特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害が発生した場合、事業者から行政へ当該情報を届け出ることを義務化し、健康被害発生時に、注意喚起・改善指導・販売禁止等の措置を講じるに足る必要十分な情報収集等が可能となる。 (4)国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備〔令和2年6月1日施行〕 ・ 食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全性を評価した物質のみ使用可能とする(ポジティブリスト制度の導入)。 (5)営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設〔令和3年6月1日施行(営業許可業種によっては経過措置あり)〕 ・ HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、営業許可の対象業種以外の事業者の所在等を把握するため、届出制度を創設。 ・ 営業許可については、実態に応じたものとするため、食中毒リスク等を考慮し、見直し(32許可業種に見直し)。 (6)食品等リコール情報の報告制度の創設〔令和3年6月1日施行〕 ・ 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出(食品衛生申請等システムに入力等)を義務付け。 (7)その他 ・ 輸出国において検査や管理が適切に行われた旨を確認し、輸入食品の安全性を確保するため、食肉等のHACCPに基づく衛生管理や、乳及び乳製品・一部の水産食品の衛生証明書の添付を輸入要件化する。				
	残留基準の設定については、平成30年度に農業取締法が改正され、全ての農業を対象に、定期的に、最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行う再評価制度が導入されたことから、再評価の本格化に伴い、厚生労働省において見直すべき農薬等の品目数が、大きく増加する見込みである。 なお、令和5年5月に成立した生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律に基づき、食品衛生基準行政については令和6年4月から消費者庁へ移管される。				
	食中毒の事件数は、1998(平成10)年をピークにおおむね減少傾向を示してきたが、近年では1,000件前後で推移している。 輸入食品の届出件数は、食品流通のグローバル化の進展、消費者ニーズの多様化などを背景に近年増加傾向にある。				
	平成21年度の消費者庁設置を背景に、以前にも増して食品安全に対する消費者の意識が高まっている。				
施策を取り巻く現状					

施策実現のための課題	1	残留農薬、食品添加物及び食品用器具・容器包装等について、最新の科学的知見や国際動向を踏まえた、より迅速な基準等の設定が行えるよう審査体制の強化等が求められている。										
	2	食中毒事件数は近年下げ止まりの傾向にあるほか、高齢化による食中毒リスク増加の懸念などもあり、食品の安全性の更なる向上が求められている。										
	3	我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、適切な監視指導を徹底するための体制強化が求められている。										
	4	食品安全に関する施策の情報を消費者等に積極的に情報提供するとともに、消費者等からの意見を聴取し、消費者等との相互関係を形成する必要がある。										
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由						
	目標1 (課題1)	残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進					残留農薬の基準設定について、国際的にも急性毒性の指標として用いられる急性参照用量（ARfD）を考慮した残留基準の見直しを計画的に進めるとともに、残留基準の適否を確認する分析法の開発を推進する等、食品衛生に関する監視指導を徹底するための体制強化が必要である。 また、残留農薬・食品添加物等について、最新の科学的知見や国際動向を踏まえた、より迅速な基準等の設定が行えるよう審査体制を強化する必要がある。					
	目標2 (課題2)	HACCPの定着など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等					HACCPに沿った衛生管理の定着による食品等事業者の衛生管理水準の更なる向上を図るとともに、輸出先国が求める衛生管理基準に対応した食品の輸出促進につなげるため、HACCP普及のための事業者や地方公共団体の人材育成事業、輸出相手国との相互認証の推進などの各種施策を実施する必要がある。 また、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）による衛生証明書等の輸出関連手続を電子化するとともに、輸出食肉・水産食品取扱施設の認定等を行っていく必要がある。					
	目標3 (課題3)	検疫所における水際対策等の推進					我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための人員を含めた体制強化を図り、輸入食品監視指導計画に基づく検疫所における監視指導を強化する必要がある。					
	目標4 (課題4)	食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等					食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法及び食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換が求められている。 また、食中毒の予防や食品中の化学物質等の基準設定、検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。					
達成目標1について												
測定指標（アウトカム、アウトプット） ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値（参考値）					測定指標の選定理由	目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○1	前年度に食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等について、通知日から1年以内に残留基準を設定又は変更する品目の達成率（アウトプット）	-	-	60%	毎年度	過去5年の品目数の平均（47品目）以上	過去5年の品目数の平均（38品目）以上	60%	60%	60%	・ 制度導入時に新たに残留基準を設定した758農薬等のうち、現在（指標設定当時）まで約600の農薬等について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したが、今後も引き続き本制度の適切かつ円滑な実施を推進するため、本指標を設定する。	・ 食品安全委員会がリスク評価を完了した農薬等に対して、適切な残留基準の設定又は変更を着実に実施していくことが重要であることから、前年度に食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等について、通知日から1年以内に残留基準を設定又は変更する品目の達成率60%を目標値とする。
						19品目	14品目	58%	45%			
○2	要請に基づき行われる食品添加物の指定等手続について標準的事務処理期間内に指定等を終えた率（アウトカム）	-	-	70%	毎年度	70%	70%	70%	70%	70%	・ 食品添加物の指定等については、「食品添加物の指定等手続に係る標準的事務処理期間の設定について」（平成28年6月10日付け生食発0610第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知）において、要請者から要請された品目に関して、資料収集に要する期間を除き、食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を通知された日から1年以内に行うよう努めるものとしたことから、本指標を設定する。	・ 添加物製剤の指定等の要請などについては、一つの要請について複数の成分規格等を設定する必要があるため、審査事項が複雑となり、指定等までに一定の期間を要することも想定されることから、達成率70%を目標値とする。 ・ 算出式は、 〔当該年度に標準的事務処理期間内（評価の結果通知を受けてから1年間）に指定等手続が完了した数〕/〔当該年度に指定等手続が完了した数〕である。 （参考）国際汎用添加物のロードマップにおける処理達成率 平成27年度実績：100%、平成28年度実績：－ 要請に基づき行われる食品添加物の指定等手続について標準的事務処理期間内に指定等を終えた率 平成29年度実績：100%、平成30年度実績：100%
						27%（3/11（品目））	89%（8/9（品目））	－（0/0（品目））	100%（3/3（品目））			

達成手段1 (開始年度)		令和3年度		令和4年度		令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額	予算額	予算額				
		執行額	執行額	執行額	執行額				
(1)	健康食品の安全性の確保等事業 (平成19年度)	80百万円	120百万円	120百万円	—	【達成手段の概要】 健康食品による健康被害事例が発生した際、臨床医等の専門家を緊急に招集し、対応を検討するとともに、市場に流通している健康食品において安全性が疑われる成分について、安全性試験及び分析調査を実施する。 【見込まれる効果】 その結果を適宜規格基準の見直し等に活用することにより、規格基準の適切な設定に寄与する。	2023-消費-22-0044		
		79百万円	109百万円						
(2)	農業等ポジティブリスト制度推進事業 (平成18年度)	602百万円	577百万円	503百万円	1	【達成手段の概要】 ポジティブリスト制度に基づき、食品中の農業等の残留基準値に基づく分析法の開発・改良を行うとともに、食品を介した農業一日摂取量実態調査等を行う。 【見込まれる効果】 その結果を適宜基準値の見直しに活用することにより、測定指標1に寄与する。	2023-消費-22-0040		
		552百万円	485百万円						
(3)	食品汚染物質の安全性検証推進事業 (平成16年度)	40百万円	76百万円	76百万円	—	【達成手段の概要】 個人によって摂取頻度の異なる食品について、一定期間内の摂取実態調査を実施し、精密な汚染物質のばく露量を推定する。また、食品中の汚染物質(重金属、かび毒等)は通常の環境中に広く存在していることから、広範囲の食品について、汚染物質の含有濃度実態調査を実施する。 【見込まれる効果】 その結果を適宜規格基準の見直し等に活用することにより、規格基準の適切な設定に寄与する。	2023-消費-22-0043		
		39百万円	63百万円						
(4)	食品添加物等の安全性確認の計画的 推進事業 (平成20年度)	436百万円	302百万円	275百万円	2	【達成手段の概要】 ①新たに食品添加物を指定するに当たって、化学物質の分析を実施する。 ②既に指定されている添加物について、マーケットバスケット方式による食品添加物の一日摂取量調査を行う。 ③指定添加物及び既存添加物について、最新の科学的知見を踏まえて反復毒性試験、変異遺伝性試験等を行う。 【見込まれる効果】 ①品質確保のために成分規格を設定することにより活用することで、測定指標2に寄与する。 ②一日摂取許容量(ADI)を超過するおそれがないかの安全性の確認を行うとともに、ADIを超過するおそれがある場合には必要な規格基準の設定等を措置するなど、規格基準の適切な設定に寄与する。 ③指定添加物及び既存添加物の安全性の確認を行うこと等に活用することで、規格基準の適切な設定に寄与する。	2023-消費-22-0041		
		421百万円	260百万円						
(5)	食品用器具・容器包装の安全性確認 の計画的推進事業 (平成30年度)	489百万円	595百万円	579百万円	—	【達成手段の概要】 ①既存物質(ポジティブリスト施行前より使用されている物質)について、最新の科学的知見を踏まえて調査を行う。 ②ポジティブリストに新規の物質を規定するに当たり、最新の科学的知見を踏まえて調査を行う。 ③器具容器包装に関する分析法の開発等を行う。 【見込まれる効果】 ポジティブリスト制度を円滑に運用するとともに、器具・容器包装の安全性の確保に寄与する。	2023-消費-22-0042		
		443百万円	511百万円						

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和元 年度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度			
3	大規模食中毒の発生件数 (アウトカム)	—	—	過去5年 の発生件 数の平均 と同水準 以下	毎年度	過去5年 の発生件 数の平均 と同水準 (2件)	過去5年 の発生件 数の平均 と同水準 (2件) 以下	過去5年 の発生件 数の平均 と同水準 (2件) 以下	過去5年 の発生件 数の平均 と同水準 (2件) 以下	過去5年 の発生件 数の平均 と同水準 (2件) 以下	・ 食物流通が広域化しており、食中毒が全国的に散発して発生する傾向があることから、各都道府県等における的確な監視指導を効果的・効率的に実施するとともに、国においても適切な技術的助言、関係機関との情報共有を図るなど継続して食中毒対策を強化する必要があることから、本指標を設定する。 (大規模食中毒とは、食中毒患者等が500人以上発生し、又は発生する恐れがある食中毒をいう(食品衛生法施行規則第77条。))	・ 食中毒は、性質上突発的に起きる事案であることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、毎年なるべく最少件数を目指しつつも、過去5年の平均を水準とし、毎年度それ以下を目標値とする。 (参考) 平成30年: 2件	
4	許可を要する食品関係営業施設の禁 止命令を受けた施設数 (アウトカム)	—	—	過去5年 の施設数 の平均以下	毎年度	過去5年 の施設数 の平均 (787件) 以下	過去5年 の施設数 の平均 (743件) 以下	過去5年 の施設数 の平均 (662件) 以下	過去5年 の施設数 の平均 (579件) 以下	過去5年 の施設数 の平均以下	・ 都道府県等において監視指導を効果的・効率的に実施することにより、基準に違反した営業施設の数を低減し、食品の適切な衛生管理を行うよう、適切な措置を講じる必要があることから、営業施設の基準を遵守する施設割合を測る指標として、本指標を設定する。 ・ 衛生行政報告例(政府統計の窓口) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469 (参考) 平成29年度: 実績711件、平成30年実績: 857件		
(参考指標)						令和元 年度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	選定理由		
5	食中毒による死者数 出典:「食中毒統計調査」 (厚生労働省ホームページ: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html)					4名 (年次集計)	3名 (年次集計)	2名 (年次集計)	5名 (年次集計)		食中毒による死亡者数については、食品等事業者の衛生管理水準を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。 (参考) 平成28年: 14名、平成29年: 3名、平成30年: 3名		

達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(6)	BSE対策など食肉の安全確保対策推進事業 (平成14年度)	7百万円	7百万円	7百万円	－	【達成手段の概要】 ①米国及びカナダ等の牛肉の対日輸出施設等に対して定期的に査察を行う。また、EU諸国等からの日本への牛肉輸出要請に応じ、現地調査を実施する。 ②BSEスクリーニング検査で陽性となった場合のBSE確認検査及び確定検査の実施に必要な体制の確保、食品衛生監視員に対する疫学調査、監視指導等に関する講習会の実施、食鳥検査員及び畜検査員に対する検査技術や衛生管理、疫病診断法等に関する研修会を実施する。 【見込まれる効果】 ①月齢制限に基づく分別管理等の実施状況など対日輸出条件の遵守を検証すること、また、BSE対策等を確認することにより、的確な監視指導の推進に寄与する。 ②検査体制の確保及び食品衛生に従事する職員の資質の向上を図ることにより、的確な監視指導の推進に寄与する。	2023-厚労-22-0429					
		4百万円	6百万円									
(7)	輸入食品の監視体制強化等事業 (平成21年度)	462百万円	253百万円	299百万円	－	【達成手段の概要】 ①輸入時の検査等における違反事例等に関する調査を実施する。 【見込まれる効果】 ①調査結果に基づき輸出国政府に改善要請を行うとともに、輸入食品の監視体制を強化することにより、的確な監視指導の推進に寄与する。	2023-厚労-22-0428					
		346百万円	187百万円									
達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
6	輸入食品モニタリング検査達成率 (アウトプット)	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	輸入食品監視指導計画に基づき策定したモニタリング計画において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能となる件数を検査所に割り当てて検査を実施することとしているため。	・令和5年度 輸入食品監視指導計画 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200506.html ・令和4年度 輸入食品監視指導結果 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34802.html (参考) 平成29年度実績:102%、平成30年度実績:101%
						101%	102%	101%	101%			
7	輸入食品の規格基準等の違反件数 (アウトカム)	—	—	過去5年の 件数の 平均以下	毎年度	過去5年の 件数の 平均以下 (822件)	過去5年の 件数の 平均以下 (799件)	過去5年の 件数の 平均以下 (766件)	過去5年の 件数の 平均以下 (773件)	過去5年の 件数の 平均以下	・ 輸入食品の安全性は、輸出国段階、輸入時段階、国内流通段階における三段階で確保が行われている。 ・ 輸出国段階においては、違反食品の輸入を未然に防止するために、輸出国の食品衛生に関する制度調査を計画的に実施するとともに、検査命令が実施されている食品等について、輸出国政府に対し違反原因の究明、再発防止を要請している。 ・ また、輸入者に対しては、食品安全基本法第8条に基づく食品等事業者の責務、食品衛生法第3条に基づく輸入食品の安全性の確保について指導している。さらに、検査所では輸入前指導(輸入相談)を実施し、法違反に該当する食品等の輸入を未然に防止している。 ・ 輸入時段階では、年度ごとに計画的に実施するモニタリング検査及び規格基準等の違反の可能性が高い食品を輸入する者に対し輸入の都度検査を実施させる検査命令により安全を確保している。 ・ 以上を踏まえ、輸入食品の適切な監視指導を実施するため、本指標を設定する。	・ 輸入食品の規格基準等の違反は突発的な事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、過去5年の件数の平均以下を目標値とする。 ・ 令和5年度 輸入食品監視指導計画 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200506.html ・ 令和4年度 輸入食品監視指導結果 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34802.html (参考) 平成29年度実績:821件、平成30年度実績:780件
						763	691	809	781			
達成手段3 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(8)	輸入食品の検査に必要な事業 (平成11年度)	2,148百万円	2,123百万円	2,066百万円	6	【達成手段の概要】 検査所において、輸入食品監視指導計画に基づきモニタリング検査を実施する。 【見込まれる効果】 輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を実施することで、輸入食品等の安全性確保に寄与する。	2023-厚労-22-0431					
		2,043百万円	1,664百万円									
(9)	輸入食品の監視体制強化等事業(再掲) (平成21年度)	462百万円	253百万円	299百万円	7	【達成手段の概要】 ①輸入時の検査等における違反事例等に関する調査を実施する。 【見込まれる効果】 ①調査結果に基づき輸出国政府に改善要請を行うとともに、輸入食品の監視体制を強化することにより、測定指標7に寄与する。	2023-厚労-22-0428					
		346百万円	187百万円									

達成目標4について															
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準年度				年度ごとの実績値									
令和元年度	令和2年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度									
8	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(アウトカム)	—	—	80%以上	令和5年度	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	・ 食育基本法第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)で食育基本計画を作成している。 ・ 第4次食育推進基本計画(令和3年度～令和7年度)第1. 2(7)において掲げている基本的な取組方針「食品の安全性の確保等における食育の役割」は施策内容に資することから、当該計画第2. 2(15)において定められている目標値(「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合」を80%以上とすること)を目標値として設定する。 ・第4次食育推進基本計画 https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/attach/pdf/210331_35-6.pdf (参考) ・食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合 平成29年度実績:72.4%、平成30年度実績:77.0%	・直近の実績値である令和4年度の実績値は、分母:有効回収数(2,370人)、分子:「食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する」と回答した人の人数(1,836人)から算出したもの。			
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度					
9	食品の安全に関する意見交換会への参加者数 出典:医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課					3,330	8,793	3,432	3,408		食品の安全に関する意見交換会への参加者数については、国民の食品安全に対する意識を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。 (参考)平成29年度実績:4,266名、平成30年度実績:5,186名				
達成手段4 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号			
(10)	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 (平成15年度)	9百万円	9百万円	9百万円	9	【達成手段の概要】 食品安全委員会、農林水産省、消費者庁及び地方自治体等と連携しつつ、全国で幅広いテーマでの意見交換会を開催するなど、法律により実施することが国の責務とされているリスクコミュニケーションの充実を図る。また、ホームページやパンフレット等さまざまな媒体を活用して積極的に情報提供する。 【見込まれる効果】 食品安全に関するリスクコミュニケーションの推進を図り、その結果を食品安全行政に反映させることにより、測定指標8及び食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することに寄与する。						2023-厚労-22-0430			
		5百万円	7百万円												
(11)	カネミ油症患者の健康実態調査事業 (平成25年度)	422百万円	393百万円	388百万円	-	【達成手段の概要】 油症患者の健康実態調査を実施し、対象者に「健康調査支援金」(一人あたり19万円)を支給するとともに、調査結果を集計・分析する。 【見込まれる効果】 集計結果を油症治療研究に活用することにより、カネミ油症の診断、治療等の向上を図ることに寄与する。						2023-厚労-22-0432			
		286百万円	265百万円												
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度				政策評価実施予定 時期	令和4年度
		4,793,069				4,553,629				4,418,926					
施策の執行額(千円)		4,316,566				3,653,201									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
		第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明						令和5年3月8日			広域的な食中毒事案への対策強化等に着実に取り組む				

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅱ-2-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること(施策目標Ⅱ-2-1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標2:安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること	担当 部局名	健康・生活衛生局 水道課	作成責任者名	水道課長 名倉 良雄
施策の概要	○ 水道施設の老朽化の進行、耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、人口減少に伴う料金収入の減少による計画的な更新のための備えの不足、水道事業等を担う人材不足など、水道を取り巻く環境の変化に対応すべく、平成25年3月に新水道ビジョンを策定し、「安全」「強靱」「持続」を目指す方向性と位置付け、各種施策の推進を図っている。				
	【1. 安全な水道の確保】 ○ 安全で良質な水道水の確保を図るため、最新の科学的知見や浄水における検出状況を踏まえて逐次水質基準等の見直しを行っている。また、水道事業者等における水安全計画(※1)の策定や、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物の対策指針等に基づいた対策の徹底を促進するとともに、貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組みを促進している。 ※1 WHO(世界保健機関)では、食品製造分野で確立されているHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)の考え方を導入し、水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危機管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する「水安全計画」(Water Safety Plan:WSP)を提唱している。				
	○ 水道水質検査の信頼性を確保するための取組として、水道事業者等や水道事業者等の委託を受けて水質検査を行う登録水質検査機関等に対して、水質検査の外部精度管理調査等を実施している。				
	【2. 危機管理への取組み】 ○ 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震の発生確率が高まっている状況等を踏まえ、これら災害により給水停止のおそれが強く、かつ重要度の高い浄水場(※2)等に対し、令和7年度までに以下の対策を実施することとした。 ※2 病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設で、2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場 ・ 自家発電設備の設置等の停電対策 ・ 土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策 ・ 防水扉の設置等の浸水対策 ・ 浄水場(供給能力ベース)、配水場(有効容量ベース)の耐震化 ・ 基幹管路の耐震化のペースの加速				
施策を取り巻く現状	【3. 水道法改正による制度的対応】 ○ 上記の課題に対応し水道の基盤強化を図るため、以下を主な内容とする「水道法の一部を改正する法律」(平成30年法律第92号。以下「改正水道法」という。)が令和元年10月1日に施行された。				
	① 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進 （１）給水需要の増加に合わせた水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に対応するため、国は基本方針を定める（水道の基盤を強化するための基本的な方針）。 （２）水道事業は主に市町村が運営しており、小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携を推進するため、都道府県がその推進役としての責務を課し、そのために以下2点を措置。 ・ 関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、国が定める基本方針に基づき、水道基盤強化計画を定めることができる ・ 水道事業者等の間の広域的な連携推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置することができる				
	② 水道事業者等における適切な資産管理の推進 （１）水道施設の健全度を把握する点検を含む維持・修繕の義務 ⇒ 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため。 （２）水道を適切に管理するための台帳の整備を行うことの義務 ⇒ 災害時の迅速な復旧作業のためには、水道施設データの整備が必要。また、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設更新（耐震化を含む。）が必要であるため。 （３）長期的視点から水道施設の計画的更新、水道施設の更新に関する費用を含む収支見通しを作成・公表の努力義務 ⇒ 人口減少に伴う料金収入減少により水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者等が多いため。				
	③ 官民連携の推進 （１）多様な官民連携の選択肢の提示 ⇒ 従前よりコンセッション方式を導入可能だが、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受ける必要があった。これを地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ(※3)、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設。 ※3 水道事業の認可はあくまで地方公共団体が受けることとし、水道事業の最終責任は地方公共団体が担うことを堅持				
施策を取り巻く現状	1. 管路等の水道施設の老朽化及び耐震化の現状 ・ 高度経済成長期に整備された水道施設が老朽化し、年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。 ・ 過去一貫して、管路経年化率は上昇している(令和3年度:22.1%)一方で、管路更新率は年々低下している(令和3年度:0.64%)。 ・ 水道の基幹管路の耐震適合率は約4割に留まっており、大規模災害時に断水が長期化するリスクの高い地域があると考えられる。				
	2. 多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱 ・ 水道事業に携わる職員数は、ピークと比べて約36%程度減少している。 ・ 全国に約3,800の水道事業者が存在し、うち給水人口五千人以下の水道事業者(約2,500)における職員数は、平均で2名。 ・ 有収水量について、ピーク時(1998年)には約4,100万(m3/日)であったが、人口減少に伴い、2020年には約3,680万(m3/日)となっている。今後、さらに有収水量は減少し、2050年にはピーク時67%(2,760m3/日)、2100年にはピーク時37%(1,520m3/日)になり、水道使用量に応じた収入は減少すると考えられる。				
	3. 計画的な更新のための備えが不足 ・ 約4割の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている、いわゆる原価割れ状態である。 ・ 計画的な更新のために必要な資金を十分に確保できていない事業者が多い。				
	4. 水道整備・管理行政の移管 令和5年5月に成立した生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律に基づき、水道整備・管理行政については令和6年4月から国土交通省及び環境省へ移管される。				

施策実現のための課題	1	・全国的に水道の整備が進み(※4)、国民のほとんどが安全な水を安定して利用できる状況が達成されているが、依然として水源汚染リスク等が存在しており、リスクに対応した安全な水供給の確保が課題となっている。 ※4 令和2年度の水道普及率は98.1%である。 ・また、安全な水供給の確保のためには、水道事業者によるリスクの把握と統合的アプローチによる水質管理が必要であるが、全水道事業者における水安全計画の策定率は増加傾向にはあるものの、43%(令和2年度)にとどまっている。
	2	・耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇しており(※5)、水道施設の老朽化の進行が課題となっている。また、水道管路の耐震適合率は4割程度にとどまり(※6)、大規模災害時には断水が長期化するリスクを抱えており、耐震化の遅れが課題となっている。 ※5 令和2年度で20.6% ※6 令和2年度末時点における基幹的な水道管の耐震適合率は全国平均で40.7%である。
	3	・水道事業は主に市町村単位で経営されており、小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理(※7)や危機管理対応に支障が生じている。人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できない、団塊の世代の退職により職員数の減少のみならず、これまで培ってきた技術・ノウハウが喪失するおそれもある。このような環境の中で多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であり、持続可能な事業運営が課題となっている。 ※7 令和3年度のアセットマネジメント(資産管理)を実施している事業者は89.6% ・また、約4割の水道事業者において給水原価が供給単価を上回っており、計画的な施設更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。計画的な施設更新のための備えが不足していることが課題となっている。 ・改正水道法の施行を踏まえ、広域連携や官民連携を推進するとともに、その前提として、水道事業者等のアセットマネジメントについて、実施率の引き上げ、精度の高い実施方法への移行、結果の公表率の引き上げを図る必要がある。

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	水の安全性の確保	安全な水供給のためには、水道事業者によるリスクの把握と統合的アプローチによる水質管理が求められているため。
	目標2 (課題2)	災害に強い水道の確保	
	目標3 (課題3)	水道事業の持続性の確保	人口減少社会を迎え経営状況が悪化する中で、将来にわたり安全な水の安定供給を維持できるよう、水道事業の基盤強化が不可欠であるため。

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
					目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況 (アウトプット)	77.5%	平成30年度	100%	令和8年度	100%	100%	100%	100%	100%	新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要である。 水道事業ビジョン策定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html	水道事業等は、施設の大規模な更新が必要となる中で、安全・快適な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上など、水道が直面する課題に適切に対処していくために、自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが求められるとともに、給水区域の住民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任がある。 そのため、厚生労働省としては「水道事業ビジョン」の作成を水道事業者等に、広域的な観点から都道府県単位での水道事業等を包括した「都道府県水道ビジョン」の作成を都道府県に奨励していることから、毎年度の目標値は100%として設定し、各水道事業者等が自らのビジョンに基づく取組を進めることで、安全な水の供給、災害に強い水道、水道事業の持続性のいずれにも資するものとする。 なお、水道事業ビジョンの策定(改定)に当たっては、厚生労働省で作成した「水道事業ビジョン作成の手引き」を参考にするとともに、同手引きにおいて、課題解決のための基本的な取組として、施設の再構築等を考慮した「アセットマネジメント」の実施、「水安全計画」及び「耐震化計画」の策定を必須事項とし、これらの戦略的アプローチとして、水道事業における体制強化を図ることとしている。
○2	水質基準適合率 (アウトカム) (「水道統計」(公益社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計)	99.9%	平成16年度	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	安全な水道水を継続的に供給することは重要な施策であり、水道法に基づく水道水の水質基準適合率は当該施策の達成状況を表現する最も確的な指標である。 集計中 (R5年12月目途公表予定)	指標である水質基準適合率は、ここ数年間高い値で推移しているが、水道施設の老朽化の進行や、気候変動により豪雨や渇水の頻度が経年的に増加しており、今後も、より困難さが伴う条件下で高い水準を維持していくことは容易ではない。このため、引き続き水質基準適合率を測定指標とする。 (参考)水質基準適合率 平成29年度:100%・平成30年度:100%
3	水安全計画策定率 (アウトカム)	11%	平成24年度	50%	毎年度	50%	50%	50%	50%	50%	水源から給水栓までの統合的アプローチによる推進管理手法である水安全計画を策定することは安全な水供給の確保のために必要であるため指標として選定した。 集計中 (R5年12月目途公表予定)	水道事業者等の中で普及が十分に進んでいないため、目標値については当面の目標として50%に設定した。 (参考)平成29年度:31%・平成30年度:36%

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(1)	給水装置等対策費 (平成9年度)	7百万円	6百万円	6百万円	3	諸外国における水道システム・給水装置の構造材質及び給水装置の施工に係る規制・基準等の調査・我が国の給水装置の施工、構造材質基準に係る調査検討及び我が国の市場にある給水装置に対する構造材質基準への適合性に関する調査を実施する。 新技術や新材料等に対応するための施工技術調査や国内製品の基準項目に関する調査を実施し、また我が国の基準と諸外国における各種基準や規制方法等について整理・把握を行うことを通じて、給水装置の構造材質基準の適宜見直しを行うことにより、水道水のより安全な供給に寄与すると見込んでいる。	2023-国交-22-0623					
		6百万円	6百万円									
(2)	給水装置データベース事業促進費 (平成9年度)	6百万円	7百万円	5百万円	－	水道地図データベースの保守管理を実施する。 広域災害時等の発生時に、水道施設の位置情報が記載された紙媒体(水道地図)が無い遠隔地での被害状況把握、支援検討に寄与すると見込んでいる。	－ (デジ庁にて作成)					
		6百万円	5百万円									
(3)	給水装置工事主任技術者国家試験費 (平成9年度)	6百万円	5百万円	5百万円	－	免状の交付及び免状交付者情報を記録する。 給水装置工事主任技術者については、給水装置工事における適法性及技術水準の確保に関して、技術上の総括となる職責と地位を有しており、その国家資格を取得するための試験は、給水装置に関する法令や施工技術の最新の知見を問うものとして毎年作成しており、需要者に直結する給水装置工事の適切性を確保することで、安全な水道を持続していくことに寄与すると見込んでいる。	－ (デジ庁にて作成)					
		5百万円	3百万円									
(4)	水道行政強化拡充費 (平成17年度)	5百万円	5百万円	5百万円	1.2	①全国水道関係担当者会議、水道技術管理者研修会の開催②水道の現状等についての国民への普及啓発③水道事業体等の事業計画の調査及び結果報告書の作成等を実施する。 水道技術管理者研修や国民への普及啓発などを行うことにより正しい知識・理解が進み、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに寄与すると見込んでいる。	2023-国交-22-0622					
		5百万円	5百万円									
(5)	水質管理等強化対策費 (平成17年度)	23百万円	24百万円	24百万円	2	外部精度管理調査計画の策定・実施、水質検査機関担当者を対象とした研修会の実施、一部の登録水質検査機関を対象とした精度の取組(検査機器・薬品等の管理)に関する実地調査の実施、水道水中の物質の濃度を測定するための水質検査方法の設定、水道用薬品に関する検討・調査を実施する。 水質検査の精度確保の取組に関する実地調査等を実施し、水質検査機関の技術能力の把握及び向上を図ること等により、水質基準適合率の向上に寄与すると見込んでいる。	2023-環境-22-0119					
		21百万円	23百万円									
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
4	水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況 (アウトプット)	77.5%	平成30年度	100%	令和8年度	100%	100%	100%	100%	100%	新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要である。 水道事業ビジョン策定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html	水道事業等は、施設の大規模な更新が必要となる中で、安全・快適な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上など、水道が直面する課題に適切に対処していくために、自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが求められるとともに、給水区域の住民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任がある。 そのため、厚生労働省としては「水道事業ビジョン」の作成を水道事業者等に、広域的な観点から都道府県単位での水道事業等を含む「都道府県水道ビジョン」の作成を都道府県に奨励していることから、毎年度の目標値は100%として設定し、各水道事業者等が自らのビジョンに基づく取組を進めることで、安全な水の供給、災害に強い水道、水道事業の持続性のいずれにも資するものとする。 なお、水道事業ビジョンの策定(改定)に当たっては、厚生労働省で作成した「水道事業ビジョン作成の手引き」を参考にするとともに、同手引きにおいて、課題解決のための基本的な取組として、施設の再構築等を考慮した「アセットマネジメント」の実施、「水安全計画」及び「耐震化計画」の策定を必須事項とし、これらの戦略的アプローチとして、水道事業における体制強化を図ることとしている。
						80.7%	83.2%	84.6%	集計中 (R6年3月 目途公表 予定)			
○5	基幹管路の耐震適合率 (アウトカム) (「水道統計」(公益社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計)	34%	平成24年度	60%	令和10年度	42%	44%	46%	48%	50%	基幹管路の耐震適合率は、全ての水道事業者等において、水道施設の耐震化の状況を端的に把握することができる指標として選定したもので、令和10年度に60%とすることを目標値として設定した。 【本指標については、国土強靱化年次計画2021のKPIとして設定し、令和10年度に60%を目標値としている。】 (参考1)基幹管路の耐震適合率 平成28年度:38.7%、平成29年度:39.3% (参考2)防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、令和7年度の達成目標を54%としている。	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、基幹管路の耐震化ベースを加速させ、約2,000km/年を更新することとしている。このペースで耐震適合性のある基幹管路の延長を増加させていくと、令和10年度末時点で概ね60%となることから目標値と設定している。
						40.9%	40.7%	41%	集計中 (R6年3月 目途公表 予定)			

達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(6)	水道施設整備費補助(水道施設災害 復旧費補助含む) 【①昭和27年度、②昭和42年度】 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野5】	148,453百 万円(※う ち2年度繰 越分 78,942百 万円)	126,415百 万円(※う ち3年度繰 越分 60,533百 万円)	83,580百 万円(※う ち4年度繰 越分 58,705百 万円)	4.5	1. 地方公共団体が実施する水道施設の整備に必要な事業費の一部補助 ①簡易水道等施設整備費補助(補助率:4/10,1/3,1/4):布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業 ②水道水源開発等施設整備費補助(補助率:1/2,1/3,1/4,定額):ダム等の水道水源施設整備事業、水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業などが補助対象となる。 2. 都道府県が取りまとめた耐震化に関する事業計画に基づき耐震化対策に要する経費の一部交付 ①水道施設(簡易水道事業に係る施設、上水道事業に係る施設等) ②保健衛生施設等(精神科病院、原爆被爆者保健福祉施設等)が交付対象となる。 水道施設の整備に対する財政支援を実施することにより、 ・水道未普及地域の解消 ・基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新などによる施設の耐震化率・耐震適合率の向上 ・水道事業の広域化による運営基盤強化 等 を図ることができ、安全で質が高い水道の安定的な確保に寄与すると見込んでいる。	2023-国交-22-0625
		49,756百 万円	53,827百 万円				
(7)	水道施設整備事業調査費(水道施設 整備事業調査諸費含む) (平成16年度)	33百万円	33百万円	33百万円	5	水道施設設置状況、耐震化基礎調査、水道施設整備施工技術動向調査、水道におけるアセットマネジメント導入等に関する調査、長期的な水需給を考慮した広域的な水道施設の再構築ガイドライン策定調査費、水資源開発施設の有効利用等に関する調査、浄水処理施設等の最適化に関する調査を実施する。 水道に係る基礎調査等を行うことにより、実態を踏まえた水道施設の耐震化やアセットマネジメントの導入、広域的な水道施設再構築の推進が可能となり、安全で質が高く災害に強い持続的な水道の確保の推進支援に寄与すると見込んでいる。	2023-国交-22-0624
		29百万円	28百万円				
(8)	水道行政強化拡充費(再掲) (平成17年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野5】	5百万円	5百万円	5百万円	4.5	①全国水道関係担当国会議員、水道技術管理者研修会の開催②水道の現状等についての国民への普及啓発③水道事業者等の事業計画の調査及び結果報告書の作成等を実施する。 水道技術管理者研修や国民への普及啓発などを行うことにより正しい知識・理解が進み、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに寄与すると見込んでいる。	2023-国交-22-0622
		5百万円	5百万円				
(9)	水道施設強靱化推進事業費 (平成29年度)	5百万円	4百万円	4百万円	5	将来の人口減少化社会を見据えた広域化やダウンサイジングを踏まえた施設の再配置や管路更新時におけるルート選定・口径決定及びバックアップのあり方等の水道管路の再構築のあり方について、全国の水道事業者に対しアンケート調査等を実施し、先進的な事例の収集に加え、地震・水害による水道施設被害状況や耐災害性強化対策の取組状況などを調査するほか、必要に応じて強靱化に係る各種手引き等の作成・見直しを図る。 水道施設全体として強靱化を図るための方策や、耐震化に関する技術的な対応方策や効果的・効率的な進め方、断水した場合の優先的復旧に係る対応など、ソフト・ハード両面における強靱化方策を整理することで、災害に強い持続的な水道の確保の推進支援に寄与すると見込んでいる。	2023-国交-22-0621
		4百万円	4百万円				
(10)	災害時初動対応支援体制強化事業費 (令和2年度)	3百万円	3百万円	-	-	大規模な災害時でも、速やかに水道の被災状況を把握し、水道の早期復旧を目指す。 ・被災状況・支援ニーズの把握及び厚生労働省本省等への報告 ・被災水道事業者に対する応急給水・応急復旧等対応方針の助言 ・復旧状況等の厚生労働省本省への報告 ・被災水道事業者と民間企業との仲介等調整支援 ・水道技術者等へのマニュアル研修及び訓練	2023-国交-22-0629
		0百万円	0百万円				

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
6	水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況 (アウトプット)	77.5%	平成30年度	100%	令和8年度	100%	100%	100%	100%	100%	新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要である。 水道事業ビジョン策定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html	水道事業等は、施設の大規模な更新が必要となる中で、安全・快適な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上など、水道が直面する課題に適切に対処していくために、自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが求められるとともに、給水区域の住民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任がある。 そのため、厚生労働省としては「水道事業ビジョン」の作成を水道事業者等に、広域的な観点から都道府県単位での水道事業等を包括した「都道府県水道ビジョン」の作成を都道府県に奨励していることから、毎年度の目標値は100%として設定し、各水道事業者等が自らのビジョンに基づく取組を進めることで、安全な水の供給、災害に強い水道、水道事業の持続性のいずれにも資するものとする。 なお、水道事業ビジョンの策定(改定)に当たっては、厚生労働省で作成した「水道事業ビジョン作成の手引き」を参考にするとともに、同手引きにおいて、課題解決のための基本的な取組として、施設の再構築等を考慮した「アセットマネジメント」の実施、「水安全計画」及び「耐震化計画」の策定を必須事項とし、これらの戦略的アプローチとして、水道事業における体制強化を図ることとしている。
						80.7%	83.2%	84.6%	集計中 (R6年3月 目途公表 予定)			
7	広域連携に取り組むこととした市町村数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:地方行政改革等分野5】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	650団体	令和4年度	-	597団体	623団体	650団体	-	・ 給水人口や給水量が減少した状況下においても、地域の主要な水道事業者を中核に事業者間の広域化等の連携が実現し、へき地や島しょ地域の水道を含め経営的、技術的に持続可能な運営体制の構築が求められていることから、広域連携に取り組む市町村数を測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定(※改革工程表は令和4年度まで)】	新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を目標値として設定(※改革工程表は令和4年度まで)
						571団体	647団体	648団体	集計中 (R5年11月 目途公表 予定)			

8	システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数（アウタカム） 【新経済・財政再生計画関連：地方行財政改革等分野5】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	47都道府県	令和4年度	4団体	5団体	8団体	47都道府県	—	【改正水道法施行関連：広域連携】 ・ 広域連携は、経営面でのスケールメリットの創出等につながることから、水道の基盤強化を図るための有力な方策の一つである。 ・ そのため、平成30年12月に成立した改正水道法においては、都道府県は、広域連携の推進も含め、水道事業の基盤強化を図るための水道基盤強化計画を策定することとされている。 ・ また、総務省と厚生労働省は、水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容等を定める「水道広域化推進プラン」を令和4年度までに策定するよう、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」(平成31年3月29日)等により全都道府県に対して要請しているところである。 ・ また、現在多くの水道事業者等におけるシステム機器の構成は、業務システムごとに独立しており、異なるシステム間でデータを自由に流通させることが困難となっており、ベンダやシステムごとに管理するデータの項目、形式が異なるため、データ連携が困難になっている。 ・ 水道事業の運営基盤の強化を図るためには、広域化とともに効率化を図ることも求められていることから、システム強化を含むデジタル化の推進に関する事項を測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定（※改革工程表は令和4年度まで）】	新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を目標値として設定（※改革工程表は令和4年度まで）
9	水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合（アウタカム） 【新経済・財政再生計画関連：地方行財政改革等分野5】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	100%	令和7年度	89%	90%	92%	94%	96%	【改正水道法施行関連：資産管理】 ・ 水道施設の点検・維持管理面は人の手に大きく依存しているため、離島や山間・豪雪地域といった地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には多くの時間と費用を要しているほか、災害時には漏水箇所の特定に時間を要するなど、効率的な事業運営や緊急時の迅速な復旧が課題となっている。 ・ このため、CPS/IoTによる先端技術を活用することで、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれる、水道事業の運営基盤強化につながるものと考えられる。 ・ 水道情報活用システムは、水道事業者が有する水道に関する設備・機器に係る情報や、事務系システムが取り扱うデータを活用して、監視や水運用、台帳管理などのアプリケーションにより、水道事業者が必要なデータを容易に参照、利活用することが可能となるシステムであり、当該システム等を活用した台帳データの整備は水道事業の運営基盤強化につながると考えられるため、測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定
10	PPP/PFI(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)の具体化件数（アウタカム） 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野7】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	令和4年度	5件	令和8年度	-	-	-	1	3	【改正水道法施行関連：官民連携】 ・官民連携への取り組みは、水道の運営基盤強化を図るための重要な手法であり、地域の実情に応じた適切な形態で実施されることが重要。 ・PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年度改訂)において、「令和8年度までに5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)を目標として施策等に取り組む」こととされていることから測定指標として選定した。	・PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年度改訂)において、「令和8年度までに5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)を目標として施策等に取り組む」こととされていることから目標値として選定した。
達成手段3 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(11)	水道施設整備費補助(水道施設災害復旧費補助含む)(再掲) (①昭和27年度、②昭和42年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野5】	148,453百 万円(※うち2年度繰 越分 78,942百 万円)	126,415百 万円(※うち3年度繰 越分 60,533百 万円)	83,580百 万円(※うち4年度繰 越分 58,705百 万円)	-	1. 地方公共団体が実施する水道施設の整備に必要な事業費の一部補助 ①簡易水道等施設整備費補助(補助率：4/10.1/3.1/4)：布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業 ②水道水源開発等施設整備費補助(補助率：1/2.1/3.1/4、定額)：ダム等の水道水源施設整備事業、水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業などが補助対象となる。 2. 都道府県が取りまとめた耐震化等に関する事業計画に基づき耐震化対策に要する経費の一部交付 ①水道施設(簡易水道事業に係る施設、上水道事業に係る施設等) ②保健衛生施設等(精神科病院、原爆被爆者保健福祉施設等)が交付対象となる。 水道施設の整備に対する財政支援を実施することにより、 ・水道未普及地域の解消 ・基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新などによる施設の耐震化率・耐震適合率の向上 ・水道事業の広域化による運営基盤強化 等 を図ることができ、安全で質が高い水道の安定的な確保に寄与すると見込んでいる。					2023-国交-22-0625	
(12)	水道行政強化拡充費(再掲) (平成17年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野5】	5百万円	5百万円	5百万円	-	①全国水道関係担当者会議、水道技術管理者研修会の開催②水道の現状等についての国民への普及啓発③水道事業者体等の事業計画の調査及び結果報告書の作成等を実施する。 水道技術管理者研修や国民への普及啓発などを行うことにより正しい知識・理解が進み、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに寄与すると見込んでいる。					2023-国交-22-0622	

(13)	官民連携等基盤強化支援事業 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野5】	11百万円	11百万円	11百万円	－	官民連携の導入に向けた課題を解決し、官民連携方策導入の促進を図るために水道事業者を支援する。 官民連携を推進することで持続可能な運営基盤の強化に寄与することを見込んでいる。	2023-国交-22-0626		
		10百万円	10百万円						
(14)	水道の基盤強化方策推進事業 (平成30年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野5】	5百万円	15百万円	5百万円	6,7,8,9,10	水道の基盤強化を推進するため、都道府県、水道事業者等の各種取組(資産管理、広域連携、官民連携等)の進捗状況を把握し、先進・優良事例の横展開や、水道事業者等の取組に関する情報・意見交換を通じて地域内の連携を促進する。また、取組が停滞している水道事業者等の抱える様々な課題について、要因の分析、水道の基盤強化に資する有効な対応策を検討する。	2023-国交-22-0628		
		4百万円	14百万円						
(15)	水道インフラシステム輸出拡大推進事業 (平成30年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野5】	17百万円	16百万円	16百万円	－	「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和5年6月追補版)では、日本の官民の連携を強化し、開発途上国での上水道整備等の案件発掘等の段階から関与し、日本企業の展開を支援することを掲げている。本事業は、日本の水道産業の国際展開を目的とし、地方公共団体等と民間企業が連携して、途上国や水資源に乏しい地域に案件発掘の段階から関与し、日本の優れた技術やノウハウを活用した水道インフラの輸出を支援するものである。	2023-国交-22-0627		
		12百万円	15百万円						
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度		令和5年度	政策評価実施予定 時期	令和4年度
		148,575,965			87,695,764		83,702,552		
施策の執行額(千円)		49,860,434			53,940,181,274				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		新経済・財政再生計画 改革工程表2022				令和4年12月22日	・水道について、改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続することで公共施設等運営事業の着実な導入促進を図るとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。 ・一定の交付金事業の実施又は補助金採択の際のPPP／PFIの導入検討を進めるとともに、要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設)について、着実に運用する。 ・上下水道について、先進事例を参考に公共施設等運営事業の契約書のひな形等を作成(2022 年度中)・周知することで、先進事例の横展開を図る。 ・各都道府県における 2022 年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、事業統合や経営の一体化、施設の共同化、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP／PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促す。また、各都道府県の水道広域化推進プラン等に基づく広域化の推進の取組をフォローアップするとともに、各都道府県に対し、必要に応じプランを改定するよう促す。 ・官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理(水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS／IoTの活用)、PPP／PFIの導入や広域化・連携を促進。 ・水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用的高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅱ-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること(施策目標Ⅱ－3－1) 基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標3：麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること				担当 部局名	医薬局 大臣官房地方課	作成責任者名	監視指導・麻薬対策課長 佐藤 大作 地方厚生局管理室長 菊池 育也			
施策の概要		本施策は、次の施策を柱に実施している。 ・麻薬・覚醒剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する。 ・麻薬・覚醒剤等の乱用防止を推進する。 ・いわゆる危険ドラッグの取締り及び乱用拡大の防止のための広報・啓発活動を推進する。 ・全国規模で捜査情報の共有・分析を可能にするシステムを構築・運用すること等により、麻薬取締部の捜査態勢を強化する。 ・若年層の大麻乱用が拡大を続ける状況等を踏まえ、インターネットサイト内での行動分析に基づく乱用防止広告を実施し、薬物乱用防止啓発の充実を図る。										
施策を取り巻く現状		令和4年中の薬物事犯の検挙人員は、前年より減少した。覚醒剤事犯の検挙人員は7年連続で減少し、4年連続で1万人を下回るものの、覚醒剤事犯は全薬物事犯の検挙人員の5割を占めている。また、大麻事犯の検挙人員についても、前年より減少したが、依然高水準で推移し、覚醒剤検挙人員との差は僅差まで迫っている。特に大麻は若年層の乱用拡大が顕著であり、30歳未満の検挙人員は、検挙者全体の約7割を占めている。 また、覚醒剤の再犯者率は年々上昇し、令和2年は68.6%で過去最多となり、令和3年は若干減少しているものの高水準の状態が続いている。										
		令和4年中の危険ドラッグ事犯検挙人員は、312人と昨年の164人から約2倍に急増した。また、少年の検挙人員も増加しており、若年層への拡大を見せている。										
施策実現のための課題		1	平成30年8月に薬物乱用対策推進会議が策定した「第五次薬物乱用防止五か年戦略」では、①薬物乱用未然防止の推進、②薬物の再乱用防止対策、③薬物犯罪の徹底的な取締、④国際的な連携・協力の推進が特に留意する課題として設定され、政府を挙げた総合的な対策を推進することとしており、厚生労働省でも同戦略に基づく薬物乱用対策を推進してきたところである。 令和5年8月に第五次薬物乱用防止五か年戦略のフォローアップと併せて、新たに「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定した。 今後は新たに策定した第六次戦略に基づき、引き続き総合的な薬物対策を推進する必要がある。									
		2	危険ドラッグについては、平成26年7月に薬物乱用対策推進会議で決定した「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に始まり、平成30年8月に「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、その対策を推進してきたところである。厚生労働省では、これら戦略に基づき各都道府県等との密接な連携の下、指定薬物の迅速な指定、検査命令・販売等停止命令の実施等をし、販売者への圧力を強め、その結果、危険ドラッグ販売店舗壊滅に至らしめた。しかし、令和5年、新たに危険ドラッグ販売店舗の存在が全国各地で複数確認され、今後は、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、より一層危険ドラッグ対策を推進していく必要がある。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1 (課題1)	薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進するとともに、薬物乱用防止に係る普及啓発や薬物の再乱用を防止するための取組みを進める。					新たな乱用薬物の蔓延を防ぐためには、未規制薬物を指定薬物や麻薬に指定するとともに、社会が薬物を受け入れない環境をつくることが非常に重要であり、薬物の有害性・違法性に関する正しい知識を周知する必要があるため。また、薬物依存症者やその家族への支援を行うことで、薬物の再乱用を防止する必要がある。				
		目標2 (課題2)	危険ドラッグの流通・乱用を防ぐため、新たに発見された乱用薬物を指定薬物に指定するほか、健康被害や乱用を防ぐための正しい情報の広報・啓発を推進する。					新たな危険ドラッグの蔓延を防ぐためには、未規制薬物を指定薬物に指定するとともに、国民への啓発が必要であるため。				
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度		目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	薬物乱用防止啓発訪問事業の啓発人数【単位：人】 (アウトプット)	150,000人	令和2年度	150,000人	令和5年度	110,000人	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	・薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、薬物乱用防止教室を実施した際の啓発人数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。	目標値(水準・目標年度)については、委託者に対し啓発人数として要求している最低基準の人数を参考として設定した。 ※令和2年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、訪問依頼が減少し啓発人数が減少。
						219,576人	68,079人	126,673人	140,851人			
2	薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者の継続的な支援実施率【単位：％】(アウトカム)	95%	令和2年度	95%	令和5年度	－	95%	95%	95%	95%	・本事業は、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた乱用者等を対象として再乱用防止を推進することを目的としている。	令和2年第五次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップにおける指標(定着率95%)を基準値及び目標値とした。令和4年度の実績値は目標値に到達しなかったことから、令和5年度も引き続き目標値を95%に設定した。 (参考)令和4年度実績について 分子：薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者のうち、継続的な支援実施をしている人数(42人) 分母：薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者数(46人)
						－	86%	85%	91%			
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
3	麻薬の新規指定数【単位：件】 (アウトプット)					9	10	5	3		・麻薬の流通実態を直接的に評価する指標は存在しないが、麻薬の新規指定数は、乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、指標とした。	

4	薬物事犯の検挙人数【単位：人】 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚醒剤事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数	13,860人 8,730人 4,570人	14,567人 8,654人 5,260人	14,408人 7,969人 5,783人	12,621人 6,289人 5,546人	検挙人数・押収量については、我が国における、薬物乱用の監視・取締り強化を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。 (参考)実績 薬物事犯の検挙人数【単位：人】 ・全薬物事犯の検挙人数：13,887人（平成27年）、13,841人（平成28年） ・覚醒剤事犯の検挙人数：11,200人（平成27年）、10,607人（平成28年） ・大麻事犯の検挙人数：2,167人（平成27年）、2,722人（平成28年） 主な薬物の押収量【単位：kg】 ・覚醒剤：431.8kg（平成27年）、1,521.4kg（平成28年） ・大麻（乾燥大麻及び大麻樹脂）：108.5kg（平成27年）、160.7kg（平成28年）	
	主な薬物の押収量【単位：kg】 ・覚醒剤 ・大麻（乾燥大麻及び大麻樹脂） (※検挙人数・押収量は、暦年統計である） (アウトプット)	2,649.7kg 444.9kg	824.4kg 302.7kg	998.8kg 379.9kg	475.3kg 330.7kg		
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	麻薬・覚醒剤等対策事業 (昭和25年度)	578百万円 515百万円	527百万円 500百万円	798百万円	1,2,3,4	・暴力団や外国人による薬物密売組織及び、これから薬物を買受ける末端乱用者等による薬物事犯に対する取締りを行う。 ・急速に蔓延しつつある大麻事犯等の取締りを行う。 ・医療用麻薬の不正流通防止を目的として、医療機関・薬局等に対する立入検査を実施し、適正使用・管理を行うよう監視・指導を行う。 ・国内の捜査機関等から持ち込まれる薬物と疑われる検体の鑑定を行う。 ・保護観察の付かない薬物初犯者等への薬物依存対策プログラムの提供をはじめとする再乱用防止対策事業の実施を図る。 ・薬物乱用防止に係る普及・啓発活動を行う。 ・危険ドラッグに対する継続的監視を行う。 これにより、麻薬・覚醒剤等の乱用防止を推進するとともに不法流通を遮断することができる。	2023-厚労-22-0444
(2)	麻薬等対策推進費(広報経費) (昭和37年度、62年度、63年度、平成18年度)	118百万円 106百万円	148百万円 131百万円	167百万円	1,2,3,4	1. 麻薬・覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、薬物乱用の根絶を図る。 2. 全国の小学6年生の保護者、高校卒業予定者及び有職・無職の青少年等を対象とした薬物乱用防止についての啓発資料の提供、また、インターネットサイト内での行動分析に基づく薬物乱用防止広告による広報啓発をすることにより、青少年の薬物乱用の拡大を阻止する。 3. 薬物依存症についての正しい知識等を広く周知することにより、薬物中毒者とその家族の負担を軽減し、また、薬物中毒者に対する偏見・誤解等を解消することにより、社会全体で受け入れ、支えることができる環境を作り上げる。 特に若年層に重点を置いた薬物乱用防止に関する資料を配布し、学校や地域で啓発を行うことや、定期的なキャンペーン活動を継続して実施する等の啓発活動を通じ、薬物への知識の不十分から、安易に薬物乱用に陥る可能性のある若年層に対して注意喚起を行うことは、潜在的な需要を減少させる上で有効である。 家族読本の配付を通じ、薬物中毒・依存に対する正しい知識の普及や、薬物依存者等を抱える家族が頼れる相談窓口・支援施設等を広く周知することは、家族の負担を軽減するとともに、薬物依存者等を社会全体で支える環境作りにつながり、薬物依存等を円滑に社会復帰させ、乱用者を減少させる上で有効である。	2023-厚労-22-0443
(3)	麻薬中毒者収容保護事業 (昭和38年度)	0.5百万円 0百万円	0.4百万円 0百万円	0.4百万円	-	麻薬及び向精神薬取締法に基づき、麻薬中毒者に対して必要な医療を施すため、都道府県が支弁する麻薬中毒者の入院措置費等を補助する。	2023-厚労-22-0438
(4)	麻薬・覚醒剤等対策費 (昭和38年度)	259百万円 212百万円	144百万円 120百万円	117百万円	1,2,3,4	1. 地方厚生局麻薬取締部及び都道府県における麻薬取締行政職員に対する研修 麻薬取締職員・関係機関職員が参加する研修・会議を開催し、麻薬取締職員の知識・技術の向上や関係機関との情報交換・相互強化強化を図ることは、薬物事犯に対する徹底した取締りを実施する上で有効である。 2. 野生大麻・けしの除去 不正大麻・けし撲滅運動用パンフレット及び通報を促すポスターを配布し、不正栽培及び自生している大麻やけしの発見・通報を通じた抜去を推進することは、大麻等の不正流通防止を図る上で有効である。 3. 国民運動として開催する麻薬・覚醒剤乱用防止運動の地区大会開催 薬物乱用防止に関する啓発活動を通じ、薬物乱用の危険性・有害性に対する正しい知識を普及することで、国民ひとりひとりの認識を高めることにより麻薬・覚醒剤等に手をださない意識を改めて醸成させることができるため。 4. 再乱用防止対策講習会の開催等 再乱用防止対策に関する会議・講習会等を実施し、薬物中毒・依存に対する正しい知識と理解の普及、社会復帰支援に携わる関係機関の連携強化を推進することは、薬物依存者等を円滑に社会復帰させ、乱用者を減少させる上で有効である。 5. 「再乱用防止指導員」の設置 保護観察の付かない執行猶予判決を受けた乱用者及び起訴猶予見込みの者に対して、乱用防止プログラムの実施や医療機関等への引継ぎを行い、再乱用の防止を図る。	2023-厚労-22-0439
(5)	向精神薬対策費 (昭和48年度、平成元年度、平成2年度)	1百万円 1百万円	1百万円 1百万円	1百万円	-	不正取引される向精神薬の迅速かつ効果的な分析法を確立するため、向精神薬の試験法及び分析マニュアルを作成する。 向精神薬の乱用及び不正取引を防止するとともに、向精神薬の適正な管理を行うための基盤整備を図ることができる。	2023-厚労-22-0441
(6)	あへん供給確保事業 (昭和60年度(注)特別会計から一般会計に変更した年度)	5百万円 4百万円	3百万円 2百万円	3百万円	-	医療上必要不可欠な医薬品の原料である「あへん」を、国内の需要・供給量を踏まえ購入し保管する。	2023-厚労-22-0437
(7)	医療用麻薬適正使用推進事業 (平成19年度)	33百万円 12百万円	27百万円 17百万円	22百万円	-	医療関係者等向けに、医療用麻薬の適正使用推進のため講習会を開催等することにより、医療用麻薬について、全国的に統一した適正な使用・管理に資する。	2023-厚労-22-0442
(8)	麻薬取締部監察業務の充実強化 (平成30年度)	1百万円 0.7百万円	1百万円 0.7百万円	1百万円	-	厚生労働省組織規則第708条に規定する麻薬取締部の所掌事務に関する監察を行い、業務の適正な遂行を図る。	2023-厚労-22-0445

達成目標2について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度									
○5	薬物乱用防止啓発訪問事業の啓発人数【単位:人】 (アウトプット)	150,000人	令和2年度	110,000人	令和5年度	110,000人	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、薬物乱用防止教室を実施した際の啓発人数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。	目標値(水準・目標年度)については、委託者に対し啓発人数として要求している最低基準の人数を参考として設定した。 ※令和2年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、訪問依頼が減少し啓発人数が減少。			
						219,576人	68,079人	126,673人	140,851人						
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由				
6	指定薬物の新規指定数【単位:件】 (アウトプット)					18	17	18	18		・危険ドラッグの薬物乱用対策の効果を直接的に評価する指標は存在しないが、指定薬物の新規指定数は新規乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、指標とした。				
7	薬物事犯の検挙人数【単位:人】 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚醒剤事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数 主な薬物の押収量【単位:kg】 ・覚醒剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) (※検挙人数・押収量は、暦年統計である) (アウトプット)					13,860人 8,730人 4,570人 2,649.7kg 444.9kg	14,567人 8,654人 5,260人 824.4kg 302.7kg	14,408人 7,969人 5,783人 998.8kg 379.9kg	12,621人 6,289人 5,546人 475.3kg 330.7kg		(参考)実績 薬物事犯の検挙人数【単位:人】 ・全薬物事犯の検挙人数:13,887人(平成27年)、13,841人(平成28年) ・覚醒剤事犯の検挙人数:11,200人(平成27年)、10,607人(平成28年) ・大麻事犯の検挙人数:2,167人(平成27年)、2,722人(平成28年) 主な薬物の押収量【単位:kg】 ・覚醒剤:431.8kg(平成27年)、1,521.4kg(平成28年) ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂):108.5kg(平成27年)、160.7kg(平成28年)				
達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号			
		予算額	予算額												
		執行額	執行額												
(9)	危険ドラッグ対策費 (平成18年度)	197百万円	189百万円	164百万円	5,6,7	1. 危険ドラッグの分析、乱用薬物の鑑定法整備 危険ドラッグでは、新規乱用物質が次々に検出されているため、指定薬物等への新規指定、流通している危険ドラッグの成分調査、指定薬物の分析体制の整備等を実施することは、危険ドラッグの円滑かつ実効性のある監視・取締りを行う上で有効である。 2. 薬物対策国際情報収集 職員を香港に派遣し、海外の捜査機関と歩調を合わせながら連携して薬物犯罪撲滅に向けた情報収集活動を図る。						2023-厚労-22-0440			
		195百万円	178百万円												
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度				政策評価実施予定 時期	令和7年度
		1,194,403				1,032,639				1,274,054					
施策の執行額(千円)		1,045,933				949,871									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
		-						-			-				

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅱ-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部局名	医薬・生活衛生局	作成責任者名	医薬品審査管理課化学物質安全対策室長 稲角 嘉彦
施策の概要	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること(施策目標Ⅱ-4-1) 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること				
	生活環境で使用されている化学物質について、化学物質による人の健康被害を防止する観点から、次の施策を実施している。 1. 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止。(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律。以下「化審法」という。) 2. 急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いものを規制。(毒物及び劇物取締法。以下「毒劇法」という。) 3. 有害物質を含有する家庭用品について必要な規制を実施。(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律。以下「家庭用品規制法」という。)				
	【1. 化学物質の安全情報の取得と評価】 ・ 化審法に基づき、我が国で初めて製造・輸入される化学物質については、その安全性等を事前に審査・確認するとともに、環境を経由して人の健康を損なうおそれがある化学物質の製造・輸入及び使用を規制する仕組みを設けている。 ・ 化審法制定以前から存在していた既存化学物質については、2005(平成17)年から2013(平成25)年まで「官民連携既存化学物質安全情報収集・発信プログラム」を通じて安全情報の収集・点検を実施し、OECDに情報提供を行った。2009(平成21)年の化審法改正やその後の評価手法の確立により評価が未実施だった既存化学物質の評価を行う仕組みが整備され、国による安全点検を行っているほか、それらの結果を、ホームページを通じて広く公表するとともに、化学物質のリスク評価等にも活用し、化学物質の適正管理に貢献している。 ・ また、包括的な化学物質の管理を行うことを目的として、既存化学物質を含む全ての一般化学物質を一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、毎年度その数量等を届け出る義務を課している。さらに、届出により把握した製造・輸入数量、その性状等を踏まえ、リスク評価を優先的に行う必要のある化学物質として、優先評価化学物質として指定している(令和54年4月1日時点までに累計273物質を指定)。 ・ 優先評価化学物質について、順次リスク評価を実施することにより、厳格な化学物質管理を推進している。				
	【2. 毒物及び劇物の安全対策】 ・ 毒劇法に基づき、急性毒性作用がある化学物質を毒物又は劇物に指定し、毒物又は劇物の取扱事業者等に対する規制を実施している。 ・ 毒物・劇物の監視・指導については、都道府県等に配置されている毒物劇物監視員が、毒物劇物営業者・特定毒物研究者及び業務上取扱者について、①登録・許可・届出状況、②製造・販売、取扱場所の状況、③譲渡・交付手続き、④表示の適否、⑤盗難紛失の防止措置、漏洩防止措置等の監視を行うとともに、貯蔵、運搬、廃棄に関する技術基準等を遵守するよう指導を行っている。 ・ また、毒物及び劇物に関しては、毒物劇物営業者だけでなく、業務上取扱者の情報や毒劇物の事故情報等を管理する「毒物劇物営業者登録等システム」を構築している。国民保護法上も大規模災害・テロ対策において、毒劇物の所在を国が把握することを求められているところ、毒劇物の原体の登録等に係る事務権限が令和2年度より、厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されている。				
	【3. 家庭用品の安全対策】 ・ 家庭用品に使用される化学物質による健康被害を防止するため、家庭用品規制法に基づき、有害物質を指定し(※1)、さらに有害物質を含有する家庭用品について、その含有量等の規制基準を設定することにより家庭用品の安全性確保を図っている。家庭用品規制法に定められている有害物質の一部については、その試験法の見直しを検討している。国内外での有害物質の使用状況、海外での規制状況等に関する情報収集・調査を踏まえ、規制基準を随時見直している。 ※1 令和5年6月末までにホルムアルデヒド等の21物質群を指定 ・ 事業者には、商品が基準違反でないことを検査してから市場に流通させる責任があるが、家庭用品が市場に出た後は、都道府県等が(国産品、輸入品の区別なく) 家庭用品の試買等試験検査を行い、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対し監視・指導を行っており、その結果を厚生労働省で取りまとめ、都道府県等に情報提供を行っているほか、厚生労働省のホームページにも掲載している。 ・ また、家庭用品の使用に伴い生じた重大製品事故のうち、化学物質が原因であることが推定されたものの公表や、日本中毒情報センター等から収集した家庭用品に係る健康被害情報などを活用し、事故防止の指導や啓発に努めている。				
施策を取り巻く現状	新たに製造又は輸入される化学物質(新規化学物質)のうち、化審法に基づき事前審査のために届出又は所要の確認を受けるため申出される件数は年間約30,400件であり、これらを経済産業省及び環境省と分担して処理している。また、法制定前の既存化学物質を含む新規化学物質以外の一般化学物質の数は現在約30,000物質であり、このうち、年間約13,000物質について製造・輸入の届出があり、既存のデータに基づいて評価等を実施し安全性の確認を行っている。なお、既存化学物質を含む新規化学物質以外の一般化学物質について、既存のデータが不足しているものについては、安全性の確認の一環として毒性試験を実施しているが、近年、費用が高額な試験の公共入札が不調となるケースが出ており、活動実施の試験数が伸び悩んでいる。 また、新規化学物質等の届出又は申出を電子的に受付、データベース化するための3省情報基盤システムの管理では、維持管理のほか、事業者の利便性向上のみならず、有害性情報等の届出内容を審議等の効率化に資するために更改を進める必要がある。				
	令和5年6月1日現在、毒物133項目、劇物431項目が指定されており、近年では年1回程度毒物及び劇物の指定の見直しを行っている。 また、風水害の発生が懸念される場合には、各都道府県に対し、風水害による毒劇又は劇物の漏洩等の防止の注意喚起を行うとともに、これらの漏洩が発生した場合にはその被害状況を報告するよう依頼しており、報告を受けた場合には、情報をとりまとめ、必要に応じて関係各所への情報共有を行っている。 その他、毒物又は劇物を用いた事件も発生しており、適切な販売管理が行われていることの確認や、必要に応じて販売管理の在り方についても検討が必要となる状況である。				
	家庭用品規制法では21の有害物質に関して基準を設けている。保健衛生上の見地から必要な規制を行うため、有害物質の指定方法について体系的な検討スキームの検討を行っている。 また、家庭用品規制法で定められている有害物質の試験法には、精度が低い試験法や有害な試薬を用いる試験法があるため、順次見直しを行っているところ。 その他、市場に流通している家庭用品は、都道府県等が試買等試験検査を行い、基準に違反する製品の監視指導を実施している。その結果は厚生労働省ホームページに掲載している。				
施策実現のための課題	1	・ 化学物質の安全性を確保するためには、新規化学物質の審査、既存化学物質の毒性試験を行い、適正な評価・管理を行うことが重要である。評価に当たっては、国際的な協調のもとに、諸外国における選定方法の取扱事例や近年の生産量の変化等を踏まえて行うことが求められている。 ・ 毒性試験・評価を行った化学物質については、化学物質の適切な管理の促進のため、情報を公開していくことが必要である。			
	2	・ 近年多発する大規模災害やテロ等への危機管理対応の観点から、毒物劇物について、漏洩・盗難防止対策の徹底や購入目的に不審がある者等への販売自粛等の適切な管理と販売の徹底が求められている。 ・ 毒物劇物営業者登録等システムについて、毒劇物原体の製造・輸入の登録権限も令和2年4月1日より厚生労働大臣から都道府県知事に委譲し運用が始まっており、そのニーズに対応したシステム構築が必要である。また、大型台風等の災害時や感染症拡大時等の緊急時における自治体や保健所の業務負担軽減に資するためにも、迅速な処理が可能なシステム構築を行い、国と自治体及び自治体間での連携を一層容易にすることにより、監視指導及び災害対応を強化する必要がある。			
	3	・ 家庭用品に係る製品事故等への対応、安全性に対する関心の高まり等から、家庭用品に含有する化学物質の安全性を確保する必要がある。 ・ 家庭用品規制法で定める有害物質の試験法の多くは、基準が設定された後に改正されておらず、検査業務を安全かつ効率的に遂行するためにも、有害な溶媒や試薬の使用をできるだけ避けて、簡便で精度の高い分析方法の開発が必要である。			

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	人の健康への影響評価等の化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保するため、規制等を適切に行うとともに、環境への排出量の把握及び管理を適切に実施する。	国が全既存化学物質の安全性点検を進めることとされているほか、化学物質による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指すことが国際目標となっており、化学物質の安全性点検を着実に実施し、リスク評価等に活用する必要があるため。
	目標2 (課題2)	毒物劇物営業者登録等事務の迅速、効率化、毒物劇物の使用取扱基準を作成するとともに、効率的・効果的な監視指導の実施により、適正な管理を推進する。	毒物及び劇物取締法に基づき、急性毒性作用がある化学物質を毒物または劇物に指定し、毒物劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないように規制を行っており、これらの規制を適時適切に行うとともに、適切な監視指導により、毒劇物の安全対策を行う必要があるため。
	目標3 (課題3)	各種毒性試験検査の結果により、有害性が評価されたものから逐次、家庭用品の規制基準を設定し、その監視指導などを強化する。 また、ガスクロマトグラフィー等を用いて試験を実施している有害物質について、試験法の見直しを順次検討する。	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、繊維製品、洗浄剤、ガーデニング用木材等について規制基準を定めており、それ以外の家庭用品の規制の必要性を適時検討するとともに、違反製品の流通防止のための監視指導を適時適切に行う必要があるため。 また、ガスクロマトグラフィー等を採用している現行の試験法については、ベンゼンやジメチル硫酸など有害な溶媒や試薬の使用等の問題点が指摘されているため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
			基準年度		目標年度							
①	化学物質の安全性点検 (アウトプット)	20試験	毎年度	20試験	毎年度	20試験	20試験	20試験	10試験	10試験	化審法の附帯決議に基づき、安全性確認が未実施の既存化学物質の安全性点検を順次進めているところ。これらの結果は、国際的な目標とされている全既存化学物質の安全点検にも資するほか、ホームページで公開するなどして、化学物質のリスク評価、管理にも活用している。	平成25年度から28年度までに46物質について合計78件の安全性試験を実施(平均年間19.5試験)したところであり、令和3年度までは20試験を目標に行ってきた。 しかしながら、近年では、試験実施施設のキャパシティ不足や、多数の動物を使用する反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験の実施などの理由により1件あたりの単価が上昇し、予算額の範囲に収めるため、実施件数が減少しているところ、平成30年度から令和3年度までの実績(年間10.8試験)を元に、令和4年度以降は目標を10試験とする。
						4試験	4試験	26試験	9試験			
2	安全性情報の公開物質数 (アウトプット)	10物質	毎年度	10物質	毎年度	10物質	10物質	10物質	10物質	5試験	国が行った既存化学物質の安全性点検結果は、ホームページで順次公開している。点検結果は、国によるリスク評価・管理にも活用しているほか、当該化学物質の取扱い者等においても活用されることが期待されていることから情報の公開物質数を指標として選定した。	これまで1年あたり20試験の実施を目標として設定し、平成25年度から平成28年度までは1物質あたり平均して約2試験を実施していたことから、年間10物質の安全性点検結果の公開を目標として設定していたが、近年は試験実施の減少に伴い、目標未達が続いていた。 試験実施後から公開用資料の作成に一定の時間を要するため、公開物質数は前年度までの試験実施数に依存するとう、令和3年度は試験数が多く、1物質あたり2～3試験を実施していることを踏まえ、令和4年度の目標は引き続き10物質としていたが、令和3年度までに試験した物質については公開が終了したため、令和5年度の目標は5物質とする。
						6物質	2物質	3物質	11物質			
達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(1)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行費 (昭和49年度)	299百万円	273百万円	198百万円	1, 2	・新規化学物質の審査、既存化学物質毒性試験の実施 ・3省共管情報基盤システム及び電子申請システムの管理 ・海外の規制当局等との国際協調 化学物質の安全性を確保する上では、適正な評価・管理が重要であることから、新規化学物質の審査、既存化学物質の毒性試験を行い、評価していくことが求められる。評価に当たっては、国際的な協調のもとに行うことが求められており、また、毒性試験・評価を行った化学物質について、その情報を公開していくことにより、化学物質の適切な管理の促進が期待される。						
		241百万円	231百万円					2023-厚労-22-0448				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
				年度ごとの実績値								
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
		基準年度	目標年度									
3	立入検査時の違反率	過去5年の平均値以下	-	8.4%	令和5年度	-	-	-	8.4%	8.4%	立入検査時の違反率は、毒物劇物営業業者等における毒物及び劇物の管理等の状況を反映するものと考えられるため。	年度ごとのバラツキはあるも、全体の傾向としての継続的な改善を目指す観点から、過去5年間(平成30年度～令和4年度)の平均値(8.4%)以下を令和5年度の目標値とする。
						9.3%	7.6%	7.4%	9.3%			
達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(2)	毒物劇物取締法施行費 (昭和48年度)	30百万円	17百万円	17百万円	3	1. 毒物劇物判定基準の見直し 「毒物劇物判定基準」について、より合理的な基準への見直しを行う。 2. その他毒物及び劇物取締法の施行に必要な事務の実施					2023-厚労-22-0446	
		23百万円	16百万円									

達成目標3について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
4	家庭用品試買等調査における違反率 (違反数÷家庭用品試買数)	過去10年の平均値 以下	－	0.120%	令和5年度	－	－	－	0.144%	0.120%	市場の家庭用品の試買等調査における違反率は、有害化学物質を含有する家庭用品の安全性の確保状況を反映するものと考えられるため。	違反率は低い水準を維持しており、少ない違反件数の変動で違反率が相対的に大きく変動することから、過去10年(平成25年度～令和4年度)の平均値(0.120%)以下を令和5年度の目標値とする。		
達成手段3 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(3)	家庭用品規制法施行事務費 (昭和47年度)	72百万円	72百万円	68百万円	4	・家庭用品規制基準設定のための試験検査及び検討 ・健康被害情報の調査及び安全確保マニュアル作成支援 ・家庭用品等から発散する化学物質による室内空気汚染対策 規制対象の候補物質について市場の製品中含有量を調査することにより、国内流通製品の使用実態が把握でき、当該情報は家庭用品規制基準設定に資すると考えられる。					2023-厚労-22-0447			
		76百万円	62百万円											
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度			政策評価実施予定 時期	令和4年度
		400,478				362,081				282,312				
施策の執行額(千円)		339,168				309,762								
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		○環境基本計画(第5次)						平成30年4月9日閣議決定		第2部第3章第4節 重点戦略を支える環境政策の展開 【WSSDで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指すSAICMの国内実施計画(2012年9月SAICM関係省庁連絡会議)に基づいた化学物質管理に取り組む。具体的には、①化学物質審査規制法に基づき化学物質のリスク評価を行い、著しいリスクがあるものを第二種特定化学物質に指定する。②化学物質の有害性評価について、定量的構造活性相関(QSAR)の開発などにより、より幅広く有害性を評価することができるよう取り組む。③ばく露評価について、化学物質のライフサイクル全体からの環境への排出を把握するための手法の開発や、PRTR制度や各種モニタリング等を踏まえた手法の高度化を推進する。④これらを踏まえて、製造から廃棄に至るまでの化学物質のライフサイクル全体のリスクの削減を行う。】				

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅱ－5－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること(施策目標Ⅱ－5－1) 基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5：生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること		担当 部局名	健康・生活衛生局 生活衛生課	作成責任者名	生活衛生課長 諏訪 克之
施策の概要		1	① 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興 ・ 国民生活に密着した「生活衛生関係営業」(理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業、興行場営業、飲食店営業(すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食)、食肉販売業、食鳥肉販売業、水雪販売業)については、全国で約94万店(全事業所の約18%)が営業している。他方、生活衛生関係営業の営業者の大半は中小零細事業者であり、市場が成熟する中で、大規模チェーン店等との競争の激化もあり、厳しい経営環境にある。 ・ そのため、個別法(食品衛生法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法等)による衛生規制を行いつつ、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号。以下「法」という。))により、生活衛生同業組合等の組織化を促し、予算、日本政策金融公庫の政策融資、税制上の支援策を講ずることで、営業の振興と公衆衛生の維持向上を図っている。 ・ 特に、生活衛生関係営業の振興については、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者及び使用者の利益に資することを目的として、厚生労働大臣は法に基づき、業種別に「振興指針」を定めており、生活衛生同業組合等では、振興指針をもとに、同指針の内容を具体化するものとして、組合員たる営業者の振興を計画的に推進するための「振興計画」を策定している。 ・ また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により業績が悪化した生活衛生関係営業者に対し、専門家等による各種給付金等の活用支援や経営に関する相談等支援、生衛業のもつ魅力をアピールするイベントやキャンペーン等への支援のほか、生活衛生関係営業営業者のデジタル化の支援や最低賃金に関するセミナー等を実施するなど経営状況の改善に向けた支援等を行っている。				
		2	② 建築物における衛生対策の推進 ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。))に基づき、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用途に供される建築物で相当程度の規模を有するものを「特定建築物」と定義し、特定建築物の維持管理に権原を有する者(特定建築物維持管理権原者)に対して、「建築物環境衛生管理基準」に従って維持管理することを義務付けるなど、建築物内の衛生の確保を図っている。 ・ 建築物の衛生管理については、空気環境、給排水、清掃、ねずみ等防除と多岐にわたっており、建築物清掃業等の8業種については、都道府県知事の登録制度が設けられている。 ・ また、近年ビルクリーニング分野においては、生産性向上等の取組を行ってもなお人手不足の状況が深刻化していることから、入管法改正による新たな在留資格「特定技能」としての外国人材の受入れを開始しており、令和5年6月9日の閣議決定により、特定技能2号の対象分野として追加された。				
施策を取り巻く現状		生活衛生関係営業は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、大半が中小零細事業者である。新型コロナウイルス感染症の影響が残る業種もある中、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付等の返済が始まるとともに、物価高騰、賃金引上げ、人材確保等に対応する必要があり、厳しい経営状況が続いている。また、社会全体のDX(デジタル・トランスフォーメーション)が進められる中で、中小零細事業者の多い生活衛生関係営業ではデジタル化が進んでいない状況にある。 建築物の衛生管理については、特定建築物に対して、空気環境(浮遊粉じんや二酸化炭素等)、飲料水・雑用水の衛生管理(水質基準、残留塩素)等の建築物環境衛生管理基準の遵守が義務づけられているが、不適合率には大きなばらつきがある。今後、衛生管理にデジタル技術の積極的な活用が求められている。 また、ビルクリーニング分野における特定技能1号の受入れは、令和4年12月末時点で1867人となっており、業界を取り巻く人手不足対策のためにさらなる適正な受入れを図っていく必要がある。					
施策実現のための背景		1	・ 生活衛生関係営業における衛生水準の向上、消費者の安全・安心の確保を図るためには、衛生水準の向上に向けた営業者自身の自主的な取組み、生活衛生同業組合等の互助・支援、保健所等を通じた指導の組み合わせが必要である。 ・ 生活衛生関係営業者には零細な個人・家族営業者も多く、経営者の高齢化や後継者確保難に直面している。また、厳しい経営環境にある中でも、生産性の向上等に取り組み、最低賃金の引上げ等に対応していく必要が生じている。 ・ 地域に根ざして営業を行っている生活衛生関係営業は、生活需要に応じたサービス提供のみならず、買物弱者対策のほか、地域の健康づくりや地域コミュニティの活性化等に積極的に貢献していくことが期待されている。				
		2	・ 建築物衛生法の適用対象となる特定建築物が年々増加する中、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、令和3年度は2.10となっており、人材確保が困難な状況にある。 (参考)ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移 平成26年度：1.94、平成27年度：2.24、平成28年度：2.64、平成29年度：2.95、平成30年度：3.03、令和元年度：2.91、令和2年度2.05、令和3年度2.10 ・ 人材不足によりビルクリーニング業務が適切に行われなくなれば、建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康が損なわれるおそれがある。				
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
		目標1 (課題1)	生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。		生活衛生関係営業の大半は中小零細事業者である中で、営業者自身の自主的な取組みや生活衛生同業組合等の互助・支援等により、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準を維持向上させることで、消費者の安全・安心の確保を図る必要があるため。		
		目標2 (課題2)	多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。		公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与するためには、多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図る必要があるため。		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	令和元年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
令和元年度	令和2年度			令和3年度	令和4年度					令和5年度		
○1	振興計画の業種別認定率 (医業・生活衛生局生活衛生課調べ)(アウトプット)	60%	平成29年度	前年度以上	令和5年度	前年度 (60.1%)以上	前年度 (59.9%)以上	前年度 (60.5%)以上	前年度 (58.6%)以上	前年度 (58.6%)以上	振興計画とは、生活衛生同業組合(業種ごと・都道府県ごとに営業者が組織する組合)が作成する、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業の計画のことである。 衛生水準の維持向上のためには、生活衛生関係営業の振興が重要であり、計画未作成組合を解消できるよう、令和3年度以降は振興計画の業種別認定率90%を達成していない4業種(※)について認定率を前年度以上とすることを目標値とした。 ※ 興行場業、公衆浴場業、旅館業(簡易宿所)、氷雪販売業(参考)令和元年度実績:59.9%、令和2年度実績:60.5%、令和3年度実績:58.6%、令和4年度実績:58.6%(参考2)認定率の算定方法は組合の設立状況を分母とし、振興計画認定状況を分子としている。	生活衛生関係営業の大半は中小零細事業者である中で、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準を維持向上させるためには、生活衛生同業組合等の互助・支援等が必要である。 厚生労働省が定める振興指針の内容を具体化する「振興計画」を策定し、実施する生活衛生同業組合が1つでも増えることは衛生水準の維持向上させることにつながり、消費者の安全・安心の確保を図る効果が期待できる。
2	日本政策金融公庫貸付件数(生活衛生資金貸付) (日本政策金融公庫調べ)(アウトプット)	14,410件	平成30年度	9,928件以上	令和5年度	前年度 (14,410件)以上	前年度 (14,173件)以上	15,709件以上	11,774件以上	9,928件以上	日本政策金融公庫が生活衛生関係営業者に対して行う衛生水準の維持向上等を目的とした低利融資は、中小零細の生活衛生関係営業者にとって重要な支援措置であり、金融市場における金利動向を踏まえると厳しい状況下ではあるところ、過去5年相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上とすることを目標値とした。 ※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を実施しており、貸付件数の前年度比増加率が2倍以上となっており、令和3年度は、貸付実績が減少したものの、その半数以上は「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による貸付実績が占めている。当該貸付件数が振れ幅のある指標であることを踏まえ、令和2年度までは「前年度以上」としていた目標値について、令和3年度以降は「過去5年相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上」として設定している。 (参考)平成28年度実績:13,783件、平成29年度実績:14,107件、平成30年度実績:14,410件	左記のとおり。
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(1)	生活衛生等関係費 (平成4年度)	183百万円 の内数	244百万円 の内数	216百万円 の内数	1.3	＜生活衛生等指導費＞ 生活衛生関係営業の経営の安定と健全な発展のため、都道府県・経営指導員等が営業者に対し適切な指導を行うための都道府県、都道府県センター等に対する指導監督、生活衛生同業組合に対する指導及び連絡調整、並びに営業者への指導を行う環境衛生監視員の資質向上のための取組みにかかる経費である。 ＜生活衛生関係営業対策調査委託費＞ 生活衛生関係営業者が、デジタル化推進のガイドライン・マニュアルや好事例等を活用し、自らの店舗に合ったデジタル化に取り組み、事業の効率化・高付加価値化等を行うことができるよう、生活衛生関係営業者に対する個別相談・講習等を実施する。また、地域相談員に対する研修・スーパーバイズを実施し、地域における生活衛生関係営業のデジタル化の支援体制を構築するとともに、個別相談・講習等の事例を踏まえ、ガイドライン・マニュアルを改訂する。 ＜生活衛生関係営業衛生確保等対策費＞ 生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上や生活衛生関係営業に係る感染症等の感染拡大防止策等の総合的な衛生対策を検討するための経費である。 生活衛生同業組合等への指導、環境衛生監視員の資質向上を通じた保健所の機能強化に向けた取組み、営業者の生産性向上を目的とした取組み等を通じ、策定された振興計画の生活衛生関係営業者への浸透、実効性確保を図る。					2023-厚労-22-0434	
		153百万円 の内数	188百万円 の内数									
(2)	生活衛生金融対策費 (平成11年度)	70,240百万円	3,831百万円	3,023百万円	2	＜補給金、出資金＞ ・生活衛生関係営業者に対して無担保・無保証人で融資する「生活衛生改善貸付」及び「特定の政策目的に沿って設けられている特別貸付」等の貸付金利を低減することを目的として、利ざやの減少分の補給等を行うものである。 ・厳しい経営環境の中で、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上及び早期の経営健全化並びに雇用の創出等を図っていく上で必要な低利の政策金融を維持していくために不可欠のものである。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを支援するため、既往債務の借換を含め、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等において、実質無低利子・無担保の貸付を実施している。					2023-厚労-22-0433	
		67,276百万円	2,566百万円									

								＜生活衛生関係営業対策費補助金＞ ・（公財）全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）は、生活衛生関係営業全般に関する情報収集・提供、調査研究、（公財）都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）及び生活衛生関係営業の連合会の事業に対する指導等、法第57条の10に規定する事業を行っており、国は、法第63条第2項の規定に基づき、全国指導センターの行う事業に要する経費について補助している。 また、都道府県指導センターは、生活衛生関係業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等、法第57条の4第1項に規定された事業を行っており、国は、法第63条第1項の規定に基づき、都道府県が、都道府県指導センターの行う事業に対して補助した経費の一部を補助している。さらに、法第63条の2の規定に基づき、生活衛生関係営業の連合会及び組合の行う事業に対して必要な助成を行っている。 ・同事業の一部として、振興計画未作成組合の解消に寄与する事業があり、これらの事業に要する経費に補助金を交付することにより、振興計画の業種別認定率の向上を図る。 ・また、同事業は、複数の異なる事業が実施されている性質上、事業毎に多様な成果目標が設定されており、統一的な目標を定量的に示すことはできないが、生活衛生関係営業の経営の健全化、公衆衛生の向上及び増進、国民生活の安定に寄与することを目的としている。 ・なお当初予算とは別に、令和4年度第二次補正予算により、専門家による経営診断や省エネ等に関する指導、各種補助金等を活用するための支援、税制優遇措置等の相談など、多様な現場のニーズに応じた伴走型の支援や、業種ごとの生活衛生同業組合連合会が行う生活衛生関係営業のもつ魅力をアピールするイベントやキャンペーン等の取組の支援を実施しており、これらの支援を通じて、生活衛生関係業者の経営状況を改善し、地域活性化を図ることを目的としている。					2023-厚労-22-0436
達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度		目標年度	年度ごとの実績値							
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
3	建築物環境衛生管理基準への不適合率 (アウトカム) (衛生行政報告例による)	別紙参照	平成29年度	二酸化炭素濃度の不適合率が前年比2%減	令和5年度	前年度以下	前年度以下	二酸化炭素濃度の不適合率が前年比2%減	二酸化炭素濃度の不適合率が24.1%以下	二酸化炭素濃度の不適合率が20%以下	建築物技術の進歩等に対応して、国民の生活環境に占める建築物の室内環境の重要性が高まっていることから、興行場、百貨店等多数の者が使用・利用する、3,000平方メートル以上の規模を有する建築物(特定建築物)の維持管理における基準に関し、特に換気の指標として重要な二酸化炭素の含有率の不適合率を20%以下とした。	左記の通りであるが、二酸化炭素の不適合率は平成28年度(26.1%)から平成29年度(27.7%)にかけて増加し、その後の取り組みで減少に転じ、令和3年度では14.5%となり、急激に下落した。これは、新型コロナウイルス感染症対策のための換気の指標として二酸化炭素濃度1000ppm以下が広く周知された影響が大きい。この違反率は継続的に減少させて行く必要があるが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより、環境が変わったことから前年度並みに下落させる目標が過剰であるため、昨年度立てた令和4年度目標(24.1%)も勘案し、20%とした(エクセルの予測機能による信頼上限値)。	
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由		
4	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の受験者数					709	497	796	1965		受験者の訓練歴・実務経験が異なるため目標合格者数を設定することは困難であるが、受験者数を一定程度確保することがビルクリーニング分野における外国人材の受入れに繋がることから、参考指標とした。		
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号	
4	建築物環境衛生管理技術者国家試験費 (昭和46年度)	0.4百万円	0.4百万円	0.4百万円	3	＜建築物環境衛生管理技術者国家試験費＞ 建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理技術者国家試験の実施及び国家試験合格者・講習会課程修了者に対する建築物環境衛生管理技術者免状の交付等に必要な経費である。 ・建築物衛生管理技術者国家試験の適性な実施を継続し、技術者の知識水準を保つことで、衛生的な維持管理の向上を図る。						2023-厚労-22-0435	
5	生活衛生等関係費 (平成4年度)	183百万円 の内数	244百万円 の内数	216百万円 の内数	1.3	＜建築物環境衛生管理対策推進事業費＞ 建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行うための経費である。 ＜保健所等担当者研修会等経費＞ 国民に建築物環境衛生に関する適切な情報の提供を行うとともに、保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、相談体制の整備等を図るための経費である。 ・建築物環境衛生管理対策推進事業において、建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行い、そこで得られた知見を建築物の維持管理に携わる者等に提供することにより、建築物環境衛生管理基準への不適合率の低下を図る。 ・保健所等担当者研修会等経費を活用して保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、建築物の維持管理に携わる者等への効果的な助言指導が行われることにより、建築物環境衛生管理基準への不適合率の低下を図る。						2023-厚労-22-0434	
6	生活衛生関係営業対策事業費補助金 (ビルクリーニング業における外国人材確保事業) (令和元年度)	14.9百万円	12.0百万円	12.0百万円	-	＜生活衛生関係営業対策事業費補助金(ビルクリーニング業における外国人材確保事業)＞ ビルクリーニング分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れるため、外国において評価試験を適正に実施するための現地調査や資機材の整備等を行うための経費である。 ・国内外において専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を確保することにより、ビルクリーニング分野の存続・発展を図り、多数の者が利用する建築物における衛生的な環境を維持する。						2023-厚労-22-0436	
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和8年度
		72,232,024				5,970,649				4,276,667			
施策の執行額(千円)		69,216,435				4,643,661							

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	-	-	-

別紙

指標1:振興計画の業種別認定率(単位:%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			令和3年度
				(分母)	(分子)	認定率	
興行場業	66.7	64.4	64.4	45	29	64.4	64.4
公衆浴場業	61.0	62.5	61.5	39	25	64.1	64.1
旅館業(簡易宿所)	75.0	75.0	75.0	4	3	75.0	75.0
氷雪販売業	38.5	38.5	38.5	13	5	38.5	30.8
4業種 平均	60.3	60.1	59.9	101	62	60.5	58.6

指標3:建築物環境衛生管理基準への不適合率(単位:%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
						(分母)	(分子)	不適合率
浮遊粉じんの量	2.2	2.4	2.6	2.1	2.0	15,233	281	1.8
一酸化炭素含有率	0.4	0.3	0.5	0.3	0.3	15,252	54	0.4
二酸化炭素含有率	26.1	27.7	27.4	26.6	24.4	15,434	2,233	14.5
温度	29.9	31.9	30.9	29.5	32.2	12,384	4,285	34.6
相対湿度	56.6	57.2	56.7	57.6	57.7	12,023	7,195	59.8
気流	2.5	2.4	2.4	2.2	2.3	15,139	432	2.9
ホルムアルデヒドの量	1.8	1.3	3.6	2.2	6.7	807	14	1.7
水質基準	0.6	0.5	0.4	0.3	0.6	16,036	67	0.4
残留塩素含有率	2.0	1.5	1.4	1.4	1.4	17,404	239	1.4

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅲ-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること		担当 部局名	労働基準局 総務課 監督課 賃金課 労働条件政策課	作成責任者名	労働基準局 総務課長 黒澤 朗 監督課長 竹野 佑喜 賃金課長 篠崎 拓也 労働条件政策課長 澁谷 秀行			
施策の概要		労働基準法や最低賃金法などに定められる労働時間や賃金等の労働条件確保・改善のため、労働条件に関する相談対応・指導や制度の周知啓発事業を行うもの。具体的には以下のとおり。 (1) 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組 ○ 36協定未届事業場や新規起業事業場等に対し民間事業者を活用し労働条件に係る相談支援等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等によりきめ細やかな相談支援を実施する。 ○ フリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」を設置し、労働基準監督署が閉庁している平日夜間、土日祝日に日本語を含む14か国語(外国語は令和元年度開始)での相談対応を行うとともに、事案に応じた相談先等の情報提供を行う労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置や、大学・高等学校等を対象とした労働条件セミナー等により労働基準法等に関する基礎知識の周知を行い、情報発信の強化を図る。 (2) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進 ○ 運送事業者の自発的な取組の促進と荷主の協力を得る取組を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を促進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。 ○ 管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多数の派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。 (3) 最低賃金の周知及び履行確保 ○ 最低賃金については、リーフレット等の配付に加え、インターネットや広報媒体を活用した周知広報等により労使をはじめ広く国民に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行っている。								
施策を取り巻く現状		○ 労働基準関係法令等に関する相談対応・指導による法定労働条件の履行確保 ・ 全ての人が安心して安全で快適に働くことができるよう、法定労働条件の確保が必要であるところ、労働基準関係法令が遵守されていない実態がみられる。(R4年では100,696事業場が違反。) ・ また、R5年4月からは中小企業の月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられ、R6年4月からは適用猶予業種に対する時間外労働の上限規制が適用されるため、労働基準関係法令等の遵守に向けた取組が一層求められる。 ○ 最低賃金の周知及び履行確保 ・ 最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしている。そうした中で、令和5年度において、地域別最低賃金については、過去最高である全国加重平均43円の引上げとなった。改定後の最低賃金の履行確保のため、最低賃金制度の周知広報及び履行確保の重要性が高まっている。 [最低賃金の全国加重平均額の推移](直近5年) 令和元年度:901円(+27円)、令和2年度:902円(+1円)、令和3年度:930円(+28円)、令和4年度:961円(+31円)、令和5年度:1,004円(+43円) ・ 最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を実施しているところ、R4年度の監督実施事業場は15,105事業場、最賃支払義務違反率は10.3%であり、違反事業場では「適用される最低賃金額を知っている」認識状況にあるものが約6割となっている。								
施策実現のための課題		1	・全ての労働者が安心して働くことができるように、労働基準関係法令で定める法定労働条件は確保されなければならない。 ・そのため、事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働者が人格として価値ある生活を営む必要を満たす労働条件の確保を図る必要がある。							
		2	・全ての労働者が安心して働くことができるように最低賃金法の遵守が求められる中、最低賃金が適正に確保されていない労働者が存在する。 ・そのため、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため、最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る必要がある。							
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由				
		目標1 (課題1)	事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働条件の確保を図る。				労働条件の確保・改善のためには、個別の事業場等からの相談対応や、事業場等に対する指導を確実に行う必要があるため。			
		目標2 (課題2)	最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。				労働条件の確保・改善のためには、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る必要があるため。			
達成目標1について										
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	36協定の届出件数 (アウトカム)	—	対前年比 6万件増	令和5年度	対前年比 6万件増	対前年比 6万件増	対前年比 6万件増	対前年比 6万件増	36協定の届出を行わずに時間外・休日労働を行わせる事業場数を減少させるため、36協定届の届出件数を増加させることとし、その指標として、毎年の届出件数の伸び率を過去10年で除した値を基に、目標値を対前年比6万件増と設定している。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(労働基準監督署等において、個別の事業場等に対する相談対応・指導を行うことにより目標達成を図ることとしている。)。 (参考)平成27年度:前年比 71,620件増、平成28年度:前年比 58,518件増	・毎年の届出件数の伸び率を過去10年で除した値を基に、目標値を対前年比6万件増と設定している。

2	集团的な相談支援会(セミナー)に参加した事業場へのアンケートにおいて、回答があったもののうち理解できた旨の回答した割合(アウトカム)	-	-	70%	令和5年度	-	70%	70%	70%	70%	・ セミナーの効果に関しては、参加者の遵法意識の改善をもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、改善実施・取り組み実施のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。	・ 目標値については、他の類似事業を参考に、一定水準(70%)を目標値とした。 (参考)令和4年度実績値97%は分母:アンケート回答数(10,972件)、分子:アンケートで理解できたと回答した数(10,797件)から算出したもの。
						-	98%	97%	98%			
3	労働災害及び労働時間等に係る外国人労働者からの相談件数(アウトプット)	-	-	過去5か年平均比増	令和5年度	3,184件	3,822件	4,619件	5,332件	5,332件	・ 日本国内で働く外国人労働者数は増加傾向にあり、外国人労働者の労働条件確保のための環境整備が必要であるため、外国人労働者からの労働災害及び労働時間等に係る相談件数(暦年)をアウトプット目標とした。	・ 目標値については、事業実態を適切に反映することができると考え、過去5か年平均比増としている。
						5,450件	7,503件	6,498件	6,508 件			
④	週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合(アウトカム) ※令和3年度以降	-	-	5%	令和7年度	-	-	8%	7.9%	7.5%	長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定している。 ※年度ごとの実績値は、暦年の件数	令和2年の週60時間以上の雇用者の割合が5.1%と、目標値をほぼ達成できたところ。 そのため、特に長時間労働が懸念される週労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえ、新たに目標を設定したもの。 (参考)「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20085.html
						10.9%	9.0%	8.8%	8.9%			
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
5	定期監督等実施状況	監督指導により労働基準関係法令違反が認められた事業場数				95,764	80,335	83,212	100,696		全国の労働基準監督署が定期監督等を実施した事業場数(下段)及び監督指導により労働基準関係法令違反が認められた事業場数(上段)。なお、定期監督等には、定期監督のほか災害時監督及び災害調査が含まれる。	
		全国の労働基準監督署が定期監督等を実施した事業場数				134,981	116,317	122,054	142,611			
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 (平成20年度)	161百万円	214百万円	267百万円	-	運送事業者の自発的な取組の促進と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を促進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進することを目的としている。 特にトラック運転者については、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が多い職種となっているが、背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など取引上の慣行があることから、トラック運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善を促進する。						2022-厚労-21-0494
		139百万円	100百万円									
(2)	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組 (平成23年度)	3,060百万円	2,882百万円	2,425百万円	1	労働時間適正化のための指導が必要な事業場に対し労働時間適正化指導員による個別訪問を実施する。 時間外及び休日労働協定の未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、基本的な労務管理の知識等の習得が必要な事業場に対して専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。 「労働条件相談ほっとライン」の設置、労働条件ポータルサイトの運営、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施、労働法教育に関する指導者用資料の活用に向けたセミナーの開催、過重労働による労働者の健康障害防止セミナーの開催、問題事業場の把握につなげるインターネット監視による労働条件に係る情報収集事業を行う。						2022-厚労-21-0482
		2,880百万円	2,696百万円									
(3)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成24年度)	496百万円 323百万円	483百万円 311百万円	483百万円	1	管内で多数の外国人労働者が就労している都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多くの派遣労働者が就労している労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。また、13カ国語による外国人労働者相談コーナーを整備することにより、外国人労働者からの相談に的確に対応する。						2022-厚労-21-0493
(4)	労働基準行政関係相談業務の外部委託化経費 (平成28年度)	1,009百万円 1,009百万円	1,021百万円 1,020百万円	2028百万円	1	労働基準行政関係の電話相談業務等に係るコールセンターを設置し、特に電話相談件数や適用事業場数が多いなど、業務繁忙になっている労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで一元的に対応すること等により、労働基準監督署の職員による事業場に対する指導等に費やす時間を確保するもの。						2022-厚労-21-0502
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
⑥	最低賃金額の周知ポスターの認知率(アウトカム)	16.4%	平成28年度	22%	令和5年度	20%	20%	22%	22%	22%	・ 最低賃金額は、例年改定されているので、改定後の金額について効果的・効率的な周知を図ることが必要である。最低賃金の周知方法として、ポスターを作成し、掲載を行っていることから、効果的・効率的な周知を行っているかを測る指標として、「最低賃金額の周知ポスターの認知率」を選定している。	・ 令和5年度の目標値は、前年度と同水準とした。 (参考1)令和元年度からは、中吊り広告等を実施しており、それらの認知率の合計を記載している。 (参考2)実績値はポスター等に接触した人の数を調査回答者の数で除したものの。 令和4年度:調査回答者の数(2000人)、ポスター等に接触した人の数(362人)
						20.3%	21.3%	19.1%	18.1%			

7	地方公共団体の広報誌への最低賃金制度の掲載割合(アウトプット)	91.7%	平成27年度	92%	令和5年度	90%	90%	90%	92%	92	・ 最低賃金は例年改定されており、全労働者に適用されるものであることから、様々な媒体で広く周知することが必要である。地方公共団体の広報誌は発行部数が多く、戸別配付されることから、あまねく住民に周知されるものであるため、かかる媒体に最低賃金額を掲載することは極めて重要である。 このため、「市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合」を指標として選定している。	・ 過去5年の実績状況に基づき、目標値を定めている。令和4年度から目標値を92%に引き上げた。 ・ また、昨今においては、目標値である90%を超える水準の掲載率を維持しているが、これは、行政が各年度において労働局幹部が直接地方公共団体を訪れ、掲載依頼を行った結果であり、今後も同程度の水準を維持することが必要である。 (参考1) 令和4年度実績値88.8%は分母:自治体広報誌発行数(1785件)、分子:自治体広報誌掲載数(1,585件)から算出したもの。			
8	最低賃金特設サイトのアクセス件数(アウトプット)	1,757,894pv	令和3年度	1,799,630pv	令和5年度	-	-	-	1,799,630pv	1,746,300pv	・ 最低賃金特設サイトは、最低賃金制度の概要、地域別最低賃金全国一覧、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等に関する情報をまとめたサイトである。 ・ 当該サイトは、使用者・労働者双方にとって必要な情報を入手することを可能にするものであるため、そのアクセス件数について指標として選定している。 (参考)各年度の実績値は、最低賃金制度を紹介する特設サイトのpv数。	・ 令和5年度の目標値は、令和元年度から令和4年度の実績の平均から設定している。 (参考1) URL: https://pc.saiteichingin.info/			
9	最低賃金の未満率(アウトプット)	1.70%	令和3年度	2.0%	令和5年度	-	-	-	2.0%	1.9%	・ 最低賃金の引上げが続く中でも最低賃金法を遵守していたくために、最低賃金制度の周知及び履行確保に取り組んでいるところである。その中で、実際に最低賃金を下回っている労働者がどれだけいるかを把握することは重要であるため、「未満率」(※)を指標として選定した。 なお、未満率には「賃金構造基本統計調査(事業所規模5人以上)」から算出する値と、「最低賃金に関する基礎調査(事業所規模30人未満(製造業等は100人未満))」から算出される値があるが、測定指標としては、特に最低賃金引上げの影響が大きいと考えられる小規模事業所を対象とする、「最低賃金に関する基礎調査」の結果から算出される未満率を採用(※)した。 ※「未満率」は当年6月の賃金とその時点で適用される最低賃金額を下回っている労働者数÷全労働者数で計算される。 ※最低賃金には減額の特例許可制度があるため、未満率が全て法違反ではないことに留意が必要である。 ※「賃金構造基本統計調査」における未満率は、参考指標として掲載している。	・ 令和4年度の目標値は、最低賃金が大幅に引き上げられても未満率が過年度の実績を上回らないようにするという観点から、過去10年の実績値の平均とした。 (参考) 平成25年度: 1.9%、平成26年度: 2.0%、平成27年度: 1.9%、平成28年度: 2.7%、平成29年度: 1.7%、平成30年度: 1.9%			
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由				
10	最低賃金に関するポスターの配布枚数					45,788枚	45956枚	48,810枚	48,956枚		最低賃金に関するポスター配布枚数は、本省から地方労働局に配布している枚数であり、その枚数が直接に最低賃金制度の認知率と一致するところではないが、最低賃金制度及び改定最低賃金額を周知するための行政の取組状況を把握するための参考指標として選定した。 (参考) 地方労働局は本ポスターの他に独自のポスターを作成しているが、それについては実績値に含めていない。				
11	賃金構造基本統計調査(事業所規模5人以上)における最低賃金の未満率・影響率の推移(上段:未満率、下段:影響率)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	・ 未満率及び影響率を経年的に比較する、すなわち、最低賃金の引上げが続いた中での未満率・影響率の状況を確認することで、どの程度最低賃金が遵守されているかを把握することができる。 なお、令和4年度より「最低賃金に関する基礎調査」における最低賃金の未満率について測定指標とすることとしたが、「賃金構造基本統計調査」における最低賃金の未満率については、①賃金構造基本統計調査は、最低賃金に関する基礎調査に比べ、最低賃金引上げの影響を比較的に受けにくい大企業も含む調査であること、②両方の値を測定指標として採用すると、役割が重複すること等の理由により、引き続き参考指標として設定することとした。 また、影響率についても、最低賃金の引上げ幅に直接影響を受けるものであるため、参考指標に留めている。 ・ 近年の最低賃金の大幅な引上げにより影響率は上昇しているのにも関わらず、未満率は上昇傾向になく、最低賃金がどの程度遵守されているかを示している。			
		1.8%	1.7%	1.3%	1.3%	1.3%	1.8%	2.0%	1.9%	2.3%					
	最低賃金に関する基礎調査(事業所規模30人未満(製造業等は100人未満))における最低賃金の影響率の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	※「未満率」とは、最低賃金を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合のこと(当年6月の賃金とその時点で適用される最低賃金額を下回っている労働者数÷全労働者数) ※「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合(当年6月の賃金が当年秋に改正された後の最低賃金額を下回ることとなる労働者数÷全労働者数) ※最低賃金には減額の特例許可制度があるため、未満率が全て法違反ではないことに留意が必要である。			
		7.3%	9.0%	11.1%	11.9%	13.8%	16.3%	4.7%	16.2%	19.2%					
達成手段2(開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号			
		予算額	予算額												
		執行額	執行額												
(5)	労働条件の確保・改善に必要な経費(最低賃金制度関係)(平成21年度)	673百万円	690百万円	685百万円	9,11	最低賃金制度及び改定された最低賃金額について、新聞広告掲載、インターネット広告及びポスター駅貼りなどにより周知啓発活動等を行う。						2023-厚労-22-0449			
		561百万	574百万円												
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度				政策評価実施予定時期	令和4年度
		1,125,596				973,867				977,660					
施策の執行額(千円)		923,751				785,529									

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	-	-	-

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅲ－1－2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること(施策目標Ⅲ-1-2) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること				担当 部局名	労働基準局賃金課		作成責任者名	賃金課長 篠崎 拓也		
施策の概要		○ 経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)において、「特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む」とされている。 ○ 生産性向上に資する設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)等を行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資等に要した費用の一部を助成している(業務改善助成金)。										
施策を取り巻く現状		○最低賃金については、昨年度、過去最高となる全国加重平均31円の引上げを行ったところである。また、地域間格差については、昨年度は最高額(東京:1,072円)に対する最低額(沖縄など10県:853円)の比率は79.6%と8年連続改善している。(直近5年の最高額に対する最低額の比率の推移は、平成30年度:77.3%、令和元年度:78.0%、令和2年:78.2%、令和3年:78.8%、令和4年:79.6%) また、全国加重平均の直近5年の推移においても、平成30年度:874円(+26円)、令和元年度:901円(+27円)、令和2年度:902円(+1円)、令和3年度:930円(+28円)、令和4年度:961円(+31円)と引き上げられており、ここ数年は令和2年度を除き、3%程度の引上げ率となっている。 ○業務改善助成金については、令和4年9月1日に、「原材料費等の高騰の影響を受けている事業者」や「最低賃金が相対的に低い地域の事業者」に対し支援を拡充した。加えて、令和4年12月に、特に最低賃金引上げへの対応が困難と考えられる「事業場規模30人未満の事業者」に対する助成上限額の引上げなどの拡充を実施した。その結果、令和4年度の申請件数は、7,264件と過去最高となっている。(直近5年の業務改善助成金の申請件数については、平成30年度:995件、令和元年度:673件、令和2年度:805件、令和3年度:5,047件、令和4年度:7,264件)										
施策実現のための課題		1	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」では、「中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠」とされており、賃金の引上げに向けた生産性向上支援が重要政策となっている。こうした認識の下、最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、「最低賃金の継続的引上げに向けた環境整備、適切な労働市場改革等を進める」や「最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」とされており、ここ数年は令和2年度を除き、3%程度の引上げ率となっている。 [最低賃金の全国加重平均額の推移](直近5年) 平成30年度:874円(+26円)、令和元年度:901円(+27円)、令和2年度:902円(+1円)、令和3年度:930円(+28円)、令和4年度:961円(+31円) このような中で、最低賃金引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援などの賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む必要がある。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係							達成目標の設定理由			
		目標1	中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援策を実施する。						最低賃金の引上げを図るためには、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者の生産性を向上させる必要があるため。			
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
			基準年度		目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	343件	平成27年度	900件	令和5年度	900件	900件	900件	900件	1,000件	業務改善助成金の支給決定件数により、生産性向上に資する設備投資などを行い、事業場内最低賃金の引上げが図られた事業場の数を測ることができるため指標として選定した。	目標値は、過去の実績を踏まえつつ、令和5年度当初予算に係る員数内訳(1,000件)も踏まえ設定した。 (参考)平成27年度実績:343件、平成28年度実績:433件

2	卸売業・小売業の業務改善助成金の支給決定件数（アウトプット）	90件	平成27年度	329件	令和5年度	318件 77件	306件 95件	306件 666件	329件 815件	345件	・ 上記1の測定指標の内数として、最低賃金の影響を受ける労働者数（推計）の多い業種の業務改善助成金の支給決定件数を指標として設定した。 ・ データの制約から、最低賃金の影響を受ける労働者数は、令和元年度は企業規模30人未満、その他の年度は企業規模100人未満で集計しているが、業務改善助成金の対象事業場は、いずれの年も中小企業であることは要件とされており、それに加えて令和元年度は事業場規模30人以下、令和2年度は事業場規模100人以下となっており、両者の間に違いがあることに留意が必要。（平成30年度以前は事業場規模による制限なし） ・ なお、最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の推計方法については、下記の「参考指標5」参照。 ・ 最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の最新データが令和元年度であることから、令和2年度及び令和3年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和元年度データを用いた。また、令和5年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和4年度データを用いた。	
	宿泊業・飲食サービス業の業務改善助成金の支給決定件数（アウトプット）	49件	平成27年度	162件	令和5年度	202件 69件	172件 125件	172件 840件	162件 1,302件	161件		
	サービス業（他に分類されないもの）の業務改善助成金の支給決定件数（アウトプット）	4件	平成27年度	59件	令和5年度	37件 15件	59件 19件	59件 147件	59件 209件	74件		
	製造業の業務改善助成金の支給決定件数（アウトプット）	54件	平成27年度	146件	令和5年度	149件 103件	155件 86件	155件 742件	146件 1,026件	148件		
	医療・福祉の業務改善助成金の支給決定件数（アウトプット）	44件	平成27年度	48件	令和5年度	42件 65件	60件 126件	60件 491件	48件 678件	67件		
	生活関連サービス業・娯楽業の業務改善助成金の支給決定件数（アウトプット）	25件	平成27年度	50件	令和5年度	51件 109件	53件 67件	53件 572件	50件 975件	59件		
	3	業務改善助成金により賃金引上げが行われた労働者数（アウトカム）	39,607人	令和4年度	6,980人	令和5年度	－ －	－ －	－ －	6,980人 39,607人		業務改善助成金の支給を受けた事業場で賃金の引き上げがなされた労働者の人数が増加することで、社会全体の賃金の底上げにつながるものであることから、指標として選定した。
（参考指標）						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
4	最低賃金特設サイト（最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページ）閲覧数					5314pv	56万pv	11万pv	16.5万PV		令和元年10月より最低賃金特設サイト内に最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページを新設しているところ。本ページの閲覧数自体は、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援策の実施状況を把握する直接的な指標とはならないが、業務改善助成金の周知状況を定量的に把握することができるため、参考指標として選定した。	
5	最低賃金引上げの影響を受けた産業別の労働者数の構成比率（推計）	産業計				100%	100%	100%	100%		最低賃金引上げの影響を受けた労働者数を業種別に把握することで、業務改善助成金の対象となりうる事業場の数が一定程度見込めるため、参考指標として選定した。	出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（調査票情報を労働基準局にて独自集計）並びに総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」及び「令和3年経済センサス活動調査」をもとに推計（注） 1. 影響率とは、最低賃金額を改定した後に、賃金額が改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。 2. 影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。 3. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。（雇用者数は、令和元年度～令和3年度は「平成28年経済センサス活動調査」、令和4年度は「令和3年経済センサス活動調査」による。） 4. 令和元年度は企業規模30人未満、その他の年度は企業規模100人未満で集計。 5. 使用できるデータの制約から、令和2年度は令和元年調査の影響率を用いている。その他の年度は当該年調査の影響率を使用している。
		卸売業、小売業				35.3%	34.0%	36.5%	34.5%			
		宿泊業、飲食サービス業				22.4%	19.1%	18.0%	16.1%			
		サービス業（他に分類されないもの）				4.1%	6.5%	6.6%	7.4%			
		製造業				16.5%	17.2%	16.2%	14.8%			
		医療、福祉				4.7%	6.7%	5.3%	6.7%			
		生活関連サービス業、娯楽業				5.7%	5.9%	5.5%	5.9%			
6	常用労働者の時間当たり所定内給与額の第1二十分位数（下位5％）					876円	891円	901円	917円		低賃金労働者の賃金上昇は必ずしも、業務改善助成金のみによる訳ではないため、測定指標とすることには馴染まないが、業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性の向上させるとともに、事業場内最低賃金を引き上げること支援するものであり、ひいては、低賃金労働者の賃金の底上げに資すると思われるため、常用労働者の時間当たり所定内給与額が全体の下位5％層の当該金額を参考指標として選定した。 出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査 特別集計」	
7	業務改善助成金の支給金額					3.0億円	6.6億円	28.9億円	45.8億円		支給金額については、中小企業・小規模事業者に対する支援として重要な指標となりうるが、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を直接評価する指標とは言えないため、参考指標として選定した。	

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額 執行額	予算額 執行額						
(1)	最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業 (平成23年度)	3,501百万円	13,760百万円	10,750百万円	1	・業務改善助成事業 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場を対象に、生産性向上のための設備導入等により、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた事業者に対して、当該設備導入等の経費の一部を助成する。	2023-厚労-22-0450		
		3,112百万円	5,133百万円						
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和4年度
		3,500,515		13,759,907		10,750,070			
施策の執行額(千円)		3,111,773		5,133,473					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		○政労使の意見交換(加藤厚生労働大臣発言)				令和5年3月15日		また、経済対策で拡充した業務改善助成金の利用促進等を通じ、最低賃金の引上げに引き続き取り組んでまいります。	
		○経済財政運営と改革の基本方針2023				令和5年6月16日		第2章 新しい資本主義の加速 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成) 今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。 (中略) 最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。	
		○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版				令和5年6月16日		Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」 (7)多様性の尊重と格差の是正 ①最低賃金 最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。 また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。 本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。 ②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅲ－2－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(施策目標Ⅲ－2－1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標2:労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること	担当 部局名	労働基準局 雇用環境・均等局 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)	作成責任者名	労働基準局 総務課長 黒澤 朗 労働条件政策課長 渋谷 秀行 監督課長 竹野 佑喜 安全衛生部計画課長 松下 和生 安全課長 小沼 宏治 労働衛生課長 松岡 輝昌 化学物質対策課長 安井 省侍郎 雇用環境・均等局 総務課長 牛島 聡 雇用機会均等課長 安藤 英樹 有期・短時間労働課長 田村 雅 在宅労働課長 原田 浩一 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当) 田中 伸彦 賃金福祉統計室長
施策の概要	○ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等の総合的計画的な対策を推進することで、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを図る。 ○ また、労働災害の一層の減少を図るため、第14次労働災害防止計画(2023年度～2027年度)に基づき、行政、労働災害防止団体、業界団体等が連携等した上で、計画の重点事項(※)を中心として労働災害防止対策の取組を図る。 ※14次労働災害防止計画における計画の重点事項 (1)自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 (2)労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 (3)高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 (4)多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 (5)個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 (6)業種別の労働災害防止対策の推進 (7)労働者の健康確保対策の推進 (8)化学物質等による健康障害防止対策の推進				
施策を取り巻く現状	○労働災害による死亡者の数は、安全衛生の水準の改善等により、令和4年では過去最小となったが、労働災害による休業4日以上死傷者の数については、第三次産業への就労者の増加に伴う、労働者の作業行動に起因する労働災害の増加や、労働災害発生率(死傷千人率)が高い60歳以上の高年齢労働者の増加、外国人労働者の増加等のさまざまな要因により、令和4年では過去20年で最多となっており、安全衛生対策の更なる取組促進が不可欠な状況にある。 ○また、職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援やコロナ禍におけるテレワークの拡大等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。 ○このほか、化学物質の性状に関連の強い労働災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)は年間約500件発生しており、減少がみられず、また、その原因の多くを占めるのは、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)等による個別規制の対象外の物質であり、こうした危険性又は有害性等を有する化学物質に対する対策が必要となっている。				
施策実現のための課題	1	・労働災害は長期的には減少しており、令和4年には労働災害による死亡者の数は過去最少の774人(前年比4人、0.5%減)となった。引き続き、第14次労働災害防止計画に基づき、死亡災害の撲滅に向けた対策が必要である。			
	2	・第13次労働災害防止計画において、労働災害による休業4日以上死傷者数を、平成29年と比較して令和4年までに5%以上減少させることを目標として掲げ、対策に取り組むこととしていたものの、令和4年は平成29年比で9.9%の増加となっており、高年齢労働者の増加などの就業構造の変化等を考慮して、対策を推進する必要がある。			
	3	・第三次産業への就労者の増加に伴って、対策のノウハウが蓄積されていないことや、労働者の作業行動に起因する労働災害が増加しているため、これらの労働災害の防止対策を推進する必要がある。 ・特に、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高く、その結果、令和4年の60歳以上の高年齢労働者の休業4日以上死傷者数の全年齢に占める割合は25%を超えているほか、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっているため、高年齢労働者が安全に働ける環境づくりが必要である。			
	4	・近年、我が国では、外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者は年々大幅に増加している。平成31年4月に在留資格「特定技能」が創設されたことやその背景である労働力不足を踏まえると、外国人労働者は引き続き増加していくと見込まれている。 ・外国人労働者については、作業に応じた一般的な労働災害防止対策に加え、①日本語そのものの理解が不十分であること、②コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解が不足していること等の特性があることから、当該外国人労働者の母国語等を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育等の実施が必要である。 ・また、外国人労働者を雇用する事業者に対しても、外国人労働者の安全衛生管理についての相談体制を確保する等により、事業者を支援し、外国人労働者の労働災害を防止することが必要である。			
	5	・職場における労働者の健康保持増進の課題については、メンタルヘルスや高年齢労働者の増加への対応等多様化している。また、現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は全労働者の半数を超えており、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災認定件数は2013年度以降700件～900件台、そのうち、死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は概ね150～200件前後(令和4年度は121件)となっている。 ・そのため、働き方の多様化による現場のニーズに対応した産業保健体制・活動が必要である。また、ストレスチェック制度に基づき実施されるストレスチェックの結果を活用した職場環境の改善の取組や労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進する必要がある。			
	6	・産業現場で使用される化学物質は約70,000種類に及び、毎年約1,000物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施が義務づけられているものは673物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分に行われているとはいえない状況にある。 このため、危険性有害性が確認されている化学物質全てをリスクアセスメント等の対象にする必要がある。			

課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由	
	目標1 (課題1)	死亡災害の撲滅を目指した対策の推進により死亡災害を減少させること		死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、その撲滅を目指すため。	
	目標2 (課題2)	就業構造の変化等に対応した対策や業種別の対策の推進により死傷災害を減少させること		労働災害による死傷者数は増加傾向にあり、依然として年間約13万人が労働災害に被災し休業(4日以上)していることから、就業構造の変化等に対応した対策や業種別の対策の推進により死傷災害を減少させることが必要であるため。	
	目標3 (課題3)	労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策を推進すること		令和4年の労働災害による死傷者数全体のうち、対策のノウハウが蓄積されていないことや、労働者の作業行動に起因する転倒、腰痛等の「動作の反動、無理な動作」といった労働災害による死傷者数が約4割を占めており、対応が強く求められている。特に、高齢労働者の労働災害発生率は高く休業日数も長期化する傾向にあることから、年齢の上昇に着目した対策は重要であるため。	
	目標4 (課題4)	外国人材の受入れ環境整備等を図るため外国人労働者の労働安全衛生を確保すること		外国人労働者数が増加する一方で、我が国の安全衛生対策等に関する知識が乏しい、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者も少なくない中で、日本人労働者の場合と同様、労働安全衛生確保に努めることで、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現に資するため。	
	目標5 (課題5)	労働者の健康確保対策を推進すること		働き方の多様化による現場のニーズに対応した産業保健体制・活動の必要性や仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が半数を超える状況にあること等から、労働者の健康確保対策を推進することは、労働者の心身の健康確保対策としてこれまでに強く求められているため。	
	目標6 (課題6)	化学物質等による労働災害防止対策を推進すること		国際動向等を踏まえた化学物質による労働災害防止対策を推進することで、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化といった新たな課題に対応するため。	

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年ごとの実績値						
						令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)		
①	労働災害による死亡者数 (アウトカム)	774	令和4年 (2022年)	735	令和9年 (2027年)	—	—	—	—	—	労働災害による死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、依然として年間約800人が労働災害に被災して亡くなっている。こうした現状を踏まえ、死亡災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、取組を強化する必要がある。	令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において、同計画に掲げる各指標が達成できた場合、労働災害全体として、「死亡災害については、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少する」ことが期待されるとしていることを踏まえ、本指標を設定している。 ※労働災害による死亡者数については、暦年単位で集計・公表しているため、目標値等についても暦年単位の記載としている。 ※第13次労働災害防止計画(平成30年～令和4年度)とは本指標の目標値等の考え方が異なるため、当該計画期間中の目標値は「―」としている。 ※また年ごとの目標値は設定していないため、令和5年の目標値は「―」としている。

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年ごとの実績値						
						令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)		
②	労働災害による死傷者数 (休業4日以上) (アウトカム)	132,355	令和4年 (2022年)	132,355未 満	令和9年 (2027年)	—	—	—	—	—	労働災害による死傷者数は、依然として年間約13万人が労働災害に被災し休業(4日以上)している。こうした現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて、労働災害防止の取組を強化する必要がある。	令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において、同計画に掲げる各指標が達成できた場合、労働災害全体として、「労働災害による休業4日以上の「死傷災害」については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して、2027年までに減少に転ずる」ことが期待されていることを踏まえ、本指標を設定している。 ※労働災害による死傷者数については、暦年単位で集計・公表しているため、目標値等についても暦年単位の記載としている。 ※第13次労働災害防止計画(平成30年～令和4年度)とは本指標の目標値等の考え方が異なるため、当該計画期間中の目標値は「―」としている。 ※また年ごとの目標値は設定していないため、令和5年の目標値は「―」としている。
					125,611人	125,115人	130,586人	132,355人				

達成手段1・達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額				
(1)	職業病予防対策の推進 (不明)	164百万円	130百万円	105百万円	1.2	技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催するとともに医療機関を対象に医療従事者の職業被ばくの低減等を目的とするマネジメントシステムの導入を支援し、適正な職業病予防対策の推進を図ることにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0453
		135百万円	66百万円				
(2)	安全衛生施設整備等経費 (昭和23年度)	360百万円	388百万円	283百万円	1.2	安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センターや大阪安全衛生教育センター等)については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設所有者としての責任を問われかねない重大な問題となること、また、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施される必要があることから、修繕等を実施する。施設を維持することにより、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施されることは、測定指標1及び2の改善に必要であると見込んでいる。	2023-厚労-22-0485
		253百万円	338百万円				
(3)	労働災害防止対策費補助金 (昭和39年度)	1,805百万円 1,805百万円	2,511百万円 2,511百万円	2,549百万円	1.2	労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠であり、事業主の自主的な取組の支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0483
(4)	特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施事業 (昭和47年度)	1,430百万円 1,225百万円	1,303百万円 1,147百万円	1,266百万円	1.2	労働安全衛生法第67条に定める健康管理手帳の所持者に対する健康診断を実施する。これにより、一定の有害業務に従事し離職した労働者の健康管理を促進することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0458
(5)	女性労働者健康管理等対策費 (昭和48年度)	8百万円	18百万円	18百万円	1.2	男女雇用機会均等法(昭和47年法律第113号)に基づく事業主の義務である妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されるようにするため、事業主への啓発、指導等を行うことにより、母性健康管理の措置に関する円滑な施行を図る。女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施することで労働災害の防止等を図り、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0481
		4百万円	16百万円				
(6)	粉じん障害防止総合対策費 (昭和49年度)	17百万円	17百万円	17百万円	1.2	第10次粉じん障害防止総合対策の普及啓発のため、産業医等を対象とした講習会や事業場に対する集団指導、関係団体との連絡会議等を実施する。これらにより、事業場における衛生水準を向上させることで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0457
		7百万円	0.7百万円				
(7)	家内労働安全衛生管理費 (昭和49年度)	12百万	11百万円	13百万円	1.2	家内労働者又は委託者(家内労働者に原材料等を提供し、物品の製造・加工等の仕事を直接委託する者)を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。家内労働者の安全の確保及び健康の保持、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防を推進することにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0477
		7百万円	9百万円				
(8)	産業医学助成費補助金 (昭和53年度)	7,282百万円 7,282百万円	6,686百万円 6,686百万円	6,788百万円	1.2	産業医科大学に対する助成、産業医科大学の学生への修学資金の貸与等の事業を通じて、産業医の養成、輩出及び資質の向上、並びに産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実を図ることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0484
(9)	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進 (平成元年度)	32百万円	24百万円	24百万円	1.2	林業における安全衛生対策の推進を図るため、林業における労働災害の多くを占める伐木時の労働災害を防止するための講習会を実施する。併せて、必要であると考えられる都道府県労働局に、林業の作業現場等を巡回し、振動障害の防止に係る知識の普及等を行うチェンソー取扱作業指導員を配置する。これらにより、振動障害の予防対策を含めた林業における労働災害防止に資するため、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0472
		31百万円	21百万円				
(10)	雇用均等行政情報化推進経費 (平成11年度)	1,384百万円 1,356百万円	1,106百万円 1,038百万円	1,531百万円	1.2	雇用環境・均等部(室)では、労働者の心身の健康に重大な影響を及ぼすセクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、妊娠・出産に関するハラスメント、パートタイム労働者の健康管理にかかる問題等、労働者の安全衛生に係る行政指導や相談対応を行っている。これらの行政指導等の記録を適正にデータベース管理し、情報の一元管理及び職員間の情報共有による迅速かつ正確な事務処理が行われることにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0487
(11)	就労条件総合調査費 (平成12年度)	21百万円	21百万円	-	1.2	常用労働者30人以上の民営企業を調査対象として、主要産業における企業の労働時間制度及び賃金制度等を把握するため、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。当該調査結果は、労働政策審議会の各種分科会、検討会、研究会等で、労働者の安全衛生の確保に関する施策の基礎資料とされており、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※予算について令和5年度より業務取扱費に組替え	2023-厚労-22-0486
		21百万円	20百万円				
(12)	化学物質管理の支援体制の整備 (平成12年度)	156百万円	-	-	1.2	化学物質による労働災害防止のためには、①化学物質の危険性・有害性に関する情報を取りまとめた安全データシート(SDS)が、製造・流通業者から化学物質の譲渡・提供時に適切に交付され、②SDSの情報に基づき実施されたリスクアセスメントの結果に基づく措置が、事業場において適切に講じられることが必要である。このため、平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質についてリスクアセスメントが義務化されることとなった(平成28年6月に施行)。他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進することで化学物質による労働災害の防止が図られ、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和4年度より(31)に統合	-
		132百万円	-				
(13)	ポジティブ・アクション周知啓発事業 (平成19年度)	956百万円	746百万円	720百万円	1.2	女性労働者がその能力を十分に発揮し、就労継続できるような雇用環境を整備するため、ポジティブ・アクションを推進する。また、ポジティブ・アクションを進める前提として職場環境を改善するため、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の健康の確保を図るため、雇用均等指導員(パワハラ担当、均等担当)の設置等により、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策を推進する。 パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策に取り組もうとする企業に対して必要な情報提供等の支援を行うこと等により、職場環境の改善が図られ、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0468
		800百万円	659百万円				

(14)	パートタイム・有期雇用労働者均等待遇推進事業 (旧:短時間労働者均等待遇啓発事業) (平成19年度)	663百万円 611百万円	566百万円 506百万円	758百万円	1.2	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理の改善にあたり、人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。 パートタイム・有期雇用労働法に規定される事項について、事業主に遵守を促すには、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理状況を聴取して、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対しても、健康診断の実施等、労働安全衛生法等に基づく措置を講ずる必要があることについて説明し、理解を求めることが効果的である。雇用均等指導員はそれらの業務を担う者であり、支援事業所の件数が法に沿った雇用管理を行う事業所数の増加につながることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0541
(15)	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 (平成20年度)	161百万円 139百万円	214百万円 100百万円	268百万円	1.2	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)については、「働き方改革推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)の国会附帯決議事項として、過労死防止の観点から見直しが求められていたことから、労働政策審議会の下に設置した専門委員会における議論をとりまとめ、令和4年12月に「改善基準告示」の改正を行った(令和6年4月に施行)。 また、特にトラック運転者については、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているが、背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など取引上の慣行があることから、トラック運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善を促進する。 これらの施策は自動車運転者の就業環境の改善に資するものであり、自動車運転者の長時間労働が改善されることによる過重労働の解消や健康障害の防止につながるものであることから、測定指標1及び2の減少に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0476
(16)	石綿障害防止総合相談員等設置経費 (平成21年度)	665百万円 566百万円	736百万円 698百万円	737百万円	1.2	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査等を実施することで、労働者の健康障害防止対策に寄与することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0460
(17)	職場におけるメンタルヘルス対策事業 (平成21年度)	253百万円 239百万円	232百万円 187百万円	301百万円	1.2	職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を行うとともに、働く人等からのメンタルヘルスに係る問題の相談に応じるメール・電話・SNS相談等を実施する。 精神障害による労災請求件数は増加傾向にあるが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は全体の約6割にとどまっていることから、対策に取り組んでいない事業場等に対して当該情報を提供することや働く人等からの相談に応じることで、職場のメンタルヘルス対策の一層の取り組みの促進を図ることにより、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0467
(18)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成23年度)	496百万円 323百万円	483百万円 311百万円	483百万円	1.2	管内で多数の外国人労働者が就労している都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多くの派遣労働者が就労している労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。また、13カ国語による外国人労働者相談コーナーを整備することにより、外国人労働者からの相談に的確に対応する。 本事業は、外国人労働者、派遣労働者の特定分野の労働者に係る労働災害の防止等が図られるものであることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0475
(19)	機械等の災害防止対策費 (平成23年度)	1,025百万円 947百万円	670百万円 553百万円	647百万円	1.2	下記取組により、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ・ 危険性・有害性のある機械設備等について、その設置時又は変更時に法令への適合確認を行うとともに、危険性・有害性の調査等(リスクアセスメント)を指導するため、機械設置届等に係る審査及び実地調査を行い、機械設備等の安全化の促進及び労働災害の防止を図る。 ・ 都道府県労働局等で登録している検査業者、登録教習機関等に対する監査指導を行い、その業務の適正化について指導を行う。 ・ 市場に流通している機械等(墜落制止用器具)を対象に貫取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。 ・ ボイラー等の先進的技術の導入等による高度かつ柔軟な管理を推進するため、ボイラー等の状態の使用条件等を考慮した詳細な解析等に基づく供用適性評価(FFS)を取り入れた維持管理の基準(維持基準)に必要な新技術その他の要件の検討を行う。 ・ 安全衛生に係る指導を強化するため、労働基準監督署に計画届審査員を配置し、工事等の計画届審査業務を行う。	2023-厚労-22-0474
(20)	建設業における安全衛生対策事業 (平成23年度)	134百万円 121百万円	210百万円 126百万円	210百万円	1.2	建設業においては、死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害の防止が喫緊の課題であるため、労働安全衛生規則の改正等により足場等からの墜落防止措置を強化するなどの施策を推進することに加え、足場の組立・解体時の墜落・転落の防止効果が高い手すり先行工法等の「より安全な措置」や現場に対する指導・技術的支援、一人親方等への安全衛生教育を行うことで、死亡災害が多い足場からの墜落を防止を図り、以て測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0471
(21)	職場における受動喫煙対策事業 (平成23年度)	48百万円 48百万円	48百万円 48百万円	42百万円	1.2	職場での受動喫煙対策に関する技術的支援の一環として、事業場が建物内全面禁煙や喫煙室設置等の受動喫煙対策を行う際の技術的な相談に対して、労働衛生コンサルタント等の専門家が電話対応又は実地指導等を行う。また、経営者・安全衛生担当者を対象とした受動喫煙対策に係る説明会を開催する。これらにより、労働者の健康の保持増進の観点から適切な受動喫煙対策が講じられるよう支援を行い、事業場における適切な受動喫煙対策の実施を促進することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0462
(22)	受動喫煙防止対策助成金等 (平成23年度)	390百万円 144百万円	386百万円 129百万円	216百万円	1.2	既存特定飲食提供施設を対象に、受動喫煙による健康影響から労働者を保護するため、喫煙室の設置等の取組に対し助成することによって職場における受動喫煙対策の一層の促進を図ること、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0463
(23)	労働安全衛生法に基づく免許・技能講習制度の安定的運営事業 (平成23年度)	207百万 187百万	369百万 334百万円	308百万円	1.2	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下、「登録省令」という。)第25条の3の2に規定する指定機関として、登録省令第24条、第25条及び登録教習機関の自主的な情報提供に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿の引渡を受け、これをデータ入力、管理し、労働安全衛生規則第82条第3項と第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。一元的に管理したデータを活用して、異なる登録教習機関での講習修了歴を携帯が容易な大きさの1枚の書面にして交付すれば、労働者にとっても携帯しやすいものとなり、現場での労働者の有資格・無資格の確認を助け、無資格者が従事することによる労働災害を防止することにつながる。また、労働安全衛生法に基づく免許証の申請から発行までの期間を短縮するために、申請書類のチェックや不備書類の返送及び督促等を外部委託する。 労働安全衛生法に基づく免許証の申請から発行までの期間の短縮や技能講習修了証の一元化を行い、免許・技能講習制度を安定的なものとするることにより、労働災害の減少を図られることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0452
(24)	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策 (平成23年度)	322百万円 254百万円	299百万円 254百万円	284百万円	1.2	東電福島第一原発で、指定緊急作業に従事した労働者の被ばく線量等のデータを蓄積する被ばく管理データベースの運用、緊急作業従事者等を対象とした健康相談等を行う。 これらにより、緊急作業従事者等の健康状態の長期的管理を促進されることから、測定指標1及び2の減少に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0454
(25)	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組 (平成23年度)	3,060百万円 2,949百万円	2,882百万円 2,696百万円	2,425百万円	1.2	時間外労働及び休日労働に関する協定について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を作成する。 時間外及び休日労働協定の未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、基本的な労務管理の知識等の習得が必要な事業場に対して専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する。 労働者等に対し、改正法案の周知のため、「労働条件相談はつライン」の設置、労働条件ポータルサイトの運営、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施、労働法教育に関する指導者用資料の活用に向けたセミナーの開催、問題事業場の把握につなげるインターネット監視による労働条件に係る情報収集事業を行う。 本事業は、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより健康障害防止が図られるものであることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0466

(26)	女性就業支援全国展開事業 (平成23年度)	78百万円	—	—	1.2	全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的・効率的に実施され、全国的な女性の活躍推進のための支援施策の充実が図られるよう、女性労働者の健康確保に関する問題や、労働災害の要因ともなるセクシュアルハラスメント等に対する対応策について、相談対応や講師派遣など女性関連施設等への支援事業を実施する。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境が整備されることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和3年度限りで終了。	—
		76百万円	—				
(27)	女性就業支援全国展開事業(土地建物借料等) (平成23年度)	85百万円	—	—	1.2	「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境が整備されることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和3年度限りで終了。	—
		57百万円	—				
(28)	自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 (平成23年度補正)	164百万円	—	—	1.2	自然災害からの復旧・復興工事においては、多数の中小事業者が参入するとともに、建設需要の急増していることも相まって、作業に習熟した労働者、管理者不足し、現場における適切な安全衛生管理体制が確保されず労働災害の増加が懸念される状況にあるため、被災地域に安全衛生に関する拠点を設置し、工事現場へ専門家による巡回指導を実施することにより当該現場の統括安全衛生管理体制を確保するとともに、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生教育支援を実施することで、被災地域における労働災害の防止を図り、以て測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。 ※令和3年度限りで終了	—
		154百万円	—				
(29)	母性健康管理推進支援事業 (平成24年度)	45百万円	50百万円	55百万円	1.2	男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置が企業において適切に実施されるよう、また、医師等の指導事項を事業主に的確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」がより広く活用されるよう、サイトの運用、研修会の実施等により企業に対する周知・啓発、情報提供を行う。 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理の広報等を実施することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0479
		35百万円	47百万円				
(30)	第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進) (平成25年度)	1,607百万円	1,026百万円	893百万円	1.2	転倒や腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害が多発している小売業、介護施設等の第三次産業において、自主的な対策を促進するため、事業者による好取組事例を共有する。さらに、高齢労働者による労働災害を防止するため、エイジフレンドリー補助金により労働災害防止のための設備・装置や運動指導等の導入を補助する。併せて、外国人労働者等に対する教育の推進を図るため、視聴覚補助教材等の普及や外国人労働者を雇用する事業場に対する安全衛生の専門家による対面支援・指導等を実施する。これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0473
		1,460百万円	1,033百万円				
(31)	職場における化学物質管理に関する総合対策 (平成25年度)	144百万円	191百万円	352百万円	1.2	化学物質による労働災害防止のため、令和4年5月に労働安全衛生規則等を改正し、ばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを義務付けた。 他方、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては、こうした取組を行うには困難点があると考えられることから、これらの制度の施行(令和5年度、令和6年度)及び今後の規制対象物質の拡大に向け、適切な化学物質管理の支援及び促進を図ることで化学物質による労働災害の防止を図る。 また、型式検定の対象となっている呼吸用保護具について、流通段階での性能等の調査を実施し、製造上の問題により型式検定に定める性能を有しない製品の製造者等に対して回収や改善の指導を行う。 特定化学物質障害予防規則(以下「特化則」という。)が改正され、第3管理区分に区分されその改善が困難な場合は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、保護具の内側と外側の濃度を比較することで当該保護具が適切に装着されているか確認するフィットテストを実施することが令和6年4月1日から事業者に義務づけられるが、特に資力の乏しい中小企業が高価な測定機器を備え付けるのは困難である状況である。そのため、測定機関等事業者にフィットテスト測定機器の購入費用の一部を補助(間接補助金)することにより、中小企業等が義務づけられるフィットテストを円滑に実施できる体制を構築する。 これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和4年度より(12)が当該項目に移管。 ※令和5年度より(32)の一部が当該項目に移管。 ※令和5年度より(35)が当該項目に移管。	2023-厚労-22-0464
		130百万円	93百万円				
(32)	石綿等による健康障害防止対策の推進 (平成25年度)	869百万円	394百万円	248百万円	1.2	建築物の解体等の作業に従事する労働者の石綿による健康障害を予防するため、石綿障害予防規則や「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等ばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づき、適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る。さらに、令和2年7月に改正され、今後順次施行される石綿則について、周知等を行う。 また、改正石綿則を踏まえた各種研修を行うとともに、建築物の解体等の現場などの石綿空气中濃度測定を実施し、石綿ばく露防止対策の一層の推進を図る。以上から、労働者の健康障害防止が期待できる測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※一部について令和5年度より(31)に移管する。	2023-厚労-22-0459
		730百万円	297百万円				
(33)	治療と職業生活の両立支援事業 (平成25年度)	120百万円	121百万円	115百万円	1.2	労働者の治療と職業生活の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。また、両立支援の一層の取組の促進を図るため、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催、取組事例の収集・公表等を行い、広く関係者に周知することにより、疾病を抱えた労働者が就労を継続するための支援を推進する。 職場環境等の複雑化や労働者の高齢化等に伴い、疾病を持つ労働者の通院や治療と仕事の両立のための支援体制が課題となっており、これらの対策を推進することにより、疾病の増悪防止等につながることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0470
		109百万円	105百万円				
(34)	家内労働安全衛生確保事業 (平成25年度)	15百万円	15百万円	15百万円	1.2	危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病の予防のため、危険有害性が相対的に高い地域・業種に即した災害防止の好事例をヒアリング調査するとともに、家内労働の安全衛生確保等に関するセミナー等の実施や総合的な情報提供を行うサイトの運営を行う。 本事業は、危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病を予防することにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0478
		15百万円	15百万円				
(35)	作業環境管理等対策事業 (平成26年度)	55百万円	56百万円	—	1.2	近年の技術の進展等により、JISでは防毒電動ファン付き呼吸用保護具に係る構造等が定められている一方で、労働安全衛生法においては現在、構造規格がなく、型式検定の対象にもなっていない。メーカー等から当該保護具の構造規格化が望まれていることから、実態調査や性能試験の実施、有識者による検討評価を行い、防毒電動ファン付き呼吸用保護具の構造規格の策定を行う。 また、型式検定の対象となっている呼吸用保護具について、流通段階での性能等の調査を実施し、製造上の問題により型式検定に定める性能を有しない製品の製造者等に対して回収や改善の指導を行う。以上により、適切な作業管理等が可能となることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和5年度より(31)に統合	2023-厚労-22-0461
		50百万円	56百万円				
(36)	東電福島第一原発・除染作業者に係る放射線関連情報の国際発信の強化 (平成26年度)	16百万円	14百万円	13百万円	1.2	作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するほか、英文冊子にまとめる。さらに、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、国連科学委員会(UNSCEAR)等の国際機関や専門家に、ホームページの掲載事項の案内や冊子を配布する等積極的な情報提供を実施し、我が国の施策等について国際機関等に対して情報発信を行うことで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0455
		14百万円	13百万円				
(37)	産業保健活動総合支援事業 (平成26年度)	4,866百万円	5,878百万円	5,247百万円	1.2	脳・心臓疾患による労災認定件数が高い水準で推移し、精神障害による労災請求件数は増加傾向にある。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策は、自殺防止対策の観点からも喫緊の課題であることから、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行い、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保に資することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0465
		4,856百万円	5,772百万円				

(38)	安全衛生啓発指導等事業 (平成27年度)	706百万円	559百万円	353百万円	1.2	職場の危険性や有害性を認識する上で有用な情報となる他の事業場の災害事例や改善方策、危険箇所の「見える化」などの好事例をホームページで提供する。また、労働災害防止についての指導啓発を目的として、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する。これにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0451
		653百万円	716百万円				
(39)	過労死等防止対策推進経費 (平成27年度)	197百万円	211百万円	212百万円	1.2	「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」及び同法に基づき策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための啓発事業を実施する。これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0469
		188百万円	209百万円				
(40)	労働基準行政関係相談業務の外部委託化経費 (平成28年度)	1,009百万円	1,021百万円	2028百万円	1.2	労働基準行政関係の電話相談業務等に係るコールセンターを設置し、特に電話相談件数や適用事業場数が多いなど、業務繁忙になっている労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで一元的に対応すること等により、労働基準監督署の職員による事業場に対する指導等に充てる時間を確保し、労働基準関係法令の履行確保と労働安全衛生水準の向上に資することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0482
		1,009百万円	1,020百万円				
(41)	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策 (平成28年度)	43百万円	-	-	1.2	東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、競技施設の建設、インフラ整備、再開発等が集中的に行われるが、こうした建設投資の増大に対し、建設業界では作業に習熟した労働者、管理者不足し、現場における適切な安全衛生管理体制が確保されず労働災害の増加が懸念される状況にあるため、労働者の能力に応じた安全衛生教育教材作成、新規入職者等の経験が浅い工事従事者等への安全衛生教育及び施工業者への技術指導等を行うことにより、労働災害の防止を図り、以て測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。 ※令和3年度限りで終了	-
		29百万円	-				
(42)	東電福島第一原発廃炉等作業における被ばく低減対策の強化 (平成28年度)	32百万円	29百万円	26百万円	1.2	被ばく線量低減に関する専門家チームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討および好事例の収集とその周知を行うとともに、元請事業者が作成する施工計画に対する助言を行う。さらに、元請事業者の施工計画の作成者、作業現場での作業指揮者に対して、被ばく低減措置の実施に係る必要な教育を実施する。これにより、効果的な被ばく低減対策が実施できるようになることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0456
		24百万円	22百万円				

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年		目標年	年ごとの実績値							
					令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)			
○3	転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合(アウトプット)	—	—	50%以上	令和9年 (2027年)	—	—	—	—	—	転倒災害防止については、事業者が「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」の検討を踏まえたハード・ソフト両面からの対策を進め、転倒そのものを抑制することが有効と考えられる。また、令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることから本目標の指標とした。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて災防計画の指標としたものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「—」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年の目標値は「—」としている。	
達成手段3 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(43)	第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進) (平成25年度)(再掲)	1,527百万円	1,026百万円	893百万円	3	転倒や腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害が多発している小売業、介護施設等の第三次産業において、自主的な対策を促進するため、事業者による好取組事例を共有する。さらに、高齢労働者による労働災害を防止するため、エイジフレンドリー補助金により労働災害防止のための設備・装置や運動指導等の導入を補助する。併せて、外国人労働者等に対する教育の推進を図るため、視聴覚補助教材等の普及や外国人労働者を雇用する事業場に対する安全衛生の専門家による対面支援・指導等を実施する。これらにより、測定指標3の改善に寄与すると見込んでいる。					2023-厚労-22-0473	
		1,460百万円	1,033百万円									

達成目標4について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年ごとの実績値						
						令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)		
④	母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者にわかりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合(アウトプット)	—	—	50%以上	令和9年 (2027年)	—	—	—	—	—	外国人労働者の災害防止対策については、言語が異なることによる作業に伴う手順や安全衛生上の留意の理解の不足が問題になっていると考えられることから、言語の違いに配慮したわかりやすい方法による安全衛生教育が有効と考えられるため、測定指標として選定した。また、令和5年3月に策定した第14次労働災害防止計画において当該目標を掲げていることも踏まえ本施策の目標とした。 ※わかりやすい教育を実施している事業場の割合については、年単位で調査・公表するため、目標値も年単位のものとしている。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「—」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年の目標値は「—」としている。	
						—	—	—	—			
(参考指標)						令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)		
5	外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数(アウトカム)					5,450	7,503	6,498	6,508		外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数の実績を記載したもの。	

達成手段4 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(44)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成23年度) (再掲)	496百万円	483百万円	483百万円	4	管内で多数の外国人労働者が就労している都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多くの派遣労働者が就労している労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。また、13カ国語による外国人労働者相談コーナーを整備することにより、外国人労働者からの相談に的確に対応する。これらにより、測定指標4の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0475					
		323百万円	311百万円									
(45)	第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進) (平成25年度)(再掲)	1,527百万円	1,026百万円	893百万円	4	転倒や腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害が多発している小売業、介護施設等の第三次産業において、自主的な対策を促進するため、事業者による好取組事例を共有する。さらに、高齢労働者による労働災害を防止するため、エイジフレンドリー補助金により労働災害防止のための設備・装置や運動指導等の導入を補助する。併せて、外国人労働者等に対する教育の推進を図るため、視聴覚補助教材等の普及や外国人労働者を雇用する事業場に対する安全衛生の専門家による対面支援・指導等を実施する。これらにより、測定指標4の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0473					
		1,460百万円	1,033百万円									
達成目標5について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年	目標値	目標年	年ごとの目標値(参考値) 年ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)		
○6	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 (アウトカム)	63.4%	令和4年 (2022年)	80%	令和9年 (2027年)	—	—	—	80%	—	現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えており、職場におけるメンタルヘルス対策を推進することが必要であるため。	過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において当該指標が掲げられていることも踏まえ、本目標の指標とした。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、目標値等も年単位の記載としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年の目標値は「—」としている。
						-	61.4%	59.2%	63.4%			
○7	各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合 (アウトプット)	-	-	80%	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	—	事業者には、産業保健活動の実施に際しては、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められていることから、令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において当該指標が掲げられていることも踏まえ、本目標の指標とした。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて災防計画の指標としたものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「—」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年の目標値は「—」としている。	労働者の健康保持増進のためには、事業者が法令で定める健康確保措置を講じることに加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められていることから、令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において当該指標が掲げられていることも踏まえ、本目標の指標とした。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて災防計画の指標としたものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「—」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年の目標値は「—」としている。
						-	-	-	-			
達成手段5 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(46)	職場におけるメンタルヘルス対策事業 (平成21年度) (再掲)	253百万円	232百万円	301百万円	6,7	職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を行うとともに、労働者等からのメンタルヘルスに係る問題の相談に応じるメール・電話・SNS相談等を実施する。 精神障害による労災請求件数は増加傾向にあるが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は全体の約6割にとどまっていることから、対策に取り組んでいない事業場等に対して当該情報を提供することや労働者等からの相談に応じることで、職場のメンタルヘルス対策の一層の取り組みの促進を図ることにより、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標7及び8の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0467					
		239百万円	187百万円									
(47)	産業保健活動総合支援事業 (平成26年度) (再掲)	4,866百万円	5,878百万円	5,247百万円	6,7	脳・心臓疾患による労災認定件数が高い水準で推移し、精神障害による労災請求件数は増加傾向にある。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策は、自殺防止対策の観点からも喫緊の課題であることから、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行い、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保に資することから、測定指標7及び8の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0465					
		4,856百万円	5,772百万円									
(48)	過労死等防止対策推進経費 (平成27年度) (再掲)	197百万円	211百万円	212百万円	6,7	「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」及び同法に基づき策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための啓発事業を実施する。これらにより、測定指標7及び8の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0469					
		188百万円	209百万円									

達成目標6について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年ごとの実績値									
						令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)					
8	危険有害性がある化学物質(労働安全衛生法第28条の2第1項の規定に基づいてリスクアセスメントを行うことが努力義務とされている化学物質に限る)を使用している事業所のうち、①リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合及び②リスクアセスメント結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業所の割合(アウトカム)	①63.8% ②－	①令和4年 (2022年) ②－	①80 %以上 ②80%以上	①令和7年(2025年) ②令和9年(2027年)	①－ ②－	①－ ②－	①－ ②－	①－ ②－	①－ ②－	産業現場で使用されている化学物質は約7万種類といわれているが、労働安全衛生関係法令で規制されている数百種類の化学物質を除く多くの化学物質については、個別規制がなく、化学物質に起因する労働災害の約8割が当該化学物質を起因としている。事業者は、化学物質を取り扱っている労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとされており、そのためにはリスクアセスメントを実施し危険有害性を確認し必要な措置を講ずることが必要である。	令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において当該指標が掲げられていることも踏まえ、本目標の指標とした。 ※本指標については、①・②ともに年単位で調査等しているため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標①②は、年ごとの目標値は設定していないため、目標値は「－」としている。 ※本指標②は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「－」としている。			
達成手段6 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等								令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額	予算額	予算額											
		執行額	執行額	執行額											
(49)	安全衛生施設整備等経費 (昭和23年度) (再掲)	360百万円	388百万円	283百万円	8	安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センターや大阪安全衛生教育センター等)については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設所有者としての責任を問われかねない重大な問題となること、また、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施される必要があることから、修繕等を実施する。施設を維持することにより、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施されることは、測定指標9の改善に必要であると見込んでいる。								2023-厚労-22-0485	
(50)	化学物質管理の支援体制の整備 (平成12年度) (再掲)	156百万円	－	－	8	化学物質による労働災害防止のためには、①化学物質の危険性・有害性に関する情報を取りまとめた安全データシート(SDS)が、製造・流通業者から化学物質の譲渡・提供時に適切に交付され、②SDSの情報に基づき実施されたリスクアセスメントの結果に基づく措置が、事業場において適切に講じられることが必要である。このため、平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質についてリスクアセスメントが義務化されることとなった(平成28年6月に施行)。他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進し、測定指標9の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和4年度より(51)に統合。								－	
(51)	職場における化学物質管理に関する総合対策 (平成25年度) (再掲)	144百万円	191百万円	352百万円	8	化学物質による労働災害防止のため、令和4年5月に労働安全衛生規則等を改正し、ばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを義務付けた。他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これらの制度の施行(令和5年、令和6年)及び今後の規制対象物質の拡大に向け、適切な化学物質管理の支援及び促進を図ることで化学物質による労働災害の防止を図る。これにより、測定指標9の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和4年度より(50)が当該項目に移管される。								2023-厚労-22-0464	
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度				政策評価実施予定 時期	令和4年度
		29,083,178				28,236,019				25,690,042					
施策の執行額(千円)		27,792,886				26,965,839									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
		－						－			－				

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅲ－3－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行うこと(施策目標Ⅲ－3－1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		担当 部局名	労働基準局補償課 労災管理課 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)	作成責任者名	補償課長 児屋野 文男 労災管理課長 松永 久 統計管理官(雇用・賃金福祉統計担当) 角井 伸一 賃金福祉統計官 田中 伸彦					
施策の概要		・ 労働者災害補償保険では、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行っている。 ・ 建設アスベスト訴訟において、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸引することにより発生する疾病にかかり、精神上的苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことを受けて、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(令和3年法律第74号。以下「給付金法」という。)が成立し、令和4年1月19日以降、同法に基づく給付金等の支給を開始している。										
施策を取り巻く現状		・ 近年、労災保険の新規受給者数は年間65万人を超える状況にある中、労災補償行政の使命は、被災労働者に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付等を行うことにより、セーフティネットとしての役割を担うことにある。また、過労死等の職業性疾患をめぐる国民の関心は高く、過労死等に係る労災請求件数は年間3,000件以上に上るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている状況にあり、これらの労災請求事案に引き続き迅速かつ公正に対応していく必要がある。 ・ 給付金法に基づき、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等からの請求を受け、給付金の支給を受ける権利の審査・認定を行い給付金の支給を行っている。また、「労災支給決定等情報提供サービス」を設け、過去に石綿関連疾病の労災保険給付又は石綿による健康被害の救済に関する法律の特別遺族給付金の支給を受けたことがある者に対し、給付金の請求に必要な情報の提供や添付書類の一部を省略可能とする等、給付金の迅速かつ簡便な支給を図っている。令和4年度末時点における給付金等の支払件数は3,204件となっているが、石綿関連疾病は潜伏期間が長く、対象者は今後相当期間生じると考えられ、引き続き給付金等の迅速な支給を行う必要がある。										
施策実現のための課題		1	労災保険給付の新規受給者数については、依然として65万人を超えており、被災労働者等に対して、迅速かつ公正な保護を図ることとしている労災保険制度の目的を達成するためには、デジタル化の推進や迅速な事務処理の徹底が重要となっている。特に過労死等事案については、国民の関心も高く、労災請求件数は3,000件台に上るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている。									
		2	給付金法に基づく給付金等の支給を令和4年1月19日以降開始しており、同法に基づく給付金等の支給を円滑に行う必要がある。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由						
		目標1 (課題1)	労災保険給付における請求から決定までの所要日数の短縮			被災労働者等の迅速な保護を実現するためには、保険給付の請求から決定までの期間を短縮する必要があるため。						
		目標2 (課題2)	給付金法に基づく給付金等の円滑な支給			最高裁判決等において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図る必要があるため。						
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○1	労災保険給付の請求から決定までの所要日数 (アウトプット)	17日	平成28年度	17日	令和8年度	前年度(17日)以下 18日	前年度(18日)以下 18日	17日 19日	前年度以下 23日	前年度(23日)以下 /	労災保険給付については、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があり、実際の状況を踏まえて検討する必要があることから、労災保険給付の請求から決定までの所要日数を測定指標として設定した。	令和4年度の目標値は、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、前年度以下とすることとした。 なお、労災保険給付に係る標準処理期間は最短で1か月と定めるところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。
2	精神障害事案の請求から決定までの所要日数 (アウトプット)	216日	平成28年度	215日	令和5年度	215日 239日	215日 255日	215日 251日	215日 261日	215日 /	精神障害事案等の複雑困難事案については、認定を行うための調査等に時間を要するところであり、実際の状況を踏まえて検討する必要があることから、精神障害事案の請求から決定までの所要日数を測定指標として設定した。	令和4年度の目標値は、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、平成28年度実績(216日)より少ない日数(215日)とすることとした。 なお、精神障害事案に係る標準処理期間は8か月と定めるところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
3	労災保険給付の新規受給者数					687,455人	653,355人	678,604人	777,387人	/	現状を把握するための重要な指標である。	
4	審査請求取消件数					185件	184件	231件	195件	/	現状を把握するための重要な指標である。	
5	精神障害事案の請求件数					2,060件	2,051件	2,346件	2,683件	/	現状を把握するための重要な指標である。	
6	精神障害事案の決定件数					1,586件	1,906件	1,953件	1,986件	/	現状を把握するための重要な指標である。	

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額	予算額									
(1)	労災保険給付に必要な経費 (昭和22年度)	773,433 百万円	764,558 百万円	756,740 百万円	1, 2	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う。	2023-厚労-22-0488					
		724,964 百万円	714,356 百万円									
(2)	労働災害動向調査費 (昭和27年度)	18百万円	19百万円	19百万円	—	・事業所調査 30人以上(製造業のうち特定の産業については10〜29人を含む)の常用労働者を雇用する事業所を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。 ・総合工事業調査 総合工事業の一定規模以上の工事現場を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため半期ごとに調査し、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。	2023-厚労-22-0491					
		12百万円	15百万円									
(3)	労災保険給付業務に必要な経費 (昭和31年度) ※(2)、(4)、(6)及び(7)を除く	28,576 百万円	28,636 百万円	34,907 百万円	1, 2	被災労働者等に対する労災保険給付を行うための必要な業務(業務上外の認定のための調査等、労働基準行政システムの賃貸借等)を行う。	2023-厚労-22-0490					
		26,202 百万円	26,676 百万円									
(4)	労働安全衛生調査費 (昭和41年度)	17百万円	17百万円	18百万円	—	事業所調査については、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所を対象として、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の安全衛生に対する意識の実態を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。個人調査については、事業所において抽出要領に基づき抽出した労働者に事業所を通じて調査票を配布する。その後、厚生労働省において回収・審査・集計・公表を行う。	2023-厚労-22-0492					
		9百万円	13百万円									
(5)	職務上年金給付等交付金に必要な経費 (平成21年度)	5,316 百万円	5,014 百万円	4,671 百万円	—	船員保険の職務上疾病・年金部門については、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)」が施行される平成22年1月1日に労災保険に統合されたが、統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等は、全国健康保険協会が行っている。 また、こうした給付等に要する保険料財源は船員特会から労災勘定へ移管されたため、当協会に対して、同法附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用と保険給付事業の事務の執行に要する費用を、同協会に対して交付している。	2023-厚労-22-0489					
		5,316 百万円	5,014 百万円									
(6)	労働基準行政関係相談業務の外部委託化経費 (平成28年度)	241百万円	250百万円	1083百万円	1, 2	労働基準行政に係る電話相談業務に係るコールセンターを設置し、特に電話相談件数の多い対象労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで一元的に対応すること等により、労災保険の請求手続に対する処理等に充てる時間を確保し、迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理等の向上に資するものと見込んでいる。	2023-厚労-22-0482					
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
	-	-	-	-	-	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	給付金法に基づき給付金等を支給する事業であるため、達成すべき水準としての測定指標を設定することはなじまないため、参考指標を記載している。	
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
7	給付金等の支給件数							86件	3118		給付金法に基づき給付金等を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
達成手段4		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(7)	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に必要な費用 (令和4年度)		302百万円	295百万円	7	本事業は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律に基づき、審査体制の整備や制度の周知等のための事務経費である。 ・給付金法に基づき、給付金等の支給を受ける権利の認定を行うため、厚生労働省に認定審査会を置き、その運営等を行う。 ・給付金法に基づき、請求を受付・認定審査するほか、法律の趣旨・内容及び給付金等の支給手続き等に係る周知等を行う。					2023-厚労-22-0493	
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度			政策評価実施予定 時期	令和5年度
		807,600,417			798,721,665			797,763,005				
施策の執行額(千円)		756,744,130			746,508,863							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		-					-		-			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅲ－3－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ－3－2) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること			担当 部局名	労働基準局 総務課過労死等防止対策推進室 労災管理課 補償課 安全衛生部計画課 人材開発統括官特別支援室	作成責任者名	総務課長 黒澤 明 労災管理課長 松永 久 補償課長 児屋野 文男 計画課長 松下 和生 特別支援室長 菊地 政幸				
施策の概要		労働者災害補償保険法第29条に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事業、 などの諸事業を行うもの。 ただし、③については、施策目標Ⅲ-2-1に含まれている。										
施策を取り巻く現状		・特定疾病アフターケア実施費 アフターケア手帳交付者は38,953名おり、支給対象者等からのアフターケア委託費の支給件数は366, 659件であった。うちせき髄損傷(33%)が最も多く次いで外傷による脳の器質的損傷(19.5%)、外傷による末梢神経損傷(11.5%)、振動障害(10%)と続いている。(令和3年度) ・労災診療被災労働者援護事業補助事業費 被災労働者は労災指定医療機関において労災診療費の現物給付を受けているが、近年、労災指定医療機関への支払件数は260万件を超え増加傾向となっている。引き続き、被災労働者が現物給付を受けることにより安心して療養できるよう、労災指定医療機関制度を確保・維持することが必要であることから本事業により支援していく必要がある。 ・労災就学等援護費 労働災害による重度障害者、長期療養者及び遺族であって、本人又は生計を同じくする子等に係る学費等の支弁が困難である本制度の現状、受給対象者数は現状8,000名程度で推移しているところ、これらの者が労働災害を原因として就学や就労が不可能となることのないよう、引き続き、社会復帰促進等事業に関する検討会において有識者の意見をいただきながら、適切に制度運用を行っていく必要がある。										
施策実現のための課題		1	被災労働者の保護のためには、労災保険給付による迅速かつ公正な保護に加え、被災労働者の援護及び円滑な社会復帰の促進を図ることが重要である。									
		2	被災労働者の及びその遺族の援護のためには、これらの者が労働災害を原因として生命・生活の維持が困難となったり、就学、就労が不可能となることのないよう図ることが重要である。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由						
		目標1	義肢、車いす等に係る費用の迅速な支給、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う。			・被災労働者等の円滑な社会復帰の促進を図るためには、労災保険給付を補完するものとして義肢・車いす等に係る費用など必要な費用を迅速に支給すること、高度専門的な医療を提供すること等が必要であるため。 ・なお、社会復帰促進等事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費 特定疾病アフターケア実施費						
		(課題1)										
		目標2	迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る。			・被災労働者及びその遺族の援護を図るためには、労災保険給付を補完するものとして学資の支弁に充てる費用など必要な費用を迅速に支給すること、専門的な介護サービスを行うこと等が必要であるため。 ・なお、被災労働者等援護事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 労災特別介護援護経費 労災就学援護経費 労災診療被災労働者援護事業補助事業費						
		(課題2)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
			基準年度		目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合(アウトカム)	90%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った被災労働者の円滑な社会復帰を促進すべく、医療リハビリセンターで専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能状態となる患者の割合を増やす必要があるため。 (参考1)平成27年度実績:92.9%、平成28年度実績:90.3% (参考2)令和3年度実績値90.4%は分母:退院患者数(83人)、分子:医学的に職場・自宅復帰可能である患者数(75人)から算出したもの。	当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。
						92%	91%	90.4%	93.2%			

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
3	労災特別介護施設の入居者に対するアンケート調査で、介護サービスが有用であった旨の回答をした入居者の割合(アウトカム)	93.5%	平成28年度	90%	毎年度	90%	90%	90%	90%	90%	労災特別介護施設は在宅での介護が困難な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供することにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的としている施設であり、入居者が満足できる質の高いサービスを提供することが、被災労働者等の援護にとって必要であるため、介護サービスの有用性を指標とした。 (参考1)平成27年度実績:92.7%、平成28年度実績:93.5% (参考2)令和4年度実績値94%は、分母:アンケート総回答数(各設問への回答(「満足」・「まあ、満足」・「やや、不満足」・「不満足」・「どちらともいえない」)から一つを選択する)のうち、「どちらともいえない」を除いたもの)の件数(12,527件)、分子:有用の評価を示す回答(「満足」もしくは「まあ、満足」と答えたもの)件数(11,741人)から算出したもの。		
						95%	93%	94%	94%				
4	労災就学援護経費の申請から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトプット)	85.5%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	労災就学援護経費は支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であるから、迅速に処理することが、被災労働者及びその遺族の援護にとって必要であるため。 (参考1)平成27年度実績:85%、平成28年度実績:85.5% (参考2)令和3年度実績値83%は分母:申請件数(646件)、分子:1ヶ月以内の処理件数(535件)から算出したもの。		
						87%	83%	83%	82%				
5	労災保険指定医療機関数(アウトカム)	42,266	平成28年度	前年度+300件以上	毎年度	前年度(43,380)以上	目標値(44,038)以上	目標値(44,486)以上	目標値(44,829)以上	目標値(45,132)以上	労働者災害補償保険法施行規則第11条に基づき療養の給付を行うことができる労災保険指定医療機関制度を拡大することで、被災労働者が経済的な負担を被ることなく、療養(補償)給付を受けることを可能とすることにより、被災労働者等の援護が図られるため。 (参考)平成27年度実績:41,731、平成28年度実績:42,266		
						43,738	44,186	44,529	44,832				
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(11)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費(昭和43年度)	6百万円	6百万円	6百万円	—	一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者(最高限度額171,650円、最低保障額73,090円) ②常時監視を要し、随時介助を要する者(最高限度額128,760円、最低保障額54,790円) ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者(最高限度額85,780円、最低保障額36,500円) ※いずれも令和3年度の月額 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であるから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0500		
		5百万円	5百万円										
(12)	労災就学等援護経費(昭和45年度)	2,532百万円	2,426百万円	2,426百万円	4	業務災害又は通勤災害によって亡くなった方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給する。 ①小学生・・・14,000円(一人月額) ②中学生・・・18,000円(一人月額) ③高校生等・・・17,000円(一人月額) ④大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額) ※いずれも令和3年度の月額 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。(令和3年度より、労災就労保育援護経費と統合)					2023-厚労-22-0505		
		2,232百万円	2,061百万円										
(13)	労災ケアサポート事業経費(昭和52年度)	461百万円	461百万円	430百万円	—	全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ①介護、看護、健康管理等に関する看護師等による訪問支援 ②健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③在宅で介護を要する労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0502		
		460百万円	461百万円										
(14)	休業補償特別援護経費(昭和57年度)	1百万円	1百万円	1百万円	—	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、この休業待期3日間の休業補償をやむを得ない事由で受けることができない選発性疾病に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。 本事業は、じん肺や振動障害等の選発性疾病に罹患し、業務上疾病と認められた労働者のうち、事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し、その相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0503		
		1百万円	1百万円										
(15)	労災診療被災労働者援護事業補助事業費(平成元年度)	2,696百万円	2,576百万円	2,915百万円	5	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間、(公財)労災保険情報センターが労災指定医療機関に対し無利子で当該費用について貸付をするために必要な費用について補助を行う。 本事業は、被災労働者への診療に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について補助を行うことにより、被災労働者の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0508		
		2,696百万円	2,576百万円										

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
3	労災特別介護施設の入居者に対するアンケート調査で、介護サービスが有用であった旨の回答をした入居者の割合(アウトカム)	93.5%	平成28年度	90%	毎年度	90%	90%	90%	90%	90%	労災特別介護施設は在宅での介護が困難な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供することにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的としている施設であり、入居者が満足できる質の高いサービスを提供することが、被災労働者等の援護にとって必要であるため、介護サービスの有用性を指標とした。 (参考1)平成27年度実績:92.7%、平成28年度実績:93.5% (参考2)令和4年度実績値94%は、分母:アンケート総回答数(各設問への回答(「満足」・「まあ、満足」・「やや、不満足」・「不満足」・「どちらともいえない」)から一つを選択する)のうち、「どちらともいえない」を除いたもの)の件数(12,527件)、分子:有用の評価を示す回答(「満足」もしくは「まあ、満足」と答えたもの)件数(11,741人)から算出したもの。	目標値(90%)について、入居者からのニーズは多岐に渡り、サービスに対する評価は自ずと厳しくなるものと考えられ、施設運営においては相当の努力が不可欠であり、こうした中でこれまでの実績が概ね90%台前半であることを踏まえると、目標値は妥当な数値であると考えられる。	
						95%	93%	94%	94%				
4	労災就学援護経費の申請から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトプット)	85.5%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	労災就学援護経費は支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であるから、迅速に処理することが、被災労働者及びその遺族の援護にとって必要であるため。 (参考1)平成27年度実績:85%、平成28年度実績:85.5% (参考2)令和3年度実績値83%は分母:申請件数(646件)、分子:1ヶ月以内の処理件数(535件)から算出したもの。	就学等援護経費を適切に支給するためには、被災労働者との身分関係、支給対象者が学校又は保育園等に在籍していること及び労災年金の受給権者と生計を同じくしていることについて確認の上審査を行う必要があるため、支給決定までには一定程度の期間を要するところ、例年の実績を鑑み目標値を設定している。	
						87%	83%	83%	82%				
5	労災保険指定医療機関数(アウトカム)	42,266	平成28年度	前年度+300件以上	毎年度	前年度(43,380)以上	目標値(44,038)以上	目標値(44,486)以上	目標値(44,829)以上	目標値(45,132)以上	労働者災害補償保険法施行規則第11条に基づき療養の給付を行うことができる労災保険指定医療機関制度を拡大することで、被災労働者が経済的な負担を被ることなく、療養(補償)給付を受けることを可能とすることにより、被災労働者等の援護が図られるため。 (参考)平成27年度実績:41,731、平成28年度実績:42,266	着実に労災保険指定医療機関数を増加させることが重要であるため、前年度から300件以上の増加を目標値として設定している。	
						43,738	44,186	44,529	44,832				
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(11)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費(昭和43年度)	6百万円	6百万円	6百万円	—	一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者(最高限度額171,650円、最低保障額73,090円) ②常時監視を要し、随時介助を要する者(最高限度額128,760円、最低保障額54,790円) ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者(最高限度額85,780円、最低保障額36,500円) ※いずれも令和3年度の月額 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であるから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0500		
		5百万円	5百万円										
(12)	労災就学等援護経費(昭和45年度)	2,532百万円	2,426百万円	2,426百万円	4	業務災害又は通勤災害によって亡くなった方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給する。 ①小学生・・・14,000円(一人月額) ②中学生・・・18,000円(一人月額) ③高校生等・・・17,000円(一人月額) ④大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額) ※いずれも令和3年度の月額 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。(令和3年度より、労災就労保育援護経費と統合)					2023-厚労-22-0505		
		2,232百万円	2,061百万円										
(13)	労災ケアサポート事業経費(昭和52年度)	461百万円	461百万円	430百万円	—	全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ①介護、看護、健康管理等に関する看護師等による訪問支援 ②健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③在宅で介護を要する労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0502		
		460百万円	461百万円										
(14)	休業補償特別援護経費(昭和57年度)	1百万円	1百万円	1百万円	—	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、この休業待期3日間の休業補償をやむを得ない事由で受けることができない選発性疾病に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。 本事業は、じん肺や振動障害等の選発性疾病に罹患し、業務上疾病と認められた労働者のうち、事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し、その相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0503		
		1百万円	1百万円										
(15)	労災診療被災労働者援護事業補助事業費(平成元年度)	2,696百万円	2,576百万円	2,915百万円	5	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間、(公財)労災保険情報センターが労災指定医療機関に対し無利子で当該費用について貸付をするために必要な費用について補助を行う。 本事業は、被災労働者への診療に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について補助を行うことにより、被災労働者の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0508		
		2,696百万円	2,576百万円										

(16)	労災特別介護施設設置費 (平成元年度)	643百万円	457百万円	417百万円	—	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設の経年劣化に対応するため、当該施設・設備の特別修繕を実施する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護等を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	2023-厚労-22-0507			
		490百万円	310百万円							
(17)	労災特別介護援護事業経費 (平成元年度)	1,709百万円	1,741百万円	1,815百万円	3	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な重度被災労働者(傷病・障害の等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	2023-厚労-22-0506			
		1,709百万円	1,741百万円							
(18)	長期家族介護者に対する援護経費 (平成7年度)	45百万円	47百万円	40百万円	—	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	2023-厚労-22-0504			
		45百万円	47百万円							
(19)	過労死等援護事業実施経費 (平成28年度)	12百万円	14百万円	14百万円	—	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援を行うため、被災労働者の遺族の援護の観点から、過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会等を外部委託により実施する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	2023-厚労-22-0469			
		12百万円	14百万円							
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度	
		131,723,847		129,323,557		127,105,649				
施策の執行額(千円)		118,381,140		117,553,473						
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		—				—		—		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅲ-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること(施策目標Ⅲ-4-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4:安定した労使関係等の形成を促進すること				担当 部局名	労働基準局労働関係法課 中央労働委員会総務課		作成責任者名	労働関係法課長 吉村 紀一郎 総務課長 川口 秀人			
施策の概要		○労働組合法(昭和24年法律第174号)や労働関係調整法(昭和21年法律第25号)等により、 ・厚生労働大臣の所轄の下に中央労働委員会が、都道府県知事の所轄の下に都道府県労働委員会が置かれている。 ・労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。 ・労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。 ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、労働組合法の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。 とされている。											
施策を取り巻く現状		アジア、アフリカ、中南米などの国・地域は、労使紛争が発生する等、労使関係が成熟していないことから(※)、我が国の労使関係法制や労働事情等に対する理解を深めさせ、労使協調による労使関係の普及や我が国との良好な関係の構築の推進、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と我が国事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図ることが求められている。 ※労働争議の状況として、インドネシアは平成28年が122件、平成29年が63件、平成30年が36件、令和4年が121件(平成31～令和3年のデータは不明)であり、ベトナムは平成30年が208 件、平成31年が119 件、令和2年が125 件である(「2022年海外情勢報告」参照)。なお、日本は平成29年が38件、平成30年が26件、平成31年が27件、令和2年が35件、令和3年が32件である(「データブック国際労働比較2023・JILPT」参照)。 また、中央労働委員会において新規に係属した不当労働行為事件(再審査)の平均処理日数は、令和元年が493日、令和2年が435日、令和3年が681日、令和4年が553日となっており、令和3年以降は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、一時期調査・審問の実施を見合わせたこと等の影響により処理期間が長期化している。このため、改善策として、①調査期日の迅速・効率的な設定、②調査の手続きにおけるウェブ会議等の活用、③労働者委員及び使用者委員を通じた和解による解決の促進等 に取り組んでいるところである。											
施策実現のための課題		1	安定した労使関係は経済社会の発展の基礎となるものであり、労使間での対話促進、労使紛争の早期解決が課題である。										
－		達成目標/課題との対応関係								達成目標の設定理由			
		目標1	集团的労使法制の普及を図るとともに、不当労働行為事件の迅速な処理等を通じて労使紛争の迅速かつ適切な解決を図る。							安定的な労使関係の形成のためには、集团的労使法制への理解が必要であるとともに、労使紛争の迅速かつ適切な解決が必要であるため。			
		(課題1)											
達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度		目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
①	労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合(アウトカム)	－	－	85%	毎年度	85%	85%	85%	85%	85%	・本指標を測定することで、日本国内において集团的労使関係が「安定的に推移しているかどうか」が直接的に確認できると考えている。	・厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)期間にあたる平成24年度から平成27年度は毎年度75%、平成28年度は85%を目標とし、同計画(第4期)期間にあたる平成29年度から令和3年度は毎年度85%を目標としているところ、同計画(第5期)にあたる令和4年度においても、引き続き85%を目標としていることから、令和5年度において85%を目標とする。 ・なお、中央労働委員会における審査、調整は単年の数値を測定しており、国際労働関係事業も単年度の委託事業であることから、本測定指標も単年度の目標として設定した。 (参考1)労使関係総合調査(労働組合実態調査) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/15-19.html (参考2)平成30年度、令和2、3年度の調査対象:労働組合、令和元年度の調査対象:使用者(事業所、労使コミュニケーション調査) (参考3)令和4年度実績値90%は分母:民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合で、一定の方法により抽出した労働組合のうち調査への有効回答数、分子:労使関係が「安定的に維持されている」及び「おおむね安定的に維持されている」と認識している本部組合及び労働組合の数から算出したもの。	
						82%	90%	93%	90%				
2	新規申立事件の終結までの平均処理日数 (アウトプット)	－	－	1年3か月以内	毎年	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	・不当労働行為事件の審査については、事件の迅速な処理のため、平成16年の労働組合法の改正により、労働組合法第27条の18において、審査の期間の目標を定めることとした。	・審査の期間の目標は、目標の達成状況等を踏まえて3年ごとに見直しを行っている。平成29～令和元年においては「1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させる」という目標を定めていたが、令和2～4年についても、事件の処理の状況等にかんがみ、引き続き同様の目標を定めることとした。 ・なお、中央労働委員会では上記審査の期間の目標に合わせ、年度ではなく各年の数値を集計しているため、測定指標、目標値、実績値はいずれも暦年の数値を計上している。	
						493日	435日	681日	553日				
						取下・和解により終結:件数		29件	23件	25件			32件
						取下・和解により終結:平均処理日数		231日	263日	474日			442日
						命令・決定で終結:件数		23件	16件	30件			20件
	終結事由ごとの内訳					命令・決定で終結:平均処理日数		823日	682日	854日	731件		

(参考指標)				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由			
3	労使関係セミナーにおける受講者の満足度(「大変参考になった」「参考になった」)の割合				94%	96%	89%		裁判例や労働法制に関する情報を広く発信することで、労働紛争未然防止や早期解決を図るとともに、紛争解決をサポートする労働委員会について、理解を深めていただくを目的として開催している「労使関係セミナー」の受講者満足度を令和2年度より設定。			
4	事業所での労使コミュニケーションの良好度が「非常に良い」及び「やや良い」と認識している労働組合に加入している労働者の割合			71.8%	—	—	—		事業所の労働者が、事業所での労使コミュニケーションがどの程度良好であるかの認識を確認することは、労使関係の安定を図る一定の指標となりうる。 このことから、中期的な労使関係の状況を示す数値として、測定指標1の数値(使用者側の認識)と、同じ調査・同じ時点における労働者側の認識を参考指標として設定することとする。 (参考1) 労使関係総合調査(労働組合実態調査)中、労使コミュニケーション調査 (参考2) 平成21年度実績:55%、平成26年度実績:56%			
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(1)	安定した労使関係等の形成の促進に必要な経費 (平成20年度)	296百万円 262百万円	281百万円 261百万円	281百万円	1,2,3	労働者の団結権等の保護及び集团的労使紛争の解決を図るため、中央労働委員会委員による不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。 本経費の適切な執行により事件の迅速な処理が進み、ひいては、労使関係の安定にも寄与するものと考えられる。					2023-厚労-22-0513	
(2)	国際労働関係事業 (平成14年度)	391百万円 255百万円	369百万円 352百万円	369百万円	1	国際労働関係事業は発展途上国を中心とした日系企業の進出の多い国又は今後進出が見込まれる国並びに我が国に進出する外資系企業の関係国から労働関係指導者(労働組合関係、使用者団体関係)を我が国に招へいし、座学による講義や企業訪問、我が国労使関係者との意見交換等を行うことにより、我が国の労使関係法制や労働事情等に関する理解を深めさせるものである。 また、我が国の労働関係有識者を派遣し、アジアなどの労働関係指導者に対して、健全な労使関係の形成と発展を促進するためのセミナーを現地で開催し、我が国の労使関係法制、労働事情、労使関係の安定の重要性等に対する理解を深めさせている。セミナーの一部は開催国の周辺諸国の労働関係指導者も参加し、多国間の相互理解と知識普及を図っている。日本企業の海外進出及び外資系企業の日本進出は年々増加しており、本事業を通じて我が国の集团的労使関係の普及を行うことは、安定した労使関係の形成に寄与すると考えている。 本事業の大部分は諸外国に対する技術協力の一環としてODA事業とされている。					2023-厚労-22-0514	
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度			政策評価実施予定 時期	令和4年度
		686,466			652,346			650,243				
施策の執行額(千円)		517,295			612,594							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		—					—		—			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅲ-5-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-5-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標5:労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること				担当 部局名	労働基準局		作成責任者名	労働保険徴収課長 片淵 仁文					
施策の概要		労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)の把握、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を図る。													
施策を取り巻く現状		1. 労働保険の適用徴収制度の概要 ・ 原則として労働者を一人でも使用する全ての事業に適用される(個人事業主を含む)。 ・ 原則年1回、当該年度の保険料額を事業主が自ら申告・納付。1年間に労働者に支払った賃金の総額に保険料率を乗じて保険料額を算出。 ・ 中小零細事業主の事務負担を軽減するため、厚生労働大臣の認可により、事業協同組合、商工会等の事業主団体が労働保険事務組合として、事業主の委託を受けて、保険料の納付等の事務処理を行うことができる。 2. 適用促進(全ての適用事業に労働保険の成立手続をとらせること) ・ 行政機関間の連携等により、未手続事業を把握。未手続事業に対しては、労働保険の成立手続を行うよう勧奨(外部委託も活用)。 ・ 令和3年度末時点の適用事業数は約341万事業。 ・ 労働保険制度の不知や理解不足等により、新規開業事業などで自主的に成立手続を行っていない事業が全国的に存在するものと想定される。 3. 適正徴収(適用事業に係る保険料その他の徴収金を過不足なく徴収すること) ・ 納付期限までに保険料納付が行われない場合 未申告事業、保険料の過少申告など申告内容に疑義がある事業を調査し、職権により保険料額を決定 期限までに納付されない場合督促状を送付し納入督促を実施 督促に応じない場合、滞納処分(差押等)を実施 ・ 令和3年度は2兆6,081億円を収納、収納率は99.0%となっている。 ・ 平成20年度以降の収納率の経年推移は、高水準を保ちながらより改善している。													
施策実現のための課題		労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の保険料は、労働者に対する迅速な保険給付を確実に実施するための財源であり、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から、労働保険の適用促進や適正徴収を確実に行う必要がある。													
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由								
		目標1	労働保険適用促進				労働保険制度の健全な運営及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険の未手続を解消する必要がある。								
		(課題)													
		目標2	労働保険料の適正徴収				費用負担の公平性の確保及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険料の未納を解消する必要がある。								
(課題)															
達成目標1について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値									
		基準年度		目標年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
○1	未手続事業対策により労働保険に加入した事業数(アウトプット)	—	—	前年度以上	毎年度	前年度(44,622件)以上	前年度(42,834件)以上	前年度(48,594件)以上	前年度(42,759件)以上	前年度以上	・ 労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取組を行ってきたが、依然として相当数の未手続事業が残されている。関係行政機関と連携し、未手続事業対策に取り組む必要があるため、当該指標を選定した。		・ 当該指標は、労働保険適用徴収業務に係る恒常的な取組により目標達成を目指すものであり、毎年度その成果をあげていく必要があるため、この目標値を選定した。		
						42,834	48,594	42,759	39,040		実績値の出典:労働保険徴収課調べ				
達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	関連する 指標番号	実績値の出典:徴収課調べ達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号			
		予算額	予算額												
		執行額	執行額												
(1)	労働保険適用徴収業務に必要な経費(昭和47年度)	17,199百万円	16,001百万円	16,572百万円	1	労働保険の適用対象事業(原則として、労働者を1人でも使用する全ての事業に適用される)の把握・加入勧奨、労働保険事務組合の育成などの労働保険の適用促進に係る業務を実施する。						2023-厚労-22-0515			
		16,518百万円	15,542百万円												

達成目標2について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準年度			目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
○2	労働保険料収納率 (アウトカム)	—	—	前年度以上	毎年度	前年度 (98.9%)以上	前年度 (98.9%)以上	前年度 (98.0%)以上	前年度 (99.0%)以上	前年度以上	・ 事業主の労働保険料の未納については、労働者のセーフティネットの確保の観点や、費用負担の公平の観点から解消する必要があるため、この指標を選定した。 ＜実績値の算出式・実数＞ 収納済歳入額÷徴収決定済額×100 平成30年度:2,487,339,850,989÷2,516,227,697,100×100 令和元年度:2,526,390,770,049÷2,554,459,856,645×100 令和2年度:2,564,880,143,907÷2,616,726,878,471×100 令和3年度:2,608,092,002,204÷2,635,235,977,960×100 令和4年度:3,133,613,481,451÷3,161,329,705,958×100 実績値の出典:労働保険徴収課調べ	当該指標は、労働保険適用徴収業務に係る恒常的な取組により目標達成を目指すものである。事業の経営状況や経済状況からどうしても収納に至らない場合があるものの、毎年度その成果をあげていく必要があるため、直近の状況下においてやむをえず収納に至らなかった結果である前年度の収納率を基準として、この目標値を選定した。			
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号			
		執行額	執行額												
(2)	労働保険適用徴収業務に必要な経費 (昭和47年度)	8,091百万円	6,889百万円	7,032百万円	2	納入督促などの労働保険の適正徴収に係る業務を実施する。						2023-厚労-22-0515			
		6,583百万円	5,413百万円												
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度				政策評価実施時期	令和6年度
		25,289,953				22,890,029				23,603,992					
施策の執行額(千円)		23,100,976				20,955,519									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
		-						-			-				

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅳ－1－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること(施策目標Ⅳ－1－1) 基本目標Ⅳ：女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標1：女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること	担当 部局名	雇用環境・均等局 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)	作成責任者名	雇用環境・均等局総務課長 牛島 聡 雇用機会均等課長 安藤 英樹 職業生活両立課長 平岡 宏一 在宅労働課長 原田 浩一 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)付世帯統計官 藤井 義弘
施策の概要	1	【男女労働者の均等な機会と待遇の確保やハラスメント対策の推進】 ・労働者が性別により差別されることがなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。))に沿った男女均等取扱いがされるよう周知徹底するとともに、法違反が認められる企業に対しては、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において、迅速かつ厳正な指導を行っている。男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備すること。 ・労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法などが改正され事業主のパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が、大企業については令和2年6月1日より、中小企業についても令和4年4月1日より適用されたことや、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても、全ての企業において労働者が「事業主にセクシュアルハラスメント等の相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱い禁止などの内容について、事業主向けの説明会の開催を始めとする様々な機会を通じて、改正法や指針の内容等の周知徹底を図る。また、指針において望ましい取組とされているカスタマーハラスメントや就活ハラスメントについても企業の取組を促すため、研修等を実施するとともに、企業の対応事例を収集し周知を図る。さらに、メール、SNSによるカスタマーハラスメント、就活ハラスメントの被害者からの相談事業を実施する。 ・職場におけるハラスメントに関する相談については労働施策総合推進法等に基づく紛争解決援助制度を活用し、迅速・丁寧な対応を行い、法令違反が疑われる事案を把握した場合は、積極的に報告徴収・是正指導等を行う。 ・さらに職場におけるハラスメントの撲滅の気運の向上を目的として「職場のハラスメント撲滅月間」(12月)にポスターや啓発動画などを用いた集中的な広報を実施する。 ・このほか、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊娠中の労働者には有給の休暇制度を設けて取得させる事業主に対する助成を行っている。(令和5年9月まで)			
		【女性の活躍推進】 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。))に基づき、(1)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2)(1)を踏まえた行動計画の策定・社内周知・公表、(3)行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出、(4)自社の女性の活躍に関する情報の公表等が義務付けられている常用労働者数101人以上の一般事業主(国及び地方公共団体以外の事業主をいう。))に対し、必要な助言を行うこと等により、女性活躍推進法に基づく取組の実効性確保を図っている(常時雇用する労働者数が100人以下の企業は努力義務)。 ・また、行動計画を策定した旨の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定(「えるぼし」認定、「プラチナえるぼし」認定)を受けることができる。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品等に付することができ、認定のメリットも含め広く周知し、認定申請に向けた取組促進を図る。 ・令和4年7月8日に、常用労働者数301人以上の事業主に対する「男女の賃金の差異」の状況把握・情報公表の義務付け等を内容とする改正省令・告示が施行されたことに伴い、施行状況のフォローアップ調査等を行い法の履行確保を推進する。			
	2	【仕事と家庭の両立支援等】 ・育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい就業環境を整備すること。特に、男性の育児休業取得促進等のため、令和3年6月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」(令和3年法律第58号)が成立し、令和5年4月に完全施行となったことから、着実な履行確保及び周知徹底を図っている。 ・次世代育成支援対策推進法により、常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に労働者の仕事と子育ての両立を図るための一般事業主行動計画の策定等を義務付けており、履行確保を図っている。 ・このほか、新型コロナウイルス感染症対策として、小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために、特別な有給休暇制度を取得させた企業に対して助成金による支援を実施している。			
	3	【柔軟な働き方がしやすい環境整備】 ・「注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して、主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労」である自営型テレワークについては、平成30年2月に改定した「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を周知するため、自営型テレワーカーや発注者等向けオンラインセミナーの開催及びガイドラインの周知資料の作成を行う。併せて、自営型テレワークに関する総合支援サイト「ホームワーカーズウェブ」を運営し、自営型テレワーカー及び発注者等に対し、有益な情報提供を行う。			
施策を取り巻く現状	【ハラスメントの相談件数の推移およびハラスメント対策の推進】 直近3年間のセクシュアルハラスメントに係る相談件数は、6,337件(令和2年度)、7,070件(令和3年度)、6,849件(令和4年度)であり、妊娠・出産等に関するハラスメント(マタニティハラスメント)に係る相談件数は、2,041件(令和2年度)、2,174件(令和3年度)、1,926件(令和4年度)である。また、直近3年間のパワーハラスメントに係る相談件数は、18,363件(令和2年度)、23,366件(令和3年度)、50,840件(令和4年度)であり、増加が顕著である。これは、令和4年4月の労働施策総合推進法の全面施行に伴い、これまで「民事上の個別労働相談(のいじめ・嫌がらせ)」として計上されてきた相談のうち、労働施策総合推進法に規定する職場におけるパワーハラスメントに関する相談については、同法に基づき計上されることになったことが要因と考えられる。中小企業におけるパワーハラスメント防止措置が義務化されたこと、加えてカスタマーハラスメント等望ましい取組として規定されているハラスメント対策についても引き続き実施する必要があることから、ハラスメント対策に係る周知啓発を積極的に行っている。 また、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等職場におけるハラスメントの未然防止を図るため、行政指導等の実施や企業の取組に対する支援等をさらに積極的に行う必要がある。				
	【25歳～44歳の女性就業率の推移】 女性の就業率は25歳から29歳をピーク(令和4年度84.8%)に低下し、30代(35～39歳 令和4年度77.0%)をボトムに40歳から44歳(令和4年度79.7%)で上昇するいわゆるM字カーブとなっている。25歳～44歳の就業率はこの20年で約18%と大きく上昇(平成12年度61.2%→令和4年度79.8%)しているがM字カーブは存在している。就業率の上昇により就業を希望する女性の数は、令和2年度198万(内25～44歳は89万)→令和3年度171万(内25歳～44歳は74万)→令和4年度161万(内25歳～44歳は67万)と就業率と潜在的労働力率の差は少しずつだが減少傾向にある。しかし依然としてM字カーブや就業率と潜在的労働力率との差は存在することから、働きたい女性が継続就業し女性の活躍が推進されるよう取り組む必要がある。				
	【女性活躍推進の状況】 令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定・届出、情報公表義務の対象が、常用労働者数301人以上の事業主から101人以上に対象拡大された。令和5年3月末時点における、常用労働者101以上の事業主の女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出率は97.8%(48,872社/49,994社)であり、概ねすべての101人以上の事業主で策定等がなされている状態である。引き続き、より企業の実態を捉えた行動計画の策定と行動計画に基づいた効果的な取組の推進のため、個別コンサルティング支援等により事業主をきめ細やかに支援していく必要がある。また、えるぼし認定については、1,301社(令和3年3月末)、1,712社(令和4年3月末)、2,176社(令和5年3月末)と着実に認定企業が増加している。また、プラチナえるぼし認定についても、13社(令和3年3月末)、25社(令和4年3月末)、37社(令和5年3月末)と順調に推移している。また加えて、令和4年7月8日より、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令」及び「事業主行動計画策定指針の一部を改正する件」が施行・適用された。これにより、情報公表の項目に新たに「男女の賃金の差異」が追加され、常用労働者数が301人以上の事業主については、「男女の賃金の差異」の状況把握及び情報公表が義務化されている。男女の賃金の差異は、男女の募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、差異の要因分析の重要性の理解促進を図る必要がある。その他、企業が女性活躍推進法に基づき情報公表を行う「女性の活躍推進企業データベース」の機能強化を図り、男女の賃金の差異の公表促進を図る必要がある。				
	【男性の育児取得率の推移】 育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は低水準ではあるものの上昇傾向(令和元年度：7.48%、令和2年度：12.65%、令和3年度：13.97%)にある。				
【第1子出産前後の女性の継続就業率の推移】 約7割の女性が第1子出産後も就業継続している。(最新値：69.5%)					
【自営型テレワーク実施者数の推移】 自営型テレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であることから、子育て、介護と仕事の両立手段となりうるとともに、多様な人材の能力発揮が可能となる。自営型テレワーク実施者に関して、自営型就業者のうちテレワーカーであったのは、令和3年度は27.3%であり、令和4年度は26.6%であった。(国土交通省「令和4年度テレワーク人口実態調査」P8)。 内閣官房の調査によると、事業者から業務委託を受けて仕事を行う者の内、取引先とのトラブルを経験したことがある者の割合を算出すると4割にものぼる。(内閣官房日本経済再生総合事務局(2020)「フリーランス実態調査結果」P23)					

施策実現のための課題	1	・ 近年、職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントは社会問題として顕在化している。令和4年度における都道府県労働局に寄せられたパワーハラスメントに関する相談は50,840件と増加しており、セクシュアルハラスメントに関する相談も6,849件と高止まりしている状況にある。このほか、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談も4,508件と多い状況にある。										
		・ いわゆる「M字カーブ」は改善しつつあるが、就業を希望する女性の数は2022年で約161万人にのぼる。										
		・ そのため、労働者が性別により差別されことなく、ハラスメント防止対策等に取組むことにより男女がともにその能力を十分に発揮することができる職場環境を整備するとともに、女性の活躍を一層促進するため、各企業における女性活躍推進法に基づく取組の実効性を高めていくことが課題となっている。										
	2	女性の労働力率と潜在的労働力率(※)の差は大きく、就業を希望する女性の数は2022年で約161万人にのぼることから、働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるようにすることが必要である。そのため、男性の育児休業取得促進を含め、働きながら育児・介護を行う労働者が、仕事と家庭を両立しやすい就業環境の整備が課題となっている。										
		※ 潜在的労働力率＝就業者数＋失業者数＋就業希望数/人口(15歳以上)										
	3	・ 自営型テレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であることから、子育て、介護と仕事の両立手段となり得るとともに、ワーク・ライフ・バランスに資することができ、多様な人材の能力発揮が可能となる。一方、口頭による契約のための報酬額、納期等基本的な内容が不明確であったり、契約が一方的に打ち切られたりするなど、契約をめぐるトラブルの発生も少なくない状況にある。										
		・ フリーランスは我が国でも462万人(※令和2年、内閣官房試算)と増加しているが、他方で報酬の支払い遅延や一方的な仕事内容の変更といったトラブルを経験する方が増えており、かつ、特定の発注者(依頼者)への依存度が高い傾向にある。										
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由							
	目標1	男女雇用機会均等法等の履行確保により労働者が性別により差別されことなく、また働く女性が母性を尊重され、併せてハラスメントのない職場を整備することによりその能力を十分に発揮できる職場づくりを目指すとともに、女性の活躍推進を図る。				・ 性別を理由とする差別的取扱いや職場におけるハラスメントは、働く人の個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに職場環境の悪化にもつながることから、働く人が能力を十分に発揮することができるよう、これを防止していくことが重要である。						
	(課題1)					・ 女性の活躍を推進するためには、男女雇用機会均等法に定められた性差別の禁止をはじめとする規定の確実な履行確保を図るとともに、各企業における女性活躍推進法に基づく取組の実効性を高めていく必要があるため。						
	目標2	仕事と家庭育児・介護を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性による育児を促進する。				・ 仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境の整備により、出産・育児を経た女性の継続就業を支援するとともに、男性の育児参画を促進し、男性による育児が当たり前の世の中をつくることで、男女がともに仕事と育児・介護の両立を可能とする社会づくりを推進する必要があるため。						
	(課題2)											
	目標3	自営型テレワークを良好な就業形態とするための環境整備を行うと共に、フリーランスとして安心して働ける環境を整備をする。				・ 自営型テレワークについて、良好な就業形態に向けた課題に対応することにより、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するため。						
(課題3)	・ フリーランスとして安心して働ける環境を整備をすることにより、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するため。											
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	男女雇用機会均等法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した行政指導の是正割合(年度内)(アウトカム)	-	-	90%以上	毎年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	男女雇用機会均等法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、男女労働者の均等な機会と待遇の確保が可能となることから、指標として選定した。	目標値については、是正までに要する一定程度の期間を踏まえて、年度内の是正割合を設定した。(平成30年度における是正指導件数16,500件)
						99.6%	99.1%	99.5%	99.2%			(参考1)平成28年度実績:97.4%、平成29年度実績:99.2% (参考2)令和4年度実績値99.2%は分母:前年度繰越＋指導件数合計の件数(5,266件)、分子:是正の件数(5,226件)から算出したもの。
2	常用労働者数300人以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届届出件数(アウトカム)	-	-	-	-	7,500社以上	13,000社以上	32,000社以上	32,000社以上	39,000社以上	労働者の6割以上が300人以下の事業主(中小企業)において雇用されているため、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等がなされることは、企業の女性活躍推進に向けた雇用管理改善に寄与することから指標として選定した。	令和4年4月1日の改正女性活躍推進法全面施行により、一般事業主行動計画の策定義務が101人以上の事業主に適用拡大されたことから、新たに義務化された企業(約32,000社)の策定届出100%の達成を見込んだ目標値とした。
						6,842社	8,876社	21,771社	38,199社			
3	「女性の活躍推進企業データベース」への年間アクセス件数(アウトプット)	237,938件	平成29年度	過去3年間の平均件数以上	毎年度	250,000件	250,000件以上	300,000件以上	300,000件以上	400,000件以上	・ 「女性の活躍推進企業データベース」については、企業の女性活躍の状況に関する情報や行動計画を公表できる場として提供しており、それにより、学生や求職者等が効率的に企業情報を収集し、企業選択に資することも目的としている。「女性の活躍推進企業データベース」が適切に運用され、多くの企業や求職者が閲覧し、活用されていることの効果を検証するため、アクセス件数を指標として選定した。	目標値については、過去3年間のパソコン版及びスマートフォン版のアクセス件数の平均が概ね3939万件であることから、340万件に設定した。
						296,852件	390,064件	322,888件	456,588件			
4	第1子出産前後の女性の継続就業率(アウトカム)	53.1%	平成27年	70%	令和7年度	-	55.0%	-	-	-	女性の出産後のキャリアの継続を可能にし、働きたい女性が仕事と子育ての二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮することに資するため、指標として設定した。	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)等で定めている目標水準に基づき設定した。
						-	-	69.5%	-			
5	25歳～44歳の女性就業率(アウトカム)	77.7%	平成30年	82%	令和7年度	-	-	-	-	-	女性の就業率は25歳から29歳をピークに低下し、30代をボトムに40歳から44歳で上昇する。いわゆるM字カーブとなっていることから、働きたい女性が育児等で退職することなく継続就業し、女性の活躍が推進されるよう、指標として設定した。	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)等で定めている目標水準に基づき設定した。
						77.4%	78.6%	79.8%	令和6年に公表予定			
6	民間企業の課長相当職に占める女性の割合(アウトカム)	11.4%	平成30年	18%	令和7年度	-	-	-	-	-	女性就業者数が増加する等、女性活躍は前進しているが、諸外国と比較すると管理職への登用は遅れているため、指標として設定した。	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)等で定めている目標水準に基づき設定した。
						11.5%	12.4%	13.9%	令和6年に公表予定			
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
7	都道府県労働局におけるセクシュアルハラスメントの相談件数					7,323件	6,334件	7,070件	6,849件		セクシュアルハラスメントの相談件数自体は目標値を定める性質ではないものの、相談件数の推移を見ることは現状把握に資するため、参考指標として設定している。	
8	都道府県労働局におけるパワーハラスメントの相談件数					-	18,363件	23,366件	50,840件		パワーハラスメントの相談件数自体は目標値を定める性質ではないものの、相談件数の推移を見ることは現状把握に資するため、参考指標として設定している。	

達成手段1		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(1)	男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費 (昭和48年度)	1.9億円	1.8億円	1.8億円	—	男女労働者が性別により差別されることがなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を推進するために必要な事務的経費である。	2023-厚労-22-0519					
		1.6億円	1.6億円									
(2)	雇用均等行政情報化推進経費 (平成11年度)	13.8億円	11.1億円	15.3億円	1	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)で行う、職場における男女差別、仕事と育児・介護の両立、パートタイム労働者と正社員の均衡待遇確保、女性の活躍促進等に関する、労働者からの相談対応、事業場に対する行政指導や労使の個別紛争解決援助等の法施行業務について、迅速かつ正確な事務処理を行うために、「雇用環境・均等行政情報システム」の運用により、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における各種業務処理の効率化及び高度化を図る。	2023-厚労-22-0487					
		13.6億円	10.4億円									
(3)	ポジティブアクション周知啓発事業 (平成19年度)	9.6億円	7.5億円	7.2億円	1.2	・法の履行確保、「職場のハラスメント撲滅月間」(12月)の実施やポータルサイト等を利用した周知・広報を行う。 ・研修等によって企業の支援を行うとともに、全国の労働局にて、職場におけるハラスメントに関する相談を受け付ける。	2023-厚労-22-0468					
		8.0億円	6.6億円									
(4)	女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業 (平成22年度) ※平成27年度以前は「ポジティブ・アクション推進戦略等事業」	1.6億円	1.3億円	1.8億円	2	企業の女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約し情報提供を行うことで、女性の活躍推進の取組を加速化させることに寄与する。 女性も活躍できる企業ほど「選ばれる」社会環境を作りだし、企業における女性活躍推進の取組を加速化させることによって、性別にかかわらず男女ともが活躍できる職場環境の整備に寄与する。	2023-厚労-22-0524					
		1.1億円	1.0億円									
(5)	女性就業支援全国展開事業 (平成23年度)	0.8億円	—	—	-	全国の女性関連施設等における女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を実施する。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境の整備に寄与する。 ※令和3年度限りで終了。	-					
		0.8億円	—									
(6)	女性就業支援全国展開事業(土地建物借料等) (平成23年度)	0.8億円	—	—	-	「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境整備に寄与し、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進につながる。 ※令和3年度限りで終了。	-					
		0.6億円	—									
(7)	両立支援等助成金 (平成23年度)	102億円	123億円	112億円	2,9,10,11	両立支援等助成金(女性活躍加速化コース、不妊治療両立支援コース)の支給のために必要な給付金、広報、審査・支給事務に係る経費であり、両立支援等助成金を支給することにより、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備等に取り組む事業主の取組に寄与する。 ①女性活躍加速化コース(平成27年度) 女性の活躍推進に関する自社の状況把握を行い、取組目標及び数値目標を定めて公表した上で、取組を行い各目標を達成した中小企業事業主に助成金を支給する (令和3年度予算額:1.1億円、令和3年度執行額:0.1億円、令和4年度予算額:15百万円、令和4年度執行額:9百万円、令和5年度予算額15百万円) ②不妊治療両立支援コース(令和3年度) 不妊治療と仕事の両立に資する職場環境の整備に取り組むとともに、不妊治療両立支援プランの策定及び同プランに基づく措置を実施し、不妊治療のために利用可能な休暇制不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組む、不妊治療を受けている労働者に休暇制度等を利用させた中小企業事業主に助成金を支給する。 (令和3年度予算額 4.7億円、令和3年度執行額0.3億円、令和4年度予算額:1.2億円、令和4年度執行額0.5億円、令和5年度予算額1.2億円) ①については、女性労働者が出産・育児等を理由として退職することなく、能力を高めつつ働き続けられる職場環境づくりを促し、女性の活躍推進に寄与する。 ②については不妊治療についての職場における知識を深め、不妊治療のための休暇制度等を利用しやすい職場環境づくりを促し、不妊治療による離職防止を図る。	2023-厚労-22-0518-02 2023-厚労-22-0518-07					
		99.3億円	79.7億円									
(8)	民間企業における女性活躍促進事業 (令和4年度)	3.9億円	1.7億円	2.3億円	2	委託事業者において「女性活躍推進センター」を設置し、事業主の行動計画策定・課題解決等を支援するため「女性活躍推進アドバイザー」による説明会開催や個別企業訪問等による相談支援を実施する。中小企業を含むすべての事業主に対するきめ細かな支援を通じて女性活躍推進の取組の加速化を図ることにより、女性の活躍推進に寄与する。	2023-厚労-22-0526					
		2.0億円	1.3億円									
(9)	雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおける多言語化の推進 (令和2年度)	13百万円	11百万円	4百万	1	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、13か国語の電話通訳サービスを設置する。 これにより、雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて多言語コンタクトセンター等を活用し、外国人労働者に対して労働問題に関する相談、関係法令の情報提供を円滑に行うことで、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルの予防及び迅速な解決に寄与する。	2023-厚労-22-0529					
		13百万円	4百万									
(10)	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度 (令和2年度)	45.4億円	7.1億円	8.6億円	-	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により医師等の指導を受けて休業する妊娠中の女性労働者が、離職することなく、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図るとともに、妊娠中の女性労働者への感染拡大を防止するため、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金を支給する。	2023-厚労-22-0480					
		26.3億円	6.1億円									
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
9	男性の育児休業取得率 (アウトカム)	-	-	30%	令和7年度	-	13%	-	-	-	少子高齢化が急速に進展する中で、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できる社会を実現することが重要な課題となっている。男性の育児休業取得率は近年上昇しているものの、未だ低い水準にとどまっており、男性の育児休業取得を促進することで、育児休業の取得を望む男性の仕事と家庭の両立の希望をかなえるとともに、男女問わずワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境の実現に資することから指標として設定した。	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)や第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)、内閣府成長戦略フォローアップ工程表のKPIとして設定されている目標水準においても定められており、目標値については、これらの計画で設定している水準を設定した。 〔「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)において、目標水準の引き上げが示されているため、今後修正の必要がある。〕
○10	次世代認定マーク(くるみん)取得企業数(アウトカム)	-	-	4,300社	令和7年度	-	3,000社	3,700社	3,930社	4,200社	次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、男性の育児休業取得率などに關して一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けられる。当該認定企業の増加は、仕事と家庭を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性の育児参画促進に資することから指標として設定した。 (参考)平成28年度実績:2,695社、平成29年度実績:2,878社	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)や第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)においても定められており、目標値については、これらの計画で設定している水準を設定した。

11	第1子出産前後の女性の継続就業率 (アウトカム)(再掲)	53.1%	平成27年	70%	令和7年度				- 55.0% - - -	女性の出産後のキャリアの継続を可能にし、働きたい女性が仕事と子育ての二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できることに資するため、指標として設定した。	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)や第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)、内閣府成長戦略フォローアップ工程表のKPIとして設定されている目標水準においても定められており、目標値については、これらの計画で設定している水準を設定した。
達成手段2		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額								
(11)	安心して働き続けられる職場環境調査研究事業 (平成6年度)	0.2億円	0.1億円	0.1億円	9,10,11	育児休業や介護休業制度の実態等仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態把握、問題点の分析のための調査を民間団体に委託して行う。受託した民間団体は、調査にあたって有識者等からヒアリングを行い調査項目等を検討した上で、調査研究を実施し、調査研究報告書を作成する。 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法に関する調査研究を行い、調査結果を施策に反映させること等で、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることによる育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。				2023-厚労-22-0521	
		0.1億円	0.1億円								
(12)	安心して働き続けられる職場環境整備推進事業 (平成19年度)	0.5億円	0.5億円	0.4億円	9,10,11	育児休業、介護休業制度の実態等、仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討を行うとともに、法律に基づく制度の普及・定着及び適正な運用を図るための相談・指導等を行う。 育児・介護休業法に基づく指導等を実施することにより、企業の雇用管理改善が図られることから、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることが、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。				2023-厚労-22-0520	
		0.2億円	0.2億円								
(13)	男性の育児休業取得促進事業 (平成20年度)	1.2億円	1.2億円	1.3億円	9,10,11	セミナーの開催、企業版両親学級の取組促進、公式サイトでの発信などを通じて、企業及び個人に対し仕事と育児の両立に関する情報・好事例等を提供し、男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに、男性の育児休業取得に関する社会的な気運の醸成を図る。 男性の育児休業取得を促進することにより、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。				2023-厚労-22-0522	
		0.8億円	0.4億円								
(14)	縦断調査費(出生児縦断調査コーホートB) (平成22年度)	0.4億円	0.4億円	0.5億円	-	平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等の厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。				2023-厚労-22-0986	
		0.7億円の内数	0.7億円の内数								
(15)	両立支援に関する雇用管理改善事業 (平成23年度)	8.4億円	9.5億円	9.4億円	9,10,11	両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、両立支援制度等に関する雇用管理改善に係る相談、支援等を行う。また、労働者の仕事と介護の両立支援等により継続就業を促進する。 仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることが、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。				2023-厚労-22-0525	
		7.6億円	8.4億円								
(16)	両立支援等助成金 (平成23年度)	102億円	123億円	112億円	9,10,11	両立支援等助成金(事業所内保育施設コース、出生時両立支援コース、介護離職防止支援コース、育児休業等支援コース、再雇用者評価処遇コース)の支給のために必要な給付金、広報、審査・支給事務に係る経費であり、両立支援等助成金を支給することにより、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備等に取り組む事業主の取組に寄与する。 ①事業所内保育施設コース(平成21年度) 労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営、増築を行う事業主・事業主団体であって、一定の要件を満たしたものに對して、その費用の一部を助成するものである。 【設置費】大企業・・・1/3、中小企業・・・2/3 【増築費】大企業・・・1/3、中小企業・・・1/2 【運営費】10年間支給 大企業・・・現員1人当たり34万円(年額) 中小企業・・・現員1人当たり45万円(年額) (令和3年度予算額:4.1億円、令和3年度執行額:4.6億円、令和4年度予算額:4.1億円、令和4年度執行額:2.9億円、令和5年度予算額:3.0億円) ※企業主導型保育事業の開始に伴い、平成28年度から新規受付を停止している。 ②出生時両立支援コース(平成28年度) 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備等に取り組む、育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主や男性の育児休業取得率を上昇させた中小企業事業主に對し一定額を支給する。 (令和3年度予算額:47.6億円、令和3年度執行額:50.2億円、令和4年度予算額:61.1億円、令和4年度執行額:31.0億円、令和5年度予算額:55.4億円) ③介護離職防止支援コース(平成28年度) 「介護支援プラン」を策定し、プランに沿って対象労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組む中小企業事業主、または介護両立支援制度の利用者が生じた中小企業事業主に一定額を支給する。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、特別な有給休暇を労働者に取得させた中小企業事業主に一定額を支給する。 (令和3年度予算額:2.0億円、令和3年度執行額:2.1億円、令和4年度予算額:2.2億円、令和4年度執行額:2.9億円、令和5年度予算額:2.9億円) ④育児休業等支援コース(平成29年度) ①育休取得時、②職場復帰時 「育休復帰支援プラン」を策定し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組む中小企業事業主に對し一定額を支給する。 ③業務代替支援 育児休業取得者が、育児休業終了後、原則として原職等に復帰する旨の取扱を就業規則等に規定した上で、以下の取組を行った中小企業事業主に一定額を支給する。 A新規雇用 育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に一定額を支給する。 B手当支給等 育児休業取得者の代替要員確保の代替要員を確保せずに業務を見直し、周囲の社員により対象労働者の業務をカバーして、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に一定額を支給する。 ＜有期雇用労働者加算＞ 育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に一定額を加算して支給する。 ④職場復帰後支援 育児休業からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者を支援するため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に對し一定額を支給する。 ⑤新型コロナウイルス感染症対応特例 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために、特別な有給休暇制度とともに、テレワーク等の学校休業等があっても継続勤務できる両立支援制度を導入し、特別な有給休暇制度を取得させた事業主に對し一定額を支給する。 (令和3年度予算額:30.7億円、令和3年度執行額:32.5億円、令和4年度予算額:38.2億円、令和4年度執行額:33.1億円、令和5年度予算額:38.7億円) ⑤再雇用者評価処遇コース(平成29年度) 妊娠、出産、育児、介護又は配偶者の転勤等を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、退職前の勤務について評価する再雇用制度を導入し、希望する者を再雇用した事業主に一定額を支給する。 (令和3年度予算額:2百万円、令和3年度執行額:5百万円、令和4年度予算額:1百万円、令和4年度執行額:0.2百万円、令和5年度予算額:なし) ※令和2年度限りで廃止し、令和3年度、4年度は経過措置のみ 仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業や介護休業等を取得しやすくなることが育児休業取得率の施策目標達成や仕事と家庭の両立支援の推進に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。				2023-厚労-22-0518	
		99.3億円	79.7億円								

(17)		新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業 (令和元年度)	241億円	302億円	205億円	—	新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により、子どもの世話を行うことが必要となった労働者等に対し、有給休暇を取得させた事業主又は個人で委託を受けて仕事を する者に対して助成金・支援金を支給する。 また、当該制度に係る相談を受け付けるコールセンターを運営するとともに、申請書の受付及び一次審査を行う受付センターを運営することにより、相談体制及び支給体制整備を図る。					2023-厚労-22-0633			
達成目標3について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標			基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
							年度ごとの実績値								
				基準年度		目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
○12	自営型テレワークガイドライン周知セミナー受講者のうち「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の概要について「理解できた」と回答した者の割合(アウトカム) ※令和4年度以降	—	—	80%以上	毎年度	—	—	—	80%以上	90%以上	「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を周知するため、自営型テレワーカーや発注者等向けオンラインセミナーを開催することは有効であると考えられる。その中で、セミナー受講者が自営型テレワークガイドラインの概要について理解できたことをアウトカムとして設定。	R4年度における「よく理解できた」、「理解できた」、「やや理解できた」と回答した者の割合が99.0%だったことを踏まえ、「よく理解できた」、「理解できた」、「やや理解できた」と回答した者の割合を90%と設定した。 (参考)自営型テレワークガイドライン周知セミナーの受講者のうち「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の概要について「よく理解できた」「理解できた」と回答した者の割合 令和2年度実績:80.6%(129人/160人)、令和3年度実績:74.6%(135人/181人)、令和4年度実績:99.0%(96人/97人)			
13	自営型テレワークに関する総合支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数 (アウトプット)	442,536件	平成28年度	過去5年間相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上	毎年度	前年度 (276,709件)以上	前年度 (429,334件)以上	前年度 (556,014件)以上	604,440件以上	210,443件以上	・自営型テレワークに関する総合支援サイトを通じた情報提供について、サイトの普及の度合いを測るため。 ・目標値については、令和3年度までは「毎年度:前年度以上」としていたが大きな社会環境の変化によって、実績値ひいては次年度目標値に影響を受けることを防ぐため、令和4年度以降の目標値を「過去5年間相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上」と見直した。	過去5年間相当の実績を回帰分析し、令和4年度は604,440件以上とした。 令和4年度以前の活動実績は、アクセス数の集計のためのタグの設定に誤りがあることが発覚した。 修正後の活動実績は、推定値でR2: 189044、R3: 197798、R4: 202905。 伸び率等の傾向は、修正前後で概ね同様である。 この修正後の数値を基に、従来どおりの単回帰分析の方法により、令和5年度及び6年度の見込みを算出すると210443、217374となる。今後も活動実績及び成果実績が目標を上回るよう、自営型テレワーカーの就業環境の整備という観点から、効果的に事業を実施していく。			
14	総合支援サイトのコンテンツであるe-ラーニングについて、e-ラーニングの受講が「再就職に向けて役に立った」と回答した者の割合 (アウトカム)	—	—	95%以上	毎年度	85%以上	85%以上	85%以上	95%以上	95%以上	・自営型テレワークに必要なノウハウを学ぶことができるe-ラーニング(※)が、再就職に資するものであったかの度合いを測るため。 ※e-ラーニング・・・これから自営型テレワークを始めたいと考えている未経験者や経験の浅い自営型テレワーカーを対象に、自営型テレワークを始めるに当たった心の構えや契約に当たっての注意事項などを学ぶことができる教材。厚生労働省が委託事業において作成し、ポータルサイト(ホームワーカーズウェブ)に掲載。	目標値は、昨年度の実績水準を維持することを目標に95%と設定する。 (参考)令和4年度実績値97.8%は分母:e-ラーニングを受講した人数(92人)、分子:e-ラーニング受講者向けのアンケートにて「再就職の役に立った」と回答した人数(90人)から算出したもの。			
15	フリーランス・トラブル110番相談窓口について、相談者が「とても満足」、「満足」と回答したものの割合(アウトカム)	—	—	80%以上	毎年度	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	・本事業の最終目的は、発注者等との取引上のトラブルなど、問題を抱えているフリーランスからの相談を受け、その問題が解決するように導き、引き続き安心してフリーランスとして働くことができるようにしていくことであるため、本事業の相談窓口で相談したことに対する満足度すなわち相談窓口の有用度をアウトカムとして設定した。	目標値は、昨年度の実績水準を維持することを目標に80%と設定する。 (参考)令和4年度実績値80.1%は分母:フリーランス・トラブル110番相談窓口相談者向けのアンケート回答者数人数(4,507人)、分子:アンケートにて「とても満足」、「満足」と回答した人数(3,610人)から算出したもの。			
達成手段3			令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号			
			予算額	予算額											
			執行額	執行額											
(18)	自営型テレワークに係る就業環境の整備事業 (平成12年度)	0.2億円	0.2億円	0.2億円	12,13,14	「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を周知するため、自営型テレワーカーや発注者等向けオンラインセミナーの開催及びガイドラインの周知資料の作成を行う。また、自営型テレワーカー及び自営型テレワークを始めようとする者並びに仲介事業者や発注者を対象に、インターネット等を活用した自営型テレワーカー及び発注者等への情報提供等を実施する。 上記により、自営型テレワークを良好な就業形態として確立するための環境整備に寄与する。					2023-厚労-22-0523				
(19)	フリーランスに係る相談支援等の環境整備事業(令和2年度)	0.7億円	0.6億円	0.8億円	15	フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについて、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口(フリーランス・トラブル110番)における相談対応を実施する。 上記により、フリーランスとして安心して働ける環境の整備に寄与する。					2023-厚労-22-0527				
施策の予算額(千円)			令和3年度			令和4年度			令和5年度			政策評価実施予定時期		令和7年度	
			43,207,904			26,360,810			16,749,141						
施策の執行額(千円)			28,330,596			58,688,961									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)			施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
			第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明						令和4年2月25日		職場における女性活躍の推進については、改正女性活躍推進法の円滑な施行等に取り組むとともに、男女間賃金格差そのものの開示を充実する制度の見直しについて、具体的に検討し、速やかに着手してまいります。				

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表					
*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。			（厚生労働省5（Ⅳ－2－1））		
施策目標名(政策体系上の位置付け)	非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること (施策目標Ⅳ－2－1) 基本目標Ⅳ:女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標2:非正規雇用労働者(短時間労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること		担当 部局名	雇用環境・均等局 職業安定局	作成責任者名 大臣官房参事官 立石 祐子 雇用環境・均等局有期・短時間労働課長 田村 雅 職業安定局需給調整事業課長 中嶋 章浩
施策の概要	【正社員転換の推進】 ・正社員として働くことを希望される非正規雇用労働者の正社員転換を推進するため、正社員への転換などを行う事業主に対するキャリアアップ助成金により支援を行っている。 ・短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度、職種・職務限定正社員制度といった多様な正社員の導入拡大を図るため、「多様な正社員」制度にかかる好事例の周知や、社会保険労務士などによる導入支援を行っている。				
	【同一労働同一賃金の実現】 ・どのような雇用形態を選択しても納得して働き続けられるようにすることにより、人々が自分のライフスタイルに合わせた多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)による改正後の「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年法律第76号。(以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。))及び「労働者派遣事業の適切な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。))には、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による法の履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備等の内容について統一的に整備しており、令和3年4月1日から全面施行されている(大企業は令和2年4月1日施行済)。なお、労働者派遣法は令和2年4月1日から全面施行されている。 ・これにあわせて、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇差の禁止に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第430号。いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」。)において示している。 ・この他、事業主が何から着手すべきかを解説する「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」や、各種手当・福利厚生・基本給等について、具体例を付しながら点検・検討手順を詳細に示した「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」等を作成し、円滑な施行のための周知を行っている。 ・加えて、企業における非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するため、平成30年度より全都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家による個別相談支援等を実施している。				
	＜用語の定義＞ (短時間労働者) 1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者(パートタイム・有期雇用労働法における定義) (有期雇用労働者(有期契約労働者)) 事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者(パートタイム・有期雇用法における定義) (派遣労働者) 事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう。(労働者派遣法における定義)				
施策を取り巻く現状	1. 非正規雇用労働者の概況(2022年) ・我が国の15歳以上人口(11,017万人)に占める就業者(6,713万人)の割合は約6割であり、就業者の約半数が正規雇用労働者(3,588万人)、非正規雇用労働者(2,101万人)は3割程度、雇用者総数(5,689万人)に占める割合は36.9%となっている。 ・非正規雇用労働者数は2010年以降増加が続き、2020年以降は減少したが、2022年は増加。 ・非正規雇用労働者数について、年齢階級別に見ると、65歳以上で顕著に増加している。45歳未満で見ると、ほぼ横ばいで推移している。				
	2. 非正規雇用労働者の内訳(2022年) ・非正規雇用労働者のうち、パートは1,021万人(48.6%)、アルバイトは453万人(21.6%)、派遣社員は149万人(7.1%)。近年はパート、アルバイトが増加。 ・不本意非正規雇用労働者の割合は、非正規雇用労働者全体の10.3%(2022年平均)であり減少傾向。 ・一方で、「自分の都合のよい時間に働きたいから」「家計の補助・学費等を得たいから」等の理由で非正規雇用を選択する者も76.4%(2022年平均)存在。 ・今後の働き方について、正社員になりたいと回答したパートタイム・有期雇用労働者のうち、正社員になった場合に「多様な正社員」制度を希望したいと回答した割合は68.2%(2021年)存在。				
	3. 非正規雇用労働者の待遇等の現状 ・正規雇用労働者に比べ、非正規雇用労働者の賃金は低い。 ・正社員との比較で見ると、「計画的な教育訓練(OJT)」、「入職時のガイダンス(Off-JT)」は正社員と比べて7割程度の実施となっているが、「将来のためのキャリアアップのための教育訓練(Off-JT)」は4割を下回っている。 ・手当等、各種制度の適用割合について、正社員との比較で見ると、「通勤手当」の実施率が約8割と高くなっており、「慶弔休暇」が約6～8割、「賞与」が約4～6割となっている。 ・同一労働同一賃金など、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保の実現に向けて、「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所の割合は63%、「待遇の見直しは必要ないと判断した」は21%、「異なる形態が存在しない」は7%。「取り組んでいる又取り組んだ」事業所の取組内容は、「基本給」が42%、「諸手当」が60%、「福利厚生」が54%であった。				
施策実現のための課題	1	非正規雇用の実態は様々であり、自分の都合のよい時間に働きたい等の理由で非正規雇用を選んでいる者が76.4%(令和4年平均)を占めている。一方、正規雇用と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった状況もあり、正規雇用を希望しながらそれがかなわず、非正規雇用で働く者(不本意非正規雇用労働者)も10.3%(令和4年平均)存在するため、正規雇用化を促進していくことが課題となっている。			
	2	非正規雇用労働者は2,101万人(令和4年平均)と雇用者総数の約4割を占める状況にあるが、待遇がその働き・貢献に見合ったものになっていない場合もある。このため、非正規雇用労働者と正社員との不合理な待遇差を解消し、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保することが課題となっている。 ワーク・ライフ・バランスの観点や働く方の希望に応じた柔軟な働き方を実現するため、多様な就業ニーズに対応した就業環境の整備も課題となっている。			

各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係								達成目標の設定理由			
		目標1	正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること								不本意非正規雇用労働者が依然として相当数存在しているが、労働者が希望する働き方を実現することで、働く方の雇用の安定や処遇の改善、意欲向上や生産性向上につながると考えられるため。 少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が見込まれる中、日本経済の好循環の動きを更に進めていくためには、雇用情勢が着実に改善しているタイミングをとらえ、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を強力に推し進めていくことが重要であるため。		
		目標2	非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する								多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備するため、パートタイム・有期雇用労働法等に基づき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施することにより、非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保と正社員への転換を推進する必要があるため。		
(課題2)													
達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
○1	不本意非正規雇用労働者の割合(アウトカム)	18%	平成26年平均	10%以下	令和5年度	-	10%以下	10%以下	10%以下	10%以下	不本意非正規雇用労働者については、足下では減少傾向にあるものの依然として一定数存在しており、それを減少させることは喫緊に取り組むべき重要な課題のため、測定指標に選定した。 (参考1)平成29年平均実績14.3%、平成30年平均実績12.8% (参考2)令和4年度実績値10.3%は分母:当該質問の回答者総数、分子:現職の雇用形態(非正規雇用)についた主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した人数から算出したもの。 (出典):総務省「労働力調査(詳細集計)」	成長戦略フォローアップ工程表(令和3年6月18日)のKPIとして設定されている目標水準(2022年までに10%以下)に基づき設定した。	
						11.6%	11.5%	10.7%	10.3%				
2	25～34歳の不本意非正規雇用労働者の割合(アウトカム)	15.6%	令和4年平均	前年以下	毎年	-	-	-	-	前年以下	不本意非正規雇用労働者の割合は年齢により異なるが、特に若者(25～34歳)の不本意非正規雇用労働者の割合は全体よりも高く、それを減少させることは喫緊に取り組むべき重要な課題のため、測定指標に選定した。 (参考1)平成29年平均実績22.4%、平成30年平均実績19.0% (参考2)令和4年実績値15.6%は分母:当該質問の回答者総数、分子:現職の雇用形態(非正規雇用)についた主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した人数から算出したもの。 (出典):総務省「労働力調査(詳細集計)」	不本意非正規雇用労働者の割合を着実に低下させることが重要なため、まずは前年以下と設定した。	
						17.7%	16.8%	15.6%	15.6%				
3	キャリアアップ助成金における非正規雇用労働者から正規雇用労働者等に転換した労働者の数(アウトカム)	67,210人	平成28年度	105,000人	令和5年度	136,000人	112,000人	101,000人	109,000人	105,000人	キャリアアップ助成金の正社員化コースは、有期雇用労働者等の正規雇用労働者への転換等を促す主要な支援措置であるため、正規雇用労働者等へ転換した労働者の数を目標値とした。 (参考)平成29年度実績109,342人、平成30年度実績135,441人 (出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ	行政事業レビューの目標として設定されている目標水準(※)に基づき設定した。 (※)令和5年度 105,000人	
						111,895人	100,203人	108,876人	105,704人				
4	キャリアアップ助成金により正社員転換した就職氷河期世代の労働者の数(アウトカム)	34,807人	令和2年度	30,000人	令和5年度	-	-	35,000人	35,000人	30,000人	「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年度6月21日閣議決定)において「就職氷河期世代支援プログラム」を取りまとめ、令和元年度からの3年間の集中的な取組みにより、就職氷河期世代の正規雇用者を30万人増やすことを目指すとしており、キャリアアップ助成金の正社員化コースは、この目標達成のための重要な政策ツールの1つとなっていることから、正社員転換した就職氷河期世代の労働者の数を目標値とした。 (出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ	行政事業レビューの目標として設定されている上記目標水準(全年齢)(※)や前年度実績に基づき設定した。 (※)令和5年度 105,000人(キャリアアップ助成金における非正規雇用労働者から正規雇用労働者等に転換した労働者の数)	
						-	34,807人	35,472人	30,862人				
5	キャリアアップ計画の認定数(アウトプット) ※令和4年度まで	46,597件	平成28年度	-	令和5年度	40,730件	40,905件	40,680件	45,420件	-	キャリアアップ助成金の目的は、非正規雇用労働者について企業内におけるキャリアアップを促進することであり、事業所において「キャリアアップ計画書(事業所における3～5年の取組計画)」を適切に作成することが、キャリアアップに向けた取組の基礎になることから、その認定件数を目標値とした。 (参考)平成29年度実績50,936件、平成30年度実績40,730件 (出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ	令和5年度からリリースした雇用関係助成金ポータルによる電子申請の開始に合わせ、キャリアアップ計画認定数の計上方法を変更(計画提出が電子か紙かにより計上方法が異なる)したことにより、実績値の経年比較が困難となったことから、本指標は令和4年度までの指標とし令和5年度目標値は設けていない。	
						40,905件	40,680件	45,420件	37,965件				
達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額 執行額	予算額 執行額										
(1)	非正規雇用の労働者のキャリアアップ事業の実施 (平成25年度)	966.6億円	839.3億円	829.0億円	1,2,3,5	短時間労働者、有期雇用労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善等の取組を実施した事業主に対してキャリアアップ助成金を支給するとともに、都道府県労働局及び公共職業安定所に事業主支援アドバイザーを配置し、助成金の活用を検討する事業主に対して実態やニーズに応じた助言・支援等を行う。 事業主がコロナ禍において雇用維持に注力せざるを得ない状況が続いたものの、本助成金の正社員化コースにおける正規雇用等転換者数は、平成29年度以降10万人を超え続けており、非正規雇用労働者のキャリアアップに向けた有効な手段となっている。実績や執行率を踏まえて、適宜支給要件やコースの見直し・拡充等を行っており、SNS等を活用して当該拡充内容を含めた制度周知等の取組を強化していく。						2023-厚労-22-0537	
		640.6億円	614.1億円										

(2)	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進事業(旧:非正規雇用労働者の待遇改善支援事業) (平成29年度)	55.7億円	43.8億円	36.7億円	1, 2	中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、47都道府県の都道府県センター及び全国センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、①労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施、②企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施、③働き方改革全般に係る先進的な取組事例の収集や周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。	2023-厚労-22-0538
		51.6億円	24.3億円				
(3)	短時間正社員等の「多様な正社員」制度の導入支援事業 (旧:パートタイム・有期雇用労働者活躍推進事業) (平成26年度)	0.7億円	0.5億円	0.6億円	1, 2	勤務時間や勤務地が限定された正社員としての働き方をしたいとのニーズもあることから、限定した形で正社員待遇が図られるよう当事業を実施。「多様な正社員」制度の導入を検討している企業を対象に、制度導入支援セミナーの開催・配信、支援員による導入支援・導入事例のとりまとめ、好事例の収集及び事例集・動画の作成を行うことにより、短時間正社員をはじめとする「多様な正社員」制度の導入に寄与する。	2023-厚労-22-0539
		0.6億円	0.5億円				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○6	パートタイム・有期雇用労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合(年度内)(アウトカム)	-	-	90%以上	令和5年度		-	-	-	90%以上	パートタイム・有期雇用労働法の履行確保の徹底のため、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)が徴収を行い、法違反があれば事業主に助言・指導等を行い、是正がされることにより、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善が図られることから指標として設定した。 (出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ ※令和2年度は大企業のみ施行、中小企業は令和3年度から適用。	令和5年度は、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)での新たな取組成果を受け、パートタイム・有期雇用労働法8条違反についての助言件数の増加が見込まれ、企業側の是正が長期化する事象が増える可能性があるため、目標値は前年同とする。 なお、令和4年度の実績が100%を超えている理由は、助言・指導を行ったのは令和3年度以前であるが、是正が年度をまたいで令和4年度となったものを含んでいるため。
7	パートタイム・有期雇用労働法(中小企業はパートタイム労働法)に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した報告徴収件数(年度内)(アウトプット)	-	-	令和4年度の実績を踏まえて設定予定	令和5年度	-	5,640件	5,640件	7,520件	7,520件	パートタイム・有期雇用労働法の履行確保の徹底のため、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)が徴収を行い、法違反があれば事業主に助言・指導等を行い、是正がされることにより、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善が図られることから、指標として選定した。目標値については、年度単位で計画的に実施していることから、年度内の件数を設定した。 (出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ	令和4年度については新型コロナウイルス感染症関連の相談業務を優先したため、支援業務が例年と同じようには行えなかったこともあり、目標達成できなかったが、令和5年度については例年並みに戻ることを想定して令和4年度と同値を目標値として設定した。
8	派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から待遇に関する個別の相談を受けた際などに、相談者の抱える問題について、相談を通じて解決に至った割合(アウトカム)	-	-	90%以上	令和5年度	-	-	80%以上	90%以上	90%以上	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護等を推進していくためには、相談対応の質を維持し続けることが重要であること、また、派遣労働者の均等・均衡待遇の確保状況を測定するため、派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から待遇に関する個別の相談を受けた際などに、期間を区切った形で、相談者の抱える問題が相談を通じて解決に至った割合について評価することを指標とした。 (出典):職業安定局・需給調整事業課調べ	令和4年度の実績を踏まえ、また、令和5年度から労働者派遣事業に関する相談から待遇に関する相談に限定して評価することから、改めて検証を行った上で、90%以上と目標値を設定した。
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
9	「通勤手当」を有期雇用フルタイムに実施した企業割合					-	-	88.2%	-		均衡待遇として企業が取り組んだ労働条件を把握することは重要であるものの、調査が5年に1度で毎年フォローアップすることができないため参考指標として設定。 (出典):厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」	
10	正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者を正社員と比較した場合の1時間当たりの基本賃金が、正社員と同じ又は正社員より高い割合					-	-	54.3%	-		均衡待遇として企業が取り組んだ労働条件を把握することは重要であるものの、調査が5年に1度で毎年フォローアップすることができないため参考指標として設定。 (出典):厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」	
11	フルタイムの正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の賃金比率					64.7%	66.3%	67.0%	67.5%		非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保の状況把握に資するマクロ的な指標として設定。なお、賃金格差は、いわゆる正社員と非正規雇用労働者間の職務内容の違いの程度によるため、本比率は測定目標として設定することは困難。 (出典):厚生労働省「賃金構造基本統計調査」	
達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算値	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算値 執行額	予算値 執行額									
(4)	パートタイム・有期雇用労働者均衡待遇推進事業 (旧:短時間労働者均衡待遇啓発事業) (平成19年度)	6.6億円	5.7億円	7.6億円	6, 7	雇用均等指導員を都道府県労働局に配置し、事業主等からの相談への対応や事業主訪問により、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善について専門的なアドバイスをを行うとともに、令和3年4月1日より全面施行された(大企業は令和2年4月1日施行済)パートタイム・有期雇用労働法の周知啓発を行う。 短時間労働者及び有期雇用労働者と正社員との均等・均衡待遇を確保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境の整備に寄与する。						2023-厚労-22-0541
(5)	労働者派遣事業等の適正な運営の確保に係る経費(旧:労働者派遣法の施行等による雇用の安定確保にかかる経費) (平成23年度)	25.5億円	24.8億円	23.5億円	8	① 労働者の雇用の安定に係る説明会等の実施 ・リーフレットによる派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等への周知 ・派遣元事業主、派遣先等労働者派遣事業の関係者に対する説明会等の実施 ② 派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等からの相談体制の強化(労働局における相談支援体制の強化) 等 以上の事業を実施することにより、説明会等における労働者派遣法の周知啓発を実施する事業所数の増加を図り、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を推進していく。						2023-厚労-22-0559
		24.1億円	23.1億円									

(6)	パートタイム・有期雇用労働者等の活躍推進に関する総合的情報提供事業 (旧:パートタイム・有期雇用労働者活躍推進に関する総合的情報提供事業) (平成27年度)	0.6億円	0.5億円	0.4億円	6、7	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に資する各種情報について、「多様な働き方の実現応援サイト」において総合的な情報提供を実施するとともに短時間正社員制度等、多様な正社員制度の導入支援マニュアルや導入事例等を掲載し、事業主の積極的な取組を促す。	2023-厚労一22—0540			
		0.6億円	0.4億円							
(7)	職務分析・職務評価コンサルタント育成事業(旧:職務分析・職務評価普及事業) (平成28年度)	3.9億円	—	=	6、7	職務分析・職務評価にかかるコンサルティングを行う人材を養成するため研修と企業担当者等へ向けた動画配信及び事例収集による周知を一体的に実施し、職務分析・職務評価の更なる普及を図ることにより、短時間労働者及び有期雇用労働者と正社員との均等・均衡待遇の実現に寄与する。 ※令和4年度以降は(2)において職務分析・職務評価の取組支援を実施	—			
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定時期	令和6年度
		105,884,423			91,442,959		89,794,648			
施策の執行額(千円)		72,585,136			66,750,036					
施策に係る内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				令和5年3月8日		非正規雇用労働者や出産を契機に退職した方等で正規雇用を希望する方について、労働時間や勤務地等が限定された多様な正社員を含め、正社員への転換等の取組を進めるとともに、労働基準監督官が非正規雇用労働者の待遇を確保すること等により、同一労働同一賃金の遵守の徹底を図ります。		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅳ-3-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	長時間労働の抑制等によるワーク・ライフ・バランスの実現等の働き方改革を着実に実行するとともに、テレワークの定着や多様で柔軟な働き方がしやすい環境整備を図ること(施策目標Ⅳ－3－1) 基本目標Ⅳ：女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3：働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること		担当 部局名	労働基準局 雇用環境・均等局	作成責任者名	労働条件政策課長 湊谷 秀行(長時間労働、年休、話し合いの機会、助成金、医療部分) 労働関係法課長 吉村 紀一郎(労働契約法部分) 大臣官房参事官 立石 祐子(年休、話し合いの機会、特別な休暇制度、勤務間インターバル制度部分) 在宅労働課長 原田 浩一(テレワーク部分) 有期・短時間労働課長 田村 雅 (働き方改革推進支援センター) 雇用機会均等課長 安藤 英樹(不妊治療と仕事との両立)
施策の概要	○ 労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場での労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、勤務間インターバル制度の導入促進、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及等、労働時間等の設定の改善の促進を図る。 ○ 企業等に雇用される労働者が行いうゆる雇用型テレワークについては、ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方として、適切な労務管理下における良質なテレワークの導入・実施を進めていくことができるよう、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(以下「テレワークガイドライン」という。)を令和3年3月に改定し、周知を図っている。					
施策を取り巻く現状	【週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移】 週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移は年々減少し、令和3年に5.0%となっている。 【勤務間インターバル導入企業割合】 勤務間インターバル制度の導入率は年々上昇し、令和3年に5.8%となっている。 【年次有給休暇取得率の推移】 年次有給休暇の取得率は近年上昇し令和3年に58.3%となっている。 【特別な休暇制度の導入企業数】 特別休暇の導入率は80%前後で推移している。 【雇用型テレワークの実施者数の推移】 テレワークは、コロナ禍の下、急速に普及したが、導入した企業でも直近では実施が低調となっている企業もあると言われている。また、地方圏、中小企業等においては依然、導入率が低い。テレワークは、ポストコロナの「新しい日常」に対応した多様な働き方の1つであり、業務の効率化、育児や介護との両立、人材の確保等、労働者、使用者双方にメリットのある働き方であることから、引き続き、テレワークの導入・定着を促進していく必要がある。					
施策実現のための課題	1	近年の労働時間の状況は、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するとともに、年次有給休暇の取得率は6割弱で推移している状況であり、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患にかかる労災認定件数は高い水準で推移しており、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進など働き方・休み方の見直しを一層促進することが重要である。				
	2	テレワークは、柔軟な働き方を可能とするものであり、子育てや介護と仕事の両立、ワーク・ライフ・バランスの向上、人材確保、働き方改革の促進等に資する他、地方創生、国土の有効利用、女性活躍など様々な観点から、コロナ後においてもデジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年12月23日閣議決定)などにおいて、政府全体で推進していくこととされている。都市部・大企業における導入率は高いものの、地方部・中小企業における普及率は低いことが課題となっている。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1	長時間労働の抑制、勤務間インターバル制度の導入促進、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善を促進する。			長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあるため、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態がある。また、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するための勤務間インターバル制度について、その導入を促進することが重要である。	
	(課題1)				労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、年次有給休暇の取得が必要不可欠であるが、年次有給休暇の取得率は5割程度で推移している。 特に配慮を必要とする労働者については、特別な休暇制度の導入等を促進していくことが重要である。	
	目標2	適正な労務管理下における良質なテレワークを普及する。			テレワークは、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方として、更なる導入が必要である。	
	(課題2)				改定後のテレワークガイドラインを活用し、企業等において、適正な労務管理がなされたうえでの良質なテレワークを普及・定着させる必要がある。 こうした取り組みによって、柔軟な働き方がしやすい環境整備を進めることは、多様な人材の労働参加の促進にも寄与するものである。	

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度			年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (アウトカム) ※令和2年度まで	10.0%	平成20年度	5%	令和2年度	-	5%				長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定している。 ※年度ごとの実績値は、暦年の件数 (参考1)平成21年:9.2%、平成22年:9.4%、平成23年:9.3%、平成24年:9.1%、平成25年:8.8%、平成26年:8.5%、平成27年:8.2%、平成28年:7.7% 総務省「労働力調査」 URL: http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm (参考2)週労働時間が40時間以上の雇用者のうち週労働時間が60時間以上の雇用者の占める割合 平成29年:12.1%、平成30年:11.6%、令和元年:10.9%、令和2年:9.0% (参考3)週労働時間80時間以上の雇用者の割合 平成29年:0.9%、平成30年:0.8%、令和元年:0.7%、令和2年:0.6%	—
	週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (アウトカム) ※令和3年度以降	—	—	5%	令和7年度	-	-	8.2%	7.9%	7.5%	・ 長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定している。 ※年度ごとの実績値は、暦年の件数	各種取組を進め、令和2年の週60時間以上の雇用者の割合が5.1%(令和3年は5%)と、目標値をほぼ達成できたところ。 そのため、特に長時間労働が懸念される週労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえ、新たに目標を設定したものの。 (参考)「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20085.html
②	年次有給休暇取得率 (アウトカム)	47.4%	平成20年度	70%	令和7年度	-	70.0%	60.9%	61.2%	64.2%	・ 労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、年次有給休暇の取得が必要不可欠であるが、年次有給休暇の取得率は6割弱で推移しているため、その取得率の向上を指標として設定している。 ・ なお、「少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)」や「第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」において、年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%とすることになっている。 (参考)平成21年:47.1%、平成22年:48.1%、平成23年:49.3%、平成24年:47.1%、平成25年:48.8%、平成26年:47.6%、平成27年:48.7%、平成28年:49.4%、平成29年:51.1% 厚生労働省「就労条件総合調査」 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html	令和4年度の目標は、最新値の令和3年度実績値と最終目標年度の令和7年度の差分を均等割りして設定した。
									集計中 (R5年10月目途公表予定)			
③	労働者30人以上の企業のうち、勤務間インターバル制度(就業規則又は労使協定等で定めているものに限る。)を導入している企業の割合 (アウトカム)	1.4%	平成28年度	15%	令和7年度	-	10.0%	7.8%	8.1%	10.4%	・ 勤務間インターバル制度は、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するためのものであり、当該制度を企業が導入することは過労死防止の1つの方策となるが、その導入率が低水準となっているため、その導入率の向上を指標として設定している。 ・ なお、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定)において、労働者30人以上の企業のうち、勤務間インターバル制度(就業規則又は労使協定等で定めているものに限る。)を導入している企業割合を令和7年までに15%とすることになっている。 (参考)平成29年:1.8% 厚生労働省「就労条件総合調査」 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html	令和4年度の目標は、最新値の令和3年度実績値と最終目標年度の令和7年度の差分を均等割りして設定した。
									集計中 (R5年10月目途公表予定)			

4	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合（アウトカム）	52.1%	平成21年度	100%	令和7年度	-	100.0%	68.4%	73.2%	82.1%	・ 労働時間等の設定の改善は、それぞれの労働者の抱える事情や企業経営の実態に基づいて行われるべきであり、労使間の話し合いの機会を整備することが重要であるため、指標として設定している。 ・ なお、「少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）」や「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」において、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合を令和7年までに100%とすることになっている。 （参考）平成22年度：40.5%、平成23年度：46.3%、平成24年度：59.7%、平成25年度：60.6%、平成26年度：52.8%、平成27年度：55.4%、平成28年度：67.2%、平成29年度：55.1% ・厚生労働省「『仕事と生活の調和』の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」	令和4年度の目標は、最新値の令和3年度実績値と最終目標年度の令和7年度の差分を均等割りして設定した。
5	特別な休暇制度普及率（アウトカム）	61.4%	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度（71.6%）以上	前年度（80.7%）以上	前年度（79.3%）以上	前年度（88.2%）以上	前年度（93.1%）以上	・ 労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、労働者の健康と生活に係る多様な事情を考え合わせることが重要だが、中でも特に配慮を必要とする労働者については、事業主が適切な措置を講じることが必要である。 ・ この配慮に当たっては、特別な休暇制度の導入等を促進していくことが重要であることから、その普及率の向上を目標として設定している。 （参考）平成24年度：56.6%、平成25年度：56.8%、平成26年度・平成27年度は未実施、平成28年度：61.4%、平成29年度：59.6% ・厚生労働省「『仕事と生活の調和』の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」	特別な休暇制度普及率については、政策目標として定められているものではないが、特別な休暇制度の普及をすすめていく必要があることから、前年度以上とすることを目標とした。
6	労働契約等解説セミナー参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合（アウトカム）	95.0%	毎年度	95%	毎年度	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	・ ワークライフバランスの実現に向けた、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等に係る労使の自主的な取組を実行あるものとするためには、労使双方が労働時間や労働契約に関するルールを十分に理解して取り組むことが必要である。 ・ このための手段の一つとして、労働時間や労働契約等に関するルールについて、十分に理解していない中小企業や労働者を対象としたセミナー等の開催等により、労働者・事業主等に対する労働関係法令の教育、情報提供等を行うこととしており、セミナー出席者の理解度を図る指標として、「労働契約法等関係法令の理解度が進んだと考える人の割合」を選定の上、95%以上という高水準の目標を設定した。 ・ なお、当セミナーでは、労働関係法令や無期転換ルール、副業・兼業の促進という重要なテーマを扱っており、前年実績に左右されることなく1年度ごとで同じ高水準の目標設定を維持することで、内容・質ともに充実・維持することができ、適正な事業運営が可能となることから、本指標を維持することにした。 （参考）令和4年度実績値95.9%は分母：セミナー参加者のアンケート回答総数（36,567件）、分子：セミナー内容を「よく理解できた」または「ある程度理解できた」と回答した総数（35,052件）から算出したもの。	セミナーでは労働関係法令や無期転換ルールに加え、副業・兼業の促進という重要なテーマを扱っており、高水準の目標設定を維持することで、内容・質ともに充実・維持することができ適正な事業運営が可能となること及び過去の実績を踏まえ、例年どおり95%を目標とする。

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策推進事業 (平成18年度)	13,763百 万円	16,159百 万円	12,651百 万円	1～6	① 働き方改革推進支援助成金(適用猶予業種等対応コース、労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース、労働時間適正管理推進コース、団体推進コース) 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主・小規模事業者や傘下企業を支援する事業主団体に対して助成を行う。 ② 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休みの現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業的好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うとともに、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催、勤務間インターバル制度の導入促進に向けた導入マニュアルの作成や好事例の提供等を行う。 ③ 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業 病気休暇やボランティア休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、企業が参考とする導入事例集等の作成や、休暇制度の導入状況等に関する調査等を行う。 ④ 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業(※令和元年度より③「不妊治療のための休暇制度等環境整備事業」へ) 不妊治療のための休暇制度等の導入に取り組む企業を支援する。 ⑤ 適切な労務管理のための労働契約等に関するルールの定着事業 働き方や休み方の見直しに向けた労使の自主的な取組の前提となる労働時間や労働契約等に関するルール等について、中小事業主や労働者を対象としたセミナーを開催する。 ⑥ 中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県の都道府県センター及び全国センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、①労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業への訪問とオンラインによるコンサルティングの実施、②企業の取り組み事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施、③働き方改革全般に係る先進的な取り組み事例の収集や周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。	2023-厚労-22-0538 2023-厚労-22-0543 2023-厚労-22-0545
(2)	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調査対策の推進(医療従事者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組) (平成24年度)	755百万円	887百万円	927百万円	1～3	① 医療従事者の労務管理等の改善についての相談支援等の実施 勤務環境の改善に自主的に取り組む医療機関からの相談等に対してワンストップで対応できる支援体制として、医療法に基づき各都道府県に設置されている「医療勤務環境改善支援センター」(以下「助成センター」という。)等において医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労働時間管理を中心とする労務管理等に関する相談支援等を地域の関係団体と連携の上、円滑に実施する。 また、令和6年度から適用予定である医師の時間外労働時間の上限規制に向け、医療機関に対し集中的な支援を行う特別支援や医師の時間外労働時間短縮計画の策定支援を実施し、医療機関に対する支援の強化を行う。 ② 医療勤務環境改善マネジメントシステム(以下「マネジメントシステム」という。))に基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究 マネジメントシステムに基づいた医療機関の取組事例の収集・分析等を行い、医療機関におけるマネジメントシステムの導入・活用の取組に対する支援の充実につなげる。 ③ マネジメントシステムの普及促進 医療機関の管理者等がマネジメントシステムを活用して勤務環境の改善に向けた取組を行うことができるよう、医療機関の勤務環境改善に関する好事例を収集・整理し、医療機関が勤務環境の改善に取り組む際に活用できるデータベースサイトを運営する。	2023-厚労-22-0544
(3)	不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 (令和元年度)	30百万円 20百万円	40百万円 33百万円	40百万円	5	不妊治療のための休暇制度等の導入に取り組む企業を支援することにより、労働者のニーズに沿った多様な休暇制度等の普及を図る。	2023-厚労-22-0545

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
7	テレワーク導入企業の割合(アウトカム)	11.5%	平成24年度	34.5%	令和4年度	前年度(19.1%)以上	34.5%	34.5%以上	34.5%以上	52.8%	デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月9日閣議決定)において、テレワークの普及に向けた施策を関係府省において行うこととされ、総務省「通信利用動向調査」中のテレワーク導入企業の割合を、民間のテレワークの普及に係る政府のKPIとすることとされているため。 ・総務省「通信利用動向調査」 URL: http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.html	左記重点計画に係る政府KPIの達成目標について、令和7年度にテレワーク導入企業の割合を、55.2%とすることとされているため、令和5年度の目標は、最新値の令和4年度実績値と最終目標年度の令和7年度の差分を均等割りして設定した。
達成手段2(開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(4)	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策)(平成19年度)	950百万円	1,925百万円	543百万円	7	① テレワーク相談センター事業 適正な労務管理下でのテレワークの導入・定着促進を図るため、東京都内に設置するテレワーク相談センターに専門相談員を配置し、センター利用者の相談、電子メールや電話による問い合わせ等に対する相談・助言等を実施しテレワークの導入を検討する企業等に対して、コンサルティングを実施する。 ② 人材確保等支援助成金(テレワークコース) 中小企業事業主に対し、テレワークの導入等に要した経費の助成を行う。 ③ テレワーク・セミナー・シンポジウム等を通じた好事例の発信等 ・セミナーを開催し、テレワーク実施時の労務管理上、情報通信技術面における留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例の紹介を行う。 ・テレワークによりワーク・ライフ・バランスを実現する企業等を表彰し、その取組を周知する。					2023-厚労-22-0596	

(5)	国家戦略特区のテレワークに関する援助 (平成30年度)	39百万円	17百万円	17百万円	7	国家戦略特別区域制度に基づき、地方自治体と連携したテレワークの導入支援(相談対応、コンサルティング)を行う。	2023-厚労-22-0528		
		17百万円	15百万円						
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和8年度
		15,535,539		14,942,526		13,412,863			
施策の執行額(千円)		13,364,857		10,338,582					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				令和4年2月25日		働き方改革関連法については、時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金の徹底など、その円滑な施行に努めます。	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅳ-3-2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(施策目標Ⅳ-3-2) 基本目標Ⅳ：女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3：働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること				担当 部局名	雇用環境・均等局 職業安定局		作成責任者名	勤労者生活課長 大隈 俊弥		
施策の概要		中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金制度を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とし、中小企業退職金共済制度について、その普及促進等のために所要の事業を行うもの。 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、勤労者財産形成促進制度の活用促進等のために所要の事業を行うもの。										
施策を取り巻く現状		中小企業退職金共済制度の被共済者数は毎年度加入者数が脱退者数を上回り、ほぼ同水準で増加している。 【加入者数】平成30年：377,908人、令和元年：383,483人、令和2年：367,510人、令和3年：378,094人、令和4年：363,018人 【脱退者数】平成30年：336,999人、令和元年：337,770人、令和2年：318,523人、令和3年：334,042人、令和4年：357,159人 【期末被共済者数】平成30年：3,442,253人、令和元年：3,487,966人、令和2年：3,536,953人、令和3年：3,581,005人、令和4年：3,586,864人 勤労者財産形成促進制度の利用件数は、低金利下の状況等を背景に減少傾向にある。 平成30年：7,640,267件、令和元年：7,391,485件、令和2年：7,107,106件、令和3年：6,751,767件、令和4年：6,416,704件										
施策実現のための課題		1	中小企業においては、大企業と比べ、未だ退職金制度が十分に普及しているとはいえない状況にあるため、制度の普及を促進することが求められている。									
		2	近年の低金利下において、勤労者財産形成促進制度の利用や認知度は低下している状況にあるが、勤労者の生活の安定を図るため勤労者財産形成促進制度は引き続き重要であり、制度の普及・活用を促進することが求められている。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係						達成目標の設定理由				
		目標1 (課題1)	独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る。					中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立させることを趣旨として設けられた制度であり、本制度の普及促進は中小企業における退職金制度の確立に資するものであると考えられるため。				
		目標2 (課題2)	勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。					勤労者財産形成促進制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした制度であり、本制度の普及・活用促進は目的に資するものであると考えられるため。				
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○1	中小企業退職金共済制度での新規加入被共済者数(アウトカム)	-	-	令和5年度から令和9年度までの累積1,650,000人以上	令和9年度	337,000人	331,000人	325,000人	319,000人	360,000人	中小企業退職金共済制度の目的にかんがみ、その普及を図ることが重要であることから、より多くの中小企業の従業員の加入、つまり新規加入被共済者数を測定指標として設定し、これまでの実績、加入促進対策の取組等を考慮したものである。	(独)勤労者退職金共済機構の令和5事業年度計画で定めた加入目標人数を目標値とした。 (独)勤労者退職金共済機構の中期目標(第5期：令和5～令和9年度)において、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数目標を165万人以上としている。目標期間中は各年度の年度計画において目標人数を定めており、令和5事業年度計画では360,000人を目標としている。 令和5年度から令和9年度までの累積の目標値達成に向け、令和5年度から令和9年度までの年度毎目標値は以下のとおりとして施策を推進していく。 令和5年度：360,000人、令和6年度：345,000人、令和7年度：330,000人、令和8年度：315,000人、令和9年度：300,000人
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	中小企業退職金共済等事業に必要な経費(昭和63年度)	1,642百万円 1,642百万円	1,560百万円 1,560百万円	1,480百万円	1	独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う一般の中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度の掛金助成と基幹的業務に係る事務的経費の財源に充てるため、同機構に対し補助金を交付する。 この交付等を行うことで、中小企業退職金共済事業で、より効果的な加入促進と適切な制度運営を行うことができる。また、中小企業退職金共済制度の在籍被共済者数が増加し、一層の中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図ることができる。					2023-厚労-22-0547	
(2)	中小企業退職金共済等事業に必要な経費(昭和63年度)	5,924百万円 5,924百万円	5,924百万円 5,924百万円	5,866百万円	1	独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う一般の中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度の掛金助成と基幹的業務に係る事務的経費の財源に充てるため、同機構に対し補助金を交付する。 この交付等を行うことで、中小企業退職金共済事業で、より効果的な加入促進と適切な制度運営を行うことができる。また、中小企業退職金共済制度の在籍被共済者数が増加し、一層の中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図ることができる。					2023-厚労-22-0547	
(3)	独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費交付金に必要な経費(平成23年度)	30百万円 30百万円	29百万 29百万	28百万	-	中小企業退職金共済法第70条第2項及び附則第2条第1項の規定等に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構において勤労者財産形成促進事業等の実施に必要な経費(人件費、一般管理費)の財源に充てるための独立行政法人勤労者退職金共済機構雇用促進融資勘定運営費交付金を交付する。 なお、同交付金は、雇用促進融資事業の債権回収及び財投償還のみの経過措置事業(令和19年度終了予定)であるため、経過措置終了までの交付となる。					2023-厚労-22-0546	

達成目標2について														
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
2	勤労者財産形成促進制度の利用件数 (アウトカム)	-	-	前年度実績に変動率を乗じた数を上回る	毎年度	7,424,084件	7,177,429件	6,884,982件	6,513,225件	6,156,328件	勤労者財産形成促進制度の目的にかんがみ、その普及・活用促進を図ることが重要であることから、制度の利用件数を測定指標として設定し、近年の実績を踏まえた目標値としたものである。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務として、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図ることが含まれており、もっぱら同法人の評価の適切な実施等を通じて目標達成を図ることとしている。)	財産形成促進制度の利用実績は変動幅が大きい点、また民間金融機関を通じて利用されるため金融情勢に左右される点に鑑み、直近5年間の平均の年間変動率を前年度の実績に乘じた数を目標値とする。		
						7,391,485件	7,107,106件	6,751,767件	6,416,704件					
達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号			
		予算額 執行額	予算額 執行額											
-	-	-	-	-	-	-					-			
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度	
		7,595,569				7,512,788				7,374,813				
施策の執行額(千円)		7,595,569				7,512,788								
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称							年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		-							-		-			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅳ－4－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)			個別労働紛争の解決の促進を図ること(施策目標Ⅳ－4－1) 基本目標Ⅳ：女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標4：個別労働紛争の解決の促進を図ること			担当 部局名	雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室	作成責任者名	労働紛争処理業務室長 佐野 耕作			
施策の概要			個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)に基づき、個々の労働者と事業主との間の個別労働紛争について、行政による総合的な紛争解決システムとして、都道府県労働局における相談体制を整備するとともに、都道府県労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんにより、実情に即した簡易・迅速な解決を促進する。									
施策を取り巻く現状			近年、企業の人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等を背景に、解雇や労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個々の労働者と事業主との間の民事上の個別労働紛争が27万件以上と高止まりしている(出典：報道発表資料「令和4年度個別労働紛争解決制度の施行状況」)。民事上の個別労働紛争の解決は、最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴う。そのため、司法機関との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、行政として信頼できる簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供することが必要である。									
施策実現のための課題			1	経済社会情勢の変化に伴い、企業組織の再編、企業の人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下等を背景として、解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個別労働紛争が増加している。民事上の個別労働紛争の解決は、最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴うほか、継続性が重要な要素となる労働関係においては判定的な処理がなじまない場合があることなどから、裁判外紛争処理制度として、国や都道府県など複数の機関がそれぞれの機関の特長に合った機能を持ち、当事者が期待する解決方法に則して選択できる複線的な紛争解決システムを整備することが有効とされている。こうした中で、国においては、労働関係の専門機関としての特長を活かし、①全国の都道府県労働局や労働基準監督署等に設置した総合労働相談コーナーにおいてあらゆる労働相談にワンストップで対応するとともに、民事上の個別労働紛争については、相談内容や相談者の意向に応じて、②都道府県労働局長が紛争当事者に対して解決の方向性を示唆することにより紛争の自主的解決を促進する助言・指導、③紛争調整委員会のあっせん委員(弁護士等)が紛争当事者の間に入って話し合いによる紛争の自主的解決を促進するあっせん制度を整備することによって、個別労働紛争の実情に即した簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供している。この助言・指導及びあっせん制度の運用に当たっては、紛争の簡易・迅速な解決という本制度に求められる役割を果たすため、処理を迅速に行う必要がある。								
			2	あっせんについては労働者からの申請が多く、相手方となる事業者が参加しない限り合意に至ることが少ないため、参加勧奨等により被申請人の参加率を高める必要がある。								
各課題に対応した達成目標			達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由				
			目標1 (課題1)	都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんによる個別労働紛争の簡易・迅速な解決の促進				民事上の個別労働紛争について、司法機関における紛争解決制度よりも簡易・迅速な手続きによって解決を図るという本制度に求められる役割を果たすためには、助言・指導及びあっせんの処理を迅速に行うことが必要であるため。				
			目標2 (課題2)	紛争調整委員会によるあっせんの実効性を高めるための被申請人のあっせん参加率の向上				あっせんは、被申請人に参加義務のない任意の制度であるところ、話し合いにより紛争の自主的解決を促進するという本制度の実効性を高めるためには、被申請人に対してあっせんの参加勧奨を積極的に行うことにより、被申請人の参加率の向上を図ることが必要であるため。				
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
○1	助言・指導手続終了件数に占める処理期間1か月以内のものの割合(アウトカム)	-	-	95%以上	令和5年度	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	・ 総合労働相談件数は、15年連続100万件を超えるなど高止まりしており、かつ、いじめ・嫌がらせが11年連続相談内容のトップになるなど、その内容は多様化・複雑化している。 (参考) 令和元年度実績＝総合労働相談件数約118万件(前年度比6.3%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約27.9万件(同4.8%増)、助言・指導申出受付件数約9.8千件(同0.4%増)。 令和2年度実績＝総合労働相談件数約129万件(前年度比8.6%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約27.9万件(同0.2%減)、助言・指導申出受付件数約9.1千件(同7.5%減) 令和3年度実績＝総合労働相談件数約124万件(前年度比3.7%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約28.4万件(同1.9%増)、助言・指導申出受付件数約8.5千件(同7.1%減) 令和4年度実績＝総合労働相談件数約125万件(前年度比0.5%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約27.2万件(同4.2%減)、助言・指導申出受付件数約8.0千件(同5.9%減) ・ このような中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、都道府県労働局長による助言・指導がその特長である簡易、迅速な紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点から助言・指導の処理期間を測定指標として定めているものである。	・ 助言・指導は紛争解決手段として簡易・迅速性を特長とした制度であること及び過去の処理実績に鑑み、目標値を「1か月以内の処理割合が95%以上」と設定した。 ・ また、単年度毎に助言・指導の処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 (参考)令和4年度実績値について 分子：助言・指導の処理終了件数のうち1か月以内の処理件数(7,841件) 分母：助言・指導の処理終了件数(7,979件) 令和元年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00003.html 令和2年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_19430.html 令和3年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00108.html 令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html

達成目標2について														
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
					年度ごとの実績値									
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
7	あっせん手続終了件数に占めるあっせんが開催されたものの割合＝参加率(アウトカム)	-	-	50%以上	令和5年度	50%	50%	50%	50%	50%	・ 総合労働相談件数は、15年連続100万件を超えるなど高止まりしており、かつ、いじめ・嫌がらせが11年連続相談内容のトップになるなど、その内容は多様化・複雑化している。 (参考) 令和元年度実績＝総合労働相談件数約118万件(前年度比6.3%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約27.9万件(同4.8%増)、あっせん申請受理件数5,187件(同0.3%減) 令和2年度実績＝総合労働相談件数約129万件(前年度比8.6%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約27.9万件(同0.2%減)、あっせん申請受理件数4,255件(同18.0%減) 令和3年度実績＝総合労働相談件数約124万件(前年度比3.7%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約28.4万件(同1.9%増)、あっせん申請受理件数3,760件(同11.6%減) 令和4年度実績＝総合労働相談件数約125万件(前年度比0.5%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約27.2万件(同4.2%減)、あっせん申請受理件数3,492件(同7.1%減) ・ このような中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんが紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、あっせんの開催率である被申請人のあっせん参加率を測定指標として定めているものである。	・ 目標値については、過去3年(平成24～26年度)のあっせん手続終了件数に占めるあっせんを開催したものの割合(＝参加率)(平均53.8%)を踏まえ、「50%以上」と設定した。 ・ また、単年度毎にあっせんの開催件数について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 (参考)令和4年度実績値について 分子:紛争当事者双方のあっせん参加件数(1,745件) 分母:あっせんの手続終了件数(3,428件) 令和元年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00003.html 令和2年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_19430.html 令和3年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00108.html 令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html		
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号			
(3)	個別労働紛争対策の推進 (平成13年度) (再掲)	3,276百万円	3,208百万円	3,101百万円	7	全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置し、民事上の個別労働紛争、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など労働問題に関するあらゆる相談にワンストップ対応している。また、民事上の紛争については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行っている。 総合労働相談コーナーを設置して労働問題に関する相談、関係法令の情報提供を行うことにより、個別労働紛争を未然に防止するとともに、当事者間で自主的な解決の促進が図られることが見込まれ、また、事案の内容や相談者の意向に応じて、助言・指導、あっせんを行うことで、個別労働紛争の簡易・迅速な解決が促進されることが見込まれる。これらにより、労働者が安心して働くことができる労働環境の整備に寄与することが期待できる。					2023-厚労-22-0548			
		2,981百万円	2,875百万円											
(4)	雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおける多言語化の推進 (令和2年度) (再掲)	13百万円	11百万円	4百万円	7	雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、13か国語に対応した電話通訳サービスを設置し、外国人労働者から寄せられる労働問題に関する相談に多言語で対応することにより、外国人労働者が紛争当事者となる個別労働紛争の未然防止と自主的解決の促進に寄与する。					2023-厚労-22-0529			
		13百万円	4百万円											
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度			政策評価実施予定 時期	令和8年度		
		3,287,725			3,219,032			3,104,463						
施策の執行額(千円)		2,993,153			2,878,527									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)					
		-					-		-					

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(V-1-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部署名	職業安定局首席職業指導官室 職業安定局人材確保支援総合企画室 職業安定局民間人材サービス推進室 職業安定局需給調整事業課	作成責任者名	首席職業指導官 國分 一行 人材確保支援総合企画室長 井上 英明 民間人材サービス推進室長 浅沼 茂樹 需給調整事業課長 中嶋 章浩
施策の概要		【公共職業安定所において個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能を強化】 ・ 求職者の希望や経験等を踏まえた求人情報の積極的な提供、応募書類作成の助言・指導、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。また、オンラインによる職業相談等も全国で実施。 ・ 子育て中の女性等を対象としたマザーズハローワーク等において子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、個々の求職者のニーズに応じた担当者制による一貫したきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により離職を余儀なくされる女性等のニーズにあった、仕事と家庭を両立できる求人の確保等を実施。 ・ 不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者が、就職から職場定着まで一貫した支援を実施。 ・ 求人者に対しては、求人内容の見直し、条件緩和の働きかけ、求人開拓の推進などの、求人者サービスを実施。			
		【職業紹介事業等及び労働者派遣事業の適正な運営の確保】 ・ 職業紹介事業や募集情報等提供事業、労働者派遣事業等が適正に行われる、職業紹介事業者や募集情報等提供事業者、派遣元事業主等への厳正な指導監督を中心として、当該事業に関わる関係者に対する制度周知や指導監督の徹底を図っていく。 ・ 労働者派遣制度については、令和3年施行の改正省令及び改正告示により、情報開示の推進、雇用安定措置に係る派遣労働者からの希望の聴取の徹底や教育訓練やキャリアコンサルティングの実施の徹底等の具体的措置を講じている。 ・ また、令和2年4月に施行された平成30年改正労働者派遣法による派遣労働者の処遇改善の状況を把握しつつ、同法の円滑な施行のため、都道府県労働局の相談体制の整備や説明会の実施などに取り組んでいる。 ・ 加えて、職業紹介事業や募集情報提供事業については、令和4年職業安定法改正において、求職者が安心して求職活動できる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的として、「求人等に関する情報の確かな表示の義務化」、「個人情報取扱いに関するルールの整備」、「求人メディア等に関する届出制の創設」等により、求人メディア等のマッチング機能の向上を図っている。			
		【民間事業者との連携によるマッチング機能の強化】 ・ 外部労働市場の需給調整の担い手である良質な民間人材サービスの育成・活用を進め、ハローワークとの連携によるマッチング機能の最大化を図ることが重要である。 ・ そのため、民間人材サービスの質的向上を図るための事業を行うとともに、医療・介護・保育分野における一定の基準を満たす適正な職業紹介事業者を認定する制度を実施する。			
		【根拠法令】 職業安定法(昭和22年法律第141号) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)			
		ハローワークにおいては、近年、新型コロナウイルス感染症の影響から、求職者が求職活動を控える動きもあり、就職件数が減少している(※1)。一方、ハローワークにおいて求職者ニーズの高い職種・業種等に重点を置いた求人開拓等を実施した結果、新規求人数が持ち直している(※2)。また、オンライン就職支援セミナーの活用やオンライン職業相談など各種の就職支援をオンラインの活用を含めて実施しているところ。 (※1)就職件数 2019年度:1,473,691件、2020年度:1,225,428件、2021年度:1,243,264件、2022年度:1,227,183件 (※2)新規求人数 2020年度:8,771,386件→2022年度:10,528,198件			
施策を取り巻く現状					
施策実現のための課題		1	・ 労働市場のセーフティネットとしての機能として、求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するため、無料の職業紹介を行わなければならない。 ・ 特に、新型コロナ禍においては、「宿泊業、飲食サービス業」「小売業」などでは、パート・アルバイトとして就労する女性の非正規雇用労働者が多いといった産業特性などを反映し、相対的に女性の非正規労働者に強い影響が生じており、また、女性が不本意に非労働力人口化した状態も続いている。 ・ また、ハローワークにおいては、キャリアコンサルティング機能の強化に向け、求職者の個々の事情に応じた利便性の向上を行う必要があることから、デジタル技術を活用した求職・求人双方へのサービス向上を図る必要がある。		
		2	・ 令和2年に取りまとめた「労働者派遣制度に関する議論の中間整理」において、平成24年・平成27年改正労働者派遣法の制度が全体として概ね定着していると評価された。一方、運用面での課題として、情報開示の推進や派遣労働者のキャリア形成支援の強化が必要と指摘された。また、同一労働同一賃金については令和2年4月から施行され、制度の理解を深めるため、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者への周知を図っていく必要がある。そのため、引き続き制度周知や指導監督の徹底を図る必要がある。 ・ 募集情報等提供事業等の定義の拡大や、届出制の創設などを盛り込んだ令和4年度改正職業安定法を施行し、その周知に努めている。		
		3	・ 経済のグローバル化や少子高齢化の中で、働き手の数(量)の確保と労働生産性(質)の向上が課題となっている。そのため、学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビジネスを最大限活用し、効果的な就業支援が行われることで、官民が連携して、労働市場全体のマッチング機能の強化を推進していく必要がある。		
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由	
		目標1 (課題1)	公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること	労働力需給のミスマッチを解消し、労働市場の機能の円滑化及びその需給調整を推進する必要があるため。	
		目標2 (課題2)	労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること	職業の安定及び派遣労働者の雇用の安定を図るためには、労働者派遣事業及び職業紹介事業等の適正な運営を確保する必要がある。	

		目標3	官民の連携により労働力需給機能を強化すること				求職者の多様なニーズに対応するため、民間人材ビジネスの積極的な活用により、外部労働市場全体としての更なるマッチング機能の強化を図る必要があるため。					
		(課題3)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○1	公共職業安定所の求職者の就職率(一般)(アウトカム)	—	—	27.5%	令和5年度	— 31.3%	— 26.5%	— 26.8%	27.5% 26.7%	27.5%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。	新型コロナウイルス感染症下での実績と、これを踏まえた今後の見通しを考慮して設定。
2	雇用保険受給者の早期再就職割合(アウトカム)	—	—	33.9%	令和5年度	37.7% 38.4%	38.5% 31.3%	33.4% 32.5%	33.9% 32.9%	33.9%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。	※早期再就職割合＝早期再就職者数／受給資格決定件数 早期再就職者数：雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2／3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)
3	公共職業安定所の求人の充足率(一般)(アウトカム)	—	—	13.4%	令和5年度	— 13.3%	— 14.0%	— 12.9%	13.4% 11.6%	13.4%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。	新型コロナウイルス感染症下での実績と、これを踏まえた今後の見通しを考慮して設定。
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	失業給付受給者等就職援助対策費(一)	5.4億円 4.4億円	5.6億円 4.2億円	5.4億円	1,2,3	失業給付受給者等は長年雇用され、求職活動の経験がない者が多いことから、民間事業者に委託して、求職活動の実施に当たって必要な知識の付与、雇用失業情勢等に対する理解の促進等を図るための就職支援セミナーを実施する。また、求職活動を進める上でストレス状態にあることは好ましくないため、ストレスチェックシート(求職者自身がストレス状態を把握できる)の作成・配付及びメールによる相談を専門的な知識を有する民間事業者等に委託して実施するほか、公共職業安定所において、就職に関連した生活に関する問題について、臨床心理士、弁護士、社会保険労務士など専門家による巡回相談を定期的に実施する。本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。						2023-厚労-22-0551
(2)	職業安定行政推進費(一)	103.2億円 85.0億円	82.0億円 64.7億円	84.8億円	—	職業紹介及び職業相談の円滑な運営を図るために必要な、一般職業相談員の配置及びその他の公共職業安定所等の必要な事務費。						2023-厚労-22-0557
(3)	再就職支援プログラム事業費(平成14年度)	31.0億円 28.7億円	31.1億円 28.0億円	30.9億円	—	全国の主要な公共職業安定所に就職支援ナビゲーター等を配置し、雇用保険受給者等のうち、早期再就職の意欲が高く、支援の必要性が高い求職者に対し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。						2023-厚労-22-0552
(4)	マザーズハローワーク事業推進費(平成18年度)	40.2億円 35.3億円	39.6億円 35.3億円	40.0億円	1,3	子育て中の女性等に対する総合的かつ一貫した再就職支援を実施するため、マザーズハローワークコーナーを設置し、全国の支援拠点において、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保、地方公共団体等との連携による保育所情報の提供等を行っている。本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。						2023-厚労-22-0550
(5)	ふるさとハローワーク事業推進費(平成20年度)	11.8億円 11.0億円	11.2億円 10.4億円	10.7億円	—	市町村庁舎等を利用し、市町村が住民サービスとして実施する相談・情報提供業務と相まって、国が実施する求人検索機を活用した求人情報の提供、職業相談・紹介等を行うことにより、地域の実情に応じた雇用対策が積極的に実施され、施策目標の達成に寄与する。						2023-厚労-22-0555
(6)	職業訓練情報提供等によるキャリア・コンサルティング実施費(平成21年度)	97.0億円 90.5億円	94.2億円 86.7億円	93.4億円	1,3	ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、以下の業務を実施する。 1. 職業訓練関連情報の収集・提供 2. 求職者に対するキャリアコンサルティング及びジョブ・カード発行、職業訓練へのあっせんの実施 3. 求職者支援訓練受講者に対する就職支援計画の作成 4. 職業訓練受講給付金等の周知、申請書の受理 5. 訓練受講中、訓練終了後の就職支援						2023-厚労-22-0554
(7)	ハローワークシステム運営費(平成23年度)	682.9億円 629.8億円	656.2億円 616.3億円	665.1億円	—	職業安定行政機関で取り扱う求人求職に関するデータを処理し、雇用や職業に関する総合的な情報を求職者、求人者等に提供するとともに、雇用保険に関するデータを処理する等の業務について、迅速かつ的確に行うためにシステム化を行い、利用者の利便性の向上を図ることを目的とし、ハローワークシステムの運営を行う。						2023-厚労-22-0556
(8)	求人確保・求人者指導援助推進費(平成23年度)	47.0億円 43.4億円	39.3億円 36.6億円	38.1億円	1,3	全国の主要な公共職業安定所に求人者支援員を配置し、求人者に対して労働市場や求職者ニーズ、各種助成金制度等に係る情報の提供、求人票の作成指導、求人条件の緩和指導、事業所情報の収集と求職者への提供等の求人充足を図るためのきめ細かな相談・助言を積極的に行う。本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。						2023-厚労-22-0558

(9)	一体的実施事業運営費 (平成24年度)	24.8億円	21.8億円	21.3億円	1.2,3	地方自治体との協定に基づき、地方自治体の意向を踏まえながら、国の行う無料職業紹介等の業務と地方自治体の行う福祉、公営住宅、職業能力開発等に関する相談業務等を一体的に行う「一体的実施施設」を設置し、地域の実情に応じた支援を実施する。 また、就職支援セミナー、合同就職面接会等、地域の求職者の就職支援に関する事業を民間団体に委託して実施する。 国・地方・民間が、役割・機能に応じた連携を強化し、求職者が容易に利用できるマッチングの様々なチャネルを拡大することで、早期に良質な雇用機会を確保することが可能となり、施策目標の達成に寄与する。	2023 - 厚労 - 22 - 0560
		22.5億円	19.9億円				
(10)	長期療養者就職支援対策費 (平成25年度)	8.3億円	8.1億円	7.8億円	1.3	公共職業安定所に就職支援ナビゲーター等を配置し、以下の業務を実施する。 ・個々の長期療養者の希望や治療状況等を踏まえた職業相談、職業紹介 ・長期療養者の希望する労働条件に応じた求人の開拓、求人条件の緩和指導 ・長期療養者の就職後の職場定着の支援 ・がん診察連携拠点病院等への出張相談、労働市場、求人情報等の雇用関係情報の提供 本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	2023 - 厚労 - 22 - 0561
		7.3億円	7.2億円				
(11)	求人・求職情報の提供に関する体制の整備 (平成27年度)	0.3億円	0.3億円	0.3億円	1.3	公共職業安定所への賃金職員の配置等により、求人・求職情報の提供事業に係る以下の業務を実施する。 ・求職者や民間職業紹介事業者等への事業周知 ・利用勧奨、利用希望の確認・利用申請に係る審査業務等の実施 ・ハローワークに苦情受付窓口を設置（提供先には、個人情報管理・苦情処理責任者を設置するよう規約等に規定） 国・地方・民間が、役割・機能に応じた連携を強化し、オールジャパンとしての「外部労働市場全体のマッチング機能の最大化」を図るとともに、求職者が容易に利用できるマッチングの様々なチャネルを拡大することで、早期に良質な雇用機会を確保することが可能となり、施策目標の達成に寄与する。	2023 - 厚労 - 22 - 0563
		0.2億円	0.2億円				
(12)	職場情報総合サイトの運営 (平成29年度)	1.3億円	1.3億円	1.3億円	1.3	・企業の職場情報を求職者等に総合的に提供するためのウェブサイト(職場情報総合サイト)を運営する。 ・既存の事業で提供している職場情報を収集等したうえで、求職者等に対して検索、企業間の比較を容易にする一覧化の仕組みを提供する事を通じ、マッチング機能の強化が図られ、施策目標の達成に寄与する。	2023 - 厚労 - 22 - 0565
		0.8億円	0.9億円				
(13)	人材確保対策推進費(旧:福祉人材確保重点プロジェクト推進費(平成21年度)) (平成30年度)	45.0億円	44.4億円	43.6億円	1.3	【人材確保対策推進費】 主要な公共職業安定所に人材確保支援の総合専門窓口となる人材確保対策コーナーを設置し、求人者への求人充足に向けた助言・指導、求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、業界団体との連携による求人者向け・求職者向けセミナー、事業所見学会、就職面接会等の開催等の人材確保支援を実施するとともに、その他の公共職業安定所においても、人材不足分野の求人者に対する助言・指導、求職者に対する職業相談及び人材確保対策コーナーへの利用勧奨等の支援を行う。 本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。 【(旧:福祉人材確保重点プロジェクト推進費)】 全国の主要な公共職業安定所に「福祉人材コーナー」を設置し、求職者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者に対する求人充足に向けての助言・指導等を行うとともに、同コーナーを設置していない公共職業安定所においても、福祉分野に関心を持つ者や有資格者等に対する職業情報の提供及び必要に応じた「福祉人材コーナー」の利用勧奨等の支援を行う。 本事業を実施することにより、公共職業安定所の就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	2023 - 厚労 - 22 - 0553
		41.8億円	39.1億円				
(14)	職業情報提供サイト(日本版O-NET)の運営 (平成30年度)	3.3億円	3.4億円	3.4億円	-	人口減少下で安定的な経済成長を実現し、国全体の労働生産性の向上を図るためには、一人ひとりが持つ能力を最大限に活かせるよう、転職・再就職など多様な採用機会を拡大し、転職希望者等が持つ職業スキルや能力等を活かした就職活動や企業の採用活動が行えるよう「職業情報の見える化」を進めるため、職業情報提供サイト(日本版O-NET)を運営する。広く求人者・求職者に職業情報を提供することにより、効果的なマッチング機能の強化が図られ施策目標の達成に寄与することが見込まれる。	2023 - 厚労 - 22 - 0566
		2.9億円	3.1億円				
(15)	就職氷河期支援対策専門窓口の設置及びチーム支援の実施 (令和元年度)	17.0億円	17.9億円	19.0億円	-	不安定就労者一人ひとりが置かれている課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者が就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。	2023 - 厚労 - 22 - 0567
		14.5億円	15.8億円				
(16)	労働市場の基盤整備に関する研究調査 (令和5年度)	-	-	0.2億円	-	労働市場の需給調整機能の強化を図るため、健全な労働移動を支える労働市場の基盤整備(労働市場の見える化)が必要である。そのため、民間のシンクタンクへの委託により労働市場の基盤整備に関する調査研究を行い、外部労働市場における労働移動の円滑化を図る。	2023 - 厚労 - 新23 - 0014
		-	-				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
4	説明会等において労働者派遣法等の周知啓発を図った事業所数(アウトプット)	—	—	30,000所以上	令和5年度	30,000所以上	30,000所以上	30,000所以上	30,000所以上	30,000所以上	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護等を推進していくため	説明会等において労働者派遣法等の周知啓発を図った事業所数を指標として選定し、その数が一定以上数となることを目的として、実績等を踏まえて目標値を設定した。
						61,608所	6,045所	12,994所	18,307所			
5	派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、相談者の抱える問題について、相談を通じて解決に至った割合(アウトカム)	—	—	90%以上	令和5年度	—	—	80%以上	90%以上	90%以上	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護等を推進していくためには、相談対応の質を維持し続けることが重要であるため、派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、期間を区切った形で、相談者の抱える問題が相談を通じて解決に至った割合について評価することを指標とした。	派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等からの個別の相談の効果について客観的に把握する観点から、相談後の任意の理解度調査において「問題点等が解決した」と回答した割合を目標として設定し、前年度実績(99.5%)を踏まえ、一定の水準として設定した。
						—	—	100%	99.7%			
6	募集情報等提供事業における優良認定制度に係る説明会を受講した事業者へのアンケートにおいて、優良認定制度の申請に際し、新たな取組を実施した事業者の割合(アウトカム)	—	—	90%以上	令和5年度	—	—	—	90%以上	90%以上	募集情報等提供事業における優良認定制度に係る説明会を受講した事業者が当該説明会の内容によって新たな取組を実施することを通じ、当該事業者の事業の適正な運営の確保を推進するとともに、当該取組が他の事業者の取組の呼び水になり、もって業界全体の質的向上を図ることにつながるため。	優良認定制度に係る説明会を受講した事業者が優良認定制度の申請に際して新たな取組を実施した事業者の割合を指標として選定し、その数が大部を占める一定以上数となることを目的として目標値を設定した。
						—	—	—	93%			

7	優良認定を受けることを希望して相談をしてきた事業者のうち、年度内に認定取得に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合（アウトカム）	—	—	70%以上	令和5年度	—	—	—	70%以上	70%以上	優良認定を受けることを希望して相談した事業者が年度内の認定に向けて認定基準への適合性の自己点検等の準備を開始することを通じ、当該事業者の事業の適正な運営の確保を推進するとともに、当該取組が他の事業者の取組の呼び水になり、もって業界全体の質的向上を図ることにつながるため。	優良認定を受けることを希望して相談をしてきた事業者のうち、年度内に認定取得に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合を指標として選定し、その多くに当たる一定数以上となることを目的として目標値を設定した。	
達成手段2 （開始年度）		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(17)	労働者派遣事業等の適正な運営の確保に係る経費（旧：労働者派遣法の施行等による雇用の安定確保にかかる経費） （平成23年度）	25.5億円 24.1億円	24.8億円 23.1億円	23.5億円	4、5	① 労働者の雇用の安定に係る説明会等の実施 ・リーフレットによる派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等への周知 ・派遣元事業主、派遣先等労働者派遣事業の関係者に対する説明会等の実施 ② 派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等からの相談体制の強化（労働局における相談支援体制の強化）等 以上の事業を実施することにより、説明会等における労働者派遣法の周知啓発を実施する事業所数の増加を図り、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を推進していく。						2023-厚労-22-0559	
(18)	求人情報提供の適正化推進事業費 （平成28年度）	0.3億円 0.2億円	0.2億円 0.2億円	0.2億円	6、7	令和4年度より求職者・求人が優良な事業者を認識できるようにするとともに、優良な事業者の利用を促進するため、一定の基準を満たす募集情報等提供事業者を優良事業者として認定する。 当事業を実施することにより、優良な募集情報等提供事業者の利用促進に資するとともに、募集情報等提供事業者の事業改善意欲の醸成による業界全体の質的向上並びに求職者の雇用の安定を図る。						2023-厚労-22-0564	
達成目標3について													
測定指標（アウトカム、アウトプット）		基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値（参考値）					測定指標の選定理由	目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
8	不安定就労者再チャレンジ事業の支援対象者の期間の定めのない雇用での就職率 （アウトカム）	-	-	-	-	-	60%以上	40%以上	54.8%以上	-	本事業は、民間事業者のノウハウを活かし、就職氷河期世代の不安定就労者を安定就職につなげることを目的としていることから、支援対象者の期間の定めのない雇用での就職率を目標として設定した。	令和5年度においては、新たに支援は開始せず、令和3年度、令和4年度に就職した者の定着支援のみ行うため、目標値は設定していない。	
達成手段3 （開始年度）		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(19)	優良な民間人材サービス事業者の育成促進事業 （平成26年度）	1.8億円 1.6億円	1.7億円 1.5億円	1.7億円	-	① 一定の基準を満たす事業者を優良派遣事業者として認定することにより、民間人材サービスの質的向上を図る。 ② 一定の基準を満たす事業者を職業紹介優良事業者として認定することにより、民間人材サービスの質的向上を図ること及び医療・介護・保育分野における一定の基準を満たす適正な事業者を認定する制度を実施することにより、求人が適正な事業者を選択できるようにする。 ③ 新規参入を行う製造請負事業者への技術的助言並びに請負事業の適性化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業者を認定する制度を実施する。 ④ 労働者派遣事業及び職業紹介事業の適正な実施を推進するため、法令遵守等に関する自主点検リストを作成し、労働者派遣事業者及び職業紹介事業者に実施すること等により、業界全体のコンプライアンスの向上を図る。 以上の事業を通じて、業界の質的向上が図られることにより、労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保に寄与する。						2023-厚労-22-0562	
(20)	不安定就労者再チャレンジ支援事業 （令和2年度）	29.0億円 4.2億円	19.1億円 2.7億円	3.9億円	9	特に就職氷河期世代の多い地域において、成果連動型の民間委託により就職氷河期世代の教育訓練、職場実習、面接対策といった就職支援を行い、安定就職につなげる事業。						2023-厚労-22-0568	
施策の予算額（千円）		令和3年度 86,565,293				令和4年度 80,529,504				令和5年度 89,082,836		政策評価実施予定 時期	令和8年度
施策の執行額（千円）		77,057,173				72,704,708							
施策に関係する内閣の重要施策 （施政方針演説等のうち主なもの）		施政方針演説等の名称							年月日		関係部分（概要・記載箇所）		
		-							-		-		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(V-2-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部署名	職業安定局 人材確保支援総合企画室 雇用開発企画課 雇用保険課 地域雇用対策課 労働移動支援室 建設・港湾対策室 外国人雇用対策課 民間人材サービス推進室	作成責任者名	人材確保支援総合企画室長 井上 英明 雇用開発企画課長 佐々木 菜々子 雇用保険課長 尾田 進 地域雇用対策課長 福岡 洋志 労働移動支援室長 柴田 栄二郎 建設・港湾対策室長 島田 博和 外国人雇用対策課長 川口 俊徳 民間人材サービス推進室長 浅沼 茂樹
施策の概要		・ 少子高齢化が進み、人口減少局面に入っている我が国の経済社会情勢の中、人手不足の問題が顕在化するとともに、地域における安定した雇用の創出等が課題となっている。これらの問題に対して、①地域、②中小企業、③産業というそれぞれの観点から、施策を実施している。 ・ また、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた労働者の雇用維持に対する支援を継続しつつ、業種・地域・職種を越えた再就職等を促進している。 【1.地方創生に向けた地域雇用対策の推進】 ・ 主な施策として、地域雇用の課題に対して、国や都道府県の施策と連携を図りつつ、地域における良質な雇用の実現を図る取組を実施する都道府県を支援する「地域活性化雇用創造プロジェクト」を実施している。 【2.雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進】 ・ 中小企業団体(事業協同組合等)が、構成中小企業者のために人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合等について、雇用関係助成金(※31)により支援している。なお、こうした助成は平成30年度から、雇用管理改善に資する助成金を整理統合して、「人材確保等支援助成金」として実施している。 ※1 雇用保険二事業に係る保険料を原資として事業主に支給されるもの。 【3. 産業構造の変化や景気変動等に対応した雇用対策(雇用の維持と労働移動の円滑化)】 ・ 令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主を支援するため、雇用調整助成金の抜本的拡充を行い、支給要件の緩和等により事業主の雇用維持の取り組みを支援してきたが、感染状況を踏まえ令和5年度より通常制度に移行したところ。引き続き景気変動等の影響による労働者の失業予防に取り組む。 ・ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等を支給している。 ・ 雇用情勢や産業構造の変化を踏まえた労働移動の円滑化を図るため、転職・再就職支援のための助成金を支給している(労働移動支援助成金、中途採用等支援助成金)ほか、正規雇用労働者の中途採用比率の公表義務付け等を行っている。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元及び出向先の双方の事業主に対して一定期間の助成を行っている(産業雇用安定助成金)。 ・ 労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による労働移動に関する情報提供・相談等をおこなう産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化している。 ・ コロナ禍での非正規雇用労働者等に対する労働移動支援事業(求職者支援制度の拡充等)の支援を行うことで、伴走型の支援を提供する。			
施策を取り巻く現状		労働供給制約が加速的に強まり、あらゆる分野で人手不足が進行する中、人材確保に苦慮する事業主等が増加し、人手不足に対する企業の動向調査(帝国データバンク、2023年4月分)によれば、正社員の人手不足企業の割合は51.4%、非正社員でも30.7%が人手不足と回答している。また、同社による全国企業倒産集計では、離職や採用難等により人手を確保できず、業績が悪化したことが要因となって倒産する事業所も2013年1月に集計開始以来増加しているという現状がある。 また、中小企業者の中には、自力で実施することは困難である等の理由で、人材確保に有用であると理解していても、労働環境向上に取り組むことができない事業所も存在していることが課題となっている。 ・雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置により広く利用されたが、特例措置を段階的に縮小し通常制度に移行したことにより、現在は利用者が減少傾向にある。 ※令和2年度の支給決定件数は2,967,401件、令和3年度の支給決定件数は、3,126,547件、令和4年度の支給決定件数は1,788,694件。 ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給決定件数・支給決定額は、緊急事態宣言期間等には増加したものの、概ね減少傾向にある。 ※令和5年4月末時点の累計で支給決定件数528万件、支給決定額3682億円。 ・労働移動支援助成金の支給決定人数は、令和2年度から令和3年度にかけては、人手不足分野である医療・福祉分野での活用が進んだこと等により増加したが、令和3年度から令和4年度にかけては、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えて段階的に事業活動が再開され、再就職援助計画の対象者が減少したことから、減少傾向にある。 ※労働移動支援助成金の令和2年度の支給決定人数は2,014人、令和3年度の支給決定人数は3,223人、令和4年度の支給決定人数は2,675人。			
施策実現のための課題	1	地域における人口流出や少子高齢化といった課題に対し、地方創生の観点から、地域に魅力のある仕事をつくるとともに、そこに必要な人材の育成等を推進する必要がある。			
	2	雇用創出の中核的な担い手である中小企業等では、採用意欲がありながら人材が確保できない等の雇用管理上の課題を抱えており、人材不足が顕著となっている。この解消のためには、現在就業している従業員の職場定着を高めるなど、雇用管理改善の取組みを通じた、「魅力ある職場づくり」を推進する必要がある。			
	3	今後大幅な需要拡大が見込まれる看護、介護、保育分野といった社会保障関係分野や、技能労働者の入職が減少傾向にある建設分野をはじめ、各産業分野において人材不足問題が深刻化している。介護事業所の雇用管理責任者について、介護労働安定センターが実施する雇用管理責任者の講習を受講した事業所では雇用管理責任者の選任割合が高いが、全事業所ベースでは低い状態が続いている。			
	4	産業構造の変化等に伴い、人材を必要とする成長産業等への人材移動が可能な労働市場を実現するとともに、景気変動等の影響による労働者の失業を予防する必要がある。			

各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係						達成目標の設定理由				
		目標1 (課題1)		地方公共団体による産業政策と一体となった雇用創出の取組を支援する等により、地域における安定した雇用の創出等を進める。				地域に魅力ある仕事をつくとともに、そこに必要な人材の育成等を進めていくためには、各地域の創意工夫を活かした取組等を支援することが必要となるため。				
		目標2 (課題2)		中小企業事業主等を対象とした雇用管理改善等の取組支援により、職場定着を促進させ、人材不足の解消を図る。				中小企業等における人材不足を解決するためには、中小企業等における雇用管理改善の取組みを通じて「魅力ある職場づくり」を創出し、現在就業している従業員の職場定着を高める必要があるため。				
		目標3 (課題3)		人材不足分野の事業主を対象とした雇用管理改善等の取組支援により、職場定着を高めるとともに、人材の確保を進める。介護事業所において雇用管理に責任を有する者を対象に、雇用管理全般について講習を実施することにより、雇用管理責任者選任の働きかけを行う。				人材不足分野において職場定着を高め、効果的に人材確保対策を実施するためには、事業主等を対象とした雇用管理改善等の魅力ある職場づくりの為の取組支援が必要であるため。雇用管理責任者選任の事業所の方が離職率が低い傾向にあり、雇用管理責任者選任の働きかけを行う取組支援が必要であるため。				
		目標4 (課題4)		労働者の転職・再就職支援、出向・移籍支援の強化等により、事業規模の縮小等の際の離職を余儀なくされる方を含めた労働者の転職・再就職を援助・促進するほか休業等による雇用維持を支援する。				成長分野等への人材移動を進めるためには、離職を余儀なくされる方を含めた労働者の転職・再就職支援や出向・移籍支援に取り組む必要があるため。 また、景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の労働者の失業を防止する必要があるため。				
		達成目標1について										
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
○1	地域活性化雇用創造プロジェクト事業を利用した求職者の正社員就職件数及び事業を利用した事業所における正社員等雇入れ数(アウトカム)	-	-	7,246人	令和5年度	4,477人	5,351人	6,761人	6,256人	7,246人	国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズに合った人材育成、就職促進等の地域雇用の課題への対応に取り組む都道府県を支援する本事業は、地域における良質な雇用の創出・確保の推進に資するため、当該事業における正社員就職件数等を指標として設定した。	各地域の事業実施による正社員等雇入れ数は、地域雇用の現状や課題、地域の関係者の意見、費用対効果等を勘案し事業実施地域が提案したものを、外部の有識者で構成される評価・選定委員会において妥当性を判断した上で設定した。
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額									
(1)	通年雇用助成金 (昭和43年度)	51.2億円	45.9億円	34.4億円	-	北海道、東北地方等の気象条件の厳しい積雪寒冷地(13道県)において、季節的業務に従事する労働者を通年雇用した事業主に対して、対象期間(12月16日～3月15日)に支払った賃金を3年間助成(助成率:1年目2/3、2年目以降1/2)するほか、その雇用する労働者について休業により一時的な雇用調整を行う場合に必要経費の一部(休業助成)、新分野に進出するための施設整備に要した経費の一部(新分野進出助成)又は民間訓練機関等への委託による講習等を受講する上での必要経費の一部(職業訓練助成)について助成し、季節労働者の通年雇用化を促進するものである。 通年雇用助成金により、季節的業務に就く者(季節労働者)の通年雇用が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。						2023-厚労-22-0574
(2)	沖縄離職者雇用対策費 (昭和47年度)	0.02億円	0.02億円	0.02億円	-	沖縄県内における若年者の雇用失業情勢の改善を図るため、高校生等を対象とした合同就職面接会、県外就職情報の提供等の実施、沖縄失業者求職手帳所持者に対する再就職支援を実施する。 沖縄離職者雇用対策を実施することにより、沖縄県外への就職希望者や高校生等の就職の促進がなされるとともに、沖縄失業者求職手帳所持者の再就職が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。						2023-厚労-22-0570
(3)	地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース) (平成19年度)	0.7億円	0.3億円	0.3億円	-	沖縄県において、300万円以上の事業所の設置・整備を行い、県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、当該雇用した者に支払った賃金に相当する額の一定割合を1年間(雇い入れた求職者の定着が特に優良であるなどの場合は、2年間)助成する(6ヶ月ごとに支給)。また、若年求職者に加え沖縄県内に居住する新規学卒者を雇入れた中小企業の事業主については、当該新規学卒者に支払った賃金に相当する額の一定割合を助成する。 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース)により、沖縄県内に事業所を設置又は整備した事業主による沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。						2023-厚労-22-0573
(4)	季節労働者通年雇用促進等事業費 (平成19年度)	8.8億円	8.7億	8.7億	-	季節労働者の通年雇用の促進に自発的に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策の計画の中から、通年雇用の効果が高いものを選定し、当該協議会に事業を委託するほか、季節労働者に対し、ハローワークが提供し得る多様な手段を総合的に活用しながら、担当者制による個々のニーズを踏まえた計画的で一貫した就労支援を行う。 季節労働者通年雇用促進等事業により、季節労働者の通年雇用化が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。						2023-厚労-22-0576
(5)	沖縄早期離職者定着支援事業 (平成20年度)	0.2億円	0.2億円	0.2億円	-	沖縄県内で特に若年者の離職率が高く、職場定着に課題を有する業種の業界団体等を対象に、若年者の職場定着に有効な仕組み(業界内の資格制度やメンター制度、人事評価制度等)の導入、定着させることを内容とするセミナーやコンサルティング等のサポート業務を、ノウハウを有する民間企業に委託する。 沖縄早期離職者定着支援事業の実施により、沖縄県内の若年者の職場定着が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。						2023-厚労-22-0570
(6)	地方就職希望者活性化事業費 (平成21年度)	6.2億円	6.2億円	6.6億円	-	地方就職を就職活動の選択肢のひとつとして普及させるとともに、地方就職を希望する者を支援するため、以下の事業を実施する。 ① 東京圏・大阪圏の若年者等に対して、地方就職に役立つ情報等の提供、セミナー等の実施により、潜在的な地方就職希望者を掘り起こし、動機付けを行った上で、ハローワークへ誘導する。 ② 飯田橋・難波のハローワーク等に地方就職支援コーナーを設置するとともに、都市部のハローワーク等に職業相談員等を配置し、地方就職希望者へのきめ細かな支援を行う。また都市部・地方の労働局が連携し、都市部において合同就職面接会を開催する等、ハローワークの全国ネットワークを活用した地方就職の実現を図る。 地方就職希望者活性化事業を実施することにより、地方就職が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。						2023-厚労-22-0577
(7)	地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) (平成25年度)	17.5億円	11.8億円	9.7億円	-	同意雇用開発促進地域(※1)及びその他の雇用開発が必要な地域(※2)内で事業所の設置・整備を行い、当該地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して助成(1年ごとに3回の支給)。 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)により、雇用開発促進地域内等で事業所の設置又は整備を行う事業主による地域求職者等の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 ※1 求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域であって都道府県が策定する「地域雇用開発計画」に定められた地域(厚生労働大臣の同意が必要) ※2 人口の減少又は地理的条件により事業所の設置・整備が特に困難であるため雇用機会が著しく不足するおそれのある地域であって厚生労働大臣が指定する地域(過疎等雇用改善地域)並びに特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島(特定有人国境離島地域等)。						2023-厚労-22-0573

(8)	福島避難者帰還等就職支援事業 (平成25年度)	4.3億円	4.2億	3.5億	-	福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第78条、第129条及び130条の規定により、福島労働者の職業の安定を図り、また、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者(その避難している地域に住所を移転した者を含む。)の避難先での就職支援等を行うとともに、福島への帰還・就職が円滑に進むよう、就職支援体制の整備を図るための事業。	2023-厚労-22-0588
		4.0億円	4.0億			本事業では、避難解除区域等に帰還を希望する者等の雇用の安定に自発的に取り組む地域の関係者から構成される協議会に委託して、各種相談、就職支援セミナー等を実施する福島雇用促進支援事業のほか、大都市圏(東京、大阪)及び避難者が多い地域(宮城、山形、埼玉、新潟)に、職業生活を送る上で生ずる諸問題についての相談・助言を行うための福島就職支援コーナーを設置する福島帰還希望者就職支援事業、さらに協議会や福島就職支援コーナーと連携し、福島県内の雇用創出の取組みを総合的に支援する就職支援コーディネーターを福島労働局に配置する福島雇用創出総合支援事業を行うことにより、原子力災害の影響により避難している者等の福島への帰還・就職が進むよう、きめ細かな支援を行う。 また、避難先及び避難元(帰還地域)のハローワークにおいて、職業相談員を配置し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施するとともに、子育て中の求職者に対して、個々の希望に応じた就職を支援するため、福島県内の避難先に設置されているマザーズハローワーク事業の運営体制を強化する福島避難者等就職支援事業を実施する。 これらの事業により、福島への帰還・就職が図られ、原子力災害の影響により避難している者等の就職の促進、雇用の安定が図られていることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	
(9)	地域活性化雇用創造プロジェクト (平成28年度)	104.8億円	59.6億円	52.7億円	1	① 地域活性化雇用創造プロジェクト 国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズに合った人材育成、就職促進等の地域雇用の課題への対応に取り組む都道府県に対して補助を行う(実施期間最大3年間、補助率8割、地域雇用再生コースは9割(一部8割あり))。事業を選定された都道府県は、地域の関係者(自治体、経済団体、金融機関、教育・研究機関等)で構成する協議会を設置した上で事業を実施する。	2023-厚労-22-0589
		32.7億円	38.2億円			② 地域活性化雇用創造プロジェクト関連融資利子補給事業(経過措置) 地域活性化雇用創造プロジェクトに参加し、融資期間内に一定数以上雇用を増加することを目的とした事業を実施する企業に対し、金融機関に当該融資に係る利子補給(支給期間最大5年間、支給率最大1.0%)を行う。 地域活性化雇用創造プロジェクト等により、都道府県において、雇用創出・確保効果が高い事業を支援することで、安定的な正社員雇用の創出・確保が見込まれ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	
(10)	地域雇用活性化推進事業 (令和元年度)	14億円	13.4億円	12.3億円	-	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。	2023-厚労-22-0592
		10.2億円	8.8億円			地域雇用活性化推進事業により、当該地域の取組を支援することで、「魅力的な雇用」や「それを担う人材」の確保が見込まれ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○2	人材確保等支援助成金に係る 中小企業団体助成コースの支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足率 (アウトカム)	-	-	70.0%	令和5年度	35.0%	35.0%	35.0%	70.0%	70.0%	施策目標の達成手段である人材確保等支援助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。	目標値については、引き続き、本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者における本事業終了時の常用労働者に関する求人充足率70%に設定した。 (参考)直近の実績値(R4年度)は、分母:事業協同組合等の構成員である中小企業者の求人数(177人)、分子:求人充足数(98人)から算出している。
						77.1%	76.0%	72.3%	55.4%			
3	【令和3年度】 人材確保等支援助成金に係る 外国人労働者就労環境整備助成コースの支給を受けた事業主の事業所における令和4年4月末時点の外国人労働者の定着率(アウトカム) 【令和4年度以降】 人材確保等支援助成金に係る 外国人労働者就労環境整備助成コースの支給を受けた事業主の事業所における支給後6か月後の外国人労働者の定着率(アウトカム) ※ただし、外国人労働者が2人以上10人以下の場合は、外国人労働者離職者数が1人以下であること	-	-	90.0%	令和5年度	-	-	90.0%	90.0%	90.00%	施策目標の達成手段である人材確保等支援助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。	・ 本助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)の活用により事業所における外国人労働者の定着が図られたかを確認するため、外国人労働者の定着率を目標とする。なお、他コースについて設定されている目標を考慮すれば、本来「支給後6か月後」の定着率を目標とすることが適当であるものの、令和3年度中の支給決定は最速でも令和4年2月以降となり評価までの期間が6か月に満たないことから、令和3年度については「令和4年4月末時点」の定着率を目標としている。 ・ 目標値については、外国人労働者の離職率や支給決定後3か月以内の定着状況であること等を踏まえて設定した。令和4年度以降については平準化して「支給後6か月後」の定着率を目標として設定した。
						-	-	-	100.0%			
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
4	人材確保等支援助成金に係る中小企業団体助成コースの支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足数					848	672	596	98		達成目標2である「中小企業事業主等を対象とした雇用管理改善等の取組支援により、職場定着を促進させ、人材不足の解消を図る。｣については、指標2にある「中小企業団体助成コースの支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足率」を測定指標として設定し、目標を達成しているかの判断を行っているところだが、実数である求人充足数について参考指標とすることで、達成目標2の達成度合いをより正確に把握することができると考えるため設定した。	
達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(11)	人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース等) (平成25年度)	50.1億円	19.6億円	40.3億円	2	(中小企業団体助成コース) 改善計画の認定を受けた中小企業団体(事業協同組合等)が構成中小企業者のために労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給する。						2023-厚労-22-0586

	(12)	人材開発支援助成金 (人材育成支援コース・教育訓練休暇等付与コース・人への投資促進コース・事業展開等リスティング支援コース) (平成13年度)	206.6億円 204.3億円	698.3億円 167.3億円	657.8億円	-	雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合や、教育訓練休暇等の制度を導入し、当該制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する。	2023-厚労-22-0646
	(13)	船員雇用促進対策事業費補助金 (平成21年度)	0.9億円 0.9億円	0.9億円 0.9億円	0.9億円	-	技能訓練事業 (公財)日本船員雇用促進センターが雇用船員に対して行う技能訓練事業に対して補助を行うもの。 ①船舶職員養成訓練 ②タンカー研修 ③無線関係養成訓練 ④免許講習 船員の雇用の促進と安定を図る事業を行うことを目的とする(公財)日本船員雇用促進センターに対し、雇用船員の知識又は技能の習得及び向上を図るために必要な技能訓練を実施する事業に対し補助を行う。	2023-厚労-22-0681
	(14)	人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース) (令和2年度)	0.9億円 -	0.1億円 0.1百万円	-	3	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備(就業規則等の多言語化など)に取り組む事業主に対し、その経費の一部を助成するものであり、本助成金を通じて外国人労働者の職場定着に寄与する。	2023-厚労-22-0593
	(15)	雇用・適正就労対策推進費 (平成5年度)	- -	- -	13.9億	3	以下の事業の実施を通して、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 ①外国人労働者の日本での適正就労や雇用管理の改善を図るため、外国人雇用管理指針の内容や外国人雇用状況届出の内容、義務化に関する周知・事業主指導等を行うとともに、事業主による雇用管理改善の取組に対して人材確保支援等助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)を支給することで、外国人労働者の職場定着の促進を図る。 ※令和5年度以降、人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)が統合 ②国内・国外にわたる労働移動に関する実態や諸外国における制度的対応について調査分析を行うとともに、こうした状況を取り巻く我が国における外国人労働者の雇用・労働等に関する統計調査の在り方を調査分析する。	2023-厚労-22-0593

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
5	人材確保等支援助成金に係る介護福祉機器助成コースの支給を受けた事業主の事業所における支給後6か月後の労働者の定着率(アウトカム)	-	-	90.0%	令和5年度	93.9%	80.0%	90.0%	90.0%	90.0%	施策目標の達成手段である人材確保等支援助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 (補足) ●労働者単位の定着率 数式: 右の介護労働者数のうち、助成金の支給決定日の6ヶ月後の応当日の属する月の末日時点で在籍している介護労働者数／機器を導入した日の属する月の前月末に在籍していた介護労働者数 ●事業者単位の定着率 数式: 1 (ア) 右の人数のうち、助成金の支給決定日の6か月後の応当日の属する月の末日時点で在籍している介護労働者の人数／(イ) 機器導入日の前日に在籍していた介護労働者の人数 ＝支給決定日の6か月後の応当日の属する月の末日時点定着率(①) 数式: 2 (ウ) 右の人数のうち、(ア)の1年前時点で在籍していた介護労働者の人数／(エ) 機器導入日の前日の1年前の同じ月・日に在籍していた介護労働者の人数 ＝支給決定日の6か月後の応当日の属する月の末日時点定着率の前年同期の定着率(②) 3 ①の割合と②の割合を比較し、①の割合が高かった場合「改善」 ・令和元年度までは、助成金コースの活用により雇用管理の改善や離職率の改善が図られたかを確認するため、労働者単位の定着率を目標としてきたが、人材確保・定着の観点から、前年比で見て事業所全体の離職防止等を進めることが重要と考え、令和2年度については、定着率の測定を労働者単位から事業所単位に変更したところである。 ・しかしながら、事業所単位で目標の達成度を測定したところ、新型コロナウイルスの影響など事業所起因以外の理由でやむを得ず離職する労働者がいたと考えられ、結果として令和2年度の目標が大幅に未達成となったところ。 ・このことから、令和3年度については、定着率の測定を再び事業所単位から労働者単位へ戻した。ただし、定着率の目標値は、実績値の平均値等を考慮して90%と設定している。	目標設定にあたり、過去3年の実績を踏まえ設定。
						92.2%	35.1%	91.0%	90.5%			

6	人材確保等支援助成金の「雇用管理 制度助成コース（建設分野）」及 び「若年者及び女性に魅力ある職 場づくり事業コース（建設分野）」 （※）の支給を受けた中小建設事業 主の事業所における支給後6ヶ月 後の労働者の定着率 （アウトカム）	-	-	96%	令和5年度	95%	96%	96%	95%	96%	施策目標の達成手段である建設事業主等に対する助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。	本助成金により中小建設事業主の事業所における雇用の安定等が向上したことを客観的に把握する観点から、本助成金の支給を受けた中小建設事業主の事業所における支給後6ヶ月後の定着率を過去3カ年の実績の平均を踏まえ96%以上と設定する。 （参考）直近の実績値（R4年度）は、「分母：助成金の対象となった事業または制度の開始時点の調査対象事業所が直接雇用する雇用保険一般被保険者の数（1,948人）」、「分子：分母（1,948人）から本助成金の支給決定後6ヶ月の間に調査対象事業所を離職した数（55人）を差し引いた数」から算出している。
7	雇用管理責任者を選任している介護分野の事業所の割合 （アウトカム）	-	-	50%	令和8年度	50%	50%	50%	50%	50%	雇用管理責任者を選任していない介護事業所より、雇用管理責任者を選任している介護事業所の離職率の方が低い傾向にあるとともに、雇用管理改善の各種と取組を実施している割合も高い。	計画目標を策定にあたり、（公財）介護労働安定センターが実施している「介護労働実態調査」の結果を参考に、過去の実績を踏まえ平成27年度に目標を50%と設定したところ。令和8年度までの計画目標を策定するに当たり、同様に上記理由で実績を踏まえて50%と設定したところ。
8	雇用管理責任者講習の受講を契機として雇用管理責任者を選任した事業所の割合 （アウトカム）	-	-	80%	令和8年度	80%	80%	80%	80%	80%	介護事業所における適切な雇用管理改善、労働者のメンタルヘルス対策などの介護分野の特徴を踏まえてた対応など、介護事業所の魅力ある職場づくりのために必要な知識やノウハウの取得を促すための雇用管理責任者講習を実施しており、同講習の受講を契機として、実際に雇用管理責任者が事業所に配置されることが望ましいため、測定指標として設定した。	計画目標を策定にあたり、過去の実績を踏まえ平成27年度に目標を80%と設定したところ。令和8年度までの計画目標を策定するに当たり、同様に上記理由で実績を踏まえて80%と設定したところ。
（参考指標）						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
9	介護労働者の採用率	介護労働者の採用率			18.2%	16.2%	15.2%	16.2%	介護労働者の人材確保を進める上で、入職状況及び離職状況を把握することは参考になるため、指標として設定した。 なお、参考指標8及び9については、公益財団法人介護労働安定センターが実施した「介護労働実態調査」によるもの。訪問介護員及び介護職員の2職種計の数値である。			
		全産業平均			16.7%	13.9%	14.0%	15.2%				
10	介護労働者の離職率（全産業平均との比較）	介護労働者の離職率			15.4%	14.9%	14.3%	14.4%	令和4年調査は、調査対象事業所17,12事業所のうち、有効回答数8,708事業所、労働者調査回答数19,890人。全産業平均は、雇用動向調査結果を用いている。			
		全産業平均			15.6%	14.2%	13.9%	15.0%				
11	雇用管理責任者講習に関する実施状況	受講事業所数			6,120事業所	4,138事業所	5,959事業所	5,795事業所	雇用管理責任者の選任を促進する上で、選任の契機となる雇用管理責任者講習の受講事業所数及び受講者数を把握することは参考になるため、指標として設定した。			
		受講者数			6,837人	4,667人	7,092人	6,513人	（注）数値は、把握可能な年度のみ記載。			
達成手段3 （開始年度）		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(16)	介護労働者雇用改善援助事業等交付金事業 （平成4年度）	5.4億円	5.3億円	5.5億円	—	本事業は介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第23条に基づき、指定された（公財）介護労働安定センターが雇用安定事業等関係業務（介護労働者の雇用管理の改善等に関する相談援助、介護労働の実態等の把握）を実施するための費用を交付するものである。 介護労働者及び介護労働者になろうとする者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等に関し必要な事業を実施することにより、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。						2023-厚労-22-0582
		5.0億円	5.3億円									
(17)	港湾労働者就労確保支援事業費 （平成11年度）	1.5億円	1.4億円	1.4億円	—	①港湾労働者に対する各種講習 ②港湾運送事業主及び港湾労働者に対する相談援助 我が国の港湾運送事業における規制改革の実施等により、これまで以上に質の高い労働力の確保・養成及び雇用管理の改善が急務になっている中で、港湾労働者や港湾運送事業主に対する相談援助及び各種講習等の事業等を実施することにより、港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進を図る。						2023-厚労-22-0579
		1.5億円	1.4億円									
(18)	港湾労働者派遣事業対策費 （平成12年度）	2.4億円	2.4億円	2.4億円	—	①港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん業務等 ②港湾派遣労働者の雇用の安定のための事業（雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修、港湾派遣労働者等に対する相談援助） 港湾運送に必要な労働力の需給調整システムである港湾労働者派遣事業が適正に運営されることを通じ、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的とする。						2023-厚労-22-0580
		2.4億円	2.4億円									
(19)	建設労働者雇用安定支援事業費 （平成16年度）	1.3億円	1.1億	1.3億	—	人手不足分野の一つである建設業において、以下の取組を実施することにより、建設労働者の雇用環境が改善され、また若年者の入職促進が図られるので、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 ①雇用管理研修の実施 ②需給調整システムに係る講習会等の実施 ③若年者－建設業界の「つなぐ化」						2023-厚労-22-0578
		1.1億円	0.9億									
(20)	農林漁業就職総合支援事業 （平成25年度）	6.8億円	6.5億円	6.2億円	—	・都道府県労働局に相談員を配置し、農林水産省等関係機関と連携しつつ、求人情報や各種関連情報の収集・管下ハローワークへの情報提供、合同就職面接会等を実施するとともに、農林漁業が盛んなハローワーク等に農林漁業就職支援コーナーを設置し、専門的な情報を提供。 ・農林業への就業・職場定着を促進するため、農業法人や林業事業体に対する雇用管理改善に関する相談・助言等を行うとともに、林業就業希望者に対し、林業就業に係る基本的知識の付与や実習を行う林業就業支援講習を実施。 本事業の実施により、農林漁業への就業を希望する者の就業と職場定着が促進され農林業等の労働力が確保されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。						2023-厚労-22-0584
		4.5億円	2.8億円									
(21)	介護雇用管理改善等対策費 （平成23年度）	4.9億円	2.9億円	2.6億円	7.8	・介護事業所における雇用管理責任者に対して、介護労働者の採用、就業規則、労働時間管理、賃金管理、退職、解雇、労働保険、社会保険、健康管理等の雇用管理全般についての講習を実施する。 ・介護離職率が全国平均を上まわる都道府県において民間団体等に委託して、地域ネットワーク・コミュニティ支援による地域ぐるみでの雇用管理改善にかかる事業を実施する。 以上の事業を通じ、介護労働者の雇用管理改善が促進されることにより、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。						2023-厚労-22-0583
		3.9億円	1.9億円									

(22)	人材確保等支援助成金 (介護福祉機器助成コース) (平成25年度)	11.8億円	5.0億円	4.7億円	5	(介護福祉機器助成コース) 介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器を導入等を通じて従業員の離職率を低下させた場合に助成金を支給する。	2023-厚労-22-0586
		13.4億円	2.2億円			【目標達成助成】 ・計画終了1年後の離職率低下目標の達成(導入費用の20%(賃金要件を満たした場合は35%、上限150万円))	
(23)	建設事業主等に対する助成金 (平成30年度)	60.9億円	68.4億円	76.4億円	6	・建設事業主から特別に附加徴収した雇用保険料(1/1,000)を財源として、技能向上や雇用管理改善制度の導入、若年者及び女性に魅力ある職場づくり等の取組を行う事業主等に対する助成制度として、トライアル雇用助成金、人材確保等支援助成金及び人材開発支援助成金の中で、支援メニューを設けている。	2023-厚労-22-0585
		61.6億円	57.6億円				

達成目標4について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
12	労働移動支援助成金(再就職支援コース)の対象となった者のうち3か月以内で再就職を果たした者の割合(アウトカム)	-	-	79%	令和5年度	60%以上	63%以上	67%以上	73%以上	79%以上	施策目標の達成手段である労働移動支援助成金(再就職支援コース)の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。	労働移動支援助成金(再就職支援コース)は、再就職援助計画の対象となった者等が円滑に再就職を果たし、失業なき労働移動を実現することを目的としていることから、支給対象となる離職後6か月(45歳以上は9か月)以内の再就職を実現した者に対する3か月以内の早期就職者の割合を目標とした。令和5年度の目標値については、過去3年間の平均実績(79.0%)を踏まえて設定した。 (参考)直近の実績値(R4年度)は、母母:労働移動支援助成金(再就職支援コース)の対象となった者の数(65人)、分子:労働移動支援助成金(再就職支援コース)の対象となった者のうち3か月以内で再就職を果たした者の数(53人)から算出している。
						63.2%	67.7%	87.9%	81.5%			
○13	労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)の対象となった者の助成金支給6か月後の定着率(アウトカム)	-	-	90%	令和5年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	施策目標の達成手段である労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。	労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)は、再就職援助計画の対象となった者等が早期に安定した再就職を実現することを目的としていることから、本コースの対象となった者の助成金支給6か月後の定着率を目標とした。令和5年度の目標値については、過去3年間の平均実績を踏まえ昨年度と同値を設定した。 (参考)直近の実績値(R4年度)は、母母:労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)の対象となった者の数(1,644人)、分子:労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)の支給決定後6か月が経過している者のうち6か月経過時点で在職している者の数(1,445人)から算出している。
						97.5%	88.0%	87.9%	97.0%			
14	前年度に中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)に係る中途採用計画の届出を行った事業所のうち、実際に中途採用の拡大を図った事業所の割合(アウトカム)	-	-	39.2%	令和5年度	80%	80.0%	53.1%	53.1%	39.2%	施策目標の達成手段である中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。	中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)は事業主における中途採用の拡大を図ることを目的としており、本コースを利用するに当たり事業主に事前に提出を求めている「中途採用計画」が確実に実行されることが中途採用の促進につながることから、令和元年度に中途採用計画を認定した事業所のうち、実際に中途採用の拡大を図った事業所の割合を目標とした。令和5年度の目標値については、過去3年間の平均実績(39.2%)を踏まえて設定した。
						29.4%	36.0%	44.7%	37.0%			
15	転職入職率(アウトカム)	-	-	9.0%	令和5年度	-	-	-	9.0%	9.0%	雇用情勢の産業構造の変化を踏まえた労働移動を円滑に進めていく必要があり、常用労働者に対する転職入職者数の割合によって、その取組の進捗度合いを把握するため、測定指標として選定した。	内閣府成長戦略フォローアップ工程表のKPIとして設定されている目標水準に基づき設定した。
						10.7%	9.2%	8.7%	9.7%			
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
16	雇用調整助成金の延べ支給決定件数					6,401件	2,967,401件	3,126,547件	1,788,694件		経済上の理由により休業等を余儀なくされた事業主の雇用維持の取り組みを支援していく必要があり、事業主に対して、休業手当に係る買金負担相当額の一部を助成する雇用調整助成金の支給決定件数によって、その取組の進捗状況を適切に把握するため、参考指標として選定した。	
17	産業雇用安定助成金の出向計画届受理件数(労働者ベース)							12,114人	4,440人(速報値)		雇用情勢の産業構造の変化を踏まえた労働移動を円滑に進めていくに当たり、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍出向により労働者の雇用を維持する場合に出向元及び出向先の双方の事業主に対し助成を行う産業雇用安定助成金の出向実施計画届の受理件数が参考になるため、指標として設定した。	
達成手段4(開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(24)	雇用促進融資業務 (昭和37年度)	0.6億円	0.6億円	0.5億円	-	中小企業における労働力の確保を図るため、財政融資資金からの借入金を原資として、社宅や訓練施設等を整備する雇用保険の中小事業主等に対して融資を行ってきたが、平成14年度から新規貸付を廃止し、現在は債権の管理・回収のみを暫定的に実施している。なお、本経費は事業実施主体である独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する債権回収・保全に係る費用の一部を補填するもの。						2023-厚労-22-0546
		0.5億円	0.5億円									

(25)	雇用調整助成金 (昭和56年度)	15,766億円	11,485億円	5,917億円	-	景気の変動、産業構造の変化等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担相当額の一部を助成する。休業を行った事業主に対しては、休業に係る手当相当額について、助成率(大企業1/2、中小企業2/3)を乗じて得た額の助成を行う。教育訓練の場合は、教育訓練に係る賃金相当額の助成率(大企業1/2、中小企業2/3)に加えて、訓練費として1人1日当たり1,200円を加算する。出向については出向元事業主が負担した賃金相当額について助成率(大企業1/2、中小企業2/3)を乗じて得た額の助成を行う。 なお、現在はコロナ特例で助成率や訓練費はより手厚いものとなっている。	2023-厚労-22-0571		
		23,489億円	7,856億円						
(26)	産業雇用安定センター運営費 (昭和62年度)	48.2億円	42.3億円	43.2億円	—	出向等による円滑な労働移動を推進するため、以下の事業を実施。 ①出向等による労働力の移動の希望、受入れ可能性等に関する情報の収集及び提供並びにそのマッチングに向けた相談・援助等 ②各業界別の雇用動向及び見通しに関する情報の収集及び提供 産業雇用安定センターの活動により出向・移籍のマッチングが円滑に行われ、失業なき労働移動が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	2023-厚労-22-0575		
		48.2億円	42.3億円						
(27)	労働移動支援助成金 (平成13年度)	23.8億円	11.8億円	167億円	12,13	・事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主に対して助成(再就職支援コース)。 ・事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日から3か月以内に雇い入れた事業主に対して助成(早期雇入れ支援コース) 労働移動支援助成金により、離職を余儀なくされる労働者に対する再就職支援や受入れ企業に対する支援が実施されることで、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	2023-厚労-22-0572		
		13.9億円	9.9億円						
(28)	中途採用等支援助成金 (令和元年度)	12.8億円	6.4億円	3.2億円	14	・中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用者の採用を拡大(①中途採用率の拡大または②45歳以上を初めて雇用③中途採用に係る情報公開を行い、中途採用者数を拡大)させた事業主に対して助成(中途採用拡大コース) ※令和元年度に「労働移動支援助成金(中途採用拡大コース)」より組み替え ・地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用したUIJターン者を採用した事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成(UIJターンコース)。 ・中高年齢者(40歳以上)が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる労働者の雇入れを行う際に要した、雇用創出措置に対して助成(生涯現役起業支援コース) ※令和3年度限りで廃止	2023-厚労-22-0591		
		0.2億円	0.3億円						
(29)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (令和2年度)	1968.2億円	1265.2億円	35.5億円	-	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業主が休業させ、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者及び大企業のシフト制労働者等に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。 なお、雇用保険被保険者以外の者については一般会計(休業給付金)、雇用保険被保険者については労働保険特別会計雇用助成(一部一般会計からの繰入)(休業支援金)において支給する。	2023-厚労-22-0594		
		1944.2億円	815.4億円						
(30)	紹介予定派遣を活用した研修・就労支援事業(令和3年度)	507.6億円	507.3億円	-	-	コロナ禍により大きな影響を受けている非正規雇用労働者等に対し、研修・紹介予定派遣を活用したきめ細やかな伴走型の支援を行うため、民間派遣会社を通じ、以下の取組等を実施。 (1)就労に向けたカウンセリング (2)紹介予定派遣前に短期間のオンライン研修の実施 (3)派遣先の職場説明会・職場体験の実施 (4)支援対象者に適した紹介予定派遣求人の開拓 (5)紹介予定派遣の受入に対する奨励金の支給を行う。	2023-厚労-22-0569		
		0.01百万円	70.6億円						
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定時期	令和5年度
		2,835,408,966		1,329,650,007		765,119,759			
施策の執行額(千円)		2,327,870,512		907,375,932					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説			令和3年1月18日		(暮らしと雇用を守る) 雇用調整助成金について、これまで対象とされていなかったパートや非常勤の方々に、日額15,000円を支給する特例を来月末まで延長します。緊急事態宣言に伴い、大企業にも特例を拡大します。		
		第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説			令和3年3月5日		(感染症対策等) 同時に、感染症が社会経済活動に様々な影響を及ぼす中、現下の厳しさがみられる雇用情勢と、労働市場の変化の双方に対応した機動的な雇用政策を実施していくことが重要です。新設した産業雇用安定助成金による在籍型出向への支援や、新たな分野への円滑な労働移動支援……にも取り組んでまいります。また、引き続き雇用調整助成金制度の適切な運用に努めてまいります。		
		第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説			令和4年2月25日		また、雇用調整助成金等の適切な運用による雇用維持……にも取り組んでまいります。		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(V-3-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	高年齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること(施策目標Ⅴ-3-1) 基本目標Ⅴ:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標3:労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	担当 部局名	職業安定局 雇用開発企画課 就労支援室 高齢者雇用対策課 障害者雇用対策課 外国人雇用対策課 首席職業指導官室 雇用保険課 人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援担当参事官室 雇用環境・均等局 勤労者生活課	作成責任者名	雇用開発企画課長 佐々木 菜々子 就労支援室長 逸見 志朗 高齢者雇用対策課長 宿里 明弘 障害者雇用対策課長 西澤 栄晃 外国人雇用対策課長 川口 俊徳 首席職業指導官 國分 一行 雇用保険課長 尾田 進 参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 谷口 正範 勤労者生活課長 大隈 俊弥
施策の概要	(1)高齢者雇用 ・ 高齢者については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。))に基づき、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入が企業に義務付けられているが、令和4年6月1日時点で、21人以上規模企業の99.9%で、①65歳までの定年引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定める廃止のうちいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を実施済みである。この65歳までの雇用確保措置(義務)に加え、70歳までの就業機会を確保するため、事業主に対して高年齢者就業確保措置(※1)を講じることを努力義務とする改正高齢法が令和3年4月に施行された。 ※1 次の①～⑤をいずれかの措置(高年齢者就業機会確保措置)を講ずる努力義務 ①70歳までの定年引上げ ②70歳までの継続雇用制度の導入(子会社、関連会社等に加えて、他の事業主によるものを含む) ③定年廃止 ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤70歳まで継続的にa又はbに従事できる制度の導入 a 事業主自らが実施する社会貢献事業 b 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業 ・ 生涯現役社会の実現に向けた環境を整備するため、65歳以上の定年延長や雇用継続制度の導入、高年齢者の雇用管理制度の整備等や高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対しては、助成金を支給し、企業における高年齢者の就労を促進している。また、働く意欲のある高年齢求職者の再就職支援のため、全国の主要なハローワークに「生涯現役支援窓口」を設置し、65歳以上が活躍できる求人の開拓等を推進するとともに、(公財)産業雇用安定センターにおいて高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」におけるマッチングを実施している。 ・ 高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大のため、地方自治体を中心となって設置された協議会等からの提案により、地域の様々な機関が連携して、高齢者の就業を促進する「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施し、高年齢者の雇用・就業に向けた地域の取組を支援している。 ・ シルバー人材センターにおいて、定年退職後等の高年齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化等を図る。				
	(2)障害者雇用 ・ 障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。))に基づき、障害のある人の就労意欲が高まっている中で、障害のある人が、希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害のある人と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障害者雇用対策の一層の充実を図っていくことを目的として、以下のような取組を実施している。 1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等 優良中小事業主に対する認定制度について、引き続き広く周知し、制度の普及を図る。また、ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫した企業向けチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図る。 また、今後の除外率の引き下げに向けて、新たに一定規模の障害者雇用が必要になる企業において、経営改善に資する障害者雇用の取組を進めるための支援を実施するとともに、対象企業における取組をモデル事例として取りまとめ、横展開を図る。 このほか、障害者就業・生活支援センターについて、未設置圏域にセンターの設置を進めるとともに、引き続き、地域支援機関のネットワーク拠点として障害者の就業面と生活面の一体的な相談・支援の推進を図る。 2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援 精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。特に、近年、雇用者数や就労希望者数が大幅に増加している精神障害者については、一般に職場定着に課題を抱えるケースが多く見られることから、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援を図る。 3) 障害者の雇用を促進するためのテレワークの支援 ICTを活用したテレワークについては、政府全体で導入の推進を行っているところであるが、障害者においても、多様な働き方の推進や通常の職場での勤務が困難な者等の雇用機会の確保の観点から、障害者の雇用を促進するためにテレワークの支援を行う。 4) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援 公務部門における障害者雇用については、雇用される障害者の職場定着支援や支援体制づくりのため、ハローワーク等に配置する職場適応支援者による定着支援を引き続き実施する。				
	(3)若年者雇用 ・ 若年者については、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づき、1)若者の適職選択に資するよう、職場情報の積極的な提供、2)若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定(ユースエール認定)制度により、若者の適職選択と企業が求める人材の円滑な採用の支援等を実施している。 ・ 新卒者・既卒者(卒業後おおむね3年以内の者)専門の「新卒応援ハローワーク」において、広域的な求人情報の提供や、就職支援セミナー・面接会を実施しており、学生・生徒や既卒者の支援を専門に行う相談員である就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制を基本とした個別相談、求人の紹介等就職までの一貫した支援に加え、就職活動開始前の学生等に対する早期の就職支援を実施することとしている。 ・ フリーター等(おおむね35歳未満で正社員での就職を希望する求職者(新規学卒者、正規雇用の在職求職者は除く。))のうち、安定した就労の経験が少ない者)を対象に「わかものハローワーク」等で、就職支援ナビゲーターの担当者制による個別相談支援、正社員就職に向けたセミナーやグループワーク等各種支援、就職後の定着支援を実施している。				
	(4)就職氷河期世代支援 ・ 就職氷河期世代については、令和元年6月に閣議決定した骨太方針2019における「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、就職氷河期世代の就労や社会参加への支援の強化を図り、きめ細かな支援に取り組んできている。 ・ 不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者が就職から職場定着まで一貫した支援を実施している。				

			(5)外国人雇用 ・外国人については、労働施策総合推進法(昭和41年法律第132号)に基づき、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(以下「外国人雇用管理指針」という。)を策定し、ハローワーク等において、外国人を雇用する事業主に対し、雇用管理の改善に向けた助言・指導等を行っている。 ・平成31年4月1日から新たな留資格「特定技能」による外国人人材の受入れが開始されたことに伴い、外国人雇用管理指針の見直しを行い、近年の労働関係法令の改正内容を含め、事業主が遵守すべき事項等を盛り込み、事業主等への周知・啓発を行うとともに、事業所訪問等による雇用管理改善のための助言・援助や雇用維持のための相談・支援等を実施している。 ・ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備を図るとともに、コロナ禍において来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、多言語に対応したハローワークコールセンターを継続して設置している。 ・また、ハローワークの外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーでの外国人留学生等に対する相談支援の実施、外国人雇用サービスコーナーでの定住外国人等に対する相談支援の実施、外国人就労・定着支援事業の実施により、外国人求職者等に対する就職支援を実施している。 (6)その他生活困窮者等の就労支援 ・ハローワークが自治体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等の就労に向けた支援を実施するとともに、就職後の職場定着支援を実施し、就労による自立を促進している。 (7)多様な就労の機会の創出 ・労働者協同組合により高齢者を始めとする多様な就労の機会を創出することを促進すること等により、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする労働者協同組合法が令和4年10月1日に施行された。
施策を取り巻く現状			・シルバー人材センターの会員数は、ほぼ100%の企業で65歳までの高齢者雇用確保措置が導入されている中において、平成21年の79.2万人をピークに減少を続けており、令和4年度は68.2万人(男性:44.7万人、女性:23.5万人)となっている。 ・障害者の就労意欲の高まり等を背景に、ハローワークにおける障害者の新規求職申込件数は 233,434 件(対前年度比 4.2%増)、就職件数は 102,537 件(対前年度比 6.6%増)となり、いずれも前年度を上回った。また、コロナ禍以前の令和元年度と比較すると、新規求職申込件数は、前年度に引き続き令和元年度(223,229 件)を上回り、就職件数は令和元年度(103,163 件)に近い水準まで改善している。 ・若年者を取り巻く雇用環境については、総務省「労働力調査」によれば、完全失業率(全年齢)は平成22年以降、低下傾向にあるものの、若年層については全年齢計に比べて高い水準で推移している。新規学卒者等については、令和5年3月卒の就職率は概ねコロナ禍前の水準まで改善しているが、一方で、中小企業における若年者の人材確保難や早期離職問題も顕在化しているほか、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった深刻な課題を抱えた学生も一定数存在している。フリーター数については、令和7年までに114万人とするとの政府目標があるなか、令和4年において132万人となっている。 ・就職氷河期世代を取り巻く現状としては、骨太の方針2022において、令和4年度までの3年間の集中取組期間に加え、令和5年度からの2年間で「第二ステージ」と位置付け、引き続き政府全体として就職氷河期世代支援に取り組む方針とされており、施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援の実施を行うこととされている。令和5年5月に開催された「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」において、就職氷河期世代の正規雇用労働者を30万人増やす政府目標について、令和元年から令和4年の3年間で8万人の増加となったことが示された。 ・外国人雇用を取り巻く現状としては、令和4年度における外国人の新規求職者数は67,185人と令和3年度の67,126人から横ばいとなっており、就職件数については10,763件と、令和3年度(10,537件)に比べ増加し、それに伴い就職率も16.0%と、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度以降では最も高くなっている。しかし、未だに就職件数・就職率は新型コロナウイルス感染症流行以前の水準に戻っていない。
施策実現のための課題	1	・少子高齢化が急速に進行する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲のある高齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けることができる社会の実現に向けた取組みの推進が求められている。そのため、引き続き65歳までの希望者全員の高齢者雇用確保措置の導入に向けた取組を行うとともに、65歳以降の高齢者については、それ以前と比べて体力や健康状態その他の本人を取り巻く状況がより多様なものとなることに配慮しつつ、70歳までの就業機会の確保についても進めていく必要がある。 ・また、法的な義務や努力義務に基づく事業主による雇用・就業機会の確保のほか、高齢者の再就職支援やキャリア形成支援、地域における多様な雇用・就業機会の確保などもあわせて進める必要がある。	
	2	・障害者の雇用者数が過去最高を更新している中で、特に職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の増加に対応するため、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援についても充実・強化することが求められている。このため、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等を中心とする法定雇用率未達成企業に対して、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで一貫した「企業向けチーム支援」を実施し、企業の障害者雇用における支援を行う必要がある。 また、昨年12月に障害者の雇用の促進等に関する法律の改正を含む「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立した。改正障害者雇用促進法については、本年7月に令和6年4月施行に係る改正政省令等が公布されたところであり、今後、企業への周知等を含め、関係機関と連携し、円滑な施行を図る。 また、令和5年度以降の障害者雇用率が設定され、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、段階的な引上げが行われることとなった。また、除外率について、令和7年4月に一律に10%引き下げられることとなった。障害者雇用率の引上げ等について周知徹底を図るとともに、引上げ等の影響を受ける事業主に対して、ハローワークにおけるチーム支援に加え、改正法により新設する雇入れ等に対する助成金を活用した支援等を行う。	
	3	・新規学卒者等については、就職率の改善が進む一方で、就職を希望しながらも未就職のまま卒業する者や、最初の職場を早期に離職し、技能や知識の蓄積が不十分なまま、短期的な就業を繰り返す者も少なくない。また、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった深刻な課題を抱えた学生も一定数存在している。そのため、担当者制によるきめ細かな就職支援を、学校や関係機関とも連携しつつ実施することにより、正社員就職をサポートする必要がある。就職後も労働者のみならず事業所へも定着支援を行うことなどにより、在学中から就職後まで一貫した支援を行い、新規学卒者等の安定就職と企業の人材確保を推進する必要がある。 ・フリーター等については、不本意非正規雇用労働者割合は低下傾向にあるものの、25～34歳層(令和4年平均15.6%)が全年齢平均(同10.3%)に比べて5%程度高くなっている。また、キャリア形成の初期段階で、フリーター等の不安定就労の期間が長く続いた場合、その後の正社員就職が困難となる傾向がある。そのため、フリーター等に対し、担当者制による個別支援、正規雇用に向けたセミナーやグループワーク等の各種支援や就職後の職場定着支援を実施することが必要である。	
	4	・就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、早期離転職等により、現在も、不本意ながら不安定な仕事についている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。就職氷河期世代の抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、就職氷河期世代の活躍の場を更に広げられるよう取り組むことが必要である。	
	5	・従来の定住外国人に加え、新型コロナウイルス感染症による入国制限緩和・撤廃に伴い、外国人労働者の増加が見込まれることから、ハローワーク等における専門相談員や通訳員による多言語サービスを活用した専門的かつきめ細かな就職支援が必要とされている。	
	6	・高齢者・障害者等に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々な就職が困難な者の雇用機会の確保を図ることが求められる。	
	7	・生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする協同組合を通じて、多様な就労の機会を創出すること等を促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することとしている。	
目標1 (課題1)		高齢者への雇用・就業機会の確保その他高齢者の活躍を促進するために必要な支援を行うこと	70歳までの就業機会の確保等やハローワークによるマッチング支援その他多様な就業機会を確保する取組等により、働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず活躍できる生涯現役社会を実現する必要があるため。

各課題に対応した達成目標	目標2 (課題2)	障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること	特に職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の急増や、新規求職申込件数、就職件数ともに増加している発達障害者、難病患者などについても、引き続き、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな支援を行うことが求められるため、①多様な障害特性に応じた就労支援の推進、②障害者及び企業への職場定着支援の強化、③障害者差別禁止及び合理的配慮の提供に係る事業主支援と相談支援の実施等を行う必要があるため。
	目標3 (課題3)	若年者の雇用の安定・促進を図ること	若年労働力人口が減少する中で、次世代を担う若者が安定した雇用の下で経験を積みながら職業能力を向上させ、働きがいをもって仕事に取り組んでいけるよう若者の円滑な就職を実現させる必要があるため。
	目標4 (課題4)	就職氷河期世代の安定就労につながる支援を推進すること	就職氷河期世代が抱える固有の課題を踏まえ、個々人の状況に応じた支援により、正社員就職等安定就労につながる支援を推進する必要があるため。
	目標5 (課題5)	外国人材の安定した就労を図ること	相談体制の多言語化を進めつつ、様々な在留資格を有する外国人について円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必要とされているため。また、我が国で就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要であるため。
	目標6 (課題6)	就職困難者等の円滑な就職等を図ること	高齢者・障害者に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々な就職が困難な者の雇用機会の確保を図る必要があるため。
	目標7 (課題7)	多様な就労の機会の創出を図ること	労働者協同組合を通じて、多様な就労の機会を創出すること等を促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現する必要があるため。

達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
①	生涯現役支援窓口での就労支援チームによる就労支援を受けた65歳以上求職者の就職件数(アウトカム)	—	—	45,601件	令和45年度	25,741件	32,577件	38,497件	40,890件	45,601件	生涯現役社会の実現に向けては、特に65歳以上の雇用・就業機会の確保が重要である。そのため、高齢者の就労支援を実施している「生涯現役支援窓口」での就労支援チームによる支援対象者のうち65歳以上の高齢求職者の就職件数を測定指標とした。	令和54年度の65歳以上新規支援対象見込数に、過去3年間の65歳以上の就職率の平均値を乗じて得た値を目標値として設定した。	
						31,517件	36,091件	42,772件	47,900件				
2	シルバー人材センター会員の就業数(アウトプット)	—	—	64,000,000人日以上	令和5年度	70,000,000人日以上	70,000,000人日以上	66,000,000人日以上	65,000,000人日以上	64,000,000人日以上	シルバー人材センター会員の就業数は、シルバー人材センターの会員がどれだけ就業機会を提供されたかを計る指標として、もっとも適切な指標である。	過去3年間の実績の平均を目標値として設定。	
						68,489,650人日	63,410,842人日	63,456,987人日	63,159,063人日				
3	シルバー人材センターの発注者へのアンケートにおいて、「役に立った」旨の回答した者の割合(アウトカム)	—	—	90%以上	令和5年度	—	—	—	—	90%以上	今後、受注件数を伸ばし、シルバー人材センターの会員により多くの就業機会を提供するためには、シルバー人材センター事業について発注者からの一定の評価を得る必要があることから、指標として設定した。	シルバー人材センターに対する発注者からの評価は、受注件数を伸ばす上で高い水準が必要であると考えており、90%以上を目標として設定した。	
						—	—	—	—				
4	65歳～69歳の就業率(アウトカム)	46.6%	平成30年度	51.6%	令和7年度	—	—	50.0%	50.7%	51.4%	人生100年時代を迎え、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。その際、65歳から70歳までの就業機会の確保については、65歳までと異なりそれぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、多様な選択肢を整備することで、70歳までの就業機会を確保することを目指しているため、指標として設定した。	成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)における目標値(令和7年に51.6%)を踏まえ、令和3年実績値から年数で按分した値を目安値として設定。	
						48.4%	49.6%	50.3%	51.3%				
5	高齢労働者処遇改善促進助成金を活用し、賃金規定等改定計画に基づき処遇改善された事業所に雇用される60歳から64歳までの高齢労働者数(アウトカム)	—	—	2,000人	令和5年度	—	—	29,000人	19,500人	2,000人	雇用形態にかかわらず公正な待遇を確保する観点から60歳から64歳までの高齢労働者の処遇改善に向けて取り組む事業主を支援することとしており、当該助成金を活用した事業主に雇用される60歳から64歳までの高齢労働者のうち、処遇改善された労働者数を測定することで、高齢労働者雇用確保措置による雇用の確保だけでなく、高齢労働者の処遇改善の度合いを把握できるため、指標として設定した。	令和5年度の目標値は、〃昨年度の事業実績を踏まえた予算額の縮減に応じて事業主からの申請率の見込みを見直し、平成30年度から令和2年度の高齢雇用継続給付の平均年間受給者数約57万人のうち、昨年度の目標が未達成であることから昨年度目標の10%程度の申請があるものと想定し、2,000人を目標として設定した。	
						—	—	0人	0人				
達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額	予算額										
		執行額	執行額										
(1)	高齢労働者就業機会確保等事業費(昭和55年度)	173.5億円	201.1億円	197.9億円	2	高齢法第44条に基づき、都道府県知事の指定を受けたシルバー人材センター連合の運営に必要な経費等について地方公共団体の補助金額を上限として補助するとともに、人手不足分野や育児・介護等の現役世代を支える分野での就業に必要な技能を付与すること等により、当該分野の担い手を確保・育成するための技能講習等を実施する。 また、シルバー人材センター事業の健全な発展を図るとともに、適正な運営の確保等を目的として、高齢法第46条に基づき厚生労働大臣の指定を受けた法人(全国シルバー人材センター事業協会)に対する補助(補助率1/2相当)を行うとともに、シルバー人材センター連合の管理運営等に関する実地指導、相談援助等を実施する。						2023-厚労-22-0597	
		155.4億円	148.8億円										

(2)	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース) (昭和56年度)	453.3億円 418.8億円	360.3億円 359.2億円	399.9億円	—	高齢者や障害者など就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)により、高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	2023-厚労-22-0601
(3)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金 (平成15年度)	136.9億円 136.9億円	128.6億円 128.6億円	145.6億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営に係る経費。高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	2023-厚労-22-0606
(4)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備補助金 (平成16年度)	6.3億円 4.1億円	2.7億円 1.5億円	9.9億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費。 障害者職業センターの整備により、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	2023-厚労-22-0607
(5)	特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース) (平成20年度)	95.4億円 97.7億円	91.1億円 90.8億円	58.6億円	—	雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)により、65歳以上の離職者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	2023-厚労-22-0601
(6)	生涯現役支援窓口事業 (平成25年度)	30.2億円 26.7億円	28.6億円 26.1億円	27.6億円	1	全国の主要なハローワークに生涯現役支援窓口を設置し、特に65歳以上の高齢求職者等に対して職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる就労支援を総合的に行うことで、高齢者の安定した雇用の確保に寄与する。	2023-厚労-22-0622
(7)	65歳超雇用推進助成金 (平成28年度)	44.0億円 70.9億円	38.7億円 13.3億円	34.1億円	—	66歳以上の年齢まで継続雇用する制度の導入・65歳以上の年齢までの定年引上げ、高齢者の雇用管理制度の整備や高齢者の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主等に対して助成を行うことにより、企業における高齢者の雇用の確保に寄与する。	2023-厚労-22-0629
(8)	生涯現役地域づくり環境整備事業 (平成25年度)	15.9億円 13.6億円	10.7億円 9.7億円	6.2億円	—	地方公共団体を中心に構成された協議会からの提案に基づき、地域の高齢者の多様なニーズに対応した雇用に資する事業を行うことにより、高齢者の就業機会の確保に寄与する。	2023-厚労-22-0621
(9)	船員雇用促進対策事業費補助金 (平成21年度)	32.2億円 0円	22.6億円 0円	1.2億円	5	雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から60歳から64歳までの高齢労働者の処遇の改善に向けて取り組む事業主に対して助成を行う。	2023-厚労-22-0581

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○6	公共職業安定所における就職件数(障害者)(アウトカム)	97,814件	平成29年度	103,163件	令和5年度	前年度実績(102,318件)以上	前年度実績(103,163件)以上	前年度実績(89,840件)以上	令和元年度実績(103,163件)以上	令和元年度実績(103,163件)以上	障害者の雇用の促進を図るためには、ハローワークが中心となり、障害者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施することが重要であることから、ハローワークの就職件数を測定指標として設定した。	コロナ禍以前の令和元年度実績を踏まえて設定。 (参考:就職率)令和元年度:46.2%、令和2年度:42.4%、令和3年度:42.9%、令和4年度43.9%
						103,163件	89,840件	96,180件	102,537件			
○7	障害者の雇用率達成企業割合(アウトカム)	45.9%	平成30年度	46.6%以上	令和5年度	前年度実績と比較して1.4%pt以上上昇(令和元年6月1日現在)	46.7%以上(法定雇用率0.1%引上げの影響を踏まえ設定)(令和2年6月1日現在)	47.4%以上(法定雇用率0.1%引上げの影響を踏まえ設定)(令和3年6月1日現在)	前年度実績と比較して1.5%pt以上上昇(令和4年6月1日現在)	46.6%以上(法定雇用率0.2%引上げの影響を踏まえ設定)(令和5年6月1日現在)	民間企業における障害者雇用は着実に進展しているものの、依然として過半数の企業が雇用率未達成の状況である。今後、更なる障害者の雇用の安定・促進を図るためには、引き続き、企業に対する雇用率達成指導に努める必要があることから、雇用率制度の達成企業割合を測定指標として設定した。	過去10か年分の平均伸び率及び制度・雇用率の見直しの影響を踏まえて設定(※) ※ 雇用率に関する取扱いの変更がなされた2011年、2013年、2018年及び2021年を除いた過去10か年分(2009年～2022年)の平均伸び率及び2024年度中に予定されている法定雇用率0.2%の引上げによる影響を踏まえて設定。
						48.0%	48.6%	47.0%	48.3%			
○8	精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(※)へ移行した者の割合 ※ 就職(トライアル雇用含む)、職業紹介、職業訓練・職場適応訓練へのあっせん(アウトカム)	70.9%	平成29年度～令和元年度	78.8%以上	令和5年度	74.3%以上	70.9%以上	72.8%以上	75.6%以上	78.8%以上	障害への受容や認知が不十分であるなど、就職に当たって困難性を有する者を支援することは、障害者の雇用の安定・促進を図る上で重要であることから、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職実現に向けた次の段階へ移行した者の割合を測定指標として設定した。	直近3ヶ年平均を踏まえた数値として設定。 実績値は、支援終了者に占める次の段階への移行者数より算出。 それぞれの実数は以下のとおり。 令和2年度:8,327/11,138＝74.8% 令和3年度:9,354/11,887＝78.7% 令和4年度:9,937/11,972＝83.0%
						76.8%	74.8%	78.7%	83.0%			

9	精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合（アウトカム）	84.3%	平成29年度～令和元年度	83.9%以上	令和5年度	65.1%以上 71.2%	84.3%以上 80.9%	83.9%以上 84.5%	83.7%以上 86.2%	83.9%以上	障害への受容や認知が不十分であるなど、就職に当たって困難性を有する者を支援し、就職に結びつけていくことは、障害者の雇用の安定・促進を図る上で重要であることから、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職実現に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合を測定指標として設定した。	直近3ヶ年平均を踏まえた数値として設定。 実績値は、次の段階への移行者に占める就職者数より算出。 それぞれの実数は以下のとおり。 令和2年度：6,739/8,327＝80.9% 令和3年度：7,907/9,354＝84.5% 令和4年度：8,561/9,937＝86.2%
達成手段2 （開始年度）		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(10)	障害者雇用状況等の調査（昭和52年度）	0.4億円	0.4億円	0.4億円	7	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用状況報告を実施し、同法で定められた障害者雇用義務の履行状況を把握するとともに、同法の適切な運営を図ることにより、障害者の雇用の安定・促進に寄与するため、必要な様式等の印刷・事業主への送付を行い、提出された報告内容を集計する。障害者雇用状況報告に必要な様式等を印刷し、事業主あてに送付する。事業主から提出された報告内容を集計する。障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告を実施し、同法で定められた障害者雇用義務の履行状況を把握するとともに、同法の適切な運営を図ることにより、障害者の雇用の安定・促進に寄与する。						—
(11)	職業評価部門施設経費（昭和54年度）	1.4億円 1.1億円	0.6億円 0.3億円	0.6億円	—	障害者の雇用の促進等に関する法律第19条に基づき設置及び運営する広域障害者職業センター（国立職業リハビリテーションセンター及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンター）の土地借料及び改修工事に係る経費。広域障害者職業センターの運営により障害者の職業生活における自立を促進する。						2023-厚労-22-0604
(12)	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）（再掲）（昭和56年度）	453.3億円 418.8億円	360.3億円 359.2億円	399.9億円	—	高年齢者や障害者など就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）により、高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。						2023-厚労-22-0601
(13)	障害者トライアル雇用事業（平成11年度）	16.0億円 12.4億円	16.1億円 13.9億円	12.4億円	6.7	公共職業安定所等の紹介により、障害者を1週間の就業時間20時間以上で試用雇用（※1）する事業主に対して、対象障害者1人当たり1か月4万円（精神障害者について、雇入れから3か月間の場合は月最大8万円）の助成金を支給する。また、精神障害者等の中には、日によって仕事の出来や体調に波があるため常用雇用で働けるようになるには一定程度の期間を要すること、直ちに20時間以上の就業時間で勤務するのは難しいこと等の障害特性があることから、公共職業安定所等の紹介により、短時間の試用雇用（※2）を行う事業主に対して、対象障害者1人当たり1か月4万円の助成金を支給する。 （※1）試用雇用は原則3か月間（精神障害者については最大12か月）とし、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結する。 （※2）試用雇用は3か月から最大12か月間とし、事業主と対象障害者との間で試用雇用当初は1週間の就業時間10時間以上20時間未満で、順次20時間以上を目指すことを内容とする有期雇用契約を締結する。						2023-厚労-22-0598
(14)	障害者就業・生活支援センターによる地域における就労支援（平成14年度）	79.1億円 75.3億円	79.9億円 76.7億円	81.2億円	6.7	障害者の身近な地域において、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施し、職場定着支援を行う。 【就業支援】 ○ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん） ○ 求職活動支援 ○ 職場定着支援 ○ 事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言 等						2023-厚労-22-0603
(15)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金（平成15年度）	136.9億円 136.9億円	128.6億円 128.6億円	145.6億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営に係る経費。高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。						2023-厚労-22-0606
(16)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金（平成16年度）	6.3億円 4.1億円	2.7億円 1.5億円	9.9億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備（障害者職業センターに係るもの）の整備又は改修のための経費。障害者職業センターの整備により、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。						2023-厚労-22-0607
(17)	障害者等の職業相談経費（平成18年度）	32.7億円 30.3億円	32.4億円 29.0億円	31.3億円	6.7,8,9	ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター（障害者支援分）等を配置し、求職者一人ひとりの障害特性に十分配慮しつつ、その適性に応じた専門的支援を行う。また、精神障害者については、カウンセリングスキルの高い専門的資格を有する者等を精神障害者雇用トータルサポーターとして配置を行うことなどにより、障害者の就職促進、職場定着を図る。						2023-厚労-22-0617
(18)	発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化（平成18年度）	6.0億円 4.8億円	5.8億円 4.7億円	1.2億円	6	・発達障害者に対する専門的支援については、ハローワークに発達障害者雇用トータルサポーターを配置し、発達障害者に対する就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援を実施する。 ・発達障害の大学生の著しい増加及びこのような学生への就職率の低さを踏まえ、発達障害等のために専門的な支援がないと就職活動を行うことが困難な学生や、発達障害等の雇用経験のない企業に対し支援を行う雇用トータルサポーター（大学等支援分）を配置し、本人の障害特性や作業能力を把握した上で、大学等と連携しながら就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援を実施する。※令和3年度から開始。						2023-厚労-22-0617
(19)	障害者雇用促進関係経費（平成19年度）	29.4億円 26.5億円	28.4億円 25.6億円	27.8億円	6.7	事業主等に対しては、障害者雇用の取組段階に応じたきめ細かな雇用率達成指導を行うことにより、障害者の雇用機会の拡大を図り、また、公共職業安定所の障害者の求職者に対しては、地域の関係機関と連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「障害者向けチーム支援」を推進することにより、マッチング機能等の充実強化を図り、障害者雇用率の達成と相まって障害者の雇用促進を図る。						2023-厚労-22-0617
(20)	特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）（平成20年度）	1.1億円 1.5億円	0.4億円 0.4億円	—	6.7	ハローワーク等の紹介により、障害者雇用の経験のない中小企業が初めて障害者を雇用し、当該雇入れにより法定雇用率を達成する場合に、助成金を120万円支給する。 中小企業では、障害者雇用が低水準にある状況であることなどから、障害者の雇用経験のない中小企業で、初めて身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用した場合に助成金を支給することにより、中小企業の障害者雇用の促進を見込んでいる。						2023-厚労-22-0602
(21)	難病相談・支援センターと連携した就労支援の強化（平成25年度）	2.2億円 2.0億円	2.2億円 2億円	2.3億円	6	ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談支援センターをはじめとした地域の関係機関と連携しながら、個々の難病患者の希望や特性、配慮事項等を踏まえたきめ細かな職業相談・職業紹介及び定着支援等総合的な支援を実施し、難病患者の雇用促進を図る。						2023-厚労-22-0617

(22)	福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業 (平成25年度)	2.9億円	2.9億円	2.8億円	6.7	各労働局に職場実習先の確保、あっせん及び一般雇用に対する意識啓発を専門的に取り扱う就職支援コーディネーター（一般雇用移行分）等を配置し、関係機関等と連携しながら職場実習を総合的かつ効果的に推進するとともに、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。 障害者の一般企業への雇用が進む中で、一般企業で勤務したことの無い障害者やその保護者等、障害者を雇用する側の企業、特に中小企業においては、障害者の雇用・就労に関し不安を抱えていることから、労働局やハローワークが中心となって職場実習先の確保、あっせん及び一般雇用に対する意識啓発を行い、それぞれの不安を解消することによって障害者雇用の一層促進を目指す。	2023-厚労-22-0617					
		2.7億円	2.5億円									
(23)	障害者雇用安定助成金 (平成25年度)	7.6億円	3.0億円	1.8億円	6	障害者等の職場適応・職場定着を図るため、計画に基づき、障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫の措置、特に職場定着に困難を抱える障害者に対する支援等を行う事業主等に対して助成金を支給する。	2023-厚労-22-0624					
		14.6億円	6.3億円									
(24)	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース） (平成25年度)	5.7億円	5.5億円	6.3億円	6	発達障害者及び難病患者を新たに雇用する事業主に対して助成を行うことにより、発達障害者及び難病患者の雇用の促進及び職業の安定を図る。	2023-厚労-22-0625					
		5.7億円	5.5億円									
(25)	障害者に対する差別禁止及び合理的配慮に係るノウハウ普及・対応支援事業 (平成26年度)	0.6億円	0.6億円	0.6億円	6.7	障害者雇用に関する専門相談窓口を設置し、窓口での相談や企業訪問により、障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務への対応を始めとする企業が抱える課題に対して、個々の企業の実情に応じた対応支援を行うことにより、障害者の雇用の安定・促進を図る施策目標の達成に寄与する。	2023-厚労-22-0627					
		0.5億円	0.6億円									
(26)	精神・発達障害者しごとサポーターの養成（平成29年度）	0.3億円	0.2億円	0.1億円	－	広く一般労働者を対象とし、職場において精神・発達障害者を支援する応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）を養成し、職場におけるこれら障害者を支援する環境づくりに取り組むことにより、精神・発達障害者の職場定着を一層推進する。	2023-厚労-22-0627					
		0.1億円	0.1億円									
(27)	人材開発支援助成金（障害者職業能力開発助成コース） (平成30年度)	4.8億円	4.2億円	4.2億円	6.7	民間の事業主、社会福祉法人などが、重度視覚障害者、重度知的障害者、精神障害者等に対する長期間の教育訓練を行う場合に、訓練に使用する施設・設備（教室、福祉施設など）の設置等に要する費用や訓練の運営に要する経費（訓練指導員の手当、訓練の教材費など）を助成することで障害者の雇用の安定・促進を図る。	2023-厚労-22-0590					
		5.7億円	5.5億円									
(28)	公務部門における障害者雇用に関する基本方針に係る支援 (令和元年度)	3.2億円	2.6億円	2億円	－	各府省に就職した障害者の職場適応を推進するため、ハローワーク等に配置した職場適応支援者が職場を訪問し、障害者に対する業務遂行力やコミュニケーション能力の向上を図るための支援、各府省の人事担当者や同僚等に対する職務や職場環境の改善の助言等を実施する。	2023-厚労-22-0631					
		2.6億円	2億円									
達成目標3について												
測定指標（アウトカム、アウトプット） ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値（参考値）					測定指標の選定理由	目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
10	新卒応援ハローワーク利用者数 (アウトプット)	－	－	329,000人	令和5年度	390,000人 363,176人	356,000人 324,420人	360,000人 351,441人	346,000人 311,435人	329,000人	新卒者の就職支援については、これを専門に担う「新卒応援ハローワーク」の利用を進めていくことが重要であるため、「新卒応援ハローワーク」における利用者数」を指標として選定した。	令和5年度の目標は、過去3か年の新卒応援ハローワーク利用者数の平均値により設定した。
○11	就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数 (アウトカム)	－	－	158,000人	令和5年度	182,000人 183,704人	178,000人 158,615人	172,000人 163,165人	157,000人 161,047人	158,000人	事業の目的が、就職支援ナビゲーターによる未内定者等に対する就職支援を実施し、新規学校卒業者等の就職を促進するものであることから、令和4年度においては、引き続き就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数を目標とした。	支援対象者となる令和5年度卒業予定の学生・生徒数、令和4年度未内定卒業者数等を踏まえ、各都道府県労働局ごとに設定した目標を積み上げた全国値を目標水準として設定した。
12	わかものハローワーク等の新規登録者数（アウトプット）	－	－	176,000人	令和5年度	－ －	130,000人 179,114人	130,000人 180,608人	179,000人 170,775人	176,000人	フリーター（35歳未満で正社員就職を希望する求職者）の就職支援については、これを専門に担うわかものハローワーク、支援コーナー及び支援窓口の利用を進めていくことが重要であるため、「わかものハローワーク」等の新規登録者数」を指標として選定した。	令和5年度の目標は、過去3か年のわかものハローワーク等の新規登録者数の平均値により設定した。
○13	わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーターのうち、正社員として就職した者の割合 (アウトカム)	－	－	65%	令和5年度	－ 64.6%	66% 61.6%	64% 63.5%	64% 69.2%	65%	事業の目的が広くフリーター等の正社員就職を希望する若者を対象に、支援対象者一人ひとりの課題に応じ、担当者制によるきめ細かな個別支援を実施するものであることから、令和5年度においては、引き続きわかものハローワークにおける担当者制による就職支援を受けた者の就職率を目標とすることとした	わかものハローワーク、支援コーナー、支援窓口を利用して就職したフリーターのうち、正社員として就職した者の割合を、過去3か年の平均値により目標を設定した。
達成手段3 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(29)	新卒者等に対する就職支援 (昭和51年度)	101.0億円	90.5億円	86億円	10,11	新卒者及び既卒者（卒業後概ね3年以内）を対象に、新卒応援ハローワーク等に就職支援ナビゲーターを配置し、学校訪問等により大学・高校等新卒者等に対する求人情報の提供、個別相談等きめ細かな就職支援を実施する。また、就職支援のためのセミナーや企業と新卒者等とのマッチングの機会等を設けるため就職面接会等を開催するとともに、就職後の定着支援を実施する。あわせて、企業の人材確保の支援を図るため、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づくユースエール認定企業の普及・促進を図ること等により、若者の雇用を促進する。						2023-厚労-22-0614
		91.8億円	82.3億円									
(30)	若年者地域連携事業 (平成16年度)	12.3億円	10.6億円	10.6億円	－	都道府県が運営するジョブカフェ等において、若年失業者やフリーター等の若年者を広く対象に、職場見学会、企業説明会、各種セミナー、カウンセリング、職場定着支援等のメニューのうち、地域の実情に応じた必要なものを、都道府県と都道府県労働局等が調整の上、都道府県労働局から民間団体に委託して実施する。なお、都道府県の要請に応じ、ハローワークを併設しているジョブカフェにおいては、職業紹介までの雇用関連サービスをワンストップで提供する。						2023-厚労-22-0615
		10.9億円	9.7億円									
(31)	フリーター支援事業 (平成23年度までは「フリーター等正規雇用化支援事業」) (平成17年度)	29.6億円	25.1億円	24.5億円	12,13	全国22か所のわかものハローワーク等を拠点に就職支援ナビゲーター等を配置し、フリーター等に対して正規雇用化に向けた就職プランを作成し、担当者制による個別支援、正規雇用に向けたセミナーやグループワーク等の各種支援や就職後の職場定着支援を実施するとともに、アルバイト等しながら仕事探しを行うフリーター、ハローワークへの来所にはまだためらいがある若者などの就職等に関する悩みや相談について、キャリアコンサルタント等による相談を実施する。						2023-厚労-22-0619
		27.8億円	23.7億円									

(32)	トライアル雇用助成金事業（一般トライアルコース） （平成25年度）	13.1億円	4.0億円	4.5億円	—	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3か月)試用雇用した事業主に対して、トライアル雇用助成金を支給する。	2023-厚労-22-0620					
		3.6億円	2.8億円									
達成目標4について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
14	ハローワークの専門窓口における正社員就職率 (アウトカム)	—	—	60.40%	令和5年度	—	60.0%	40.0%	54.8%	60.4%	本事業は、就職氷河期世代の不安定就労者の就職支援を行い、安定した雇用を実現することを目 標としていることから、正社員就職率を目標として設定した。	令和4年度のハローワーク就職氷河期世代専門窓口の正社員就職率の実績を踏まえ、一定の水準として設定した。
						—	22.6%	48.6%	59.4%			
15	特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の支給対象者の事業主都合離職者割合 (アウトカム)	—	—	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	令和5年度	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	本助成金は、就職氷河期世代が、正規雇用労働者として雇い入れられることを促進することを目的としていることから、支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため、支給対象者の事業主都合離職割合が支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目標とした。	助成金の支給を受けていない事業主の事業主都合離職割合より、助成金の支給対象の事業主都合離職割合が低い場合、助成金の政策効果(正規雇用労働者としての雇い入れ)があるものと評価できるため、当該目標値を設定した。
						支給対象者0%＜一般2.7%	支給対象者0%＜一般0.8%	支給対象者0.4%＜一般1.1%	支給対象者1.4%＜一般1.6%			
達成手段4 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(33)	ハローワークの専門窓口における支援事業 (令和2年度)	17.0億円	17.9億円	19.0億円	—	就職氷河期世代の不安定就労者は、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者が就職から職場定着まで一貫した支援を行っている。本事業を実施することにより、就職氷河期世代の雇用の安定・促進に寄与する。						2023-厚労-22-0567
		14.5億円	15.9億円									
(34)	特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース) (平成29年度)	14.3億円	21.2億円	11.7億円	—	いわゆる就職氷河期世代の者を、公共職業安定所等の紹介により、正規雇用労働者として雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)により、就職氷河期世代の者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。						2023-厚労-22-0601
		9.9億円	17.5億円									
達成目標5について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
16	外国人雇用サービスコーナー等の職業相談件数 (アウトプット)	—	—	300,000件	令和5年度	185,000件	185,000件	270,000件	300,000件	300,000件	外国人労働者が増加する中で、外国人雇用サービスセンター等においてきめ細かな就職支援を実施することは、外国人求職者の円滑な就職活動を可能とし、安定的な就労に資するものであるから、測定指標として選定した。 令和5年度目標値については、過去の実績を踏まえて設定している。	左記の通り。
						226,470件	400,384件	286,313件	273,391件			
17	外国人就労・定着支援事業受講者数 (アウトプット)	—	—	5,700人	令和5年度	9,000人	9,500人	6,000人	5,500人	5,700人	日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修を実施することは、外国人労働者の安定的な就労や及び職場定着に資するものであるから、測定指標として選定した。 令和5年度目標値については、過去の実績を踏まえて設定している。	左記の通り。
						5,527人	3,327人	3,019件	3,358人			
○18	外国人雇用サービスコーナー等を利用した外国人求職者の就職件数 (アウトカム)	—	—	14,400件	令和5年度	14,595人	15,300人	14,900人	14,400件	14,400件	外国人労働者が増加する中で、外国人求職者のニーズを的確に把握し、職業相談・紹介等を実施する必要がある。 ハローワークにおいては、外国人雇用サービスセンターを設置するとともに、外国人求職者の多いハローワークに専門相談員や通訳員を配置し、日本での就労を希望する留学生、専門的・技術的分野の外国人や日系人等の定住外国人に対し職業相談・紹介等を行っており、外国人雇用サービスセンター等を利用して就職した外国人求職者の数を指標として選定した。 令和5年度の目標設定については、過去の実績を踏まえて設定している。	左記の通り。
						15,335人	14,856人	12,355件	13,765件			
○19	外国人雇用サービスコーナー等を利用した外国人求職者の就職率 (アウトカム)	—	—	16.5%	令和5年度	21.0%	21.0%	18.0%	16.5%	16.5%	外国人労働者が増加する状況にあつては、就職件数も増加する方向に働くが、外国人労働者とその雇用を希望する企業のマッチング状況を把握するため、外国人雇用サービスセンター等を利用して就職した外国人求職者の就職率(※)を測定指標として選定した。 令和5年度目標値については、過去の実績を踏まえて設定している。 (※)就職率＝就職件数/新規求職者数	左記の通り。
						19.2%	14.5%	15.7%	16.0%			

20	外国人就労・定着支援事業受講者へのアンケートにおいて、「満足」「やや満足」と回答した者の割合（アウトカム）	-	-	90%	令和5年度	-	-	-	90.0%	90.0%	日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する外国人就労・定着支援事業の実施において、当該事業に係る研修の質を担保することは、外国人労働者の安定的な就労や及び職場定着につながることから、受講者アンケートにおける満足度（※）を測定指標として選定した。 令和5年度目標値については、過去の実績を踏まえて設定している。 （※）満足度＝アンケートで「満足」「やや満足」と回答した受講者数/アンケートに回答した受講者数	左記の通り。
達成手段5		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビニュー事業番号
(35)	難民就職促進費 （昭和55年度）	0.4億円 0.3億円	0.4億円 0.4億円	1.0億円	-	「条約難民」及び「第三国定住難民」の就労自立による定着を図るとともに、既に受け入れている「インドシナ難民」の就労の安定を図るため、定住支援施設等に職業相談員を配置して、職業相談・職業紹介を行うとともに、職場適応訓練等による支援を実施している。本事業を実施することにより、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。						2023-厚労-22-0600
(36)	雇用・適正就労対策推進費 （平成5年度）	14.3億円 11.9億円	12.6億円 10.5億円	13.9億	-	以下の事業の実施を通して、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 ①外国人労働者の日本での適正就労や雇用管理の改善を図るため、外国人雇用管理指針の内容や外国人雇用状況届出の内容、義務化に関する周知・事業指導等を行うとともに、事業主による雇用管理改善の取組に対して人材確保支援等助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）を支給することで、外国人労働者の職場定着の促進を図る。 ※令和5年度以降、人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）が統合 ②国内・国外にわたる労働移動に関する実態や諸外国における制度的対応について調査分析を行うとともに、こうした状況を取り巻く我が国における外国人労働者の雇用・労働等に関する統計調査の在り方を調査分析する。						2023-厚労-22-0593
(37)	外国人雇用サービスセンター等運営費 （平成14年度）	23.6億円 21.7億円	23.7億円 22億円	23.4億円	14,15, 16,17	以下の事業の実施を通して、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 ① 日本での就労を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人に対し、専門的かつきめ細やかな職業相談・紹介等を行うとともに、外国人を雇用する事業主等に対し雇用管理改善指導・援助等を行う機関として、東京、名古屋、大阪及び福岡に外国人雇用サービスセンターを設置し、求職者、求人者双方に対するサービスを実施。 ② 外国人求職者の多いハローワークに外国人雇用サービスコーナーを設置し、英語、中国語、ポルトガル語等の通訳員及び専門相談員を配置し、職業相談や求人開拓などを実施。 ③ 日系人の就労の適正を図るため、南米最大の日系人居住地であるブラジル・サンパウロの現地法人を通じた来日前の日系人に対する情報提供等の実施。 ④ 日本での安定的な就労と職場定着を促進するために、民間企業に委託し、身分に基づく在留資格の外国人等を対象として、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する外国人就労・定着支援事業を実施。 ⑤ 多言語コンタクトセンターを設置し、電話通話による外国語での職業相談等に対応できる体制を確保。令和3年度より、一部のハローワーク等で映像通訳を試行的に実施することで多言語相談機能の強化を図っている。 ⑥ 外国人雇用サービスセンター及び留学生コーナーにおいて、留学生等に対して、きめ細やかな相談支援を実施するほか、積極的な求人開拓や就職ガイダンスの実施、留学生等の意識啓発や事業主への相談支援等に取り組み、更なるマッチングの強化を図る。						2023-厚労-22-0616
(38)	外国人看護師・介護福祉士受入支援事業費 （平成19年度）	0.8億円 0.8億円	0.8億円 0.8億円	0.7億円	-	本事業は、国際厚生事業団が行う以下の事業の経費に対して交付するものであり、本事業を実施することにより、適正な受入れを通じた外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 ①候補者に対する就労ガイダンスの実施 ②受入れ施設に対する就労開始前説明会の実施 ③巡回訪問等による外国人看護師等の就労の状況の把握・指導 ④外国人看護師等からの相談・苦情等への対応 ⑤受入れの枠組みに係る国内説明会の実施等周知広報 ⑥受入れ施設から提出された定期報告等を集計し厚生労働省に提出 ⑦受入れ施設及び候補者情報の管理及び必要に応じて厚生労働省への提供 ⑧相手国の送り出し調整機関との協議 ⑨その他の必要な事業						2023-厚労-22-0599
(39)	地域外国人材受入れ・定着モデル事業 （令和2年度）	5.5億円 2.9億円	4.3億円 3.7億円	0	-	地域での外国人材の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携し、国内外の外国人材が適正な送出しルートを通じて円滑に地方に就職し、地域に定着できるモデル事業を実施し、その成果を他の地方公共団体における取組の参考に供することを目的としている。 具体的には以下のような取組を実施する。 ① 地域での外国人材の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体と都道府県労働局が雇用対策協定を締結し、外国人材に対する支援を実施。 ② 都道府県労働局及びハローワークは、当該地方公共団体に所在し、外国人材の適正な受入れを促す必要のある中小企業を対象に、受入れのルール等に関するセミナーを実施するとともに、国内外で外国人材等の募集・職業紹介を実施。 ③ 受け入れた外国人材に対して地域定着を促進するための取組を実施。 ④ 実施して得られた好事例等を報告書にまとめ、他の地方公共団体等へ提供。						2023-厚労-22-0634

達成目標6について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
21	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給対象者の事業主都合離職者割合(アウトカム)	-	-	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	令和5年度	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 支給対象者1.2%<一般1.8%	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 支給対象者1.0%<一般1.7%	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 支給対象者1.1%<一般1.9%	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 支給対象者0.8%<一般2.0%	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	本助成金は、高齢者、障害者等の就職困難者が、継続して雇用する労働者として雇い入れられることを促進することを目的としていることから、支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため、支給対象者の事業主都合離職割合が支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目標とした。 (参考)平成27年度 支給対象者1.0%<一般2.6%、平成28年度 支給対象者0.9%<一般2.3%、平成29年度 支給対象者0.9%<一般2.0%	助成金の支給を受けていない事業主の事業主都合離職割合より、助成金の支給対象の事業主都合離職割合が低い場合、助成金の政策効果(「継続して雇用する労働者としての雇い入れ」)があるものと評価できるため、当該目標値を設定した。	
22	生活保護受給者等就労自立促進事業による相談件数(アウトプット)	-	-	543,000	令和5年度	599,830 594,269	572,242 592,355	577,500 606,414	537,000 533,261	543,000	生活保護受給者や生活困窮者等に対しては、主に生活保護受給者等就労自立促進事業において、地方公共団体とハローワークが一体となった支援を実施しており、その就労の安定・促進に資するものであることから、本事業による相談件数を測定指標として選定した。	令和5年度の目標値については、過去3か年度の実績を踏まえて設定した。	
23	生活保護受給者等就労自立促進事業による支援対象者の就職率(アウトカム)	-	-	64.6%	令和5年度	67.0% 65.4%	66.4% 59.0%	63.7% 66.1%	63.5% 68.7%	64.6%	生活保護受給者や生活困窮者等に対しては、主に生活保護受給者等就労自立促進事業において、地方公共団体とハローワークが一体となった支援を実施しており、その就労の安定・促進に資するものであることから、本事業による就職率を測定指標として選定した。	令和5年度の目標値については、過去3か年度の実績を踏まえて設定した。	
達成手段6		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号	
40	職業転換給付金制度(昭和41年度)	2.9億円 0.2億円	0.8億円 0.2億円	0.7億円	—	就職が困難な失業者及び国の施策等により離職を余儀なくされた離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的として、各種の給付金を支給する。 【求職者に支給するもの】 就職促進手当、求職活動支援費、移転費、就業支度金 【事業主に支給するもの】 職場適応訓練費、特定求職者雇用開発助成金						2023-厚労-22-0608	
41	アイヌ地区住民就職促進費(昭和50年度)	0.05億円 0.01億円	0.05億円 0.01億円	0.05億円	-	「アイヌ地区住民」に対してきめ細かい職業指導・職業紹介を実施するとともに、資金の貸付を受けなければ常用雇用や安定的な雇用の継続が困難となる者に対して、就職時の当座の生活資金として「就職促進資金」を貸し付ける。 本事業を実施することにより、アイヌ地区住民の雇用の安定・促進に寄与する。						2023-厚労-22-611	
42	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)(昭和56年度)(再掲)	453.3億円 418.8億円	360.3億円 359.2億円	399.9億円	17	高齢者や障害者など就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)により、高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。						2023-厚労-22-0601	
43	中国残留邦人等永住帰国者に対する就労支援事業(昭和61年度)	0.2億円 0.2億円	0.2億円 0.2億円	0.2億円	-	中国帰国者等に対する支援のノウハウを有する受託者が、「中国帰国者支援・交流センター」に職業相談員を配置し、センターを利用する中国帰国者等に対して、生活支援・相談、日本語指導と連動させながら職業相談等の就労支援を行うもの。なお、職業紹介は、センター近隣の公共職業安定所との連携によって行う。 本事業を実施することにより、中国帰国者等の雇用の安定・促進に寄与する。						2023-厚労-22-609	
44	公正採用選考等推進費(平成10年度)	1.5億円 1.1億円	1.5億円 1.2億円	1.5億円	-	事業主に対して、適性と能力に応じた公正な採用選考システムの確立を図るよう事業所内に選任される公正採用選考人権啓発推進員や企業トップクラスに対する研修の開催等により、周知・啓発を行う。 本事業を実施することにより、応募者の雇用の安定・促進に寄与する。						2023-厚労-22-612	
45	ホームレス等に対する就労支援事業(平成12年度)	3.4億円 3.4億円	3.4億円 3.3億円	3.3億円	-	ホームレスや日雇労働者の就労・職場定着を図るため、生活困窮者・ホームレス自立支援センター等へ出張しての職業相談・職業紹介や、事業主等に対する職場定着指導を行うとともに、ホームレスの就労を円滑に推進するため、地方自治体やNPO等のノウハウを活用した都市雑業等(清掃等)の就業支援及び職場体験講習等の実施を行う。 本事業を実施することにより、ホームレス等の雇用の安定・促進に寄与する。						2023-厚労-22-618	
46	日雇労働者等技能講習事業(平成13年度)	2.5億円 2.3億円	2.4億円 2.2億円	2.4億円	-	日雇労働者等の就業機会の確保を図るため、技能を有しない日雇労働者等を対象に、技能労働者として必要な技能の習得や資格・免許の取得等を目的とした技能講習等を実施する。 本事業を実施することにより、日雇労働者等の雇用の安定・促進に寄与する。						2023-厚労-22-613	
47	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金(平成15年度)(再掲)	136.9億円 136.9億円	128.6億円 128.6億円	145.6億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営に係る経費。高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。						2023-厚労-22-0606	
48	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金(平成16年度)(再掲)	6.3億円 4.1億円	2.7億円 1.5億円	9.9億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費。 障害者職業センターの整備により、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。						2023-厚労-22-0607	

(49)	刑務所出所者等就労支援事業 (平成18年度)	7.3億円	7.1億円	7.1億円	-	刑務所出所者等に対して、出所前において刑務所・少年院等と公共職業安定所の連携によって出張職業相談等を行うとともに、出所後にあつては保護観察所等と安定所の連携によって就労支援チームを設置し、きめ細やかな就労支援を行うものである。具体的には、公共職業安定所による担当者制の職業相談、民間団体等への委託による求人開拓や、職場体験講習、試行雇用などの就労支援メニューを実施している。本事業を実施することにより刑務所出所者等の雇用の安定・促進に寄与する。	2023-厚労-22-610
		6.7億円	6.3億円				
(50)	特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース) (平成20年度)(再掲)	95.4億円	91.1億円	58.6億円	-	雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)により、65歳以上の離職者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	2023-厚労-22-0601
		97.7億円	90.8億円				
(51)	特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース) (平成23年度)	0.7億円	0.5億円	0.2億円	-	東日本大震災に係る被災離職者等を、公共職業安定所等の紹介により1年以上、継続して雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。また、対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主につき1回、助成金の上乗せを行う。特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース)を支給することにより、被災離職者等の円滑な就職等が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	2023-厚労-22-0601
		0.4億円	0.4億円				
(52)	生活保護受給者等就労自立促進事業 (平成25年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】	83.0億円	73.7億円	71.2億円	21、22	生活保護受給者・生活困窮者等の就労による自立を促進するため、地方公共団体にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、両者のチーム支援によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど両機関が一体となった就労支援を推進する。本事業を実施することにより、生活保護受給者等の雇用の安定・促進に寄与する。	2023-厚労-22-0626
		77.9億円	68.3億円				
(53)	トライアル雇用助成金事業(一般トライアルコース) (平成25年度)(再掲)	13.1億円	4.0億円	4.5億円	-	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3か月)試行雇用した事業主に対して、トライアル雇用助成金を支給する。 平成31年4月からトライアル雇用の対象者に生活困窮者が追加されている。	2023-厚労-22-0620
		3.6億円	2.8億円				
(54)	教育訓練受講者支援資金融資事業 (平成27年度)	0.1億円	0.06億円	0.06億円	-	専門実践教育訓練を受講する者のうち、一定の要件を満たす者については給付金が受給できるが、さらに希望者に対して、労働金庫からの貸付を行うことで、円滑な訓練受講が図られ、施策目標の達成に寄与する(貸付受付を30年度末で終了。)	2023-厚労-22-0628
		0.07億円	0.02億円				
(55)	特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)の支給 (平成29年度)	1.2億円	0.9億円	0.8億円	-	生活保護受給者等を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行うことにより、その円滑な就職を促進すること等を目的とする。特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)により、生活保護受給者等の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与する。	2023-厚労-22-0630
		0.4億円	0.3億円				
(56)	特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース) (平成29年度)	14.3億円	21.2億円	11.7億円	-	いわゆる就職氷河期世代に就職の機会を逃したなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)を支給することにより、就職氷河期世代の求職者の円滑な就職等が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	2023-厚労-22-0601
		9.9億円	17.5億円				
(57)	トライアル雇用助成金事業(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース) (令和2年度)	79.7億円	29.3億円	1.1億円	-	就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3ヶ月)試行的に雇用する事業主に対して、トライアル雇用助成金を支給する。	2023-厚労-22-0620
		0.1億円	1.3億円				

達成目標7について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
○24	労働者協同組合における65歳以上の組合員が占める割合(アウトカム)	-	-	13.5%	令和5年度	-	-	-	13.6%	13.5%	労働者協同組合法は、高齢者を始めとする多様な就労機会の創出を促進することを目的としていることから、65歳以上の高齢者の組合員(組合の事業に従事)が占める割合を指標として設定した。	「労働力調査」による「15歳以上の就業者総数に占める高齢就業者の割合」の直近(2020年)数値が「13.6%」であり、これを参考とした。			
達成手段7 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和5年度行政事業レビュー事業番号		
(58)	労働者協同組合法の円滑な施行のための経費(令和4年度)	-	0.7億円	0.4億円	23	労働者協同組合法の成立に伴い、労働者協同組合等が設立され多様な事業を実施することを適切にサポートすることにより、高齢者を始めとする多様な就労の機会の創出等に寄与する。						2023-厚労-22-0636			
		-	0.4億円												
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度				政策評価実施予定 時期	令和4年度
		753,487,634				237,989,256				201,634,496					
施策の執行額(千円)		467,779,458				205,187,222									

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明	令和5年3月8日	大学等と連携し、新卒者に対するきめ細かな就職支援を行うとともに、いわゆる就職氷河期世代の方々の就労や社会参加を支援します。 年齢にかかわらず働くことができる社会の実現に向けて、七十歳までの就業機会の確保を推進するとともに、外国人労働者に対する就職支援の強化、働きやすい環境整備等に取り組みます。 また、障害者雇用率を段階的に引き上げるとともに、助成金等を通じた事業主への支援を強化し、障害者の雇用機会の拡大と雇用の質の向上を図ります。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(V-4-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること(施策目標Ⅴ－4－1) 基本目標Ⅴ：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標4：失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと		担当 部局名	職業安定局雇用保険課 職業安定局首席職業指導官室	作成責任者名	雇用保険課長 尾田 進 首席職業指導官 國分 一行
施策の概要		【雇用保険制度について】 ○ 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行うとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進のために、育児休業給付を行っている。 求職者給付：労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付：失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付：労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付：労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行い、労働者の雇用の安定を図るために支給するもの 育児休業給付：労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に必要な給付を行い、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進を図るために支給するもの 根拠法令：雇用保険法第10条等 【最近の制度改正】 ○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）では、育児休業の分割取得に係る育児休業給付金の改正や出生時育児休業給付金の創設等を行った（いずれも令和4年10月1日施行）。 ○ 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）では、失業等給付に係る暫定措置の継続や、令和4年度における暫定的な雇用保険料率の設定、失業等給付に係る国庫負担の見直し等を行った。					
施策を取り巻く現状		1. 制度の考え方 - 雇用保険は、自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度 - 雇用保険は、一部の事業を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業とし、適用事業に雇用される労働者が被保険者となる。 - 就職までの間の生活の安定を図り、再就職の促進を図るという雇用保険の趣旨の観点から、早期の再就職の実現が望ましい。 2. 雇用保険の現状 - 基本手当（失業給付）の初回受給者数は、令和3年度が約113万人であったのに対して、令和4年度は112万人となり、約1万人程度減少。 - 基本手当（失業給付）の受給者実人員は、令和3年度が43.4万人であったのに対して、令和4年度は405万人となり、減少。 - 新型コロナウイルス感染症渦からの雇用情勢の回復の影響もあり、基本手当の初回受給者数・受給者実人員ともに減少の傾向にある。 - 財政状況については、雇用調整助成金の特例措置等に伴う多額の支出により、雇用安定二事業の雇用安定資金が枯渇し、失業等給付の積立金から繰り入れを行っており、厳しい状況。雇用保険財政については、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において議論を行っている。 3. 受給者の再就職状況 - 基本手当受給者の再就職状況について、基本手当の支給終了までに就職した者は、近年は60%前後で推移。 - 基本手当の支給残日数を所定給付日数の2／3以上残して早期に再就職する者（早期再就職）の割合は、令和4年度10月時点において、32.1%（対前年同期比+0.5%増）となっている。 - 雇用保険受給者等の早期再就職を支援するため、専門相談員を配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた就職支援を実施している。 4. 失業など給付金不正受給摘発件数 - 不正受給の件数は近年は3,000件～4,000件台で推移。令和3年度は、件数が3,727件、不正受給金額が693,666千円となっている。 - 不正の態様としては就職したにもかかわらず、届け出ていなかった例が多く、被保険者資格取得の手続時に発見された例が多い。					
施策実現のための課題		1	求職者給付は失業者の再就職を支援するための一定期間の生活保障であり、求職者の早期再就職を図ることが重要である。				
		2	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等であり、この制度目的を達成するためには、失業等給付を適正に給付することが重要である。				
		3	上記の目的を達成するためには雇用保険財政の安定的な運営を確保することが重要である。				
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
		目標1 (課題1)	求職者の早期の再就職を支援すること		雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等であり、失業者の一定期間の生活を保障し早期の再就職を促進することが制度目的を達成する上で重要であるため。		
		目標2 (課題2)	雇用保険の給付を適正に行うこと		雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等であり、失業等給付の不正受給については、雇用保険制度の目的を没却させることのみならず、国民の制度に対する信頼を大きく損ねることにもつながりかねないため。		
		目標3 (課題3)	雇用保険財政の安定的な運営を確保すること		上記の目的を達成するためには雇用保険財政の安定的な運営を確保することが重要である。		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	令和5年度 予算額 執行額			令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	年度ごとの実績値				
令和元年度	令和2年度			令和3年度	令和4年度			令和5年度				
①	雇用保険受給者の早期再就職割合(※) (アウトカム)	-	-	33.90%	令和5年度	37.7%	38.5%	33.4%	33.9%	33.90%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 (出典):厚生労働省・職業安定局調べ	新型コロナウイルス感染症下での実績と、これを踏まえた今後の見通しを考慮して設定。 ※早期再就職割合＝早期再就職者数／受給資格決定件数 早期再就職者数:雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2／3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	失業等給付費等 (昭和49年度)	21,215億円 19,654億円	21,207億円 18,596億円	20,295億円	1,2,6	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付及び育児休業給付(失業等給付等)を支給する。 失業等給付等は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進するとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、必要な給付を支給し、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進する。						2023-厚労-22-0637
(2)	再就職支援プログラム事業費 (平成14年度)	31.0億円 28.7億円	31.1億円 28.0億円	30.9億円	1	全国の主要な公共職業安定所に就職支援ナビゲーター等を配置し、雇用保険受給者等のうち、早期再就職の意欲が高く、支援の必要性が高い求職者に対し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。 本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。						2023—厚労—22—0552
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	令和5年度 予算額 執行額			令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	年度ごとの実績値				
令和元年度	令和2年度			令和3年度	令和4年度			令和5年度				
②	不正受給の件数 (アウトカム)	3,663件	平成29年度	過去3年の実績の平均以下	毎年度	前年度 (3,364件) 以下	前年度 (3,032件) 以下	前年度 (3,786件) 以下	前年度 (4,367件) 以下	過去3年 (令和2年度～令和4年度) の実績の平均 (3,960件)以下	法令等に基づき適正な給付を行う必要があるため指標として選定した。 (参考)平成28年度実績:4,243件、平成29年度実績:3,663件 (出典):厚生労働省職業安定局調べ	不正受給の件数は、雇用情勢の変化による受給者数の増減等の影響を受けやすいことに鑑み、不正受給対策に取り組み、過去3年間の実績の平均に比して、不正受給件数を減少させることを目標とするのが適切であるため、目標値を「過去3年の実績の平均以下」とする。
(参考)指標						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	失業等給付関係収支は、雇用情勢に大きく影響を受けるものであり、一概に増えればいい・減ればいいというものではないが、その状況を知ることが雇用保険制度を安定的に運営する上で重要な指標である。 (参考) 【収入額】平成28年度実績15,117億円、平成29年度実績10,881億円 【支出額】平成28年度実績16,311億円、平成29年度実績16,402億円 【積立金残高】平成28年度実績63,066億円、平成29年度実績57,545億	
3	失業等給付関係収支状況 収入額(単位:億円)					11,386億円	11,796億円	29,504億円	23,351億円			
4	失業等給付関係収支状況 支出額(単位:億円)					18,148億円	21,828億円	21,176億円	20,031億円			
5	失業等給付関係収支状況 積立金残高(単位:億円)					44,871億円	20,887億円	14,770億円	17,500億円			
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(3)	失業等給付費等 (昭和49年度)(再掲)	21,215億円 19,654億円	21,207億円 18,596億円	20,295億円	1,2,6	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付及び育児休業給付(失業等給付等)を支給する。 失業等給付等は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進するとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、必要な給付を支給し、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進する。						2023-厚労-22-0637
(4)	雇用保険活用援助事業費 (平成7年度)	2.9億円 2.8億円	2.8億円 2.5億円	2.9億円	2	各都道府県支部に支部指導員を配置し、中小零細企業事業主を対象とした雇用保険の制度、各種事業の周知、相談・援助等のための説明会を開催する。また支部に雇用保険活用推進員を設置し、説明会への出席の勧奨やその他相談・指導等を行う。 中小零細企業事業主においては、大企業事業主と比較して、雇用保険事業に関する情報が不足しており、理解を得られていない場合が多いため、これらの者に対し、雇用保険事業の活用方法及び申請手続き等について、周知、相談を行っていくことが必要である。また、数次にわたる改正を重ねてきた雇用保険制度の趣旨・内容について、中小零細企業事業主の十分な理解を促すことは、制度の適正かつ円滑な運営、ひいては労働者の保護に資することとなる。						2023-厚労-22-0638

達成目標3について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標			基準値		目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
			基準年度	目標年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
○6	雇用保険の失業等給付に係る弾力倍率(※)(アウトカム)	-	-	弾力倍率1以上	毎年度	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	財政運営に関する指標として、毎会計年度算定可能な指標であるため。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)において、失業等給付に係る積立金の適正規模として、弾力倍率1が設定されており、当該倍率を下回った場合には、雇用保険料率の引き上げが可能とされているため。			
	※失業等給付に要する費用に対する各年度の失業等給付に係る積立金の額の倍率														
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和5年度行政事業レビュー事業番号		
		執行額	執行額												
(1)	失業等給付費等 (昭和49年度)	21,215億円	21,207億円	20,295億円	1.2.6	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付及び育児休業給付(失業等給付等)を支給する。 失業等給付等は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進するとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、必要な給付を支給し、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進する。							2023-厚労-22-0637		
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度				政策評価実施予定 時期	令和6年度
		2,292,860,473				2,124,059,213				2,029,826,060					
施策の執行額(千円)		1,968,506,067				1,860,012,357									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
		-						-			-				

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(V-5-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること(施策目標Ⅴ－5－1) 基本目標Ⅴ：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標5：求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること				担当 部局名	職業安定局訓練受講支援室 人材開発統括官付訓練企画室	作成責任者名	訓練受講支援室長 岡田 幸大 訓練企画室長 鶴谷 陽子			
施策の概要		○ 本施策は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づき、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保し、職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にするとともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援するものである。 なお、求職者支援訓練には、多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、基本的能力と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」がある。 ○ また、ハローワークは求職者に対してキャリアコンサルティングを実施し、適切な訓練へと誘導するとともに、個々の求職者の状況を踏まえて作成した就職支援計画に基づき、訓練期間中から訓練修了後まで、一貫した就職支援を行い、求職者の早期の就職に向けて取り組んでいる。										
施策を取り巻く現状		令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響で雇用情勢が悪化する中、休業を余儀なくされる方やシフト制で働く方が仕事と訓練受講を両立できるように特例措置を実施した。特例措置の活用状況を踏まえ、令和5年4月1日からは非正規雇用労働者の方も含めた、誰もが主体的にスキルアップに取り組むための環境整備のため給付金支給要件の緩和を行うとともに、受講時間に制約のある方等が利用しやすいよう訓練時間等の認定基準に関する特例の延長等を実施している。 ※1 求職者支援訓練の受講者数の推移 令和2年度：23,734人(うち基礎コース5,838人、実践コース17,896人) 令和3年度：28,260人(うち基礎コース5,217人、実践コース23,043人) 令和4年度：40,288人(うち基礎コース6,230人、実践コース34,058人) ※2 職業訓練受講給付金の受給者数(その年度に職業訓練受講給付金を初めて受給した者の数) 令和2年度：10,406人 令和3年度：13,371人 令和4年度：15,289人										
施策実現のための課題		1	引き続き、雇用保険の対象になっていない方々に対する安定した就職の実現に向けた制度の活用促進に取り組む必要がある。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、公共職業安定所における就職支援を行う。					求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間の第二のセーフティネットとして創設された制度であり、就職に結びつくための職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保するとともに、また、当該訓練の受講を容易にするために、職業訓練受講期間中に給付金を支給することにより、求職者の生活を支援するとともに、公共職業安定所におけるきめ細かな就職支援を行う必要があるため。				
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○1	求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率(アウトカム)	-	-	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	令和5年度	・55%(基礎コース)以上 ・60%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の安定した就職を促進する制度であるため、就職率(雇用保険適用就職率)を測定指標に設定。	2022年度の目標値(基礎58%、実践63%)及び過去5年(2017年度～2021年度)の就職率実績(平均値：基礎56.1%、実践62.2%)を踏まえて設定した。 (参考)平成29年度実績：基礎58.0%実践65.0%、平成30年度実績：基礎59.6%実践63.9% (※)令和4年度実績は、令和4年10月末までに終了した訓練コースの訓練終了3ヶ月後の実績(速報値)。
						・56.5%(基礎コース) ・62.4%(実践コース)	・52.5%(基礎コース) ・60.0%(実践コース)	・53.9%(基礎コース) ・60.0%(実践コース)	・55.3%(基礎コース) ・58.4%(実践コース)(※)			
2	求職者支援訓練修了者における満足度(アウトカム)	-	-	90%以上	令和5年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	求職者支援制度について、訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握・分析し、必要な場合には、訓練内容やハローワークの就職支援等業務内容の見直しを検討する必要があるため、本指標を測定指標に設定。	求職者支援制度がより多くの求職者が満足できる制度となるよう、就職率を補完する指標として、総合的な満足度で90%以上を得ることを目標値として設定した。 (参考1)平成29年度実績94.7%、平成30年度実績94.4% (参考2)令和4年度実績値95.1%は分母：ハローワークの支援指示により求職者支援訓練を受講した者のうち、訓練修了者に対するアンケート調査の回答総数、分子：アンケート調査にて満足した旨の回答数から算出したもの。
						94.7%	94.0%	95.1%	95.1%			

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号			
		予算額 執行額	予算額 執行額							
(1)	求職者支援制度に必要な経費 (平成23年度)	252.1億円	277.8億円	268.4億円	1,2	・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況等によっては、給付のみでは訓練受講中の生活費等が不足する場合が想定されることから、訓練受講を受けることを容易にするために、単身者については、月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する場合については、月額10万円の融資も行う。 ・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)。また、実践コースについては、訓練実績に応じ、1人当たり月額1～2万円を付加して支給を行う。 【施策目標達成への寄与の内容】 ①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 ②職業訓練受講期間中、給付金を支給すること等により、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 ③上記①、②とともに、公共職業安定所におけるきめ細かな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。 により、求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率について、基礎コースで58%、実践コースで63%という目標の達成に寄与する。	2023-厚労-22-0639			
		151.2億円	176.4億円							
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度
		22,770,675			25,337,307		24,283,389			
施策の執行額(千円)		12,676,822			15,202,508					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説				平成23年1月24日		雇用保険を受給できない方への第二のセーフティーネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。		
		第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説				令和3年3月5日		(感染症対策等) 求職者への就労支援などを充実させるとともに、雇用が不安定な状況におかれている方々のステップアップを効果的に支援できるよう、求職者支援制度の運用改善等にも取り組んでまいります。		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（厚生労働省5（Ⅵ－1－1））

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること(施策目標Ⅵ－1－1) 基本目標Ⅵ:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1:経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと		担当 部局名	人材開発統括官	作成責任者名	参事官(人材開発総務担当) 宇野 禎晃 参事官(人材開発政策担当) 松瀬 貴裕 参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 谷口 正範
施策の概要	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行う。 ※職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条第2項に、国及び都道府県の責務として、職業訓練等の振興並びにこれらの内容の充実を図ること等が定められている。 ※また、同法第5条に基づき、現在、第11次職業能力開発基本計画(令和3年度～令和7年度)を策定しているところである。同計画は、新型コロナウイルス感染症の影響によるデジタル技術の社会実装の進展や労働市場の不確実性の高まり、人生100年時代の到来による労働者の職業人生の長期化など、労働者を取り巻く環境が大きく変化していくことが予想される中で、企業における人材育成を支援するとともに、労働者の主体的なキャリア形成を支援する人材育成戦略として、職業能力開発施策の基本的方向を定めたもの。 公共職業能力開発施設等において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年5月からは公共職業訓練の全ての課程について、同時双方向型によるオンラインによる訓練の実施を可能としたところであり、実施状況や訓練効果等を踏まえながら、引き続きオンラインによる訓練の実施を推進していくこととしている。					
施策を取り巻く現状	デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーションの進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。 こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公共職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公共職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在职者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。 直近の公共職業訓練をめぐる状況としては、令和4年12月末現在で新規求職者が3,356,560人(前年同月比98.9%)であることに対し、離職者に対する公共職業訓練受講者は85,967人(前年同期比95.7%)、在职者訓練受講者は54,810人(前年同期比116.2%)となっている。 就職氷河期世代を取り巻く現状としては、骨太の方針2022において、令和4年度までの3年間の集中取組期間に加え、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、引き続き政府全体として就職氷河期世代支援に取り組む方針とされており、施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援の実施を行うこととされている。令和5年5月に開催された「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」では、就職氷河期世代の正規雇用労働者を30万人増やす政府目標については、令和元年から令和4年の3年間で8万人の増加となったことが示された。 キャリア形成・学び直し支援センターの利用者は拠点の増設もあり、昨年度と比較増加傾向にある。					
施策実現のための課題	1	DXの加速化など企業・労働者を取り巻く環境の急速かつ広範な変化や労働者の職業人生の長期化が同時に進行する中で、何歳になっても学び直し、求められる能力・スキルを身に付けることができるよう、雇用のセーフティネットとして、産業界や地域のニーズを踏まえた公共職業訓練等を実施する必要がある。				
	2	急速なデジタル化の進展や人生100年時代の到来による職業人生の長期化等により、労働者に求められる能力も変化していく。このため、キャリアプランの明確化を支援するとともに、幅広い観点から学びの環境整備を推進することで、労働者の自律的・主体的なキャリア形成支援を行う必要がある。				
	3	職業能力開発促進法第4条において、在职労働者の職業能力の開発及び向上について、事業主が第一義的な責務を負っているとともに、国は事業主その他の関係者が行う職業能力開発を容易にするために必要な援助を行うよう努めることとされている。				
	4	いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、早期離転職等により、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていないため、現在も、不本意ながら不安定な仕事についている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	国及び都道府県による公共職業訓練等の推進		上記の課題を解決するために、離職者等に対して、職業に必要な技能及び知識を習得させるための公共職業訓練等を実施する。		
	目標2 (課題2)	労働者の自発的な職業能力開発の促進		経済社会の変化に先手を打って対応をしていくために、個々の労働者が自らのキャリアについて主体的に考え、定期的に自身の能力開発の目標や身に付けるべき知識・能力・スキルを確認する機会を整備する必要があるため。		
	目標3 (課題3)	事業主その他の関係者による職業能力開発の促進		職業能力開発促進法第4条において、在职労働者の職業能力の開発及び向上については、事業主が第一義的な責務を負っているとともに、国は事業主その他の関係者が行う職業能力開発を容易にするために必要な援助を行うよう努めることとされており、事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進を図る必要があるため、本目標を設定した。		
	目標4 (課題4)	就職氷河期世代の安定就労につながる支援の推進		就職氷河期世代が抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえ、個々人の状況に応じた支援により、正社員就職等安定就労につながる支援を推進する必要がある。		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率(アウトカム)	63.7%	平成22年度	75.0%	令和5年度	75%	75%	75%	75%	75%	・ 離職者訓練は、求職者が訓練の受講により職業に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することを目的としているため、就職率を指標として選定した。	・ 都道府県が実施する委託訓練については、2022年度の目標値(75%)及び過去5年(2017年度～2021年度)の就職率実績(平均値:73.3%)を踏まえて設定した。 ・ なお、職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和5年度全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練(委託訓練)の就職率目標が75%とされている。
2	公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率(アウトカム)	77.6%	平成22年度	82.5%	令和5年度	80%	80%	80%	80%	82.5%	・ 離職者訓練は、求職者が訓練の受講により職業に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することを目的としているため、就職率を指標として選定した。	・ 令和5年度の目標水準は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期目標において82.5%以上と定めていることから、同じく82.5%と設定した。 ・ なお、職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和5年度全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練(施設内訓練)の就職率目標が82.5%とされている。
3	公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の受講者数(アウトプット)	-	-	121,074人	令和5年度	137,186人 69,849人	135,164人 69,897人	135,287人 74,016人	121,169人 71,009人(速報値)	121,074人	・ 離職者訓練は、求職者が訓練の受講により職業に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することを目的としているため、アウトプットは受講者数を指標として選定した。	・ 令和5年度の目標水準は、職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和5年度全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練(委託訓練)の対象者数が121,074人とされていることから121,074人と設定した。
4	公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の受講者数(アウトプット)	-	-	24,000人	令和5年度	23,500人 25,933人	23,000人 24,855人	24,000人 25,217人	24,000人 24,922人(速報値)	24,000人	・ 離職者訓練は、求職者が訓練の受講により職業に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することを目的としているため、アウトプットは受講者数を指標として選定した。	・ 令和5年度の目標水準は、職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和5年度全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練(施設内訓練)の対象者数が24,000人とされていることから24,000人と設定した。
5	生産性向上支援訓練の受講者数(アウトプット)	-	-	45,500人	令和5年度	23,500人 33,214人	25,300人 28,106人	39,500人 51,061人	42,500人 60,602人	45,500人	・ あらゆる産業分野の企業において、DXに対応できる人材の育成を支援するなど、企業が生産性を向上させるために必要な知識などを習得することを目的としているため、アウトプットは受講者数を指標として選定した。	・ 令和5年度の目標水準は、職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和5年度全国職業訓練実施計画」において、生産性向上支援訓練にかかる受講者は45,500人とされていることから45,500人と設定した。
達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(1)	都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金(職業転換訓練費交付金、離職者等職業訓練費交付金)(昭和60年度)	125億円	125億円	125億円	2	都道府県が設置する職業能力開発校等の運営に必要な経費を交付し、離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能及び知識を習得させる。 都道府県が設置する職業能力開発校等を運営することにより、当該施設内で行う職業訓練の受講機会を求職者のほか、在職者や学卒者に対して提供し、職業能力開発の向上を図ることにより、職業の安定等の向上を支援する。						2023-厚労-22-0647
(2)	介護労働者雇用改善等援助事業費(平成4年度)	13億円	13億円	13億円	-	介護労働安定センターに必要な経費を交付し、介護事業者、介護労働者及び介護労働者になろうとする者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等に関し必要な事業を実施することにより、介護労働者等の職業の安定その他の福祉の増進に資する。 具体的には、当該センターにおいて、介護労働講習及び研修コーディネート事業の実施等を行う。						2023-厚労-22-0641
(3)	職業能力開発校施設整備費等補助金(平成5年度)	29億円	26億円	30億円	2	職業能力開発校の設備整備(建物の整備(建替、改修、修繕等)、機械器具の整備)に係る経費、職業訓練指導員の研修の実施に係る経費について補助を行う。 都道府県立職業能力開発施設の建物・機械の整備等を実施し、公共職業訓練による労働者の職業能力の開発及び向上を促進させる。						2023-厚労-22-0642
(4)	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進(平成13年度)	387億円	348億円	348億円	1.3	国から都道府県への委託により、様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業訓練機会を提供する。 都道府県を通じて様々な民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施することにより、求職者に対して多様な職業訓練機会を提供し、職業能力の向上を図ることにより、早期の就職を支援する。						2023-厚労-22-0643
(5)	能力開発基本調査(平成18年度)	0.5億円	0.5億円	0.6億円	-	主要産業における民営事業所の教育訓練の制度及び実施状況や正社員以外を含めた労働者の能力開発の実態等を明らかにするため、常用労働者数30人以上の民間企業を対象とした「企業調査」、常用労働者数30人以上の事業所を対象とした「事業所調査」及びその従業員(正社員及び正社員以外)を対象とした「個人調査」をアンケートにより行う。これまでの結果とも比較し、能力開発行政の今後の施策を検討するための基礎資料として取りまとめる。						2023-厚労-22-0640
(6)	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発助定運営費交付金(平成23年度)	510億円	498億円	528億円	2.4	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発促進センター等の運営に必要な経費を交付し、離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能及び知識を習得させる。 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発促進センター等を運営することにより、当該施設内で行う職業訓練の受講機会を求職者のほか、在職者や学卒者に対して提供し、職業能力開発の向上を図ることにより、職業の安定等の向上を支援する。						2023-厚労-22-0648
(7)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金(平成23年度)	38億円	17億円	37億円	2.4	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備の整備又は改修のための経費について補助を行う。 求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、求職者その他の労働者の職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する。						2023-厚労-22-0649

(14)		ジョブ・カード制度の推進を通じたキャリアコンサルティングの普及促進 (令和2年度)	21.1億円	21.3億円	25.2億円	6.8,10	国から民間への委託により、「キャリア形成・学び直し支援センター」を設置し、ジョブ・カードを活用した労働者のキャリアアプラン再設計や企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入などを支援する。また、キャリアコンサルタント登録制度の適正運用、キャリアコンサルティングを行う人材の資質向上を図るほか、「マイジョブ・カード」においてジョブ・カード作成機能や関連情報を提供する。					2023-厚労-22-0654	
達成目標3について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	年度ごとの実績値										
令和元年度	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度								
11	認定職業訓練助成事業費の助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率(アウトカム)	-	-	85%	令和5年度	84.0%	84.0%	84.0%	84.0%	85.0%	助成措置により従業員の職業能力が向上したことを客観的に把握する観点から助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等の合格率を目標として設定し、目標数値については前年度実績(88.8%)及び過去3年度実績も踏まえて令和5年度の目標を設定した。 (参考1)平成30年度実績:85% (参考2)令和4年度実績値88.8%は分母:技能検定等の受験者数(21,813人)、分子:合格者の人数(19,361人)から算出したもの。		
12	建設労働者育成支援事業の訓練修了者数(アウトプット)	-	-	270人	令和5年度	900人	450人	360人	270人	270人	人手不足が著しい建設分野の人材育成及び確保を図る事業のため訓練修了者数を測定指標として選定し、令和5年度においては年間300名の訓練生の確保を行う事業であるため、その90%の修了率を目標として令和5年度の目標を設定した。 (参考)平成30年度実績:854人		
達成手段3 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号		
(15)	認定職業訓練助成事業費 (昭和44年度)	10.6億円 8.7億円	10.5億円 8.5億円	10.2億円	11	都道府県知事が一定の基準を充たすとして認定した、中小企業事業主等が実施する職業訓練の実施に要する経費について都道府県が行う助成の一部を国が助成する。 これにより、中小企業事業主等が雇用する労働者等の能力開発のために行う訓練の水準の維持向上を図る。					2023-厚労-22-0644		
(16)	人材開発支援助成金 (平成13年度)	206.6億円 204.3億円	698.3億円 167.3億円	657.8億円	-	雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合や、教育訓練休暇等の制度を導入し、当該制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する。					2023-厚労-22-0646		
(17)	建設労働者育成支援事業 (平成27年度)	5.7億円 5.6億円	5.2億円 5.2億円	4.8億円	12	建設分野の事業主等による訓練を促進し、人手不足が著しい建設分野の人材育成及び確保を図る。 ※令和2年度から就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース」の対象者を除く。					2023-厚労-22-0652		
(18)	中小企業等担い手育成支援事業 (平成30年度)	1.2億円 0.8億円	- -	-	-	中小企業等において、実務経験の乏しい若者等を対象に、専門的な知識及び技能を有する支援団体と事業主とが共同して3年以下の訓練実施計画を作成し、off-JTとOJTを組み合わせた雇用型訓練を行う環境を整備するため、支援団体に対し、中小企業等や訓練生に対する支援業務を委託する。 雇用情勢の改善傾向が続き、人手不足感が強まっている建設業、製造業の中小企業においては、一定のスキルを有する技能人材の獲得が難しく、人材の育成に取り組むだけの人的余裕やノウハウがないため、業界が主体となって、実務経験の乏しい若者等に対し、一定のスキルを身につけさせ、長期定着を図ることを目的としている。					-		
達成目標4について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	年度ごとの実績値										
令和元年度	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度								
13	就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース訓練受講者数	-	-	-	令和4年度	-	2,000人	4,000人	2,670人	-	就職氷河期世代の抱える課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化をはじめとして、同世代の活躍の場を更に広げ、全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進めるため、業界団体等に委託して行う訓練と職場見学・職場体験等を組み合わせた正社員就職を支援する出口一体型の訓練であることから、訓練の受講者数を指標として選定した。	目標値については、令和2年度、3年度の実績を踏まえ計画の見直しを行った結果を設定している。 (本事業については令和4年度をもって終了している)	
14	就職氷河期世代支援特設HPアクセス件数	-	-	160万件	令和5年度	-	10万件	260万件	160万件	160万件	就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、SNS広告、動画広告、インターネット広告等を活用し、本人やその家族等に周知する事業であることから、各種支援策等を掲載予定の特設HPへのアクセス件数を目標値に設定した。	本事業は、就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援策を、就職氷河期世代の本人やその家族、関係者に幅広く認知してもらい、就職氷河期世代への支援策を活用していただくための広報事業であることから、ホームページアクセス件数を目標とする。 令和45年度の目標値については、令和3年度(1,534,567件)及び令和4年度(1,751,371件)の実績を踏まえ、引き続き同値を設定した。	
15	就職説明会等に参加した企業等にアンケート調査を行い、「役に立った」旨の評価の割合(アウトカム)	-	-	90%以上	令和5年度	-	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームの取組の一環として、地域の実情に応じて、企業説明会・就職面接会やセミナー等を実施することとしており、それぞれの地域において実施する事業内容の効果を適切に把握する観点から、企業や求職者等の事業利用者の評価が一定水準以上となることを目標として設定した。	事業内容の効果を適切に把握する観点から、事業利用者の評価を目標とする。目標値については令和2年度から令和4年度の実績を踏まえ、引き続き同値を設定した。	

達成手段4 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額 執行額	予算額 執行額					
(22)	就職氷河期世代の方向けの短期資格等 等習得コース等 (令和2年度)	36億円	31億円	483百万円	13	・就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース」を創設し、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と職場見学・職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出ロー体型の訓練を行う。 ・職場実習・体験の機会をコーディネートする専門の者を設置し、就職氷河期世代の不安定就労者等の安定的な就労に向けた支援を行う。	2023-厚労-22-0655	
		26億円	17億円					
(23)	就職氷河期世代等に対する積極的な 広報の実施 (令和3年度)	136百万円	90百万円	87百万円	14	就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、SNS広告、動画広告、インターネット広告等を活用し、本人やその家族等の置かれている多様な状況を踏まえ、様々なルートを通じた広報を実施する。	2023-厚労-22-0655	
		90百万円	81百万円					
(24)	就職氷河期世代活躍支援都道府県プ ラットフォームを活用した支援 (令和3年度)	501百万円	443百万円	428百万円	15	都道府県ごとに設置する就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの取組の一環として、各地域において、都道府県をはじめとする各界の参画を得て企業説明会等を行い、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の支援、行政支援策等の周知等に取り組む。	2023-厚労-22-0655	
		334百万円	346百万円					
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度	政策評価実施予定 時期	令和8年度
		119,726,758		110,715,146		114,245,884		
施策の執行額(千円)		105,589,332		98,505,131				
		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		経済財政運営と改革の基本方針2022			令和4年6月7日閣議決定		第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (1)人への投資と分配 (人的資本投資) 成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強力に支援する。 (中略)社会全体で学び直し(リカレント教育)を促進するための環境を整備する。学び直しによる成果の可視化と適切な評価、学び直し成果を活用したキャリアアップや兼業・副業の促進、学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備、成長分野のニーズに応じたプログラムの開発支援や学び直しの産学官の対話、企業におけるリカレント教育による人材育成の強化等の取組を進める。 (中略)人への投資や強力な就職支援を通じて円滑な労働移動を図り、成長分野等における労働需要に対応する。	
							2. 社会課題の解決に向けた取組 (2)包摂社会の実現 (就職氷河期世代支援) 就職氷河期世代の就労や社会参加への支援について、今年度までの3年間の集中取組期間に加え、2023年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる。公務員等での採用を推進し、地方自治体の取組も後押ししながら、相談、教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援を行い、民間企業での採用等を促すとともに、個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援に取り組む。第二ステージを含めた取組により、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規の雇用者について30万人増やすことを目指す。	
							(3)多極化・地域活性化の推進 (デジタル田園都市国家構想) 「デジタル田園都市国家構想基本方針」に基づき、(1)デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、(2)ハード・ソフトのデジタル基盤整備、(3)デジタル人材の育成・確保、(4)誰一人取り残されないための取組、の4つを柱として取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指す。 (中略)デジタル推進人材を2026年度末までに230万人育成する取組を進める。	
「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」 フォローアップ					令和4年6月7日閣議決定		I 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 1. 人への投資と分配 (2)スキルアップを通じた労働移動の円滑化 (リカレントの推進) ・教育訓練給付でのデジタル分野講座の充実のため、2022年度に関係府省間で連携して講座指定手続を簡素化するとともに、デジタル技術の進展を踏まえた職業訓練のデジタル関連分野への重点化を行う。 (中略) ・公的職業訓練について、2022年度に、デジタル等の人材ニーズに即した訓練コースを設定するとともに、ITリテラシーを有する人材を育成するための職業訓練を行う。また、効果的に職業訓練を実施するため、職業訓練でVR等ICT機器を積極的に活用する。	

デジタル田園都市国家構想基本方針		令和4年6月7日閣議決定	第3章 各分野の政策の推進 3. デジタル人材の育成・確保 (2)職業訓練のデジタル分野の重点化 ①職業訓練のデジタル分野の重点化 (中略) (b)離職者等向けの支援(職業訓練)によるデジタル人材の育成 ・離職者等のデジタル分野の職業訓練の活用を促すため、公的職業訓練について、IT分野の資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せ等によるデジタル分野のコース設定の促進等、デジタル分野の重点化を実施するとともに、制度の一層の周知・広報に取り組む。 ・離職者等による自発的な能力開発を支援する教育訓練給付 について、高等教育機関等におけるリカレント教育プログラム及び産業界で求められるスキル標準やそれに紐付く教育コンテンツ等、関係省庁の取組との連携により、デジタル分野の指定講座の充実を行うとともに、制度の一層の周知・広報に取り組む。また、「生産性向上人材育成支援センター」において、DX 人材をはじめ中小企業の人材育成に関する相談支援を行える体制を整備した上で、DX の加速化などの環境変化に対応した生産性向上支援訓練を拡充する。 (c)地域 のニーズに合った訓練コースの設定の促進 ・職業訓練に地域のニーズをより適切に反映させるため、2022年10月に施行される改正職業能力開発促進法に規定された都道府県を単位とした地域の関係機関による協議会を活用し、デジタル分野を含む地域の今後の産業展開も踏まえた必要なスキルを習得する訓練コースの設定を促進していく。
経済財政運営と改革の基本方針2023		令和5年6月16日閣議決定	第2章 新しい資本主義の加速 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのが賃上げであり、これまで積み上げてきた経済成長の土台の上に、構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、能力を最大限いかして働くことで企業の生産性を向上させ、それが更物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。あわせて、賃金の底上げや金融資産所得の拡大等により家計所得の増大を図るとともに、多様な働き方の推進等を通じ、多様な人材がそのなる賃上げにつながる社会を創る。 (三位一体の労働市場改革) 一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考え方の下、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。(中略) 「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を用途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する。また、5年で1兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。 「成長分野への労働移動の円滑化」については、(中略)求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタントが、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制の整備等に取り組む。 これらの労働市場改革の際、官民でその進捗を確認し、計画的に見直しを行っていく。 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (5)インバウンド戦略の展開 (技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討) 技能実習制度及び特定技能制度の在り方を検討するに当たっては、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できる分かりやすいものとするとともに、人権侵害等の防止・是正等を図り、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立たなければならぬ。以上のことから、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」における中間報告書を踏まえ、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度は、制度を見直して適正化を図った上で引き続き活用していくなどの方向で検討することとし、さらに今後の有識者会議の議論等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組む。 4. 包摂社会の実現 (共生・共助社会づくり) (略)さらに、認知症の人や家族に対する支援、障害者の地域生活の支援、生涯学習の推進、就労支援、情報コミュニケーション等に対する支援、官民協働の支援体制構築等困難な問題を抱える女性支援の強化、労働者協同組合の活用促進、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護、無戸籍者の解消、性的マイノリティに関する正しい理解や社会全体が多様性を受け入れる環境づくりの促進等を図る。(略)。 (就職氷河期世代支援) 今年度から2年間の「第二ステージ」において、これまでの支援の成果等を踏まえて強化した施策を着実に実施し、地方自治体の取組も後押ししながら、相談、教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援や、個々人の状況に合わせた丁寧な寄り添い支援を行う。 あわせて、公務員での採用を推進するほか、「第二ステージ」から開始した独立行政法人等での採用の促進に取り組む。さらに、就職氷河期世代の実態の把握を図りつつ、「第一ステージ」の総括的検証を踏まえた施策の見直し等を行い、より効果的な支援に取り組む。

施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画	令和5年6月16日閣議決定	Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」 (4) リ・スキリングによる能力向上支援 ① 個人への直接支援の拡充 国の在職者への学び直し支援策は、企業経由が中心となっており、現在、企業経由が75% (771億円 (人材開発支援助成金、公共職業訓練 (在職者訓練)、生産性向上人材育成支援センターの運営費交付金))、個人経由が25% (237億円 (教育訓練給付)) となっている。これについては、働く個人が主体的に選択可能となるよう、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるようにし、在職者のリ・スキリングの受講者の割合を高めていく。 その際、業種を問わず適用可能な科目についてのリ・スキリングが、労働者の中長期的なキャリア形成に有効との先進諸国での経験を踏まえ、民間教育会社が実施するトレーニング・コースや大学が実施する学位プログラム等を含め、業種・企業を問わずスキルの証明が可能なOfT-JTでの学び直しに、より重点を置く。 業種・企業を問わず個人が習得したスキルの履歴の可視化を可能とする一助として、デジタル上での資格情報の認証・表示の仕組み (オープンバッジ) の活用を推奨を図る。 雇用保険の教育訓練給付に関しては、高い賃金が獲得できる分野、高いエンployアビリティの向上が期待される分野 (IT、データアナリティクス、プロジェクトマネジメント、技術研究、営業/マーケティング、経営・企画、観光・物流等) について、リ・スキリングのプログラムを受講する場合の補助率や補助上限について、拡充を検討することとし、具体的な制度設計を行う。 特に今般拡充する部分については、在職者を含め労働者が自身の有するノウハウやスキル、本人の意向に応じて、リ・スキリングプログラムを受け内容、進め方を、コンサルティングを受けながら適切に選択できるように、ハローワーク、教育訓練機関等で、事前に在職者へのコンサルティングとリ・スキリングの内容の妥当性の確認を行うこととする。 キャリアコンサルタントの役割の強化を図り、将来的には、民間に在籍するキャリアコンサルタントの一部にも、支援措置の妥当性の確認の役割を担わせる可否の検討を進める。 企業経由の支援策についても、その中身を見直しつつ、必要なものについては充実させることを検討する。この際、企業内でも訓練機会に乏しい非正規雇用労働者等について、働きながらも学びやすく、自らの希望に応じたキャリアアップにつながる柔軟な日時や実施方法によるリ・スキリング支援を実施する。 (略) ② 日本企業の人への投資の強化の必要性 日本企業の人への投資 (OJTを除く) は、2010年から2014年に対GDP比で0.1%にとどまり、米国 (2.08%) やフランス (1.78%) 等の先進諸国に比べても低い水準にある。かつ、近年、更に低下傾向にある。今後、人口減少により労働供給制約が強まる中、人への投資を行わない企業は、ますます優秀な人材を獲得できなくなり、それは企業価値や競争力の弱体化に直結することを認識しなければならない。 他方で、諸外国の経験を見ると、人への投資を充実した企業においては、離職率の上昇は見られず、むしろ、自分を育てる機会を得られるとして、優秀な人材をひきつけることが可能となっている。 このため、企業自身が、働く個人へのリ・スキリング支援強化を図る必要があることを肝に銘じる必要がある ③ 「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策見直し 本指針を踏まえ、パッケージの各支援策が労働者にとってより利用しやすいものとなるよう、毎年度パッケージの実施状況をフォローアップし、その結果を翌年度の予算内容へと反映する。 あわせて、受講後の処遇改善・社内外への昇進・登用に与える効果について計測し、分析を行い、施策の改善に活かす。 ⑤ デジタル分野等の講座の拡充 デジタル分野へのリ・スキリングを強化するため、専門実践教育訓練について、デジタル関係講座数 (179講座 (本年4月時点)) を、2025年度末までに300講座以上に拡大する。その際、生成AI等、今後成長が期待され、今の時代に即した分野に関する講座の充実を図る。 ⑥ 給与所得控除におけるリ・スキリング費用の控除の仕組みの柔軟化 給与所得控除におけるリ・スキリング費用の控除の仕組み (特定支出控除) について、勤務先企業だけでなく、キャリアコンサルタントも、そのリ・スキリングが職務に関連する旨の証明を行えるように改正した。新制度の活用状況も見ながら、更なる制度の柔軟化を検討する。 (6) 成長分野への労働移動の円滑化 ④ 求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の共有化 (略) 我が国でも、成長分野への円滑な労働移動のため、求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタント (現在6.6万人) が、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制を整備する。 このため、 i) ハローワークの保有する「求人・求職情報」を加工して集約し、 ii) 民間人材会社の保有する「求人情報」のうち、職種・地域ごとに、求人数・(求人) の賃金動向・必要となるスキルについて、求人情報を匿名化して集約することとし、その方法については、転職賃金相場等をまとめている人材サービス産業協議会の場において検討を行う。 iii) 民間の協議会・ハローワーク等に情報を集約し、一定の要件を満たすキャリアコンサルタントに基礎的情報を提供することとする。 iv) 官においては、ハローワークにおいて、キャリアコンサルティング部門の体制強化等のコンサルティング機能を強化し、在職時からの継続的な相談支援の充実を図る。 (略) 公共職業訓練制度については、申請のオンライン化やハローワークの就職データの活用による民間教育訓練事業者の業務の効率化を推進するとともに、現場の民間教育訓練事業者からの意見を直接聴取する仕組みの導入等を速やかに実現する。 また、ハローワークにおいて推薦する職種について、転職前後の賃金を捕捉・比較する方法を検討する。その上で、転職前後の賃金上昇可能性やその後の熟練度に応じた更なる上昇可能性まで考慮に入れた推薦が行われるよう、制度の運営改善を行う。 なお、求職者が中小・小規模企業を選択肢の一つとして検討できるように、個々の中小・小規模企業の強みや魅力についての定性的情報をキャリアコンサルタントが求職者に対し効果的に提供する方途について検討を行う。 ⑦ 厚生労働省関係の情報インフラ整備 厚生労働省が運営する職場情報提供サイト (しよくばらぼ) の機能強化と利用促進を図る。また、日本版O-NET (job tag) の機能強化と多様な属性の利用者に対する利便性の向上を図る。

			(7)多様性の尊重と格差の是正 ②中小企業・小規模企業等の質上げに向けた環境整備等 ii)中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進 (略) 中小・小規模企業が従業員をリ・スキリングに送り出す場合、個人の主体的なり・スキリングであっても、賃金助成等の支援策の拡充を検討する。 ⑥外国人労働者との共生の推進 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方向で検討する。 (略)
	規制改革実施計画	令和5年6月16日閣議決定	VII. 経済社会の多極化 1. デジタル田園都市国家構想の実現 (1)デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備・中山間地の生活改善 ⑦デジタル人材の育成 地域が抱える課題の解決をけん引するデジタル人材について、来年度末までに年間45万人を育成できる体制を段階的に構築し、2026年度までに合計330万人を確保する。このため、大学生・高等専門学校生の育成(年17万人)、社会人等のスキルアップ支援(年13万人)、職業訓練等(年13.5万人)などの各領域において具体的な育成計画を定め、フォローアップを行う。 特に、教員確保に課題を抱える大学・高等専門学校があること、社会人向け教育コンテンツに限られていること、職業訓練の中でのデジタル関連講座の開講が都市部に偏在していることを踏まえ、大学・高等専門学校でデジタル教育を担う教員確保のための実務家の導入、オンラインを活用した社会人向け教育コンテンツの提供・充実、職業訓練の中で各地の産業・雇用特性に応じたデジタル関連講座の強化を図る。また、地域におけるDXを推進するため、自治体におけるデジタル人材の確保・育成を進める。 II. 実施事項 3. 個別分野の取組 ＜人への投資分野＞ (1)外国人材の受入・活躍の促進 c 法務省及び厚生労働省は、技能実習制度に関する手続について、書類又は記載の重複排除などの観点から、簡素化に向けた見直しを検討し、必要な措置を講ずる。また、今後の技能実習制度の見直しにおいては、これまでの規制改革における議論を踏まえ、手続が簡素で合法的なものとなるよう検討する。 d 法務省及び厚生労働省は、技能実習計画の認定申請に関する手続について、今後の技能実習制度の見直しの方向性も踏まえつつオンライン化に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。 (7)多様な正社員(限定正社員)の活用促進 d 厚生労働省は、パートタイム・有期雇用労働者や、無期転換正社員、限定正社員を含む多様な働き手のキャリア形成を支援するため、職業訓練や学び・学び直しの支援に関する研修を受講したキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングの機会を提供する。 e 厚生労働省は、多様な働き手の中長期的なキャリア形成を支援するため、パートタイム・有期雇用労働者、無期転換正社員、限定正社員等多様な働き方に応じたキャリア形成支援に関するキャリアコンサルタント向け研修を新規開発・提供し、キャリアコンサルタントの専門性の向上を図る。 f 厚生労働省は、若年層の将来の選択に資するよう、現在行っている労働関係法令に関する教育の取組に加え、特に中学生・高校生向けに、「多様な働き方」や、その前提となる労働法の基本的な考え方に関する情報提供を強化する方策について検討し、必要な措置を講ずる。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(VI-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること(施策目標VI-1-2) 基本目標VI:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1:経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと	担当 部局長	人材開発統括官	作成責任者名	参事官(能力評価担当) 安達 佳弘
施策の概要		労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行う。 ※職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条第2項に、国及び都道府県の責務として、職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実を図ること等が定められている。 ※また、同法第5条に基づき、現在、第11次職業能力開発基本計画(令和3年度～令和7年度)を策定しているところである。同計画は、新型コロナウイルス感染症の影響によるデジタル技術の社会実装の進展や労働市場の不確実性の高まり、人生100年時代の到来による労働者の職業人生の長期化など、労働者を取り巻く環境が大きく変化していくことが予想される中で、企業における人材育成を支援するとともに、労働者の主体的なキャリア形成を支援する人材育成戦略として、職業能力開発施策の基本的方向を定めたもの。				
施策を取り巻く現状		1. ものづくり人材の雇用状況等 ・ 製造業の就業者数は、約20年間で157万人の減少。全産業に占める製造業の就業者割合も、約20年間で3.4ポイントの低下。 ・ 製造業における若年(34歳以下)の就業者数は、約20年間で121万人の減少。製造業の全就業者に占める若年就業者の割合は、約20年間で6.2ポイントの低下。				
		2. 技能検定制度の整備 ・ 技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度。労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に実施され、合格者は「技能士」と名乗ることができる(名称独占)。 ・ ものづくり分野を中心に、技能のウエイトが高く、全国的に需要を有する分野を対象に、国が主体となり全国、業種、職種共通の基準の下で制度を構築・運営。 ・ 令和3年度は全国で約97万人が受検申請、約37万人が合格、制度開始からの累計で延べ約800万人が合格。 ・ 令和4年4月1日現在、130職種が実施されており、社会のニーズに合わせて職種・作業の見直しを行っている。 ・ 技能検定は、ものづくり職種に限らず、DX関連職種(※1)やホワイトカラー職種(※2)も対象の職種に含まれている。なお、職種拡充は業界団体からの申請があった上で、業界団体と協力して行っている。 ※1 ウェブデザイン ※2 ファイナンシャル・プランニング、金融窓口サービス、知的財産管理、フィットネスクラブ・マネジメント等				
		3. 技能検定の利点・活用方法 ・ 技能検定を知っており、利点を感じるとした事業所のうち、技能検定の利点・活用方法は、 ① 労働者の職業意識や職業能力の向上に役立つ(80.9%) ② 採用、配置転換、昇進などに活用できる(41.6%) ③ 資格手当や報奨金等の支給根拠として活用している(39.6%) ④ 技能士がいることで、取引などにプラスの効果がある(30.3%)				
		4. 技能検定の問題点 ・ 技能検定を知っており、問題点を感じるとした事業所のうち、その問題点の内訳は ① 技能検定の試験実施回数や試験地が限られている。 ② 技能検定の対象や試験内容が現場で必要な技能と合っていない。 ③ 試験の準備や受検する時間等の労働者の拘束時間が長い。 ④ 受検に必要な費用が高い。				
		5. 技能検定以外の職業能力評価に関する取組 ・ 仕事をこなすために必要な「知識」と「技術・技能」に加えて、「成果につながる職務行動例(職務遂行能力)」を、業種別、職種・職務別に整理した「職業能力評価基準」を策定している。現在、業種横断的な経理・人事等の事務系9職種及び、電気機械器具製造業、ホテル業、在宅介護業等の56業種を整備。 ・ 人事、経理等のホワイトカラー職種については、「職業能力評価基準」を活用した、利用者のポータブルスキルと近接する5つの職務・職位を掲示する「ポータブルスキル見える化ツール」を開発。令和3年度から「job tag(職業情報提供サイト(日本版O-NET))」に掲載するとともに、活用に係るマニュアルや映像教材等を作成し、厚生労働省ホームページに掲載。				
施策実現のための課題	1	労働者の主体的な能力開発を通じた生産性向上や、産業界が求める能力と労働者が有する職業能力との円滑なマッチング、また、企業内における労働者の客観的な能力評価などに資するものとして、技能検定等を通じた技能の「見える化」の推進が求められている。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1	技能検定をはじめとする職業能力の評価の推進 (課題1)			技能検定制度を産業界のニーズを踏まえたものにするため、職種・作業の見直しなどの対応が必要である。 また、ホワイトカラー職種も含めて労働者の主体的な能力開発を促すため、職業能力評価基準などの職業能力評価制度の推進が必要である。	

達成目標1について																
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標			基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
							年度ごとの実績値									
			基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度							
①	技能検定受検申請者数 (アウトプット)	807,306人	平成30年度	836,519人	令和5年度	前年度 (807,287人)以上	前年度 (871,451人)以上	820,892人	783,679人	836,519人	技能検定は、技能の到達目標を示すことにより、労働者の技能習得意欲を増進させ、事業主等の教育訓練に活用される等、職業能力開発のための有効なツールであることから、技能検定受検申請者数を指標として選定した。 (参考)平成29年度実績:784,048人、平成30年度807,306人 (出典):技能検定実施状況調査	令和5年度の目標については、新型コロナウイルス感染症の影響で受検者数に大きく影響のあった時期が含まれるため、令和4年度の実績を目標値のベースとして設定した。ただし、令和4年度途中に手数料の値上げを行った職種の受検者数については、値上げ後の受検者数をもとに設定した。				
						871,451人	716,200人	972,416人	869,519人							
②	技能検定合格者数 (アウトカム)	697万人	平成30年度	34万人	令和5年度	33万人	33万人	33万人	28万人	34万人	技能検定は、技能の到達目標を示すことにより、労働者の技能習得意欲を増進させ、事業主等の教育訓練に活用される等、職業能力開発のための有効なツールであることから、技能検定受検合格者数を指標として選定し、過去の合格実績等を踏まえて目標とした。 (参考)平成29年度実績:328,778人、平成30年度実績324,073人 (出典):技能検定実施状況調査	令和5年度の目標については、新型コロナウイルス感染症の影響で合格者数に大きく影響のあった時期が含まれるため、令和4年度の実績を目標値のベースとして設定した。ただし、令和4年度途中に手数料の値上げを行った職種の合格者数については、値上げ後の合格者数をもとに設定した。				
						363,733人 (累計数 7,337,788)	299,559人 (累計数 7,637,348)	368,034人 (累計数 8,005,382人)	359,641人 (累計数 8,365,023人)							
3	ポータブルスキル見える化ツールPV数 (アウトカム)	-	-	10万PV	令和5年度	-	-	-	-	10万PV	ポータブルスキル見える化ツールを令和3年度に開発しており、その活用促進のためキャリアコンサルタント等の支援者向けに周知広報・活用勧奨を行うとともに活用促進に向けた教材作成を行っている。作成した教材等の活用状況を測るため、利用者(PV数)を指標とした。 (出典):厚生労働省調べ	令和5年度の目標については、公開直後等の特殊な時期を除き令和4年度の毎月のアクセス件数が概ね8千から1万PV程度で推移していることを踏まえ、8千件/月×12月により設定した。				
						-	-	-	167,788PV							
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号				
(1)	技能検定等の実施 (昭和34年度)	33億円	19億円	25億円	1.2	技能検定試験に係る試験問題の作成等について、中央職業能力開発協会を支援し、技能検定試験の実施等について、都道府県等を支援する。若年者が技能検定を受検しやすい環境を整備し、「ものづくり分野」を支える必要な人材の確保・育成を支援するために受検料の減免措置を行う。また、国においては技能検定職種の見直し等を行う。 技能検定試験の実施主体である都道府県等を支援すること、また、技能検定をより社会的ニーズに対応したものとなるよう技能検定職種や試験問題等の見直し等を行うことで、技能検定の受検を促進する。						2023-厚労-22-0656				
		26億円	20億円													
(2)	柔軟な労働市場形成に向けた職業能力「見える化」推進事業 (令和元年度)	0.6億円	0.2億円	0.2億円	-	少子高齢化の進行に伴い労働力人口が減少する中、持続的な経済成長を実現するため、主体的なキャリア形成を支えるインフラの整備等、職業能力の「見える化」を推進する。 人事、経理などの、いわゆる「資格」による職業能力の診断が困難なホワイトカラー職種において、職業能力の診断を行う「職業能力診断ツール」について、職業情報提供サイトとの連携や、キャリアコンサルティングにおける活用を進める。						2023-厚労-22-0657				
		0.4億円	0.1億円													
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和6年度			
		3,394,620				1,945,209				2,471,447						
施策の執行額(千円)		2,659,587				2,048,086										
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)					
		-						-			-					

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(VI-1-3))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		技能実習制度の適正な運営を推進すること(施策目標VI－1－3) 基本目標VI：労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1：経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと				担当 部局名	人材開発統括官	作成責任者名	参事官(海外人材育成担当) 堀 泰雄			
施策の概要		- 外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度である。 - 平成29年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、以下の内容が盛り込まれた新たな技能実習制度が施行された。 ① 監理団体は許可制、実習実施者は届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする ② 外国人技能実習機構を認可法人として設立し、監理団体等に対する実地検査や技能実習生に対する相談・援助等の業務を行う ③ 通報・相談窓口の整備、人権侵害行為等に対する罰則等の整備 ④ 入管法令・労働関係法令違反等の不適切な事案は、関係機関とともに必要な対応を行い、違反の様態に応じて許可の取消等の行政処分等を行う										
施策を取り巻く現状		- 技能実習生数は令和元年までは増加を続けており、令和2年及び令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け対前年比減となっていたものの、新型コロナウイルス感染症への対応における水際対策の緩和を受け、令和4年時点では約32.4万人と増加に転じた。 - 法令違反や不正な行為等が認められる実習実施者又は監理団体については、事案に応じて、技能実習計画の認定の取消しや監理団体の許可の取消し等の行政処分等を行っている。令和5年3月末時点で、監理団体の許可の取消しが43件、技能実習計画の認定取消しが399件となっており、近年増加傾向にある。 - 技能実習制度の在り方については、技能実習法の附則において施行(平成29年11月)後5年の検討が規定されており、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設けられた「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、制度の見直しの方向性を検討している。										
施策実現のための課題		1	・ 技能実習制度については、人権侵害や労働関係法令違反の存在が指摘されており、引き続き実習実施者における労働関係法令の周知及び遵守の徹底を図ること等により、制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に努める必要がある。									
		2	・ 適正な技能実習を行うために技能実習生ごとに技能実習計画を作成することとしているが、技能実習の目標及び内容、実習を行わせる体制、実習生の待遇等が法令の基準に適合していること等の要件について、適正に認定を行い、これに基づき技能実習が行われることで、技能等の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという制度趣旨に沿った制度運用が行われる必要がある。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1 (課題1)	実習実施者における労働関係法令の遵守など適正な運用の確保					外国人技能実習機構が実習実施者に対して実地検査を行うことで、労働関係法令違反等への迅速な対応や違反発生を未然に防ぐことにつながり、技能実習制度の適正な運営の推進に寄与するため。				
		目標2 (課題2)	技能実習計画の認定に基づく技能実習の円滑かつ効果的な実施					認定を受けた計画に基づく適正な技能実習を実施するとともに、実習生の技能等の習得状況及び実習後の状況を把握し、人材育成を通じた開発途上地域への技能等の移転を実現するため。				
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
○1	外国人技能実習機構が実習実施者に対して行った実地検査件数(アウトプット)	7,886件	平成30年度	16,000件	令和5年度	-	-	-	13,000件	16,000件	施策目標達成のため、外国人技能実習機構による実地検査により、実習実施者における技能実習法の遵守徹底を図る必要があることから、主要な測定指標に設定した。 ※本指標は令和4年度から設定。	目標値は、平成30年度以降の実績値を踏まえて設定している。
						14,970件	17,308件	24,105件	22,033件(速報値)			
2	技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(アウトプット)	1,448件	平成30年度	5,000件	令和5年度	2,000件	2,000件	2,000件	4,500件	5,000件	労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待でき、これにより技能実習制度の適性かつ円滑な推進に資するものでもあることから、測定指標として設定した。	目標値は、平成30年度以降の実績値を踏まえて設定している。
						3,769件	4,924件	8,201件	7,676件			
3	実地検査のうち、安全衛生に係る指導監督を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合(アウトカム)	100%	平成30年度	95%	令和5年度	95%	95%	95%	95%	95%	技能実習生の安全衛生確保の観点から、外国人技能実習機構が技能実習生受入れ企業に対する安全衛生・健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策を講じており、その実効性を測る観点から、測定指標として設定した。	目標値は過年度の実績値を踏まえて設定している。
						100.0%	93.4%	95.8%	95.2%			

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	外国人技能実習機構に対する交付金 (平成27年度)	49.3億円	62.0億円	62.5億円	1～3	外国人の技能実習の適正化及び技能実習生の保護に関する法律等に基づき、制度趣旨を徹底し、制度の適正化及び拡充を図るため、外国人技能実習機構において、監理団体・実習実施者の適正化、人権侵害等の防止・対策、送出し機関の適正化、技能等の修得・移転の確保、対象職種の拡大等に関する業務等を行う。 以上の業務により、技能実習制度の適正な運営の推進が見込まれる。 令和3年度までは施策目標として職業能力の開発の項目に含まれていた事業であることから、一般会計及び雇用勘定の金額のみ計上する整理であったが、令和4年度の事前分析表において技能実習事業として独立した項目になったことから、令和4年度においては一般会計、労災勘定及び雇用勘定の金額を計上している。	2023-厚労-22-0658
		48.7億円	61.8億円				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○4	標準処理期間内に認定した技能実習計画の割合 (アウトカム)	80%	平成30年度	80%	令和5年度	80%	80%	80%	80%	80%	申請された技能実習計画の適正な審査は当然ながら、技能実習の円滑な実施のため、申請された計画どおりに技能実習を開始できるよう、定められた標準処理期間内に処理した技能実習計画の割合を測定指標とした。 また、標準処理期間内に処理できなかった技能実習計画については、その原因や背景を分析する。	目標値について、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入国制限の影響により、技能実習計画の認定申請の件数が大幅に減少したため、標準処理期間内の処理率が上昇したが、令和4年度は、入国制限前の状況に戻るが大いに考えられるため、平成30年度、令和元年度の処理率をもとに80%を設定している。 令和4年度実績値77.7%は、分母:技能実習計画の措置件数(256,186件)、分子:標準処理期間(※)内の措置件数(199,133件)から算出したもの。 ※技能実習計画の認定に当たって、段階別に標準処理期間(第1号技能実習計画:2か月以内、第2号及び第3号:5週間以内)を設定している。
5	技能実習計画の認定件数 (アウトプット)	270,000件	平成30年度	300,000	令和5年度	394,083 371,482	301,025 260,776	300,526 175,098	250,000 251,678	300,000	申請された技能実習計画の件数に応じた認定審査の件数が技能実習の円滑な実施に資するため、技能実習計画の処理件数を測定指標とした。	目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。
6	第2号技能実習の修了時に受検が必須とされている技能検定等の実技試験の合格率 (アウトカム)	89%	令和2年度	85%	令和5年度	- -	- 88.7%	- 89.2%	85% 88.2%	85%	認定計画に基づいた効果的な技能実習により、初級の技能者相当の技能の修得状況を反映する指標であることから、測定指標とした。 ※本指標は令和4年度から設定。	目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。 なお、令和2年度から集計しているため、当該年度を基準年度とした。
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
7	外国人技能実習生の在留者数					410,972	378,200	276,123	324,940		外国人技能実習生の在留者数を参考指標として設定することで、外国人技能実習制度を取り巻く近況把握ができるため。 ※ 数値は、法務省「出入国管理統計」によるものであり、年間(1月～12月)実績値。	
8	母国語相談件数					7,452	13,353	23,701	集計中 (R5年10月頃集計予定)		技能実習生からの相談件数について制度を取り巻く近況把握のため参考指標として「母国語相談件数」を設定	
9	外国人技能実習機構が実習実施者に対して行った実地検査のうち、技能実習法違反が認められた件数及び割合					4,922 32.9%	6,445 37.2%	8,283 34.4%	8,843 40.1% (速報値)		達成目標1を補足するものを参考指標として設定したもの。	
10	技能実習生の労働災害発生件数(休業4日以上)					1,393	1,625	1,912	1,301		達成目標2を補足するものを参考指標として設定したもの。	

達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(2)	外国人技能実習機構に対する交付金 (平成27年度) (再掲)	49.3億円	62.0億円	62.5億円	4～6	外国人の技能実習の適正化及び技能実習生の保護に関する法律等に基づき、制度趣旨を徹底し、制度の適正化及び拡充を図るため、外国人技能実習機構において、監理団体・実習実施者の適正化、人権侵害等の防止・対策、送出し機関の適正化、技能等の修得・移転の確保、対象職種の拡大等に関する業務等を行う。 以上の業務により、技能実習制度の適正な運営の推進が見込まれる。 令和3年度までは施策目標として職業能力の開発の項目に含まれていた事業であることから、一般会計及び雇用勘定の金額のみ計上する整理であったが、令和4年度の事前分析表において技能実習事業として独立した項目になったことから、令和4年度においては一般会計、労災勘定及び雇用勘定の金額を計上している。	2023-厚労-22-0658
		48.7億円	61.8億円				

施策の予算額(千円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	政策評価実施予定 時期	令和5年度
	4,928,979	6,201,268	6,253,617		
施策の執行額(千円)	4,866,887	6,177,949			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	第210回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説		令和4年10月21日	さらに、外国人労働者の雇用維持や就職支援を強化するとともに、働きやすい環境の整備を促進します。あわせて、技能実習制度の一層の適正化に努めます。	
	経済財政運営と改革の基本方針2023(抄)		令和5年6月16日閣議決定	第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (5)インバウンド戦略の展開 (技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討)	
	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂)(抄)		令和5年6月9日外国人材の受入れ・共生に 関する関係閣僚会議決定	Ⅱ 施策 5 共生社会の基盤整備に向けた取組 力 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築 ③技能実習制度の更なる適正化	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(VI-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)			若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること(施策目標Ⅵ-2-1) 基本目標Ⅵ:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるよう 環境整備をすること 施策大目標2:個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること					担当 部局名	人材開発統括官付若年者・キャリア 形成支援担当参事官室	作成責任者名	参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 谷口 正範		
施策の概要			・ 本施策は、「青少年の雇用の促進等に関する法律」において、無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設として位置付けられる地域若者サポートステーションにおける若年無業者等の職業的自立に向けた支援をするため実施している。 ・ また、「就職氷河期世代支援プログラム」(※)、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」等を踏まえ、令和2年度からは全国177箇所のサポステにおいて、支援対象を49歳までに拡大するとともに、把握・働きかけのための福祉機関等へのアウトリーチ型支援(出張相談)を実施している。 ※ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)の一部として取りまとめられたものであり、現状より良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、就職氷河期世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指し、政府として3年間の集中的な支援に取り組む方針を打ち出したもの。										
施策を取り巻く現状			若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者(15～34歳で、就労しておらず、家事も通学もしていない者)の数は直近10年以上50万人～60万人台で推移しており、令和4年には約57万人となっている。加えて、就職氷河期世代の無業者の滞留が顕著で、就職氷河期世代を含む15～49歳の無業者数の推計は118万人にも達する。										
施策実現のための課題			1	上記のとおり、就職氷河期世代を含む15～49歳の無業者数は、令和4年において、118万人に達している。若年無業者等の就労を支援することは、若者等の自立の可能性を広げるだけではなく、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育て、人口減少社会の中で産業の成長を実現していくために重要な施策である。 このため、若年無業者等に対し、就職・正社員化の実現、多様な社会参加の実現に向けて支援をしていく必要がある。									
			2	若年無業者等の職業的自立を支援するためには、基本的な職業能力の開発にとどまらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は各人の置かれた状況に応じて個別に行うことや、一度限りの支援にとどまらず、継続的に行うことが重要である。そのため、就職後の定着・ステップアップの支援を行う必要がある。									
各課題に対応した達成目標			達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
			目標1 (課題1)	地域若者サポートステーション事業において、若年無業者等の職業的自立に向けた支援を実施し、より多くの若者等を就労につなげる。				より多くの若者等を就労につなげることで、若年無業者等が将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域の社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てることとなるため。					
			目標2 (課題2)	地域若者サポートステーション事業において、支援を受けた者の就職後の定着・ステップアップを推進する。				サポステを経て就職した者等が就職後も職業的自立した状態を維持できるよう、職場への定着やステップアップを支援し、その割合を向上させることで、安定した産業の担い手を育てることに資するため。					
達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標			基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績値						
			基準年度		目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
1	地域若者サポートステーションの就職等進路決定者数(アウトカム)	6,742	平成22年度	-	-	-	累計100,000人				「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」において、2020年までの目標として、「地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数10万人」が掲げられているため、当該数値に基づき、測定目標を設定している。 (参考)平成23年度実績:12,165人、平成24年度実績:14,713人、平成25年度実績:19,702人、平成26年度実績:20,106人、平成27年度実績:16,349人、平成28年度実績:15,170人 累計:108,389人(平成29年度末時点)	-	
○2	地域若者サポートステーションにおける就職等率(アウトカム)	57.2%	平成27年度	67.9%	令和5年度	60.0%	60.0%	60.0%	65.8%	67.9%	若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう一人でも多くの若者等を就職に結びつけることを目的としていることから、就職等率を目標として設定している。なお、平成30年度より、雇用保険被保険者としての就職に加え、雇用保険被保険者就職に向け着実にステップを踏んでいると考え得る、雇用保険被保険者となることが見込まれる就職及び公的職業訓練スキームへの移行も含めて評価することとした。	令和5年度の目標値は、近年の実績を踏まえた適正な目標値となるよう、過去3年間(令和2年度～令和4年度)の平均値以上とすることとし、67.9%と設定している。 (参考)令和4年度実績値73.2%は、分母:登録者数(17,233人)、分子:就職等者数(12,613人)から算出したもの。	
3	地域若者サポートステーションの支援を受けた者に対して行う満足度調査において、満足と回答した者の割合(アウトカム)	96.6%	平成29年度	90%	令和5年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	若年無業者等のうち、ひきこもり状態等にある方の個々のニーズに合わせた支援を行うため、満足度調査で満足と回答した者の割合を測定指標とした。	令和5年度の目標値は、特に令和2年度から支援対象としている就職氷河期世代の方々については複合的な課題を有している場合が多く、引き続き支援者の高いスキルが求められている現状などを踏まえ、令和4年度と同水準の90%と設定している。 (参考)令和4年度実績値97.5%は、分母:回答者数(6,755人)、分子:満足度調査において「大いに満足」「満足」及び「まあ満足」と回答した者の人数(6,589人)から算出したもの。	

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(1)	若者職業的自立支援推進事業 (平成18年度)	51.7億円	46.7億円	47.5億円	1,2,3	若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」において、地方自治体と協働し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施することにより、新たに就労へと導く支援を提供できることになり、施策目標を達成することに効果があると見込んでいる。	2023-厚労-22-0659					
		43.0億円	43.8億円									
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○4	地域若者サポートステーションにおける定着・ステップアップ支援を受けた者のうち、就職後6か月経過時点で就労している者の割合(アウトカム)	67.6%	平成28年度	76.9%	令和5年度	69.0%	69.0%	69.0%	73.8%	76.9%	就職までの支援にとどまらず、その後の早期離職の防止、より安定した就職機会へのステップアップが重要であるため、地域若者サポートステーションによる定着・ステップアップ支援を受けた者のうち、就職後6か月経過した時点でも就労している者の割合を目標として設定している。	令和5年度の目標値は、近年の実績を踏まえた適正な目標値となるよう、過去3年間(令和2年度～令和4年度)の平均値以上とすることとし、76.9%と設定している。 (参考)令和4年度実績値78.9%は、分母:当該年度に就職後6ヶ月後が到来する者で定着・ステップアップ支援を開始した者の人数(5,243人)、分子:就職後6ヶ月後に同一の雇用主の下で就労中又は転職して就労中の者の人数(4,138人)から算出したもの。
						69.4%	73.6%	78.3%	78.9%			
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(2)	若者職業的自立支援推進事業 (平成18年度)(再掲)	51.7億円 43.0億円	46.7億 43.8億	47.5億	4	若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」において、地方自治体と協働し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施することにより、新たに就労へと導く支援を提供できることになり、施策目標を達成することに効果があると見込んでいる。						2023-厚労-22-0659
施策の予算額(執行額)(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度			政策評価実施予定 時期	令和8年度
		5,167,110			4,674,147			4,751,668				
		4,304,722			4,382,999							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明						令和4年2月25日		いわゆる就職氷河期世代の方々に対しては、都道府県プラットフォームを基盤に、社会機運を醸成し、就労や社会参加を支援します。		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(VI-2-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		障害者等の職業能力開発を推進すること(施策目標VI-2-2) 基本目標VI 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること				担当 部局名	人材開発統括官 特別支援室	作成責任者名	特別支援室長 菊地 政幸			
施策の概要		本施策は、障害者の社会的自立を促進するため、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)や障害者基本計画(令和5年3月閣議決定)等に基づき、障害者に対する職業訓練を実施する。また、訓練受講期間中に支給する訓練手当の都道府県における費用負担に対する支援を行う。										
施策を取り巻く現状		令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする第5次障害者基本計画が閣議決定され、障害者の障害特性やニーズ等に応じた職業訓練の実施が求められている。 また、ハローワークにおける障害者の新規求職申込件数が増加傾向にあるところ、特に精神障害者、発達障害者等の同件数が伸びており、約半数が精神障害者等となっている。令和4年度の障害者の新規求職申込件数は約23万件、うち精神障害者等からの申し込みは約14万件であった。										
施策実現のための課題		1	求職障害者の障害の重度化・多様化が進み、より対応の困難な障害者に対する手厚い支援が求められている。こうした状況の中、より一層の就職支援を図るため、障害者の障害特性を踏まえつつニーズに応じたきめ細かな職業訓練の提供が課題となっている。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	国立障害者職業能力開発校や民間の多様な機関等を活用した効果的な職業訓練の推進					障害者の障害特性を踏まえつつニーズに応じたきめ細かな職業訓練を提供するためには、国の職業能力開発施設の活用はもちろんのこと、民間の多様な機関等を効果的に活用して多様な職業訓練を実施することが必要であるため。				
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
①	障害者職業能力開発校の修了者における就職率(アウトカム)	62.9%	令和2年度	70%	令和9年度	70%	70%	70%	70%	70%	職業能力開発促進法、障害者基本計画等に基づき、障害者職業能力開発校において、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対してその特性に応じた職業訓練を実施しているため、その修了者の就職率を測定指標として設定。	目標値(水準・目標年度)については、障害者基本計画において、就職率70%とする目標が定められていることを踏まえ設定。
						65.8%	62.9%	64.7%	集計中(R5年12月目 途公表予定)			
②	障害者委託訓練修了者における就職率(アウトカム)	48.5%	令和2年度	55%	令和9年度	55%	55%	55%	55%	55%	職業能力開発促進法、障害者基本計画等に基づき、障害者が居住する身近な地域で障害の態様や企業ニーズに対応した様々な職業訓練を提供するため、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等を活用した障害者委託訓練を実施していることから、その修了者の就職率を測定指標として設定。	目標値(水準・目標年度)については、障害者基本計画において、就職率55%とする目標が定められていることを踏まえ設定。
						48.8%	48.5%	50.8%	集計中(R5年12月目 途公表予定)			
3	障害者職業能力開発校における訓練受講者数(アウトプット)	—	—	1,980人	令和5年度	1,980人	1,980人	1,980人	1,980人	1,980人	「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、障害者職業能力開発校における離職者訓練対象者数が定められていることから、同対象者を測定指標として設定。	「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、2,930人であるところ、そのうち、障害者職業能力開発校における離職者訓練対象者数は1,980人であることを踏まえ設定。
						1,179人	1,133人	1,131人	集計中(R5年12月目 途公表予定)			
4	障害者委託訓練の受講者数(アウトプット)	—	—	3,080人	令和5年度	3,650人	3,700人	3,650人	3,500人	3,080人	「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、委託訓練として実施する離職者訓練の対象者数が定められていることから、同対象者数を測定指標として設定。	「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、障害者等に対する公共職業訓練の対象者のうち、3,380人については、委託訓練として実施するものとされ、そのうち離職者訓練対象者数は3,080人であることを踏まえ設定。
						2,852人	2,320人	2,556人	集計中(R5年12月目 途公表予定)			

達成手段1		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号			
		予算額 執行額	予算額 執行額							
(1)	障害者職業能力開発校運営委託費 (昭和22年度)	2,969百万 円	2,959百万 円	2,952百万円	1.3	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置きつつ、障害特性に応じた職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。	2023-厚労-22-0661			
		2,830百万 円	2,955百万 円							
(2)	職業転換訓練費負担金 (昭和41年度)	1,128百万 円	1,097百万 円	1,079百万円	1.2,3,4	障害者、母子家庭の母等の就職困難者が公共職業訓練を受講する間の生活の安定を図り訓練受講を容易にするため、都道府県が訓練手当を支給し、その要する費用のうち1/2を国が負担する。就職困難者の公共職業訓練の受講の促進を図り、就労を支援する。	2023-厚労-22-0660			
		866百万円	811百万円							
(3)	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 (平成16年度)	1,757百万 円	1,634百万 円	1,579百万円	2.4	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な委託訓練先を活用し、個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練のコーディネートを行い、企業の人材ニーズに対応した就職促進及び就職後の雇用継続に資する訓練を機動的に実施する。 多様な機関を活用して、知識・技能習得訓練コースや実戦能力習得訓練コース等の個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。	2023-厚労-22-0662			
		1,113百万 円	1,508百万 円							
(4)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業能力開発勘定運営費交付金 (平成23年度)	868百万円	868百万円	863百万円	1.3	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、中央及び吉備高原障害者職業能力開発校の運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に委託している。同校においては精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、先導的な職業訓練の結果をもとに、これらの特別な支援を要する障害者の訓練技法等を取りまとめ、他の障害者職業能力開発校等に提供することで障害者の職業能力の向上を図る。 中央及び吉備高原障害者職業能力開発校を設置し、精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ先導的な職業訓練を実施するとともに、その成果をもととした指導技法等を関係機関に普及することで障害者の職業能力開発を図り、就労を支援する。	2023-厚労-22-0663			
		868百万円	868百万円							
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度
		6,722,225			6,558,211		6,473,088			
施策の執行額(千円)		5,678,141			6,143,179					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		-				-		-		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(VI-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	技能継承・振興のための施策を推進すること(施策目標 VI-3-1) 基本目標VI 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること		担当 部局名	人材開発統括官	作成責任者名	参事官(能力評価担当) 安達 佳弘
施策の概要	・ 本施策は、技能継承・振興のための施策を推進するために実施している。					
	【1. 熟練技能者を活用した技能継承、技能尊重気運の醸成等】 ・ 若年技能者が技能を向上させる、又は若者が進んで技能者を目指す環境の整備等に取り組むため、ものづくりに関して優れた技能・経験を有する「ものづくりマイスター」が、企業、業界団体、教育訓練機関において、若年技能者への実技指導の実施している。					
	【2. 各種技能競技大会等の推進】 ・ 技能者に技能向上の目標を与えることにより、効果的な技能習得意欲の向上、ものづくり分野・IT分野の裾野の拡大や技能者の社会的評価の向上を図るとともに、若年者を始めとした国民各層に技能の素晴らしさ、重要性を深く浸透させることにより技能尊重気運の醸成を図るため、以下の技能競技大会の実施及び参加を行っている。					
	① 若年者ものづくり競技大会	職業能力開発施設、工業高校等において技能を習得中の若年者(原則20歳以下)で、企業等に就職していない者を対象に、技能競技を通じ、これらの若年者に目標を付与し、技能を向上させることにより、就業促進を図り、あわせて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として実施する大会。				
	② 技能五輪全国大会	国内の青年技能者(原則23歳以下)を対象に技能競技を通じ、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として実施する大会。				
③ 技能五輪国際大会	青年技能者(原則22歳以下)を対象に、技能競技を通じ、参加国・地域の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的として開催される大会。					
施策を取り巻く現状	1. 技能労働者の動向 ① 建設業 ・建設関連職種の有効求人倍率は新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降も他産業と比較して高い。 ・高齢層(55歳以上)の割合が他産業に比べて高い一方、若年層(15～29歳)の割合が低い。 ・新規学校卒業者の入職者は他産業に比べて少ない。(出典:建設雇用計画(第十次)) ② 製造業 ・新規求人数の対前年同月比は新型コロナウイルス感染症の影響で大幅減となるも、2020年5月(-42.8%)を底に増加傾向に転じた。直近では物価上昇等の影響もあり落ち込んでいる(2023年2月:0.2%)。 ・就業者数は若年層(34歳以下)では2002年から2012年頃まで減少基調が続き以降は横ばいで推移(2022年:255万人)。高齢層(65歳以上)では2002年から2017年まで増加傾向であったが以降は横ばいで推移(2022年:90万人)。 ・新規学校卒業者の製造業への入職割合は2000年以降低下傾向にある(2021年:9.5%)。(出典:2023年度版ものづくり白書)					
	2. ものづくり分野の人材育成 ① 技能系正社員が中核的技能者になるまでの採用時からの年数は、新卒の場合には平均10.2年、中途採用の場合でも平均7.3年を要する。 ② 中核的技能者の育成についても、育成するための指導者の不足やノウハウの不足が挙げられる。(出典:(独)労働政策研究・研修機構「ものづくり現場における若年技能者及び中核的技能者の確保・育成に関する調査」)					
施策実現のための課題	1	・ 少子高齢化の進展や若者の技能離れにより、我が国の競争力の源泉である優れた技能の継承・発展が大きな課題となっている。 ・ 持続的な経済成長を続けるためには、高度な技能労働者の育成が不可欠だが、若者のものづくり離れ・技能離れが見られる状況。 ・ 特に、建設業、製造業の技能労働者不足が問題となっており、建設業では、他産業に比べて高齢層(55歳以上)の割合が高い一方で、若年層(15～29歳)の割合が低く、他産業に比べて新規学卒者の入職者が少ない。製造業でも、新規学卒者の入職割合が2014年に過去最低を記録して以降は上下を繰り返している。 ・ ものづくり体験を通じた、ものづくりの魅力発信については、オンラインを有効活用することも今後の課題である。				
	2	・ 技能系正社員が中核的技能者になるまでには長時間を要する(新卒採用の場合には平均10.2年、中途採用の場合であっても平均7.3年)。 ・ 一方で、中小企業を中心に新人育成について人的・時間的不足が生じており、中核的技能者を育成するための指導者の不足やノウハウ不足が課題となっている。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	若年層にものづくり技能の魅力を発信し、ものづくり分野への入職を促す。		ものづくり分野への若年層の入職者割合を向上させるためには、より多くの若年層の方の興味を喚起した後に最終的にものづくり産業への就業につなげることが必要であるため。		
	目標2 (課題2)	ものづくりマイスターの開拓・認定、活用による人材育成の推進		中核的技能者の育成を担う指導者としての役割を担うものづくりマイスターの開拓・認定を進めるとともに、中小企業、団体、工業高校等への派遣により、実践的な実技指導を行い、指導者不足やノウハウ不足という課題に対応するため。		

達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
○1	ものづくりマイスターの活用を契機として、技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用した企業又は業界団体の割合(アウトカム)	90.0%	平成29年度	85%	令和5年度	85%	85%	85%	85%	85%	・ものづくりマイスター制度は、ものづくりに関して優れた技能、豊かな経験を有するなどの条件を満たす者を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、企業、業界団体、教育訓練機関等に派遣し、若者への指導や後継者となる技能者の育成、若者の意識啓発等を行う事業である。 ・そのため、ものづくりマイスターを活用した機関が活用後も職業能力開発に取り組む契機となったかを指標として選定した。	・令和4年度は、過去の実績等を踏まえ85%を目標値として設定した。 ・なお、毎年度高い実績値となっているが、対象者が変わる中で次世代への確実な技能継承・振興のためには、高い実績値を維持し続けることに意義があるため、妥当であると考ええる。 (参考)令和4年度実績値91.9%は、都道府県ごとの集計値の平均		
						94.1%	92.9%	90.4%	91.9%					
2	技能五輪全国大会の来場者数(アウトプット)	75,000人	平成27年度	84,000人	令和5年度	—	—	—	84,000人	84,000人	・大会の実施を通じて、若年者を始めとする国民一般に技能に触れる機会を広く提供できているが把握するために技能五輪全国大会の来場者数を指標として選定した。	・令和5年度は、過去の中央開催実績を踏まえ目標値として設定。 (参考)過去の中央開催実績 令和4年度:104,136人、平成27年度:75,000人、平成25年度:68,000人。		
						—	—	—	104,136人					
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号		
		執行額	執行額											
(1)	技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進) (平成10年度)	40億円	36億円	38億円	1,2	①「ものづくりマイスター」による技能伝承、地域における技能振興の取組、若者のものづくり分野への積極的な誘導の推進 ②卓越した技能者の表彰や技能五輪国際大会等の技能競技大会の実施を通じた、学校段階も含む若年者に対する「技能」の重要性・魅力の発信の推進などの事業を実施している。 これらの事業を通して若年者が進んで技能者を目指す環境を整備することで、優れた技能の継承・発展に寄与する。 ※令和2年度の技能五輪全国大会が県との共催から国の単独開催になったことに伴い、約4億円を移用。						2023-厚労-22-0664		
		38億円	35億円											
達成目標2について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
○3	ものづくりマイスターの活用を契機として、技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用した企業又は業界団体の割合(アウトカム)	90.0%	平成29年度	85%	令和5年度	85%	85%	85%	85%	85%	・ものづくりマイスター制度は、ものづくりに関して優れた技能、豊かな経験を有するなどの条件を満たす者を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、企業、業界団体、教育訓練機関等に派遣し、若者への指導や後継者となる技能者の育成、若者の意識啓発等を行う事業である。 ・そのため、ものづくりマイスターを活用した機関が活用後も職業能力開発に取り組む契機となったかを指標として選定した。	・令和5年度は、過去の実績等を踏まえ85%を目標値として設定した。 ・なお、毎年度高い実績値となっているが、対象者が変わる中で次世代への確実な技能継承・振興のためには、高い実績値を維持し続けることに意義があるため、妥当であると考ええる。 (参考)令和4年度実績値91.9%は、都道府県ごとの集計値の平均		
						94.1%	92.9%	90.4%	91.9%					
4	ものづくりマイスター派遣指導活動数(受講者数延べ人日)(アウトプット)	55,500人日	令和4年度	55,500人日	令和5年度	—	—	—	55,500人日	85,000人日	高度技能人材育成のための取組状況をものづくりマイスターの派遣指導活動数で測定することとして、指標選定した。	・令和5年度の目標値は、R4年度活動実績等や予算増率等を踏まえ、85,000人日と設定した。		
5	ものづくりマイスター開拓数(新規認定数)(アウトプット)	128人	令和4年度	128人	令和5年度	—	—	—	128人	228人	高度技能人材を育成する人材不足解消のための取組状況をものづくりマイスターの派遣指導活動数で測定することとして、指標選定した。	・令和5年度の目標値は、令和4年度の目標値及び実績値を踏まえて算出した。		
						—	—	—	274人					
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号		
		執行額	執行額											
(2)	技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進) (平成10年度)(再掲)	40億円	36億円	38億円	3～5	①「ものづくりマイスター」による技能伝承、地域における技能振興の取組、若者のものづくり分野への積極的な誘導の推進 ②卓越した技能者の表彰や技能五輪国際大会等の技能競技大会の実施を通じた、学校段階も含む若年者に対する「技能」の重要性・魅力の発信の推進などの事業を実施している。 これらの事業を通して若年者が進んで技能者を目指す環境を整備することで、優れた技能の継承・発展に寄与する。 ※令和2年度の技能五輪全国大会が県との共催から国の単独開催になったことに伴い、約4億円を移用。						2023-厚労-22-0664		
		38億円	35億円											
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和5年度	
		3,994,987				3,616,793				3,827,947				
施策の執行額(千円)		3,783,577				3,516,471								
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
		—						—			—			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅶ－1－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	生活保護制度を適正に実施すること(施策目標Ⅶ-1-1) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること		担当 部局長	社会・援護局	作成責任者名	保護課長 大場 寛之
施策の概要	【生活保護制度】 ・生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されている。 ・保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要な限度で支給されている。					
施策を取り巻く現状	1. 生活保護制度の状況 ・生活保護受給者数は約202万人。世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。 ・年齢階級別の被保護人員は、65歳以上の者の増加が続いており、被保護人員のうち、半数は65歳以上の者が占める。ただし、保護率については、上昇傾向が続いていた65歳以上も近年は横ばい。 ・生活保護受給世帯数は約164万世帯で、類型別では、高齢者世帯が増加。高齢者世帯は約9割が単身世帯を占める。 ・いわゆる稼得年齢層である「その他世帯」の世帯数は、H20年の世界金融危機後に大きく上昇し、その後低下傾向にあったが、令和2年6月以降対前年同月比がプラスに転じている。 ※生活保護制度の目的は最低生活の保障と自立の助長であり、この2つの目的達成に向けての取り組みが本制度の最大の趣旨となっていることから、政策評価においては、就労支援と医療扶助に着目して課題設定等としている。					
	2. 被保護者に対する自立支援 ・制度目的の1つである「自立の助長」における自立の概念は、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立の3つに分けられる。 ・被保護者に対する就労支援については、就労支援員による就労に関する相談・助言等の支援を行う被保護者就労支援事業(平成25年改正法により法定化)や、公共職業安定所(ハローワーク)と連携してチーム支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を行う被保護者就労準備支援事業(予算事業)を実施してきた。 ・これら各種事業の活用により、就労可能な被保護者の多くは就労し、自立に至っており、引き続き取り組みを推進していく必要がある。 ・一方で、対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等、日常生活や社会生活の面で課題を抱え、就労による自立に一定程度の時間を要する者も存在している。					
	3. 医療扶助 ・医療扶助の適正化の取組の一つである 頻回受診対策については、福祉事務所が受診回数の基準に該当する者を抽出し、主治医訪問・嘱託医協議により、頻回受診と認められた者に対して訪問指導や同行受診等に取り組み、受診行動が改善した者の割合が上昇してきているなど、一定の成果が得られている。 ・医薬品の利用の適正化に着目した取組については、平成30年の生活保護法の改正により、医療扶助における後発医薬品の使用原則化を実施している。					
施策実現のための課題	1	・生活保護の適正な制度運営のため、保護の適正な実施や自立支援が重要である。特に、生活保護の医療扶助費の適正化や生活保護受給者への就労支援の強化等の取組が必要である。KPIとして設定されている、就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率、就労支援事業を通じた就労・増収率及び「その他の世帯」の就労率について、実績値が目標達成には至っていない状況である。				
	2	・病気や障害、これまでの生活状況等により対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等に対し、日常生活自立、社会生活自立等、アセスメントを丁寧に実施しつつ、被保護者の多様な課題の解決に向けて徐々に自立支援を行っていく取組を強化していく必要がある。				
	3	・医療扶助における入院外の1ヶ月あたりの患者1人当たり受診日数の年次推移は、近年減少傾向にあり、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者(受診状況把握対象者)の数も減少してきている。 ・他方、受診状況把握対象者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認めた者を対象として適正受診指導を行っているが、指導を受けた者のうち、改善した者の割合は49%程度となっている。対象者によっては効果が一時的で一定期間を経過した後、受診回数が増加してしまう場合があるとの指摘もあり更なる対策が求められている。				
	4	・被保護者については、通常、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいことを踏まえ、平成30年の生活保護法の改正により、医療扶助における後発医薬品の原則化の措置が講じられており、引き続き適正な運用を行うことで、医療扶助の適正化に向けて使用促進を図る必要がある。 (参考) 令和3年度の医療扶助における後発医薬品の使用割合: 87.7%				
各課題に対応した達成目標	達成目標			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	就労支援を適切に行う。		被保護者に対する就労支援(生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、その他就労に関する取組)を適切に行うことで、制度をより適切に利用していただく必要があるため。		
	目標2 (課題2)	被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う。		被保護者に対する就労支援(生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、その他就労に関する取組)を適切に行うことで、制度をより適切に利用していただく必要があるため。		
	目標3 (課題3)	頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う。		必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。		
	目標4 (課題4)	後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う。		必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。		

達成目標1について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度									
1	被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	65%	令和7年度	—	62%	65%	65%	65%	・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の取組状況を評価するため、本指標を選定している。 (参考1)平成29年度実績:36.5%、平成30年度実績:57.1% ※平成30年度から就労支援事業に参加する余地のない者を除外 (参考2)令和2年度実績:48.7%は分母:就労可能と判断する被保護者数(93,181人)、分子:事業参加者の人数(191,506人)から算出したものの。 (出典)保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に65%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】			
2	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	50%	令和7年度	—	47.4%	50%	50%	50%	・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため、本指標を選定している。 (参考1)平成29年度実績:就労・増収者43.6%、平成30年度実績:42.4% (参考2)令和2年度実績:34.4%は分母:事業参加者の人数(93,181人)、分子:就労・増収者の人数(32,097人)から算出したものの。 (出典)保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に50%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】			
3	「その他の世帯」(※)の就労率(就労者のいる世帯の割合)(アウトカム) (※)生活保護受給世帯のうち、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯以外の世帯をいう。 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	45%	令和7年度	—	43%	45%	45%	45%	・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成29年度実績:40.4%、平成30年度実績:38.7% (参考2)令和2年度実績:36.3%は分母:その他の世帯の総数(228,960世帯)、分子:就労者のいるその他の世帯数(83,061世帯)から算出したものの。 (出典)被保護者調査	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に45%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】			
達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和5年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額	予算額												
		執行額	執行額												
(1)	保護費負担金 (昭和6年度)	2,800,745 百万円	2,801,346 百万円	2,790,100 百万円	1,2,3	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。							2023-厚労-22-0666		
(2)	保護施設事務費負担金 (昭和6年度)	32,837百 万円	32,052百 万円	32,023百 万円	—	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。							2023-厚労-22-0668		
(3)	生活保護に関する調査事業 (昭和26年度)	108百万円	172百万円	116百万円	—	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。							2023-厚労-22-0669		
(4)	生活保護指導監査委託費 (昭和30年度)	1,894百万 円	1,847百万 円	1,830百万 円	—	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。							2023-厚労-22-0665		
(5)	中国残留邦人生活支援給付金 (平成20年度)	8,611百万 円	8,122百万 円	8,010百万 円	—	・高齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)							2023-厚労-22-0667		
		8,128百万 円	7,883百万 円												

(6)	社会福祉行政事務企画指導等経費 (平成20年度)	1,112百万円 822百万円	360百万円 284百万円	344百万円	—	社会・保護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、要保護者の保護調査、生活保護法の施行に関する指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保を図るために国において行う制度の企画、立案、調整等の事務を実施するために必要な経費。	2023-厚労-22-0692
(7)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	39,774百万円 37,885百万円	30,144百万円 29,516百万円の内数	7,587百万円 (被保護者就労支援事業+被保護者健康管理支援事業)	1, 2, 3 4, 5	・生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)等を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【本事業は、被保護者の就労・増収率等を促進する効果があると見込んでいる】	2023-厚労-22-0673 2023-厚労-22-0674
(8)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	805,599百万円 804,117百万円	338,366百万円 216,040百万円の内数	11,116百万円(生活保護適正化等事業)	4, 5, 6, 7, 8	・生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 ・生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	2023-厚労-22-0675
(9)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業 (令和3年度)	94百万円 56百万円	94百万円 57百万円	94百万円	—	・生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。このため、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進することを目的としている。 ・具体的には、自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、これらによる課題、成果等を評価、整理するための調査研究を行う。	2023-厚労-22-0670
(10)	日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修 (令和3年度)	11百万円 6百万円	11百万円 8百万円	11百万円	—	・令和2年10月より、支援を要する生活保護受給者について、日常生活支援住居施設への支援委託が開始されることに伴い、その支援に関わる日常生活支援住居施設の管理職員等の資質向上のための研修を実施し、質の高い支援業務の標準化を推進することを目的としている。 ・日常生活住居施設の管理者等が参加する研修において、①アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等、②個別支援計画を作成するために留意すべき視点、記載方法等、③ホームレス、刑余者、精神障害者等、対象者に応じた支援の技能、知識、④モニタリング、個別支援計画変更等の手法、地域の社会資源の活用等カリキュラムとして実施する。	2023-厚労-22-0671

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○4	被保護者就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	26%	令和7年度	—	—	—	—	24%	・ 生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績:21.0%、令和元年度実績:20.3% (参考2)令和2年度実績:23.5%は分母:事業参加者(13,566世帯)、分子:状態像が向上した者(3,193世帯)から算出したもの。 (出典)保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に26%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
○5	被保護者就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	28%	令和7年度	—	—	—	—	26%	・ 生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績:23.9%、令和元年度実績:25.6% (参考2)令和2年度実績:25.6%は分母:事業参加者(17,895世帯)、分子:状態像が向上した者(4,582世帯)から算出したもの。 (出典)保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和3年度に28%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(11)	保護費負担金(再掲) (昭和6年度)	2,800,745 百万円	2,801,346 百万円	2,790,100 百万円	1,2,3	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。						2023-厚労-22-0666
(12)	保護施設事務費負担金(再掲) (昭和6年度)	32,837百 万円	32,052百 万円	32,023百 万円	—	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。						2023-厚労-22-0668
		2,678,820 百万円	2,663,059 百万円									
		29,005百 万円	29,043百 万円									

	(13)	生活保護に関する調査事業(再掲) (昭和26年度)	108百万円 47百万円	172百万円 116百万円	116百万円	—	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。	2023-厚労-22-0669
	(14)	生活保護指導監査委託費(再掲) (昭和30年度)	1,894百万円 1,890百万円	1,847百万円 1,860百万円	1,830百万円	—	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。	2023-厚労-22-0665
	(15)	中国残留邦人生活支援給付金(再掲) (平成20年度)	8,611百万円 8,128百万円	8,122百万円 7,883百万円	8,010百万円	—	・高齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)	2023-厚労-22-0667
	(16)	社会福祉行政事業企画指導等経費(再掲) (平成20年度)	1,112百万円 822百万円	360百万円 284百万円	344百万円	—	社会・援護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、要保護者の保護調査、生活保護法の施行に関する指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保を図るために国において行う制度の企画、立案、調整等の事務を実施するために必要な経費。	2023-厚労-22-0692
	(17)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	39,774百万円 37,885百万円	30,144百万円 29,516百万円の内数	7,587百万円 (被保護者就労支援事業＋被保護者健康管理支援事業)	1,2,3 4, 5	・生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)等を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	2023-厚労-22-0673 2023-厚労-22-0674
	(18)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	805,599百万円 804,117百万円	338,366百万円 216,040百万円の内数	11,116百万円(生活保護適正化等事業)	4,5,6,7,8	・生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 ・生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	2023-厚労-22-0675
	(19)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業(再掲) (令和3年度)	94百万円 56百万円	94百万円 57百万円	94百万円	—	・生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。このため、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進することを目的としている。 ・具体的には、自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、これらによる課題、成果等を評価、整理するための調査研究を行う。	2023-厚労-22-0670
	(20)	日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修(再掲) (令和3年度)	11百万円 6百万円	11百万円 8百万円	11百万円	—	・令和2年10月より、支援を要する生活保護受給者について、日常生活支援住居施設への支援委託が開始されることに伴い、その支援に関わる日常生活支援住居施設の管理職員等の資質向上のための研修を実施し、質の高い支援業務の標準化を推進することを目的としている。 ・日常生活住居施設の管理者等が参加する研修において、①アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等、②個別支援計画を作成するために留意すべき視点、記載方法等、③ホームレス、刑余者、精神障害者等、対象者に応じた支援の技能、知識、④モニタリング、個別支援計画変更等の手法、地域の社会資源の活用等をカリキュラムとして実施する。	2023-厚労-22-0671

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
6	頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	2020(令和2)年度改善者数割合比2割以上	令和6年度	—	(令和3年度目標に向けた目安値：62%)	(令和6年度目標に向けた目安値：52.2%)	(令和6年度目標に向けた目安値：55.5%)	58.8% (2020(令和2)年度比改善者数割合2割以上)	生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の最低限度の生活を保障することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組みを行っている。この取組みの実施状況を評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成29年度実績53.92%、平成30年度実績54.1% (参考2)令和2年度実績値49.0%は分母：適正受診指導対象者の人数(2,320人)、分子：適正な受診日数に改善された者の人数(1,136人)から算出したもの。 ※令和元年度は、適正受診指導対象者の基準を見直し対象者の範囲が拡大したことにより、実績値が下がったもの。 (出典)：厚生労働省社会・援護局保護課調	「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、測定指標7については2024(令和6)年度において2020(令和2)年度改善者数割合比2割以上としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】

達成手段3 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(21)	保護費負担金(再掲) (昭和6年度)	2,800,745 百万円 2,678,820 百万円	2,801,346 百万円 2,663,059 百万円	2,790,100 百万円	1,2,3	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。	2023-厚労-22-0666					
(22)	保護施設事務費負担金(再掲) (昭和6年度)	32,837百 万円 29,005百 万円	32,052百 万円 29,043百 万円	32,023百 万円	-	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。	2023-厚労-22-0668					
(23)	生活保護に関する調査事業(再掲) (昭和26年度)	108百万円 47百万円	172百万円 116百万円	116百万円	—	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。	2023-厚労-22-0669					
(24)	生活保護指導監査委託費(再掲) (昭和30年度)	1,894百万 円 1,890百万 円	1,847百万 円 1,860百万 円	1,830百万 円	—	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。	2023-厚労-22-0665					
(25)	中国残留邦人生活支援給付金(再掲) (平成20年度)	8,611百万 円 8,128百万 円	8,122百万 円 7,883百万 円	8,010百万 円	—	・高齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)	2023-厚労-22-0667					
(26)	社会福祉行政事務企画指導等経費(再掲) (平成20年度)	1,112百万 円 822百万円	360百万円 284百万円	344百万円	—	社会・援護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、要保護者の保護調査、生活保護法の施行に関する指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保を図るために国において行う制度の企画、立案、調整等の事務を実施するために必要な経費。	2023-厚労-22-0692					
(27)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	39,774百 万円 37,885百 万円	30,144百 万円 29,516百 万円	16,723百 万円	1,2,3 4, 5	・生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)等を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【本事業は、被保護者の就労・増収率等を促進する効果があると見込んでいる】	2023-厚労-22-0678					
(28)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	805,599百 万円 804,117百 万円	338,366百 万円 216,040百 万円の内 数	11,116百 万円(生活 保護適正 化等事業)	4,5,6,7,8	・生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 ・生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	2023-厚労-22-0675					
(29)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業(再掲) (令和3年度)	94百万円 56百万円	94百万円 57百万円	94百万円	-	・生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。このため、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進することを目的としている。 ・具体的には、自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、これらによる課題、成果等を評価、整理するための調査研究を行う。	2023-厚労-22-0670					
達成目標4について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
7	医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野 58】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	・後発医薬品の使用促進については、生活保護の医療扶助においても、更なる使用促進を図るため、後発医薬品の使用割合が80%未満の地方公共団体においては、その理由を分析し、対応方針を記した「後発医薬品使用促進計画」を策定することとしており、該当する地方公共団体における策定状況を評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成28年度実績99.88%(※目標値の設定は平成28年度から) (参考2)令和3年度実績値100%は分母：後発医薬品の使用割合が80%未満の福祉事務所設置自治体数(60団体)、分子：後発医薬品使用促進計画が策定済みの福祉事務所設置自治体数(60団体)から算出したもの。 (出典)：厚生労働省社会・援護局保護課調	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を100%としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】

8	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野58】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	・ 後発医薬品の使用促進については、平成25年の生活保護法改正において後発医薬品の使用を促すよう規定するなど、生活保護の医療扶助においても各種の取組を実施しているが、その効果を評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成29年度実績73.3%(平成29年6月審査分)、平成30年度実績77.6%(平成30年6月審査分) (参考2)令和3年度実績値87.7%は分母:生活保護受給者に処方された薬剤総量(332,147,237個)、分子:うち後発医薬品の個数(291,161,444個)から算出したもの。 (出典):厚生労働省社会・援護局保護課調	「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、毎年度、全ての都道府県で使用割合を80%以上とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】			
達成手段4 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号			
(30)	保護費負担金(再掲) (昭和6年度)	2,800,745 百万円 2,678,820 百万円	2,801,346 百万円 2,663,059 百万円	2,790,100 百万円	1,2,3	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。						2023-厚労-22-0666			
(31)	保護施設事務費負担金(再掲) (昭和6年度)	32,837百 万円 29,005百 万円	32,052百 万円 29,043百 万円	32,023百 万円	—	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。						2023-厚労-22-0668			
(32)	生活保護に関する調査事業(再掲) (昭和26年度)	108百万円 47百万円	172百万円 116百万円	116百万円	—	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。						2023-厚労-22-0669			
(33)	生活保護指導監査委託費(再掲) (昭和30年度)	1,894百万 円 1,890百万 円	1,847百万 円 1,860百万 円	1,830百万 円	—	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。						2023-厚労-22-0665			
(34)	中国残留邦人生活支援給付金(再掲) (平成20年度)	8,611百万 円 8,128百万 円	8,122百万 円 7,883百万 円	8,010百万 円	—	・老齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)						2023-厚労-22-0667			
(35)	社会福祉行政事務企画指導等経費(再掲) (平成20年度)	1,112百万 円 822百万円	360百万円 284百万円	344百万円	—	社会・援護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、要保護者の保護調査、生活保護法の施行に関する指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保を図るために国において行う制度の企画、立案、調整等の事務を実施するために必要な経費。						2023-厚労-22-0692			
(36)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	39,774百 万円 37,885百 万円	30,144百 万円 29,516百 万円	16,723百 万円	1,2,3,4,5	・生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)等を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【本事業は、被保護者の就労・増収率等を促進する効果があると見込んでいる】						2023-厚労-22-0678			
(37)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	805,599百 万円 804,117百 万円	338,366百 万円 216,040百 万円の内 数	11,116百 万円(生活 保護適正 化等事業)	4,5,6,7,8	・ 生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 ・ 生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】						2023-厚労-22-0675			
(38)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業(再掲) (令和3年度)	94百万円 56百万円	94百万円 57百万円	94百万円	—	・ 生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。このため、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進することを目的としている。 ・ 具体的には、自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、これらによる課題、成果等を評価、整理するための調査研究を行う。						2023-厚労-22-0670			
施策の予算額(千円)		令和3年度 4,324,874,172				令和4年度 3,676,096,160				令和5年度 2,937,681,358				政策評価実施予定 時期	令和6年度
施策の執行額(千円)		3,819,934,766				3,162,892,614									

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	第210回国会 衆議院 厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明	令和4年10月21日	(前略)新型コロナウイルス感染症対応の経験等も踏まえ、生活困窮者等の自立支援の一層の推進、セーフティネット機能の強化等に向けた検討を進めます。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅶ-1-2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること(施策目標Ⅶ-1-2) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること				担当 部局名	社会・援護局	作成責任者名	地域福祉課長 金原 辰夫		
施策の概要		【生活困窮者自立支援制度】 ・生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第1条において、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立を図ることを目的とすることが規定されている。 ・福祉事務所を設置する地方自治体において、上記の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給や、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。 ※ このほか、新型コロナウイルス感染症対策として以下を実施している。 ・個人向け緊急小口資金等の特例貸付(令和2年3月～令和4年9月に実施)に関し、償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対する重点的な支援 ・生活困窮者等への支援の強化(支援員の加配等) ・生活困窮者等の住まい対策の推進(住居確保給付金の支給対象の拡大) ・生きづらさを感じるなどの様々な悩みの電話相談等を受ける「よりそいホットライン」の強化 【福祉の支援が必要な刑務所退所者等への支援】 ・刑又は保護処分の実行のため矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるが、釈放後の行き場のない人等を必要な福祉サービスにつなげるため、平成21年度から、地域生活定着促進事業を実施(生活困窮者就労支援事業費等補助金の一部)している。									
施策を取り巻く現状		自立相談支援機関における新規相談受付件数は毎年増加してきたが、特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により急激に増加した。また、個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等の多様な相談者層が顕在化した。 令和3年度における新規受付件数は令和2年度に比べて減少が見られるが、令和元年度以前と比べると依然として高い水準となっている。 福祉の支援が必要な矯正施設入所者のうち、入所受刑者の高齢者率は12.2%(平成28年)から13.8%(令和3年)に増加している。また、精神障害を有すると診断された入所受刑者は14.3%(平成28年)から15.3%(令和3年)、少年院入院者は19.1%(平成28年)から30.0%(令和3年)に増加している。									
施策実現のための課題		1	・ 単身世帯の増加や高齢化の進展、地域社会との関係性の希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、生活困窮者への多様な支援の必要性が高まっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方が急増し、この中には、個人事業主、フリーランス、外国籍の方といった、これまでつながりの薄かった方々からの相談が増加した。こうした状況を踏まえ、複雑かつ多様な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行い、その自立を促進する必要がある。 ・ また、支援を必要とする人の中には、日々の生活に追われ、また自尊心の低下等により自ら相談することが難しい場合も多いため、生活困窮者が相談に来るのを待つのではなく、アウトリーチの観点から、支援を必要とする人に確実に支援を届けることが重要である。 ・ 生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方も多く、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化が求められている。 ・ また、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、釈放後から福祉サービスを受けられるようにする必要がある。								
各課題に対応した達成目標		達成目標					達成目標の設定理由				
		目標1	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること。					生活が困窮しているという状態の背景にある課題は、就職活動困難、病気、住まいの不安定、家族の問題、メンタルヘルスの不調、家計関係の課題、就職定着困難、債務など多岐にわたり、そうした課題を複数抱える人も少なくない。このような複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供する必要があるため。			
		(課題1)									
達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
○1	自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	40万件	令和7年度	25万件	25万件	25万件	25万件	40万件	生活困窮者自立支援制度においては、まずは早期に対象者を把握し、相談により、相談者の状況に応じた支援に適切につなぐ事が重要。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定し、これまでの支援状況を踏まえ、令和7年度までに40万件とすることを目標値としている。	これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)でKPIの目安値の見直しを行い、令和5年度の目安値を定めた。
					248,398件	786,163件	555,779件	集計中 (R5年11月別途公表予定)			

2	自立生活のためのプラン作成件数の割合（アウトプット） 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	年間新規相談件数の50%	毎年度	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	支援にあたっては、対象者の課題解決に向けて課題を総合的に整理し、自立支援のために各支援機関において支援内容や役割分担を共有・見える化」することが重要。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏まえ、毎年度年間新規相談件数の50%とすることを目標値としている。	これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）でKPIの目安値の見直しを行い、令和5年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 （参考1）平成27年度実績：25%、平成28年度実績：30% （参考2）令和3年度実績値26%は分母：新規相談件数（555,779件）、分子：プラン作成件数（146,719件）から算出したもの。
3	自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者の割合（アウトプット） 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	プラン作成件数の60%	毎年度	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	支援対象者の課題解決に向け自立支援のためのプランを作成するが、支援の中でも就労支援が大きな柱になることから、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏まえ、毎年度プラン作成件数の60%とすることを目標値としている。	これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）でKPIの目安値の見直しを行い、令和5年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 （参考1）平成27年度実績：50%、平成28年度実績：48% （参考2）令和3年度実績値54%は分母：プラン作成件数（146,719人）、分子：就労支援対象者数（79,365人）から算出したもの。
4	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合（アウトカム） 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	75%	毎年度	75%	75%	75%	75%	75%	就労支援がプランに盛り込まれた者が、支援によって就労及び増収することは、本人の自立に向けて重要であることから、本指標を選定し、平成26年度に実施したモデル事業に先駆的に取り組み、就労支援のノウハウを有する地方公共団体の平成27年度前半の実績を踏まえ毎年度75%とすることを目標値としている。	これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）でKPIの目安値の見直しを行い、令和5年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 （参考1）平成28年度実績：71% （参考2）令和2年度実績値27%は分母：就労支援対象者数（76,100人）、分子：就労及び増収者数（20,659人）から算出したもの。
5	住居確保給付金受給中に常用就職した者の割合（アウトカム） ※平成21年10月より住宅手当 ※平成25年度より住宅支援給付金 ※平成27年度より住居確保給付金	—	—	前年度末時点以上	毎年度	前年度末時点（49%）以上	前年度末時点（49%）以上	前年度末時点（44.8%）以上	前年度末時点（43.0%）以上	前年度末時点以上	離職者がその就職活動に専念できるよう、就職活動の基盤である住まいを確保するため家賃相当額を給付しているが、この給付が離職者の就職支援につながっているかを評価するため、本指標を選定し、前年度末時点の実績を上回ることが目標値としている。 「休業等による収入減少者」については、必ずしも就労による自立を目指すことは適切ではないため、離職・廃業等による者の常用就職した者の割合を指標としている。	常用就職の状況は、経済情勢に伴う有効求人倍率や完全失業率などに左右されるため、各年度において目標値の設定が困難であり、前年度末時点以上とさせることを目標としている。 （参考1）平成27年度実績：47.6%、平成28年度実績：48.3% （参考2）実績値は分母：新規決定件数（累計）、分子：新規決定件数のうち常用就職した件数（累計）から算出したもの。
6	自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合（アウトカム） 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	90%	毎年度	85%	90%	90%	90%	90%	生活困窮者が抱える課題について、生活困窮者自立支援制度における継続的支援による改善状況を多角的に測ることは、自立に向けた支援の効果の評価として重要であることから、本指標を選定し、「住まいの確保」、「家計の改善」、「自立意欲の向上・改善」等の観点で改善が見られた者の割合について、毎年度90%とすることを目標値としている。	これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）でKPIの目安値の見直しを行い、令和5年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 （参考）令和3年度実績値78%は分母：評価実施件数（中断除く）（130,518件）、分子：「見られた変化」が変化あり（※）の件数（102,395件）から算出したもの。 ※ 変化ありとは、「生活保護の適用」、「住まいの確保・安定」、「医療機関の受診開始」、「家計の改善」、「孤独の解消」、「自立意欲の向上・改善」、「収入の増加」などの項目について、プラン作成時点と比べて変化があった場合のことを意味する。
7	フォローアップ業務実施者のうち、フォローアップ業務を終了した者の割合（アウトカム）	—	—	前年度以上	毎年度	前年度（26.3%）以上	前年度（30.8%）以上	前年度（25.8%）以上	前年度（27.7%）以上	前年度以上	・ 各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」では、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る取組を実施している。 ・ 具体的には、①入所中から帰住調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③被疑者等に対して釈放前の福祉サービスの利用調整や釈放後の支援等を行う被疑者等支援業務、④地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施している。 ・ コーディネート業務業務による支援を受け、矯正施設退所後に受入先施設等で生活を開始した後、一定のフォローアップを経た上で、最終的には地域に定着していくことが重要であることを踏まえ、本指標を選定し、毎年度、前年度の実績値を上回ることが目標値としている。 （参考）令和3年度実績値27.7%は、分母：フォローアップ業務を実施した人数（2,597）、分子：フォローアップ業務を終了した人数（720）から算出したもの。	福祉支援を必要とする矯正施設退所者を確実に地域の福祉につなげ、地域の定着を促進することを、前年度と比較し、進めることができていることを評価するため、前年度以上を目標値としている。
（参考指標）						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
8	農業分野等との連携強化モデル事業におけるマッチング支援機関による実施箇所数							2	6		生活困窮者の中でも、ひきこもり状態にある方や長期無業者など様々な生活課題を抱える方への支援やその支援に資する取組については、令和2年度より新たに開始する事業も多いことから、まずは実績値を把握することにより、今後の目標設定に資するものである。	
9	シンポジウム参加者アンケートで「今後、農福連携を進める上で参考になった」の割合							100%	100%			

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額 執行額	予算額 執行額						
(1)	日本赤十字社救護業務費等補助金 (昭和53年度)	28百万円	28百万円	28百万円	—	戦時衛生勤務に服した旧日本赤十字社従軍看護婦等に対する慰労給付金支給事務及び非常災害時における医療救護活動等に備えた研修事業であり、非常災害及び武力攻撃事態等における救護活動等の円滑な実施を図る。 (1)旧日本赤十字社救護看護婦等慰労給付金支給事業費 受給者数:150人(R4実績) (2)日本赤十字社救護員養成事業費 研修受講人数:922人(R4実績)	2023-厚労-22-0691		
		28百万円	28百万円						
(2)	ホームレス実態調査 (平成14年度)	71百万円	20百万円	13百万円	—	ホームレス自立支援法に基づき、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」を対象として、国が各都道府県に対しホームレスの人数の調査を委託し、各都道府県の管内市町村が調査を実施する。	2023-厚労-22-0680		
		43百万円	10百万円						
(3)	生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業 (平成26年度)	124百万円	124百万	157百万	—	生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業に従事する相談支援員等を養成するための研修を実施することにより、相談者の状況に応じた支援に適切につなぐことができる、高い支援技術を有する支援員の確保を図る。	2023-厚労-22-0681		
		87百万	95百万						
(4)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	29,851百万円	21,730百万円	16,723百万円	1,2,3,4,5,6	・生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。 本事業は、生活困窮者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる。	2023-厚労-22-0678		
		29,516百万円の内数	29,516百万円の内数						
(5)	生活困窮者就労準備支援等事業費等補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	19,376百万円	19,021百万円	18,878百万円	6	・生活困窮者に対し就労準備支援事業、家計改善支援事業等を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。 本事業は、生活困窮者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる。	2023-厚労-22-0679		
		804,076百万円の内数	216,040百万円の内数						
(6)	農業分野等との連携強化モデル事業 (令和2年度)	102百万円	102百万	—	8,9	・ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、生活困窮者への就労支援において効果的・効率的な就労支援を提供するため、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを構築し、全国普及を目指すことを目的としている。 ・ 具体的には、生活困窮者への就労支援において、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し、自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。	2023-厚労-22-0682		
		71百万円	67百万						
(7)	地域生活定着支援人材養成研修事業 (令和2年度)	14百万円	14百万円	10百万円	-	・ 地域生活定着支援センター職員を対象として、センター職員に求められる刑事司法手続や福祉に関する幅広い知識、複雑な課題を有する高齢又は障害のある矯正施設退所者等への支援方法等の習得を目的とした中央研修を実施するもの。 ・ これにより、センター職員のスキル向上を図り、高齢又は障害のある矯正施設退所者等々の社会復帰及び地域定着を促進し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止及び地域の安心・安全の確保に資するものである。	2023-厚労-22-0690		
		9百万円	8百万円						
(8)	居住支援相談窓口の設置・周知支援事業 (令和3年度)	21百万円	21百万円	21百万円	-	・ 不安定居住の状況にある者が地域の支援自治体や支援団体につながるできるよう、不安定居住者向けの支援情報サイトを設置する。また、電話対応を行う支援相談員を配置し、相談者が所在する地方公共団体の支援窓口等へつなぐほか、相談者の状態像などについて聞き取った内容をデータベース化するもの。 ・ 終夜営業店舗や知人宅等を行き来して生活している不安定居住者を自治体の支援につなぐことにより、不安定居住者の自立の支援に資することを目的とする。	2023-厚労-22-0685		
		15百万円	17百万円						
(9)	重層的支援体制整備事業交付金 (令和3年度)	7,606百万円	23,190百万円	32,238百万円	—	・重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対して、介護、障害、子育て、生活困窮といった分野ごとに行われていた従来の補助に、新たに多機関協働などの機能を強化する補助を加え、一体的に執行できる「重層的支援体制整備事業交付金」を交付。 ・ 具体的には、以下を行う。 ①地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じるため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援事業を一体的に実施。 ②地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上で困難がある者に対し、社会参加に向けた支援を実施。 ③地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備等を行うため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における地域づくり事業を一体的に実施。 ④地域社会からの孤立が長期にわたる者等、継続的な支援を必要とする地域住民に対し、アウトリーチの手法による支援を継続的に実施。 ⑤複数の支援機関等の相互連携による支援を必要とする地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下で支援を一体的・計画的に行う体制の整備等を実施。	2023-厚労-22-0698		
		7,012百万円	21,682百万円						
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度
		4,324,874,172		3,676,096,160		2,937,681,358			
施策の執行額(千円)		3,819,934,766		3,162,892,614					

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明	令和5年3月8日	引き続き、生活に困窮する方々の生活再建に向け、相談支援体制の充実に取り組みます。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅶ－1－3))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること(施策目標Ⅶ-1-3) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること		担当 部局名	社会・援護局	作成責任者名	地域福祉課長 金原 辰夫
施策の概要	【包括的支援体制の整備】 ・地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じるため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援事業を一体的に実施。 ・地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上で困難がある者に対し、社会参加に向けた支援を実施。 ・地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行うため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における地域づくり事業を一体的に実施。 ・地域社会からの孤立が長期にわたる者等、継続的な支援を必要とする地域住民に対し、アウトリーチの手法による支援を継続的に実施。 ・複数の支援機関等の相互連携による支援を必要とする地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下で支援を一体的・計画的に行う体制の整備等を実施。					
	【ひきこもり支援の推進】 ・支援を必要とする方が身近なところで相談し支援を受けることができるよう、基礎自治体における「ひきこもり地域支援センター」及び「ひきこもり支援ステーション」の設置を拡充する。 ※「ひきこもり地域支援センター」及び「ひきこもり支援ステーション」では、ひきこもりの状態にある本人及びその家族に対する相談支援事業及び居場所づくり事業、連絡協議会・ネットワークづくり事業等を実施。 ・国が主体となって、ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修の充実を図るとともに、支援者支援を推進する。					
	【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】 ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。)に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」における評価指標(KPI)の結果や課題を踏まえ、令和4年3月には、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」を閣議決定し、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行うこととしている。					
施策を取り巻く現状	【包括的支援体制の整備】令和2年に改正された社会福祉法に基づき、令和3年度から、重層的支援体制整備事業を開始したところ。					
	【ひきこもり支援の推進】令和5年3月に内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、広義のひきこもり状態にある方は、50人に一人との調査結果がでており、従来の調査結果と比較して増加しており、社会的孤立の拡大が懸念される。					
	【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、すべての市町村(全1,741市町村)において権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指している。毎年、取組実績として自治体数は増加傾向にあるものの、令和4年4月1日時点で、中核機関を整備した市町村数は935(53.7%)、市町村計画の策定・第二期計画に基づく必要な見直しを行った市町村数は1,094(62.8%)である。なお、人口規模が1万人未満の自治体では、いずれの項目も実施率50%未満となっており、人口規模が小さいほど取組が進んでいない状況にある。					
施策実現のための課題	1	・ 重層的支援体制整備事業の実施市町村数は、令和3年度は42市町村、令和4年度は134市町村、令和5年度は189市町村(予定)と、着実に増加してきており、今後も更なる増加が見込まれる。地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、さらに包括的支援体制の整備を進めていく必要がある。				
	2	・ ひきこもりに至った背景については、様々な社会的要因によるものであり、ひきこもりは社会全体の課題として、支援を充実させていく必要がある。				
	3	・ 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるが、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。 ※ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。一方、成年後見制度の利用者数は令和4年12月末時点で約24.5万人。 ・ 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進していく必要がある。				
各課題に対応した達成目標	達成目標			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	市町村において、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する。		地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、包括的支援体制の整備が重要であるため。		
	目標2 (課題2)	ひきこもり状態にある方やその家族を孤立させず、相談しやすい環境づくりを促進するため、ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションの設置を推進する。		ひきこもりに関する支援を必要としている方が、身近なところで安心して相談し、良質な支援を受けられるようにするために、ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションを設置し、支援体制整備を推進する必要があるため。		
	目標3 (課題3)	各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワークづくりの推進、市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行う。		全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進する必要があるため。		

達成目標1について																	
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度							
		基準年度	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等										令和5年度行政事業レビュー事業番号
①	重層的支援体制整備事業の実施自治体数(アウトプット)	—	—	対前年度比で増加	毎年度	—	—	42市町村	前年度比増	前年度比増	令和3年4月より施行された重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が、円滑に移行することが重要であるため。	重層的支援体制整備事業を実施する自治体が、毎年度、着実に増加することを目指す必要がある。					
		—	—	—	42市町村	134市町村	1,890										
2	重層的支援体制整備事業のプラン策定件数(アウトカム)	—	—	1890	令和5年度	—	—	—	—	1,890	重層的支援会議において、個別支援が必要な者に係る支援プランが策定される。	令和5年度に事業を実施する市町村において、平均10程度のプラン策定を想定。					
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等										令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	重層的支援体制整備事業交付金(令和3年度)	7,606百万円	23,190百万円	32,238百万円	1	・重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対して、介護、障害、子育て、生活困窮といった分野ごとに行われていた従来の補助に、新たに多機関協働などの機能を強化する補助を加え、一体的に執行できる「重層的支援体制整備事業交付金」を交付。 ・具体的には、以下を行う。 ①地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じるため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援事業を一体的に実施。 ②地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上で困難がある者に対し、社会参加に向けた支援を実施。 ③地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行うため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における地域づくり事業を一体的に実施。 ④地域社会からの孤立が長期にわたる者等、継続的な支援を必要とする地域住民に対し、アウトリーチの手法による支援を継続的に実施。 ⑤複数の支援機関等の相互連携による支援を必要とする地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下で支援を一体的・計画的に行う体制の整備等を実施。										2023-厚労-22-0698	
		7,012百万円	21,682百万円														
(2)	重層的支援体制整備事業への移行準備事業(令和3年度)	3,669百万円	2,760百万円	2,760百万円	1	・令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。 ・具体的には、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。										2023-厚労-22-0679	
		2,775百万円	2,334百万円														
(3)	重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業(令和3年度)	282百万円	133百万円	142百万円	1	・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、個々の市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が行う各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援の取組に対して必要な支援を行う。										2023-厚労-22-0679	
		117百万円	142百万円														
(4)	相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業(令和2年度)	28百万円	23百万円	27百万円	—	・地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の一部)実施自治体の担当者や相談支援包括化推進員等向けに、国主催による研修を行い、地域共生社会の推進に向けた動向や方向性について情報提供をするとともに、全国的なネットワークづくりを図ることを目的としている。 ・具体的には、国が実施主体となり、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の一部)実施自治体向けに、以下の事業を行うもの。 ① 地域共生社会の推進に向けた基本的な考え方や理念の共有 ② 全国的な取組の状況や先駆的な取組事例等の情報提供 ③ 自治体同士のつながりづくりや、取組内容(取組事例)を共有する機会の提供 等										2023-厚労-22-0695	
		27百万円	21百万円														

達成目標2について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
		基準年度	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等								
③	ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションの設置数(アウトカム)	—	—	対前年度比で増加	令和5年度	—	—	—	167自治体	前年度比増	令和4年4月より、ひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村に拡充。また、ひきこもり支援ステーションを創設し、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指すため、基礎自治体への設置を推奨しており、市町村におけるひきこもり支援体制整備数の増加自体が目標であるため。	令和4年度以降、それまで都道府県・指定都市に整備してきたひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションについて、基礎自治体への設置を推奨しており、市町村におけるひきこもり支援体制整備数の増加自体が目標であるため。			
		—	—	—	172自治体	172自治体									
4	ひきこもり地域支援センター等による居場所の設置数(アウトカム)	—	—	対前年度比で増加	令和5年度	—	—	—	—	前年度比増	当事者やその家族が、地域で孤立しないよう社会とつながり続けることができ、自己肯定感が高められる居場所づくりを目指すため、自治体での設置数を測定指標とした。	ひきこもり支援における居場所づくりについて、各自治体への設置を推奨しており、各自治体における居場所設置数の増加自体が目標であるため。			
5	ひきこもり地域支援センター等によるひきこもり支援従事者養成研修の実施数(アウトカム)	—	—	対前年度比で増加	令和5年度	—	—	—	—	前年度比増	全国において、ひきこもりに関する理解が深まるよう、自治体職員やひきこもり地域支援センター職員だけでなく、関係機関職員、地域関係者等のひきこもり支援に携わる方を対象にひきこもり支援者養成研修を実施しているため、研修を実施している自治体数を測定指標とした。	全国におけるひきこもり支援者養成研修において、各自治体での研修を推奨しており、研修を実施している自治体数の増加自体が目標であるため。			
		—	—	148自治体	148自治体										

達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(5)	ひきこもり地域支援センター等の窓口 周知・広報 (令和2年度)	—	—	—	3	・「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行うことを目的としている。また、施策や相談窓口を案内することに加えて、施策の利用や支援を受けようとする意欲を喚起する情報を届ける意味もある。 ・具体的には、ひきこもり地域センターや生活困窮者自立支援機関、精神保健福祉センター、家族会、支援団体等の支援を通じて、ひきこもり状態にある方が社会とのつながりを回復することができた好事例(成功体験例)を収集し、これを本人や家族に周知するもの。	—					
(6)	ひきこもりに関する地域社会に向けた 普及啓発と情報発信の実施 (令和3年度)	148百万 円	148百万円	125百万円	3	・ひきこもりに関する理解促進のため、イベントや広報等を支援団体等と協力し、集中的な情報発信活動を実施する。具体的には、多くの方の注目を集めてひきこもりに関する情報を発信するシンポジウムやひきこもり支援者の情報共有・研修を行うサミットの開催、ひきこもり支援ポータルサイトの運営などによる普及啓発・情報発信を予定。 ・ひきこもりへの理解促進を図るとともに、支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進することに寄与するもの。	2023-厚労-22-0697					
(7)	ひきこもり地域支援センター職員等へ の人材養成研修 (令和4年度)	—	15百万円	35百万円	5	・ひきこもりに関する支援を必要としている方が、身近なところで安心して相談し、良質な支援を受けるためには、支援に携わる職員が、ひきこもり当事者とその家族の心情を理解した上で寄り添った支援を行うことが求められる。多様で複合的な課題をもつひきこもり当事者とその家族を地域で孤立させないよう、支援が適切に行える人材を養成し、ひきこもり支援の内容や質の向上を目指す。また、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供を通じ、支援者をフォローアップする。	2023-厚労-22-0699 2023-厚労-新23-0022					
達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
○6	中核機関を整備した市町村数 (アウトプット) ※令和2年度までの実績値には、権利 擁護センター等を含む数値を記載し た。	—	—	1,741市町 村	令和6年度	— 589市町村 (R1.10.1時 点)	前年度 (589市町 村)以上 678市町村 (R2.10.1時 点)	1,741市町 村 935市町村 (R4.4.1時 点)	1,741市町 村 集計中(R 6年3月目 途公表予 定)	1,741市町 村 集計中(R 6年3月目 途公表予 定)	本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏ま え、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI として設定している。 また、第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、地域連携 ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な 権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用 改善等に向けた取組を行うこととしており、優先して取り組む事項とし て、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む 事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。 また、第二期計画では、中核機関は権利擁護センターを含まないもの としている。
7	リーフレット等による 成年後見制度や 相談窓口の周知を行っている市町村 数 (アウトプット) ※令和2年度までの実績値には、権利 擁護センター等を含む数値を記載し た。	—	—	1,741市町 村	令和6年度	— 559市町村 (R1.10.1時 点)	前年度 (559市町 村)以上 642市町村 (R2.10.1時 点)	1,741市町 村 1,471市町 村(R4.4.1 時点)	1,741市町 村 集計中(R 6年3月目 途公表予 定)	1,741市町 村 集計中(R 6年3月目 途公表予 定)	同上	同上
○8	市町村計画の策定・第二期計画に基 づく必要な見直しを行った市町村数 (アウトプット) ※令和2年度までの実績値には、市町村 計画を策定した市区町村数を記載し た。	—	—	1,741市町 村	令和6年度	— 134市町村 (R1.10.1時 点)	前年度 (134市町 村)以上 285市町村 (R2.10.1時 点)	1,741市町 村 1,094市町 村(R4.4.1 時点)	1,741市町 村 集計中(R 6年3月目 途公表予 定)	1,741市町 村 集計中(R 6年3月目 途公表予 定)	同上	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む 事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。
9	意思決定支援研修を実施している都 道府県の数 (アウトプット) ※令和2年度までの実績値には、後見 人等向けの意思決定支援研修が実施 される都道府県の数に記載した。	—	—	47都道府 県	令和6年度	— —	— 15都道府 県	47都道府 県 16都道府 県	47都道府 県 集計中(R 6年3月目 途公表予 定)	47都道府 県 集計中(R 6年3月目 途公表予 定)	同上	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む 事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。 第二期計画では、都道府県が実施主体として意思決定支援研修を実 施するものとしている。
10	コーディネート機能の強化に取り組む 中核機関の数の増加(アウトカム)	—	—	権利擁護 支援チー ムの自立 支援に取 り組む中 核機関の 設置市町 村数	毎年度	— —	— —	— 667	710市町村 集計中(R 6年3月目 途公表予 定)	790市町村 集計中(R 6年3月目 途公表予 定)	・令和4年3月に閣議決定した第二期成年後見制度利用促進基本計 画においては、全国どの地域において必要な人が成年後見制度を利用 できるよう、各市区町村において令和6年度までを目標として実施体 制の整備を進めることとしており、市区町村の職員や中核機関として位 置付けられた機関の職員等を対象とした研修を実施している。 ・研修プログラムの受講を通じて、中核機関の職務に従事する職員や 市区町村職員、都道府県職員等の資質向上が、中核機関のコーデ ィネート機能強化に寄与と考えられることから、コーディネート機能の 強化に取り組む中核機関の数の増加をアウトカムとして設定している。	中核機関を整備した市町村数の増加と連動して、当該項目の数値も 増加することを見込んで設定した。

11	担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成の方針の策定を行った都道府県数(アウトプット)	-	-	47都道府県	令和6年度	-	-	-	47都道府県	47都道府県	本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 また、第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行うこととしており、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。
12	担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の養成研修を実施している都道府県数(アウトプット)	-	-	47都道府県	令和6年度	-	-	-	47都道府県	47都道府県	同上	同上
13	市町村長申立てに関する研修を実施している都道府県数(アウトプット)	-	-	47都道府県	令和6年度	-	-	-	47都道府県	47都道府県	同上	同上
14	協議会を設置した都道府県数(アウトプット)	-	-	47都道府県	令和6年度	-	-	-	47都道府県	47都道府県	同上	同上
15	リーフレット等による任意後見制度の周知を行っている市町村数(アウトプット)	-	-	1,741市町村	令和6年度	-	-	-	1,741市町村	1,741市町村	同上	同上
16	成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討を行った市町村数(アウトプット)	-	-	1,741市町村	令和6年度	-	-	-	1,741市町村	1,741市町村	同上	同上
(参考指標)						平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	選定理由	
17	成年後見制度利用者数					218,142人	224,442人	232,287人	239,933人	245,087人	成年後見制度の利用は、本人に必要な支援の内容や程度、本人を支えている人たちの状況など、本人についての様々な状況により個々に判断すべきものであり、同制度の潜在的な需要を推計することはできないため、充足率を指標とすることは不適当である。 しかし、同制度が、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度であることから、同制度利用者数、認知症高齢者数、知的障害者数、精神障害者数の実績値を記載することは、制度の利用状況を把握する上で参考となるため、参考指標としている。	
	認知症高齢者数					-	-	602万人(推計値)	-	-		
	知的障害者数					-	-	96.2万人	-	-		
	精神障害者数					-	-	389.1万人	-	-		

達成手段3 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号			
		予算額	予算額							
		執行額	執行額							
(8)	成年後見制度利用促進体制整備推進事業 (令和元年度)	358百万円 189百万円	319百万円 308百万円	606百万円	6～8	・ 中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するため、都道府県による広域的な体制整備を推進するための取組や、中核機関の立ち上げや先駆的取組、市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助を行う。 ・ 中核機関の整備や市町村計画の策定が推進され、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。	2023-厚労-22-0689			
(9)	成年後見制度利用促進体制整備研修事業 (令和元年度)	32百万円 19百万円	60百万円 54百万円	60百万円	9、10	・ 中核機関及び市町村職員等に対する研修について実施する。 ・ 中核機関や市区町村職員の人的体制整備を図ることにより、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。	2023-厚労-22-0693			
(10)	後見人等への意思決定支援研修 (令和3年度をもって事業終了)	55百万円 29百万円			9	・ 後見人等に対する意思決定支援研修を全国的に実施する。 ・ 意思決定支援研修を通じて、後見人等による「意思決定支援」や「身上保護」を重視した支援が全国的に推進されることにより、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善に資する。				
(11)	任意後見・補助・保佐等の広報・相談 (令和2年度)	143百万円 85百万円	123百万円 106百万円	123百万円	6,7	・ 任意後見や補助・保佐等の全国的な広報や、全国の相談体制の整備を推進する「任意後見・補助・保佐等広報・相談体制整備事業」を実施する。 ・ これにより、任意後見・補助・保佐等の成年後見制度の利用の促進に資する。	2023-厚労-22-0694			
(12)	成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業(令和4年度 名称変更。令和3年度までは、「成年後見制度利用促進への影響等現状調査及び支援ニーズ推計等事業」として実施)	33百万円 32百万円	11百万円 10百万円	25百万円	-	・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和4年度から実施している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実践事例の把握や分析等を行うことにより、成年後見制度以外の権利擁護支援策の制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進めることを目的とする。 ・ 第二期計画における「成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実」するための制度設計において、より効果的な権利擁護支援策の事業化・制度化に資する。	2023-厚労-22-0696			
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和8年度
		4,324,874,172			3,676,096,160		2,937,681,358			
施策の執行額(千円)		3,819,934,766			3,162,892,614					
施策に係る内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				令和5年3月8日		・地域共生社会の実現に向け、複数の生活課題を抱えている方や地域社会から孤立している方など、様々な支援ニーズに対応していくため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。 ・成年後見制度の利用促進に向けて、関係省庁と連携し、第二期基本計画の着実な実施に取り組みます。		

(厚生労働省5(VII-1-4))

(厚生労働省5(VII-1-4))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること(施策目標Ⅶー1ー4) 基本目標Ⅰ：ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標Ⅰ：地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること				担当 部局名	社会援護局総務課女性支援室	作成責任者名	社会援護局総務課女性支援室長 野中 祥子			
施策の概要		【困難な問題を抱える女性へ支援の推進】 ・地域における困難な問題を抱える女性への支援等の一層の普及促進を図ることを目的として、以下のような各種施策を実施している。 ① 婦人相談所における要保護女子の移送費や外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護する場合に必要なとなる通訳雇上費等の支援 ② 婦人相談所一時保護所における困難な問題を抱える女性の一時保護(一時保護委託含む)に必要な費用の支援 ③ 婦人保護施設における困難な問題を抱える女性の保護及び自立支援に必要な費用の支援 ④ 婦人相談員活動強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑤ 売春防止活動・DV対策機能強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑥ DV被害者等自立生活援助事業の実施に必要な費用の支援 ⑦ 若年被害女性等支援事業の実施に必要な費用の支援 ⑧ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施に必要な費用の支援 ⑨ 民間団体支援強化・推進事業の実施に必要な費用の支援 ⑩ 困難な問題を抱える女性支援体制構築事業の実施に必要な費用の支援 ⑪ 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業の実施										
施策を取り巻く現状		・婦人相談員が受け付けた相談延べ件数は、平成15年度の18万件から年々増加し、令和3年度には44万件となっており、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化している。 ・また、婦人相談所及び婦人相談員への相談内容についても、夫等からの暴力(57.9%)のほか、離婚問題など暴力以外の家族問題(12.8%)や、妊娠・出産等を含む医療関係(2.1%)、経済関係(1.2%)など多岐にわたっており、複雑化している。 ・そのため、婦人保護事業の現場等からは、増加する相談件数や複雑化する相談内容に対応するため、婦人相談員等の人材確保や、民間の支援団体の育成及び連携が必要といった要望・指摘がなされている。 ・さらに、こうした現状を踏まえ、令和4年5月19日には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)(議員立法)が第208回通常国会において可決・成立し、令和6年4月1日から施行されることになった。										
施策実現のための課題		1	支援団体等の地域資源も乏しく、行政及び民間のいずれの支援体制も十分とはいえない。(「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究報告書」(令和4年3月)より)									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	困難な問題を抱える若年女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備すること。					「施策を取り巻く現状」及び「施策実現のための課題」のとおりに、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化し、さらに相談内容についても、複雑化している中、それらのニーズに対応するための支援体制が必要とされているため。				
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
①	婦人相談員の配置数	1,579人	令和4年	1,853人	令和6年度				1,716人	増加・複雑化する相談に対応するため、困難な問題を抱える女性への相談支援を担う婦人相談員の配置を促進することが重要であることから、「婦人相談員の配置数」を測定指標とした。	都道府県市における婦人相談員配置状況(※1)及び町村における新規配置(※2)を加味して設定。 ※1 R2～R4の伸び率を加味して推計 ※2 926町村に1名ずつ配置されることが望ましいが、市の配置割合及び新法施行の初年度であることを踏まえた実施率を加味して設定。	
2	配偶者からの暴力被害者の来所相談件数	34,541件	令和元年度	令和元年度以上	毎年度	前年度(32,914件)以上	前年度以上	令和元年度以上	令和元年度以上	DV被害者支援における相談体制の整備は、DV被害の潜在化を防止するとともに、DV被害者に対する効果的な支援につなげることが重要であり、第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月)において、「相談につながりやすい体制整備」が具体的な取組として盛り込まれている。「配偶者からの暴力被害者の相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制(相談しやすい体制、相談につながりやすい体制)強化への取組に一定の成果を示すものであるため、測定指標として選定した。	第5次男女共同参画基本計画を策定した令和2年度の前年である令和元年度の件数を上回ることを目標とした。	
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	婦人保護事業費補助金 (昭和22年度)	1,342百万円 1,147百万円	1,591百万円 -	1,573百万円	—	婦人相談所一時保護所における困難な問題を抱える女性の一時保護(一時保護委託含む)に必要な費用の支援					2023-厚労-23-0701	
(2)	婦人保護事業費負担金 (昭和31年度)	939百万円 862百万円	963百万円 -	999百万円	—	婦人保護施設における困難な問題を抱える女性の保護及び自立支援に必要な費用の支援					2023-厚労-23-0703	

(3)	婦人相談所運営費負担金 (平成14年度)	16百万円	16百万円	16百万円	—	婦人相談所における要保護女子の移送費や外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護する場合に必要な通訳雇上費等の支援	2023-厚労-23-0702				
		14百万円	-								
(4)	困難な問題を抱える女性支援推進等 事業費国庫補助金(新規)	-	-	2,250百万 円	—	・ 地域における困難な問題を抱える女性への支援等の一層の普及促進を図ることを目的として、以下のような各種施策を実施している。 婦人相談員活動強化事業の実施に必要な費用の支援 売春防止活動・DV対策機能強化事業の実施に必要な費用の支援 DV被害者等自立生活援助事業の実施に必要な費用の支援 若年被害女性等支援事業の実施に必要な費用の支援 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施に必要な費用の支援 民間団体支援強化・推進事業の実施に必要な費用の支援 困難な問題を抱える女性支援体制構築事業の実施に必要な費用の支援 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業の実施	2023-厚労-新23-0023				
		-	-								
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和8年度
		2,298,474千円			2,571,381千円			4,838,162千円			
施策の執行額(千円)		2,025,020千円			-						
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		-				-		-			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(VII-1-5))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること(施策目標Ⅶ-1-5) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1:地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること		担当 部局名	社会・援護局総務課 自殺対策推進室	作成責任者名	自殺対策推進室長 前田奈歩子						
施策の概要		○ 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現のため、以下のような枠組みで自殺対策を推進している。 ○ 自殺対策基本法においては、自殺対策を地域レベルの取組みを中心とするため、都道府県及び市町村に対して、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定を義務付けている。 ○ 国は、地域の特性に応じた自殺対策計画を策定して対策を推進する都道府県及び市町村を財政面から支援するため、計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県等に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を助案して、都道府県等に対して地域自殺対策強化交付金を交付している。 ○ 自殺総合対策大綱は、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、概ね5年を目途に見直しを行うこととされており、令和4年10月14日に新たな大綱が閣議決定された。 ○ 令和4年に改定された大綱では、新型コロナウイルス感染症感染拡大下の自殺の動向を踏まえ、当面の重点施策に「女性の自殺対策を更に推進する」を追加し、以下の13項目を当面の重点施策としている。 【自殺総合対策における当面の重点施策】 ① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ② 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す ③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ④ 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る ⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする ⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる ⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ⑨ 遺された人への支援を充実する ⑩ 民間団体との連携を強化する ⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する ⑬ 女性の自殺対策を更に推進する ○自殺リスクの高まりへの懸念から、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制の拡充、各種相談に対応する人材の養成、情報発信の強化等を図っている。具体的には、以下のような対策を講じることとする。 ・ ころの健康相談統一ダイヤルの夜間相談体制強化のため、(公社)日本精神保健福祉士協会等が18時30分から22時30分の夜間に相談を実施 ・ 令和3年度より、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と都道府県等や支援団体が連携し、入口から出口まで一環した包括的支援体制の構築 ・ 都道府県等において、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援の実施 ○ こども家庭庁を中心とした「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、令和5年6月2日に同会議において「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられ、今後、本プランを踏まえて、こどもの自殺対策を推進していくこととなる。									
施策を取り巻く現状		令和4年の自殺者数は21,881人となり、対前年比874人(約4.2%)増。 男女別にとみると、男性は13年ぶりの増加、女性は3年連続の増加となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.1倍となっている。 小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和4年では、514人と令和2年の499人を超え過去最多となっている。									
施策実現のための課題		1	○平成10 年以降、14 年連続して3万人を超える状態が続いていた我が国の年間自殺者数は、平成18 年に制定された自殺対策基本法や、政府における自殺総合対策大綱に基づく国、地方公共団体、民間団体、医療機関、事業主、支援機関など関係者による取組みが進められてきた結果、3万人台から2万人台に減少し、また、自殺対策基本法が成立した平成18 年と、コロナ禍以前の令和元年とを比較すると、男性は38%減、女性は35%減となるなど、着実に成果を挙げてきた。 ○しかしながら、依然として、日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあり、また、令和4年の自殺者の総数は21,881人(対前年比874人増)となり、男性は13年ぶりの増加、女性は3年連続増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっている。多くの方々が自ら尊い命を絶たざるを得ないという深刻な状況である。 ○ こうした状況を踏まえ、自殺リスクの高まりへの懸念に対し、自殺を未然に防止するための対策を強化することで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺死亡率を減少させる必要がある。								
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由						
		目標1	地域レベルの実践的な取組みの更なる推進等により、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すこと。			○ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、我が国の自殺死亡率は主要先進7ヶ国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態は未だ続いている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、直近2カ年の自殺者数は特に女性で増加をしており、自殺リスクの高まりが懸念される状況にある。 ○ 自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進すること等により、かけがえのない命が自殺に追い込まれることのない社会を目指すことが必要であるため。					
		(課題1)									
達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値			測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	自殺総合対策大綱(令和4年10月閣議決定)において、「2026(令和8)年までに、自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させる」ことを明記しているため。	旧大綱(平成24年8月閣議決定)において平成28年までに自殺死亡率を平成17年と比べて20%以上減少させることを目標とし、23.6%減少させることができた。そのため、次の目標としては、今後10年間で先進諸国の現在の水準まで減少させることを目標として、さらに高い目標を掲げたものである。
①	人口10万人当たりの自殺者数 (アウトカム)	18.5	平成27年	13.0	令和8年	16.5	16.0	15.5	15.0		
						15.7	16.4	16.5	集計中(R6年2月下旬公表予定)		

2	自殺予防週間や自殺対策強化月間について、聞いたことがある人の割合（アウトカム）	-	-	66.7%	令和5年度	53.0%	59.8%	66.7%	66.7%	66.7%	・自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭するにより、自殺対策に関する国民の理解を深めることが必要であることから、平成28年改正時に、自殺予防週間や自殺対策強化月間が設けられたもの。これらの認知度を高める必要があることが、指標として設定した。	・目標値は、第4次大綱に「国民の3人に2人以上が聞いたことがあるようにすることを目指す」とされていることから、66.7%とした。 （参考）令和4年度実績値55.9%は、分母：厚生労働行政モニターアンケート回答者の人数（408人）、分子：自殺予防週間、自殺対策強化月間の両方若しくはいずれかについて知っている方の人数（228人）から算出したもの。	
3	交付金を活用して、事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数（アウトプット）	-	-	前年度の実績以上	毎年度	1,367	1,388	1,355	1,376	1,407	・自殺対策をおこなう地方自治体及び民間団体の実数を把握することにより、地域レベル及び民間団体における自殺対策の推進状況を計るため指標として設定した。	・事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数については、各自治体や民間団体において地域の実情を踏まえた事業を実施しており、具体的な最終目標の設定が困難である。また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、目標値は「前年度の実績以上」とする。	
（参考指標）						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
4	SNSを活用した相談事業における相談件数（延べ件数）					45,106	63,028	259,814	集計中（R5年9月目処公表予定）		若者が日常的なコミュニケーション手段として利用するSNSを活用した相談・支援体制の強化は、悩みを気軽に話し、孤立を防ぐことで、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策となるものであるが、相談件数は一概に増加・減少することが望ましいとは言えないことから、参考指標とした。		
5	（ア）「10歳～19」及び（イ）「20歳～29歳」の人口10万人当たりの自殺者数					（ア）5.9 （イ）16.7	（ア）7.0 （イ）19.8	（ア）6.8 （イ）20.7	（ア）7.4 （イ）19.6		当面の重点施策として子ども、若者の自殺対策の推進を掲げているが、自殺対策は保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策と有機的連携を図った地域の様々な取組を総合的に実施しているため、年齢階層別の人口10万人当たりの自殺者数は参考指標とした。		
6	原因・動機が特定された自殺者のうち、勤務問題を理由とした自殺者数					1,949	1,918	1,935	2,968		当面の重点施策として勤務問題の自殺対策の推進を掲げているが、自殺対策は保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策と有機的連携を図った地域の様々な取組を総合的に実施しているため、原因・動機別の自殺者数は参考指標とした。 ※令和3年までは、遺書等の自殺を裏付けする資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年からは、家族等の証言から考える場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能とした。このため、単純に比較することはできない。		
達成手段1（開始年度）		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	自殺対策推進経費（平成19年度）	88百万円 83百万円	88百万円 80百万円	86百万円	1	・自殺総合対策推進・検証等（自殺対策白書の作成） ・自殺総合対策人材育成（全国自殺対策主管課長等会議の開催） ・自殺総合対策啓推進（自殺予防週間（9/10～16）、自殺対策強化月間（3月）のポスター作成、インターネット広告の実施） ・自殺予防相談体制整備充実等（こころの健康相談統一ダイヤルの運用）						2023-厚労-22-0704	
(2)	地域自殺対策強化事業（地域自殺対策強化交付金等）（平成26年度）	3,355百万円 3,193百万円	3,472百万円 3,319百万円	3,612百万円	1	・自殺総合対策大綱を踏まえ、地方の自主財源とも組み合わせつつ、地域の実情に応じた実践的な取組を行う自治体や民間団体等を支援する。 ・都道府県及び政令指定都市に設置された地域自殺対策推進センターにおいて、地域の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に実施するための市町村支援等を行う。 ・指定調査研究等法人において、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用、自殺対策の先進的な取組に関する情報収集・整理及び提供等を行う。 ・効果的・体系的にゲートキーパーの養成を進めていくため、ゲートキーパー養成及びゲートキーパーを養成する講師の教材・カリキュラムの作成等を行う。						2023-厚労-22-0705	
施策の予算額（千円）		令和3年度 3,443,173				令和4年度 3,559,999				令和5年度 3,698,555		政策評価実施予定時期	令和7年度
施策の執行額（千円）		3,275,778				3,399,278							
施策に関係する内閣の重要施策（施政方針演説等のうち主なもの）		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分（概要・記載箇所）			
		第211回国会 衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明						令和5年3月8日		新たな自殺総合対策大綱の下で、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、関係省庁と連携し、子供、若者、女性、中高年男性に対する支援の強化等を進めます。			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅶ-2-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)			担当 部署名	社会・援護局	作成責任者名	福祉基盤課 田中 規倫 福祉基盤課福祉人材確保対策室 今泉 愛
施策の概要			福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること(施策目標Ⅶ-2-1) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標2: 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること			
			○ ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、一億総活躍社会の実現を目指しており、その重要な政策の柱として、「介護離職ゼロ」を掲げ、介護施設等の整備と併せ、必要な介護人材確保に取り組むとされている。具体的には、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な取組を進めている。			
			【①介護職員の処遇改善】 ・ 介護職員の処遇改善については、これまでの累次にわたり、介護報酬改定で対応してきているところであるが、令和元年10月からは、経験・技能のある職員に重点化を図りつつ、更なる処遇改善を実施 ・ 介護職員処遇改善加算の新規取得やより上位区分の取得、介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣による個別の助言・指導等、都道府県等担当者向けの研修の実施により、加算の取得に向けた支援を実施			
			【②多様な人材の確保・育成】 ・ 介護福祉士養成施設に通う学生に対する修学資金や他業種で働いていた者が介護分野に就職する際の就職支援金等、地域の福祉・介護人材の育成及び確保、参入促進並びに定着を支援することを目的とする貸付事業を実施 ・ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の職場体験支援、マッチングまでの一体的支援、介護分野への元気高齢者等参入セミナーの実施			
			【③離職防止、定着促進、生産性向上】 ・ 介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口の設置 ・ 新人介護職員の早期離職防止と定着支援のためのエルダー、メンター制度等の導入支援 ・ 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援 ・ 仕事と育児や介護との両立支援(人員配置基準等において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合にも「常勤」として取扱うことを可能とする) ・ 介護ロボット・ICTの活用促進の加速化			
			【④介護職の魅力向上】 ・ 介護の仕事の社会的評価の向上を図るため、イベント、テレビ、新聞、SNSを活かした取組等を通じて全国に向け介護の仕事の魅力を発信			
			【⑤外国人材の受入環境整備】 ・ 特定技能による就労希望者と介護施設等とのマッチング支援 ・ 日本語学習支援や介護技能の向上のための研修、特定技能制度の介護技能評価試験の実施 ・ 介護業務の悩み等に関する相談支援 ・ 外国人介護人材受入促進のための海外へのPR			
施策を取り巻く現状			【⑥障害福祉人材の確保等】 ○ 障害福祉サービスを安定的に提供していくため、障害福祉人材の確保・定着が重要であり、障害福祉サービス等報酬の改定等により、処遇改善、職場環境の改善、仕事と育児や介護との両立支援等に取り組んでいる。 ・ 福祉・介護職員の処遇改善、経験・技能のある職員に重点化を図った更なる処遇改善の実施 ・ 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得促進の取組として、都道府県・指定都市・中核市が社会保険労務士を事業所に派遣することなどにより加算の取得を支援する事業に対する補助の実施 ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、事業者がより活用しやすい仕組みとなるよう見直す ・ 障害福祉の仕事の魅力向上のため、障害福祉の仕事の魅力を伝えるパンフレットや動画等による広報に加え、都道府県が地域の関係機関等と連携しつつ、障害福祉分野の就職フェア等を開催する事業に対する補助を実施 ○ このほか、新型コロナウイルス感染症対策として、以下を実施している。 ・ 社会福祉施設等で働く介護職員、保育士等の職員が新型コロナウイルス感染症等により出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣することによる、サービス提供の維持。 ・ 医療・福祉事業者への資金繰りの支援の拡充			
			いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる令和7(2025)年に向けて高齢者人口が急速に増加し、それ以降は高齢者人口が緩やかになる一方で、生産年齢人口の減少が加速すると見込まれている中で、介護人材確保は喫緊の課題。第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、令和22(2040)年度には約280万人となり、令和元(2019)年度の211万人と比べて、新たに約69万人が必要となっている。また、直近(2021年度)の介護職員の数は、約215万人となっている。			
			外国人介護人材の在留者数は、EPA介護福祉士・候補者が3,213人(令和5年6月1日時点)、在留資格「介護」が6,284人(令和4年12月末時点)、技能実習が15,011人(令和4年6月末時点)、特定技能が19,516人(令和5年3月末時点)となっている。			
施策実現のための課題			障害者自立支援法(※2)が施行された平成18年度以降、障害福祉サービス等の利用者数は約3倍に増加しており、サービス量の増加に伴う障害福祉分野の福祉・介護職員数は約2倍となっている。 ※平成25年4月1日から「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に改正されている。			
			1	○ 第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の需要を踏まえると、令和5(2023)年度末までに約22万人(合計で約233万人)、令和7(2025)年度末までに約32万人(合計で約243万人)と、年間5.3万人程度の介護人材の伸びが必要であり、総合的な介護人材確保対策に取り組む必要がある。 ○ 現行の介護分野の有効求人倍率は、全産業と比較して高い傾向があり、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。また、新型コロナウイルス感染症の影響による介護施設の負担の増加もあり、介護人材不足が依然として深刻である。		
			2	○ 今後増加が見込まれる外国人介護人材が安心して国内の介護現場で円滑に就労・定着できる環境を整備する必要がある。 ○ 介護分野の特定技能外国人材が大都市圏その他の特定の地域に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講ずる必要がある。 ○ 外国人介護人材の受入れを検討するに当たり、一部の介護施設等では、コミュニケーションや文化・風習の違いに関する不安や、学習支援や生活面における支援体制が整備できないため受入れができないといった状況もあることから、介護施設等の不安を和らげるとともに、外国人介護人材の受入れ施設又は受入れ予定施設等への支援が必要である。		
			3	○ 障害福祉分野の福祉・介護職員数は障害者自立支援法が施行された平成18年度に比べ増加しているものの、障害福祉関係分野の職員について産業計と比較すると、勤続年数が短くなっているとともに、賞与込み給与も低くなっており、障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は全職種より高い水準で推移していることから、人手不足が深刻化していると思われる。		

各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組を実施するとともに、第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数の確保に向けて、総合的な介護人材確保対策に取り組む。					○「介護離職ゼロ」の実現に向けて、ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、多様な人材の確保・育成等により総合的な介護人材確保に取り組むとされているため。 ○介護人材の資質向上等に向けた都道府県等の取組の進捗状況を評価するため。 ○地域包括ケアシステムの実現のための取組を進めており、地域の実情に応じて、資質の向上等の計画を実行するために地域医療介護総合確保基金等により措置されているため。				
		(課題1)										
		目標2	新たな在留資格「特定技能」の創設等を踏まえ、外国人介護人材の活用を適切に進める。					○ 特定技能制度の趣旨を踏まえ、人手不足の状況を判断するための客観的な指標及び動向や法務省から提供される介護分野における在留外国人数等に照らし、介護分野における人手不足の状況について継続的かつ的確に把握・分析すること、状況に応じた必要な措置を講じる必要があるため。 ○ 介護分野における特定技能外国人材の受入れに際し、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行い、必要な措置を講じることによって、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにし、各地域の事業者が必要な特定技能外国人材を受け入れることができるようにしていくことが必要であるため。 ○ 特定技能以外の制度により介護に従事する場合も含め、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習環境の整備や介護技能に関する研修、介護業務に関する相談支援の実施による受入環境の整備を推進する必要があるため。				
		(課題2)										
目標3	障害福祉人材の確保・定着に向けて、職員の処遇改善に取り組む。					○ 利用者本位の質の高い障害福祉サービスを安定的に提供していく観点から、障害福祉人材の確保・定着が必要であり、職員の処遇改善に取り組んでいく必要がある。また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングにおいても、人材確保のためには、職員の処遇改善及び処遇改善加算の取得促進が必要であるという意見が大宗を占めていたため。						
(課題3)												
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	介護職員数 (アウトカム)	211万人	令和元年度	233万人	令和5(2023)年度末	-	216万人	222万人	227万人	233万人	・ 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において「2020年代初頭までに追加的に必要となる25万人を確保することとしており、それを含めた231万人を確保すること」を目標とした(第6期介護保険事業計画(2015～2018年度)に基づいた目標)。 ・ 第7期介護保険事業計画(2018～2020年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020(令和2)年度末には約216万人、2025(令和7)年度末には約245万人が必要となることから、目標値を修正。 ・ 第8期介護保険事業計画(2021～2023年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2023(令和2)年度末には約233万人、2025(令和7)年度末には約243万人が必要となることから、目標値を修正。 ・ 2019(令和元年)年度の約211万人に対して、2023(令和5)年度末までに約22万人、年間5.5万人程度の介護人材を確保する必要がある。 ※介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業における従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。	社会保障審議会福祉部会において、2025年に向けた介護人材の総合的な確保方策の策定の一環として、介護職員の需給推計の継続的な実施が提言されていることから、各期の介護保険事業計画に基づき介護職員の受給推計をおこなっている。2021年7月に公表した第8期介護保険事業計画(2021～2023年度)に基づく介護職員の受給推計の結果、2023(令和5)年度末に約233万人が必要となることから、当該数値を目標値として設定。
2	「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業により介護施設等とマッチングした数 (アウトカム)	-	-	令和3(2021)年度と比べて15%増加(○人)	令和6(2024)年度	-	-	平成30(2018)年度と比べて15%増加(235人)	-	令和元(2019)年度と比べて10%増加(1,027,334人)	・ 当該事業の成果は直接介護人材確保に結びつくもので引き続き取り組むことが必要であり、下記参考のとおり、先般の新経済・財政再生計画 改革工程表2020においてKPIとされていたことから、引き続き改革工程表2020で設定した増加率を使用し、目標値として設定することとする。 (参考) ・ 新経済・財政再生計画改革工程表2020(令和2年12月18日経済財政諮問会議決定)において、「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業※により介護施設等とマッチングした者を、2021年度までに2018年度と比べて15%の増加を目標としていることから、測定指標に設定。 ※介護未経験者が介護業務の入門的な知識・技術を修得により資質向上を図るとともに、研修受講者と介護施設・事業所とのマッチングを行うことによって、介護分野での雇用やボランティアの参画につなげる。	
						703人	329人	711人	集計中 (R5年12月目処公表予定)			

3	介護福祉士従事者数 (アウトプット)	933,940人	令和元年度	令和元 (2019)年度 と比べて10% 増加 (1,027,334 人)	令和5(2023)年度末	-	平成28 (2016)年度 と比べて15%増 加 (953,028 人)	-	-	令和元 (2019)年 度と比べ て10%増 加 (1,027,334 人)	・介護の質を指標として評価することは非常に困難であるが、専門的知識・技能を有し、介護職のグループの中で中核的な役割を担うことが期待される介護福祉士従事者が増加することは、認知症や医療的ケアなど介護ニーズの複雑化、多様化、高度化が進む今日において、利用者のニーズに対応できる介護職員の増加につながると考えられ、介護福祉士従事者数について、介護人材の確保目標をもとに、2016年度に対し15%の増加を目標値として設定する。 ・第7期介護保険事業計画(2018～2020年度)から第8期介護保険事業計画(2021～2023年度)に移行したため、2023年度に2019年度に対し10%の増加を目標値として設定する。	社会保障審議会福祉部会において、2025年に向けた介護人材の総合的な確保方策の策定の一環として、介護職員の需給推計の継続的な実施が提言されていることから、各期の介護保険事業計画に基づき介護職員の受給推計をおこなっている。2021年7月に公表した第8期介護保険事業計画(2021～2023年度)に基づけば介護職員の受給推計の結果、2011年(令和元年)の約211万人に対して2023(令和5)年度末には約233万人(10%増)が必要となることから、専門的知識・技能を有する介護福祉士も同様に10%増を目標値として設定。
4	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)取得率 (アウトカム)	80%	令和2年度	85%	令和5(2023)年度末	-	-	前年度 (80%)以上	前年度 (82%)以上	85%	当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、当該加算(Ⅰ)の取得率を2023年度末までに85%の目標値と設定する。	厚生労働省「介護給付費等実態統計」の特別集計により算出した当該加算を算定した事業所割合
5	介護職員等特定処遇改善加算取得率 (アウトカム)	66%	令和2年度	前年度以上	令和5(2023)年度	-	-	前年度 (66%)以上	前年度 (69%)以上	前年度以上	当該加算は経験・技能のある介護人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。	厚生労働省「介護給付費等実態統計」の特別集計により算出した当該加算を算定した事業所割合
(参考指標)						令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	選定理由	
6	介護職員数に占める介護福祉士従事者の割合					44.3%	45.8%	46.2%	集計中 (R6年3月 目処公表 予定)		当該割合のみをもって、介護の質を評価することは困難であるが、ニーズの多様化等が進む介護現場において、専門的知識・技能を有する介護福祉士の割合と介護の質との関連性も考えられることから、参考指標として設定。	
7	介護職員の勤続年数					7.0年	6.9年	7.0年	7.4年		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。	
8	介護職員の平均賃金(月額)					28.7万円	29.3万円	28.5万円	29.3万円		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。	
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	社会事業大学経営等委託費 (昭和21年度)	481百万円 416百万円	837百万円 444百万円	383百万円	1	学校法人日本社会福祉事業大学において実施する、将来社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事している者に対する養成・研修、社会福祉施設並びに都道府県・市町村等の職員となる指導的社会福祉事業者(社会福祉のリーダー)の養成に対し補助を行う。 (1)特養、障害者施設、児童施設等社会福祉施設のリーダー (2)自治体の社会福祉行政のリーダー (3)地域福祉のコーディネーター(社会福祉協議会やNPO法人職員)						2023-厚労-22-0716
(2)	社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む) (昭和21年度)	18,064百万円 16,750百万円	15,356百万円 14,592百万円	20,820百万円	-	【①社会福祉施設等施設整備費補助金】 「障害者総合支援法」、「生活保護法」等に規定された社会福祉施設等に対する整備について、都道府県・指定都市・中核市が実施する整備事業に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。 【②社会福祉施設等災害復旧費補助金】 豪雨、地震その他自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧については、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を補助することにより災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。 【③心身障害児総合医療療育センター施設整備】 国の財産である心身障害児総合医療療育センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害者福祉の向上を図る。なお、心身障害児総合医療療育センターでは肢体不自由児療育技術者の現任訓練、養成等を実施している。 【④点字図書館施設整備】 視覚に障害のある方の意思疎通を支援する日本点字図書館において、施設運営を継続する上で支障のある、老朽化箇所の修繕など施設整備を実施する。 【⑤全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)施設整備】 国の財産である戸山サンライズについて、老朽化に伴う必要な施設整備を行うことにより、養成・研修事業等を円滑、適切に実施し、障害者の自立更生と福祉の増進を図る。 【⑥国際障害者交流センター施設整備】 国の財産である国際障害者交流センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害者等の社会参加の促進を図ることを目的とする。						2023-厚労-22-0720 2023-厚労-22-0721
(3)	民生委員関連経費 (昭和23年度)	8百万円 4百万円	45百万円 37百万円	8百万円	-	本経費は①民生委員法に基づき3年に一度の民生委員・児童委員一斉改選や転居等の理由による随時の委嘱・解嘱の際の委嘱状の作成②無報酬で日常的に住民の社会福祉に関する相談や支援を行うことによって地域福祉の推進に努めている民生委員・児童委員に対する大臣表彰の際の功労賞の作成に必要な経緯費である。						2023-厚労-22-0715

	(4)	地方改善施設整備費補助金 (昭和28年度)	986百万円 907百万円	822百万円 817百万円	846百万円	-	市町村が設置する共同施設及び隣保館等の整備に要する費用の一部を補助する。	2023-厚労-22-0719				
	(5)	地域福祉活動支援事業費 (昭和31年度)	196百万円 196百万円	196百万円 196百万円	203百万円	-	社会福祉法に基づき設置されている全国社会福祉協議会において実施する生活福祉資金貸付制度の適正な運営のための体制整備、民生委員・児童委員に対する日常における活動についての指針となる各種資料の提供等の情報支援や互助事業の実施、各地域における様々な民間相談機関の相談員等に対する実践力強化等のための研修、ボランティア活動に対する国民の理解を深める取組等の事業に対して補助する。	2023-厚労-22-0708				
	(6)	地方改善事業 (昭和35年度)	3,624百万円 3,562百万円	3,624百万円 3,557百万円	3,624百万円	-	市町村が設置する隣保館で実施する、地域の拠点として基本事業(社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業)や、地域の実情に応じて特別事業(隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業)に対して補助を行う。	2023-厚労-22-0712				
	(7)	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 (昭和36年度)	26,454百万円 26,454百万円	26,372百万円 26,372百万円	27,378百万円	1	社会福祉施設に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金を支給する制度。社会福祉施設等の経営者が負担する掛金と国及び都道府県の補助金(それぞれ3分の1負担)を財源として、退職した職員の共済期間等を勘案した退職金を支給するもの。	2023-厚労-22-0713				
	(8)	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 (昭和40年度)	3,349百万円 3,349百万円	2,706百万円 2,706百万円	2,706百万円	-	社会福祉施設や医療施設は、介護報酬、診療報酬等の公定価格に依存した低収益構造にあり、社会的に弱い居住者等を擁するため、施設の整備に対して建設資金等を固定金利で提供できるよう、金利変動により資金調達金利を上回る金利差が生じた場合の不足相当額、借入金利息と貸付金利の差額補填等を予算措置により補給しているもの。	2023-厚労-22-0714				
	(9)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	4,611百万円 4,608百万円	4,611百万円 4,608百万円	4,611百万円	-	都道府県及び指定都市が独立行政法人福祉医療機構に対し、納付することとなっている過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分の財政支援(特別調整費)について補助するもの。 都道府県及び指定都市に対し、心身障害者扶養共済制度の運営に係る事務費について補助するもの。 対象：心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県及び指定都市 補助率：国1/2、都道府県及び指定都市1/2 過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分について補助することにより、当該制度の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にし、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減が図られる。	2023-厚労-22-0722				
	(10)	社会福祉職員研修センター経営委託費 (昭和50年度)	30百万円 30百万円	30百万円 30百万円	30百万円	1	社会福祉職員研修センター(社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院)において実施する、都道府県・市町村にて社会福祉事業に従事する職員、公立施設の施設長、社会福祉法人の経営者等に対し社会福祉主事として必要な基礎知識及び技術、施設長として必要な知識及び技術、法人・施設運営に関する専門知識及び技術等を教授する研修に対し補助を行い、社会福祉事業従事者の確保とその資質の向上を図っている。	2023-厚労-22-0717				
	(11)	就労系施設生産活動推進事業 (昭和59年度)	12百万円 12百万円	12百万円 12百万円	12百万円	-	・発注者側(国・民間企業等)に対し、全国の就労系事業所の物品販売・役務提供の内容、連絡先、受注可能数等、発注を行うために必要な情報発信をする事業 ・就労系施設の製品開発、販売促進、品質管理等についての指導・研修を実施する事業 ・就労系施設製品の販路の拡大並びに受注の安定を図るため、展示販売を行う事業	2023-厚労-22-0709				
	(12)	中央福祉人材センター運営事業費 (平成5年度)	739百万円 653百万円	53百万円 53百万円	53百万円	1	社会福祉法に基づき設置されている中央福祉人材センターにおいて実施する、全国的な福祉人材情報システムの運営や、各都道府県福祉人材センターの職員研修会や全国会議、ブロック会議の開催、また福祉・介護分野の人材確保にかかる調査等に補助することにより、福祉・介護人材の確保に関するノウハウの伝達に努め、各都道府県福祉人材センターの業務を支援する。	2023-厚労-22-0790				
	(13)	福祉サービスの第三者評価等事業 (平成12年度)	12百万円 12百万円	12百万円 12百万円	12百万円	-	全国社会福祉協議会において実施する以下の事業に対して補助するものである。 1. 全国社会福祉協議会に評価事業普及協議会を設置し、都道府県推進組織参画のもと、各都道府県毎の福祉サービス第三者評価への取組状況等に関する情報交換並びに事例発表等を行う。 2. 全国社会福祉協議会に評価基準等委員会を設置し、第三者評価基準ガイドラインの策定に関する検討を行う。 3. 都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修における指導講師を養成するための評価調査者指導者研修会等を開催する。	2023-厚労-22-0711				
	(14)	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 (平成15年度)	2,413百万円 2,413百万円	3,820百万円 3,820百万円	3,059百万円	-	次の運営に必要な運営に要する経費を交付 ①民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に係る資金の貸付に係る業務(福祉医療貸付事業) ②社会福祉施設の設置者、病院等の開設者等に対し経営に係る経営診断・指導等を通じ経営者を支援する事業に係る業務(経営支援事業) ③社会福祉振興事業を行う者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及・研修を行う業務(社会福祉振興助成事業) ④福祉・保健・医療に係る各種情報等の提供を行う情報サービス事業に係る業務(福祉保健医療サービス事業) ⑤社会福祉施設職員退職手当共済事業に係る業務	2023-厚労-22-0723				
	(15)	社会福祉振興助成費補助金 (平成22年度)	608百万円 608百万円	1,198百万円 1,198百万円	1,126百万円	-	社会福祉法人、NPO法人などが行う事業に対し助成を行うものである。 ①地域連携活動支援事業(複数の団体が連携を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ等に対応する事業) ②全国的・広域的ネットワーク活動支援事業(広域的な普及等を図るため、複数の団体が相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業)	2023-厚労-22-0718				
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
9	外国人介護人材研修支援事業の実施 都道府県の割合 (アウトプット)	-	-	100%	令和5年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	地域医療総合確保基金を活用して、介護分野における1号特定技能外国人及び介護職種における技能実習生を対象に介護技能を向上するための研修等の取組を進める外国人介護人材研修支援事業を実施。 本事業の取組状況の評価するため、本指標を選定している。介護分野における1号特定技能外国人及び介護職種における技能実習生の受入れ実績がある都道府県すべてにおいて外国人介護人材研修支援事業が実施されることが必要であることから左記の目標値を設定している。	大都市圏など一部地域のみに限ることがないよう各地域の事業者が必要な特定技能外国人材等を受け入れることができ、かつ適切な支援が実施できるようにしていくことが必要である。そのため、介護分野における1号特定技能外国人及び介護職種における技能実習生の受入れ実績がある都道府県すべてにおいて、段階的に外国人介護人材研修支援事業が実施されることが必要であることから左記の目標値を設定している。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y 分母Y:47都道府県、分子X:外国人介護人材研修支援事業を実施する都道府県数。
						50%	75%	100%	100%	100%		
						46.8%	57%	64%	72%			

10	地域医療介護総合確保基金による外国人介護人材の受入環境を整備するための取組を実施する都道府県の割合（アウトプット）	-	-	100%	令和5年度	50%	75%	100%	100%	100%	地域医療総合確保基金を活用して、外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援、特定技能1号外国人等のマッチング支援及び外国人介護人材受入れ環境整備に取り組むことができる。今後、全国的に受入れが増加すると見込まれる外国人介護人材が、介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、これらの取組は全都道府県において実施されることを目標とする。	大都市圏など一部地域のみに限ることがないよう各地域の事業者が必要な特定技能外国人材等を受け入れることができ、かつ適切な支援が実施できるようにしていくことが必要である。そのため、介護分野における1号特定技能外国人等の受入れ実績がある都道府県すべてにおいて、段階的に各種支援等が実施されることが必要であることから左記の目標値を設定している。			
11	特定技能評価試験の合格率（アウトカム）	-	-	(技能) 74.7%以上 (日本語) 84.3%以上	令和5年度	-	(技能) 54.7% (日本語) 58.6%	前年度以上 (技能) 70.7%以上 (日本語) 84.3%以上	(技能) 71%以上 (日本語) 89%以上	(技能) 74.7%以上 (日本語) 84.3%以上	外国人介護人材の受入環境を整備するため、特定技能による就労希望者と介護施設等とのマッチング支援、日本語学習支援や介護技能の向上のための研修、特定技能制度の介護技能評価試験の実施、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材受入促進のための海外へのPR等の取組を実施している。これらの取組を複合的に実施していくことで、海外からの特定技能による就労希望者を増加させるとともに、日本語の学習支援や介護技能の向上のための取組等を通じて、最終的に特定技能試験の介護技能評価試験・介護日本語評価試験における合格者を段階的に向上させていくことを目標とする。	左記に掲げる取組を通じて、最終的に特定技能試験の介護技能評価試験・介護日本語評価試験における合格者を段階的に向上させていくため、過年度の合格率の最高値を目標値としたものである。			
達成手段2 （開始年度）		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号			
16	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（平成27年度）	2,953百万円	3,848百万円	1,990百万円	9	・生活困窮者就労準備支援等事業費補助金のうち、外国人介護人材受入環境整備事業を実施することにより、海外からの1号特定技能外国人の円滑な受入れや、国内の外国人介護人材が安心して介護現場で就労・定着できる環境を整備する。具体的には以下のような取組みを実施している。 ・介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施 ・地方の特定技能外国人の受入れを促進するための取組や海外への情報発信の取組を実施 ・介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援 ・介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援 ・介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施						2023-厚労-22-0707			
達成目標3について															
測定指標（アウトカム、アウトプット） ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値（参考値）					測定指標の選定理由	目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
		基準年度	年度ごとの実績値												
12	福祉・介護職員処遇改善加算取得率（アウトカム）		83%	令和2年度	86%	令和5年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。	令和4年度実績値の算出方法は、分母：加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数（121,497箇所）、分子：福祉・介護職員処遇改善加算を取得した事業所数（103,686箇所）から算出している。 令和5年度の目標値については、前年度の実績が達しなかったため、引き続き同じ目標値を設定している。		
13	福祉・介護職員等特定処遇改善加算取得率（アウトカム）	46%	令和2年度	60%	令和5年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	当該加算は経験・技能のある障害福祉人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。			令和4年度実績値の算出方法は、分母：加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数（121,497箇所）、分子：福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得した事業所数（65,174箇所）から算出している。 令和5年度の目標値については、前年度の実績が達しなかったため、引き続き同じ目標値を設定している。	
（参考指標）						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
15	障害福祉人材の勤続年数					7.3年	7.0年	7.2年	7.6年		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。				
16	障害福祉人材の平均賃金（月額）					29.1万円	29.4万円	28.9万円	29.8万円		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。				
達成手段3 （開始年度）		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号			
17	障害福祉サービス等支援体制整備事業（平成30年度）	53百万円	80百万円	37百万円	12、13	・都道府県等が行う福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得に係る障害福祉サービス等事業所への助言・指導等の取組を支援し、事業所における加算の新規取得や、より上位区分の加算の取得を促進する。						2023-厚労-22-0782			
施策の予算額（千円）		令和3年度				令和4年度				令和5年度				政策評価実施予定 時期	令和4年度
		61,639,425				63,180,541				63,985,566					
施策の執行額（千円）		59,905,816				58,254,930									

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明	令和4年2月25日	看護、介護、障害福祉、保育など現場で働く方々の収入を引き上げるとともに、賃上げしやすい環境整備に取り組みます。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅶ－3－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部局名	社会・援護局援護・業務課 社会・援護局援護企画課 社会・援護局事業課 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	作成責任者名	援護・業務課長 添田 徹郎 援護企画課長 石塚 哲朗 事業課長 浅見 高嗣 援護企画課中国残留邦人等支援室長 宇口 良子
施策の概要	本施策は、以下を柱に実施している。 1. 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づき、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族への援護年金及び弔慰金の支給を始め、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づき、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し療養の給付等の援護を行い、また、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦傷病者、戦没者の身近な親族に対し、国として特別の慰藉又は弔慰を表すために特別弔慰金等の支給を行っている。 2. 平成11年3月に開設された昭和館において、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴情的情報を収集し、保存することにより、次世代にその労苦を知る機会を提供している。また、平成18年3月に開設されたしょうけい館において、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えている。 3. 戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、慰霊巡拝、及び慰霊友好親善事業、並びに慰霊碑の適切な維持管理等を実施する。 ・ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号) 4. 中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立支援を行う。 ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 5. 終戦後に旧陸海軍等から引き継いだ人事関係等資料を適切に整備保管するとともに、これらを活用して履歴証明の発行、恩給請求書類の総務省への進達、抑留者調査と関係遺族へのお知らせを行う。 ・ 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) ・ 恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号) ・ 捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(平成3年外務省告示第311号)				
施策を取り巻く現状	1. 戦傷病者、戦没者遺族等への援護 ・ 軍人軍属等のうち公務傷病等により障害の状態となった者や、死亡した軍人軍属等の遺族に対して、国家補償の精神に基づき援護を行っている。 ・ 受給者等の高齢化が進んでいる(援護年金受給者:約2.2千人、平均年齢92.3歳(令和4年度末現在))。 ・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している。特別弔慰金等の裁定は都道府県に委託しており、国としては、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進している。 ・ 第11回特別弔慰金の請求期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までであり、令和5年1月末現在の居住地都道府県における受付件数は約75万件、国債発行請求件数は約73万件。 2. 次世代への継承 ・ 「昭和館」では、戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝える役割、「しょうけい館」では戦傷病者とその家族の労苦を伝える役割を果たしている。 ・ 戦後77年が経過し、当時を知る関係者も高齢化していることから、次世代への労苦継承は喫緊の課題となっている。 3. 戦没者の遺骨収集事業、慰霊巡拝等の推進 ・ 先の大戦における海外戦没者(沖縄及び硫黄島を含む。)は約240万人。 ・ 未収容遺骨約112万柱のうち、約30万柱が沈没した艦船の遺骨で、約23万柱が相手国・地域の事情により収容困難な状況にある。これらを除く約59万柱の御遺骨を中心に、現地調査や遺骨収集を推進。 ・ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)において、戦没者の遺骨収集が国の責務と位置づけられ、平成28年度から令和11年度までの間を遺骨収集の推進に関する施策の「集中実施期間」とすることとされた。 ・ 収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨。 ・ 遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施。また、慰霊碑について、経年劣化等により補修が必要となった場合は補修工事を実施するなど、維持管理等を実施。 4. 中国残留邦人等への支援 ・ 永住帰国した中国残留邦人等の自立を支援するため、地域の実情に応じて、医療機関で受診する場合に通訳を行う自立支援通訳や日常生活の諸問題に関する相談等に応じ必要な援助を行う自立指導員の派遣、日本語の習得や維持のほか、地域での孤立防止を目的とした高齢者向けの「日本語交流サロン」等を実施。 ・ 中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い医療や介護サービスの利用が増加しているが、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用等に不安のある中国残留邦人等が増加しているため、当該高齢化への対応として全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置し、「語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を実施。「語りかけボランティア」は、介護事業所等において、介護サービス利用中の中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけ支援を実施。 5. 旧陸海軍関係の恩給進達等の事務 ・ 旧陸海軍軍人・軍属の軍歴は、恩給及び各種共済組合の退職年金への通算対象となるほか、叙勲等の際に軍歴が必要とされる。 ・ 旧陸海軍の人事記録を引き継いだ厚生労働省及び各都道府県は、これら関係者からの請求に応じ、軍歴証明書を発行し、交付している。 ・ 軍人・軍属及びその遺族からの恩給請求について、請求者の退職当時の本籍地を管轄する都道府県から恩給請求書類の送付を受け、必要な審査を行った後、裁定庁である総務省に進達している。 ・ ロシア政府等より提供された名簿等と日本側資料との照合調査を行い、死亡者を特定した場合は、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、提供された名簿等の記載内容を遺族にお知らせしている。 ・ 旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、上記の速やかな対応が求められている。				

施策実現のための課題	1	援護の対象者の高齢化が進む一方、依然として多くの方が援護を受けており、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等に基づく事務(都道府県へ委託する分を含む)を迅速かつ適切に処理することが課題である。										
	2	戦後75年余が経過し、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ伝えていくことが課題である。										
	3	戦後75年以上が経過してもなお、いまだ多くの戦没者の遺骨が収集されていないことが課題である。 また、戦没者遺族から戦没者の慰霊追悼の施策の実施を求められている。										
	4	中国残留邦人等には言葉の問題を抱えている方が多い中で、現在高齢化が進んでいる状況にあり、日常生活上の手助けの必要性が増しており、地域における支援の充実が課題である。										
	5	援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明や恩給請求書の内容確認が求められており、また、整備保管する旧陸海軍人事関係等資料は、抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等からの資料入手を迅速かつ適切に行うことが課題である。										
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由									
	目標1 (課題1)	援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること。	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑み、請求から支給に至る事務を早期に処理し、少しでも早く給付を受けていただくことが重要であるため。									
	目標2 (課題2)	戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る。	戦後75年余が経過し、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させるとことなく次世代に継承することの重要性が高まっているため。									
	目標3 (課題3)	戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること。	遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、戦没者の慰霊追悼を行うため、慰霊巡拝等を着実に実施し、戦没者遺族の慰藉を図ることが重要であるため。									
	目標4 (課題4)	言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること。	高齢化する中国残留邦人等の支援のためには、地域におけるきめ細かな支援が重要であるため。									
	目標5 (課題5)	遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の入手及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと。	一定の事務処理期間を設定することで、迅速な履歴証明の発行と、恩給進達を担保することができるため。 ロシア連邦政府等からの資料の取得及びその資料を迅速に照合することが、早期の死亡者特定と関係遺族への通知に繋がるため。									
	達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
○1	援護年金及び弔慰金について、請求の受付後6か月以内に裁定を行った件数の割合(アウトプット)	87%	平成30年度から令和4年度	88%	毎年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	・ 受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、援護年金等の裁定を迅速に行うことが重要である。事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な裁定を担保する。(援護年金受給者：約2.2千人、平均年齢92.3歳(令和4年度末現在)) (出典)：業務上取得した計数による。	・ 目標値については、過去5年間(平成30年度から令和4年度)の平均した処理状況が87%であることから、この水準以上を設定する。 (参考1)平成29年度実績93.7%、平成30年度実績96.5% (参考2)令和4年度実績値81.5%は分母：受付件数(54件)、分子：受付件数のうち6か月以内処理件数(44件)から算出したもの。
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2	第11回特別弔慰金について、請求受付件数の累計(単位：千件)					-	684	834	936		・第11回特別弔慰金は、請求受付期間を令和2年4月1日から令和5年3月31日までとしており、請求者は期間内の任意の年度に請求を行うものである。そのため、年度ごとに請求受付件数及び裁定県処理済み件数に大きく偏りがあるが、これらを把握することは、特別弔慰金の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進するために重要な指標である。	
3	第11回特別弔慰金について、裁定県処理済み件数の累計(単位：千件)					-	438	810	919			

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務(昭和27年度)	52億円	44億円	37億円	1	以下の事務を行い、目標の達成に寄与する。 ・援護年金及び弔慰金の審査、裁定及び支給 ・裁定に係る調査事務等(都道府県に事務委託) ・援護年金の支給に係る決定等を議決し、厚生労働大臣の処分に対する異議申立に関し意見を述べる援護審査会の運営 ・遺族年金等受給者に係る支給の管理 ・援護システムの運用・管理	2023-厚労-22-0725
		50億円	42億円				
(2)	戦傷病者特別援護法等に基づく戦傷病者等に対する療養の給付等の援護事業(昭和28年度)	0.5億円	0.4億円	0.4億円	—	戦傷病者の公務上の傷病に関し、療養の給付、補装具の支給等の援護を行うこと及び未帰還者留守家族等に対し、留守家族手当、帰郷旅費、葬料の支給等の援護を行い、目標の達成に寄与する。	2023-厚労-22-0727
		0.3億円	0.4億円				
(3)	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給事務(昭和38年度)	10.8億円	8.1億円	7.4億円	—	以下の事務を行い、目標の達成に寄与する。 ・特別弔慰金等の審査、裁定(都道府県に委託) ・裁定後、都道府県からの裁定報告に基づき、国庫債券の発行を財務省に請求 ・援護システムの運用・管理	2023-厚労-22-0726
		10.3億円	7.8億円				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
			基準年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
④	昭和館の累計入館者数(アウトカム)	4,717,392人	平成27年度	7,852,378人以上	令和7年度	前年度(417,355人)以上	前年度(346,060人)以上	前年度(71,114人)以上	前年度(82,463人)以上	前年度(143,415人)以上	・より多くの方が昭和館に来館することが、戦没者遺族が体験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。 (出典):業務上取得した計数による。	・目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が感染拡大前と比較して減少しており、一定の来館者数を保つことが課題となっている。 ・感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であるが、中期的には戦後61年から70年の10年間(平成18年度～平成27年度)の来館者数の水準(平成18年度～平成27年度の実績:約313万人)を目指し、令和7年度に累計入館者数約785万人を目標値とする。
						346,060人	71,114人	82,463人	143,415人			
5	しょうけい館の累計入館者数(アウトカム)	1,220,132人	平成27年度	2,440,264人以上	令和7年度	前年度(134,851人)以上	前年度(124,300人)以上	前年度(16,982人)以上	前年度(15,745人)以上	前年度(18,158人)以上	・より多くの方がしょうけい館に来館することが、戦傷病者とその家族が戦中・戦後に体験した労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。 (出典):業務上取得した計数による。	・目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が大幅な減少傾向にあり、一定の来館者数を保つことが課題となっている。 ・感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であるが、中期的には戦後61年から70年の10年間(平成18年度～平成27年度)の来館者数の水準(約122万人)を目指し、令和7年度に累計入館者数約244万人を目標値とする。
						124,300人	16,982人	15,745人	18,158人			

達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(4)	戦傷病者福祉事業(昭和47年度)	1.9億円	3.2億円	5.7億円	5	戦傷病者やその家族が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、次世代にその労苦を伝えることを目的とする「しょうけい館」を運営する。 資料・情報の収集や企画展の実施を通し、来館を促進し、より多くの人々に戦中・戦後の労苦を知る機会を提供することにより、戦傷病者等の援護に寄与する。	2023-厚労-22-0730
		1.9億円	3.2億円				
(5)	昭和館運営等事業 (①平成11年度、②平成14年度)	5.4億円	5.2億円	6.1億円	4	①昭和館に係る経費主に戦争に関する歴史的事実のうち、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び情報を収集、保存、展示することにより、次世代に戦中・戦後の国民生活上の労苦を知る機会を提供する。 資料・情報の収集や企画展の実施を通し、来館を促進し、より多くの人々に戦中・戦後の国民生活上の労苦を知る機会を提供する。 ②遺族及留守家族等援護活動費補助金 対馬丸記念館という地域住民の交流の場において、高齢化した戦没者遺族等を含めた地域住民に対するメンタルヘルス相談、生活相談、その他生活上の各種相談及び遺族の内面的心情に関する事例調査研究を行う。また、地域に密着した各種相談講習会を行う。 これらにより、戦没者遺族等の援護につながるものである。	2023-厚労-22-0728 2023-厚労-22-0729
		5.1億円	5.1億円				

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
6	慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合 (アウトカム)	-	-	3年間の平均値以上	毎年度	平成28年度から平成30年度までの平均値(87%)以上	平成29年度から令和元年度までの平均値(87%)以上	平成30年度から令和2年度までの平均値(87%)以上	令和元年度から令和3年度までの平均値(87%)以上	令和2年度から令和4年度までの平均値(87%)以上	・ 慰霊巡拝事業は、遺骨収集事業を補完し、戦没者遺族の慰藉を目的として、旧主要戦域等で戦没者を慰霊する事業である。 ・ したがって、その事業目的に鑑み、戦没者遺族から満足度を調査し、より有意義なものとするため、当該数値を測定する。 (出典):業務上取得した計数による。	・ 慰霊巡拝事業で、より多くの戦没者遺族が慰藉されるよう努めることにしていることから、慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答えた者の割合が過去3年間の平均以上となるよう目標値を定めている。 (参考1)平成30年度実績:88% (参考2)令和4年度実績値88%は分母:慰霊巡拝参加遺族の人数(132人)、分子:慰霊巡拝参加遺族へのアンケートで慰霊巡拝全体の感想を「満足」と回答した人数(117人)から算出したもの。
7	戦没者の遺骨が残されている諸地域に職員等を派遣した回数 (アウトプット)	-	-	3年間の平均派遣回数以上	毎年度	-	-	-	-	平成29年度から令和元年度までの平均派遣回数(85回)以上	・ 今次の大戦による戦没者の遺骨は、戦後75年を経過した現在でも多くの多くが海外諸地域等に残されており、より多くの派遣を実施し着実に収容・送還することが遺骨収集事業の推進につながることから、当該数値を測定する。 ・ 遺骨収集事業では、同一地域において複数回遺骨収容を実施する場合があることを考慮し、事業の進捗状況をより適切に測るため、令和5年度より、新たな測定指標を設定することとした。	・ 遺骨収集事業は、埋葬地に関する情報等に基づき、相手国政府の許可を得た上で実施するものであり、寄せられた情報量や相手国の事情によって地域別の収容数が左右されるため、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施する指標として、3年間の平均派遣回数以上を目標とする。 ・ なお、令和5年度の年度ごとの目標値については、国内外の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた令和2年度から令和4年度の直近3年間の派遣回数とすると低く設定されてしまうことから、平成29年度から令和元年度までの平均派遣回数を設定することとした。 (参考)平成29年度実績:94回 平成30年度実績:85回 令和元年度実績:76回
達成手段3 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(6)	遺骨伝達等事業 (昭和26年度)	5.9億円 3.9億円	7.0億円 5.1億円	7.1億円	-	収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨することにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。						2023-厚労-22-0733
(7)	遺骨収集関連事業 (昭和27年度)	26.0億円 20.5億円	26.6億円 22.3億円	26.6億円	7	戦没者の遺骨収集事業は、昭和27年度から南方地域で開始され、平成3年度からは旧ソ連地域での抑留中死亡者についても遺骨収容が可能となった。これまでに約34万柱の遺骨が収容され、陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると、海外戦没者約240万人のうちの約半数(約128万柱)が送還されている。引き続き、海外公文書館の資料調査や現地調査等によって得られた情報に基づき、着実かつ迅速に遺骨収容を実施する。また、相手国の事情により遺骨収容ができない国には、外務省と連携し遺骨収容の実現に向けて努力しているところである。これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。						2023-厚労-22-0732
(8)	戦没者追悼式挙行等事業 (①昭和38年度、②昭和39年度)	2.0億円 0.7億円	1.2億円 1.0億円	2.0億円	-	以下を実施することで、戦没者遺族の慰藉につながるものである。 ①全国戦没者追悼式 昭和38年から毎年8月15日に国家行事による戦没者の追悼行事として日本武道館で、天皇皇后両陛下御臨席のもとに実施している。式典は宗教的儀式を伴わないものとされ全国から遺族代表を国費で参列させることとしている。 ②千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式 海外戦没者遺骨収集等により新たに持ち帰られた遺骨で遺族に引き渡すことのできない遺骨の納骨を行うとともに、併せて墓苑に納められている遺骨に対し拝礼を行うため、厚生労働省主催により昭和40年以降毎年春に皇族の御臨席をいただき実施している。						2023-厚労-22-0731
(9)	慰霊碑の維持管理等事業 (昭和45年度)	0.5億円 0.2億円	0.6億円 0.3億円	0.7億円	-	硫黄島及び海外14か所に建立した戦没者慰霊碑について、民間団体等や建立地の相手国関係機関等に慰霊碑の維持管理等を委託するとともに、経年劣化等により補修の必要となった場合は補修工事を行う。また、旧ソ連地域に抑留中死亡者の小規模慰霊碑を建立する。これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。						2023-厚労-22-0736
(10)	慰霊巡拝事業 (昭和51年度)	0.9億円 0.2億円	0.9億円 0.3億円	1.0億円	6	先の大戦で旧主要戦域となった地域で、政府職員が戦没者遺族とともに戦没者の戦没地点付近や国が建立した海外戦没者慰霊碑を訪れて、現地追悼式などを行い戦没者の慰霊を行う(一部補助事業 補助率1/3)。これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。						2023-厚労-22-0734
(11)	慰霊友好親善事業 (平成3年度)	2.6億円 0.3億円	2.6億円 1.1億円	2.6億円	-	先の大戦による戦没者の遺児が、旧主要戦域を巡拝し、戦没者の慰霊追悼を行うとともに、旧主要戦域の関係者との友好親善のための記念事業(教育施設への学用品等の寄贈、公共施設等の清掃、現地戦争犠牲者との交流会、記念植樹)を行う(定額補助)。戦没者遺児が旧主要戦域の人々と戦争犠牲者という共通の立場で友好親善を図りつつ、相互理解を深めることは、戦没者遺児の慰藉に寄与するものである。						2023-厚労-22-0735
(12)	民間建立慰霊碑管理促進事業 (平成15年度)	0.2億円 0.1億円	0.2億円 0.1億円	0.2億円	-	民間団体等が国内海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理状況が不良である慰霊碑について、移設・埋設等の対応を行う。(一部補助事業 補助率1/2 50万円上限) これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。						2023-厚労-22-0737

達成目標4について														
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		令和元年度	令和2年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度						
8	中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件)(アウトプット)	-	-	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上	毎年度	前年度の97%(21,520件)以上	前年度の97%(20,464件)以上	前年度の96%(17,563件)以上	前年度の96%(20,023件)以上	前年度の世帯数を踏まえて設定予定	・ 中国残留邦人等地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。 ・ 高齢化する中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えており、そうした方々の自立の支援につなげるため、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数を測定指標とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は目標値を前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)平成30年度実績:22,158件		
						21,096	18,294	20,857	R5年11月頃公表予定					
9	中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立指導員派遣事業での指導員派遣実績数(件)(アウトプット)	-	-	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上	毎年度	前年度の97%(1,526件)以上	前年度の97%(1,254件)以上	前年度の96%(1,036件)以上	前年度の96%(1,103件)以上	前年度の世帯数を踏まえて設定予定	・ 中国残留邦人等は、長期にわたり海外で生活していたために、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している。 ・ このため、日常生活の諸問題に関する相談に応じることが重要であり、中国残留邦人等の自立支援を行うため、自立指導員の指導員派遣実数を測定測定とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)平成30年度実績:1,573件		
						1,292	1,079	1,148	R5年11月頃公表予定					
達成手段4(開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額	予算額			執行額	執行額							
(13)	中国残留邦人等身元調査事業(昭和48年度)	28百万円	25百万円	25百万円	-	中国現地で日中両国政府による共同調査を行い、日本人孤児と確認された方については、報道機関の協力を得て日本で孤児の情報を公開し、肉親情報のある方については肉親と思われる方との対面調査を実施し、早期の帰国促進を図る。						2023-厚労-22-0738		
		14百万円	11百万円											
(14)	中国残留邦人等に対する帰国受入支援事業(昭和48年度)	113百万円	111百万円	112百万円	-	日本へ永住帰国を希望する中国残留邦人等に対して永住帰国旅費や自立支度金を支給するほか、永住帰国を望まない方が墓参や親族訪問等を希望する場合は一時帰国旅費を支給する。						2023-厚労-22-0739		
		93百万円	81百万円											
(15)	中国残留邦人等に対する定着自立支援事業(昭和63年度)	430百万円	428百万円	416百万円	9	永住帰国直後の首都圏中国帰国者支援・交流センターでの入所研修に加え、全国7ブロックの中国帰国者支援・交流センターで社会的な自立を促すための交流事業や日本語学習等の定着自立支援を行っている。						2023-厚労-22-0740		
		425百万円	424百万円											
(16)	保険料追納一時金事業(平成19年度)	76百万円	65百万円	65百万円	-	特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた国民年金の被保険者期間に対応する保険料相当額を「一時金」として支給する。						2023-厚労-22-0741		
		34百万円	60百万円											
(17)	中国残留邦人等に対する支援給付事業(平成20年度)	431百万円	423百万円	416百万円	8	中国残留邦人等の老後の生活の安定を図るため、中国語等が解せる支援・相談員の窓口への配置等を実施している。(支援給付金本体は、「中国残留邦人生活支援給付金」事業において、予算計上。)						2023-厚労-22-0742		
		411百万円	400百万円											
達成目標5について														
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		令和元年度	令和2年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度						
10	履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内処理した割合(アウトカム)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典)業務上取得した計数による。	・ 軍人軍属であった期間の年金通算や叙勲申請に伴う軍歴証明を迅速に行うため、履歴証明を受付後、概ね3ヶ月以内処理した割合を測定し、毎年度100%を目標値とする。 (参考1)平成29年度実績:100%、平成30年度実績:100% (参考2)令和4年度実績値100%は分母:令和4年度の受付件数(2,679件)、分子:受付後3ヶ月以内に処理した件数(2,679件)から算出したもの。		
						100%	100%	100%	100%					

11	恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合 (アウトカム)	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな恩給請求書の内容確認を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典)：業務上取得した計数による。	・ 受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、裁定庁である総務省への進達を迅速に行うことが重要である。 ・ 事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な事務処理が担保できると考える。 (参考1) 平成29年度実績：100%、平成30年度実績：98% (参考2) 令和4年度実績値100%は分母：令和4年度に総務省に進達した件数(13件)、分子：令和4年度に総務省に進達した件数のうち恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した件数(13件)から算出したもの。	
12	ロシア連邦政府等から提供された抑留者に関する資料のうち、前年度中に翻訳・解析した者について、日本側資料との突合調査が終了した割合 (アウトカム)	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	・ 抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等からの資料入手を迅速かつ適切に行うという課題に対して、前年度中にロシア連邦政府等から入手した資料から翻訳・解析した者について、日本側資料との突合調査が終了した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典)：業務上取得した計数による。	・ 戦後70年を経過し、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえ、抑留中死亡者の早期特定に努める必要がある。 ・ 但し、特定に繋がるかどうかは、ロシア連邦政府等から提供される資料の内容に左右されるため、日本側資料との照合数を目標とする。 (参考1) 平成29年度実績：100%、平成30年度実績：100% (参考2) 令和4年度実績値100%は分母：前年度中に翻訳・解析した件数(1件)、分子：日本側資料との突合調査が終了した件数(1件)から算出したもの。	
達成手段5		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(18)	戦没者叙勲等の進達等事業 (昭和38年度)	2百万円 1百万円	2百万円 1百万円	2百万円	—	戦没者叙勲等にかかる本人又は遺族等からの照会事項への対応、関係機関との連絡調整、都道府県から進達されるものについて、事務を旧軍関係調査事務等委託費の一部として都道府県に委託し、叙位及び叙勲の適切な事務処理を行う。						2023-厚労-22-0745	
(19)	人事関係等資料整備事業 (平成3年度)	158百万円 95百万円	130百万円 84百万円	131百万円	10, 12	・ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料について、日本語に翻訳しデータベース化するとともに、日本側資料との照合調査を行い、抑留中死亡者が特定できた場合には、遺族等へ資料の記載内容等をお知らせする。 ・整備保管する旧陸海軍人事関係等資料のデータベースを活用することで、軍歴証明等事務、恩給進達事務及び抑留者調査を円滑に実施でき、また、資料の経年劣化による損傷を防ぎ、永続的な利用が図られる。						2023-厚労-22-0743	
(20)	旧軍人遺族等恩給進達事務事業 (平成3年度)	45百万円 35百万円	41百万円 33百万円	41百万円	11	旧陸海軍軍人軍属とその遺族から都道府県を通じて提出される各種恩給請求書の内容を、旧陸海軍人事関係等資料に係るデータベースを活用して迅速に審査し、裁定庁である総務省に進達する。また、都道府県に対し恩給進達事務に関する指導を行う。これらの取り組みが、恩給請求書の適切な進達につながっている。						2023-厚労-22-0744	
施策の予算額(千円)		令和3年度 12,033,510				令和4年度 11,087,739				令和5年度 10,854,606		政策評価実施予定 時期	令和6年度
施策の執行額(千円)		10,492,503				9,959,747							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称 第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明						年月日 令和4年2月25日		関係部分(概要・記載箇所) 援護施策については、国の責務として、可能な限り多くの御遺骨を収集し、御遺族に早期にお渡しできるよう、全力を尽くします。また、慰霊事業に取り組むとともに、戦傷病者や戦没者遺族に対する年金や特別弔慰金等の支給、中国残留邦人等に対する支援策について、引き続き、きめ細かく実施します。			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(VⅢ－1－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること(施策目標Ⅶ－1－1) 基本目標Ⅶ:障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1:必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること				担当 部局名	障害保健福祉部企画課	作成責任者名	企画課長 江口 満			
施策の概要		○ 障害保健福祉施策については、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成25年4月（一部、平成26年4月）より施行されている。 ○ また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号。)の施行3年後の見直し規定に基づき、社会保障審議会障害者部会で見直しの議論を行い、令和4年6月に報告書を取りまとめ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第104号。以下「障害者総合支援法等改正法」という。)が同年12月に成立・公布された。 ○ 障害者総合支援法等改正法により、障害者本人が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)を創設することとした。 ○ このほか、共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることの明確化や、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とするなど障害者の地域生活の支援体制の充実に向けた取組を進めている。										
施策を取り巻く現状		○障害者の総数は1160.2万人(うち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は614.8万人)であり、人口の約9.2%に相当する。 ○障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。 ○障害福祉サービスの利用者数は、サービス内容の拡充や対象者の拡大等を背景に近年増加傾向にある。 (参考)令和3年:93万人、令和4年:96万人、令和5年:100万人 ※いずれも3月時点 ○障害福祉サービスを提供する事業所数は、サービスのニーズの増加等を背景に近年増加傾向にある。 (参考)令和3年:8.9万、令和4年:9.3万、令和5年:9.8万 ※いずれも3月時点										
施策実現のための課題		1	・ 施設入所者の重度化・高齢化が進む中で、施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、引き続きグループホーム等の地域生活における受け皿の整備や支援体制の充実を継続して進めていく必要がある。 ・ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備が進められているが、障害者を支える地域の様々な支援の有機的な結びつきが課題であり、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行い、必要な機能等の強化・充実を図る必要がある。 ・ 就労移行支援事業等を通じて、福祉施設利用者の一般就労への移行や一般就労移行後の定着を進める必要がある。なお、障害者雇用施策と福祉施策の連携を強化し、両者の一体的な推進による効果的で切れ目のない専門的支援体制の構築や、技術革新・環境変化を踏まえた多様な就労支援ニーズへの対応等のための方策について検討を進めている。									
各課題に対応した達成目標		目標1	障害者の地域生活を総合的に支援する				○ 障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、福祉施設入所者の地域生活への移行を促進し、障害福祉サービス等の充実を図ることは、共生社会の実現に寄与すると考えられるため。 ○ 加えて、地域での自立した生活の基盤を確保するため、一般就労を希望する障害者が、能力や適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できる社会を目指していく必要があるとの考え方に基づき、福祉施設から一般就労への移行を進めており、また、一般就労後の職場への定着により、より安定した生活を営むことが可能となると考えられるため。					
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○1	(第6期障害福祉計画による)福祉施設入所者の地域生活への移行者数(アウトカム)	12.8万人(入所者数)	令和元年度末	0.6万人以上	令和5年度	-	0.9万人以上	-	-	0.6万人以上	福祉施設への入所から地域生活への移行という課題に対応したサービス提供体制の整備を進めており、その効果を測定するため、本指標を選定した。	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。令和3年度からは各地方自治体が策定した第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。 (参考)平成28年度実績:0.16万人、平成29年度実績:0.16万人、平成30年度実績:0.15万人 ※参考値は単年度実績
						1.1万人(単年度で0.16万人)	1.2万人(単年度で0.16万人)	1.3万人(単年度で0.14万人)	集計中(令和5年12月頃完了予定)			
2	(第6期障害福祉計画による)グループホームの月間の利用者数(アウトプット)	-	-	15.3万人	令和5年度	13.0万人	13.6万人	13.6万人	14.5万人	15.3万人	障害者の地域における生活の継続が図られるようにするため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図る必要があることから、本指標を選定した。	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計して毎年設定する。令和3年度からは各地方自治体が策定した第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。 (参考)平成28年度実績:10.8万人、平成29年度実績:11.5万人、平成30年度実績:12.3万人
						13.2万人	14.3万人	15.7万人	17.1万人			

3	(第6期障害福祉計画による)地域生活支援拠点等の整備数 (アウトカム)	—	—	1,173カ所	令和5年度	—	819カ所	—	—	1,173カ所	地域には、障害者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でない。今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に引き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要であることから、本指標を選定した。	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。令和3年度からは各地方自治体が策定した第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。
						401カ所	761カ所	994カ所	集計中 (令和5年12月頃完了予定)			
4	(第6期障害福祉計画による)自立生活援助の月間の利用者数 (アウトカム)	—	—	0.4万人	令和5年度	0.6万人	0.7万人	0.3万人	0.3万人	0.4万人	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスである自立生活援助は、障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会を確保される観点から必要ものであるため、本指標を選定した。	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計して毎年設定する。令和3年度からは各地方自治体が策定した第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。
						0.09万人	0.10万人	0.13万人	0.13万人			
5	(第6期障害福祉計画による)一般就労への年間移行者数 (アウトカム)	2.3万人	令和元年度	2.5万人	令和5年度	—	2.3万人	—	—	2.5万人	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する障害者が、能力や適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会を目指していく必要があるとの考え方に基づき、福祉施設から一般就労への移行を進めていることから、本指標を選定した。	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎の目標数値を設定する。令和3年度からは各地方自治体が策定した第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。
						2.3万人	1.7万人	2.2万人	集計中 (令和5年12月頃完了予定)			
6	(工賃向上計画による)就労継続支援B型等の平均工賃月額 (アウトカム)	—	—	前年度の平均工賃月額を上回る	令和5年度	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	一般就労が困難な方であっても、地域で自立した生活を送れるようにするためには、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的に支援を推進する必要があることから、本指標を選定した。	第4次障害者基本計画(平成30年3月閣議決定)の中でも目標として設定されている。 (参考)平成27年度実績:15,033円、平成28年度実績:15,295円、平成29年度実績:15,603円、平成30年度実績:16,118円
						16,369円	15,776円	16,507円	集計中 (令和5年12月頃完了予定)			
7	(第6期障害福祉計画による)就労定着支援の利用者数 (アウトカム)	—	—	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業を利用する	令和5年度	—	—	—	—	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業を利用する	一般就労への移行後、就労の継続を図るために、就労に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等を実施する就労定着支援事業の利用者数を増加させる必要があることから、本指標を選定した。	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。令和3年度からは各地方自治体が策定した第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。
						—	—	36%	集計中 (令和5年12月頃完了予定)			
8	(第6期障害福祉計画による)就労定着支援事業所ごとの就労定着率(アウトカム)	—	—	就労定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とする	令和5年度	—	—	—	—	就労定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とする	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行い、職場への定着を支援する必要があることから、本指標を選定した。	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。令和3年度からは各地方自治体が策定した第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。
						—	—	69%	集計中 (令和5年12月頃完了予定)			

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号															
		予算額 執行額	予算額 執行額																			
(1)	社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む) (昭和21年度)	18,064百 万円	15,356百 万円	20,820百万円	1,3	【①社会福祉施設等施設整備費補助金】 「障害者総合支援法」、「生活保護法」等に規定された社会福祉施設等に対する整備について、都道府県・指定都市・中核市が実施する整備事業に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。 【②社会福祉施設等災害復旧費補助金】 豪雨、地震その他自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧については、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を補助することにより災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。 【③心身障害児総合医療療育センター施設整備】 国の財産である心身障害児総合医療療育センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害のある児童等への療育の向上を図ることを目的とする。 【④点字図書館施設整備】 視覚に障害のある方の意思疎通を支援する日本点字図書館において、施設運営を継続する上で支障のある、老朽化箇所の修繕など施設整備を実施する。 【⑤全国障害者総合福祉センター施設整備】 身体障害者福祉法に規定する社会参加支援施設である全国障害者総合福祉センターにおいて、老朽、施設の不備又は防災機能に係る施設の不備解消の観点から緊急度が高いものについて施設整備を実施する。 【⑥国際障害者交流センター施設整備】 国の財産である国際障害者交流センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害者等の社会参加の促進を図ることを目的とする。	2023-厚労-22-0720 2023-厚労-22-0721															
(2)	国立更生援護施設運営事業 (昭和23年度)	2,153百万 円	1,878百万 円	1,922百万円	-	① 総合的リハビリテーション医療の提供(治療、診断、機能回復・日常生活訓練と退院後の社会生活に関する助言 指導等) ② リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発(リハビリテーション技術・支援システム・支援技術等の開発、大学との研究協力・国際標準化機構への協力等) ③ リハビリテーション専門職員の人材養成(5学科の指導的人材養成及び23の研修会) ④ リハビリテーションに関する情報の収集及び提供 ⑤ リハビリテーションに関する国際協力(WHOへの協力、JICAの開発途上国への技術支援への協力等) ⑥ 障害福祉サービスの提供(障害者自立支援法に基づく各種サービスとその先駆的・試行的取り組み) 障害者リハビリテーションの中核機関として、障害者に対する医療から職業訓練までの総合的なリハビリテーションを提供し、その成果を全国に発信・普及することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することができる。	2023-厚労-22-0770															
(3)	社会参加支援施設事務費 (昭和25年度)	1979百万 円	1,981百万 円	2,028百万円	-	① 点字図書館(点字刊行物や視覚障害者用の録音物の制作や貸出等を行う施設)及び聴覚障害者情報提供施設(字幕、手話入の録画物の制作や貸出、手話通訳者の派遣等を行う施設)の運営に要する費用の補助を行う。 ② 実施主体は、都道府県・指定都市・中核市・市町村 ③ 国庫負担率 5/10 点字図書館や聴覚障害者情報提供施設の運営費を国が負担することにより、視聴覚障害者が無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物を利用できるようになることは、視聴覚障害者の自立や社会参加に資すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0761															
(4)	地方改善施設整備費補助金 (昭和28年度)	986百万円 907百万円	822百万円 817百万円	846百万円	-	市町村が設置する共同施設及び隣保館等の整備に要する費用の一部を補助する。	2023-厚労-22-0719															
(5)	視覚障害者用図書事業等 (昭和29年度)	279百万円 271百万円	265百万円 265百万円	266百万円	-	実施主体である団体(6団体)が行う視覚障害者用図書事業、盲人用具販売あっ旋事業、視覚障害者行政情報等提供事業等を行うのに要する費用に対し、委託費を交付している。 視覚障害者用図書事業等を実施することにより、視覚障害者用図書(点字図書、録音図書)の製作をデジタルデータ化するとともに、視覚障害者のニーズを踏まえた媒体(紙、CD等)で貸出を行うことなどにより、視覚障害者・児の知識、教養、学習等の向上を図り、自立や社会参加の促進に資すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0755															
(6)	特別児童扶養手当等給付 (昭和39年度)	176,037百 万円	179,931百 万円	187,482百万円	-	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児(者)及び、障害児を監護又は養育する者に対して受給資格の認定等を行い、当該受給資格者に対し特別児童扶養手当等を支払うもの。 <table><tr><th>事業名</th><th>対象</th><th>補助率</th></tr><tr><td>特別児童扶養手当給付費</td><td>特別児童扶養手当受給者</td><td>国10/10</td></tr><tr><td>特別障害者手当等給付費負担金</td><td>特別障害者手当等受給者</td><td>国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4</td></tr><tr><td>事務取扱交付金</td><td>都道府県及び市町村</td><td>国10/10</td></tr><tr><td>特別児童扶養手当支給業務庁費</td><td>システム維持・ 保守会社</td><td>国10/10</td></tr></table> 精神又は身体に障害を有する障害児者に対して特別児童扶養手当等を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。	事業名	対象	補助率	特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10	特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当等受給者	国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4	事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10	特別児童扶養手当支給業務庁費	システム維持・ 保守会社	国10/10	2023-厚労-22-0834
事業名	対象	補助率																				
特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10																				
特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当等受給者	国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4																				
事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10																				
特別児童扶養手当支給業務庁費	システム維持・ 保守会社	国10/10																				
(7)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	4,611百万 円	4,611百万 円	4,611百万円	-	都道府県及び指定都市が独立行政法人福祉医療機構に対し、納付することとなっている過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分の財政支援(特別調整費)について補助するもの。 都道府県及び指定都市に対し、心身障害者扶養共済制度の運営に係る事務費について補助するもの。 対象 : 心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県及び指定都市 補助率: 国1/2、都道府県及び指定都市1/2 過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分について補助することにより、当該制度の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行之い、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減が図られる。	2023-厚労-22-0722															
		4,608百万 円	4,608百万 円																			

(8)	心身障害者扶養保険対策 (昭和44年度)	104百万円 104百万円	104百万円 104百万円	104百万円	-	心身障害者扶養保険事業の事業運営に必要な経費を交付するものである。交付先:独立行政法人福祉医療機構 ・補助率:国10/10 独立行政法人福祉医療機構が行う心身障害者扶養保険事業の保険料及び年金資産の総合管理を行うために必要な経費を交付することにより、当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うことができるものと見込んでいる。	2023-厚労-220768
(9)	手話通訳技術向上等研修等 (昭和56年度)	199百万円 199百万円	199百万円 199百万円	216百万円	-	実施主体である団体(4団体)が行う手話通訳技術向上等研修、字幕入り映像ライブラリー等製作貸出、盲ろう者向け通訳者養成研修等の事業に要する費用に 対して委託費を交付している。 手話通訳者等の技術向上のための現任研修や手話通訳者等の指導者の養成や盲ろう者向けの通訳・介助者の養成研修を行うこと等により、コミュニケーション の支援を担う人材が増え、聴覚障害者、失語症者及び盲ろう者の自立や社会参加の促進に資すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0756
(10)	中央障害者社会参加推進センター運 営事業 (平成2年度)	18百万円 18百万円	18百万円 18百万円	18百万円	-	① 地方センターが行う障害者の社会参加推進事業の効果的かつ円滑な推進を図るため、当事者団体で構成される(社福)日本身体障害者団体連合会が設置する「中央障害者社会参加推進センター」(以下「中央センター」という。))に対して国庫補助(10/10)を行い、地方センターに対する助言指導・研修等の実施、全国の社会参加推進事業の実施状況の把握、障害者の社会参加の推進に資する情報の収集及び提供等を行う。 ② 運営に関する基本的事項などを身体、知的及び精神の各障害者関係団体及び学識経験者等から構成される中央障害者社会参加推進協議会に諮って運営を行う。 「障害者相談員研修会」では、学識経験者や専門家等の講演、障害者相談者による事例発表を中心とした意見交換等を実施しており、当該研修会に参加することにより、相談員活動の充実強化が図られるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図ることができると見込んでいる。	2023-厚労-22-0759
(11)	国連・障害者の十年記念施設運営等 (平成13年度)	248百万円 244百万円	232百万円 221百万円	232百万円	-	ビッグ・アイ共働機構に対して、国連・障害者の十年記念施設の運営及び障害者の国際交流機能、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流機能、芸術・文化の発信機能、大規模災害時の後方支援機能を十分活用した事業を実施するのに必要な委託費の交付及び大阪府に対する土地借料の支払い等にかかる経費。 国連・障害者の十年記念施設運営等を実施することにより、災害時において、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーを養成すること、障害者への情報提供・相談事業等を行うこと、障害者の芸術・文化活動について、先進事例等の調査研究や活動団体に対する専門家によるアドバイス等を行うこと、国内外の障害者団体間の交流、障害を克服して活躍している芸術家やスポーツ選手等との交流を行うこと等をもって、障害者の社会参加の促進を見込んでいる。	2023-厚労-22-0760
(12)	高度情報通信福祉事業等 (平成14年度)	285百万円 218百万円	217百万円 217百万円	234百万円	-	実施主体である団体(4団体)が行う視覚障害者等用図書情報ネットワークシステム管理事業、視覚障害者等用図書情報ネットワーク運営事業及び点字ニュース即時提供事業、パソコンボランティア指導者養成事業等に要する費用の補助を行う。 高度情報通信福祉事業を実施することにより、視覚障害者が自宅に居ながらにして、点字図書等の検索・貸出予約等が行える視覚障害者用図書情報ネットワークを運営することや、障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の向上のため、パソコンの使用方法を教えることができるパソコンボランティアを指導する者の養成を行うことで、障害者の情報バリアフリーや社会参加の推進に資すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0758
(13)	障害者就業・生活支援センター事業 (平成14年度)	792百万円 780百万円	792百万円 786百万円	792百万円	5	就業及びそれに伴う日常生活上または社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。(補助率:1/2) ① 就業支援 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)、求職活動支援、事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言 等 ② 生活支援 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言、住居、年金、余暇活動等地域生活、生活設計に関する助言 等 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。 (平成29年度より、(15)地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。)	2023-厚労-22-0751
(14)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費交付金に必要な経費 (平成15年度)	1,290百万円 1,290百万円	1,316百万円 1316百万円	1,231百万円	1	① 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、運営。 ② 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供。 ③ 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修。 ④ 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言。 ⑤ 附帯業務。 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が行う重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な知的障害者に対するモデル支援及び調査・研究、それらの成果等を活用した養成・研修等に対し、費用補助を行うことで、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	2023-厚労-22-0769
(15)	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 (平成15年度)	2,413百万円 2,413百万円	3,820百万円 3,820百万円	3,059百万円	-	次の運営に必要な運営に要する経費を交付 ①民間の社会福祉施設及び医療施設等に係る資金の貸付に係る業務(福祉医療貸付事業) ②社会福祉施設の設置者、病院等の開設者等に対し経営に係る経営診断・指導等を通じ経営者を支援する事業に係る業務(経営支援事業) ③社会福祉振興事業を行う者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及・研修を行う業務(社会福祉振興助成事業) ④福祉・保健・医療に係る各種情報等の提供を行う情報サービス事業に係る業務(福祉保健医療サービス事業) ⑤社会福祉施設職員退職手当共済事業に係る業務	2023-厚労-22-0723
(16)	障害者医療費 (平成17年度)	246,348百万円 245,375百万円	252,856百万円 248,168百万円	252,684百万円	-	①障害者総合支援法に基づき、障害者・障害児の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において必要な医療を受けた場合に、自立支援医療費を支給する。(国庫負担率:1/2) 自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・障害児の心身の障害の除去・軽減にかかる負担を緩和することによって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする効果があると見込んでいる。 ②障害者総合支援法に基づき、療養介護費を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。(国庫負担率:1/2) 市町村が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障害者の福祉の増進を図る効果があると見込んでいる。	2023-厚労-22-0750
(17)	特別障害給付金給付に必要な経費 (平成17年度)	2,675百万円 2,369百万円	2,515百万円 2,216百万円	2,440百万円	-	国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮し、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の福祉の増進を図るため、国庫負担金等を財源として、特別障害給付金の給付を行う。	2023-厚労-22-0771
(18)	障害支援区分管理事業 (平成18年度)	54百万円 50百万円	49百万円 45百万円	49百万円	-	障害支援区分判定に係る市区町村の支援(研修の開催等)及び市区町村が行った障害支援区分判定に係るデータの集約及び分析結果等から、全国の区分判定状況を客観化し、地域差の是正及び全国統一ルールによる判定業務の適正化を図ることが、サービスの支給決定の適正化につながり、障害者の地域生活の支援体制整備に資するとともに、サービス支給費全体の効率化に資するものである。	2023-厚労-22-0748

(19)	地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業 (平成18年度)	50,847百万円	50,556百万円	48,911百万円	-	○ 「地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に基づき都道府県及び市町村(指定都市等を含む。)が行う事業に要する費用に対し、障害者総合支援法の定める補助率上限(1/2以内)かつ予算の範囲内で、都道府県又は市町村に対し、補助金を交付する。 ○ 当該補助金は地方分権を推進する観点から、実施主体である市町村等が創意工夫に基づいて主体的に事業の実施方法を組み立て、弾力的に補助金を使用できる「統合補助金」として交付している。 ○ また、平成29年度より地域生活支援事業に含まれる事業やその他補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけ、質の高い事業実施を図ることとしている。 都道府県又は市町村の地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施を支援することにより、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる体制づくりに効果があると見込んでいる。	2023-厚労-22-0751
		50,847百万円	50,556百万円				
(20)	障害者自立支援給付 (平成18年度)	1,311,053百万円	1,385,866百万円	1,472,806百万円	1,3,5,6,7,8	① 介護給付費・訓練等給付費(補助率:1/2) 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスを計画的に確保する。 ② 療養介護医療費(補助率:1/2) 療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。 ③ 計画相談支援給付費(補助率:1/2) 障害者の心身の状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検討し、サービス等利用計画の見直し等を行う。 ④ 地域相談支援給付費(補助率:1/2) 入院・入所中の障害者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談等を実施するとともに、居宅において単身で生活する障害者等に対して、常時の連絡体制を確保して緊急の事態における相談等を実施。 ⑤ 補装具費(補助率:1/2) 障害者等の身体機能を補完又は代替する用具(補装具)の購入等に要する費用の100分の90に相当する額を支給する。 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム等の障害福祉サービス等を計画的に確保することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	2023-厚労-22-0749
		1,301,705百万円	1,364,323百万円				
(21)	給付費支払システム事業 (平成18年度)	1,120百万円	3,929千円	3,672千円	-	国民健康保険中央会がシステムの開発を一括して行うとともに、全国決済業務(事業者が複数の都道府県内の市町村に請求を行う場合の各都道府県国民健康保険団体連合会への振り分け)を行う。 補助率:10/10 障害福祉サービス費等の請求・支払に関して全国共通のシステムを整備し、障害福祉サービス費等の請求・支払を各都道府県国民健康保険団体連合会に一本化することにより、事業者の請求事務の効率化及び市町村等の支払事務の標準化・軽減化を図るものである。これによりグループホーム等の障害福祉サービスの利用者数の適切な把握等に資するものと考える。	2023-厚労-22-0752
		1,120百万円	3,929千円				
(22)	障害福祉サービス等経営実態調査 (平成19年度)	-	37百万円	74百万円	-	障害者総合支援法に基づく自立支援給付費等について、障害福祉サービス事業者等の経営実態と制度の施行状況を把握し、障害福祉サービス等の報酬改定を行うための基礎資料を得ることを目的としたもの。 調査の対象となる障害福祉サービス等を実施する事業所等について、無作為に抽出し、当該事業所における収支状況、従事者数等を調査する。	2023-厚労-22-0773
		-	0.5百万円				
(23)	障害保健福祉制度普及関係経費等 (平成20年度)	167百万円	158百万円	149百万円	-	① 障害保健福祉制度にかかる検討会等の実施 ② 障害保健福祉制度にかかる広報、報告書、会議資料等の書類作成等 ③ 障害保健福祉制度の推進にかかる事務費等(監査指導、企画指導経費等) 障害保健福祉制度に係る検討会等の実施、制度の広報、監査指導等、行政活動の基盤となる行為を確実に実施することにより、障害者福祉施策全体の一層の推進を下支えし、もって障害者の地域における生活の支援等に寄与することを見込んでいる。	2023-厚労-22-0746
		154百万円	126百万円				
(24)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金に必要な経費 (平成20年度)	143百万円	165百万円	-	1	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の施設・設備の整備又は改修に必要な経費を補助する。(補助率10/10)	2023-厚労-22-0787
		41百万円	116百万円				
(25)	障害者虐待防止・権利擁護事業 (平成22年度)	12百万円	12百万円	12百万円	-	① 国において、各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する研修を実施することにより、障害者等の生活の場、サービス利用や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。 ② 障害者虐待に関する調査について、詳細な集計と調査結果を踏まえた分析を実施するとともに、個別の事例を収集し、対応上のプロセスや留意点などの提示を行うことにより、障害者虐待の防止に資すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0774
		12百万円	11百万円				
(26)	障害者自立支援機器等開発促進事業 (平成22年度)	119百万円	119百万円	110百万円	-	開発を行う企業と障害者団体が連携し、モニター評価と改良開発を通じて障害者が実際に使いやすい機器を開発する。(障害者のモニター評価が可能となる仕組み、障害者の自立を支援する機器に関する有識者の助言が得られる仕組みを作る。) 開発された技術とモニター評価の手法や結果については、デモンストレーションなどにより開発の成果を公表して、機器の普及促進を図る。 障害者自立支援機器等開発促進事業を実施することにより、障害当事者のニーズを適切に反映した支援機器の開発が行われ、障害者にとって使いやすい適切な価格の支援機器が数多く製品化されることで、障害者の自立や社会参加に資すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0775
		65百万円	106百万円				
(27)	補装具装用訓練等支援事業 (令和3年度)	23百万円	31百万円	35百万円	-	補装具費は、当該補装具の操作性・習熟度が一定のレベルに達したときに支給申請および支給決定されるが、「小児筋電義手」や「重度障害者用意思伝達装置」においては、操作性及び習熟度の向上を目的とした訓練過程において、当該訓練に用いる機器に関し、病院やリハビリテーション施設の負担、または、補装具事業者からの貸出等により実施されている現状がある。 本事業では「小児筋電義手」と「重度障害者用意思伝達装置」を対象種目として、装用訓練等のための機器に係る費用や訓練の実施、知識・技術を習得するための研修等に係る費用を支援する。 補装具装用訓練等支援事業を実施することにより、「小児筋電義手」や「重度障害者用意思伝達装置」の装用訓練等を提供できる病院やリハビリテーション施設を普及し、障害者等の地域における支援等に寄与することを見込んでいる。	2023-厚労-22-0790
		23百万円	30百万円				

(28)	障害者総合福祉推進事業 (平成22年度)	400百万円	380百万円	240百万円	-	「障害者総合支援法」を踏まえ、障害者施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的に、指定課題を策定し、一般公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において評価を行い、最も成果が期待できる事業内容を計画した法人を採択する。 ① 実施主体都道府県、市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他の法人 ② 補助率：定額10/10	2023-厚労-22-0776
		361百万円	369百万円				
(29)	工賃向上計画支援事業 (平成24年度) (旧工賃倍増5カ年計画支援事業)	639百万円	671百万円	702百万円	6	基本事業として①経営力育成・強化、②品質の向上、③事業所職員の人材育成のための研修等(補助率：1/2) 特別事業として①共同受注窓口の情報提供体制整備、②農福連携による就農促進プロジェクト(補助率：定額(10/10)相当)、③在宅就業の支援体制の構築(モデル事業)(補助率：1/2) 一般就労が困難な障害者について、地域での自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所等に対する経営指導・技術指導等の支援や、様々な分野で活躍する専門家の技術指導による障害者のスキルアップを図るためのモデル事業を実施するほか、複数の事業所が共同して受注・情報提供等を行う「共同受注窓口」の体制整備や、企業等と就労継続支援事業所等との受発注のマッチングを図ることにより、障害者の工賃向上を支援する体制整備を図ることを見込んでいる。 (平成29年度より、(15)地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。)	2023-厚労-22-0751
		632百万円	679百万円				
(30)	業務管理体制データ管理システム整備事業 (平成24年度)	13百万円	8百万円	6百万円	-	障害福祉サービス事業者においては、法令遵守の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備に関する事項の届出を義務づけている。業務管理体制の整備及び届出については、業務管理体制に係る指導監督者(国・都道府県・市町村)の指導監督が適切に行われるよう、障害福祉サービス事業者の情報共有化を促進するシステムの運用を行う。 本システムで業務管理体制に関する届出状況の管理や行政機関の間で当該情報の共有化を行うことにより、行政機関による適切な監督業務の実施が図られる。	— (デジタル庁一括計上予算)
		4百万円	4百万円				
(31)	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 (平成24年度)	1,323百万円	1,703百万円	1,179百万円	-	以下の要件を満たす市町村(指定都市、中核市、特別区及び人口30万人以上の市町村を除く。)に対し、国庫負担基準を超過する金額の一定の範囲内で費用を助成する。(補助率：1/2) ① 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村 ② 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となりがなお超過額のある市町村 重度障害者の割合が著しく高い等ことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模な市町村に対し財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を図ることができると見込んでいる。	2023-厚労-22-0778
		1,323百万円	1,703百万円				
(32)	障害児・者に対する相談支援の充実に係るシステム改修等 (平成25年度)	358百万円	2,375百万円	1,430百万円	-	より本人の心身の状況や生活環境に合った適切なサービス等利用計画の作成等につなげるため、自治体の受給者情報管理システム等に給付実績データの集計・分析機能を附加させるとともに、令和3年度に予定されている報酬改定への対応等、障害福祉サービス事業所等への報酬支払が円滑かつ適切に行われるためのシステム改修等に要する経費を補助する。また、市町村システムのあり方に関する調査研究を実施し、その調査結果を踏まえてシステム改修用統一ソフトの開発等の対応を行う。令和3年4月制度改正に対応して、障害福祉サービス事業所等への報酬支払が円滑かつ適切に行われるためのシステム改修等に要する経費を委託する。 実施主体：都道府県及び市町村(特別区、広域連合及び一部事務組合を含む) 補助率：1/2 国(委託) 補助率：10/10	2023-厚労-22-0779
		356百万円	1,370百万円				
(33)	障害者芸術文化活動普及支援事業 (平成26年度)	339百万円	300百万円	300百万円	-	「都道府県」、「ブロック」、「全国」という3つの活動エリアを設け、それぞれのエリアに「障害者芸術文化活動支援センター」、「障害者芸術文化活動広域支援センター」、「連携事務局」といった支援拠点を設置することにより、障害者による美術、音楽、演劇、舞踊などの多様な芸術文化活動に対する支援体制を整備し、相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり、発表等の機会の創出、情報収集・発信等を実施する。 本事業を実施することにより、さまざまな障害者が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるようになり、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを見込んでいる。	2023-厚労-22-0757
		239百万円	246百万円				
(34)	発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業 (平成26年度)	29百万円	20百万円	20百万円	-	①発達障害児者支援開発事業 発達障害児者のうち既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害がある者に対する予防・改善のための支援手法の開発等(平成29年度より、発達障害児者地域生活支援モデル事業へ名称を変更し、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。) ②重症心身障害児者支援体制整備モデル事業 重症心身障害児者支援センターにおけるコーディネーターの配置、重症心身障害児者を直接支援する医療・福祉・教育等機関との連携体制の構築、県内関係機関との連絡調整等 (②については、平成29年度より、医療的ケア児支援促進モデル事業へ名称変更。平成31年度より、医療的ケア児等総合支援事業に統合。令和5年度より、こども家庭庁へ移管。) ※予算額については、発達障害児者地域生活支援モデル事業の予算を計上	2023-厚労-22-0751
		10百万円	7百万円				
(35)	就労移行等連携調整事業 (平成27年度)	50,847百万円の内数	50,556百万円の内数	48,911百万円の内数	-	特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者及び一般就労者について、適切なアセスメントを実施し、相談支援事業所や就労系福祉サービス事業所等の支援機関と連携して支援するためのコーディネートを行う一つ、以下の取組を実施する。 ① 一般就労への移行に向けた長期的な支援計画の作成や関係機関との情報共有 ② 支援対象障害者等に対する適切な「働く場」への移行に向けた支援 ③ 適切なアセスメントを実施していくための体制構築や連携体制の構築 働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できる体制整備を行うことにより、地域においてあらゆる活動に参加出来る共生社会の実現に寄与することを見込んでいる。	2023-厚労-22-0751
		50,847百万円の内数	50,556百万円の内数				
(36)	障害福祉サービス等報酬改定影響検証事業費 (平成27年度)	108百万円	119百万円	70百万円	-	障害福祉サービス等報酬改定等の影響について調査・分析することにより、次期報酬改定の検討における基礎資料を得ることを目的とする。	2023-厚労-22-1001
		70百万円	77百万円				
(37)	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 (平成28年度)	22百万円	19百万円	19百万円	-	発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多いかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を都道府県等で実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。(補助率 国：1/2 都道府県・指定都市：1/2)(平成29年度より、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。)	2023-厚労-22-0751

(38)	社会福祉施設等設備災害復旧費補助金 (平成30年度)	150万円	790万円	770万円	-	被災した障害者支援施設等に対し、災害復旧に要する費用を補助することにより、事業再開を支援し、被災地における障害福祉サービス等の確保を図ることを目的とする。(補助率10/10)	2021-厚労-20-0866
		-	180万円				
(39)	工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業 (平成30年度)	-	-	-	-	全国の就労継続支援事業所において、工賃の倍増、賃金の向上、生産活動収入が増加したなど、実際に工賃の倍増等につながった実事例を収集・整理し、それらの事例の経営改善のポイントや支援を整理する。更に、これらの実事例における経営改善の手法も用いた就労継続支援事業所の経営改善支援を都道府県や事業所団体とも連携して実施することで、工賃の倍増等を目指す就労継続支援事業所に対し、経営改善に係る相談・助言・援助等を行い、実際に工賃の倍増等の事例を構築した場合には、その経営改善のポイントを整理・周知することで、全国の就労継続支援事業所における平均工賃・賃金月額の上昇を目指すことを目的としている。	2021-厚労-20-0866
		-	-				
(40)	障害福祉サービス等支援体制整備事業 (平成30年度)	530万円	800万円	370万円	-	都道府県、指定都市及び中核市に対し、以下の事業に係る経費について補助するもの。(補助率:①10/10、②1/2) ① 都道府県等が行う福祉・介護職員処遇改善加算等の取得に係る障害福祉サービス等事業所への助言・指導等の取組を支援し、事業所における加算の新規取得や、より上位区分の加算の取得促進を図る。 ② 障害福祉サービス等情報公表制度に係る都道府県等の審査体制を確保する取組を支援し、制度の円滑な実施を図る。	2023-厚労-22-0782
		520万円	58万円				
(41)	障害者支援施設等の災害時情報共有システム整備事業 (令和元年度)	-	220万円	-	-	災害発生時において、被災施設等への迅速かつ適切な支援(停電施設への電源車の手配等)につなげるため、障害福祉施設等の災害時情報共有システムを構築する。(補助率10/10) これにより、災害発生時における障害福祉施設等の被害状況等を国・地方自治体等が迅速に把握・共有し、被災した施設・事業者への迅速かつ適切な支援につなげることに資するもの。	2023-厚労-22-0786
		-	200万円				
(42)	新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業 (令和元年度)	3,406万円 3,104万円	3,870万円 3,434万円	1,9530万円	-	新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止対策に伴って生じる課題への対応を目的とする。	2023-厚労-22-0785
(43)	障害福祉分野におけるロボット等導入支援 (令和元年度)	5030万円	4590万円	3200万円	-	障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。	2023-厚労-22-0783
		3230万円	1730万円				
(44)	障害福祉分野のICT導入モデル事業 (令和元年度)	5580万円	3420万円	3340万円	-	障害福祉分野におけるICTの活用により、障害福祉現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス等事業所におけるICT導入に伴う経費(1事業所あたり上限100万円)を補助するとともに、当該事業を通じた先駆的な取り組みによりICT導入による生産性向上の取り組みの効果を測定・検証する。(補助率1/2)	2023-厚労-22-0784
		5560万円	80万円				
(45)	〇福(マルフク)連携推進事業 (令和2年度)	170万円	-	-	-	農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、以下の事業を実施する。 ①「林福」「水福」等に取り組んでいる事例の把握・収集 ②「林福」「水福」等の課題の把握・分析を行い、解決策を検討し、取組方法を検討 ③検討結果を踏まえて、モデル事業を実施 ④事例集とマニュアル入れ込んだ農福連携等ガイドブックを作成 ⑤農福連携等推進協議会を開催(事例の発表・ガイドブックの紹介等)	2022-厚労-21-0870
		140万円	-				
(46)	障害福祉関係データベース構築事業 (令和2年度)	1980万円	4780万円	3650万円	-	障害福祉関係データベースの構築に向けて、データベースの構築に必要な要件定義の検討や収集するデータの範囲等の仕様について検討するとともに、当該データベース構築後の運用に係る要件定義やシステム運用後の集計・分析対応等を行う。	- (デジタル庁一括計上予算)
		1550万円	4240万円				
(47)	障害福祉のしごと魅力発信事業 (令和2年度)	150万円	150万円	150万円	-	障害福祉の仕事の魅力を伝え、障害福祉に対するイメージ改善を行い、障害福祉分野への多様な人材の参入促進を図るため、障害福祉分野の仕事の魅力を伝えるためのWEBを通じた情報発信を行うことで、障害福祉の職場について理解を促進する。	2023-厚労-22-0724
		130万円	130万円				
(48)	共同受注窓口を通じた全国的受発注支援体制構築事業 (令和3年度)	160万円	90万円	-	-	就労継続支援事業所の作業等の受注量を確保するため、共同受注窓口に係る以下の取組を行う。 ・ 全国の共同受注窓口の取組事例を収集・整理 ・ 都道府県域を越えた受発注体制モデルの構築 ・ 全国的な受発注の推進につながっている実事例の横展開に向けた周知・広報 ・ 工賃向上計画支援等事業等とも連携した共同受注窓口の機能強化・活性化の実施 ・ 支援を実施した結果、全国的な受発注の推進につながった事例の国への報告	2023-厚労-22-0788
		130万円	90万円				
(49)	意思疎通支援従事者確保等事業 (令和4年度)	-	500万円	400万円	-	意思疎通支援従事者の確保を図ることを目的として若年層に対して意思疎通支援従事者への関心を高め、意思疎通支援事業等の分野への参入促進や意識変容を図るために工夫を凝らした広報・啓発活動の展開及び意思疎通支援従事者を活用して障害者等への支援を行う事業者の情報収集・発信等や、障害者等のICT機器の利用支援を図ることを目的としてICTサポートセンターの活動を支援する拠点の設置等の事業を実施する。	2023-厚労-22-0794
		-	500万円				
(50)	定着支援地域連携モデル事業 (令和4年度)	-	170万円	170万円	-	地域における障害者の就業に伴う生活面の支援ニーズへの対応力を向上させるため、以下の事業を実施する。 ・ 地域の就労定着支援事業所への助言・指導等 ・ 困難事例に対する個別支援の実施 ・ 就労定着支援事業所の取組事例の収集 ・ セミナー等における取組内容の周知・啓発	2023-厚労-22-0792
		-	60万円				
(51)	障害者ピアサポート研修事業に係る指導者養成研修事業 (令和4年度)	-	100万円	100万円	-	障害者の地域移行や地域生活の支援を促進するため、障害者ピアサポート研修事業に係る指導者養成研修を実施することにより、各都道府県、指定都市における障害者ピアサポート研修が円滑に実施されることを目的とする。	2023-厚労-22-0793
		-	100万円				
(52)	障害支援区分認定データ等の障害福祉サービスデータベースへの送信委託費 (令和5年度)	-	-	120万円	-	市町村等は、自立支援給付に要する費用の額に関する地域別・年齢別又は障害支援区分別の状況や、障害者等の障害支援区分の認定における調査に関する状況等に関する状況、障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等に要する費用の額に関する情報を、国民健康保険団体連合会を経由して提供する。	2023-厚労-22-0025

施策の予算額(千円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	政策評価実施予定 時期	令和7年度
	1,829,971,897	1,922,382,648	2,004,576,957		
施策の執行額(千円)	1,815,776,226	1,889,045,038			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明		令和5年3月8日	障害者や難病患者の方々が、地域や職場において、本人の希望に応じて、その方らしく暮らし、働くことができるよう、昨年十二月に成立した障害者総合支援法等改正法の円滑な施行に向けた準備を進めます。また、障害者雇用率を段階的に引き上げるとともに、助成金等を通じた事業主への支援を強化し、障害者の雇用機会の拡大と雇用の質の向上を図ります。	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅷ－1－2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築すること(施策目標Ⅶ－1－2)		担当 部局名	社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課	作成責任者名	精神・障害保健課長 小林 秀幸
	基本目標Ⅶ：障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること					
施策の概要	【1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について】 ○ 我が国の地域精神保健医療福祉については、平成16年9月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心」という理念を明確にし、様々な施策を行ってきた。 ○ その後、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書(平成29年2月)において、新たな政策理念として「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の考え方を基軸とした。これは、精神障害を有する方等の日常生活圏域を基本とし、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すもので、地域共生社会の実現にも資するものである。 ○ 精神保健に関するニーズの多様化に伴い、自殺対策、虐待(児童、高齢者、障害者)、生活困窮者・生活保護、母子保健・子育て支援、高齢・介護、認知症対策、配偶者等からの暴力(DV)等の各分野において、すでに8割以上の市町村が、地域住民の身近な相談窓口として、広く分野を超えて精神保健上の課題を抱えた住民を対象に、相談に対応している状況ではあるが、引き続き身近な市町村で精神保健に関する相談支援を受けられる体制を整備することが重要である。 ○ 精神障害の特性として、疾病と障害とが併存しており、その時々々の病状が障害の程度に大きく影響するため、行政と医療、障害福祉サービス、介護サービス等の多職種・多機関の顔の見える連携を推進し、精神障害者や精神保健上の課題を抱えた者等が、その意向やニーズに応じ、身近な地域で切れ目なくこれらのサービスを利用し、安心して暮らせるようにする体制を構築する必要がある。このために、地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る14事業メニューから構成される「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」や「多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業」を実施。 ○ また、精神障害者や精神保健上の課題を抱えた者等が、その疾患について周囲の理解を得ながら地域の一員として安心して生活することができるよう、精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進することは、最も重要な要素の一つであり、態度や行動の変容までつながることを意識した普及啓発の設計が必要であることから、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した「心のサポーター養成事業」や普及啓発に係る事業(「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」のメニューの一つ)を実施。 ○ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の全国的な実現に向けた具体的かつ実効的な仕組み、体制等について検討するため「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」を令和3年10 月より開催しており、今後の方向性や取組について、令和4年6月にとりまとめたところ。 【2. 依存症対策について】 ○ アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策については、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などに取り組んでいる。					
施策を取り巻く現状	・ 新型コロナウイルス感染症の流行により、入院している精神障害者の地域移行や早期退院を支える自治体における業務の逼迫や、感染防止対策により地域での生活を支えるサービスの円滑な利用が困難になったことなどによって、長期入院患者数等の実績に影響が生じたと考えられるが、一方で、コロナ5類移行となった今後は実績が改善していくことも期待できる。現在、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第7期障害福祉計画の策定を進めているところ、同計画において新たに定められる目標値を踏まえ、更に取組を進展させていく必要がある。 ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、目標値を例年達成していることから、退院後の精神障害者の地域での生活を支える仕組みづくりが有効に機能している状況と考える。 ・ 依存症の特性として、本人は病気が進行しても自認しにくく、自ら専門治療等に結びつきにくいと言われているところ、患者数が多く、また、支援の取組が最も進められているアルコール依存症でも、生涯経験者数(推計)は54万人であるのに対し、依存症の受診患者数(2020年)は約10.2万人(外来)、約2.8万人(入院)と乖離があるなど、多くの方が支援を必要としつつ、適切な支援につながらない可能性が指摘されている。また、他の依存症も、同様の状況にある。					
施策実現のための課題	1	誰もが安心して地域で生活できる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を引き続き推進していくために、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備し、行政と医療、障害福祉サービス、介護サービス等の多職種・多機関の顔の見える連携に向けた取組が必要である。				
	2	メンタルヘルスの不調や精神疾患は、誰もが経験しうる身近なものであるが、本人やその周囲にいる人が支援や医療の必要性に気づきにくく、理解しづらい場合や、不調に気が付いた際にも、気づいていても相談のしづらさを感じたり、どこに相談して良いか分からない場合があるため、メンタルヘルスに関する正しい情報を発信する等、行動変容を伴う普及啓発が必要である。				
	3	・ 依存症は、その疾病の特性から、誤解や偏見もあり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながらず、十分な治療・支援を受けられていない場合があるといった課題がある。このため、イベント等の開催やHP、SNSでの発信等を通じて依存症に関する正しい理解や相談窓口について普及啓発を行うことにより、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながるようにすることが必要。 ・ 依存症の相談拠点の設置、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定と、それらの医療機関での治療を中心とした切れ目のない支援が必要である。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進		精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようには、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に寄与すると考えられるため。		
	目標2 (課題2)	地域住民のメンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解の普及		メンタルヘルスや精神疾患に関する普及啓発を推進することは精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの最も重要な要素と考えられるため。		
	目標3 (課題3)	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症対策の推進		都道府県等における相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備を行うほか、地域における関係機関の連携強化や民間団体への支援等を推進することで、地域の支援体制の構築を図り、依存症に悩む方の支援を充実していくことが重要であるため。		

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	(第6期障害福祉計画による)入院1年以上の長期入院患者数(アウトカム)	17.2万人	平成30年度末	15.3万人	令和5年度	-	14.6～15.7万人	-	-	15.3万人	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指しているが、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、本指標を選定した。	・目標値は、障害福祉計画によって示される目標値と一致するように設定した。 ・実績値については、「患者調査」から引用しているが、調査の性質上、3年ごとに算出されるため、年度毎の実績は記載できない。
②	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野36】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	316日	令和元年度	前年度以上	毎年度	-	316日以上	-	-	316日以上	退院後の精神障害者の地域での平均生活日数を測定指標とすることで、精神障害を抱える者も地域の中で支援を受けながら生活できているという状況を測る要素の1つであることから、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築の進捗状況を反映する指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	目標値は、第5期、第6期障害福祉計画と合致させた。
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	精神障害者措置入院等(昭和25年度等)	5,834百万円	5,780百万円	5,680百万円	-	① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により措置入院及び緊急措置入院させた精神障害者の入院に要する費用について、都道府県又は指定都市が負担した費用から、精神障害者又は扶養義務者の費用負担能力に応じて徴収する一部負担金の額を控除した額について、3/4を国庫負担する制度。 ② 沖縄の本土復帰の際、琉球政府当時の精神衛生法第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担によって精神障害者の医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合の医療費につき、沖縄県が支弁した費用の8/10を補助する制度。 精神障害者に対する適切な保健福祉サービスが提供される支援体制の整備として、自傷・他害の恐れのある精神障害者を入院措置し、医療を行うための費用を負担することにより、自傷・他害の恐れのある精神障害者の保護・医療の提供を滞りなく行う効果があると見込んでいる。 また、琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が、本土復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合に、医療費負担の特別措置を講じることにより、沖縄県の本土復帰に伴い、制度の円滑な実施を図る効果があると見込んでいる。						2023－厚労－22－0762
(2)	精神障害者保健福祉対策(平成12年度等)	2,701百万円	2,652百万円	2,514百万円	1.2	緊急な医療を要する精神障害者等が迅速かつ適切な医療を受けられるようにするため、都道府県又は指定都市が行う精神科救急医療体制の整備に必要な費用を補助する。また、精神障害者の保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉センターが行う特定相談事業等や精神医療従事者等に対するこころの健康づくり等に関する研修事業に必要な補助・負担をする。(補助率:1/3～定額) 精神科救急医療体制の整備の推進により、精神疾患の症状悪化に対し迅速に適切な医療を提供することが可能となり入院期間が短縮されることで長期入院精神障害者の減少が見込まれる。						2023－厚労－22－0763
(3)	精神障害者社会復帰調査研究等事業(平成15年度)	203百万円	201百万円	168百万円	-	① 精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進めるため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を新たな政策理念として位置づけ、取組を推進する。 具体的には、平成29年度から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるにあたり、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制の構築が重要であるため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」において、都道府県等においてモデル障害保健福祉圏域を設定し、モデル圏域内の保健・医療・福祉関係者に対して、地域包括ケア推進の実践経験を有するアドバイザーによる技術的支援を行う。						2023－厚労－22－0747
(4)	心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費等(平成17年度)	17,389百万円	17,827百万円	18,321百万円	-	医療観察法に基づき、入院決定又は通院決定を受けた者に対し、法に基づく医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関(指定医療機関)に委託して医療を実施しており、その医療に必要な経費を10/10国が負担する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。						2023－厚労－22－0765
(5)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関整備等(平成17年度)	2,167百万円	1,556百万円	1,477百万円	-	医療観察病棟建設予定の都道府県、特定独立行政法人等を対象に、施設整備事業費(新病棟、改修病棟)、設備整備事業費(医療観察病棟に必要な医療機器、医療用器具など)を負担するとともに、指定入院医療機関の運営(医療観察病棟運営経費、入院対象者移送費、医療観察病棟開設準備経費など)に必要な経費を10/10国が負担する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の整備費および運営にかかる経費を国が負担することで、適切な医療を実施し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。						2023－厚労－22－0766
(6)	心神喪失者等医療観察法人人材養成研修(平成17年度)	40百万円	40百万円	34百万円	-	①指定医療機関従事者研修 指定医療機関に従事予定の医師、臨床心理技術者、看護師、精神保健福祉士(PSW)、作業療法士(OT)への研修。 ②精神保健判定医等養成研修 精神保健判定医、精神保健参事員候補者、地域福祉職員となる予定の者への研修。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の医療従事者等へ研修を行い、関係職種の育成と資質の向上を図ることで、適切な医療を提供し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。						2023－厚労－22－0767

2023-厚劳-22-0767

達成目標3について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準年度	目標年度			年度ごとの実績値									
令和元年度	令和2年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度									
6	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に係る相談拠点機関、専門医療機関、治療拠点機関をいずれも設置する都道府県、指定都市数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	34自治体	令和2年度	67自治体	令和5年度	-	67自治体	67自治体	67自治体	67自治体	地域における依存症の支援体制を構築するため、医療体制とともに、相談支援体制の整備も進めており、その整備状況を把握するため、測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	令和5年度の目標値は、昨年度と同様に全ての都道府県・指定都市で設置すること目標として、67自治体と設定した。なお、この目標水準は新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同水準である。			
○7	精神保健福祉センター及び保健所の依存症に関する相談件数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	34,249件	平成28年度	直近3カ年の平均値	毎年度	34,627件	37,047件	39,652件	40,125件	直近3カ年の平均値	地域における依存症の支援体制を構築するため、医療体制とともに、相談支援体制の整備も進めており、その活用状況を把握するため、測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	各年度の目標値は、直近3カ年の平均値とした。			
8	依存症専門医療機関における新規受診患者数 (アウトカム)	11,747人	平成30年度	直近3カ年の平均値	毎年度	-	-	15,181人	17,394人	直近3カ年の平均値	地域における依存症の支援体制を構築するため、専門的な医療機関による体制整備を進め、適切な支援としての専門医療につながることができるよう取組を進めているところ、適切な支援につながった結果に該当するものとして、当該専門医療機関の利用状況を測定指標として選定した。	各年度の目標値は、直近3カ年の平均値とした。			
○9	普及啓発イベント・シンポジウムの開催回数 (アウトプット)	3回	平成30年度	直近3カ年の平均値	毎年度	-	-	4回	4回	直近3カ年の平均値	依存症に関する正しい知識と理解について一般国民等への普及啓発を進めるに当たり、その取組の状況を測定指標として選定した。	各年度の目標値は、直近3カ年の平均値とした。			
達成手段3 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号			
(13)	精神障害者保健福祉対策(うち依存症対策地域支援事業) (平成29年度)	2,701百万円の内数	2,652百万円の内数	2,514百万円の内数	6,7	アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症への対策として、都道府県・指定都市等において、依存症の医療・相談の拠点整備や人材育成を推進するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築を図り、地域の支援体制の整備を推進する。						2023-厚労-22-0764			
		370百万円	379百万円												
(14)	精神障害者社会復帰調査研究等事業 (平成15年度)	203百万円の内数	201百万円の内数	168百万円の内数	6～9	依存症の方やその家族が、早期に相談機関や医療機関等につながり必要な治療・支援が受けられるよう、依存症に関する正しい知識と理解についての普及啓発を行う。						2023-厚労-22-0747			
		55百万円	68百万円												
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和5年度		
		264,311,138				270,976,399				280,313,319					
施策の執行額(千円)		263,151,804				269,339,148									
施策に係る内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称							年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説							令和3年3月5日		(地域共生社会、障害者支援等) 障害のある方々が自らの望む地域生活を営むことができるよう、日常生活の支援、グループホームの整備、精神障害のある方々への包括的な支援体制の構築などに取り組むとともに、労働施策と福祉施策において切れ目のない支援を目指します。 (中略) 依存症対策について、医療・相談体制の整備や民間団体の活動支援等に取り組むほか、薬物乱用防止対策にも関係省庁とともに引き続き取り組んでまいります。				
		第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説							令和4年2月25日						
											障害福祉施策については、障害者の地域における自立した生活の支援や、雇用と福祉の連携による就労支援の推進、地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現等について、関係審議会で議論を進めるとともに、発達障害者や医療的ケア児への支援、難聴対策の推進等に取り組めます。 (中略) また、依存症対策や薬物乱用防止対策にも引き続き取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症にも対応した心のケアを進めてまいります。				

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(区-1-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること(施策目標Ⅹ-1-1) 基本目標Ⅹ:高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1:老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること			担当 部局名	年金局	作成責任者名	総務課長 小野 俊樹 年金課長 若林 健吾 数理課長 佐藤 裕亮 首席年金数理官 村田 祐美子 事業企画課長 樋口 俊宏 事業管理課長 水野 忠幸		
施策の概要		本施策は、以下を柱に実施している。 1. 公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づいて成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。また、定期的に公的年金制度の財政状況を検証することで、将来世代にわたり持続可能な公的年金制度の構築を目指している。 2. 政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされており、同法に基づき、厚生労働大臣が定める日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)や日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて、計画的に公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としている。 令和元年(2019)年度からは、第3期中期目標(対象期間:平成31年4月1日～令和6年3月31日)及び中期計画に基づいて業務を実施している。								
施策を取り巻く現状		直近の公的年金制度の適用状況については、被保険者数は全体で6,729万人(2021(令和3)年度末)であり、全人口の約半数にあたる。 国民年金の被保険者の種別ごとの人数については、第2号被保険者等 が4,535万人(2021年度末)と全体の約67%を占めており、自営業者や学生等である第1号被保険者が1,431万人、第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者は763万人(2021年度末)となっている。被保険者数の増減について見てみると、第2号被保険者等は対前年比22万人増で、近年増加傾向にある一方、第1号被保険者や第3号被保険者はそれぞれ対前年比18万人、30万人減で、近年減少傾向にある。 公的年金制度の給付の状況については、全人口の約3割にあたる4,023万人(2021年度末)が公的年金の受給権を有している。高齢者世帯に関してみれば、その収入の約6割を公的年金等が占めている。								
施策実現のための課題		1	終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えるため、持続可能な公的年金制度等を構築することが課題である。							
		2	公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、国民生活の安定に寄与することが課題である。							
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由			
		目標1 (課題1)	公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する。					社会経済の変動に対応し持続可能な公的年金制度等を構築するためには、継続的な検証及び改善が必要なため。		
		目標2 (課題2)	公的年金制度の適切な事業運営を図る。					国民生活の安定に寄与するためには、公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことが必要なため。		
達成目標1について										
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	令和6年財政検証の実施や、検証結果等を踏まえて行う制度改正に向けた検討(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 ³⁹⁾ 】	-	-	令和5年度					財政検証及び制度改正を行うために必要となる有識者等による議論・検討	令和6年財政検証やその検証結果等を踏まえて行う制度改正については、その前提となる人口や経済の見通し等の設定や持続可能な年金制度の在り方等に関し、有識者を交えた議論・検討を経て行う必要があるため、当該目標値を設定した。

2	「公的年金シミュレーター」のアクセス件数(アウトプット)	-	-	公的年金シミュレーターのアクセス件数の増加を図る	令和5年度					公的年金シミュレーター運用開始初年度(令和4年度)を上回るアクセス件数(220万件)	・ 持続可能な年金制度の構築のためには、年金制度を分かりやすく周知するだけでなく、将来の受給可能な年金額がどの程度なのかを示し、公的年金制度の信頼を高めることが必要である。 ・ 年金広報の取り組みの1つとして、令和4年4月に「公的年金シミュレーター」の運用を開始した。「公的年金シミュレーター」は、ねんきん定期便に記載されている二次元コードをスマホで読み取ることで、将来の年金受給見込額を簡便に試算できるWEBサイトである。「公的年金シミュレーター」のアクセス件数を増やし、より多くの国民が将来の年金受給見込額を試算することは、公的年金制度の信頼を高める上で重要な意義を持つと考えられるため、当該指標を選定した。	「公的年金シミュレーター」は、ねんきん定期便に記載される二次元コードからのアクセスが大半を占めている。この二次元コードは、令和4年度分のねんきん定期便から付与されているものであり、運用開始年度である令和4年度のアクセス件数を基準として当該目標値を設定した。
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
3	年金教育の実施					3,834回	2,125回	3,077回	3,488回		将来世代に対して、公的年金制度の仕組みや理念について年金教育を行うことにより意識改革を図ることで、保険料納付の促進につながるなど、公的年金制度の持続可能性の確保に寄与するため。 (参考) 平成28年度実績: 3,467回、平成29年度実績3,650回、平成30年度実績: 3,993回	
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	公的年金制度の持続可能性確保に必要な経費 (昭和17年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野③】	1.74億円	—	—	-	・ 国民年金及び厚生年金保険の財政状況について、5年ごとに保険料、国庫負担額及び給付費等の検証を実施するため、財政検証システムを改修。「財政の現況及び見通し」を作成し、公表を行う。 ・ 検証の結果等を踏まえ、公的年金制度の持続可能性の確保や現行の公的年金制度の改善に向けた企画立案により、国民に信頼される公的年金制度を構築することができる。 ・ なお、本経費は令和4年度以降デジタル庁に移管されているため、令和4年度及び令和5年度に係る予算額等の記載は「—」としている。						—
		1.42億円	—									
(2)	公的年金財政検証関係経費 (平成13年度)	0.14億円	—	—	-	・ 社会保障審議会年金数理部会の審議に資するために公的年金財政評価システムを改修し、年金数理部会において、毎年度の財政状況等の分析・評価と財政検証における検証(レビュー)の支援を行う。 ・ 厚生年金(厚生年金の実施機関たる共済組合等を含む)、国民年金の年金財政について、安定性、公平性の確保に関し、年金数理的な視点から統一的な検証を行うことができる。 ・ なお、本経費は令和4年度以降デジタル庁に移管されているため、令和4年度及び令和5年度に係る予算額等の記載は「—」としている。						—
		0.14億円	—									
(3)	年金生活者支援給付金の支給に必要な事務費 (平成25年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野③】	81.88億円	75.99億円	72.14億円	-	・ 高齢、障害、遺族の各支援給付金の対象となる方に給付金を確実に支給するため、日本年金機構、市町村等における支給事務に係る交付金等の支給を行う。						2023-厚労-22-0799
		73.97億円	70.57億円									
(4)	年金生活者支援給付金の支給に必要な経費 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野③】	5,220.5億円	5,235.1億円	5,242.3億円	-	・ 年金を含めても所得が低く、経済的な支援を必要としている者に対し、年金に上乗せて年金生活者支援給付金を支給する。						2023-厚労-22-0812
		3,836.1億円	3,840.7億円									

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
4	国民年金の現年度納付率 (アウトプット)	65.0%	平成28年度	前年度実績以上の納付率を確保する	令和5年度	前年度実績から1.0ポイント程度以上(69.1%)の水準	前年度実績から1.0ポイント程度以上(70.3%)の水準	前年度実績より令和元年度から2.0ポイント程度(71.6%)の水準	前年度実績より令和2年度から2.0ポイント程度(74.0%)の水準	前年度実績以上の納付率を確保する	国民年金保険料の納付率を向上させることが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、それを指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和54年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典: 日本年金機構中期計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/chukikeikaku.html 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/nendokeikaku/index.html (参考) 平成27年度実績: 63.4%、平成28年度実績: 65%、平成29年度実績: 66.3%、平成30年度実績: 68.1%	左記のとおり

5	厚生年金保険等の適用の状況 (アウトプット)	115,105	平成28年 度	70,00事業 所	令和5年度	適用目標 事業所数: 80,000事 業所	適用目標 事業所数: 82,000事 業所	適用目標 事業所数: 88,000事 業所	適用目標 事業所数: 80,000事 業所	適用目標 事業所数: 70,000事 業所	厚生年金保険の適用される事業所を把握するとともに、把握した事業 所へ加入指導を行うことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要で あるため、それを指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定め ている目標値を令和54年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第 109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその 業務運営を担うこととされている。 ※出典: 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/nendokeikaku/index.html (参考) 平成27年度実績: 92,550事業所、平成28年度実績: 115,105事業 所、平成29年度実績: 99,064事業所、平成30年度実績: 100,727事業所	左記のとおり
6	年金給付事務の所要日数の目標(「サー ビススタンダード」)の達成率 (アウトカム)	①95.9% ②91.7%	平成28年 度	90%以上 ①高齢厚生 年金 ②障害厚生 年金	令和5年度	90%	90%	90%	90%	90%	年金事務所などで請求書を受け付けてからお客様に年金証書が届くま での標準的な所用品数をサービススタンダードとして定め、その達成状 況の改善に取り組むことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要で あるため、それを指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定め ている目標値を令和54年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第 109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその 業務運営を担うこととされている。 ※出典: 日本年金機構中期計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/chukikeikaku.html 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/nendokeikaku/index.html (参考) 平成27年度実績: ①94.1% ②90.1%、平成28年度実績: ①95.9% ②91.7%、平成29年度実績: ①88.2% ②85.0%、平成30年度実績: ① 92.2% ②88.5%	左記のとおり
7	「ねんきんネット」の利用者拡大 (アウトプット)	457万件	平成28年 度	「ねんきん ネット」の 利用者の 拡大を図る	令和5年度	前年度の 増加実績 (95万件) を上回る 取得件数	前年度の 増加実績 (107万件) を上回る 取得件数	「ねんきん ネット」の 利用拡大 を図る(ID 取得件数)	「ねんきん ネット」の 利用者の 拡大を図 る(利用者 数)	「ねんきん ネット」の 利用者の 拡大を図 る(利用者 数)	「ねんきんネット」で年金記録の確認や年金の手続が行われる環境を 整備することが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、 それを指標として選定し、「ねんきんネット」の利用者の拡大を図るこ とを日本年金機構の年度計画で令和4年度の目標として定めていること を踏まえ、令和4年度の目標としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第 109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその 業務運営を担うこととされている。 ※出典: 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/nendokeikaku/index.html (参考) 平成27年度実績: 418万件、平成28年度実績: 457万件、平成29 年度実績: 527万件、平成30年度実績: 622万件	左記のとおり
8	未統合記録の解明件数 (アウトプット)	3,145万件	平成28年 度	未統合記 録の解明・ 統合を図る	令和5年度	未統合記 録の解明・ 統合 (5,095万 件)を図る	未統合記 録の解明・ 統合 (5,095万 件)を図る	未統合記 録の解明・ 統合 (5,095万 件)を図る	未統合記 録の解明・ 統合を図 る	未統合記 録の解明・ 統合を図 る	未統合記録の解明・統合を図り、一人でも多くの方の記録の回復につ ながっていくことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、 それを指標として選定し、年金記録の確認等の対応を行うことを日本年 金機構の年度計画で令和4年度の目標として定めていることを踏まえ、 その確認等の対応の結果として未統合記録の解明・統合を図ることを 令和4年度の目標としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第 109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその 業務運営を担うこととされている。 ※出典: 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/nendokeikaku/index.html (参考) 平成27年度実績: 3,110万件、平成28年度実績: 3,145万件、平 成29年度実績: 3,192万件、平成30年度実績: 3,234万件	左記のとおり

達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額 執行額	予算額 執行額					
(5)	保険給付に必要な経費(年金特別会計厚生年金勘定) (昭和17年度)	240,508.9 億円 234,567.6 億円	240,738.6 億円 234,395.2 億円	245,375.8 億円	6	・労働者の老齢・障害又は死亡について、労働者及び遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、被保険者・事業主が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、厚生年金の給付を行う。	2023-厚労-22-0802	
(6)	福祉年金給付に必要な経費 (昭和34年度)	0.2億円 0.0億円	0.1億円 0.0億円	0.1億円	6	・老齢による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため、国庫負担金等を財源として、老齢福祉年金の給付を行う。	2023-厚労-22-0804	
(7)	国民年金給付に必要な経費 (昭和36年度)	3,606.3億円 2,964.5億円	3,208.1億円 2,475.8億円	2,893.5億円	6	・老齢・障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため、第1号被保険者が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、国民年金の給付を行う。	2023-厚労-22-0801	
(8)	社会保険オンラインシステムの運用等に必要な経費 (昭和48年度)	429.9億円 409.0億円	426.1億円 408.1億円	641.9億円	4,5,6	・年金事務所等における届出・請求等に関する事務処理を正確かつ迅速に実施できるように、日本年金機構本部と年金事務所等を通信回線で接続した電子情報処理組織(社会保険オンラインシステム)の適正な運用等を行う。	2023-厚労-22-0807	
(9)	基礎年金給付に必要な経費 (昭和61年度)	264,369.4 億円 240,926.2 億円	271,092.8 億円 241,967.8 億円	283,725.9 億円	6	・老齢・障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため、厚生年金・国民年金・共済組合等からの拠入金等を財源として、基礎年金の給付を行う。	2023-厚労-22-0800	
(10)	存続厚生年金基金等給付費等負担金に必要な経費 (昭和61年度)	5,231.3億円 2,319.8億円	3,581.0億円 2,536.2億円	4,500.5億円	6	・存続厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金給付(代行給付)の費用について、法律改正による国庫負担の廃止や代行給付を行うのに必要な保険料率(免除保険料率)の対象給付の範囲が見直されたことに伴い、免除保険料の手当する給付費部分と存続厚生年金基金等が給付する部分との差が生じることから、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)」に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、存続厚生年金基金等の支給する老齢年金給付に要する費用の一部負担金を交付(9月・3月)する。 ・予定利率の低下や死亡率の改善により過去の加入期間について給付債務が増大するが、増大した債務については免除保険料率に反映していないことから、厚生年金本体の財政状況を考慮したうえで、事後的に厚生年金本体から存続厚生年金基金等に対して財源手当を行う必要があるため、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号)等に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、責任準備金相当額が、過去期間代行給付現価額を下回っている場合に、当該下回っている額の一部負担金を交付(3月)する。	2023-厚労-22-0803	
(11)	社会保険オンラインシステムの見直しに必要な経費 (平成17年度)	293.5億円 190.5億円	244.8億円 158.0億円	390.3億円	4,5,6	・経過管理・電子決裁、統計・業務分析等の制度共通の事務処理機能をフェーズ1、年金制度に基づく適用・徴収等の業務機能をフェーズ2として、年金制度改正等の状況や現行業務・システムの実情を踏まえ、要件の妥当性等を確認しながら、適宜必要な見直しを図りつつ、段階的にシステム開発等を進める。	2023-厚労-22-0808	
(12)	日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構運営費交付金) (平成21年度)	1062.5億円 1062.5億円	1039.2億円 1039.2億円	1038.6億円	4,5,6,7,8	・日本年金機構における人件費、一般管理費、年金記録問題対策経費にかかる資金について交付するもの。	2023-厚労-22-0809	
(13)	日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構事業運営費交付金) (平成21年度)	2081.1億円 2081.1億円	2027.5億円 2027.5億円	2034.9億円	4,5,6	・日本年金機構が行う厚生年金保険事業及び国民年金事業における①適用の促進、②保険料等収納対策の推進、③年金給付の迅速な決定及び正確な支給、④オンラインシステム運用及び見直しの取り組み、⑤年金相談の充実・情報提供の推進、のために必要な資金を交付する。	2023-厚労-22-0810	
(14)	ねんきん定期便 (平成21年度)	44.2億円 44.2億円	43.6億円 43.6億円	45.9億円	7	・国民年金及び厚生年金保険の現役加入者に、毎年、保険料納付実績や将来の年金の給付に関する情報を分かりやすい形でお知らせする。 具体的には、①年金加入期間、②年金見込額、③保険料の納付額、④年金加入履歴、⑤国民年金の月毎の納付状況、⑥厚生年金保険の月毎の標準報酬月額・標準賞与・保険料納付額を記載。(節目年齢(35歳、45歳、59歳)の方には全期間の状況を封書で、その他の年齢の方には直近の1年間の状況をハガキでお知らせする。)	2023-厚労-22-0811	
(16)	公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(保険料納付手数料等) (平成22年度)	23.2億円 23.2億円	30.6億円 23.8億円	35.3億円	4,5,6	・国民年金事業、厚生年金保険事業における保険料収納対策の推進のため、納めやすい環境の整備を行う。具体的には、被保険者や事業主の納付の利便性を向上させ、かつ、保険料徴収を確実にするため、国民年金の保険料については、金融機関等における口座振替納付、コンビニエンスストア等の窓口における保険料収納及びクレジットカード会社における立替納付事務等、厚生年金保険の保険料については、金融機関等における口座振替納付を実施しており、それぞれ、所定の手数料を支払っている。	2023-厚労-22-0805	
(17)	公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(国民年金等事務取扱交付金等) (平成22年度)	143.8億円 128.4億円	139.0億円 128.0億円	140.0億円	4	・主に国民年金事業の推進のため、市区町村に対して協力・連携事務に要する費用について国民年金等事務費交付金の交付を行う。具体的には、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進、保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載、所得情報の提供など所定の単価に基づき事務費等交付金を支払うことにより、市町村事務を円滑に行うとともに、被保険者へのサービスの向上を図る。	2023-厚労-22-0806	
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度		政策評価実施予定 時期	令和4年度
		52,309,844,788			52,788,344,593			
施策の執行額(千円)		48,862,900,832			48,911,484,260			
施策に係る内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明			令和5年3月8日		年金制度については、被用者保険の更なる適用拡大や公的年金制度の所得再分配機能の強化、資産所得倍増プランを踏まえた個人型確定拠出年金等の私的年金制度の見直し等について検討を進めます。	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅸ－1－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		高年齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること(施策目標Ⅸ－1－2) 基本目標Ⅸ:高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1:老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること		担当 部局名	年金局企業年金・個人年金課	作成責任者名	企業年金・個人年金課長 大竹 雄二					
施策の概要		○ 私的年金制度の普及・拡大を進め、公的年金と相まって国民の高齢期における所得保障の重層化を図るため、法令改正等の必要な制度改善に取り組むとともに、法令の適正な施行等、制度の適切な運営を図ること。 (参考)関連法令:確定拠出年金法(平成13年法律第88号)、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号) 等 ○ DCの拠出限度額について、全てのDBの掛金額を一律評価している現状を改め、以下のとおりDBごとの掛金額の実態を反映して公平できめ細かな算定方法に改善を図ることが令和2年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正の大綱に盛り込まれ、関係法令の整備を行った。 ①DB制度の加入者の企業型DCの拠出限度額(現行:月額2.75万円)を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額とする。(令和6年12月施行予定) ②DB制度の加入者のiDeCoの拠出限度額(現行:月額1.2万円)を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額及び企業型DCの掛金額を控除した額(月額2万円を上限)とする。(令和6年12月施行予定) ○ 「資産所得倍増プラン」(令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)において、 ①iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げること、 ②iDeCoの拠出限度額の引上げや受給開始年齢の上限引き上げについて2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得ること、 ③iDeCoの各種手続きの簡素化等を行うこと とされたことを踏まえ、社会保障審議会企業年金・個人年金部会で議論を進めている。(「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」(令和5年6月16日閣議決定)にも、同主旨の記載)										
施策を取り巻く現状		私的年金制度は、加入者数が継続的に増加しており、高齢期の資産形成のために活用が進んでいる。 さらに、 ・働き方・ライフコースの多様化、転職者の増加、高齢期の就労拡大・多様化 ・生産年齢人口の急減とそれに伴う人手不足の深刻化 ・高齢期の長期化による資産形成への意識・機運の高まり ・高齢期の長期化とそれに伴う老後生活へのニーズの多様化 等の経済・社会が変化していることを背景に、様々な働き方やライフコースの選択に対応し、国民の豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築が求められている。										
施策実現のための課題		1	老後生活の基本を支える機能を有する公的年金をベースに老後生活の多様なニーズに応える私的年金についても、更に多様化する高齢者のニーズに応えられるよう、その充実と普及を図っていくことが必要となっている。引き続き、中小企業向けの企業年金制度やiDeCoの普及推進、企業年金制度のより適切かつ安定的な運営等が課題であり、さらなる私的年金の普及・拡大に向けた取組を進めていく必要がある。									
課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由						
		目標1	企業年金制度やiDeCo等の周知・広報に取り組むとともに、制度改善についても検討を行い、私的年金の普及・拡大を図る。				私的年金の普及・拡大を図るためには、国民の高齢期の所得保障に確実に資するような制度設計及び制度運営が必要なため。					
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○1	確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金の加入者数(延べ人数) (アウトプット)	1,412万人	平成27年度	2,085万人	令和5年度	1,835万人	1,904万人	1,958万人	2,035万人	2,085万人	高齢期における個人の所得確保を図るため、私的年金の普及・拡大が課題であり、加入者数を増加させることが重要であるため、確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標とした。	平成24～28年度の増分を平準化した場合、毎年度50万人弱ペースで加入者数が増加していることを踏まえた目標としている。 なお、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の施行後、厚生年金基金は新設することが認められていないことから、厚生年金基金の加入者は算定の対象としていない。 (参考)平成27年度実績:1,412万人、平成28年度実績:1,492万人、平成29年度実績:1,671万人、平成30年度実績:1,785万人
					1,854万人	1,908万人	1,985万人	集計中 (R5年12月頃公表 目途予定)				
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
2	企業年金(DB,企業型DC)の加入者数(延べ人数)					1,663万人	1,680万人	1,712万人	集計中 (R5年12月頃公表 目途予定)		確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標としていところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、その内訳である制度ごとの加入者数を参考指標とすることが有益であるため。	
3	iDeCoの加入者数					156万人	194万人	239万人	290万人		確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標としていところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、その内訳である制度ごとの加入者数を参考指標とすることが有益であるため。	
4	国民年金基金の ①加入者数②国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者の合計数(※)に対する加入者数の割合 (※)農業者年金基金被保険者、国民年金保険料免除者、学生納付特例者を除く。					①35万人 ②3.98%	①34万人 ②3.97%	①34万人 ②4.06%	集計中 (R5年12月頃公表 目途予定)		確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標としていところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、その内訳である各制度ごとの加入者数及び加入割合を参考指標とすることが有益であるため。	

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額 執行額	予算額 執行額						
(1)	企業年金等の健全な育成に必要な経費 (昭和40年度)	0.49億円	0.34億円	0.17億円	1	企業年金等の健全な育成を図るため、次の事業を行う。 ①企業年金等の業務報告書集計 法令に基づき、基金又は事業主から提出される業務報告書等の集計を行う。 ②企業年金制度等の調査研究 将来の企業年金制度等の在り方について検討を行う。 ③企業年金制度等の周知 企業年金制度等に関しては、最新の制度改正事項に特に重点をおきながら周知を行う。 以上のような事業から、企業年金等の報告のとりまとめや関係者との意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度改善や普及・拡大に努めることで、企業年金等の健全な育成に寄与する。	2023-厚労-22-0814		
		0.09億円	0.08億円						
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和4年度
		48,631		34,344		17,347			
施策の執行額(千円)		8,959		8,183					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		「経済財政運営と改革の基本方針2023」			令和5年6月16日		第2章 新しい資本主義の加速 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成) 2,000兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、家計の賃金所得とともに、金融資産所得を拡大することが重要であり、iDeCo(個人型確定拠出年金)の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて2024年中に結論を得るとともに、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的な拡充・恒久化、金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」を実行する。加えて、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する。		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(X-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること(施策目標X-1-2) 基本目標X：高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1：高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること	担当 部局名	老健局総務課 健康・生活衛生局健康課	作成責任者名	総務課長 山口 高志 健康課長 山本 英紀
施策の概要	○ 介護保険制度には、保険者である市町村が、地域の高齢者全般を対象に、地域で必要とされているサービスを提供する「地域支援事業」という仕組みがあり、生活支援サービスは、地域支援事業に位置付けられ、市町村が中心となり、要支援者や要介護状態等となるおそれのある高齢者を対象に、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスと日常生活支援に資するサービスを総合的に実施できる、介護予防・日常生活支援総合事業として実施されてきた。 ○ 地域支援事業については、平成26年の介護保険法(平成9年法律第123号)の改正により、平成27年4月から平成29年4月までに、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村が行う総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参加する多様なサービスを総合的に提供する仕組み(以下「新しい総合事業」という。)へと見直しを行った。 ○ 新しい総合事業は、一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業に分かれる。このうち一般介護予防事業は、すべての65歳以上の高齢者を対象としている。住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等による自立支援に資する取組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すものである。 ○ 介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者や基本チェックリスト^{※1}該当者等を対象としている。要支援者や事業の対象者の多様な生活支援ニーズに対応するため、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを事業の対象として支援するものである。事業は大きく分けて4つに分類される。 ※1 高齢者が自身で生活機能に低下があるかどうかチェックする質問リストのこと。 ①掃除・洗濯等の日常生活場の支援を訪問により提供する「訪問型サービス」 ②機能訓練や集いの場等への通所により日常生活上の支援を提供する「通所型サービス」 ③栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守り等の提供を行う「その他の生活支援サービス」 ④これらの新しい総合事業によるサービス等が適切に提供されるよう調整する「介護予防ケアマネジメント」 ○ 少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病を予防するとともに、社会生活を営む機能を高齢になっても可能な限り維持していくことが重要である。そのため、「21世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」^{※2}においても、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標の中で、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるためには、高齢者の健康に焦点を当てた取組みを強化する必要があることを指摘している。 ※2 健康増進法(平成14年法律第103号)第7条第1項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針。対象期間は、平成25年度から概ね10年間。				
施策を取り巻く現状	1. 介護保険制度をとりまく状況 ・ 65歳以上の高齢者数は2042年にピークを迎える見込み(3,935万人)。 ・ 要介護認定率及び一人当たり介護給付費が特に高い85歳以上人口は、2035年頃まで一貫して増加。 ・ 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加(2025年には約700万人との推計)。 ・ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみ世帯の増加(2040年に31.2%との推計)。 ・ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。 ・ 高齢者の生活機能は、75歳以上で急速に低下。身の回りの動作等は維持されていても、買い物、外出等の生活行為ができなくなる傾向。 2. 日常生活支援や介護予防 ・ 単身世帯等の増加、支援を必要とする軽度の高齢者の増加の中、高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に取り組んでいる。 2-1 生活支援・介護予防サービス提供体制(介護予防・日常生活支援総合事業等) ・ 従前相当サービスを実施している市町村は、訪問型で1,607市町村(92.3%)、通所型で1,611(92.5%)。従前相当サービス以外の多様なサービスをいずれか実施している市町村は、訪問型で1,106市町村(63.5%)、通所型では1,212市町村(69.6%)。(令和2年度) ・ 通いの場の数及び参加率は令和元年度まで増加傾向であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少。 2-2 関係者間の連携(包括的支援事業等) ・ 地域ケア会議は全国97.6%の市町村で開催。同会議を開催している地域包括支援センターの割合は、93.7%。年12回以上(月平均1回以上)開催している地域包括センターは約2割。(令和3年度) ・ 生活支援コーディネーターは、第1層(市町村区域)では97.3%、第2層(日常生活圏域(中学校区域等))では72.6%配置されている。(令和2年度) ・ 協議体は、第1層(市町村区域)では93.4%、第2層(日常生活圏域(中学校区域等))では64.7%設置されている。(令和2年度) 3 予防・健康づくり ・ 介護予防とフレイル対策(運動、口腔、栄養等)、生活習慣病対策を一体的に実施するため、市町村が中心となり、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施(令和2年4月～)。 ・ 健康寿命については、2010年から2019年で男性で2.26年、女性で1.76年増加(2010年と2013年の対比:男性0.77年、女性0.59年、2010年と2016年の対比:男性1.72年、女性1.17年)。同期間における平均寿命は男性で1.86年、女性で1.15年増加(2010年と2013年の対比:男性0.66年、女性0.31年、2010年と2016年の対比:男性1.43年、女性0.84年)したことから、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を達成が、さらなる取組を全年代で進める必要がある。 ・ 高齢者の心身の状態は令和2年度(コロナ影響下)はR元年度(コロナ前)と比べ、外出機会の減少(約20%)や「毎日の生活に充実感がない」などのうちの項目に該当する者の増加(約5%)が見られた。				

施策実現のための課題	1	【生活支援・介護予防サービス提供体制(介護予防・日常生活支援総合事業等)】 ○ 高齢化や単身世帯等の増加に伴い増加・多様化する生活支援のニーズに地域の実情に応じて対応する必要。 ○ 生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた、バランスのとれたアプローチが重要。										
	2	【関係者間の連携(包括的支援事業等)】 ○ 関係者の連携により、個別ケースの課題解決から地域課題の発見、その解決に向けた取組までつなげていく必要。										
	3	○ 介護予防と生活習慣病対策を一体的に実施し、さらなる健康寿命の延伸を図ることが必要である。 ○ 具体的には、①喫煙・飲酒の状況、②栄養・食生活の状況、③口腔機能の状態、④運動・リハビリの状態、⑤外出・社会参加の状況といった観点から、高齢者の健康状態、生活状況等を包括的に把握することが重要である。 ○ その結果をもとに、健康状態に課題がある高齢者を減少させるとともに、介護予防と連携して、口腔機能・認知機能・運動機能の改善を図り、心身機能の低下した高齢者を減少させる。										
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由							
	目標1	・要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様な生活支援サービスが利用できる体制を市町村が整備。				地域包括ケアシステムの構築にあたって、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築が必要であるため。						
	(課題1)	・通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進。										
	目標2	・生活支援コーディネーターや協議体を活用し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進。				地域包括ケアシステムの構築にあたって、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、関係者間で連携し、個別課題や地域課題を把握・検討・解決することが重要であるため。						
	(課題2)	・地域ケア会議の開催頻度や検討件数を一定数確保し、個別の課題の積み重ねから、地域の課題の把握・検討・解決。										
	目標3 (課題3)	適度な運動、適切な食生活などにより、運動器障害や低栄養を予防し、社会機能の低下を予防する。				高齢者の運動器障害や低栄養による自立度低下や虚弱を防ぐためには、適度な運動などによる健康づくりが必要であるため。						
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
①	介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービス(基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援)及びその他生活支援サービスを実施している事業所数(アウトプット)	22,995事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(27,447事業所)以上	前年度(28,492事業所)以上	前年度(28,350事業所)以上	前年度(28,851事業所)以上	前年度以上	・ 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加しており、そのニーズも多様化している。 ・ そのため、介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様な生活支援サービスが利用できる体制を市町村が整備していく必要があることから、その事業所数を指標として選定し、毎年度その数を上伸させることを目標とした。 (出典):介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査	・ 事業所数については、各自治体において地域の実情に応じたサービス基盤の整備を行うため、具体的な最終目標の設定が困難である。 ・ また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 (参考)平成28年度実績:6,471事業所
						28,492事業所	28,350事業所	28,851事業所	集計中(R5年度内予定)			
	訪問型:多様なサービス	11,159事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(12,979事業所)以上	前年度(13,459事業所)以上	前年度(14,066事業所)以上	前年度(14,335事業所)以上	前年度以上		
						13,459事業所	14,066事業所	14,335事業所	集計中(R5年度内予定)			
	通所型:多様なサービス	10,061事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(12,471事業所)以上	前年度(12,556事業所)以上	前年度(12,433事業所)以上	前年度(12,611事業所)以上	前年度以上		
						12,556事業所	12,433事業所	12,611事業所	集計中(R5年度内予定)			
	その他生活支援サービス	1,775事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(1,997事業所)以上	前年度(2,477事業所)以上	前年度(1,851事業所)以上	前年度(1,905事業所)以上	前年度以上		
						2,477事業所	1,851事業所	1,905事業所	集計中(R5年度内予定)			

②	介護予防に資する通いの場への参加率 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野17】 (アウトプット)	4.2%	平成28年度	8%	令和7年	—	6%	—	—	6.4%	・ これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。 ・ そのため、市町村は、通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する必要があることから、そのための自主活動の場への高齢者の参加率を指標として選定した。 (出典)介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査	令和5年度目標値は、最新の実績である令和3年度実績(4.8%)と令和7年度目標値(8%)との差分を均等割りして設定。 (認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策関係閣僚会議決定)(https://www.mhlw.go.jp/content/000522832.pdf)p.10「介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める」と記載)
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	医療保険給付費国庫負担金等 (大正15年度等) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野7,17,18,39(iii),51(ii),27(v)】 (関連1-9-1)	9兆8,528億円	9兆9,149億円	10兆618億円	—	高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施状況について、保険者インセンティブの取組において評価し、特別調整交付金に反映することで支援を行う。 (医療保険給付費国庫負担金等のうち、後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ分の予算額は100億円となる。)						2023-厚労-22-0332
(2)	在宅福祉事業費補助金 (昭和38年度)	26億円 23億円	25億円 22億	24億	3	老人クラブ、市町村老人クラブ連合会及び都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う、健康づくりや介護予防支援(例、高齢者向けのスポーツや体操の企画や指導者研修会、栄養講習会の開催等)、地域支え合い活動(例、子どもを見守る活動や次世代育成支援、高齢者の孤立防止、防災等)、老人クラブや連合会の活動促進のための取組(調査、広報、企画等)といった各種活動等に対する助成を行うことで、老人クラブ活動等の一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを支援する。						2023-厚労-22-0817
(3)	全国老人クラブ連合会助成費 (昭和42年度)	0.1億円 0.1億円	0.1億円 0.1億円	0.1億円	3	各地域の老人クラブの活動を支援するため、以下の老人クラブ指導者に対する研修等に必要な経費を対象として助成する。①都道府県・指定都市連段階のリーダーと老人クラブ活動推進員、また郡市区町村老連及び単位老人クラブリーダーの資質向上を目的とする研修会を開催②単位老人クラブの育成指導並びに都道府県・指定都市および郡市区町村老連の行う活動の指導③都道府県・指定都市老連の組織・活動に関する実態調査						2023-厚労-22-0819
(4)	全国健康福祉祭事業費 (昭和63年度)	1.0億円 1.0億円	1.0億円 1.0億円	1.0億円	—	全国健康福祉祭(ねんりんピック)開催地都道府県が行う、以下の全国健康福祉祭及びこれに関連する事業に要する経費を対象として助成する。①健康関連イベント(スポーツ交流大会、健康づくり教室、新しいスポーツの紹介、健康フェア等)②福祉・生きがい関連イベント(美術展、囲碁大会、俳句大会、地域文化伝承館等)③健康、福祉・生きがい関連イベント(シンポジウム、健康福祉機器展等)長寿社会を健やかで明るいものとするために、国民一人一人が積極的に健康づくりや社会参加に取り組むとともに、こうした活動の意義について広く国民の理解を深めることをねらいとして開催する全国健康福祉祭に要する経費を対象として助成する。						2023-厚労-22-0818
(5)	老人保健健康増進等事業 (平成24年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野7】	25億円 24.2億円	25億円 24.7億円	25億円	—	高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行うことにより、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。地方公共団体、民間団体に対し、事業に係る公募を行い、外部の有識者により構成される評価委員会の審査結果に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。 ○補助率:10/10						2023-厚労-22-0816
(6)	後期高齢者医療制度事業費補助金 (平成20年度) (関連1-9-1)	50億円 50億円	50億円 50億円	49億円	—	高齢者の特性を踏まえた保健事業について、各広域連合で実施する経費を補助し、横展開を支援する。						2023-厚労-22-0338
(7)	後期高齢者医療企画指導費 (関連1-9-1)	0.3億円 0.1億円	0.3億円 0.1億円	0.4億円	—	高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループを設置し、高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施にあたり、必要な検討を行う。						2023-厚労-22-0356
(8)	地域支援事業交付金 (平成18年度)	1,906億円 1,732億円	1,813億円 1,652億円	1,766億円	1.2	市町村が、被保険者が要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、地域における包括的な支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。						2023-厚労-22-0820

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目 標 年 度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
③	個別ケースを取り扱った地域ケア会議の開催回数 (アウトプット)	33,057件	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度 (45,607件)以上	前年度 (47,304件)以上	前年度 (41,296件)以上	前年度 (45,329件)以上	前年度以上	・ 個別ケースを扱う地域ケア会議は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員等の地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために行っており、介護支援専門員の資質向上に繋げるためにも有効な手段である。 ・ そのため、地域包括支援センター等が積極的に個別ケースを扱う地域ケア会議を開催する必要があることから、毎年度その数を上増させることを目標とした。 (出典)：地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)	・ 開催回数については、各自治体等が地域の実情に応じ必要な支援を行っていくため、具体的な最終目標の設定が困難である。 ・ また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 (参考)平成27年度実績：39,014件(※)、平成28年度実績：33,057件 ※平成28年度実施の調査における、市区町村主催分と地域包括支援センター主催分の合計値
				日常生活圏域あたりの平均実施回数	47,304件	41,296	45,329	集計中 (11月上旬公表予定)				
					7.45	6.32	6.95	集計中 (11月上旬公表予定)				
4	地域課題を検討する地域ケア会議の開催市町村数 (アウトプット)	1,314市町村	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度 (1,389市町村)以上	前年度 (1,374市町村)以上	前年度 (1,306市町村)以上	前年度 (1,318市町村)以上	前年度以上	・ 地域課題を検討する地域ケア会議は、複数の個別事例から明らかとなった地域課題を共有し、これを解決するために地域の関係者が参加して地域づくりや政策形成に結び付けていくことにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取組を推進していくために有効な手段である。 ・ そのため、地域課題を検討する地域ケア会議を開催する市町村数を指標として選定し、毎年度その数を上増させることを目標とした。 (出典)：地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)	・ 開催市町村数については、各自治体が地域の実情に応じ必要な支援を行っていくため、具体的な最終目標の設定が困難である。 ・ また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 (参考)平成28年度実績：1,099市町村で開催
				1,374市町村	1,306市町村	1,318市町村	集計中 (11月上旬公表予定)					
5	生活支援コーディネーターの配置人数 (アウトプット)	9,339人	令和2年度	前年度以上	毎年度	-	-	前年度 (9,339人)以上	前年度 (8,893人)以上	前年度以上	・ 生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、多様な主体と連携しながら、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングを行う者であり、その配置は生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の情報共有及び連携・協働を推進していくために有効な手段である。 ・ そのため、生活支援コーディネーターの配置人数を指標として設定し、毎年度その数を上増させることを目標とした。 (出典)：介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査	・ 配置人数については、各自治体が地域の実情に応じ配置するため、具体的な最終目標の設定が困難である。 ・ また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 (参考)令和元年度実績：8,622人
				-	9,339人	8,893人	集計中 (R5年度内予定)					
6	協議体の数 (アウトプット)	9,400箇所	令和2年度	前年度以上	毎年度	-	-	前年度 (9,400箇所)以上	前年度 (9,453箇所)以上	前年度以上	・ 協議体は、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場であり、その設置は生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の情報共有及び連携・協働を推進していくために有効な手段である。 ・ そのため、協議体の数を指標として設定し、毎年度その数を上増することを目標とした。 (出典)：介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査	・ 設置数については、各自治体が地域の実情に応じ設置するため、具体的な最終目標の設定が困難である。 ・ また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 (参考)令和元年度実績：8,303箇所
				-	9,400箇所	9,453箇所	集計中 (R5年度内予定)					
7	地域における介護予防・生活支援サービスの提供状況等をデータとして整理するとともに、生活支援コーディネーターや協議体を活用しながら、地域の課題を分析・評価している市町村数 (アウトプット)	集計中	令和4年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	-	前年度以上	・ 生活支援コーディネーターや協議体が地域における生活支援体制整備に向けて有効に機能するためには、各市町村が生活支援コーディネーターや協議体が活動するにあたって参考となるデータを整理し、生活支援コーディネーターや協議体とともに、地域の課題の分析や評価等を行うことが必要である。 ・ そのため、市町村におけるデータの整理及び地域課題の分析・評価の実施状況を指標として設定し、毎年度その数を上増させることを目標とした。 (出典)：令和6年度保険者機能強化推進交付金等に係る評価指標(市町村分)	・ 現時点で左記を実施する市町村数は集計中であり、具体的な数値目標を定めることは困難であるため、目標値は「前年度以上」とした。
				-	-	-	-					
				-	-	-	集計中 (R5年度内予定)					

8	生活支援コーディネーターや協議体等とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っている市町村数 (アウトプット)	集計中	令和4年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	-	前年度以上	・ 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、関係者間で連携し、個別課題や地域課題を把握・検討・解決することが重要であるため、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターや協議体との連携を強化する必要がある。 ・ そのため、連携強化に資する支援を行っている市町村数を指標として選定し、毎年度その数を上伸することを目標とした。 (出典)：地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)	・ 現時点で左記を実施する市町村数は集計中であり、具体的な数値目標を定めることは困難であるため、目標値は「前年度以上」とした。 (参考) 令和3年度実績：1605市町村
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
7	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合(個別事例の検討件数／受給者数)が0.83%以上の市町村数						1,063市町村	887市町村	集計中(令和6年度内予定)		地域ケア会議の開催については、地域の実情に応じた支援が行われているかどうかを測る指標として、地域ごとの受給者数のばらつきを踏まえた指標が有効であることから、地域における受給者数あたりの個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催数が0.83%(※)以上の市町村数を指標として選定した。 ※令和2年度地域包括支援センター調査による各センターの地域ケア会議開催数の中央値5.0回(5.0事例)を1圏域の基準として算出したもの	
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(9)	地域支援事業交付金 (平成18年度)	1,906億円 1,732億円	1,813億円 1,652億円	1,766億円	4.5,6,7	市町村が、被保険者が要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、地域における包括的な支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。						2023-厚労-22-0820
(10)	介護給付等費用適正化事業 (平成20年度)	1,906億円の内数 16億円	1,813億円の内数 16億円	1,766億円の内数	-	・地域支援事業の任意事業として保険者が縦覧点検、医療情報との突合、ケアプラン点検等の事業により給付の適正化に取り組み、国、都道府県は事業の研修を実施する等により保険者を支援する。 ・利用者に対する適切なサービスの確保や不適切な給付の削減が図られることにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することができる。						2023-厚労-22-0820-01
(11)	高齢者の日常生活支援の推進に必要な経費 (昭和38年度)	1.2億円 1.1億円	1.3億円 1.2億円	1.3億円	-	老人の日記念行事として、本年度中に百歳を迎える高齢者を対象に、内閣総理大臣から、お祝い状及び記念品を贈呈する事業等を実施する。 百歳を迎えられた方々の長寿を祝い、かつ多年にわたり社会の発展に寄与してこられたことに感謝するとともに、広く国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深めることに資することとなる。						2023-厚労-22-0821
達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
8	日常生活における歩数の増加(65歳以上) (アウトカム)	男性 5,628歩 女性 4,584歩 (参考：75才以上) 男性 3,935歩 女性 3,025歩	平成22年	男性 7,000歩 女性 6,000歩	令和5年度	-	(男性 6,209歩、 女性5,380歩)	(目安) 男性 6,335歩 女性 5,799歩	(目安) 男性 7,000歩 女性 6,000歩	(目安) 男性 7,000歩 女性 6,000歩	・ 歩数(身体活動量)は、過去10年間で減少傾向にあり、将来の生活習慣病発症や社会生活機能低下の一因として強く懸念されるため、当該指標を設定した。 ・ また、歩数を1日1,500歩増加させることにより、非感染性疾患の発症・死亡リスクが低下するという研究があるため、これを踏まえた値として、健康日本21(第二次)において本目標値を設定している。 (健康日本21(第二次)のURL： http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html) (参考) 男性 平成27年度実績：5,919歩、平成28年度実績：5,744歩 女性 平成27年度実績：4,924歩、平成28年度実績：4,856歩 (出典)：国民健康・栄養調査	・ 歩数(身体活動量)は、過去10年間で減少傾向にあり、将来の生活習慣病発症や社会生活機能低下の一因として強く懸念されるため、当該指標を設定した。 ・ また、歩数を1日1,500歩増加させることにより、非感染性疾患の発症・死亡リスクが低下するという研究があるため、これを踏まえた値として、健康日本21(第二次)において本目標値を設定している。 (1日1500歩の増加は、NCD発症及び死亡リスクの約2%減少に相当し、血圧1.5mmHg減少につながる。) (健康日本21(第二次)のURL： http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html) (参考) 男性 平成27年度実績：5,919歩、平成28年度実績：5,744歩 女性 平成27年度実績：4,924歩、平成28年度実績：4,856歩
						男性 5,006歩 女性 5,396歩			集計中 (令和5年度内公表予定)			
9	低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制(65歳以上) (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野21】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	17%	平成22年	22%以下	令和5年度	-	(22%以下)	(22%以下)	(22%以下)	(22%以下)	適切な栄養状態の確保は、高齢者の虚弱化の予防又は先送りにつながると考えられるため、当該指標を設定した。また、健康日本21(第二次)では、要介護や総死亡リスクが統計的に有意に高くなるポイントとして示されているBMI20以下が有用と考え、本目標値を設定している。 (健康日本21(第二次)のURL： http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html) (参考) 平成27年度実績：16.7%、平成28年度実績：17.9% 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を目標値として設定】 (出典)：国民健康・栄養調査	新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を目標値として設定
						16.8%			集計中 (令和5年度内公表予定)			
									集計中 (令和5年度内公表予定)			
									集計中 (令和5年度内公表予定)			

10	フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村の割合 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野21】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	50%以上	令和5年度	-	(16.7%)	(目安) 33.3%	50%以上	50%以上	2020年度から使用する「食事摂取基準(2020年版)」を活用した高齢者のフレイル予防について、自治体でも活用可能な高齢者向けのフレイル予防の普及啓発ツールを令和元年度に作成したことから、当該目標を設定した。目標値は行政栄養士の配置率を考慮して設定し、令和4年度までに本ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村を50%とする。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (出典):自治体からの報告	新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を目標値として設定
	達成手段3 (開始年度)	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
	(12)	健康増進事業 (平成20年度) (関連:29-(I-10-2))	36億円 31.9億円	33.4億円 32億円	33.2億円	8,9,10	健康教育や健康相談、健康診査などを実施することにより、壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療の促進が図られる。					
施策の予算額(千円)		令和3年度 199,434,617			令和4年度 198,020,320			令和5年度 198,329,137			政策評価実施予定 時期	令和6年度
施策の執行額(千円)		181,614,944			181,168,440							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		第210回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣挨拶					令和4年10月21日		高齢者介護については、二〇四〇年に向けて八十五歳以上人口が急速に増加する一方で、生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域包括ケアシステムの構築を推進します。具体的には、感染症や災害への対応力を強化しつつ、介護予防や認知症施策を推進するとともに、介護人材の確保や介護ロボット、ICT等を活用した生産性向上等に取り組みます。			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(X－1－3))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		総合的な認知症施策を推進すること(施策目標X－1－3) 基本目標X：高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1：高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること			担当 部署名	老健局認知症施策・地域介護推進課	作成責任者名	認知症総合戦略企画官 尾崎 美弥子				
施策の概要		・ 我が国の認知症高齢者数は、平成24年で462万人と推計されており、2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれている。 ・ 認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として平成30年12月に「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、令和元年6月18日に「認知症施策推進大綱」(以下「大綱」という。)が取りまとめられた(※)。 ・ これに基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとしている。 ※ 大綱では、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開、の5つの柱に沿って施策を推進していくこととしている。対象期間は令和7年までとし、施策ごとにKPI/目標を設定している。 ・ なお、大綱の対象期間は2025(令和7)年までとなっているが、策定後3年を目途に、施策の進捗を確認するとされており、令和4年度が策定後3年の確認を行う年度となっている。										
施策を取り巻く現状		平成27年に新オレンジプラン、その後継として令和元年6月に国家戦略としてとりまとめた「認知症施策推進大綱」の下、「共生」と「予防」を車の両輪として、政府一体となり総合的な認知症施策を進めている。なお、大綱の対象期間は令和7年までとなっており、策定後3年を目途に、施策の進捗を確認するとされており、令和4年度に各施策の中間評価を実施した。既に達成した項目等については、更に施策を進めるための新たな目標設定を行うとともに、進捗状況が低調であった項目については、目標達成に向けた対応を強化することとしており、引き続き、認知症施策の一層の推進に向け、総合的な取組を行うこととしている。なお、共生社会の実現を推進するための認知症基本法 が令和5年6月16日公布されたところ。										
施策実現のための課題		1	・ 我が国の認知症高齢者数は、平成24年で462万人と推計されており、2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれている。今や誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な病気であることを普及・啓発を通じて社会全体として確認していくことが必要である。 ・ 大綱に記載される施策の取組状況について、各地域における社会資源の状況等の関係で、自治体間で差異が生じていることが課題となっている。									
		2	・ 本人主体の医療・介護等を基本に据えて医療・介護等が有機的に連携し、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく提供されることで、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにする。認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく、そのときの容態にもっともふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みを構築することが重要である。 ・ 自治体間で取組状況に差異が生じていることが課題となっている点は、同様。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1 (課題1)	認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進・認知症の人や介護者への支援				社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症の人の視点に立って、認知症への理解を深めるための普及・啓発を図るとともに、認知症の人やその家族が集う取組を普及させる必要があるため。					
		目標2 (課題2)	認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供									
							本人主体の医療・介護等を基本に据えて医療・介護等が有機的に連携し、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく提供されることで、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにするため。					
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	企業・職域型認知症サポーター数 (アウトプット)	259万人	令和元年度	400万人	令和7年末	前年度 (234万人) 以上	前年度 (259万人) 以上	前年度 (274万人) 以上	316万人以上	333万人以上	・ 認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、認知症の人と関わる機会が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員等向けの認知症サポーター養成講座を行っており、企業・職域型認知症サポーターの人数を指標として選定した。	・ 企業・職域型の認知症サポーターの養成については、認知症施策推進大綱において、令和7年末までに400万人を育成するという目標を掲げており、大綱の対象期間に目標を達成する毎年度その数値を上昇させることを目標としている。令和4年度の目標は、直近の実績値と最終目標年度の令和7年の差分を均等割りして設定した。
②	チームオレンジ等設置自治体数(アウトカム・アウトプット)	87市町村	令和元年度	1,741市町村 (100%)	令和7年末		前年度(87市町村)以上	前年度(138市町村)以上	779市町村以上	980市町村以上		
	チーム員数	3,118	令和元年度	－	－		前年度(3,118人)以上	前年度(5,347人)以上	6,238人以上	10,130人以上	・ 認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、養成するだけでなく、サポーター等を中心とした支援チームを作り、認知症の人や家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ等)の構築を令和元年度より進めていく。	・ チームオレンジ等については、認知症施策推進大綱において、令和7年末までに全市町村に設置するという目標を掲げていることから、設置数及びチーム員数について、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。令和4年度の目標は、直近の実績値と最終目標年度の令和7年の差分を均等割りして設定した。
							3,118人	5,347人	8,536人	集計中(R5.10月 目途公表 予定)		

3	認知症カフェ設置自治体数 (アウトプット)	1,412市町村	平成30年度	1,741市町村 (100%)	令和7年末	前年度 (1,412市町村)以上	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	・ 認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にも繋がる。 ・ 家族など介護者の精神的身体的な負担を軽減するため、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置の推進を指標として選定した。	認知症カフェについては、認知症施策推進大綱において、すべての市町村で設置(1,741カ所)するという目標を掲げており、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。
4	認知症ケアパスを作成した自治体数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野17】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI1】	1,382市町村	平成30年度	1,741市町村 (100%)	令和7年末	-	-	-	1,621市町村以上	1673市町村以上	・ 認知症ケアパスは、認知症の人の容態に応じ、相談先や必要な医療・介護サービスを受ける流れを標準的に示しており、認知症の人と家族にとって有益な情報であることから、認知症ケアパスを作成している自治体数を測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・ 認知症ケアパスについては、認知症施策推進大綱において、令和7年末までにすべての市町村で作成するという目標を掲げていることから、作成市町村数について、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。令和4年度の目標は、直近の実績値と最終目標年度の令和7年の差分を均等割りして設定した。
達成手段1		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
1	認知症施策等総合支援事業等 (平成18年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野17】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	21.6億円	21.6億円	21.6億円	1	都道府県または市区町村等が行う以下のような介護関連事業に対し、当該経費等の一部又は全部を補助する。 【認知症施策等総合支援事業】 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう介護、医療、地域支援、権利擁護、若年性認知症の各分野において事業を実施する。 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すためには、その地域における認知症の理解者を増やし、その地域の中で認知症の人やその家族を見守り、支援をしていく事が必要である。そのため、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成することが重要である。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は認知症サポーター数の増加に寄与する効果があると見込んでいる】						2023-厚労-22-0822 2023-厚労-22-0823 2023-厚労-22-0824 2023-厚労-22-0825
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度		目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
5	認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を修了した医師等の合計値 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野03】 (アウトプット)	263,086人	令和元年度	44.6万人	令和7年末	前年度 (23.5万人)以上	前年度 (26.3万人)以上	前年度 (27.8万人)以上	34.5万人以上	37.2万人以上	・ 認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期診断・早期対応や認知症医療や介護における医療・介護の連携が不可欠である。 ・ その役割を担う認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修のいずれかを終了した医師等の合計の累計値を指標として設定した。	・ 累計修了者数については、認知症施策推進大綱において、令和7年末までに44.6万人という目標を掲げており、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。令和4年度の目標は、直近の実績値と最終目標年度の令和7年の差分を均等割りして設定した。
						26.3万人	27.8万人	29.9万人	集計中 (R5.10月 目途公表 予定)			
	認知症サポート医養成研修の修了者数(内数)	11,170人	令和元年度	(1.6万人)	令和7年末	(前年度 (1.0万人)以上)	(前年度 (1.1万人)以上)	(前年度 (1.1万人)以上)	1.3万人以上	1.4万人以上		
						(1.1万人)	(1.1万人)	(1.2万人)	集計中 (R5.10月 目途公表 予定)			
	かかりつけ医認知症対応力向上研修の修了者数(内数)	66,088人	令和元年度	(9万人)	令和7年末	(前年度 (6.3万人)以上)	(前年度 (6.6万人)以上)	(前年度 (6.8万人)以上)	7.6万人以上	8.1万人以上		
						(6.6万人)	(6.8万人)	(7.2万人)	集計中 (R5.10月 目途公表 予定)			
	一般病院勤務の医療従事者認知症対応力向上研修の修了者数(内数)	165,999人	令和元年度	(30万人)	令和7年末	(前年度 (14.7万人)以上)	(前年度 (16.5万人)以上)	(前年度 (17.6万人)以上)	22.5万人以上	24.4万人以上		
						(16.5万人)	(17.6万人)	(18.8万人)	集計中 (R5.10月 目途公表 予定)			
	看護職員認知症対応力向上研修の修了者数(内数)	19,829人	令和元年度	(4万人)	令和7年末	(前年度 (1.5万人)以上)	(前年度 (1.9万人)以上)	(前年度 (2.2万人)以上)	2.9万人以上	3.3万人以上		
						(1.9万人)	(2.2万人)	(2.6万人)	集計中 (R5.10月 目途公表 予定)			

6	認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修の修了者の合計値		329,530人	令和元年度	35.28万人	令和5年度末	前年度 (32.95万人)以上	35.28万人	(35.28万人)	(35.28万人)	(35.28万人)	・ 認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期診断・早期対応や認知症医療や介護における医療・介護の連携が不可欠である。 ・ 認知症の人の介護にあたっては、認知症のことをよく理解し、本人主体の介護を行うことで、できる限り認知症の進行を緩徐化させ、行動・心理症状を予防できるような形でサービスを提供することが求められる。 ・ このような良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保するため、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修を修了した介護職員等の合計の累計値を指標として設定した。	これらの累計修了者数については、認知症施策推進大綱において、35.28万人という目標を掲げており、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。
	認知症介護実践者研修の修了者数(内数)		283,299人	令和元年度	(30.0万人)	令和5年度末	(前年度 (28.3万人)以上)	(30.0万人)	(30.0万人)	(30.0万人)			
	認知症介護実践リーダー研修の修了者数(内数)		43,762人	令和元年度	(5.0万人)	令和5年度末	(前年度 (4.4万人)以上)	(5.0万人)	(5.0万人)	(5.0万人)			
	認知症介護指導者養成研修の修了者数(内数)		2,469人	令和元年度	(2.8千人)	令和5年度末	(前年度 (2.5千人)以上)	(2.8千人)	(2.8千人)	(2.8千人)			
(参考指標)							令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
7	「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野17】 (アウトカム)						-	-	-	65-69歳：1.6 % 70-74歳：3.0 % 75-79歳：7.0 % 80-84歳：16.9 % 85-89歳：31.8 % 90歳以上：49.4 %	平成30年度と比べた「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の各年齢階級別割合の減少	本割合は各種認知症施策を総合的に実施した結果として変化するものであり、その変化を引き起こす要因を特定し因果関係を明らかにすることは困難であることを踏まえると、政策評価にあたっての測定指標としては適さないが、施策の実施状況や施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われるので、参考指標として設定した。 ※日常生活自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態）に該当する認知症高齢者の年齢別階級割合が減少すること。	
達成手段2			令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(2)	地域医療介護総合確保基金 (平成27年度)		1,099億円の内数 559億円の内数	1,080億円の内数 1,078億円の内数	49.2億円の内数	5.6	地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。 また、早期診断・早期対応や地域における医療・介護の連携が必要不可欠であり、その役割を担う、認知症サポート医養成研修やかかりつけ医、一般病院勤務の医師、看護師等に対する認知症対応力向上研修を修了した医療従事者の存在が必要不可欠である。 本事業の実施により、これらの人材の養成等を行うことができ、認知症施策の推進を図ることができる。					2023-厚労-22-0865	
施策の予算額(千円)			令和3年度			令和4年度			令和5年度			政策評価実施時期	令和5年度
			3,623,296,426千円の内数			3,534,825,011千円の内数			3,626,315,655千円の内数				
施策の執行額(千円)			3,136,488,644千円の内数			3,323,532,299千円の内数							

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ	令和4年6月7日	Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 1. 人への投資と分配 (4) 子供・現役世代・高齢者まで幅広い世代の活躍を応援 ○ 認知症対策充実、介護予防の充実・介護休業の促進等 ・今後も認知症の方が増加することを踏まえ、認知症に関する総合的な施策を推進することとし、地域包括支援センター等の身近な拠点を活用した認知症の方を含む要介護者及び家族介護者等への伴走型支援や、成年後見・権利擁護支援等について議論を進める。
	経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年6月7日	2. 社会課題の解決に向けた取組 (2) 包摂社会の実現 (共生社会づくり) 認知症施策推進大綱に基づき、認知症サポーターが地域で活躍できる場の整備等認知症の人や家族に対する支援を推進するとともに、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護支援の取組を推進する。
	全世代型社会保障構築会議議論の中間整理	令和4年5月17日	4. 家庭における介護の負担軽減 ○ 今後も認知症の人が増加することを踏まえ、認知症に関する総合的な施策を更に推進することとし、地域包括支援センターなどの身近な拠点を活用した認知症の方を含む要介護者及び家族介護者等への伴走型支援や、成年後見・権利擁護支援などについて議論を進めていくことが重要である。また、ヤングケアラーへの支援については、ICTも活用しつつ、その実態をしっかりと把握するとともに、モデル事業の検証も踏まえた上で、効果的な支援策を講じていく必要がある。
	第111通常国会 共生社会の実現を推進するための認知症基本法	令和5年6月16日	認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進。 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(＝共生社会)の実現を推進

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(X-1-4))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること(施策目標X-1-4) 基本目標X:高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1:高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること		担当 部署名	老健局総務課	作成責任者名	総務課長 山口 高志
施策の概要	○ 本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るために実施している。そして、今後、高齢化が一層進展するとともに、一人暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進していく。 ○ 介護保険制度では、市町村を保険者としつつ、国、都道府県が役割に応じて市町村を重層的に支える仕組みとなっている。また、介護保険法においては、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めることとされている。都道府県及び市町村は、基本指針に則して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。 ○ 介護サービス基盤の整備に当たっては、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第52号)による介護保険法改正(令和3年4月1日施行)により、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら計画的に進めるべく、①介護保険事業計画の作成に当たり、当該市町村の人口構成の変化の見通しを勘案すること、②介護保険事業(支援)計画の記載事項として有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を追加等の規定を盛り込み、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等を進めることとしている。 ○ 第8期(令和3年度～5年度)においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減していく令和22(2040)年までの双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることにつ ○ 新型コロナウイルス感染症への対応については、高齢者や基礎疾患のある者が重症化しやすく介護施設・事業所では特に注意が必要である一方、介護サービスは生活を支えるために必須のものであり継続性も強く求められることから、基準等の予算事業等や介護報酬を組み合わせながら新型コロナウイルス感染防止に配慮した介護サービス提供体制の確保等を図る。 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した介護サービス事業所等に対して、職員確保や消毒などのかかり増し経費や都道府県における緊急時の応援派遣に係る体制構築の支援 ・ 介護施設等における感染症拡大防止対策に係る支援 (介護施設等における簡易除圧装置・換気設備の設置や多床室の個室化等に必要な費用補助) など					
施策を取り巻く現状	○ 介護保険制度創設以降、75歳以上人口は急速に増加し、85歳以上人口はこれを上回る勢いで増加している。 ○ いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年だけでなく、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護サービス需要がさらに増加・多様化し、現役世代(担い手)の減少も顕著になる見込みである。 ○ こうした高齢化の進展のスピードや地域資源の状況などは地域によって異なるため、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が重要となる。 ○ 令和6(2024)年から開始する第9期介護保険事業計画期間に向けて、社会保障審議会介護保険部会において議論が行われ、令和4年12月に、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保を内容とした「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。この取りまとめを踏まえた「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)」が令和5年5月19日に公布され、令和6年4月1日以降順次施行することとされたところ。 ○ 介護保険サービスの利用者は、在宅サービスを中心に増加し、制度創設時の平成12年4月には149万人であったサービス利用者数は令和4年4月には517万人と約3.5倍に増加している。こうした介護保険制度の定着にあわせて、サービス利用が伸び、それに伴いその費用も増加している。 ○ 平成12年度は3.6兆円だった介護給付費は令和2年度には11.6兆円となっており、高齢化がさらに進展し、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年には、介護給付費は約15兆円になると推計されている。					
施策実現のための課題	1	・ 介護ニーズが増大する一方で、生産年齢人口の減少が顕著となるが見込まれる中で、必要なサービスはしっかりと確保しつつ、サービスの適正化・重点化を図り、制度の安定性・持続可能性を高めていくことが必要である。 ・ 具体的には、介護保険事業の実施状況(第1号被保険者数、要介護(要支援)認定者数、給付費等)の把握や、各保険者の介護保険財政の安定化、介護報酬の円滑かつ適切な審査支払いなどを実現するとともに、要介護認定の適正化や介護DBの分析を通し、介護保険制度の安定的な運営を図る必要がある。				
	2	・ 全国的に人口減少・高齢化が進行する中でも、高齢者人口・高齢化率の動きや地域資源の状況等は地域によって大きく異なる。そのため、自治体ごとに、中長期的な人口構造の変化と介護サービスのニーズを見据えて、計画的に介護サービスの提供体制の整備等を進める必要がある。 ・ 具体的には、各地域の将来推計人口、認定率の伸び、利用率の伸びや事業者の参入意向を把握しつつ、他地域や全国の給付状況、サービスのバランス等との比較を通じて、各自治体において、どのような保険料水準でどのようなサービス水準を目指すのかの判断と合意形成、認識の共有を図った上で策定する介護保険事業計画に基づき、都市部・地方部など地域の実情に応じた介護サービス基盤を整備していく必要がある。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1	介護保険制度の適切な運営を図る。		総人口の減少とともに、現役世代の急減が見込まれる一方で、高齢者(特に75歳以上の高齢者)については、実数・割合ともに増加していくと推計される。 このような中で今後も介護保険制度を維持していく必要があるため。		
	(課題1)					
	目標2	必要な介護サービスの量及び質を確保する。		利用者の尊厳に配慮し、必要な方に必要なサービスを提供するためには、サービスの量と質を一体的に確保することが必要であるため。		
	(課題2)					

達成目標1について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標					基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値											
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度							
①	(令和2年度～) 認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者の割合(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野7、36】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2021のKPI】 (～令和元年度) 認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)している保険者の割合(アウトプット)	75.9%	平成30年度	100%	令和5年度	100%	100%	100%	100%	100%	適正なサービスの確保と介護給付費の適正化による持続可能な介護保険制度を構築するためには、介護保険給付に係る各種実績により地域の動向を定期的に把握するとともに、保険者ごとに介護給付費の適正化に向けた取組を行うことが重要である。このため、認定者数や受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費の適正化に係る取組を実施した保険者の割合を指標として設定し、介護保険制度の適正な運営を図る。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2021のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	同左			
2	要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率のバラツキ指標である標準偏差(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野33-i.35.⑦】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI】	7.1	平成28年度	基準値を下回る	毎年度	基準値を下回る(7.1以下)	基準値を下回る(7.1以下)	基準値を下回る(7.1以下)	基準値を下回る(7.1以下)	基準値を下回る(7.1以下)	・国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における軽度変更率におけるバラツキ指標である標準偏差を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とすることにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。 ・なお、変更率については、一定程度までは標準偏差を縮小することは可能であるものの、地域特性等の要因を踏まえると、標準偏差を0にすることは困難であると考えられることから、具体的な最終目標の設定が困難である。	・各年度において縮小すべき標準偏差については、自治体間での差異が必ずしも許容されないものではなく、ばらつきも縮小傾向にあることから、基準値よりもばらつきが広がらないことを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※数値は、平成27、28、29年度要介護認定適正化事業報告書から引用。 (参考)平成27年度実績:7.2、平成28年度実績:7.1			
3	要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率の平均値(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野33-i.35.⑦】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI】	11.0%	平成28年度	基準値を下回る	毎年度	基準値を下回る(11.0%以下)	基準値を下回る(11.0%以下)	基準値を下回る(11.0%以下)	基準値を下回る(11.0%以下)	基準値を下回る(11.0%以下)	・国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における重度変更率の平均値を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とすることにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。 ・この指標を用いることにより、二次判定のものとなる認定調査の質の向上が図られていること、二次判定が適切に実施されていることが確認できると考えられるが、変更率については、二次判定の仕組みが、一次判定における統計的な要介護度の推定にはなじまない、高齢者の介護の手間を個別に勘案する仕組みであることや、地域特性等の要因を踏まえると、具体的な最終目標の設定が困難である。	・各年度において縮小すべき平均値については、自治体間での差異が必ずしも許容されないものではなく、ばらつきも縮小傾向にあることから、基準値よりもばらつきが広がらないことを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※数値は、平成27、28、29年度要介護認定適正化事業報告書から引用。 平成27年度実績:10.7%、平成28年度実績:11.0%			
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号				
(1)	介護保険施行企画指導費等 ①介護保険事業状況報告(年報・月報)作成経費→【事業報告】(平成12年度) ②介護支援専門員名簿管理支援システム等運用事業→【名簿管理】(平成17年度) ③介護予防・高齢者生活支援に関する表彰事業 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野7】	1.0億円	0.8億円	0.8億円	-	①・全国の保険者(1,571保険者)を対象に、第1号被保険者数、要介護(要支援)認定者数、サービス受給者数、給付費等の実績を集計し、結果をインターネット上で公表する。 ・介護保険事業の実施状況を把握することにより、今後の介護保険制度の円滑な運営を確保することができる。 ※②・③については、達成手段2において記載。					2023-厚労-22-0826				
(2)	国民健康保険中央会施行経費等(項)介護保険制度運営推進費 (平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野7.33-i.35.36.38-b,c,d.⑦】	4.9億円	4.5億円	4.3億円	1	・介護保険制度における介護報酬の審査支払等が、円滑かつ適切に行われるよう、国民健康保険中央会において、①統一的な仕様の介護保険審査支払等システムを構築及び運用等を行う。②通常の介護報酬の審査では検出困難な不正又は不適切な請求を容易に見出し、解消することを可能とする国保連合会介護給付適正化システムの構築及び運用等を行う。 ・介護報酬の審査支払等が円滑かつ適切に行われるよう、着実にシステムを運用することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。					2023-厚労-22-0836				

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	介護保険施行企画指導費等 ①介護保険事業状況報告(年報・月報)作成経費→【事業報告】 (平成12年度)	1.0億円	0.8億円	0.8億円	-	①・全国の保険者(1,571保険者)を対象に、第1号被保険者数、要介護(要支援)認定者数、サービス受給者数、給付費等の実績を集計し、結果をインターネット上で公表する。 ・介護保険事業の実施状況を把握することにより、今後の介護保険制度の円滑な運営を確保することができる。 ※②・③については、達成手段2において記載。	2023-厚労-22-0826
	②介護支援専門員名簿管理支援システム等運用事業→【名簿管理】 (平成17年度)						
	③介護予防・高齢者生活支援に関する表彰事業 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑦】	0.8億円	0.7億円				
(2)	国民健康保険中央会施行経費等(⑦項)介護保険制度運営推進費 (平成12年度)	4.9億円	4.5億円	4.3億円	1	・介護保険制度における介護報酬の審査支払等が、円滑かつ適切に行われるよう、国民健康保険中央会において、①統一的な仕様の介護保険審査支払等システムを構築及び運用等を行う。②通常の介護報酬の審査では検出困難な不正又は不適切な請求を容易に発見し、解消することを可能とする国保連合会介護給付適正化システムの構築及び運用等を行う。 ・介護報酬の審査支払等が円滑かつ適切に行われるよう、着実にシステムを運用することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。	2023-厚労-22-0836
	【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野7.33-i, 35,36,38-b,c,d,⑦】	4.9億円	4.5億円				

(3)	介護給付費等負担金 (平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野7,33- i ,35,36,㉚】	22,731億円	23,512億円	24,379億円	-	・保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の負担を行うことにより、各保険者の介護保険財政の安定化が図られ、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。 ＜介護給付及び予防給付等に要する費用の負担割合＞ ・国・・・(1)介護給付費負担金 施設15%、その他20%

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
4	地域密着型サービス事業所数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑦】	26,780件	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度 (27,502件)以上	前年度 (27,782件)以上	前年度 (28,198件)以上	前年度 (28,507件)以上	前年度以上	・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量を確保することが必要不可欠であるため、地域密着型サービス事業所数を指標として設定し、毎年度その数を上伸させることを目標とした。	・ 事業所数については、各自治体において地域の実情に応じたサービス基盤の整備を行うため、具体的な最終目標の設定が困難である。また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 【本目標は、新経済・財政再生計画(社会保障分野⑦)のKPIのうち、「地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【100%】」の達成に資するもの。】 ※数値は、介護サービス施設・事業所調査から引用。 (参考)平成28年度実績: 25,986件
	【うち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数】					1,020件	1,099件	1,178件				
	【うち、小規模多機能型居宅介護事業所数】					5,502件	5,556件	5,614件	集計中(令和5年度中目途公表予定)			

5	地域医療介護総合確保基金による、介護福祉施設等に占めるロボット・センサーの導入施設数の割合 【新経済・財政再生計画 改革工程表2021:社会保障分39-V】	-	令和3年度	前年度以降上昇	毎年度	-	-	-	前年度以降上昇	前年度以降上昇	・ ケアの質の確保・介護職員の負担軽減に向けた介護現場の生産性向上の取組を推進するために、多くの介護福祉施設等において効果的なテクノロジーの活用を推し進める観点から、導入支援件数ではなく、導入施設等の割合を目標とした。(地域医療介護総合確保基金による介護ロボット導入支援事業での補助施設数(累計)/主な介護保険施設数) 【新経済・財政再生計画 改革工程表2021のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	令和4年度の当該割合については、令和5年度中の集計予定と定めていることから、取組を推進する観点から前年度以降上昇とするもの。
6	地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業者数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野39-V、44-i、44-iii】	38	令和元年度	前年度実績から増加	毎年度	-	前年度実績から増加	前年度実績から増加	前年度実績から増加	前年度実績から増加	・ ケアの質の確保・介護職員の負担軽減に向けた介護現場の生産性向上の取組を推進するための手引きである生産性向上ガイドラインを活用した事業所数等を図ることで、サービスの質と量を一体的に確保する取組の広がりを把握できる。 ・ なお、数値自体は、把握が可能である。予算事業等を通じて実施する取組を普及させるセミナー等の範囲において集計する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2021のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	予算等をふまえ開催するセミナー数なども増減するものではあるが、取組を拡大させるという目的に照らし前年度実績から増加と設定。
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(11)	介護保険施行企画指導費等(再掲) ①介護保険事業状況報告(年報・月報)作成経費→【事業報告】 (平成12年度) ②介護支援専門員名簿管理支援システム等運用事業→【名簿管理】 (平成17年度) ③介護予防・高齢者生活支援に関する表彰事業 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】	1.0億円	0.8億円	0.8億円	-	※①については、達成手段1にて記載。 ② 各都道府県における介護支援専門員登録等業務の円滑化及び介護保険事業者の指定等事務の適正化を支援し、介護保険サービスの質の確保を図るため、介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムの運用保守を行う。また、介護サービス事業者に義務付けられている業務管理体制の整備及び届出について、行政機関にて効率的に業務を行えるよう、所轄庁が異なる全国の事業者の情報をデータシステムにより一括して管理する業務管理体制データ管理システムの運用保守を行う。 ③ 健康管理・疾病予防・介護予防等について特に優れた取組を行っている企業、団体、自治体を表彰すること(健康寿命をのばそう!アワード)により、個人の主体的な介護予防等の取組につながる活動の奨励・普及を図るとともに、企業、団体、自治体が一体となり、個人の主体的な取組があいまって、あらゆる世代のすこやかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を推進する。						2023-厚労-22-0826
(12)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (平成17年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】	87.6億円	63.6億円	85.1億円	4、5	・ 各地方公共団体が、地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤等を整備する際に、施設の整備に要する費用に対して補助を実施している。 ・ 各市町村が策定する整備計画に基づく既存介護施設等のスプリンクラー等の設置等を実施することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。 ・ 介護施設等での新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、換気設備の設置に必要な費用を補助する。						2023-厚労-22-0830
(13)	地域医療介護総合確保基金 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野39-iv、39-v、44-ii、44-iv、⑦】	568億円	1078億円	493億円	4、5	・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。 ・ また、早期診断・早期対応や地域における医療・介護の連携が必要不可欠であり、その役割を担う、認知症サポート医養成研修やかかりつけ医、一般病院勤務の医師、看護師等に対する認知症対応力向上研修を修了した医療従事者の存在が必要不可欠である。 ・ 本事業の実施により、これらの人材の養成等を行うことができ、認知症施策の推進を図ることができる。 ・ 介護ロボットの普及に向けて、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施する。 ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の支援を実施する。 ・ 介護施設等における簡易陰圧装置の設置や多床室の個室化等に必要経費の支援 ・ 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保に係る支援						2023-厚労-22-0865

(14)	介護サービス指導者等養成研修等事業等	1.3億円	2.2億円	0.7億円	—	①介護保険指導監督等職員等研修事業 ＜指導監督＞ 自治体の指導監督担当職員を対象として、介護事業所のサービスの質の確保・保険給付の適正化を図るため、指導監督等の技術の平準化、効率的かつ効果的な実施に必要な知識・技術の習得を図る。 ＜業務管理体制＞ 厚生労働省が監督する介護事業者の法令遵守責任者等を対象として、介護事業者内の業務管理体制を確立し、法令遵守に必要な知識の習得を図る。 ※令和4年度よりアフターコロナを想定しオンラインでの研修方法を採用	2023-厚労-22-0828		
	②高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業(令和4年度) ※令和4年度より、介護保険指導監督市町村職員支援事業(平成28年度)と介護保険指導監督等都道府県職員等支援事業(平成29年度)を整理統合し1本化								
	②高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業(平成30年度)	0.9億円	0.7億円			②高齢者向け集合住宅関連介護事業所に対する実地指導を重点的に展開するために、介護サービス提供の適正化に向けた施策の推進に資する事業費の補助を行う。さらに、その取組を踏まえ、今後の効果的な実地指導の方向性を導き出すための支援を行う。			
	③業務管理体制の整備に関する届出システム運用事業(令和4年度)					③業務管理体制の整備に関する届出システム運用事業 介護サービス事業者が、監督官庁(国、都道府県、指定都市、中核市及び市町村)に対して行う業務管理体制の届出を電子申請化した本システムを活用し、介護サービス事業者や行政機関にて効率的に業務を行えるよう運用保守を行う。			
(15)	介護ロボット開発等の加速化事業(平成28年度)	—	8.9億円	8.9億円	—	・介護施設・開発企業双方からの介護ロボットに関する相談窓口や開発実証を行うリビングラボ等の「開発・実証・普及のプラットフォーム」を運用するとともに、介護ロボットに関するフォーラム等による情報発信等を行う。 ・本事業により、介護ロボット等のテクノロジーを活用した介護現場の生産性向上の取組を推進することで、介護サービスの質の確保・向上につながる。	2023-厚労-22-0846		
		—	8.6億円						
(16)	介護事業所における生産性向上推進事業(平成30年度)	—	1.7億円	1.7億円	6	・介護事業所の経営者層・介護従事者層の生産性向上の取組に関する知識・経験に応じたセミナーの開催・定着支援等を行うとともに、地域における取組の推進に関する都道府県担当者等に対する説明会や地域における取組の推進方策に関する検討会を開催する。 ・本事業により、介護ロボット等のテクノロジーを活用した介護現場の生産性向上の取組を推進することで、介護サービスの質の確保・向上につながる。	2023-厚労-22-0850		
		—	1.5億円						
(17)	新型コロナウイルス感染症等の拡大防止等に係る介護事業所及び従事者に対する相談等支援事業(令和2年度)	0.3億円	—	—	—	介護サービスは、要介護者・家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症のまん延時期であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービスの維持が求められる一方で、介護サービスの提供にあたり、居宅によって異なる住居環境、同居家族等の関わりや利用者の状態等により、専門的な感染防止対策の知識等に加え、通常とは異なる形態でのサービス提供が必要となっている。 本事業では、新型コロナウイルス感染症を含めた感染症等への不安や疑問を抱え業務に当たる介護事業所及び従事者に対する支援を通して、安全かつ継続的な介護サービスの提供体制を確保することを目的とする。 なお、本事業は令和3年度に既に終了済み。	—		
		0.2億円	—						
(18)	介護関連データの収集等に係るシステム改修費(令和3年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野39-ii】	1億円	2.2億円	2.9億円	—	医療保険の個人単位化した被保険者番号、基本チェックリスト情報、要介護認定に係る主治医意見書の情報等を収集するために必要な、市町村介護保険事務システムの改修を行うことで、被保険者への必要な介入等につながるような解析が可能となり、データ利活用のための基盤を整備するもの。	— (デジタル庁予算)		
		1億円	2.1億円						
(19)	ケアプランデータ連携システム構築事業(令和2年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野39-v、44-i】	1.6億円	2.7億円	4.7億円	—	介護事業所における業務効率化を図るためには、紙による手渡しやFAX等で連携されていた情報をICTを活用するデータ連携で省力化することが有効である。このため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で安全にケアプランデータのやり取りをするためのシステム(ケアプランデータ連携システム)を構築し、介護サービス事業所等の業務の効率化を図る。	2023-厚労22-0868		
		1.6億円	1.9億円						
(20)	介護関連データ利活用に係る基盤整備事業費(令和3年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野39-ii】	6.6億円	10.6億円	11.8億円	—	医療保険の個人単位化した被保険者番号、基本チェックリスト情報、要介護認定に係る主治医意見書の情報等の収集に必要な国保連等システムの改修を行うとともに、国立長寿医療研究センターが保有する、通いの場においてデータ収集を行うシステム(エントリーシステム)について、市町村等との連携や継続的な運用によりデータ利活用のための基盤を整備し、これらの情報の市町村等における利活用を進めることで、被保険者への必要な介入等につながるような解析を可能とするもの。	2023-厚労-22-0870		
		3.5億円	2.5億円						
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定時期	令和4年度
		3,535,429,498千円の内数		3,626,323,477千円の内数		3,536,433,684千円の内数			
施策の執行額(千円)		3,064,199,204千円の内数		3,251,510,128千円の内数					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第210回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣挨拶			令和4年10月21日		高齢者介護については、二〇四〇年に向けて八十五歳以上人口が急速に増加する一方で、生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域包括ケアシステムの構築を推進します。具体的には、感染症や災害への対応力を強化しつつ、介護予防や認知症施策を推進するとともに、介護人材の確保や介護ロボット、ICT等を活用した生産性向上等に取り組みます。		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(XI-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部局名	大臣官房国際課 健康・生活衛生局健康課 健康・生活衛生局水道課	作成責任者名	大臣官房国際課長 中村 かおり 健康・生活衛生局健康課長 山本 英紀 健康・生活衛生局水道課長 名倉 良雄
施策の概要	1 「未来投資戦略2019」(令和元年6月21日閣議決定)や「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)等に基づき、世界保健機関(WHO)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)等の国際機関が行う技術協力事業等に対して協力すること 2 OECD予算規則に基づき、OECDが行う研究・分析事業に対して協力すること 3 国際労働機関(ILO)憲章第10条及び第13条や「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)等に基づき、ILOが行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための事業に対して協力すること 4 平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)や「健康・医療戦略」(平成26年7月閣議決定、平成29年2月一部変更)等の方針に基づき、顧みられない熱帯病(NTD)等の途上国向けの医薬品の供給支援等を官民連携で推進するため、国連開発計画(UNDP)が行う開発途上国支援事業に対して協力すること 5 国際的な感染症に係るワクチンの普及・開発、医薬品研究開発等を推進すること				
施策を取り巻く現状	【世界保健機関等拠出金事業】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大禍を受けて保健ニーズが高まっており、国際機関等への拠出が増加している。WHOの予算総額については増加傾向であるが、今後、2030-2031年予算までに分担金規模を2021-2022年予算の50%相当まで段階的に引き上げることとしており、日本を含む加盟国の財政負担が大幅に増える見込みである。また、令和5年5月のG7長崎保健大臣会合にて、①健康危機への対応、②ユニバーサルヘルスカバレッジ達成への貢献③ヘルスイノベーションの促進について議論が行われ、これらの議題におけるG7としての共通の方向性について記された大臣宣言文が採択された。 【たばこ規制枠組条約締約国会議事務局分担金】 たばこ規制枠組条約は、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とし、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制及びたばこの規制に関する国際協力について定めるものである。我が国としてもこのようなプロセスに時宜を逸することなく参画していくことが肝要であるとの考えのもと、国会により全会一致での可決・承認を得て、2004年に19番目の国として本条約を批准し締結国となったことにより、分担金を拠出するものである。WHOのWorld Health Staticirics 2022において、最新(2020年時点)の世界全体の喫煙率は22.3%と推計されており、2000年時点の32.7%から低下しているものの、依然として5人に1人以上が喫煙者である。 【OMN拠出金】 国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)には、「2030年までに、安全で入手可能な価格の飲料水に対する全ての人の公平なアクセスを達成する。」(目標6.1)が掲げられている。世界で安全に管理された飲み水を利用できる割合は、62%(2000年)から74%(2020年)と改善しているものの、依然、世界には安全な飲料水の供給を受けられない人々が26%も存在している。 【OECD拠出金】 OECD(経済協力開発機構)への拠出事業について、日本の政策課題に資する取組に拠出し、日本単独では得ることが困難なデータや研究成果を入手することで、日本の政策立案に役立てている。また、我が国の優れている点を共有することで国際貢献を行っている。 【ILOへの参画】 ・ILOでは、新たにウングボ事務局長が令和4年10月に就任し、ILOの基本理念である社会正義の実現を基本的な考え方に据えて事業運営を進める方針。世界各国では、途上国を中心に基本的な労働に関する権利の実現に課題がまだ多く、ディーセント・ワークの実現に更なる取組が必要。また、人口動態の変化やDX・GXといった構造変化に対する対応、国境を越えるグローバル・サプライチェーンにおけるディーセント・ワークの確保など、新たな労働に関する課題に対応していくことが求められている。 ・2030年を目標年とした国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」において「すべての人に対する完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークの促進」が目標の一つに掲げられており、労働分野の諸問題に対する国際協力の推進と国際社会における協調的な取組が繰り返し求められている。しかしながら、アジア・太平洋諸国の開発途上国においては、ディーセント・ワーク確保に向けた取組が十分でなく、労働に関する基本的な権利が守られていない状況も見受けられるところであり、政府や労使に対する技術的な支援が必要となっている。 【グローバルヘルス技術振興基金へのプレッジ】 COVID-19パンデミックの最盛期には、パンデミック対応のため、結核、マラリア、顧みられない熱帯病(NTDs)などの既存の流行に対処するための取り組みに遅延や停滞が見られた。COVID-19後の時代に向け、結核、マラリア、NTDsなど、既存の流行に対処する必要性に焦点を当て続けることが重要である。このため、G7広島サミットにおいて、日本政府からグローバルヘルス技術振興基金(GHIT)への2億ドルのプレッジを行った。				
施策実現のための課題	1	【世界保健機関等拠出金事業】 ・近年の国際社会で保健問題の解決が各国の開発・発展の重要な要素との認識が高まっているなかで、世界的にHIV新規感染者はやや減少傾向にあるものの、我が国では横ばいで明らかな減少傾向にない中、世界保健機関(WHO)や国連合同エイズ計画(UNAIDS)を通じ、世界各国のエイズ対策を支援するとともに国連合同エイズ計画(UNAIDS)から得られる情報を国内施策に反映していくことが課題である。 【たばこ規制枠組条約締約国会議事務局分担金】 ・たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とし、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制及びたばこの規制に関する国際協力について定めるものに本条約を批准し締結国として、分担金を拠出しており、バランスのとれた真に実効的なたばこの規制を検討、推進していくことが締約国としての課題である。 【OMN拠出金】 ・国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)には、「2030年までに、安全で入手可能な価格の飲料水に対する全ての人の公平なアクセスを達成する。」(目標6.1)が掲げられているが、世界全体では未だ約6億5,700万人が安全な飲料水の供給を受けられておらず、開発途上国の水道・衛生サービスの向上を図ることが課題である。			
	2	・ 経済協力開発機構(OECD)では、少子高齢化など加盟国に共通する課題に対処するため、加盟国間の自由な討議、各国の政策分析、データベースの構築等を通じて、社会経済に関する研究・分析・政策提言を行っている。 ・ こうしたテーマは我が国においても重要な課題であり、OECDによる世界経済の主要国の雇用労働・社会問題・保健医療分野の様々な課題に関する多角的・総合的な分析を通じて、日本の雇用労働・社会保障政策等の改善を図ることが必要である。			
	3	・ 気候・環境変動変動や人口動態の変動を踏まえて、労働分野の専門性や政労使へのネットワークなどを有する国際労働機関(ILO)を通じ、労働条件の改善を通じて、社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与すること、完全雇用、労使協調、社会保障等の国際協力を推進している。 ・ アジア・太平洋地域では、世界人口の約6割を擁するとともに世界でも高い経済成長率を維持している一方でインフォーマル労働者など経済成長の恩恵を受けることができない社会的に脆弱な者が存在している。そのため均衡ある社会・経済の発展が喫緊の課題となっている。			
	4	・ 平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)において、顧みられない熱帯病(NTD)や結核、マラリア等の根絶等について明記されているが、これらの開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発は、先進国において需要が少ない等の理由から充分になされていないことから、これを促進する必要がある。 ・ また、Gaviワクチンアライアンスへの拠出を通じて開発途上国における予防接種体制の整備、新型コロナウイルス感染症ワクチン等の普及を促進する必要があるとともに、引き続き、感染症流行対策イノベーション連合(CEPI)への拠出を通じて、世界的に重大な影響を与えうる、平時において需要が少ないエボラ出血熱等の感染症へのワクチン開発を促進し、国際保健分野での貢献を果たす必要がある。			

(3)	たばこ規制枠組条約締約国会議事務局分担金 (平成18年度)	53百万円	53百万円	67百万円	-	・ 世界保健機関(WHO)内の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」締約国会議事務局が実施する締約国会議開催の経費やたばこ規制関連ガイドラインの策定等技術的・専門的な措置等に対して拠出する。 ・ たばこの対策及び規制に関する事業を支援することにより、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することに寄与し、国際社会へ貢献する。	2023-厚労-22-0880
		53百万円	53百万円				
(4)	国際水協会・水供給に関する運用と管理ネットワーク拠出金 (平成18年度)	5百万円	5百万円	6百万円	-	OMN(世界保健機関(WHO)、国際水協会(IWA)、国立保健医療科学院のメンバーで運営するワーキンググループ:Operation and Maintenance Network)では、開発途上国の水道施設維持管理の改善に向けた、ワークショップの開催、教育資料の作成、ポータルサイトによる技術情報の発信、WHOへの専門家派遣による技術資料の作成等を実施する。この活動に対して拠出することによって、開発途上国における水道・衛生サービスの向上を図り、国際社会へ貢献する。 ※ OMNの令和3年度予算は令和4年度の活動(令和4年1月～令和4年12月)に支出していることから、正式に令和3年度予算の執行額が決まるのは令和5年3月以降となるため、令和3年度予算執行額欄は空欄としている。令和5年度予算執行額についても同様。	2023-厚労-22-0939
(5)	国際保健政策人材養成事業 (平成29年度)	41百万円	35百万円	35百万円	-	司令塔となる「グローバルヘルス人材戦略センター」を、国立研究開発法人国立国際医療研究センター内に設置し、 ①厚生労働省・大学等と連携した人材育成戦略の企画立案、 ②国際機関等からの求人情報等の情報収集と人材受け入れの働きかけ、 ③登録希望者の受付・管理(人材のプール)、 ④登録者のカウンセリング、技術支援、アフターケア、 ⑤就職が決まるまでの間の働き場所の提供 等の業務を実施する。 ※国際保健政策人材は、国際的な環境でリーダーシップを発揮できる人材のことをいう。 (補助率 10/10)	2023-厚労-22-0882
		41百万円	35百万円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
5	【経済協力開発機構拠出事業】 OECDの事業のうち、厚生労働省が拠出している事業に対するOECD各国の評価平均（アウトカム）	—	—	3点以上/ 5点中	毎年度	3点以上	3点以上	3点以上	3点以上	3点以上	OECDの研究等に拠出する事業は、研究成果等をOECD加盟国が活用することで加盟国間の相互発展を図ることから、高い活用が望まれる。具体的には、OECD事業実施報告（PIR, Programme Implementation Reporting）において、加盟国がOECDの各事業を1～5の5段階で評価していることから、厚生労働省が拠出している事業に対する評価平均を測定指標として選定した。 ※幼児教育・保育国際調査分担金は令和5年度よりこども家庭庁に移管。	毎年度の目標値は、中程度である3以上の評価を得ることが一つの基準になると考えられるため、厚生労働省が拠出しているOECD事業に対するOECD各国の評価平均3点以上を目標値としている。 ※OECDの事業計画・予算は2年単位で策定されており、事業実施報告も2年に1回しか公表されない。
						4点	4点	集計中 （令和5年12月頃公表予定）	集計中 （令和5年12月頃公表予定）			
達成手段2 （開始年度）		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額									
(6)	経済協力開発機構拠出金事業 （平成3年度）	42百万円	45百万円	55百万円	5	OECDの実施する、各国の政策分析・データベースの構築・研究、分析などに対して拠出を行う。 雇用労働・社会問題・保健医療分野の様々な課題に対する多角的・総合的な研究・分析事業に対して支援し、加盟国単独では得ることのできないデータや研究成果を活用できるようにすることで、加盟国の相互発展に広く寄与し、国際社会へ貢献する。また、データや研究成果を国内でも活用することで、国内施策の立案に活用する。						2023-厚労-22-0878-01
		42百万円	45百万円									
(7)	幼児教育・保育国際調査分担金 （令和元年度）	11百万円	5百万円	—	—	OECDに設置されたECEC Network参加国会合への出席や「保育士（スタッフ）の実態」、「幼児教育・保育におけるデジタル技術の活用」等に関する国際比較調査への参加等を通じて、幼児教育・保育施設の保育者の活動実態に関する国際比較可能な基礎データ等を収集し、政策立案に資する分析を行う。 これにより、調査結果を国際データとして有効に政策へ反映させることで、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現することに寄与する。 ※ 令和5年度からこども家庭庁に移管。						—
		11百万円	0.16百万円									

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○6	各プロジェクトの当該年度における事業の達成状況(アウトプット) ※令和2年度指標改定	-	-	65%	毎年度	-	65%	65%	65%	65%	・ 達成目標を測定するためには、国際労働機関(ILO)から報告がなされる実施事業の達成状況を測定指標とすることが直截的であるため。	目標値を毎年度65%と設定している理由は、対象地域であるアジア太平洋地域においては、政変及び自然災害等が頻発していることを考慮したものである。
						-	61.4%	68.0%	76.6%			
7	ILOの職員数(専門職以上)に占める日本人職員の人数(アウトプット)	-	-	43人	令和5年度	47人	49人	43人	43人	43人	ILOなど国際機関に多くの日本人が働くことで、日本の考え方や知見等の世界的発信につながり、日本のプレゼンス向上に寄与、ひいては、アジア・太平洋地域のディーセント・ワーク実現に寄与することという達成目標の進捗状況を測ることができると考え、測定指標として設定した。	目標値43人は、ILOより提示されている各国の分担金率に応じた望ましい職員数の計算式により算出した。
						34人	33人	33人	33人			
達成手段3 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(8)	国際機関分担金 (大正7年度)	4,064百万円	3,910百万円	4,206百万円	-	国際労働機関(ILO)による国際労働基準の策定及び監視、国際的技術協力などの活動を支援することにより、労働条件の改善を通じた社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与し、国際社会へ貢献する。						2023-厚労-22-0877
		集計中	3,910百万円									

(9)		国際労働機関拠出金事業 (昭和49年度)		686百万円 684百万円	748百万円 746百万円	435百万円	6	国際労働機関(ILO)を通じ、途上国における雇用、労働問題の解決を助け、ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現に向け、①アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業、②アジア地域における持続可能な社会保険制度整備支援事業、③アジア地域における労働安全衛生活動促進支援事業などの活動を推進している。					2023-厚労-22-0879	
達成目標4について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
			基準年度		目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
○8	非臨床試験及び治験等の実施及び完了件数(アウトカム)	47件	平成29年度	69件	令和5年度	53件	57件	61件	65件	69件	・ 開発途上国向け医薬品研究開発支援事業では国際連合開発計画(UNDP)に資金を拠出するものであり、グローバルヘルス技術振興基金(GHIT※1)と連携して、開発途上国向けの医薬品の研究開発支援及び供給支援を行っている。 ※1 GHITは日本のイニシアティブにより官民パートナーシップとして創設された公益社団法人。日本政府が約半分を拠出し、日本の製薬企業、ビル&メリンダ・ゲイツ財団等民間側が、日本政府とほぼ同額の拠出を行っている。GHIT/UNDPの連携事業は2018(平成30)年4月から2023(令和5)年3月までが第2期となる。	・ GHITにおける中長期目標では、平成30～令和5年度までの5年間で合計22件の案件の採択、実施、完了を目指している。このため、平成29年度までの実績を踏まえ、平成30～令和元年度は各年3件、令和2～5年度は各年4件ずつ増加させることを目標としている(※2)。 ※2 期間毎に目標値を定めたくうえで計画を立てているため、期間途中に目標値を達成しても期間内の目標値の変更は行わない。		
						61件	68件	74件	77件					
9	選考委員会、理事会、評議会の開催回数(アウトプット)	-	-	7回	毎年度	7回	7回	7回	7回	7回	・ 開発途上国向け医薬品研究開発支援事業は、医薬品の研究開発支援を目的として国際連合開発計画(UNDP)に資金を拠出するものであり、当該資金に基づくグローバルヘルス技術振興基金(GHIT)の投資計画や実績評価は、GHITの選考委員会、理事会、評議会によって審議・決定されている。 ・ このため、これらの会議が適切に開催されることを目標としている。	目標値を毎年度7回と設定している理由は、各種会議が定款や規定等に基づくものであるためである。 ・ 評議委員総会:定款により年1回の定めあり。 ・ 理事会:理事会運営規程により年2回以上開催の定めあり。(実績4回) ・ 選考委員会:選考委員会規定による定めあり。通常、年2回の開催。		
						7回	7回	7回	7回					
達成手段4 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号		
(10)	開発途上国向け医薬品研究開発支援事業 (平成24年度)	400百万円 400百万円	2,160百万円 2,160百万円	0	8,9	国連開発計画(UNDP)を通じて、開発途上国向け医薬品研究開発に対して拠出を行う。日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、開発途上国向けの医薬品研究開発と供給支援を官民連携で促進することにより、国際保健分野での貢献を行うとともに、日本の製薬産業の海外進出を下支えすることによって日本の製薬産業の成長・発展を図るものである。						2023-厚労-22-0881		
(11)	感染症流行対策イノベーション(CEPI)拠出金 (平成29年度)	2,725百万円 2,700百万円	12,204百万円 12,204百万円	836百万円	-	CEPI(感染症流行対策イノベーション連合)への拠出を通じて、世界的に重大な影響を与える可能性が高い一方で、平時において需要が少ないエボラ出血熱等の感染症に係るワクチンの国際的な研究開発を推進する。						2023-厚労-22-883		
(12)	世界抗結核薬基金(GDF)拠出金 (平成30年度)	101百万円 101百万円	- -	111百万円	-	世界では、今なお結核により年間170万人が亡くなっている等、対策が急がれているが、特に近年は、従来の治療薬が効かない多剤耐性結核(MDR-TB)が増加している。多剤耐性結核の診断用検査機器や治療薬が十分に普及していない等の理由から、対策が進んでいないため、世界抗結核薬基金(GDF)を通じて、貧困国や感染地域等に高品質の検査機器や治療薬を提供していく。						2023-厚労-22-0878-2		
(13)	グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ(GARDP)拠出金 (令和2年度)	195百万円 195百万円	195百万円 195百万円	247百万円	-	世界では、従来の治療薬が効かない多剤耐性菌等が蔓延しており、その対策への重要性は認識されているものの、耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発が進んでいない。その中で、GARDPは製薬企業等と連携して治療薬の開発を行い、実績を上げているところ。連携企業の中には、日本企業が含まれており、本事業を通じて日本企業の研究開発も間接的に支援していく。						2023-厚労-22-0884		
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度	
		12,803,477				43,535,869				16,885,885				
施策の執行額(千円)		14,766,983				43,535,869								
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称							年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説							令和4年2月25日		国際保健の分野においては、新型コロナウイルス感染症対策のほか、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進、高齢化への対応、薬剤耐性を含む健康危機への対応等のグローバルな課題に的確に対応します。			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(X I－1－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること(一部基本目標Ⅵ施策目標1-3参照)(施策目標ⅩⅠ-1-2) 基本目標ⅩⅠ:国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること 基本大目標1:国際社会への参画・貢献を行うこと			担当 部局名	大臣官房国際課 人材開発統括官		作成責任者名	大臣官房国際課長 中村 かおり 海外協力室長 大村 倫久		
施策の概要		○水供給分野での国際協力を推進するとともに、ASEAN地域での保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させる ○技能評価システムのノウハウを開発途上国に移転し、日本型の技能評価制度を実態的に定着させ、最終的には国家検定への移行や技能競技大会の自立的な実施を目指すとともに、対象国における技能労働者の社会的・経済的地位の向上に寄与する ○アジア地域の貧困地域において、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などを組織化(互助団体の設立)し、正規の法人に雇われるための最低限の職業能力付与のための訓練など草の根レベルでの活動の支援を行う									
施策を取り巻く現状		SDGs では、目標 6 として「すべての人々の水と衛生施設への利用可能性と持続可能な管理を確保する」ことが掲げられている。我が国では、これまでに長い年月をかけ、公衆衛生の向上を目的に、水道水源の確保と保全、計画的な施設拡張と、良好な運営管理を進め、これまでにほぼ 100%の水道普及率を達成し、24 時間給水が行われている。また、市民に対し水道サービスの内容について十分説明責任を果たした上で設定される水道料金収入により、その持続的な事業運営を行っている。我が国水道の経験が世界の国々の SDGs 達成のために有用な示唆を多く含んでいる。 対象国側より日本側に技能評価システムの機能強化、充実のための支援を求めるニーズは高く、官民合同会議等では、多様な技能検定職種等に対する支援が求められている。また、対象国側で参加者の募集や会場確保等を行う際には、日本側に十分な配慮をしており、対象国側も事業の実施に積極的に関与している。この結果、年度計画に沿って、所定の研修やトライアルを実施することができ、所定の成果目標を達成している。 その一方で、人的、予算的な制約により、単年度に対象国に派遣できる日本人専門家の人数が制限されてしまうことから、日本側では、短期間に全てのニーズに即応することは困難であり、対象国側のニーズも考慮し、順次、事業を限定的に実施している現状にある。なお、これまでに、タイ、インドネシア及びベトナムにおいては、本事業で協力した日本式技能検定職種の一部が当該国の国家検定として採用された。技能検定・技能競技大会の自立的な実施には一定数の技能評価者が必要であり、技能評価人材の育成に取り組んでいる。 アジア諸国では貧富の格差が社会・政局不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっている。特に、低所得者、女性、障害者等の社会的に脆弱な人々には、公的サポートが行き届いていない。このため、現地の労働組合等により、労働者保護が確保されていない自営・零細事業場で働く社会的に脆弱な人々を組織化し、支援する試みが進められているが、開発途上国の労使団体には十分なノウハウがなく、自立的な事業展開が困難となっている。したがって、こうした草の根レベルの社会的セーフティネット構築を、国際的な労使団体のネットワークを活用して積極的に支援する必要がある。									
施策実現のための課題		1	水供給分野の国際協力においては、被援助国に対する適時・適切な対応が求められる。そして、被援助国が我が国政府に支援を要請する際の水道プロジェクト計画は内容的に未熟なものが多く、水道案件の形成を阻害する要因の一つとなっている。また、ASEAN地域における社会保障分野の課題解決及び人材育成のためには、各国間・分野間の協力関係の強化・発展が必要となっている。								
		2	ASEAN経済共同体の設立等を背景として、ASEAN等開発途上国の技能労働者育成ニーズが高まっている。このため、産業人材育成協力イニシアティブ(平成27年11月発表)では日本式の職業訓練・技能評価システムの移転が必要とされるなど、開発途上国における技能労働者の育成を支援することが求められている。								
		3	アジア諸国では貧富の格差が社会・政局不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっている。特に、低所得者、女性、障害者等、公的サポートの行き届かない社会的弱者についての社会セーフティネット支援を図ることが必要とされている。								
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由				
		目標1 (課題1)		開発途上国への水道分野の協力方針を検討するとともに、水道プロジェクト計画作成を指導する。 また、ASEAN各国から保健医療、社会福祉、雇用政策を担当する行政官を招聘し、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催する。			水供給分野での国際協力を推進するためには、水道分野の専門家によって、現状を踏まえた上で優先的な課題の解決法や協力の方針を検討するとともに、被援助国に対して個別具体的な課題や情報に基づき技術的助言等を行うことが効果的であるため。 また、ASEAN地域での保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させ、また、人材育成を担当するハイレベル行政官を招聘し、各分野の取組や政策等について議論・情報共有を図ることが効果的であるため。				
		目標2 (課題2)		我が国官民双方が培ってきた日本式の職業訓練・技能評価システムに関するノウハウの移転を促進し、ASEAN等開発途上国の技能水準の底上げを図る。			ASEAN等開発途上国の技能労働者育成ニーズに対応するため。また、日本式の職業訓練・技能評価システムの移転は進出日系企業の人材育成等にも裨益するため。				
		目標3 (課題3)		アジア地域の貧困地域において、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などを組織化(互助団体の設立)し、職業能力付与のための訓練などの活動の支援を行うこと。			アジア地域の貧困地域において左記支援を行うことで、公的サポートの行き届かない人々が自律的な活動を行うようになり、均衡あるアジア諸国の発展に資することが可能となるため。				
		達成目標1について									
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
1	実施した水道プロジェクト計画作成指導事業のうちODA案件として採択された案件数 (※令和4年度指標改定)	-	50%	毎年度	3件	3件	3件	50%	50%	水供給分野での国際協力を推進するためには、被援助国に対して個別具体的な課題や情報に基づき技術的助言等を行うことが効果的である。この効果を水道分野のODA案件採択の安定的継続・拡大への貢献度により、評価する。	途上国から提出された水道に係る事業計画は、ODAを通じて精査し、その中から3つを選ぶことになっているところ、選定した事業の安定的継続・拡大を測るという観点から、昭和59年より実施してきた水道事業のうち、50%を目標値としている。 ※もともとの目標設定(目標3件、実績3件)に意味が無いことから、令和4年度より、指標を変更とした。
					3件	3件	46% (昭和59年より、累計で114件うち、令和3年度時点で52件が継続)	46%			

②	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の提言に基づき取組みを開始した国の割合(アウトカム) ①議論を開始した国 ②アクティビティの計画策定 ③政策草案の策定 ④アクティビティの実施	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、会合において議論した内容を提言としてまとめ、各国への取組みを推進している。会合の成果を各国の政策や施策へ反映させることが期待されていることから、提言に基づき取組みを開始した国の割合を指標とし、参加国すべての国において取組みが行われることを目標としている。 (参考) 平成27年度実績: 80%、平成28年度実績: 90%	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、会合において議論した内容を提言としてまとめ、各国への取組みを推進している。会合の成果を各国の政策や施策へ反映させることが期待されていることから、提言に基づき取組みを開始した国の割合を指標とし、参加国すべての国において取組みが行われることを目標としている。 (参考) 平成27年度実績: 80%、平成28年度実績: 90%	
						100%	100%	100%	100%				
3	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合参加者数(ASEAN10カ国)(アウトプット)	-	-	40人	毎年度	40人	40人	40人	40人	30人	ASEAN地域での保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させ、また、人材育成を強化するためには、各分野を担当するハイレベル行政官を招聘し、各分野の取組や政策等について議論・情報共有を図ることが効果的であるため。ASEAN各国(10カ国)から保健・福祉・雇用分野のハイレベル行政官1名ずつ及び担当官1名の計4名を招聘することを目標としている。 (参考) 平成27年度実績: 39人、平成28年度実績: 51人	ASEAN地域での保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させ、また、人材育成を強化するためには、各分野を担当するハイレベル行政官を招聘し、各分野の取組や政策等について議論・情報共有を図ることが効果的であるため。ASEAN各国(10カ国)から保健・福祉・雇用分野のハイレベル行政官1名ずつ及び担当官1名の計4名を招聘することを目標としている。 (参考) 平成27年度実績: 39人、平成28年度実績: 51人	
						45人	61人	147人	236人				
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由		
4	持続可能な開発目標(SDGs)「2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する」(アクセス率100%)					未公表	未公表	未公表	未公表		水道分野の国際協力についての検討、及び相手国政府との対話(指導)に関する成果目標(アウトカム)を明確な数値で示すことは困難であるが、持続可能な開発目標(SDGs)「2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する」(アクセス率100%)が参考となる。 (参考) 平成27年度実績: 71%、平成28年度実績: WHO・UNICEFにて未公表		
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	開発途上国福祉専門家養成等事業 (平成15年度)	44百万円	37百万円	34百万	1,2,3,4	①日本の水道事業者や学識経験者、厚生労働省等の産学官が持つノウハウを活用して、開発途上国への水道分野の協力方針を検討する。また、開発途上国が作成する水道プロジェクト計画に対して、水道分野に関する課題の具体的な解決方法を提示して、より熟度の高い計画となるよう助言・指導を実施する。これにより、水道分野での日本の知見や技術を提供して国際協力を促進し、開発途上国との連携の強化に貢献する。 ②ASEAN諸国から保健、福祉及び雇用の分野での緊密な関係を更に発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するために、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催し、保健・福祉・雇用政策に関する各国の有益な知見を共有することにより、当該分野での日本とASEAN諸国との協力関係の発展に寄与し、人材育成に貢献する。						2023－厚労-22-0888-01 2023－厚労-22-0888-02	
		12百万円	25百万円										
達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
⑤	トライアル検定の実施団体等に達成度を5点満点で聴取し、その平均が4.5以上(90%以上)であること。(アウトカム)	-	-	90%	毎年度	90%	90%	90%	90%	90%	技能評価に係るノウハウを確実に移転するため。 (参考1) 平成28年度実績: 91%、平成29年度実績: 91%、平成30年度実績: 99% (参考2) 令和2年度までは、「研修参加者に達成度を5点満点で聴取し、その平均が4.5以上(90%)以上であること。」を測定指標としていた。	高い達成度を実現することにより、質の高い技能検定を安定的に実施することができるため ※達成度アンケート結果: (5点×48人+4点×11人+3点×0人+2点×0人+1点×0人)/59人=4.81(96%)	
						95%	94%	96%	96%				
6	トライアル検定実施回数(アウトプット)	-	-	7回	令和5年度	11回	10回	8回	7回	7回	技能検定を実施できる評価者を確実に育成するため。 (参考) 平成28年度実績: 15回、平成29年度実績: 14回、平成30年度実績: 12回	技能評価を的確に行うためには経験が必要であり、複数回のトライアルへの参加が必要となるため	
						11回	7回	8回	7回				
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(2)	技能評価システム移転促進事業 (平成14年度)	96百万円	92百万円	87百万円	5,6	職業訓練方法に関する研修、技能検定の試験問題作成・評価方法に関する研修、技能評価トライアルの実施による評価者養成等により、日本式の職業訓練・技能評価システムに関するノウハウの移転促進を図る。						2023－厚労-22-0889	
		72百万円	85百万円										
達成目標3について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
⑦	職業訓練を通じて1年以内に就職等できた人数が職業訓練受講者の5割以上となった国の数(アウトカム) (※令和5年度指標改定)	-	-	年度計画による	毎年度	7カ国	7カ国	7カ国	7カ国	7カ国	アジア地域の貧困地域において社会セーフティネット整備を草の根レベルで支援するため、職業訓練を行っており、これを通じて1年以内に就職等できた人数が職業訓練受講者の5割以上となった国の数を測定指標として設定した。	当事業は自然災害、政変が頻発するアジア地域において展開する事業であり、さらに事業実施対象国によっては定職のない、障害者や女性といった社会的弱者を対象に職業訓練を行っている。こうした地域では1年以内での就職等を実現することは厳しい状況であるものの、事業実施対象国によっては定職ある層を対象としている職業訓練の実施も行っていることから、総合的な目標値としては50%としている。	
						5カ国	3カ国	5カ国	集計中 (R6年度以降確定予定)				

8	ワークショップ、職業訓練、委員会等への参加人数(アウトプット) (※令和5年度指標改定)	-	-	年度計画による	毎年度	2,543人	1,937人	3,938人	3,023人	2,980人	アジア地域の貧困地域において社会セーフティネット整備を草の根レベルで支援するために行ったワークショップ、職業訓練、委員会等への参加人数を測定指標として設定した。 (参考)平成29年度実績:3,298人、平成30年度実績:4,219人	補助金交付先の事業者決定後、当該事業者より年度計画等について確認し、確認した国別ワークショップ、職業訓練、委員会等への参加人数の見込人数を目標値として設定している。			
達成手段3 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号			
(3)	アジア開発途上国雇用労働支援事業 (平成23年度)	51百万円	51百万円	51百万円	7.8	労働組合等により、労働者保護が確保されていない自営・零細事業場で働く労働者、女性などの脆弱な層を組織化し、支援する試みが進められている。この取組は、公的なサポートが行き届かない開発途上国において、即効性のある草の根による互助的な取組である。しかし、開発途上国の労使団体には十分なノウハウがなく、自立的な事業展開が困難となっている。 このため、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、現地の労働組合・使用者団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などを組織化(互助団体の設立)し、正規の法人に雇われるための最低限の職業能力付与のための訓練などの活動の支援を行うことで、自立的な組織活動を確立する。						2023-厚労-22-0890			
施策の予算額(千円)		令和3年度				令和4年度				令和5年度				政策評価実施予定 時期	令和8年度
		191,474				180,353				172,971					
施策の執行額(千円)		135,093				161,687									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
		-						-			-				

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(XⅡ－1－1))

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること(施策目標ⅩⅡ－1－1) 基本目標ⅩⅡ：国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること 施策大目標1：国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること	担当 部局名	大臣官房厚生科学課	作成責任者名	厚生科学課長 伯野 春彦
施策の概要		本施策は、次の項目を柱に実施している。 1. 国立医薬品食品衛生研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること(厚生労働省組織令第136条) ・ 国立医薬品食品衛生研究所は、医薬品や食品のほか、生活環境中に存在する多くの化学物質について、その品質、安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究や調査を行っており、それらの成果は、主に厚生行政に反映され、国民の健康と生活環境を維持・向上させることに役立っている。 2. 国立保健医療科学院の適正かつ効果的な運営を確保すること(厚生労働省組織令第138条) ・ 国立保健医療科学院は、保健、医療、福祉及び生活環境に関する厚生労働行政施策の推進を図るため、地方自治体職員等の人材育成を実施するとともに、これらに関する調査及び研究を行っている。これらを通じ、わが国の公衆衛生の向上に寄与している。 3. 国立社会保障・人口問題研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること(厚生労働省組織令第139条) ・ 国立社会保障・人口問題研究所は、人口問題、社会保障及び人口・経済社会・社会保障の間の関連を科学的に調査研究し、福祉国家発展に向けての制度設計・政策立案に不可欠な基礎資料を提供するとともに、その研究成果を広く社会に提供することによって国民の福祉向上に貢献することを役割としている。現状においては、少子高齢社会における社会保障の在り方について理論的・実証的な研究を重ねるとともに、人口減少・少子高齢化の実態・動向把握とダイナミズムの解明に向けた研究を中心に活動を展開している。 4. 国立感染症研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること(厚生労働省組織令第140条) ・ 国立感染症研究所は、感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を先導的・独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、その支援をしている。具体的には、①感染症に関わる基礎・応用研究、②感染症のレファレンス業務、③感染症のサーベイランス業務と感染症情報の収集・解析・還元と提供、④国家検定・検査業務と生物学的製剤、抗生物質等の品質管理に関する研究、⑤国際協力関係業務、⑥研修業務、⑦アウトリーチ活動を担っている。 ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、有事においても検査・疫学調査及び情報発信等を迅速・確実に実施できる体制を平時から構築することにより、感染症危機管理の体制強化を図っている。				
施策を取り巻く現状		・国立医薬品食品衛生研究所では、国民生活を取り巻く医薬品、医療機器、食品、その他生活環境中に存在する化学物質について、その品質、安全性及び有効性を適正に評価し、行政による規制に直結する科学的根拠を明確にするため、「ビックデータ活用」、「ゲノム編集」、「新モダリティー医薬品評価法開発」、「動物福祉に配慮した新規代替試験法開発」、「新興感染症等の緊急時の治療薬の評価」など、昨今の新たな課題に対して研究を行い、産業競争力の向上及び健康に対する被害を防止して安全な国民生活の確保に貢献する取り組みを実施している。これらの研究成果として、「評価法開発及びガイドライン掲載等」685件、「論文掲載及び学会発表」1,425件の実績(令和4年度)があり、今後も研究成果を基に行政施策立案と国民生活の維持・向上に貢献する。 ・国立保健医療科学院では、自治体職員への研修を行っており、感染症対策や多様な働き方改革の一環として、オンラインで可能な研修をオンライン型として整備し、研修に参加しやすい環境を整えるとともに、集合研修及びこれらを併せた混合型研修の充実化を図るため、研修内容の見直しなど対応しているところである。また、調査研究に関しては、科学技術・イノベーション推進のため、計画的に最新の研究機器を導入するなど、調査研究の向上に必要な措置を行っている。 ・国立社会保障・人口問題研究所では、少子高齢社会における社会保障の在り方について理論的・実証的な研究を重ねるとともに、人口減少・少子高齢化の実態・動向把握とダイナミズムの解明に向けた研究として、「社会保障費用統計」を集計し、「日本の将来推計人口」及び「日本の地域別将来推計人口」をまとめることで、①年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護などの社会保障制度に関する一年間の支出が年々増加、②総人口は 50 年後に現在の7割に減少(令和2(2020)年国勢調査による1億 2,615 万人が 2070 年には 8,700 万人に減少)、③65 歳以上人口割合(高齢化率)はおおよそ4割へ上昇(2020 年の 28.6%から 2070 年には 38.7%)となっている(出生中位・死亡中位推計)等の結果を得ている。 ・国立感染症研究所では、感染症の制圧を目指し、新型コロナウイルス感染症等を含む感染症の危機管理体制強化を図っている中、新型コロナウイルス感染症等に対する基本的知識や積極的疫学調査のための専門講習会や実地疫学専門家養成コース(FETP)の研修を強化している。講習会修了者(令和3年度81名、令和4年度202名)、FETP修了者(令和3年度5名、令和4年度9名)と増加しており、今後とも危機管理体制の強化を図っていく。				
施策実現のための課題		1	科学技術の進歩に伴い、新たな技術を用いた医薬品・食品・化学物質等が数多く生み出されているが、ヒトへの影響について、科学的に正しく評価するための試験・研究や調査を優先度を踏まえながら実施し、その成果を厚生労働行政に反映させることが必要である。			
		2	国民生活の多様化、急速に進む少子高齢化等により、保健、医療、福祉等の分野で新たに生じた課題への対応が求められており、自治体職員等に対する研修や関連する調査・研究について社会や行政のニーズを踏まえながら実施することが必要である。			
		3	現在、直面している深刻な少子高齢化・人口減少という状況の中、我が国が今後取り組まねばならない複雑・困難な政策課題に資するために、人口及び社会保障の分野についてエビデンスに基づいたデータを提供する必要がある。			
		4	西アフリカにおけるエボラ出血熱等、近年多くの感染症が流行している状況の中、我が国と世界にとって脅威となる感染症の発生を迅速に探知・解析し、拡大を阻止するための科学的知見を提供することが必要である。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、新興・再興感染症に係る危機対応のための万全の体制と平時からの実践的な体制強化を図る必要がある。			
達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
目標1		厚生労働省組織令第136条において、 ・国家検定を要する医薬品、医療機器、再生医療等製品及び食品等の試験及び検査並びにこれに必要な研究を行うこと ・国内消費用医薬品(生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤を除く。)、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品及び食品等の試験及び検査(消毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の生物学的検査を除く。)並びにこれに必要な研究を行うこと。 ・毒物及び劇物の試験及び検査並びにこれに必要な研究を行うこと。 ・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の試験的製造を行うこと。 ・その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。 とされているため。				
(課題1)		医薬品・医療機器、食品、食品添加物及び化学物質等について、品質・安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。				

各課題に対応した達成目標	目標2	国及び地方公共団体等において保健医療、生活衛生及び社会福祉等の業務に関連する人に対し、専門的な教育を行い、保健医療等の向上及び改善を図ること。これらの調査及び研究を行うこと。	厚生労働省組織令第138条において、 ・保健医療事業又は生活衛生に関係する職員その他これに類する者の養成及び訓練並びにこれに対する保健医療及び生活衛生に関する学理の応用の調査及び研究(疾病の診断及び治療に係るものを除く。)を行うこと。 ・社会福祉事業に関係する職員その他これに類する者の養成及び訓練並びにこれに対する社会福祉に関する学理の応用の調査及び研究(保健医療及び生活衛生に関連するものに限る。)を行うこと。 とされているため。
	(課題2)		
	目標3	人口研究、社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の間の関連について調査研究を行い、社会保障に関連する政策の立案、評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。	厚生労働省組織令第139条において、国立社会保障・人口問題研究所は、社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うこととされているため。
	(課題3)		
	目標4	感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験検査研究を行い、研究成果等を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。 また、国立感染症研究所の体制強化を図ること。	厚生労働省組織令第140条において、 ・病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究及び講習を行うこと。 ・予防、治療及び診断に関する生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤並びに殺そ剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品及び医薬部外品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造を行うこと。 ・ペストワクチンその他使用されることがまれである生物学的製剤又はその製造が技術上困難な生物学的製剤の製造を行うこと。 ・食品衛生に関し、細菌学的及び生物学的試験及び検査を行うこと。 ・その他予防衛生に関し、科学的調査及び研究を行うこと。 ・予防衛生に関する試験及び研究の調整を行うこと とされているため。 また、 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、有事においても検査・疫学調査及び情報発信等を迅速・確実に実施できる体制を平時から構築する必要があるため。
	(課題4)		

達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
①	国立医薬品食品衛生研究所における研究課題評価(毎年度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価(アウトカム)	-	-	平均3.5点以上	毎年度	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。 なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。 (参考1) 平成28年度実績:4.3点、平成29年度実績:4.5点 (参考2) 平成27年度:2課題(うち事前2課題、中間0課題(※1)、事後0課題) 平成28年度:1課題(うち事前0課題、中間0課題(※1)、事後1課題) 平成29年度:3課題(うち事前1課題、中間0課題(※1)、事後2課題) 平成30年度:0課題(※2) 令和元年度:5課題(うち事前2課題、中間1課題(※3)、事後2課題) 令和2年度:2課題(うち事前0課題、中間2課題、事後0課題) 令和3年度:5課題(うち事前1課題、中間3課題(※3)、事後1課題) 令和4年度:2課題(うち事前0課題、中間2課題、事後0課題) (※1)機関評価又は研究部評価において、すべての研究部(20部)の活動状況が毎年度評価される場合には、研究課題評価(中間評価)の代替となるため、中間評価は行っていない。 (※2)平成30年度は機関評価を実施(点数化はされていない)。また、事前評価及び事後評価の対象課題がなかったため、「―」としている。 (※3)平成30年度と令和2年度、委員会の開催時期が早まった関係で事前評価を行えなかった課題について評価を行うもの。 (※4)令和3年度は機関評価を実施(点数化はされていない)。	外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して毎年度行っており、総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価のため、それを上回る目標値としている。		
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号		
(1)	国立医薬品食品衛生研究所施設管理事務経費 (昭和50年度)	22百万円 22百万円	22百万円 22百万円	22百万円	1	国立医薬品食品衛生研究所における医薬品・医療機器、食品、化学物質の品質、安全性及び有効性を評価するための試験・研究・調査を円滑に実施するため、動物庁舎における排水処理や水道設備の管理等の施設の維持管理業務を行う。 これにより、同研究所が行う国民の健康と生活環境を維持向上させるために必要な試験・研究・調査の円滑な実施に資するもの。						2023-厚労-22-0894		
(2)	安全性生物試験研究センター運営費 (昭和52年度)	73百万円 73百万円	73百万円 73百万円	73百万円	1	安全性生物試験研究センターにおける「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する指針」等に準拠した動物実験が円滑に実施できるようセンターにおける動物飼育室の空調管理及び「動物の愛護および管理に関する法律」等に準拠した各種実験動物の飼育管理等を実施する。 これにより、医薬品、食品、食品添加物及び生活関係化学物質の安全性・有効性を確保するための試験・研究に必要な動物実験の円滑な実施に資するもの。						2023-厚労-22-0893		
(3)	国立医薬品食品衛生研究所共同利用型高額研究機器整備費 (平成5年度)	145百万円 145百万円	145百万円 146百万円	145百万円	1	厚生労働省全体の共同利用型機器として、主に化学系の高額分析機器である核磁気共鳴装置、タンデムマス装置、LC/MS/MS装置等、構造決定に有用な最先端機器を整備する。 これにより、厚生労働行政に必要な行政研究・事業や厚生労働科学研究の遂行に資するとともに、ひいては国における研究の推進に寄与するもの。						2023-厚労-22-0896		
(4)	総合化学物質安全性研究費(生活環境暴露評価基盤研究費) (平成8年度)	3百万円 3百万円	3百万円 3百万円	3百万円	1	参加地方衛生研究所の所在地域に在住する一般市民の生活環境を対象として、 ①国立医薬品食品衛生研究所に設置した暴露評価委員会での討議を踏まえて選定された化学物質を対象に、参加地方衛生研究所において一般居住環境での試料採取を行う。 ②国立医薬品食品衛生研究所において採取試料中の化学物質濃度の測定及び室内環境での多経路暴露解析を実施し、データベースとして情報を集積する。 これにより、家庭用品等に由来する化学物質の生活環境中における環境濃度データを収集し、データベースの構築及び維持を行うことで、暴露評価の適正な実施に資するもの。						2023-厚労-22-0895		

(5)	研究情報基盤整備費(研究情報整備費) (平成8年度)	16百万円	2百万円	2百万円	1	国内外の研究機関・行政機関等に対し、①国立衛研の試験研究事業によって生成された試験研究データ、②国立衛研が中心となって、あるいは協力して編集・整理・収集した科学的知識及び研究関連情報、③外部機関から国立衛研に提供された有用情報、等の情報を改ざん防止等の十分なセキュリティ対策を行った上でインターネットを通じて情報提供するとともに、外部の最新の研究情報を入手するため、必要な研究情報基盤の整備を行う。 これにより、医薬品、食品、化学物質に関する安全性情報の根拠となる科学的データや専門家による評価情報をインターネットを通じて国内外の研究機関及び行政機関等との情報共有に資するもの。	2023-厚労-22-0897
		16百万円	2百万円				
(6)	研究情報基盤整備費(情報を基盤とする化学物質安全性国際協力事業) (平成8年度)	3百万円	3百万円	3百万円	1	行政担当者、企業担当者、研究者及び一般市民に対し、化学物質の安全性に関する質の高い情報を提供する。具体的には以下の①～④を行う。 ① IPCS(※)の化学物質安全性評価に関する英語文書原案の作成及びそのための情報の収集・調査及び解析・評価を行う。 ② IPCS文書の日本語版作成とホームページ(HP)での提供を行う。 ③ 欧米の主要機関作成の化学物質評価文書の日本語版作成とHPでの提供を行う。 ④ OECDテストガイドラインの日本語版作成とHPでの提供を行う。 ※ WHOの事業の1つである国際化学物質安全性計画事業のこと。 上記のように、IPCS事業の日本における担当機関として、国際化学物質安全性カード(ICSC)文書の作成による国際協力の推進を進めるとともに、欧米の有益な化学物質安全性評価情報の日本語翻訳とホームページを通じて広く国民への提供することで、化学物質の安全管理に資するもの。	2023-厚労-22-0898
		3百万円	3百万円				
(7)	化学物質による緊急の危害対策を支援する知識情報基盤事業費 (平成13年度)	4百万円	4百万円	4百万円	1	化学物質に起因する緊急危害対応に必要な情報の収集・蓄積・評価を行い、これらの情報を緊急時の化学物質安全性に関わる全ての関係者(医療・公衆衛生関係者、行政担当者、企業担当者)が必要な時に迅速かつ容易に活用できるようホームページで提供する。 ① 有毒物質の毒性、物性、被害事例等に関する国内外の情報の収集・調査を行う。 ② 米国AEGIL(急性暴露ガイドライン濃度)情報の翻訳・編集・蓄積と効率的活用法に関する研究を行う。 ③ 毒物劇物取締法データベース等のデータ更新及び管理を行う。 これにより有害化学物質のヒト健康影響に関する情報を収集・分析し、効率的な情報発信及び検索システムを構築し、大規模な化学物質事故や化学物質テロへの対応等に資するもの。	2023-厚労-22-0899
		4百万円	4百万円				
(8)	国立医薬品食品衛生研究所競争的研究事務経費 (平成13年度)	398百万円	331百万円	381百万円	1	国立医薬品食品衛生研究所の研究者に交付された競争的研究費について、 ① 研究者個人に代わって、研究機関が経理事務を行う。 ② 研究機関に利益相反委員会を設置し、利害関係が想定される企業との関わりについて適正に管理を行う。 これにより競争的研究費(厚生労働科学研究費補助金及び文部科学省科学研究費補助金等)の適正な執行及び公的研究である厚生労働科学研究の公正性・信頼性の確保に資するもの。	2023-厚労-22-0900
		439百万円	345百万円				
(9)	国立医薬品食品衛生研究所基盤的研究費 (平成14年度)	123百万円	123百万円	115百万円	1	国立医薬品食品衛生研究所において、 ① 医薬品の品質・有効性・安全性確保に関する基盤研究 ② 食品及び食品添加物等の品質・安全性確保に関する基盤研究 ③ 医療機器及び生活関係化学物質等の品質・有効性・安全性確保に関する基盤研究 ④ 医薬品・食品・食品添加物及び生活関係化学物質等に係る各種毒性試験法等に関する基盤研究等を行う。 これにより、医薬品、医療機器、食品、食品添加物及び生活関係化学物質等に関する基礎的研究を進め、国内外における諸分野の動向を踏まえた最新の規格・基準の策定等に資するもの。	2023-厚労-22-0892
		123百万円	123百万円				
(10)	医薬品等規制行政に直結する政策研究費 (平成18年度)	123百万円	139百万円	112百万円	1	国民生活を取り巻く医薬品、医療機器、食品、その他生活環境中に存在する化学物質について、その品質、安全性及び有効性を適正に予測・評価し、行政による規制に直結する科学的根拠を明確にすることにより、産業競争力の向上及び健康に対する被害を防止して安全な国民生活を確保するために必要な経費。令和2年度は、以下の研究を実施。 ① 化学物質安全性ビッグデータベースの構築と人工知能を用いた医薬品・食品・生活化学物質のヒト安全性予測評価基盤技術の開発研究 ② ゲノム編集技術を用いた医療及び食品の安全性確保に関する基盤研究 ③ 医薬品の品質管理の高度化に対応した日本薬局方等の公定試験法拡充のための研究開発 ④ 安全性評価の高度化と迅速化に資する新規代替試験法の開発と国際標準化に関する研究 このように、国立医薬品食品衛生研究所において、国民生活を取り巻く医薬品、医療機器、食品、その他生活環境中に存在する化学物質について、その品質、安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行うことにより、産業競争力の向上及び健康に対する被害を防止し、国民生活の安全の確保に資するもの。	2023-厚労-22-0903
		122百万円	138百万円				
(11)	食品の安全性に関する情報の科学的・体系的収集、解析、評価及び提供に係る研究事業費 (平成20年度)	10百万円	10百万円	10百万円	1	① 食品の安全に関わる行政機関、リスク評価機関、地方衛生研究所等の関係者及び一般国民に対し、食品の安全確保のため、食品関連情報の収集・調査・分析を行い関係機関や一般に情報提供する。 ② 食品中の微生物や化学物質に関する国際機関や各国担当機関の最新情報や評価情報、文献情報等を要約した『食品安全情報』の発行により情報提供し、新たに生じた重要課題についても詳細な調査及び分析・評価(随時)を行う。 ③ 日本にも影響を及ぼす可能性がある国際的事業や緊急対応が求められる可能性がある事業に関しては、適宜詳細な調査を行い各関係部局をはじめ、一般にもホームページ等から情報発信を行っている。 このように、国立医薬品食品衛生研究所において、国内外の食品安全情報を収集・分析、データベース構築、関係者や国民への情報提供を実施することにより、食品の安全情報分野における対応体制の構築及び整備を進め、健康被害防止や安全性確保に資するもの。	2023-厚労-22-0901
		10百万円	10百万円				
(12)	医薬品の安全性に関する情報の科学的・体系的収集、解析、評価及び提供に係る研究事業費 (平成20年度)	15百万円	10百万円	10百万円	1	厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課・医薬品審査管理課、医薬品医療機器総合機構、国立病院、一般の医師・薬剤師、一般国民に対し、 ① 米国FDA、欧州EMA、WHOなどの公的機関や、国際的な主要医学雑誌N Engl J Med、JAMA、Lancetなどから、最新情報を収集、分析、評価し、重要なものについて日本語で隔週、E-mailで情報提供し、ホームページ(HP)にも掲載する。 ② 新たに生じた医薬品関連の課題(新型インフルエンザ流行時の抗ウイルス薬の緊急時使用、海外での医薬品のリスク最小化策の先行例など)に関し、海外公的機関の対策について情報提供やHPへの掲載を行う。 ③ 医薬品安全性の情報検索に有用なデータベースの構築を行う。 このように、血液製剤によるHIV感染などを教訓として、国立医薬品食品衛生研究所において、海外の重要な医薬品安全情報を専門家が収集、分析、評価を行い、厚生労働省等の関連部署及び一般国民に対し、信頼できる最新情報として迅速に分かりやすく提供することにより、健康被害防止や安全性確保に資するもの。	2023-厚労-22-0902
		15百万円	9百万円				
(13)	新型コロナウイルス感染症治療薬の迅速開発等のための体制整備等事業費 (令和2年度)	-	-	-	1	新型コロナウイルス感染症に係る、①治療薬の安全性評価等の高度化、②体外診断薬の性能評価等、③ウイルスによる食品等に対する調査体制の整備を行うことで、治療薬の迅速な開発、診断薬の信頼性確保、食品等の汚染による感染拡大の防止に貢献するものであり、国立医薬品食品衛生研究所の目的の達成に資するものである。	-

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
		令和元年度	令和2年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度					
②	国立保健医療科学院における研究課題評価(毎年度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価(アウトカム)	-	-	平均3.5点以上	毎年度	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。 なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。 (参考1)平成28年度実績:4点、平成29年度実績:4.3点、平成30年度実績:4.2点 (参考2) 平成27年度:6課題(うち事前0課題、中間6課題、事後0課題) 平成28年度:6課題(うち事前0課題、中間6課題、事後0課題) 平成29年度:6課題(うち事前0課題、中間6課題、事後0課題) 平成30年度:6課題(うち事前0課題、中間6課題、事後0課題) 令和元年度:6課題(うち事前0課題、中間6課題、事後0課題) 令和2年度:6課題(うち事前0課題、中間6課題、事後0課題) 令和3年度:6課題(うち事前0課題、中間6課題、事後0課題) 令和4年度:6課題(うち事前0課題、中間6課題、事後0課題)	外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して毎年度行っており、総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価のため、それを上回る目標値としている。	
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号		
(14)	短期研修経費 (平成14年度)	150万円 110万円	150万円 120万円	150万円	2	保健医療、生活衛生及びこれらに関連する社会福祉の分野の関係業務に従事している者に対して、地域医療連携マネジメント研修、水道工学研修、ウイルス研修、児童虐待防止研修などで各分野の最新の知識、技術等の研修を実施する。 このように、自治体職員等への養成及び訓練を行うことにより、保健医療、生活衛生及び社会福祉等事業の改善に寄与し、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。					2023-厚労-22-0904		
(15)	専門・研究課程教育費 (平成14年度)	700万円 600万円	200万円 100万円	200万円	2	①研究課程 修業期限3年間で実施し、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う。 ②専門課程 保健福祉行政管理分野、地域保健福祉専攻科などの各分野で修業期限2月～1年で実施する。 このように、自治体職員等への養成及び訓練を行うことにより、保健医療、生活衛生及び社会福祉等事業の改善に寄与し、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。					2023-厚労-22-0905		
(16)	国立保健医療科学院共通経費 (平成14年度)	510万円 510万円	510万円 510万円	510万円	2	国立保健医療科学院における養成訓練及び試験研究に必要な消耗品、複写機保守等。 このように、経費の適正な執行に努めることで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資するもの。					2023-厚労-22-0906		
(17)	国立保健医療科学院競争的研究事務経費 (平成14年度)	2090万円 1250万円	1600万円 1140万円	1470万円	2	厚生労働科学研究費補助金、科学研究費補助金、各種助成金で行う研究の機関経理を行う。 このように、厚生労働科学研究費補助金等の適正な事務を行うことで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資するもの。					2023-厚労-22-0907		
(18)	国立保健医療科学院運営経費 (平成14年度)	110万円 110万円	400万円 400万円	400万円	2	①研究調査の実施 ②年報作成 ③研究倫理審査委員会を開催 ④特殊施設(機器分析室)の管理運営 ⑤廃棄物の処理 を行う。 このように、経費の適正な執行に努めることで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資するもの。					2023-厚労-22-0908		
(19)	研究研修棟施設管理等事務経費 (平成14年度)	1620万円 1620万円	1680万円 1680万円	2340万円	2	清掃業務、設備運転保守業務、特定機器保守業務の事業を行う。 このように、庁舎の適正な維持管理に努めることで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資するもの。					2023-厚労-22-0909		
(20)	国立保健医療科学院基盤的研究費 (平成14年度)	120万円 120万円	120万円 120万円	120万円	2	保健医療福祉サービスに関する ・健康危機管理研究のあり方に関する基盤的研究 ・少子・高齢化社会に対応した健康確保に関する基盤的研究 ・生活環境に関する安全・安心の確保に向けた基盤的研究 等に関する基礎的・基盤的研究を行う。 このように、保健医療福祉サービスに関する基礎的研究を行い研修等に反映させることにより、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。					2023-厚労-22-0910		

(21)	電子図書館事業費 (平成14年度)	13百万円	3百万円	3百万円	2	①厚生労働科学研究成果データベースシステムを開発し、研究成果のデータベース化を行う。 ②厚生労働科学研究成果(研究概要及び研究報告書本文)を迅速に公開する。 ③公衆衛生分野の関連資料(古典的な資料、基礎的な統計資料等)の電子化と公開を行う。 ④府省共通研究開発管理システム(e-Rad)との連携により研究登録情報等の一元的な管理を行う。	2023-厚労-22-0911
		13百万円	3百万円			このように、厚生労働科学研究成果データベースシステムにより、厚生労働施策に関する科学的根拠等を公開し、情報の共有を図ることは、研究事業を日常的に支えるとともに保健医療の現場等へ最新の情報を提供することにより、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。	
(22)	医療・福祉サービス研究 (平成14年度)	4百万円	4百万円	4百万円	2	有効な介護予防のための保健事業の開発、実施、評価支援に関する調査研究、医療機関における新たな概念と手法を用いたマネジメント教育に関する研究及び保健医療福祉サービスに関する調査研究を行う。 本事業により、医療・福祉サービス分野に関する調査研究を行い研修等に反映させることにより、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。	2023-厚労-22-0932
		3百万円	4百万円				
(23)	生活環境研究 (平成18年度)	9百万円	9百万円	9百万円	2	国立保健医療科学院で保有する浄水処理実験プラントおよび関連の実験装置等を活用し、水道原水の変動や原水汚染に対応する処理技術の評価及び、浄水施設の運転管理手法の最適化に関する研究、高度浄水処理の実用化及び既存の浄水処理技術の性能向上に関する研究を行う。これらの成果を原水水質に対応する処理システムとしてその性能、運転管理方法等について整理する。また、水道原水、水道水中のウイルスや関連物質の挙動を把握し、調査地域、対象項目、調査頻度等を検討し、モニタリング手法を検証する。さらに、水道、水の衛生分野における国際協力や、WHO(世界保健機関)研究協力センターとしての活動などに関連して、調査研究事業を実施し、水分野の国際協力の一層の推進を図る。 本事業により、生活環境分野に関する調査研究を行い研修等に反映させることにより、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。	2023-厚労-22-0933
		9百万円	9百万円				
(24)	研究データの公開基盤となる機関リポジトリの構築及び運用事業 (令和4年度)	-	27百万円	8百万円	2	統合イノベーション基本戦略に対応した研究データの公開基盤となる機関リポジトリの構築と運用を行う。 本事業により、国立保健医療科学院の機関リポジトリの構築と運用を行うことにより、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。	2023-厚労-22-0957
		-	27百万円				

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	年度ごとの実績値									
令和元年度	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度							
③	国立社会保障・人口問題研究所における研究課題評価(毎年度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価(アウトカム)	-	-	平均3.5点以上	毎年度	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。 なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。 (参考1)平成28年度実績:4.3点、平成29年度実績:4.4点、平成30年度実績:4.3点 (参考2)平成28年度:13課題(うち事前 4課題、中間 7課題、事後 2課題) (うち政策判断に用いられた件数 6課題(調査結果の審議会資料への掲載等)) 平成29年度:12課題(うち事前 1課題、中間 8課題、事後 3課題) (うち政策判断に用いられた件数 6課題(調査結果の審議会資料への掲載等)) 平成30年度:11課題(うち事前 2課題、中間 8課題、事後 1課題) (うち政策判断に用いられた件数 6課題(調査結果の審議会資料への掲載等)) 令和元年度:14課題(うち事前 4課題、中間 8課題、事後 2課題) (うち政策判断に用いられた件数 6課題(調査結果の審議会資料への掲載等)) 令和2年度:17課題(うち事前 3課題、中間 9課題、事後 5課題) (うち政策判断に用いられた件数 6課題(調査結果の審議会資料への掲載等)) 令和3年度:17課題(うち事前 5課題、中間 9課題、事後 3課題) (うち政策判断に用いられた件数 5課題(調査結果の審議会資料への掲載等)) 令和4年度:14課題(うち事前 0課題、中間 13課題、事後 1課題) (うち政策判断に用いられた件数 4課題(調査結果の審議会資料への掲載等))	外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して毎年度行っており、総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価のため、それを上回る目標値としている。
						4.3点	4.3点	4.3点	4.3点			
達成手段3 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額									
(25)	国立社会保障・人口問題研究所運営経費 (平成8年度)	15百万円	14百万円	15百万円	3	優れた研究成果を創出し、それを次の段階の研究に反映するための研究評価を実施するとともに、機関誌等の刊行により研究成果を広く社会に提供し、組織運営の適正化を図るため、評議員会を開催している。	2023-厚労-22-0912					
		14百万円	13百万円			このような広く国民の政策的な関心に応える最新情報を提供する機関誌等は、多くの人に活用されており、研究成果を広く社会に提供することにより、国民の福祉の向上に寄与するという国立社会保障・人口問題研究所の目的の達成に資するもの。						
(26)	研究調査経費(社会保障・人口問題基本調査) (平成8年度)	84百万円	83百万円	118百万円	3	調査地区から層化無作為抽出した地区における世帯及び世帯員を調査の客体とし、地方公共団体において任命された調査員が世帯を訪問し、調査を行い、その調査結果を国において集計し、詳細な分析を実施する。 これにより、当調査の結果を各種施策の指標や公的年金の財政検証等に幅広く活用することで様々な政策の立案や評価に資するもの。	2023-厚労-22-0914					
		79百万円	77百万円									

(27)	研究調査経費(社会保障・人口問題基本調査による分析モデル開発) (平成8年度)	- -	2百万円 3百万円	4百万円	3	前年度に実施した社会保障・人口問題基本調査で得た調査結果の要因分析を行うための分析モデルを開発する。 本事業は、(25)の調査について、さらに踏み込んだ分析を行うものであり、調査結果の充実に資するもの。	2023-厚労-22-0915
(28)	研究調査経費(社会保障・人口問題基本調査の事後事例調査) (平成8年度)	1百万円 1百万円	1百万円 1百万円	1百万円	3	前々年度に実施した社会保障・人口問題基本調査の調査地区の調査協力機関、調査員及び調査対象者に対して、研究所研究員が現地に出向き聞き取り調査を実施し、その結果を踏まえた分析を実施する。 本事業は、(25)の調査について、さらに踏み込んだ事後調査を行うものであり、調査結果の充実に資するもの。	2023-厚労-22-0916
(29)	社会保障情報・調査研究費 (平成8年度)	3百万円 3百万円	2百万円 2百万円	2百万円	3	①OECD基準に沿った社会支出総額及びGDP(国内総生産)に対する比率、政策分野別にみたデータなどの集計及び国際比較 ②ILO基準に沿った社会保障給付費総額や機能別(高齢、障害、保健医療などの区分)、制度別(年金、医療、介護などの制度区分)にみたデータ及び財源データの集計 ③過去からの社会支出及び社会保障給付費等に関する時系列データの整備 本事業の成果である社会保障費用統計は、統計法上の基幹統計として国際比較分析等において特に重要な公的な統計と位置付けられるとともに、社会保障給付と社会保障負担に関する制度改革への国民の理解及び合意形成の基礎資料となるものであり、社会保障制度の安定と発展、ひいては国民の福祉に資するもの。	2023-厚労-22-0917
(30)	研究成果の普及等に要する経費 (平成8年度)	3百万円 3百万円	3百万円 3百万円	3百万円	3	厚生政策セミナーの開催及び研究成果の公表に関する事業等を実施する。 本事業により、国内外の一流の研究者を招き、広く学界及び行政担当者に門戸を開いて交流を図ったり、研究成果や事業内容等を公開することは、研究成果を広く社会に提供するという国立社会保障・人口問題研究所の目的の達成に資するもの。	2023-厚労-22-0918
(31)	国立社会保障・人口問題研究所基盤的研究費 (平成14年度)	8百万円 8百万円	8百万円 8百万円	8百万円	3	社会保障・人口問題全般における基礎資料及び情報の収集やデータベースの整備等を実施する。 これは国立社会保障・人口問題研究所において実施している各種研究調査の土台としての役割を担っており、これらの研究調査の質の向上に資するもの。	2023-厚労-22-0913
(32)	政策形成に携わる職員の資質向上支援事業 (平成24年度)	1百万円 0百万円	1百万円 0百万円	1百万円	3	外部講師(外国人研究者含む)による研究会等を行う。 本事業により、講演会による意見交換等を通じ、よりの確に社会保障・人口問題分野の政策課題を把握した研究が実施できる体制の構築、ひいては国民の福祉の向上に資するもの。	2023-厚労-22-0935
(33)	「一億総活躍社会」実現に向けた総合的研究 (平成29年度)	13百万円 13百万円	11百万円 10百万円	11百万円	3	本事業では、「ニッポン一億総活躍プラン」にて提示された「希望出生率1.8」及び「地域共生社会の実現」に向けて、①ライフコースを通じた社会的包摂に向けた子ども・子育て支援のあり方に関する研究、②若者世代の社会参加のための基盤と生活支援のあり方に関する総合的研究、③地域共生社会構築に向けた障害福祉制度のあり方に関する基礎的研究を行うことにより、厚労省所管事業の効率的・効果的な遂行に貢献し、「一億総活躍社会」の実現に寄与することを目的とする。 社会的孤立の実態把握、生活上の様々な困難に至る要因の特定及び予防を含めた政策的介入の構想のための実証的知見の蓄積を基に、効果的な子育て支援の整備、就職不安定世代の社会的包摂施策の検討、総合的な個人の地域生活支援の検討を実施し、「一億総活躍社会」の実現に向けて具体的に貢献する。	2023-厚労-22-0937
(34)	特別研究費(将来人口推計のための調査分析ならびにシステム開発事業) (令和2年度)	7百万円 7百万円	7百万円 7百万円	7百万円	3	将来人口推計、将来世帯推計の効率化と精度改善、説明力の向上を図るために必要なシステムを開発し、各種施策、将来計画等の信頼性向上に寄与し、年金財政計画等の各種施策立案に的確な基礎数値を与える。	2023-厚労-22-0944
(35)	超長寿社会における人口・経済・社会のモデリングと総合分析 (令和2年度)	6百万円 6百万円	6百万円 6百万円	-	3	我が国初の試みとして開発された日本版死亡データベース(JMD)の維持・拡充のほか、骨太方針2019に掲げられた健康寿命の延伸や長寿社会への対応のための政策議論に資する科学的基礎を提供する観点から、我が国の超長寿化と健康の関係に係る研究を進め、その成果を国内外へ発信していく必要がある。 そこで本研究プロジェクトでは、全体を「死因／死亡過程分析」、「健康度と寿命の関連分析」、「死亡モデルと公的年金」、「人口学的死亡モデルの発展」の4つに分け、海外の研究機関とも連携しつつ、長寿化を人口学的観点から総合的に研究していく。	2023-厚労-22-0945
(36)	レセプトデータ等を利用した自治体の健康・医療・介護の一体的分析支援研究事業 (令和2年度)	- -	- -	-	3	広域自治体(都道府県)を通じて市町村(広域連合)が保有する特定検診データ、レセプトデータ、そして介護データからなる日常生活圏域単位で分析可能な統合データベースを作成する。このデータベースの活用により、健康状況～発症～治療(リハビリ)～介護の関係を明らかにし、日常生活圏域での保健指導の向上にも資する支援体制を構築していく。	-
(37)	アジア諸国からの労働力送り出し圧力に関する総合研究(第二次) (令和2年度)	- -	- -	-	3	アジア諸国は依然として強い人口増加圧力や国内労働市場が未成熟であることにより、海外への労働力移動が世界でも最も盛んな地域であり、一方、日本においては、少子化等による人手不足を背景に近年急ピッチで外国人受け入れ施策が進められている。こうした状況を踏まえ、令和元年度実施中の送り出し国の状況に関する研究の対象国を広げ、さらに研究を深めることで、日本における外国人受け入れの政策構築に資する知的基盤を構築することを目的とする。 アジア諸国から海外への労働力移動に関して以下の点を明らかにするため調査を実施する。 ・アジア諸国の海外労働力送り出し政策の概要 ・各国における民間あっせん事業者のマーケット構造 ・ミクロレベルの個人の国際移動に対する意識	-
(38)	自治体支援に向けた職域保険と地域保険の健康・医療・介護データの一体的分析支援研究 (令和3年度)	11百万円 10百万円	7百万円 7百万円	7百万円	3	地域保険(市町村国保、後期高齢、介護保険)を対象とした既存データベース(県データベース、KDB突合データ)をもとに、対象制度を職域保険に拡張した健康・医療・介護一元化データベースを構築する。このデータベースの活用により、高齢期の健康に対して中年期の生活習慣や健診・医療サービスの受診がどのような影響を与えているのか、さらに健康寿命の延伸に有効な支援のあり方、などを明らかにし、モデル自治体から得られた知見を地方厚生局を通じて全国展開することにより、各都道府県・保険者の効果的な保健事業の実現や計画立案能力の向上を目指す。	2023-厚労-22-0955
(39)	国民移転勘定(NTA)プロジェクト (令和3年度)	1百万円 1百万円	3百万円 3百万円	3百万円	3	近年、国連による支援の元に開発された加工統計である国民移転勘定(NTA)並びに国民時間移転勘定(NTTA)を我が国のデータを用いて新たに構築する。公的統計データとして継続的に公表することにより、世代間ならびにジェンダー間における所得移転の状況を継続的にモニタリングしていく体制を構築する。また、作成したNTA/NTTAを用いてシミュレーション等の実証研究を行い、人口変動や制度変更が、自助(労働)、公助(社会保障)、共助(家族や地域・血縁)を通じた世代間・ジェンダー間の支え合いに与える影響についてのエビデンスを提供する。これらを通じて、政府が骨太の方針2019に掲げた全世代型社会保障の構築のための政策議論に直結するエビデンスを提供する。	2023-厚労-22-0956

(40)	国際的な視点から見たわが国の労働移民政策の位置付けに関する総合的研究 (令和3年度)	21百万円	-	-	3	わが国の労働移民政策について国際比較の観点から以下のレビューを行うことを目指す。 ・ ハイスキル層、特定技能、技能実習を中心としたミドルスキル層、及び、留学を経た留学生の日本での就職など複数のルートについて、これらの人の流れを対象とする政策が国際的に見てどのように位置付けられるかを明らかにする。 ・ これらの政策のアウトカムを明らかにするとともに、それらが国際的に見てどのように位置付けられるのか(優れている点、劣っている点)を明らかにする。 ・ 以上を踏まえた、政策的な改善点の析出及び提示。	-
		19百万円	-				
(41)	研究調査経費(社会保障・人口問題基本調査次年度実施準備経費) (令和4年度)	-	9百万円	9百万円	3	公的統計調査におけるオンライン調査導入の推進及び新型コロナウイルス感染拡大への対応による調査環境の変化を踏まえて、社会保障・人口問題基本調査について、調査実施の前年度にオンライン回答のための電子調査票開発を行う。紙媒体の調査票による回答に加えて電子調査票を利用した調査方法のための自治体対応の支援準備を行うことことで調査結果の充実に資するもの。	2023-厚労-22-0958
		-	9百万円				
(42)	将来世代の公的年金資産形成の実態把握とその背景にある就業・家族形成行動との関連の分析 (令和4年度)	-	5百万円	5百万円	3	就職氷河期世代及びそれ以降の人々の年金資産の蓄積や、背後にある就業や家族形成行動を明らかにすることにより、氷河期世代や雇用環境の悪化が予想される新卒者を始めとする将来世代の正規雇用化や就業継続、家族や親族の間の助け合いを促し、生活保護受給者増を防ぐ施策に資する基礎的な資料を作成し、将来の社会保障費用負担の抑制に寄与する。	2023-厚労-22-0959
		-	6百万円				
(43)	ポストコロナ期における国際人口移動に関する総合的研究 (令和4年度)	-	16百万円	-	3	国際的な人の移動の再開への期待が強まる中、スムーズな受入れに当たり、この間の受入れ/送出し双方の情勢及び意識の変化など最新の情勢について明らかにし、外国人関連施策の企画立案する関係各所と連携することで、「外国人材の活躍推進」、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等国の重点政策の効果的実施を支援する。	2023-厚労-22-0960
		-	16百万円				

達成目標4について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)						測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値								
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
④	国立感染症研究所における研究課題評価(毎年度実施) ※総合評価は5点満点で、3点で「良好」の評価(アウトカム)	-	-	平均3.5点以上	毎年度	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。 なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。 (参考1)平成28年度実績:4.3点、平成29年度実績:4.4点、平成30年度実績:4.5点 (参考2) 平成27年度:15課題(うち事前1課題、中間12課題、事後2課題) 平成28年度:4課題(うち事前2課題、中間2課題(※)、事後0課題) 平成29年度:14課題(うち事前3課題、中間10課題、事後1課題) 平成30年度:15課題(うち事前2課題、中間12課題、事後1課題) 令和元年度:3課題(うち事前1課題、中間2課題(※)、事後0課題) 令和2年度:16課題(うち事前3課題、中間13課題、事後0課題) 令和3年度:14課題(うち事前0課題、中間14課題、事後0課題) 令和4年度:3課題(うち事前0課題、中間3課題、事後0課題) (※)中間評価は、継続課題のうち5年以上継続しているものを対象とし、3年毎を目安に行っているところ、評価サイクルの関係から平成28年度、令和元年度は評価対象課題が少なかったもの。なお、各年度の5年以上継続課題数は、平成27年度:23課題、平成28年度:24課題、平成29年度:23課題、平成30年度:23課題、令和元年度:22課題、令和2年度:24課題、令和3年度:25課題、令和4年度:27課題である。	外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して毎年度行っており、総合評価は5点満点で、3点で「良好」の評価のため、それを上回る目標値としている。
達成手段4 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(44)	国立感染症研究所運営経費 (昭和50年度)	66百万円	67百万円	64百万円	4	国立感染症研究所の業務として血清情報管理室の運営、ハンセン病に関するレファレンス等を行う。 本事業で、血清情報管理室が保有する血清の保存管理を適切に行うことで、国立感染症研究所における各種感染症研究・調査の円滑な実施に資するもの。 また、ハンセン病に関するレファレンス業務では、我が国唯一のハンセン病専門の研究機関として、一般医療機関でのハンセン病の診断や治療、鑑別診断を支援することにより、ハンセン病治療の充実と知識の普及に資するもの。					2023-厚労-22-0920	
		65百万円	66百万円									
(45)	生物安全対策費 (昭和56年度)	32百万円	31百万円	31百万円	4	研究者等の病原体からの保護、外部への漏出防止等のために対処した高度封じ込め実験施設の特性をもった施設を維持するために、常時機能が十分発揮できる状態に維持する。 これにより、研究者等を病原体から保護し、また、病原体の外部への漏出を防ぐための高度封じ込め実験施設を維持管理することで、研究業務等の安全かつ円滑な実施に資するもの。					2023-厚労-22-0922	
		32百万円	31百万円									
(46)	国立感染症研究所施設管理事務経費 (昭和57年度)	325百万円	325百万円	325百万円	4	国立感染症研究所村山庁舎の施設管理維持、定期点検整備を行う。 このように、国立感染症研究所村山庁舎における電気設備、機械設備及び給排水衛生設備等について正常な運転を維持管理することで、研究業務等の安全かつ円滑な実施に資するもの。					2023-厚労-22-0923	
		324百万円	325百万円									
(47)	エイズ研究センター経費 (昭和63年度)	8百万円	8百万円	8百万円	4	人材育成を介してアジア・アフリカ地域等のHIV感染診断検査技術向上に結びつけることを目的としてHIV感染診断検査技術講習(10-12カ国を対象とするHIV感染診断技術および疫学手法に関する講習)等を行っている。 このように、HIV感染診断検査技術の普及・向上を推進することにより、世界のHIV感染拡大の抑制に資するもの。					2023-厚労-22-0924	
		8百万円	8百万円									

(48)	戸山庁舎関係経費 (平成4年度)	385百万円 385百万円	385百万円 385百万円	385百万円	4	国立感染症研究所戸山庁舎の施設設備を適切な状態に維持管理するための保守・点検等の業務委託及び光熱水料。 このように、国立感染症研究所戸山庁舎における大型特殊実験施設を適正に維持管理することにより、研究業務等の安全かつ円滑な実施に資するもの。	2023-厚労-22-0925
(49)	国立感染症研究所共同利用型高額研究機器整備費 (平成5年度)	66百万円 66百万円	66百万円 66百万円	75百万円	4	国立感染症研究所の共同利用型高額機器として、細胞自動分析分離装置及び超高分解能操作電子顕微鏡を整備する。 このように、国立感染症研究所の事業やその他の大学、研究機関との研究にも利用可能な高額研究機器を整備し、共同利用することで、実験の効率化と科学技術推進に資するもの。	2023-厚労-22-0926
(50)	ハンセン病研究センター経費 (平成9年度)	132百万円 130百万円	132百万円 131百万円	132百万円	4	(1)ハンセン病研究センターの研究棟、管理棟、動物棟の管理運営及びP3新研究実験等運営費 (2)ハンセン病の薬剤耐性菌に関する調査研究 (3)ハンセン病国際協力推進事業(ハンセン病濃厚地域に人材を派遣し流行地技術移転) このように、ハンセン病研究センターにおける研究棟を適切に維持管理することにより、研究業務等の安全かつ円滑な実施に資するもの。	2023-厚労-22-0927
(51)	感染症疫学センター経費 (平成9年度)	33百万円 33百万円	24百万円 24百万円	24百万円	4	(1)サーベイランス(感染症監視)事業 1. 感染症発生動向調査システム運用と週報編集発行 2. 病原体検出情報システム運用と病原微生物検出情報編集発行 (2)感染症予防治療情報システム事業 感染症にかかる予防治療情報等のwebによる発信を行う。 このように、感染症法に基づく感染症発生動向調査における中央感染症情報センターとして、様々な感染症情報の収集、分析及び公表を行うことで、広く国民一般への感染症の知識の普及と予防啓発に資するもの。	2023-厚労-22-0928
(52)	感染症危機管理人材養成事業費 (平成11年度)	5百万円 3百万円	9百万円 6百万円	9百万円	4	実施疫学調査専門家(FE)の養成: 米国CDCや世界保健機関(WHO)との協力のもと、国立感染症研究所内に世界標準となる2年間の実地疫学専門家養成コース(FETP)を設置し、On-the-job(実務研修)によるFEの育成を行う。疾病アウトブレイクへの直接対応を通して、健康危機管理対応を実践しつつ、知識・技術・実務の総合技能の修熟を図る。データの収集・分析・還元技能修得のため、感染症サーベイランスのデータ分析還元や疫学研究の立案と実施を、また、国際的な感染症危機管理技能修得のため、WHO西太平洋地域事務局での実務研修も行う。さらに、地方自治体における人材育成に寄与するため、自治体等の感染症対策関係者への講習等を行う。 このように、感染症疫学調査の専門家を養成し、国と地方が連携して積極的に疫学調査を実施することにより、健康危機管理体制の確立と強化に資するもの。	2023-厚労-22-0929
(53)	国立感染症研究所競争的研究事務経費 (平成13年度)	423百万円 465百万円	452百万円 485百万円	519百万円	4	1研究あたりの研究費の増大に伴う研究者個人による研究費管理の増大から、競争的研究資金に係る経理について機関経理を行うとともに、補助員に係る機関雇用を行う。また公的研究である厚生労働科学研究の公正性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)についてその管理に必要な利益相反委員会を運営する。 このように、競争的研究費の機関経理業務を行うことで、公的研究費の公正性及び信頼性の確保に資するもの。	2023-厚労-22-0930
(54)	国立感染症研究所基盤的研究費 (平成14年度)	124百万円 124百万円	100百万円 100百万円	97百万円	4	技術的な根拠のある感染症対策を可能とするため、病原体等を取り扱う上での安全管理の研究、実験動物の微生物モニタリング、生物学的製剤、抗生物質等の安全管理に関する研究、感染症に関する検査システムを確保するために必要な研究、感染症に関わる基礎研究等多岐に亘る研究を行う。 本事業では、研究業務を遂行する上で必須である科学的基盤を維持するための研究を実施しており、その成果は、感染症の応用研究や競争的研究開発の基礎としてこれらの研究等の実施に資するもの。	2023-厚労-22-0921
(55)	生物学的製剤の安全性情報収集、解析、評価に係る研究事業費 (平成15年度)	1百万円 1百万円	1百万円 1百万円	1百万円	4	①生物学的製剤にかかる情報を能動的検索により収集し、探知された情報をそれぞれの疾患・病原体の専門家が評価し、事務局が集約する。 ②毎月および随時所内の評価委員会で①の情報の重要性和影響をリスク評価する。 ③②の評価結果にしたがって、健康危険情報を科学的エビデンスを付け厚生労働省担当部局に報告する。 このように、国内外の生物学的製剤に起因する感染症に関する科学・疫学情報を収集、リスク評価し、厚生労働省担当部局と共有することにより、速やかな行政対応及び対応の遅れによる被害を防止するとともに、国の責務として国民に安全な生物製剤を提供することに資するもの。	2023-厚労-22-0931
(56)	国立感染症研究所共通経費 (平成19年度)	258百万円 258百万円	205百万円 205百万円	261百万円	4	国立感染症研究所研究業務全般に必要な備品、消耗品等の購入費用、印刷製本費、通信運搬費、非常勤職員給与等。 このように、研究業務等に必要な備品、消耗品等を適正かつ効率的に購入等することにより、国立感染症研究所の円滑な運営、研究業務等の遂行に資するもの。	2023-厚労-22-0919
(57)	ロタウイルスワクチン検定及び品質管理に関する基礎研究 (平成23年度)	3百万円 2百万円	1百万円 1百万円	1百万円	4	平成23年度ロタウイルスワクチン(単価ワクチンのロタリックス、5価ワクチンのロタテック)の承認、接種開始に対応して、安全性管理、並びに品質管理を国家検定業務にて行う必要がある。本ワクチンは、弱毒化生ワクチンであり、接種後に被接種者体内で増殖することでロタウイルスに対する総合的な免疫を誘導し、重篤な症状の出現を防止する。しかし、その作用機序は明らかにされておらず、ロタウイルスの弱毒化に関する分子基盤も得られていない。本事業では、ワクチンの品質管理手法の構築、並びに、ロタウイルスの病原性発現機構、ワクチンの作用機序を研究し、品質管理に役立てるとともに、ワクチン由来ロタウイルス感染症の出現の予防を行う。 本事業により、ウイルスの病原性、免疫誘導などに関する基礎的研究、流行の疫学研究を行うことで、生ワクチンの品質と安全性を確保する検定・検査方法の確立に資するもの。	2023-厚労-22-0934
(58)	侵襲性真菌症に対する対策事業 (平成28年度)	2百万円 2百万円	2百万円 2百万円	2百万円	4	全国から依頼のある高病原性真菌による感染症の診断支援等のための検査を実施すると共に、当該真菌に係るスクリーニング検査法の標準化を図る他、緊急に必要な真菌検査法の構築を図るもの。 これにより正確な真菌症の疫学データの収集が可能となることにより、国内における高病原性真菌の唯一の検査施設としてデータを提供すること等により施策判断に寄与するもの。	2023-厚労-22-0936
(59)	薬剤耐性菌感染症制御研究事業費 (平成29年度)	479百万円 474百万円	477百万円 477百万円	280百万円	4	病原体収集体制を構築し、耐性菌株を収集することにより菌株の薬剤耐性遺伝子を調べ、国内での薬剤耐性の流行状況を分子疫学的に把握する。院内感染発生時には自治体と連携して病原体解析、疫学解析を行い、感染対策支援を行う。さらに家畜、食品由来の薬剤耐性菌の情報も収集し、ワンヘルスの考え方から社会における薬剤耐性の動向を俯瞰的に把握する。国際協力については、日本の薬剤耐性サーベイランスの集計プログラムをアジア途上国に提供し、各国での薬剤耐性サーベイランスシステムの構築を支援する。 このように、各分野の様々な情報を収集、集約、分析し、社会に情報発信することにより、薬剤耐性菌感染症に係る政策提言に資するもの。	2023-厚労-22-0938

(60)	ポリオウイルス病原体管理強化に伴う検定検査研究業務(GAPⅢ対応)に係る事業費 (平成30年度)	7百万円	7百万円	7百万円	4	GAPⅢポリオウイルス病原体バイオリスク管理基準の下で、(1)ポリオウイルス取扱い施設国内認証の取得、(2)不活化ポリオウイルスワクチンの検定業務(BSL3+α相当施設での2型株中和試験を含む)、(3)流行予測調査事業等による血清疫学試験、(4)新規不活化ポリオウイルスワクチンの開発研究、(5)WHO Global Specialized PV Laboratoryとしてのポリオウイルスの研究、(6)野生株・ワクチン株ポリオウイルス標準品の管理を実施する。 このように、GAPⅢポリオウイルス病原体バイオリスク管理基準の下で検定検査業務を行うことで、世界ポリオ根絶計画の推進に資するもの。	2023-厚労-22-0939
		7百万円	7百万円				
(61)	血液製剤の品質管理業務向上のためのプロトコールレビュー導入に向けた体制構築に係る事業費 (平成30年度)	3百万円	3百万円	3百万円	4	血液製剤のロットリリースにおいて、血液製剤製造の品質を製造工程の段階から把握・チェックするためのプロトコールレビューの実施体制を構築し、また、生物学的製剤の国家検定試験法を改良・改善する。 このように、血液製剤のプロトコールレビュー体制を構築し、国家検定試験法を改良改善することで、日本における血液製剤等の適切な供給と品質管理の向上に資するもの。	2023-厚労-22-0940
		3百万円	3百万円				
(62)	国際的脅威となる感染症の流入・蔓延防止を目的とした迅速な診断法の確立等に係る事業費 (平成30年度)	9百万円	8百万円	8百万円	4	国際的に脅威となる感染症対策の強化につなげるため、不明感染症を含む感染症例の検査・診断(病理診断検査を含む)の整備する。ウイルス性出血熱や新たな病原体に対する感染動物モデル作成のための基盤の整備を整備する。ウイルス性出血熱(SFTSを含む)、重症呼吸器ウイルス感染症、原因の分からない脳炎(ヘンドラウイルス、ニパウイルス等の脳炎を含む)の診断法・予防法の開発と標準化・普及を行う。 このように、国際的脅威となる感染症及び不明感染症例の病理検査の確立に係る研究を行うことで、国内における感染症の流入や蔓延防止の対策に資するもの。	2023-厚労-22-0941
		8百万円	8百万円				
(63)	輸入感染症に対する検査体制強化費 (令和元年度)	10百万円	10百万円	10百万円	4	訪日外国人の増加に伴い、一類感染症等が我が国に持ち込まれるリスクがあることから、経済財政運営と改革の基本方針2018等を踏まえて、ウイルス検査体制を強化するとともに、国立感染症研究所BSL-4施設の運営と安全性を確保するための研究者への教育と訓練を実施し、感染症対策について、検査体制の強化に資するもの。	2023-厚労-22-0942
		10百万円	10百万円				
(64)	流行地域が変化してきている感染症の診断体制強化と疫学調査の実施に関する事業費 (令和元年度)	9百万円	9百万円	9百万円	4	近年、流行地が限定されていた感染症の流行地域が拡大しつつあることから、ダニ媒介性脳炎(TBE)及びエキノコックス症の検査法を整備するとともに、疫学調査を通じて北海道以外の地域でのTBEやエキノコックス症の流行状況や病原体分布状況を調べる。その上で、リスクのある地域を特定し、当該地域を所管する地方衛生研究所と連携して国内の検査・診断体制の強化・維持に資するもの。	2023-厚労-22-0943
		9百万円	9百万円				
(65)	一種病原体等の取扱に伴う高度安全試験検査施設の管理強化及び人材育成 (令和2年度)	173百万円	148百万円	131百万円	4	高度安全試験検査施設(BSL-4施設)の設備・機器類の保守、点検、改善を遅滞なく実施し、施設の管理をより高いレベルで維持する。また、人材面においても、高病原性病原体の取扱、BSL-4病原体の取扱経験、高病原性微生物の動物実験、病理検査、BSL-4施設管理を経験する人材育成を体系的に実施し、高度な技術を有する研究者の養成を行う。これにより、これまで以上に高度安全試験検査施設(BSL-4施設)をより高いレベルで、より安全に運営と稼働を行うとともに、人材面では、一層の管理強化を図ることとなり、検査体制の強化となるとともに、地域住民をはじめ国民の安全・安心の確保に資するもの。	2023-厚労-22-0946
		173百万円	148百万円				
(66)	新型コロナウイルスに係るゲノム解析等による感染拡大防止のための体制整備事業 (令和2年度)	-	-	-	4	ゲノム解析技術を用いたウイルス変異解析を強化し、変異ウイルスの広がり等を的確に把握する体制を構築するとともに、血清サンプルの抗体価を迅速に測定する技術を利用した調査体制の構築等を行うことにより、新型コロナウイルスに係る感染拡大防止のための体制の整備に資するもの。	-
		-	-				
(67)	新型コロナウイルス感染症対策等に係る国立感染症研究所の体制整備事業 (令和2年度)	860百万円	-	-	4	新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、今後発生する新興・再興感染症を的確に制御するため、緊急時や平時からの感染症危機管理体制の強化に向け、更に必要となる検査機器等の整備により、国立感染症研究所の検査体制等の増強を行い、その役割と対応能力の強化を図る。	-
		857百万円	-				
(68)	日中韓感染症会議経費 (令和3年度)	5百万円	-	-	4	中国及び韓国の中核の感染症対策研究機関である中国CDC及び韓国CDCと合同会議を開催し、新型コロナウイルス感染症など、3国に共通する感染症の情報や技術を共有し、その対応の検討を行う。	-
		0百万円	-				
(69)	日中韓生物製剤シンポジウム経費 (令和3年度)	2百万円	-	-	4	日中間の3国間での中核機関では、平成24年度から隔年持ち回りで生物製剤の研究及び品質管理に関するシンポジウムを開催している。令和3年度は、国立感染症研究所が東京に於いて同シンポジウムを開催する予定である。	-
		0百万円	-				
(70)	WHO南半球用インフルエンザワクチン株選定会議経費 (令和3年度)	3百万円	-	-	4	WHOインフルエンザワクチン株選定会議では、世界6ヶ所にあるWHOインフルエンザ協力センターのメンバーを中心に、季節性及び動物由来インフルエンザウイルスの流行状況、性状などが解析・検討され、適切なワクチン株の選定が行われる。令和3年度は、国立感染症研究所が東京に於いて、WHO南半球用インフルエンザワクチン株選定会議を開催する予定である。	-
		0百万円	-				
(71)	知的財産に係る事務体制構築経費 (令和3年度)	35百万円	35百万円	35百万円	4	厚生労働省が認定している技術移転機関(以下「TLO機関」という。)である公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団は令和2年度末に解散したため、同財団が行っていた感染研における、知的財産に関する業務(先行技術調査、特許申請から登録までの一連の手続き・対応策の検討や特許登録後の企業等への紹介や事業化)を令和3年度より、特許事務所に委任するもの。また、知財戦略や許諾交渉を担う人員として、弁理士資格を有する常勤職員等を雇用する。	2023-厚労-22-0947
		35百万円	13百万円				
(72)	新興感染症対応のための実践的な平時体制強化 (令和3年度)	370百万円	430百万円	413百万円	4	積極的疫学調査等を実施するための人材育成として新興感染症に係る実地疫学養成プログラムを実施する。また、戦略的サーベイランス体制を整備するため、平時における感染症指定医療機関からの臨床検体の収集・検査を定期的に実施する。 これらによって、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症について、平時より全国的な戦略的サーベイランス体制を整備し、継続的に運用していくことにより、その発生を迅速に察知することに資するもの。	2023-厚労-22-0948
		366百万円	415百万円				
(73)	健康危機緊急対応職員中央講習 (令和3年度)	96百万円	40百万円	40百万円	4	都道府県が、感染拡大時等に臨時に支援いただくために確保した人材バンク登録者に、即戦力として活動いただけるよう、国立感染症研究所等において感染症等にかかる専門講習を実施し、健康危機発生時における緊急対応に資するもの。	2023-厚労-22-0949
		40百万円	19百万円				

	(74)	治療薬・ワクチン開発研究の推進に向けた基盤整備と人材育成 (令和3年度)	154百万円 153百万円	235百万円 226百万円	179百万円	4	新興・再興感染症に対する治療薬・ワクチン開発研究体制の更なる強化とより戦略的な開発研究の推進を目指した新しい開発体制を構築する。国立感染症研究所の各部門で実施されている開発研究体制を強化するとともに、構築に必要な関連機器類を整備し、治療薬・ワクチン開発研究体制を準備する。治療薬とワクチンという専門性が異なる開発研究体制を同一事業で一括して構築し、一元的に管理・運用することで、密接な連携体制のもとで効率的な開発研究の実施を図る。本開発研究の推進には、基礎から開発をシームレスに繋ぎ合わせ、高度な専門性と技術を有する技術者が必要となり、その育成を行う。	2023-厚労-22-0950			
	(75)	病原体・血清等バンク化を通じた検査・研究体制基盤強化事業費 (令和3年度)	85百万円 85百万円	85百万円 85百万円	42百万円	4	新規病原体およびその患者血清と、既存の病原体あるいは健常者血清との比較対象を実施することで、新興感染症の理解を迅速に深め、検査技術を向上させることを目的とする。バイオセーフティ管理室、血清銀行運営委員会および各病原体担当部と連携し、感染症研究に資する病原体および血清のパネル化の企画立案を行う。また、病原体・血清パネルの整理、バックアップ整備を含む保管を推進することで、研究・検査技術の向上・病原体管理・血清学的解析の強化を図る。	2023-厚労-22-0951			
	(76)	国立感染症研究所の機能・体制強化を図るために必要な施設・整備事業 (令和3年度)	447百万円 21百万円	426百万円 425百万円	-	4	国立感染症研究所の機能・体制の強化に向け、所要の検査機器等の整備により、強力な研究・検査体制を構築するとともに、修復不可能な大規模故障を未然に防ぐため、緊急的に必要とされる施設整備等を行う。	2023-厚労-22-0952			
	施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和6年度	
			6,495,918		5,644,078		5,066,517				
	施策の執行額(千円)		6,017,609		5,371,585						
	施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
			-			-		-			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(XⅡ-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部局名	作成責任者名
厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること(施策目標XⅡ-2-1) 基本目標XⅡ:国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること 施策大目標2:研究を支援する体制を整備すること		大臣官房厚生科学課 大臣官房国際課 医政局総務課 医政局医薬産業振興・医療情報企画課 医政局研究開発政策課 医薬局総務課 健康・生活衛生局がん・疾病対策課 健康・生活衛生局感染症対策課 健康・生活衛生局難病対策課 健康・生活衛生局健康課 健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室 健康・生活衛生局感染症対策課エイズ対策推進室 健康・生活衛生局難病対策課肝炎対策推進室 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 社会・援護局障害保健福祉部企画課 老健局認知症施策・地域介護推進課	厚生科学課長 伯野 春彦 国際課長 中村 かおり 医政局総務課長 姫野 泰啓 医薬産業振興・医療情報企画課長 水谷 忠由 研究開発政策課長 中田 勝己 健康・生活衛生局総務課長 衣笠 秀一 がん・疾病対策課長 西嶋 康浩 感染症対策課長 荒木 裕人 難病対策課長 山田 草平 健康課長 山本 英紀 移植医療対策推進室長 野田 博之 肝炎対策推進室長 岡野 和薫 精神・障害保健課長 小林 秀幸 企画課長 江口 満 認知症施策・地域介護推進課長 和田 幸典
本施策は、厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図るために研究を支援する体制整備を実施している。具体的には以下のような取組を実施している。		このほか、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン・治療薬の開発等を支援している。	
① 厚生労働行政施策の推進に資する研究の促進 ・ 厚生労働行政の各分野の政策立案、基準策定のための基礎資料や科学的根拠を得るための研究及び各分野の政策の推進、評価に関する研究等を推進する。 (参考) 医療分野の研究開発は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)を通じた支援をしており、医療分野の研究開発以外の厚生労働行政の推進に資する研究について、厚生労働省において実施しているもの。		【研究分野の例】 医療データの利用拡大のための基盤整備/人工知能(AI)の社会実装/地球規模の保健課題解決に日本がリーダーシップを発揮するための戦略/次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等/良質な介護予防サービスの提供や障害者支援を推進する地域づくり/食品の安全性確保/事業場における労働者の安全と健康の確保/医療安全対策/化学物質の安全対策/地域における健康危機管理/水道水や生活環境の安全対策/薬剤耐性アクションプランの推進	
② AMEDにおける研究開発支援 ・ 医療分野の研究開発及び健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出・活性化に関し、政府が総合的かつ長期的に講ずべき施策を定めた第1期「健康・医療戦略」(平成26年7月閣議決定)、医療分野の研究開発に関する施策について、基本的な方針や政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策等を定めた第1期「医療分野研究開発推進計画」(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定。平成29年2月17日一部変更)が策定されており、①医薬品開発、②医療機器開発、③臨床研究中核病院などの革新的な医療技術創出拠点、④再生医療、⑤ゲノム医療、⑥がん、⑦精神・神経疾患、⑧感染症、⑨難病の9分野で重点的に研究支援をしていくこととされた。		・ 令和2年3月には、第1期終了を受け、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とした第2期「健康・医療戦略」及び「医療分野研究開発推進計画」が閣議決定された。第2期においては、モダリティ等を軸とした6つの統合プロジェクトに再編し、①医薬品プロジェクト、②医療機器・ヘルスケアプロジェクト、③再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト、④ゲノム・データ基盤プロジェクト、⑤疾患基礎研究プロジェクト、⑥シーズ開発・研究基盤プロジェクトについて横断的な技術や新たな技術を、多様な疾患領域に効果的・効率的に展開することとされている。	
・ 上記の研究開発の中核的役割を担う機関として、各省の医療分野の研究開発関連事業を集約し、基礎段階から実用化まで切れ目のない支援を実現するため、平成27年4月にAMEDが設立された。		・ AMEDを通じた基礎から実用化までの一貫した研究支援を行い、その成果を円滑に実用化することで、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を支援している。	
③ 国立高度専門医療研究センターにおける研究開発 ・ 国立高度専門医療研究センター ^{※1} (ナショナルセンター。以下「NC」という)は、平成22年度に独立行政法人、平成27年度からは研究開発成果の最大化を目的とする国立研究開発法人へと組織を変えつつ、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療の提供だけでなく、その調査・研究及び技術開発にも取り組んできている。		※1 NCとは、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センターのこと。	
施策を取り巻く現状		厚生科学研究費補助金制度は昭和26年度に創設された。昭和26年度に厚生行政科学研究費、昭和36年度に医療研究費、昭和59年度に対がん10ヵ年総合戦略経費、昭和62年度エイズ調査研究費が開始され、平成10年度に厚生科学研究費補助金取扱規程・取扱細則などの制度が整備され、平成14年度から厚生労働科学研究費補助金に改称された。 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)、「健康・医療戦略」(同日関係関係申合せ)において、「医療分野の研究開発の司令塔機能」として一元的な研究管理の実務を担う独立行政法人日本医療研究開発機構(現在は国立研究開発法人に変更)(AMED)が設置されることとなった。このため、厚生労働科学研究費の医療分野の研究開発関係の研究課題で、平成26年度から新規で開始されるものについては、AMEDに円滑に移管するために、委託事業(厚生労働科学研究委託費、以下「委託費」とする)として実施された。なお、それ以外の研究事業については、これまでと同様に厚生労働科学研究費補助金(以下「補助金」とする)として実施された。 平成27年度から医療分野の研究開発関係の研究課題は、AMEDに配分される「医療研究開発推進事業費補助金」と「保健衛生医療調査等推進事業費補助金」(以下「AMED研究費」とする)として実施されている。 平成28年度から、厚生労働科学研究費補助金の予算は、厚生労働科学研究の振興を主な目的とする「厚生労働科学研究費補助金」と、保健衛生対策の推進を主な目的とする「厚生労働行政推進調査事業費補助金」に分けて計上されることとなったが、調査研究の推進は一体的に行われている。 なお、「健康・医療戦略」については、令和2年3月27日に第2期の「健康・医療戦略」として閣議決定されている(令和3年4月9日に一部変更)。	

我が国の疾病構造を見ると、感染症や遺伝性疾患等の単一標的型の疾患のみならず、いわゆる生活習慣病や老化に伴う疾患といった多因子疾患が国民に大きな影響を与えるようになっている。 平均寿命が延びている中で、健康寿命をさらに延ばしていくためには、こうした疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けずに生活していく、すなわち、疾病と共生していくための取組を車の両輪として講じていくことが望まれている。予防については、二次予防(疾病の早期発見、早期治療)、三次予防(疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を図るとともに再発・合併症を予防すること)に留まらず、一次予防(生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等を予防すること)も合わせて取り組むべきであることが指摘されている。 また、総人口が減少する中で高齢化率は今後も上昇が見込まれ、2040年には現役世代1.5人で65歳以上の者1人を支えることになると予想される。こうした状況下においても、国民に十分な医療や介護を提供していくためには、医療介護分野の担い手不足への対応や生産性向上のための取組も求められている。 他方で、世界的に医療分野や生命科学分野で研究開発が加速しているとともに、第4次産業革命のただ中にあり、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が、産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつある。今後、こうした分野でのイノベーションが加速し、疾患メカニズムの解明や新たな診断・治療方法の開発、AIやビッグデータ等の利活用による創薬等の研究開発、個人の状態に合わせた個別化医療・精密医療等が進展していくことが見込まれている。 AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が、産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。																	
施策実現のための課題		1	厚生労働科学研究においては、厚生労働科学研究の振興を促すことにより、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図るとともに、その成果を広く社会に還元することが必要である。														
		2	継続的かつ統一的なエビデンスに基づいた戦略的かつ効果的な資源配分により、AMEDを核とした産学官連携による基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進と成果の実用化を図り、健康長寿社会の形成に向けた健康寿命延伸という目標に寄与することが課題となっている。														
		3	NCも含めた我が国の研究機関における論文数の国際的なランキングは低下傾向にある中で、NCが我が国の医療研究開発において強い牽引力を発揮することが期待されている。また、NCを取り巻く関係機関との関係においては、牽引しつつ、下支えしながら我が国全体で研究開発成果の最大化を目指すために国内において利他的、かつ、双方の連携に取り組む役割を担っていくべきであり、NCの更なる機能強化に向けた支援が必要となっている。														
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係							達成目標の設定理由								
		目標1 (課題1)	厚生労働科学研究における研究成果をより多く国民、社会へ還元等すること。						厚生労働行政の各分野の政策立案、基準策定のための基礎資料や科学的根拠を得るための研究、各分野の政策の推進・評価に関する研究等を推進することで、新たな知見を得ることに止まらず、科学技術や研究の成果を国民に還元するとともに、国民の需要を踏まえた応用を進めることが重要であるため。								
		目標2 (課題2)	「医療分野研究開発推進計画」(令和元年2月健康・医療戦略推進本部決定)で定める令和6年度頃までに達成すべき成果目標(KPI)を達成すること。						基礎から実用化までの一貫した研究支援を行い、その成果を円滑に実用化することで、医療分野研究開発推進計画で定めた成果目標が達成され、ひいては世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発が実施されることとなるため。								
		目標3 (課題3)	高度な診療機能と直結した研究開発機能を有するNC等でなければ確保できない基盤的及び実用化研究に取り組むこと。						世界的な医療課題になっているがん、循環器疾患、感染症、認知症、生活習慣病、精神・神経疾患等について、NCがそれぞれの疾患分野ごとに、臨床と直結した研究を実施し、中心的な役割を担い続けることは、我が国の医療研究開発の推進に資するものであるため。								
達成目標1について																	
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標					基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					基準年度		目標年度		年度ごとの実績値								
									令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
①	厚生労働科学研究の成果による論文数(アウトカム) ※令和3年度以降				5,216件	令和2年度	過去5年度分実績の平均	毎年度	-	-	7,671件	6,047件	7,581件	国民・社会への還元をより直接的に測定するという観点から、「厚生労働科学研究の成果による論文数」を測定指標として設定する。		研究課題によっては学術的な成果のみが目的でないものも含まれるため、年度ごとのばらつきも考慮し、目標値は「過去5年度分実績の平均」とする。	
達成手段1 (開始年度)					令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号		
					執行額	執行額											
(1)	厚生労働科学研究費補助金(厚生労働行政推進調査事業費補助金を含む) (昭和26年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野③iii】				18,521百万円	19,267百万円	13,913百万円	1	① 厚生労働科学研究費補助金:国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行っている。なお、研究課題の採択は、原則として公募で行い、専門家による評価結果に基づき、研究課題の採択の可否を決定している。これにより、厚生労働行政の中でも社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施に資するもの。 ② 厚生労働行政推進調査事業費補助金:国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行っている。厚生労働科学研究のうち、行政的緊急性が高いものや専門的・学術的観点等から研究を実施するものを指定する研究について、専門家による評価結果に基づき、研究課題の採択の可否を決定している。これにより、厚生労働行政の中でも社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施に資するもの。 【新経済・財政再生計画に掲げられた研究事業を含む全研究事業の研究成果の活用状況を測定指標としている。】						2023-厚労-22-0963		
(2)	研究評価推進事業費 (平成14年度)				124百万円	48百万円	48百万円	1	各研究事業毎に評価委員会を設置し、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価を実施すること等により、厚生労働科学研究費補助金の各研究事業が適切かつ効果的に実施に資するもの。						2023-厚労-22-0962		

(3)	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費交付金 (平成17年度)	8,198百万円	8,131百万円	5,298百万円	-	研究開発型の独立行政法人として、国の政策課題の解決に向けて組織的に研究開発に取り組むこととしており、より有効で安全な医薬品、医療機器の開発を支援し、公衆衛生の向上及び増進を図る法人として、 ①医薬品等の基盤的技術研究 ②難病・疾患資源研究 ③医薬品等の研究開発振興 ④国民の健康の保持増進に関する調査研究及び国民の栄養その他食生活に関する調査研究 ⑤健康増進法に基づく国民健康・栄養調査の集計、特別用途食品の許可・承認に必要な試験及び収去された食品の試験などの事業を行う国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の運営に必要な経費を交付する。 これにより、民間企業、大学等における新たな医薬品・医療機器の開発や国民保健の向上を目指した研究開発の支援に資するもの。	2023-厚労-22-0965
		8,198百万円	8,131百万円				
(4)	国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金 (平成27年度)	278百万円	223百万円	223百万	-	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により厳格な管理が求められている一種病原体等を取り扱う国立感染症研究所施設の周辺地域における安全対策施設等の整備を行うことにより、同施設周辺の安全対策や災害・事故対策及び避難対応の更なる強化を図ることを目的とする。	2023-厚労-22-0965
		215百万円	223百万円				
(5)	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費補助金 (平成28年度)	22百万円	21百万円	38百万円	-	創薬支援ネットワークによる抗体・核酸医薬等の開発支援機能を担う創薬支援スクリーニングセンターの機能強化を図ることにより、革新的な抗体・核酸医薬等の創出の成功確率の向上等を図る。	2023-厚労-22-0967
		22百万円	21百万円				

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
②	「医療分野研究開発推進計画」の実行状況～各省連携プロジェクト～(健康・医療戦略推進専門調査会による令和6年頃までの各達成目標の進捗に係る評価) (順調に進捗している/順調に進捗している+進捗が不十分)の割合) (アウトカム)	88%	平成30年度	前年度以上	令和6年頃	前年度 (88%)以上	前年度 (81%)以上	前年度 (91%)以上	前年度 (93%)以上	前年度 (93%)以上	・ 医療分野研究開発推進計画は、健康・医療戦略推進本部の下でPDCAサイクルを回すことになっており、すべての施策のフォローアップを行うことになっており、健康・医療戦略推進法第21条に規定される医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進に係る専門的な事項の調査を任務とする健康・医療戦略推進専門調査会においてフォローアップを行っている。 ・ このため、健康・医療戦略推進専門調査会における医療分野研究開発推進計画に定める令和6年頃までの達成すべき成果目標(KPI)の進捗状況の評価～各省連携プロジェクト～(順調に進捗している/順調に進捗している+進捗が不十分)※)を測定目標とし、目標値を前年度以上と設定した。 ※「現時点では評価が困難」とされたものについては母数から除く。 (参考1)平成28年度実績:97.2%、平成29年度実績:92.8%、平成30年度実績:87.5% (参考2)令和4年度実績値93%は分母:順調に進捗している件数+進捗が不十分の件数(45件)、分子:順調に進捗している件数(42件)から算出したもの。	各プロジェクトの成果目標については別途定めており、全体の進捗に係る評価のため目標値を前年度以上と設定した。	
3	シーズの企業への導出件数 (アウトカム)	40件	令和2年度	60件	令和6年度末	-	12件	12件	12件	12件	医薬品プロジェクトにおける実用化に関する指標。 「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。	「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。	
4	薬事承認件数(新薬、適応拡大) (アウトカム)	5件	令和2年度	10件	令和6年度末	-	2件	2件	2件	2件	医薬品プロジェクトにおける実用化に関する指標。 「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。	「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。	
5	創薬等の効率化に資する先進手法の企業導出件数 (アウトカム)	95件	令和2年度	120件	令和6年度末	-	24件	24件	24件	24件	医薬品プロジェクトにおける新たなモダリティや先進的な創薬手法に関する指標。 「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。	「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。	
6	シーズの他の事業や企業等への導出件数 (アウトカム)	6件	令和2年度	15件	令和6年度末	-	3件	3件	3件	3件	医療機器・ヘルスケアプロジェクトにおけるシーズ研究に関する指標。 「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。	「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。	
7	クラスⅢ・Ⅳ医療機器の薬事承認件数 (アウトカム)	2件	令和2年度	20件	令和6年度末	-	4件	4件	4件	4件	医療機器・ヘルスケアプロジェクトにおける医療機器の開発に関する指標。 「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。	「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。	
8	ヘルスケア関連機器等の上市等の件数 (アウトカム)	1件	令和2年度	10件	令和6年度末	-	2件	2件	2件	2件	医療機器・ヘルスケアプロジェクトにおけるヘルスケア関連機器等の開発に関する指標。 「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。	「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。	

9	シーズの他事業への導出件数 (アウトカム)	9件	令和2年度	10件	令和6年度末	-	2件	2件	2件	2件	再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクトにおけるシーズ研究に関する指標。 「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。
10	企業へ導出される段階に至った研究課題数 (アウトカム)	9件	令和2年度	10件	令和6年度末	-	2件	2件	2件	2件	再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクトにおける実用化に関する指標。 「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。
11	薬事承認件数 (アウトカム)	1件	令和2年度	2件以上	令和6年度末	-	2件以上	2件以上	2件以上	2件以上	再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクトにおける実用化に関する指標。 「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。 ※5年間で2件以上を目標としている。
12	シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出件数 (アウトカム)	24件	令和2年度	25件	令和6年度末	-	5件	5件	5件	5件	ゲノム・データ基盤プロジェクトにおけるデータ基盤を活用した研究に関する指標。 「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。
13	臨床的に実用可能なバイオマーカー等の開発件数 (アウトカム)	4件	令和2年度	15件	令和6年度末	-	3件	3件	3件	3件	ゲノム・データ基盤プロジェクトにおけるデータ基盤を活用した研究に関する指標。 「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。
14	疾患の原因となる遺伝子変異に基づく新規の診断・治療法の開発件数 (アウトカム)	2件	令和2年度	5件	令和6年度末	-	1件	1件	1件	1件	ゲノム・データ基盤プロジェクトにおけるデータ基盤を活用した研究に関する指標。 「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。
15	シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出件数 (アウトカム)	3件	令和2年度	10件	令和6年度末	-	2件	2件	2件	2件	疾患基礎研究プロジェクトにおけるシーズ研究に関する指標。 「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。
16	シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出件数 (アウトカム)	80件	令和2年度	125件	令和6年度末	-	25件	25件	25件	25件	シーズ開発・研究基盤プロジェクトにおけるシーズ研究に関する指標。 「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。
17	医薬品等の薬事承認申請の件数 (アウトカム)	11件	令和2年度	30件	令和6年度末	-	6件	6件	6件	6件	シーズ開発・研究基盤プロジェクトにおける研究基盤に関する指標。 「健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)」において、医療分野の研究開発における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。
達成手段2 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額								
(6)	医療研究開発推進事業費補助金(医薬品プロジェクト) (令和2年度)	86,028百万円の内数	82,334百万円の内数	13,808百万円の内数	2、3、4、5	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。※以下の概要等は関係省の施策を含むもの。 ・ 医療現場のニーズに応える医薬品の実用化を推進するため、創薬標的の探索から臨床研究に至るまで、モダリティの特徴や性質を考慮した研究開発を行う。					2023厚労220964-01
(7)	医療研究開発推進事業費補助金(医療機器・ヘルスケアプロジェクト) (令和2年度)	86,028百万円の内数	82,334百万円の内数	13,808百万円の内数	2、6、7、8	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。※以下の概要等は関係省の施策を含むもの。 ・ AI・IoT技術、計測技術、ロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化や、予防・QOL向上に資する医療機器・ヘルスケアに関する研究開発を行う。					2023厚労220964-02
(8)	医療研究開発推進事業費補助金(再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト) (令和2年度)	86,028百万円の内数	82,334百万円の内数	13,808百万円の内数	2、9、10、11	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。※以下の概要等は関係省の施策を含むもの。 ・ 再生・細胞医療の実用化に向け、細胞培養・分化誘導等に関する基礎研究、疾患・組織別の非臨床・臨床研究や製造基盤技術の開発、疾患特異的iPS細胞等を活用した難病等の病態解明・創薬研究及び必要な基盤構築を行う。また、遺伝子治療について、遺伝子導入技術や遺伝子編集技術に関する研究開発を行う。さらに、これらの分野融合的な研究開発を推進する。					2023厚労220964-03

(9)	医療研究開発推進事業費補助金(ゲノム・データ基盤プロジェクト) (令和2年度)	86,028百万円の内数	82,334百万円の内数	13,808百万円の内数	2、12、13、14	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。※以下の概要等は関係省の施策を含むもの。 ・ゲノム・データ基盤の整備・利活用を促進し、ライフステージを俯瞰した疾患の発症・重症化予防、診断、治療等に資する研究開発を推進することで個別化予防・医療の実現を目指す。	2023厚労220964-04
(10)	医療研究開発推進事業費補助金(疾患基礎研究プロジェクト) (令和2年度)	86,028百万円の内数	82,334百万円の内数	13,808百万円の内数	2、15	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。※以下の概要等は関係省の施策を含むもの。 ・医療分野の研究開発への応用を目指し、脳機能、免疫、老化等の生命現象の機能解明や、様々な疾患を対象にした疾患メカニズムの解明等のための基礎的な研究開発を行う。	2023厚労220964-05
(11)	医療研究開発推進事業費補助金(シーズ開発・研究基盤プロジェクト) (令和2年度)	86,028百万円の内数	82,334百万円の内数	13,808百万円の内数	2、16、17	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。※以下の概要等は関係省の施策を含むもの。 ・アカデミアの組織・分野の枠を超えた研究体制を構築し、新規モダリティの創出に向けた画期的なシーズの創出・育成等の基礎的研究や、国際共同研究を実施する。また、橋渡し研究支援拠点や臨床研究中核病院において、シーズの発掘・移転や質の高い臨床研究・治験の実施のための体制や仕組みを整備するとともに、リパース・トランスレーショナル・リサーチや実証研究基盤の構築を推進する。	2023厚労220964-06

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑮	治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む) (アウトプット)	1,353	令和3年度	第5期最終年度目標値を第4期最終年度比で5%増	令和8年度	28年度実績に対して12%増(949件)	28年度実績に対して16%増(983件)	28年度実績に対して20%増(1,016件)	令和3年度実績に対して1%増(1,367件)	令和3年度実績に対して2%増(1,380件)	・ 国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターは、中長期計画において治験を推進することを目標としている。	新薬・新医療機器等の研究及び治験を実施することで、その有効性及び安全性の検証のもと新規開発が促進される。より良い医療をより早く患者に提供することを目的とした政策医療推進のため、臨床研究における治験受入件数を測定指標とし、過去の実績等を踏まえ目標値を第5期最終年度目標値を第4期最終年度比で5%増とした。
19	発表論文数(掲載に専門家の審査が必要となる国際的に評価される専門的科学雑誌に掲載された科学論文) (アウトプット)	3,684	令和3年度	第5期最終年度目標値を第4期最終年度比で5%増	令和8年度	28年度実績に対して6%増(2,838件)	28年度実績に対して8%増(2,891件)	28年度実績に対して10%増(2,945件)	令和3年度実績に対して1%増(3,721件)	令和3年度実績に対して2%増(3,758件)	・ 国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターは、中長期計画において臨床研究を推進することを目標としている。	新薬・新医療機器等の研究及び治験を実施することで、その有効性及び安全性の検証のもと新規開発が促進される。より良い医療をより早く患者に提供することを目的とした政策医療推進のため、臨床研究における治験受入件数を測定指標とし、過去の実績等を踏まえ目標値を第5期最終年度目標値を第4期最終年度比で5%増とした。
(参考指標)						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
20	研修会受入人数					22,829人	34,118人	90,449件	104,815件		・ 国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターは、中長期計画において医療従事者の育成を積極的に行うことを目標としている。研修会を実施することで、医療従事者の育成を積極的に行い、先端医療の習得と普及を促進する。 ・ このような教育研修を通じて政策医療を推進しているが、どの程度育成されているか研修会受入人数を参考指標とした。	
21	ホームページアクセス件数					218,375,779件	188,255,366件	136,825,178件	139,697,075件		・ 国立研究開発法人国立高度専門医療研究センター(以下、センターという。)は、中長期計画において情報の発信を行うことを目標としている。 ・ ホームページにおいて医療従事者のみならず一般国民を対象とした医療情報(疾病予防対策やセミナー開催等の国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターの取組)を発信することで、全国民が医療への理解を深め医療への参画機会を得ることができる。このような情報発信を通じて政策医療を推進している。全国民がセンターに対しどの程度注目されているか、ホームページアクセス件数を参考指標とした。	
達成手段3 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(12)	国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費 (平成22年度)	11億円	8億円	13億円	18、19、20、21	国立研究開発法人国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発を支援する体制が整備されることを見込んでいる。					2023厚労220154	
		7億円	0									

(13)	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費 (平成22年度)	10億円	0	3億円	18、19、 20、21	国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発を支援する体制が整備されることを見込んでいる。	2023厚労220156		
		9億円	0						
(14)	国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費 (平成27年度)	0	0	0	18、19、 20、21	国立研究開発法人国立循環器病研究センターは、循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う循環器病に係る医療に関して、研究・開発を支援する体制が整備されることを見込んでいる。	-		
		0	0						
(15)	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費 (平成28年度)	21億円	15億円	15億円	18、19、 20、21	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターは、精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発を支援する体制が整備されることを見込んでいる。	2023厚労220153		
		20億円	15億円						
(16)	国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費 (平成28年度)	9億円	7億円	3億円	18、19、 20、21	国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発を支援する体制が整備されることを見込んでいる。	2023厚労220155		
		5億円	4億円						
(17)	国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費 (令和2年度)	2億円	1億円	4億円	18、19、 20、21	国立研究開発法人国立がん研究センターは、がんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。 国立研究開発法人国立がん研究センターの施設の整備のために要する経費を補助することにより、がんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発を支援する体制が整備されることを見込んでいる。	2023厚労220152		
		1億円	0						
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度
		118,426,612,374		113,226,256,553		84,841,735,677			
施策の執行額(千円)		96,379,866,232		96,343,185,114					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		-			-		-		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(XⅢ－1－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		行政手続のオンライン化を推進すること(施策目標XⅢ－1－1) 基本目標XⅢ:国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること 施策大目標1:デジタル政府・デジタル社会形成に向け、厚生労働分野における情報化を推進すること			担当 部局名	大臣官房情報化担当参事官室	作成責任者名	大臣官房参事官(情報化担当) 岡本 利久				
施策の概要		・ 厚生労働分野では、社会保障費の増大や国民の厚生労働行政に対するニーズの多様化、開かれた行政への取組など、多くの課題に直面している。 ・ こうした課題に対して、ICT・デジタル技術を活用して解決を図れないかという問題意識の下、健康・医療・介護・福祉・労働・行政サービスの各分野において、デジタル手続法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号))や「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)」なども踏まえつつ、情報政策の推進による改革に取り組んできたところ。 ・ 更に、デジタル化を通じて、利用者視点でのサービス改革が実現するよう、令和3年9月に設置されたデジタル庁など関係省庁と連携しながら、利用者の視点に立ったオンライン申請の利用の推進等について、検討を進めている。										
施策を取り巻く現状		2002年に定められたデジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則(①個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する(デジタルファースト)、②一度提出した情報は、二度提出することを不要とする(ワンスオンリー)及び③民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する(コネクテッド・ワンストップ。))を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化を原則としている。 各府省庁は、この方針に従って、オンライン化対象の行政手続について、必要な情報システム整備等を行い、オンライン化等を順次実施することとされており、新たにオンライン化等の検討を行う際には、既存の情報システム(マイナポータル、e-Gov等)の利用を第一に検討し、既存の情報システムでは対応できない場合や、件数が少なく費用対効果等の観点から情報システム整備等が適当ではない場合には、手続等の性質等も勘案しつつ、各府省庁ウェブサイト内の簡易な申請ページによる方法や電子メールによる方法等に対応することとなっている。 また、各省庁は規制改革実施計画に従い、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行うこととされている。デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革(BPR)に取り組む必要があり、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討することとされている。										
施策実現のための課題		・ デジタル手続法、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則(①デジタルファースト:個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー:一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、及び③コネクテッド・ワンストップ:民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する)を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則としている。 1 一方で、重点手続(「オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月12日IT戦略本部)」において、国民が広く利用するオンライン化された手続のうち、国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100 万件以上のもの及び100 万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続等とされているもの)に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率(平成28年度)は12%であるため、利用者の視点に立ったオンライン申請の利用を推進することが必要。 ・ また、デジタル手続法に基づき、情報システム整備計画に規定することとされている手続について、オンライン化に向けた取組の推進が必要。更に今後のオンライン申請率向上のため、随時利用者等からの要望等を把握し、オンライン申請システムの改善を図る。										
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	デジタル手続法、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づき、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を計画的に進める。				簡便な手法で行政サービスを利用できることによってサービスを受ける際のコストを削減でき、また、24時間365日行政サービスを受けることができるというサービスの大幅な利便性の向上を図るため。					
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○1	重点手続に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率(アウトカム)	16%	平成29年度	50%以上	令和5年度	前年度(22%)以上	前年度(24%)以上	前年度以上	46%以上	50%以上	・ オンライン申請率は、オンライン申請が行われている程度や、オンライン申請の推進に向けた取組の成果を直接的に示す指標であるため、測定指標として選定した。 ・ また、対象手続については、利用件数が多い等の理由により、オンライン申請の効果が大きい重点手続を選定した。 ・実績値は、重点手続に該当する厚生労働省所管手続の全申請件数のうち、オンライン申請件数の割合を算出することとする。	・ 年度ごとの目標値については、民間からの協力を得ながら着実に進めていく必要があるが、令和5年度目標値については、別途令和3年10月に作成されている「オンライン利用率引上げに係る基本計画(※)」において、計画記載の手続は概ね令和5年度末までに50%とすると設定されたため、本目標値も令和5年度に50%とすることを当面の目標としている。 ※当該計画は、本政策評価対象として従来から設定している21の重点手続を全て網羅している計画ではない ・ 令和4年度の目標値は直近で実績値が判明している令和2年度実績値(38%)と令和5年度の目標値である50%の差分を均等割りすることによって46%と設定した。
2	デジタル手続法においてオンライン実施原則化の対象となる厚生労働省所管手続のうち、オンライン実施手続の占める割合(アウトプット)	12手続／78手続	令和元年度	前年度以上	毎年度		前年度(12手続/78手続)以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
						12手続／78手続	26手続／136手続	40手続／152手続	67手続／209手続		・ オンライン実施手続の割合は、オンライン化が行われている程度や、オンライン化の推進に向けた取組の成果を直接的に示す指標であるため、測定指標として選定した。 ・ また、測定指標の対象手続については、デジタル手続法における情報システム整備計画(令和5年6月改定版)の内容を踏まえた手続数を分母として設定している。	・ 年度毎の目標値について、情報システム整備計画は毎年度改定されるため分母(オンライン化対象手続の総数)が変動すること、算定対象の手続にオンライン化時期が未定のものが含まれることにより流動的であるため、前年度以上としている。 ・ また、令和5年夏に実績評価を行う際は、その時点で把握できる最新値である令和4年度棚卸調査結果を使い、評価する。

達成手段1		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	申請・届出等手続の電子化 (平成14年度)	280,783千 円	152,911千 円	89,413千 円	1	・「e-Japan重点計画2002」(平成14年6月18日IT戦略本部決定)において、国の行政手続きについては、平成15年度末には原則として全てオンライン申請が可能となることとされたことを受けて、厚生労働省においても、平成15年3月より、申請・届出手続を国民・企業・社会保険労務士が24時間365日自宅又は企業のパソコンからオンライン申請できる基盤として汎用受付システムの運用を開始した。汎用受付システムにより、デジタル庁のe-Gov経由で受け付けた年金や雇用保険等の当省関係の電子申請の受付・審査を職員が行うことができるようになった。 ・令和5年4月からe-Govにおいて、汎用受付システムの受付・審査機能を担う審査支援サービスの提供が開始されたため、汎用受付システムの受付・審査機能を終了することとなった。なお、オンライン納付を行う歳入金電子納付システム(REPS)との連携については、各府省が独自に構築する必要があったため、手数料納付のある手続のみ受け付けられるよう、汎用受付システムの機能や規模を縮小して稼働期間を延長している。また、令和6年3月から、e-Govは歳入金電子納付システム(REPS)と連携するための機能を追加整備することに伴い、汎用受付システムの運用は令和5年度までを予定している。なお、これまで汎用受付システムは当省の行政手続オンライン化に一定の役割を果たしてきたところであり、汎用受付システムで扱っていた行政手続については審査支援サービスへ移行が可能となるよう、デジタル庁と調整を行っている。	-
		279,885千 円	152,911千 円				

施策の予算額(千円)	令和3年度		令和4年度		令和5年度		政策評価実施時期	令和5年度
	280,783		152,911		89,413			
施策の執行額(千円)	279,885		152,911					

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	①デジタル手続法		①デジタル手続法 2002年12月13日公布、2003年2月3日施行	【①】 デジタル手続法 情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、 ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、 ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。 <行政のデジタル化に関する基本原則> ・デジタルファースト:個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する ・ワンスオンリー:一度提出した情報は、二度提出することを不要とする ・コネクテッド・ワンストップ:民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する
	②デジタル社会の実現に向けた重点計画		②デジタル社会の実現に向け重点計画 2023年6月9日閣議決定	【②】 デジタル社会の実現に向けた重点計画 国の情報システムを整備する際に留意すべき事項 ② 行政手続のデジタル化の推進 各府省庁は、利用者中心の行政サービスを実現するため、行政手続のデジタル化を推進する。この際、利用者の利便性の向上の観点から、次を原則とする。 また、行政手続のデジタル化の具体的な方針や施策については別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」に記載する。 ・オンラインによる受付を可能とするとともに、原則24時間365日対応を可能とする。あわせて、添付書類や本人確認、手数料の納付等も含め、手続のエンドツーエンドでのデジタル化を推進する。 (略) ・申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるマイナポータルやe-Gov等を活用する。 (略)

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(XⅢ-2-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		データヘルス改革を推進すること(XⅢ-2-1) 基本目標XⅢ:国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること 施策大目標2:健康・医療・介護分野の情報化を推進すること				担当 部局名		大臣官房情報化担当参事官室 保険局医療介護連携政策課 医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室 医薬局総務課		作成責任者名		大臣官房参事官(情報化担当) 岡本 利久 保険データ企画室長 中国 和貴 医政局参事官(特定医薬品開発支援・医療情報担当) 田中彰子 医薬局総務課長 衣笠 秀一		
施策の概要		データヘルス改革の工程表に沿って、着実に取組を推進し、 ・全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大 ・電子処方箋の仕組みの構築 ・自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大 などの実現を図る。												
施策を取り巻く現状		我が国においては、世界的にも類をみない早さで高齢化が進行しており、2021 年現在で28.9%となっている高齢化率は、2050 年には37.1%に達する見込みである。併せて、総人口についても、長期にわたる人口減少過程に入っているところである。 世界に先駆けて超高齢社会に直面する中、国民の健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていけるようにしていくことが、今後の我が国の継続的な発展のために不可欠である。 こうした中で、保健・医療・介護の情報について、その利活用を積極的に推進していくことが、個人の健康増進に寄与するとともに、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的・効果的な医療等各種サービスの提供を行っていく上で、非常に重要となっている(マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録数は、2022年6月30日時点で約942万件であったのが、直近(2023年7月16日時点)で約6,515万件に増加している)。 また、毎年のように各地で自然災害が発生し、さらにこの3 年間については、新型コロナウイルス感染症の流行が我が国のあらゆる分野に大きな影響を与えている状況にあり、安全保障や危機管理の観点からも、こうした情報の利活用を積極的に推進していくことが不可欠となっている。またその際には、医療分野等のセキュリティ対策を強化していくことが必須となっている。												
施策実現のための課題		1	オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、 効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、デジタル化を通じた強靱な社会保障を構築する。											
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係								達成目標の設定理由				
		目標1	データヘルス改革の工程表に沿って、着実に取組を推進								「全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大」、「電子処方箋の仕組みの構築」、「自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大」などの実現を図るため。			
		(課題1)												
達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
1	全国の医療機関における電子カルテ普及率(一般病院200床以上)(アウトカム)	80.5%	令和2年度	85%	令和5年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	・保健医療分野における情報連携を進める上で、その基盤となる医療情報システム(電子カルテ)の普及率を指標とする。 ・一般病院(400床以上)における電子カルテ普及率については、令和2年度に91.2%を達成しているところ。電子カルテ未導入の一般病院(400床以上)も含め、一般病院(200床以上)における電子カルテの普及率を測定指標とする。	・一般病院(200床以上)について、まずは療養病床単独の病院を除く病院において電子カルテの普及を進めるため、この数値を目標として掲げる。 ・当該普及率については、厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室が実施している「医療施設(静態)調査」を利用する。(3年に一度の調査) (参考)令和2年度実績値80.5%は、分母:200床以上の一般病院の数(1909)、分子:200床以上の電子カルテを導入している一般病院の数(1537)から算出したもの。		
						-	-	-	-	85%				
2	全国の医療機関等におけるオンライン資格確認の運用開始施設数(アウトカム)	-	-	100%	令和6年秋	システムの設計・開発	本格運用開始	本格運用開始	全ての医療機関・薬局に導入	2023年4月に導入が義務である全ての保険医療機関等での導入	オンライン資格確認の導入は、医療機関等において、安心・安全で質の高い医療を提供するための医療DXの基盤の整備につながるものであり、データヘルス改革の推進にも資するものであるから、この測定指標を選定した。 ※令和4年度以降の目標値の分母については中医協等で検討した義務化の対象施設数を踏まえたものとする。 ※実績値に係る実数:【令和3年度】分子=32,998機関／分母=229,106機関(厚生局に登録された保険医療機関・薬局)【令和4年度】分子=137,858機関／213,878機関(令和4年12月診療分のレセプトに基づく義務化対象施設)	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)のフォローアップにおいて、2022年度末までに概ね全ての医療機関及び薬局へのシステムの導入を進めることとされた。 また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ、2023年4月から保険医療機関・薬局にオンライン資格確認の導入を原則義務付けるとともに、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局に経過措置を設けた。		
						-	0.0%	14.4%	64.5%					

3	全国の医療機関等における電子処方箋システムの運用開始施設数(アウトカム)	-	-	オンライン資格確認システムを導入した概ね全ての医療機関・薬局	令和6年度	-	-	-	-	オンライン資格確認システム運用開始施設数の90%	電子処方箋を活用することで、複数の医療機関や薬局で 直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬チェックが可能になることで、国民がよりよい医療を受けられるようになることが期待され、データヘルス改革の工程表においても電子処方箋の活用が定められていることから、この測定指標を選定した。	○電子処方箋は診療プロセスや調剤プロセスに影響を与え得る仕組みであり、医療機関や薬局の個別事情を鑑みた対応が必要であり、また、電子処方箋の仕組みは、オンライン資格確認等システムを基盤とした仕組みであり、同システムの導入状況が電子処方箋の導入の前提となる。 ○「成長戦略フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)において、2025年3月を目指して、オンライン資格確認を導入した概ね全ての医療機関、薬局での電子処方箋システムの導入を支援するとの目標が定められたことを踏まえ、令和7年3月末時点の目標値を設定した。			
達成手段1		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号			
(1)	医療情報システム等標準化推進事業 (平成16年度)	33百万円 28百万円	33百万円 32百万円	83百万円	1	電子カルテ等医療情報システムで使用するため、必要な共通の情報基盤となる用語・コードについて整備・維持管理・普及促進を行い、医療機関が無償でダウンロードできるようにしている。						2023-厚労-22-0117			
(2)	社会保障・税番号活用推進事業(医療保険者等)(令和4年度)	14,789 百万円 6,524 百万円	9,658 百万円 1,934 百万円	0	2	マイナンバー制度のインフラを活用して、保険医療機関等において医療保険のオンライン資格確認等を実施するためのシステムの設計・開発を行う。						2023-厚労-22-0968			
(3)	電子処方箋管理サービスの導入に向けた医療機関等のシステム整備の支援のための事業等	- -	3,401 百万円 3,384 百万円	5,592 百万円	3	電子処方箋管理サービスの導入に向けた医療機関等のシステム整備の支援等を行う。						2023-厚労-22-0306			
(4)	医療提供体制設備整備交付金 (令和元年度)	0 0	73,505 百万円 36,140 百万円	28,909 百万円	1,2,3	社会保険診療報酬支払基金に医療情報化支援基金を創設し、以下の事業を行う。 ①オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援 オンライン資格確認を円滑に導入するため、保険医療機関・薬局、訪問看護ステーション等での初期導入経費(システム整備・改修等)を補助 ②電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援 国の指定する標準規格を用いて相互に連携可能な電子カルテシステム等を導入する医療機関での初期導入経費を補助 ③電子処方箋導入支援事業 電子処方箋導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援						2023-厚労-22-0048			
施策の予算額(千円)		令和3年度 14,822,000				令和4年度 86,597,000				令和5年度 34,584,000				政策評価実施予定 時期	令和8年度
施策の執行額(千円)		6,552,000				41,490,000									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日				関係部分(概要・記載箇所)					
		「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」 「成長戦略 フォローアップ」				令和4年6月7日 閣議決定 令和4年6月7日 閣議決定				「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」 4. GX(グリーン・トランスフォーメーション)及びDX(デジタル・トランスフォーメーション)への投資 (2)DXへの投資 ⑦医療のDX 全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化等及び診療報酬改定に関するDXの取組を行政と関係業界が一丸となって進めるとともに、医療情報の利活用について法制上の措置等を講ずる。そのため、政府に総理を本部長とし関係閣僚により構成される「医療DX推進本部(仮称)」を設置する。 「成長戦略 フォローアップ」 Ⅲ.経済社会の多極集中化 1. デジタル田園都市国家構想の推進 (1)デジタル田園都市国家構想の実現に向けた基盤整備 (遠隔医療) 2023年1月から電子処方箋の運用開始に向けて、安全かつ正確な運用のための環境整備を行うとともに、2025年3月を目指してオンライン資格確認を導入した概ね全ての医療機関及び薬局での電子処方箋システムの導入を支援する。					